

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成七(下)

豊後国

緒方莊・直入郷
入田郷・朽網郷

史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

はしがき

この第七卷(下)には、(上)巻の積み残しの大野郡緒方荘と、直入郡全体、即ち直入郷・入田郷・朽網郷の三郷、計一荘三郷を収載した。四所ともに編年史料の刊行は本書がはじめてであり、これをもって大野・直入両郡の荘公史料は、一応整ったことになる。

緒方荘は周知の通り、宇佐宮根本所領の一つである「三国七郡御封」から成立した、「十郷三箇庄」のうちの一荘である。源平争乱に大活躍をした豊後大神氏の巨頭緒方惟栄の本貫地として、近来とみに脚光を浴びつつある。直入郡三郷のうち、前二郷は京都嵯峨の五台山清涼寺領、朽網郷は太宰府天満宮領であるが、何れも国半不輸領で、国衙領である。豊後国の南西境の山中に立地する直入郷諸郷が、すべて半不輸の国衙領となっていることは、頗る注目に値する。当国内の国衙領史料は、この三郷史料をもって一応完結したことになるが、本史料集が、立ち遅れた国衙領研究の一助ともなることを期待したい。

本巻の編集に当たっても、各方面から多大な支援を辱うした。中でも金石文は、引き続き望月有善氏『大分の石造美術』、日名子太郎氏『大分県金石年表』の外に、別府大学事務官白井昭一氏のご協力を得た。口絵写真のうち「八幡宇佐宮御神領大鏡」は、宇佐八幡宮宮司到津公齊氏の許可を得、別府大学助教飯沼賢司氏の助力を仰ぎ、なおその他は、緒方町歴史民俗資料館渡辺幹男氏の御協力を得た。ともにその恩恵に対して、衷心から御礼を申し

上げる。

なお最後に、永年この出版事業に関して迷惑をかけたつある別府大学附属図書館、並びに佐伯印刷株式会社等に
対して、深甚の謝意を表する次第である。

平成五年四月二十九日

編者誌

凡 例

- 一 本巻は『豊後国荘園公領史料集成』の第七巻（下）として、大野郡のうち未収分緒方荘二八二点（うち付録二、補遺二）と、直入郡直入郷二二六六点（うち付録二、補遺二）、同入田郷一〇〇点（うち付録二、補遺四）、同朽網郷二二〇点（うち付録二、補遺一〇）、の一荘三郷、総計八三八点を収めた。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することにとめた。『大分県史料』収載の文書は、原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。
- 一 史料蒐集は、当該荘公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。
- 一 同一史料で二荘郷以上に関連あるものの内、必要と認めたもの以外は、初出（又は最も関係の深い）荘郷に本文を掲げ、他は史料標題と参照注を付し、本文を省略した。ただし重要史料は、関係部分のみを摘記した所もある。
- 一 一国全体に関する長文史料も、初出（又は最も関係の深い）荘郷に当該郡全体を摘出し、以下の荘郷には必要と認められた場合は関係部分のみを抄出し、他は標題のみを掲げ、参照注を付した。全文は全巻末に「豊後総国史料」（仮称）を立て、これを収載するようにしたい。
- 一 一国平均役等で、特定荘郷に関するものは当該荘郷に掲げ、なお荘郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」に再録する予定。

- 一 頁数節減のため、長文史料は二段組とし、とくに検地帳類は活字を落として小字とした。編者所蔵の臼杵藩領諸莊郷検地帳(七六冊、県指定有形文化財)のうち、慶長二年(一五九七)検地帳は、尨大な冊数のため、標題・村名・村位・冊数等を掲げ、本文は遺憾ながら省略せざるをえなかった。
- 一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。
- 一 文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。
- 一 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳類については、これを省略せざるをえなかった。
- 一 各莊郷ごとに、付録として現行市町村の大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名(及び現地読み)を付した。ただし莊園時代の厳密な境界画定は今後の課題であり、あくまで一応の参考として掲げたにすぎない。
- 一 原文には、句点(・)・並列点(・)を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。
- 一 卷末に、当該莊園の所在地及び関係地名等を示す地形図(五万分一、犬飼・三重町・熊田・久住・竹田・三田井・宮原・阿蘇山)を付した。建設省国土地理院の恩恵を深謝する。
- 一 編者の用いた記号は、左の通りである。



〰〰〰〰

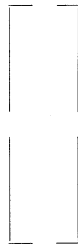
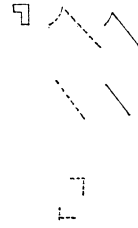


┌



欠字。□内文字は金石文の判読可能なもの、
 〰〰〰〰で、原字判読可能なものの左側に付した。
 〰〰〰〰で、原字不明のもの。
 異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

L



薄冊の丁折目、丁替り目。
墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・礼紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。

異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。

-
- (カ)
- (マ)
-
-

以上

目次

▽はしがき……………一

▽凡例……………四

緒方莊史料

一	豊後國風土記……………	一
二	天長三年十一月三日 太政官符……………	二
三	倭名類聚抄……………	四
四	永久參年歲次乙未四月十八日 三宮八幡社銅經筒銘……………	四
五	八幡宇佐宮御神領大鏡……………	四
六	安元二年丙二月日 八幡宇佐宮符案……………	七
七	自治承五年二月十一日 玉葉……………	七
八	至自承五年閏二月十九日 源平盛衰記……………	七
九	治承五年二月十三日 吾妻鏡……………	八
一〇	承五年二月廿九日 源平盛衰記……………	九
一一	(壽永二年六月)十八日 源平盛衰記……………	九
一二	(壽永二年)八月十七日 平家物語……………	一〇
一三	(壽永二年)八月十七日 源平盛衰記……………	一〇
一四	壽永二年十月八日 玉葉……………	一三
一五	平家物語……………	一三
	源平盛衰記……………	一七

目次

七

六	保曆間記	二〇
七	豐後國日田郡司職次第(抄)	三
八	大神系圖(抄)	三
九	平家物語	三
一〇	宇佐宮回祿勘考	三
一一	元曆文治記寫	三
一二	吾妻鏡	三
一三	後白河院廳下文	三
一四	女禰巨大神安子・祝大神宮保連署	三
一五	解狀案	三
一六	後白河上皇院宣	三
一七	吾妻鏡	三
一八	玉葉	三
一九	平家物語	三
二〇	宇佐宮假殿遷宮定記	三
二一	玉葉	三
二二	後愚昧記	三
二三	上卿故實抄	三
二四	大神系圖(抄)	三
二五	大神姓佐伯氏系圖(抄)	三
二六	宇佐宮假殿地判指圖	三
二七	征夷大將軍源賴家政所下文寫	三
二八	造宇佐宮所課注文案	三
二九	靈後國圖田帳案斷簡	三
三〇	文治	二年六月十六日	三
三一	文治	二年十一月九日	三
三二	文治	二年十一月十八日	三
三三	文治	元年十月十六日	三
三四	文治	元年十一月五日	三
三五	文治	二年五月十八日	三
三六	文治	二年五月十八日	三
三七	文治	二年五月十八日	三
三八	文治	二年五月十八日	三
三九	文治	二年五月十八日	三
四〇	文治	二年五月十八日	三
四一	文治	二年五月十八日	三
四二	文治	二年五月十八日	三
四三	文治	二年五月十八日	三
四四	文治	二年五月十八日	三
四五	文治	二年五月十八日	三
四六	文治	二年五月十八日	三
四七	文治	二年五月十八日	三
四八	文治	二年五月十八日	三
四九	文治	二年五月十八日	三
五〇	文治	二年五月十八日	三
五一	文治	二年五月十八日	三
五二	文治	二年五月十八日	三
五三	文治	二年五月十八日	三
五四	文治	二年五月十八日	三
五五	文治	二年五月十八日	三
五六	文治	二年五月十八日	三
五七	文治	二年五月十八日	三
五八	文治	二年五月十八日	三
五九	文治	二年五月十八日	三
六〇	文治	二年五月十八日	三
六一	文治	二年五月十八日	三
六二	文治	二年五月十八日	三
六三	文治	二年五月十八日	三
六四	文治	二年五月十八日	三
六五	文治	二年五月十八日	三
六六	文治	二年五月十八日	三
六七	文治	二年五月十八日	三
六八	文治	二年五月十八日	三
六九	文治	二年五月十八日	三
七〇	文治	二年五月十八日	三
七一	文治	二年五月十八日	三
七二	文治	二年五月十八日	三
七三	文治	二年五月十八日	三
七四	文治	二年五月十八日	三
七五	文治	二年五月十八日	三
七六	文治	二年五月十八日	三
七七	文治	二年五月十八日	三
七八	文治	二年五月十八日	三
七九	文治	二年五月十八日	三
八〇	文治	二年五月十八日	三
八一	文治	二年五月十八日	三
八二	文治	二年五月十八日	三
八三	文治	二年五月十八日	三
八四	文治	二年五月十八日	三
八五	文治	二年五月十八日	三
八六	文治	二年五月十八日	三
八七	文治	二年五月十八日	三
八八	文治	二年五月十八日	三
八九	文治	二年五月十八日	三
九〇	文治	二年五月十八日	三
九一	文治	二年五月十八日	三
九二	文治	二年五月十八日	三
九三	文治	二年五月十八日	三
九四	文治	二年五月十八日	三
九五	文治	二年五月十八日	三
九六	文治	二年五月十八日	三
九七	文治	二年五月十八日	三
九八	文治	二年五月十八日	三
九九	文治	二年五月十八日	三
一〇〇	文治	二年五月十八日	三

六 (建久八年九)

亮	弘	安	捌年 玖月 日	宇佐宮神領次第案	(同上)	亮
亮	弘	安	八年 九月 晦日	豐後國大田文案	(平林本)	亮
亮	文	保	二年 戊辰 三月十五日	豐後國圖田帳案	(内閣文庫本)	亮
亮	嘉	曆	二 二月 日	馬背畑五靈八社寶塔銘	(大分の石造美術)	亮
亮	元	德	二年 庚申 卯月十四日	六種寶塔銘	(同上)	亮
亮	歷	應	五年 五月十一日	宇田枝寶生寺寶塔銘	(白井照一調査記録)	亮
亮	正	平	七年 三月十七日	沙彌某等連署奉書	(志賀文書)	亮
亮	文	和	二 二月 八日	某宛行狀	(同上)	亮
亮	延	文	三年 九月廿六日	大化寶篋印塔銘	(大分の石造美術)	亮
亮	貞	治	三年 二月 日	志賀能長・沙彌道阿連署寄進狀	(志賀文書)	亮
亮	貞	治	三年 六月十八日	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	(大友文書)	亮
亮	天	授	元年 十月三日	右衛門尉・藤原某連署奉書	(志賀文書)	亮
亮	天	授	三 丁十一 廿九	征西將軍宮良成親王令旨	(大友松野文書)	亮
亮	永	德	三年 七月十八日	三反畑大日釋迦三尊種子板碑銘	(大分の石造美術)	亮
亮	永	德	四年 卯月十四日	大友親世當知行所領所職等注進狀案	(大友文書)	亮
亮	永	德	四年 卯月十四日	宇田枝寶生寺寶篋印塔銘	(大分の石造美術)	亮
亮	明	德	二年 辛未 十一月 二日	資宣奉書	(阿蘇家文書上)	亮
亮	明	德	二年 辛未 十一月 二日	宇田枝寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	亮
亮	毛	應	永 第拾四年 三月廿四日	宇田枝寶生寺寶篋印塔銘	(大分の石造美術)	亮
亮	毛	應	永 廿七日 庚子 歲仲春吉日	西白寺觀音堂寶篋印塔銘	(大分の石造美術)	亮
亮	毛	應	永 二 七月 廿日	小仲尾寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	亮
亮	亮	應	永 二 七月 廿日	某給地宛行狀	(奥嶽文書)	亮

目次

六	應永	三十一年甲辰八月三日	大行事八幡社木造狗(二軀)銘	……	(大分県金石年表)	……	六
三	「應永卅一歲」	八月十八日	傳清奉書	……	(與嶽文書)	……	六
三	應永	卅一十月廿日	傳清奉書	……	(同 上)	……	六
六	應永	卅一十一月四日	某書下	……	(同 上)	……	六
六	永享	二歲八月廿四日	大渡地藏菩薩像銘	……	(大分県金石年表)	……	六
六	永享	七年二月廿日	上栗生明王院寶篋印塔銘	……	(同 上)	……	六
六	永享	九年八月七日	室町將軍 <small>教義</small> 家御教書	……	(志賀文書)	……	六
六	永享	九年丁巳十一月廿八日	堂內地藏堂寶塔銘	……	(大分県金石年表六)	……	六
六	文安	元季 <small>甲子</small> 卯月十一日	小畑樂師堂寶篋印塔銘	……	(大分県金石年表)	……	六
六	文安	二年八月十二日	古庄秀安・深田正隨連署坪付	……	(與嶽文書)	……	六
六	文安	六年卯月八日	加賀知觀音堂銅鑄口銘	……	(大分県金石年表)	……	六
六	文安	七月四日	大友親繁感狀	……	(三代文書)	……	六
六	享德三年	十二月九日	大友親繁知行預ヶ狀	……	(大友家文書錄)	……	六
六	正元年	正月十一日	緒方莊兩政所連署打渡狀	……	(同 上)	……	六
六	正元年	正月十九日	緒方莊兩政所連署打渡狀	……	(久保文書)	……	六
六	正元年	六月九日	大友親繁知行預ヶ狀寫	……	(右田文書)	……	六
六	正三年	三月廿五日	志賀親明置文	……	(志賀文書)	……	六
六	三載丁丑	十一月十二日	年野六地藏幢銘	……	(大分県金石年表)	……	六
六	長祿二年	戊子十月吉(日)	軸丸塔ノ越六地藏幢銘	……	(同 上)	……	六
六	長祿三年	十一月九日	上自在寺田神宮寺跡寶塔銘	……	(白井昭一調査記録)	……	六
六	寬正三年	壬午□三春□八日	大化田黒田六地藏幢銘	……	(大分県金石年表)	……	六
六	文明二年	二稔庚寅霜月念八日	春日大師堂寶塔銘	……	(同 上)	……	六

三	二月十五日	大友政親知行預ケ狀	(大友家文書録)	卅
三	二月十五日	大友政親知行預ケ狀	(三代文書)	卅
三	三月十日	得永親宣打渡狀	(大友家文書録)	卅
六	文 明 十五年卯三月廿二日	大友政親知行預ケ狀	(三代文書)	卅
七	「文明十六年卯」三月廿二日 (五ノ誤)	大友氏加判衆連署奉書	(同 上)	卅
八	文 明 十五年卯三月廿三日	大友政親知行預ケ狀寫	(合沢文書)	卅
九	(文明十五年カ) 四月廿二日	齋藤繁利打渡狀	(三代文書)	卅
十	文 明 十五年卯癸卯四月廿二日	佐藤利氏・首藤重泰連署坪付	(同 上)	卅
十一	「文明十六辰」二月十八日	某知行預ケ狀	(奥嶽文書)	卅
十二	(年 未 詳) 七月二日	能章知行預ケ狀	(同 上)	卅
十三	(年 未 詳) 十一月一日	能章知行預ケ狀	(同 上)	卅
十四	「文明十八年ひのへ」三月廿日	清水則家打渡狀	(同 上)	卅
十五	文 明 十八年ひのへ八月十日	清水則家打渡狀	(同 上)	卅
十六	文 明 十九年ひのとの八月一日	栗林四郎衛門讓狀	(同 上)	卅
十七	延 德 〓歲壬二月吉日	白谷寺屋敷寶篋印塔銘	(白井昭一調査記録)	卅
十八	(年 未 詳) 卯月廿五日	政勝書狀	(奥嶽文書)	卅
十九	(年 未 詳) 八月廿二日	政勝書狀	(同 上)	卅
二十	(年 未 詳) 二月十六日	市河親清書狀	(同 上)	卅
二十一	(年 未 詳) 五月廿七日	大友政親書狀	(三代文書)	卅
二十二	めいおう二年みつと三月廿二日	大友氏加判衆連署奉書	(同 上)	卅
二十三	明 應 貳季癸丑八月 日	上自在神宮寺跡寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	卅
二十四	明 應 〓季乙卯卯月吉日	上自在神宮寺跡寶篋印塔銘	(同 上)	卅

二五	明應四年五月吉日	氏延・秀次連署知行宛行狀	(奥嶽文書)	七〇
二〇	(年未詳)	大友政親書狀	(同 上)	六九
一九	(年未詳)	大友政親書狀	(三代文書)	六八
一八	(年未詳)	大友政親書狀	(同 上)	六七
一〇	(年未詳)	大友政親書狀	(同 上)	六六
一一	(年未詳)	大友親豐 <small>右義</small> 知行預ケ狀	(奥嶽文書)	六五
一二	(年未詳)	大友政親書狀	(三代文書)	六四
一三	(年未詳)	大友政親書狀	(同 上)	六三
一四	明應二年十月三日	大神右武知行宛行狀	(奥嶽文書)	六二
一五	(年未詳)	大友政親書狀	(三代文書)	六一
一六	(年未詳)	隆重書狀	(奥嶽文書)	六〇
一七	(年未詳)	大友親治官途狀	(三代文書)	五九
一八	「明應五年 <small>丙辰</small> 」十一月三日	大友親治知行預ケ狀	(志賀文書)	五八
一九	(年未詳)	大友親治書狀	(大友家文書録)	五七
二〇	(年未詳)	某知行預ケ狀	(同 上)	五六
二一	(年未詳)	大友親治書狀	(同 上)	五五
二二	(年未詳)	大友親治安堵狀	(同 上)	五四
二三	(年未詳)	親 <small>口</small> 奉書	(同 上)	五三
二四	(明應七年 <small>九</small>)	大友親治書狀	(奥嶽文書)	五二
二五	(明應七年)	大友親治書狀	(同 上)	五一
二六	明應七稔 <small>戊午</small> 壬 <small>子</small> 春廿九日	三宮八幡社石鳥居額銘	(大分県金石年表)	五〇
二七	(明應九年)	大友親治知行預ケ狀	(志賀四郎文書)	四九

一六	(明應九年)	三月三日	大友親治書狀	(同上)	二四
一五	明應	九年五月三日	大友氏加判衆連署奉書	(同上)	二五
一四	明應	十二月五日	大友氏家臣等連署奉書	(永弘文書)	二五
一三	(年未詳)	十二月廿一日	大友親治書狀	(三代文書)	二六
一二	(年未詳)	六月廿七日	久保陽長書狀	(永弘文書)	二六
一一	(年未詳)	九月六日	古莊秀弘・宇野宗源連署書狀案	(詫摩文書)	二七
一〇	(文龜二年)	三月十日	大友親治知行預ヶ狀	(波津久文書)	二八
〇九	文龜二	亥 <small>(壬戌)</small> 關茂年菊月十六日	白谷寺屋敷六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	二八
〇八	(年未詳)	十一月十九日	大友義長官途狀	(三代文書)	二九
〇七	(永正元年頃)	十一月廿二日	大友義長感狀	(奥嶽文書)	二九
〇六	(永正三年頃)	十一月廿三日	大友義長感狀	(三代文書)	三〇
〇五	(永正三年)	閏十一月五日	大友義長感狀	(同上)	三一
〇四	永正	肆年丁卯八月初四日	高岩六地藏幢銘	(大分県金石年表)	三一
〇三	永正	四年丁卯十月八日	辻平田寶篋印塔銘	(同上)	三二
〇二	永正	五戊辰二月中 <small>瀬</small>	小原栗林六地藏幢銘	(同上)	三三
〇一	永正	五年 <small>戊辰</small> 七月八日	板屋地藏堂寶篋印塔銘	(同上)	三三
〇〇	永正	五天戊辰歲十一月吉日	地藏原六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	三三
九九	永正	五年	大友氏加判衆 <small>之</small> 連署奉書	(志賀四郎文書)	三三
九八	永正	六年 <small>己未</small> 結制日	大福寺寶篋印塔銘	(白井昭一調査記録)	三四
九七	(永正八年頃)	三月十五日	大友義長受領狀	(三代文書)	三五
九六	(年未詳)	八月廿七日	鎮賢知行預ヶ狀	(首藤文書)	三五
九五	(年未詳)	十一月晦日	佐保直和書狀	(同上)	三五
九四	永正	拾貳天乙亥黃鐘	白泉寺六地藏幢銘	(大分県金石年表)	三六

二五	十二月廿五日	大神 <small>三田</small> 長武書狀……………	(奥嶽文書)	二六
二五	十二月廿五日	大神 <small>(カ)</small> 武陰・同武久・同武恒連署書狀……………	(同上)	二七
二五	永正十二年 <small>己亥</small> 十二月廿六日	大神 <small>三田</small> 長武證狀……………	(同上)	二八
二五	永正十三年 <small>丙子</small> 二月吉日	宇田枝六地藏幢銘……………	(大分の石造美術)	二八
二五	(永正十三年)十月十六日	大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ケ狀……………	(志賀文書)	二九
二六	十一月六日	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀……………	(首藤文書)	二〇
二六	(永正十三年 <small>カ</small>)十二月十五日	大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ケ狀……………	(久保文書)	二〇
二六	(永正十三年 <small>カ</small>)十二月廿日	大友親安 <small>鑑義</small> 知行預ケ狀寫……………	(右田文書)	二三
二六	永正十三年 <small>(三カ)</small> 十二月廿三日	木上長秀打渡狀……………	(久保文書)	二三
二六	(永正十四年 <small>カ</small>)二月廿八日	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀……………	(首藤文書)	二三
二六	永正十四年 <small>丁丑</small> 三月十一日	三代重利契狀……………	(三代文書)	二三
二六	永正十四年 <small>うし</small> 三月十一日	三代重利讓狀……………	(同上)	二三
二七	十一月十九日	大友親安 <small>鑑義</small> 書狀……………	(首藤文書)	二四
二七	十一月廿七日	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀……………	(同上)	二四
二七		緒方莊原尻・徳丸兩名内知行坪付……………	(三代文書)	二四
二七	(永正十六年 <small>カ</small>)正月十九日	大友親敦 <small>鑑義</small> 感狀……………	(首藤文書)	二五
二七	正月廿七日	大友親敦 <small>鑑義</small> 官送狀……………	(同上)	二六
二七	(年未詳)四月十一日	大友氏加判衆運署奉書……………	(久保文書)	二六
二七	永正十六天 <small>己卯</small>	伏野内平寶篋印塔銘……………	(大分県金石年表)	二七
二七	永正十六天 <small>己卯</small>	伏野内平寶篋印塔銘……………	(同上)	二七
二七	(永正十七年)八月七日	菊池重治感狀……………	(久保文書)	二七

一三	(永正 十七年)	八月七日	池菊重治感狀……………	(三代文書)	二六
一三	(年未詳)	十二月十三日	泰弘・朽綱法祥連署奉書……………	(久保文書)	二六
一四	大永	四年甲申霜月廿二日	西白寺觀音堂五輪塔銘……………	(大分県金石年表)	二九
一五	(大永 四年)	十二月十三日	大友義鑿知行預ヶ狀……………	(田北長三郎文書)	二九
一六	大永	五天乙酉卯月吉日	平石六地藏幢銘……………	(大分県金石年表)	三〇
一七	大永	六年丙戌四月十三日	馬背畑西ヶ原板碑銘……………	(同 上)	三〇
一八	大永	六年 <small>成丙</small>	馬背畑宇土寶篋印塔銘……………	(白井昭一調査記録)	三〇
一九	(大永 七年)	卯月十日	戸次親久書狀……………	(首藤文書)	三一
二〇	(大永 七年)	四月廿日	大友義鑿感狀……………	(同 上)	三一
二一	大永	七天丁亥小春十三日	大福寺寶篋印塔銘……………	(大分県金石年表)	三一
二二	(大永 七年)	十一月十三日	大友義鑿感狀……………	(久保文書)	三一
二三		十一月廿日	大友義鑿一跡安堵狀……………	(首藤文書)	三一
二四	大永	七年丁亥十一月吉日	馬背畑西ヶ原寶篋印塔銘……………	(大分県金石年表)	三一
二五	(大永 八年)	正月廿二日	大友氏加判衆連署奉書……………	(大友家文書録)	三二
二六		十月十三日	大友義鑑一跡安堵狀……………	(久保文書)	三二
二七	享祿	五年壬辰二月廿三日	湯ノ迫地藏堂石幢銘……………	(大分県金石年表)	三二
二八	(天文 元年)	十一月二日	大友義鑿感狀……………	(三代文書)	三五
二九	(天文 元年)	十一月八日	大友義鑿感狀……………	(首藤文書)	三五
三〇	(天文 元年)	十一月十日	大友義鑿感狀……………	(久保文書)	三五
三一	(天文 元年)	十一月十五日	大友義鑿感狀……………	(首藤文書)	三五
三二	(天文 元年)	十一月廿日	大友義鑿感狀……………	(久保文書)	三五
三三		十二月十八日	大友義鑿受領狀……………	(同 上)	三七
三四		八月一日	大友義鑿書狀……………	(同 上)	三七

一〇一	二月十六日	大友義鑑受領狀	……	(首藤文書)	……	一三
一〇二	三月廿六日	大友義鑑官途狀	……	(同 上)	……	一三
一〇三	(天文三年) 五月十一日	大友義鑑感狀	……	(三代文書)	……	一三
一〇四	(天文三年) 六月十一日	大友義鑑感狀	……	(首藤文書)	……	一三
一〇五	八月一日	大友義鑑書狀	……	(久保文書)	……	一三
一〇六	天 文 龍集乙未初夏 ^(四年)	井上金剛院寶篋印塔銘	……	(大分県金石年表)	……	一四
一〇七	八月一日	大友義鑑書狀	……	(久保文書)	……	一四
一〇八	天 文 五年 三月五日	大友氏加判衆連署奉書	……	(小野文書)	……	一四
一〇九	九月十五日	大友義鑑書狀	……	(深田文書)	……	一四
一一〇	(年 未詳) 正月廿一日	鑑築一字畫出	……	(奥嶽文書)	……	一四
一一一	二月十五日	大友義鑑一跡安堵狀	……	(三代文書)	……	一四
一一二	二月廿七日	入田親誠一字書出	……	(佐藤文書)	……	一四
一一三	八月一日	大友義鑑書狀	……	(久保文書)	……	一四
一一四	九月廿六日	大友義鑑感狀	……	(三代文書)	……	一四
一一五	(天 文 十六年) 正月十一日	大友義鑑名字狀	……	(衛藤文書)	……	一四
一一六	天 文 十六年正月十一日	大友義鑑一字書出	……	(同 上)	……	一四
一一七	(天文 十六年) 壬七月廿六日	大友氏加判衆連署奉書	……	(久保文書)	……	一四
一一八	(年 未詳) 六月廿九日	大友義鑑知行預ヶ狀	……	(小野文書)	……	一四
一一九	七月廿二日	入田親廉打渡狀	……	(同 上)	……	一四
一二〇	(天文 十九年) 七月廿日	大友義鑑感狀	……	(久保文書)	……	一四
一二一	(年 未詳) 九月二日	志賀親守知行預ヶ狀	……	(伊東明文書)	……	一四
一二二	(天文 二十年) 二月十三日	首藤秀次作職年季證文	……	(首藤文書)	……	一四
一二三	七月廿一日	大友義鑑書狀	……	(同 上)	……	一四

三六	八月一日	大友義鎮書狀	……………	(久保文書)	……………	一〇
三六	八月一日	大友義鎮書狀	……………	(同上)	……………	一〇
三三	天 文 廿三年 □□□□	中津留押川寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	……………	一〇
三三	(年 未 詳)	八月一日	大友義鎮書狀	……………	(久保文書)	一〇
三三	弘 治 貳年 ^{丙辰} 九月四日	戸次鑑連知行預ヶ狀案	……………	(由布文書)	……………	一〇
三三	弘 治 三年正月十三日	大友義鎮一字書出	……………	(久保文書)	……………	一〇
三三	(年 未 詳)	十一月十三日	大友義鎮書狀	……………	(立花家文書)	一〇
三三	(年 未 詳)	八月廿三日	大友義鎮知行預ヶ狀寫	……………	(田北次彦文書)	一〇
三三	〔永〕祿 五年壬戌三月十五日	馬背畑岩原寶塔銘	……………	(大分県金石年表)	……………	一〇
三七	永 祿 五年壬戌卯月十日	中津留石町寶篋印塔銘	……………	(同上)	……………	一〇
三六	(永 祿 五年)	十一月二日	大友宗麟 ^{義鎮} 感狀	……………	(首藤文書)	一〇
三六	(永 祿 五年)	卯月十三日	大友宗麟 ^{義鎮} 感狀	……………	(久保文書)	一〇
三三	(永 祿 十一年 ^九)	卯月十三日	大友宗麟 ^{義鎮} 感狀	……………	(加藤文書)	一〇
三三	(永 祿 十一年)	七月廿三日	大友宗麟 ^{義鎮} 感狀	……………	(同上)	一〇
三三	(永 祿 十一年)	七月廿三日	大友宗麟 ^{義鎮} 感狀	……………	(久保文書)	一〇
三三	永 祿 十二己巳	十月十六日	辻下平寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	一〇
三三	(永 祿 十二年)	十一月廿日	大友宗麟 ^{義鎮} 書狀	……………	(頼田叢史)	一〇
三三	(年 未 詳)	十二月廿日	大友宗麟 ^{義鎮} 書狀	……………	(三代文書)	一〇
三三	(年 未 詳)	二月十九日	大友宗麟 ^{義鎮} 知行宛行坪付	……………	(大友家文書録)	一〇
三三	(元 龜 元年)	三月二日	大友宗麟 ^{義鎮} 知行預ヶ狀	……………	(久保文書)	一〇
三三	(年 未 詳)	三月十三日	大友宗麟 ^{義鎮} 知行預ヶ狀	……………	(大友家文書録)	一〇

三三	(年未詳)	六月廿三日	大友宗麟 <small>義鎮</small> 官途狀	……………	(衛藤文書)	……………	三三
三四	元龜	二年 <small>辛未</small> 初夏廿三日	越生城山六地藏幢銘	……………	(大日本史料)	……………	三三
三四	元龜	二年 <small>辛未</small> 應鐘廿九日	越生小野崎板碑銘	……………	(白井昭一調查記錄)	……………	三三
三四	元龜	四年癸酉二月四日	加賀知觀音堂寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	……………	三三
三四	(天正)	三年九)十二月九日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(久保文書)	……………	三三
三四	天正	五年八月廿六日	原尻鎮秀・久保鎮泰連署緒方莊閑別調注文	……………	(柞原八幡文書)	……………	三三
三四	天正	五年丁丑十月四日	加賀知觀音堂寶篋印塔銘	……………	(大県金石年表)	……………	三三
三四	(天正)	七年九)六月三日	大友義統官途狀	……………	(首藤文書)	……………	三四
三四	(天正)	七年九)九月十六日	大友義統書狀	……………	(久保文書)	……………	三四
三四	(年未詳)	二月十一日	大友義統跡目安堵狀	……………	(同上)	……………	三四
三四	(年未詳)	二月十一日	大友義統官途狀	……………	(同上)	……………	三四
三四	天正	八年庚辰二月	馬場柏木板碑銘	……………	(大分県金石年表)	……………	三四
三五	(天正)	八年閏三月廿八日	大友義統書狀	……………	(久保文書)	……………	三六
三五	(天正)	八年十一月十五日	戸次鎮連畫狀	……………	(同上)	……………	三六
三五	(天正)	八年頃)十二月四日	大友義統安堵狀	……………	(同上)	……………	三六
三五	天正	十年五月一日	大友義統書下狀	……………	(加藤福夫文書)	……………	三六
三五	天正	十一年十月十日	大友義統感狀	……………	(久保文書)	……………	三六
三五	(天正)	十一年十一月十四日	大友義統感狀	……………	(同上)	……………	三六
三五	(天正)	十二年正月十一日	戸次宗傑 <small>鎮秀</small> 名字狀	……………	(奥嶽文書)	……………	三六
三六	天正	十二年正月十一日	藤原秀祐一字書出	……………	(同上)	……………	三六
三六	天正	十二年十一月六日	大友義統安堵狀	……………	(加藤福夫文書)	……………	三六
三六	(年未詳)	十一月八日	定書狀	……………	(奥嶽文書)	……………	三六

三三	(天正 十四年)	六月一日	大友義統書狀……………	(大友家文書録)	一七
三二	(天正 十四年)	六月一日	大友氏加判衆連署奉書……………	(加藤福夫文書)	一七
三一	(天正 十四年)	十月頃	大友家文書録……………	(東京大学史料編纂所影写本)	一三
三〇	(年未詳)	十二月一日	戸次統連書狀……………	(大友家文書録)	一五
二九	天 正 十六年	正月十五日	戸次龜泰知行預ヶ狀案……………	(由布文書)	一三
二八	(年未詳)	六月十三日	大友吉統書狀……………	(五條文書)	一四
二七	(天正十六年頃)	十一月十五日	大友吉統書狀……………	(久保文書)	一五
二六	天 正 十七年	正月五日	吉弘統幸知行預ヶ狀……………	(大友家文書録)	一五
二五	(天正十八年九)	二月十三日	大友氏加判衆連署書狀……………	(久保文書)	一七
二四	天 正 拾八年	九月廿八日	後藤三右衛門尉領緒方莊田畠坪付……………	(大友家文書録)	一七
二三	天 正 十九年	卯八月吉日	豊後國檢地目録案……………	(西寒多神社文書)	一七
二二		十月六日	大友氏加判衆連署奉書……………	(平林文書)	一六
二一		十月十六日	緒方莊内字佐免以下坪付注文……………	(同上)	一六
二〇			豊後國諸侍着到帳寫……………	(武内本・中島本)	一六
一九	(文祿 二年九)	六月廿日	豊臣秀吉御内書……………	(日向伊東文書)	一三
一八			大友氏段錢・准田錢催促奉書々札禮案……………	(當家筆法之抄条々)	一三
一七	慶 長 六年	四月十六日	中川秀成知行方目録……………	(中川家文書)	一四
一六	付 録		大神系圖(抄)……………	(筑後太田吉藏藏本)	一七
一五			大野郡緒方町・清川村・竹田市(片ヶ瀬)大字・小字一覽表……………		一四

直入郷史料

一	天 平 九 年	豊後國正稅帳	(正倉院文書)	三〇七
二		豊後國風土記		三〇〇
三		八幡大神御託宣記案	(石清水文書)	三一一
四	天 長 三 年 十 一 月 三 日	太政官符	(類聚三代格)	三三三
五		延喜式		三三三
六		倭名類聚抄		三四四
七		清涼寺緣起	(続群書類從)	三四四
八		元亨釋書	(新訂増補国史大系)	三五五
九		大神系圖(抄)	(筑後太田吉蔵々本)	三五五
一〇	(文 治 年 中)	宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮蔵)	三五六
一一	(建 久 八 年 九)	豊後國圖田帳案斷簡	(到津文書)	三三七
一二	弘 安 八 年 九 月 日	豊後國圖田代注進狀案	(平林本)	三三七
一三	弘 安 八 年 九 月 晦 日	豊後國圖田帳案	(内閣文庫本)	三三八
一四	元 應 二 年 十 月 廿 八	久住若宮八幡社五輪塔銘	(大分の石造美術)	三三九
一五	正 慶 元 年 正 月 十 一 日	賀來社年中行事次第	(柞原八幡宮文書)	三三九
一六	正 平 二 年 九 月 廿 日	惠良惟澄一族等恩賞所望闕所地 注文案寫	(阿蘇家文書)	三三三
一七	貞 和 三 年 丁 亥 十 一 月	折立地藏堂寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	三三三
一八	文 和 三 年 甲 申 七 月 十 七 日	岩瀬觀音堂寶塔銘	(白井昭一調査記録)	三三三
一九	文 和 三 年 六 月 十 八 日	萬壽寺首座智徹等運署披露狀	(大友文書)	三四四
二〇	正 平 十 一 年 丙 申 十 一 月 九 日	植木辻迫寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	三三五
二一	延 文 四 年 十 月 廿 日	志賀氏房軍忠狀	(志賀文書)	三三六

三	貞	治	元年八月・九月	大友家文書錄……………	(東京大學史料編纂所影写本)	三三	
三	(正平)	十七年	十二月廿三日	左衛門尉隆賴書狀寫……………	(阿蘇家文書)	三三	
三	貞	治	二年卯月	志賀賴房軍忠狀……………	(志賀文書)	三三	
三	貞	治	三年二月	大友氏時當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	三三	
三	正	平	廿年	阿蘇山衆徒領豊後柏原村年貢注文……………	(西巖殿寺文書)	三三	
三	「建	德	二年	七月五日	三郎太郎年貢送文……………	(同)	
三	「建	德	二年	九月廿二日	三郎太郎年貢送文……………	(同)	
三	應	安	八年二月	日	田原氏能軍忠狀……………	(入江文書)	
三	天	授	二月廿四日	今川了俊書狀……………	(志賀文書)	三三	
三	天	授	三月	四月	日	橋宇津塔ノ平寶塔銘……………	(白井昭一調査記録)
三	天	授	三月	八月	七日	植木奥園寺屋敷五輪塔銘……………	(同)
三	天	授	三年	八月	□	植木堀二夫宅地内五輪塔銘……………	(同)
三	康	曆	元年己未十一月廿五日	竹田佐久間某邸内五輪塔銘……………	(大分県金石年表)	三三	
三	康	曆	二年十二月八日	直入郷給人注文……………	(志賀文書)	三三	
三	永	德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	三三	
三	永	得	三年十月十六日	志賀氏房讓狀……………	(志賀文書)	三三	
三	嘉	慶	貳年辰三月	日	賀來社御行幸儀式次第……………	(柞原八幡宮文書)	
三	元	中	十年二月九日	征西將軍官良成親王令旨寫……………	(阿蘇家文書)	三三	
三	元	永	五年八月十九日	志賀親昌讓狀……………	(志賀文書)	三三	
三	應	永	廿一年九月八日	直入郷長田名役給注文……………	(同)	三三	
三	應	永	廿三年三月	直入郷段錢結解土代……………	(同上)	三三	
三	應	永	廿三年三月	南光寺後藤鶴喜藏五輪塔銘……………	(白井昭一調査記録)	三三	

四	應	永	廿三年八月廿三日	志賀親理直入郷准田錢進納狀	……………	(志賀文書)	二五
望	(永	享	八年)六月廿三日	備後國守護代大橋滿泰書狀	……………	(同)	二五
望	(永	享	八年)六月廿五日	大友親綱起請文	……………	(同)	二五
望	永	享	九年八月七日	室町將軍 <small>義家</small> 御教書	……………	(同)	二五
四	永	享	十二年二月廿五日	室町將軍 <small>義家</small> 御教書	……………	(同)	二五
四	兜	(永	享十二年)三月廿七日	志賀親賀請文案	……………	(同)	二五
三	嘉	吉	元年十月十四日	室町將軍 <small>義家</small> 御教書	……………	(同)	二五
三	嘉	吉	元年□月吉日	玉來一本松六地藏幢銘	……………	(大分県金石年表)	二五
三	嘉	吉	二年十二月十五日	室町將軍 <small>勝家</small> 御教書	……………	(志賀文書)	二五
三	寶	德	三	蓮華寺觀音堂五輪塔銘	……………	(白井昭一調査記録)	二五
三	寶	德	三	深迫法光寺跡五輪塔銘	……………	(大分県金石年表)	二五
三	壹	康	正二天丙子歲三月三日	折立六地藏幢銘	……………	(同)	二五
三	壹	康	正二年七月廿三日	石合氏傳・豐饒道弘連署書狀案	……………	(柞原八幡宮文書)	二五
三	毛	康	正二季丙子□	久住德ノ尾寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	二五
三	天	康	正三年丁二月廿五日	志賀親明置文	……………	(志賀文書)	二六
三	禿	(康	正方)三載丁丑十一月十二日	折立六地藏幢銘	……………	(大分県金石年表)	二六
三	禿	長	祿□□歲	小高野藥師堂五輪塔銘	……………	(安井「明治地区塔碑調査記」)	二六
三	六	文	正文元年丙戌十月吉日	久住神社銅鉢銘	……………	(大分県金石年表)	二六
三	三	文	文明七年 <small>きとの</small> 三月廿七日	志賀親家申狀	……………	(志賀文書)	二六
三	三	文	文明十春龍集戊戌二月中旬 <small>(戌)</small>	竹田柚須某邸寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	二六
三	三	文	文明十三年丑辛九月十八日	志賀滿延直入郷三宅名段錢注文	……………	(志賀文書)	二六
三	三	文	文明十五年 <small>みつのと</small> 八月十二日	志賀滿延・上松泰世連署段錢注文	……………	(同上)	二六

癸	文	明十七年	乙	回	四月	田口地藏堂跡五輪塔銘	(大分県金石年表)	二六
癸	長	享	二	天	二月念	會々稻荷峠寶篋印塔銘	(白井昭一調査記録)	二六
癸	長	享	三	己	酉年八月廿四日	井手の平寶篋印塔銘	(同 上)	二七
癸	明	應	二	年	十二月廿三日	大神惟弘書下案	(田尻文書)	二七
乙	明	應	四	年	乙卯二月	大神惟弘知行宛行狀	(同 上)	二七
乙	明	應	二	年	乙卯	柏原西福寺六地藏幢銘	(大分県金石年表)	二八
乙	明	應	二	年	乙卯	平田吉野某宅裏寶篋印塔銘	(同 上)	二八
乙	明	應	二	年	乙卯	大友氏加判衆連署奉書	(志賀文書)	二九
乙	明	應	二	年	乙卯	大友親豐 <small>右義</small> 知行宛行狀	(同 上)	二九
乙	明	應	二	年	乙卯	大友親治 <small>力</small> 知行預ヶ狀	(大友家文書錄)	二九
乙	明	應	五	年	十月廿九日	大友氏加判衆等連署奉書	(同 上)	二九
乙	明	應	五	年	十月廿九日	大友氏加判衆連署奉書	(志賀文書)	二九
乙	明	應	五	年	十月廿九日	大友親治書狀	(同 上)	二九
乙	明	應	九	年	二月三日	大友親治知行預ヶ狀	(志賀四郎文書)	三〇
乙	明	應	九	年	三月三日	大友親治書狀	(同 上)	三〇
乙	明	應	九	年	五月三日	大友氏加判衆連署奉書	(同 上)	三〇
乙	文	龜	元	年	辛酉十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	(柞原八幡宮文書)	三〇
乙	永	正	四	卯	天二月十四日	高伏大勝庵六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	三〇
乙	永	正	六	念	己巳二月十二日	會々田部修邸内六地藏幢銘	(大分県金石年表)	三一
乙	永	正	七	天	庚午三月吉日	森八幡社銅鉢(三箇)銘	(大分県金石年表)	三一
乙	永	未	詳	十一月十日	大友親治一跡安堵狀	(志賀文書)	三二	
乙	永	正	拾	年	癸酉十一月九日	朽網秀有・原尻秀利連署書狀	(大友家文書錄)	三二

六	(年未詳)	二月廿三日	大友義長一跡安堵狀	(志賀文書)	三〇
六	(永正十三年九)	十月十六日	大友親安 <small>義鑑</small> 知行預ケ狀	(同上)	三〇
六	(永正十三年九)	十月十六日	大友親安 <small>義鑑</small> 知行預ケ狀	(同上)	三一
七			某書狀案	(永弘文書)	三一
七	(永正十三年)	十二月廿一日	大友親安 <small>義鑑</small> 知行預ケ狀	(合澤康就藏若林文書)	三二
七	永正	十四年 <small>丁丑</small> 十一月六日	會々上鹿口六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	三三
七	(永正十四年)	十二月一日	大友義鑾知行預ケ狀寫	(西文書)	三四
七	永正	十四年十二月朔日	大友氏加判衆連署奉書寫	(同上)	三四
七	永正	十四年十二月三日	山下長就打渡狀寫	(同上)	三五
七	(年未詳)	三月九日	大友義長書狀	(志賀文書)	三五
七	永正	十五年 <small>戊戌</small> 初月二日	會々圓福寺六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	三六
七	永正	十六己卯三月一日	岳麓寺寺屋敷五輪塔銘	(大分県金石年表)	三七
八	永正	十七年天庚辰三月吉日	緒方町尾登釋迦堂罽口銘	(同上)	三七
八	永	三年九月五日	志賀親守居屋敷預ケ狀案	(志賀文書)	三七
八	(年未詳)	十一月五日	大友親教 <small>義鑑</small> 書狀	(同上)	三八
八	永	四年甲申七月廿五日	久住神降松自然石墨書銘	(大分県金石年表)	三八
八	(大永四年九)	十二月十三日	大友義鑾知行預ケ狀	(田北長三郎文書)	三九
八	永	七年 <small>丁亥</small> 文月吉日	柏原東福寺六地藏幢銘	(大分県金石年表)	三九
八	永	七年 <small>丁亥</small> □□月廿六日	大友義鑾名字狀	(大友家文書録)	四〇
八	永	七年十一月廿六日	大友義鑾一字書出	(同上)	四〇
八	永	八年十月廿三日	大友氏加判衆連署奉書	(志賀文書)	四一
八	永	八年十二月六日	志賀親守打渡狀案	(同上)	四一

二三	天文十五年丙午	初秋十四日	上畑六地藏幢銘	……………	(大分県金石年表)	三三
二三	(年未詳)	五月廿五日	大友義鑑書狀	……………	(大友家文書録)	三三
二三	(天文十六年)	閏七月廿四日	大友義鑑書狀	……………	(同上)	三三
二三	天文十八年	己彌生十一日	會々圓福寺六地藏幢銘	……………	(白井昭一調査記録)	三四
二三	天文十八年	己酉卯月廿七日	田口五輪塔銘	……………	(大分県金石年表)	三五
二六	天文十九年	二月廿一日	大友義鎮起請文	……………	(志賀文書)	三六
二六	天文十九年	六月一日	志賀親守一跡安堵狀	……………	(同上)	三六
二六	(天文十九年)	六月廿八日	大友義鎮恩賞預ヶ狀	……………	(同上)	三七
二四	(天文十九年)	六月廿八日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(大友家文書録)	三七
二四	(天文十九年)	十二月十三日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(岡部忠右衛門文書)	三八
二四	天文十九年	十二月十三日	大友氏加判衆連署奉書寫	……………	(同上)	三八
二四	(天文二十年頃)	五月一日	志賀親守書狀	……………	(志賀四郎文書)	三九
二四	天文二十年	霜月五日	直入郷律原土貢帳寫	……………	(豊州雜誌豊後文章)	三〇
二四	(年未詳)	六月廿八日	大友義鎮書狀寫	……………	(岡部忠右衛門文書)	三五
二四	(天文廿一年頃)	十月廿八日	大友義鎮一跡安堵狀	……………	(志賀文書)	三五
二四	天文廿二年	十一月廿八日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(大友家文書録)	三五
二四	天文廿四年	己彌生吉日	植木辻迫板碑銘	……………	(明治地区塔碑調査記)	三六
二五	(弘治二年)	六月廿三日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(志賀文書)	三六
二五	(弘治二年)	十一月十九日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(田北文書)	三七
二五	(弘治三年)	丁巳二月廿七日	中寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	三七
二五	(弘治三年)	三月廿五日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(志賀文書)	三八
二五	(弘治三年)	十二月十三日	大友義鎮知行預ヶ狀	……………	(同上)	三八
二五			志賀親度知行坪付	……………	(同上)	三九

一五	弘	治	丁巳	折立三光板碑銘	……	(大分県金石年表)	三〇
一六	永	祿	三白 <small>庚申</small> 菊月吉日	折立平木板碑銘	……	(白井昭一調査記録)	三〇
一七	(年	未詳)	十二月廿三日	大友宗麟 <small>義鎮</small> 安堵狀	……	(大友家文書録)	三一
一八	永	祿	十丁卯九月五日	白丹丸山寶篋印塔銘	……	(大分県金石年表)	三一
一九	永	祿	十一白戊辰九月吉日	折立三光六地藏幢銘	……	(同上)	三一
二〇	永	祿	十二天己巳十月廿八日	植木鬼田板碑銘	……	(同上)	三一
二一	(元	龜	元年 <small>九</small> 三月廿七日	大友氏加判衆連署書狀	……	(志賀文書)	三二
二二	元	龜	二年辛未七月 日	佛原萬慶庵跡寶篋印塔銘	……	(大分県金石年表)	三二
二三	元	龜	二年辛未□□月四日	下折立上屋敷板碑銘	……	(同上)	三三
二四	元	龜	三年壬申正月十八日	白丹多寶院寶篋印塔銘	……	(同上)	三三
二五	元	龜	三年壬 <small>申</small> 二月初卯	城原八幡社銅鉢銘	……	(大日本史料)	三四
二六	元	龜	四年关西二月十四日	挾田万里板碑銘	……	(大分県金石年表)	三四
二七	元	龜	四年关西十一月八日	田口五輪塔銘	……	(同上)	三五
二八	(天	正	元年)十二月二日	大友義統書狀	……	(田北文書)	三五
二九	天	正	三年乙亥十二月廿八日	久住神社志賀道雲 <small>鑑隆</small> 一門奉納懸佛銘	……	(大分県金石年表)	三六
三〇	天	正	四年丙子卯月吉日	三宅部動寺寶篋印塔銘	……	(白井昭一調査記録)	三六
三一	天	正	二年霜月□□	挾田羽惠寶篋印塔銘	……	(大分県金石年表)	三六
三二	(年	月日未詳)	□□日	大友義統知行預分狀	……	(大友家文書録)	三六
三三	天	正	五年丁丑五月七日	挾田万里板碑銘	……	(大分県金石年表)	三六
三四	(天	正	六年)二月十二日	大友氏加判衆連署奉書	……	(志賀文書)	三六
三五	天	正	六年三月五日	源大義統安堵狀	……	(大友家文書録)	三六

一四	(天正六年)十一月一日	大友義統書狀	……………	(相良家文書)	……	三三
一五	(天正七年)正月廿八日	大友義統書狀寫	……………	(大友家文書錄)	……	三三
一六	天正 七年己卯七月	長慶院大塚直邸内板碑銘	……………	(大分県金石年表)	……	三三
一七	(天正七年九)八月廿六日	大友義統感狀	……………	(志賀四郎文書)	……	三三
一八	天正 七年十月八日	清水全甲就道證狀	……………	(碩田叢史所収清水文書)	……	三三
一九	(年未詳)十月十二日	紹策給地預ヶ狀	……………	(同 上)	……	三三
二〇	(天正八年)壬三月五日	大友圓齋 <small>義</small> 書狀	……………	(佐田文書)	……	三四
二一	(天正八年)五月十六日	大友義統書狀	……………	(志賀四郎文書)	……	三四
二二	(天正八年)六月四日	大友圓齋 <small>義</small> 書狀	……………	(志賀正道文書)	……	三五
二三	天正 八年庚辰 <small>實</small> 則念三日 <small>(七月)</small>	岳麓寺西蓮寺跡田北紹鐵 <small>鑑</small> 寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	……	三五
二四	天正 八年十二月三日	大友義統袖判大野莊下村菅田名坪付	……………	(志賀文書)	……	三六
二五	(天正八年)十二月十三日	大友義統知行預ヶ狀	……………	(同 上)	……	三六
二六	一五八一年 <small>(天正九年)</small>	一五八一年 <small>(天正九年)</small> 日本年報	……………	(イエズス会の通信)	……	三七
二七	天正 十年壬午四月廿五日	白丹潤島寶篋印塔銘	……………	(大分県金石年表)	……	三九
二八	天正 十年八月九日	白丹佐藤垣雄邸内寶篋印塔銘	……………	(同 上)	……	四〇
二九	一五八二年 <small>(天正十年)</small>	一五八二年 <small>(天正十年)</small> 日本年報	……………	(イエズス会の通信)	……	四〇
三〇	天正 十年壬午十一月	下早水觀音堂寶篋印塔銘	……………	(大日本金石年表)	……	四三
三一	一五八三年 <small>(天正十一年)</small>	一五八三年 <small>(天正十一年)</small> 日本年報	……………	(イエズス会の通信)	……	四三
三二	(天正十一年頃)九月六日	大友義統一跡安堵狀	……………	(志賀文書)	……	四七
三三	九月十一日	大友府蘭 <small>義</small> 領書狀	……………	(同 上)	……	四七
三四	九月廿一日	大友宗麟 <small>義</small> 一跡安堵狀	……………	(同 上)	……	四八
三五	(天正十一年頃)十月廿三日	大友義統書狀寫	……………	(大恩寺文書)	……	四八

三〇〇	天 正 十二年甲卯月吉日	三宅伊東某邸内板碑銘	……………	(大分県金石年表)	……………	三〇九
三〇一	(天正 十二年) 十月三日	大友義統感狀	……………	(大友家文書録)	……………	三〇九
三〇二	(正脱) 十三年乙酉二月□	村挾五輪塔銘	……………	(大分県金石年表)	……………	三〇九
三〇三	(天正 十三年) 閏八月廿三日	大友義統書狀	……………	(大友家文書録)	……………	三〇九
三〇四	天正十四年丙戌十二月二十二日	岳麓寺高畑朽網鑑康墓碑銘	……………	(直入金石文集)	……………	三〇九
三〇五	(天正 十五年) 正月三日	豊臣秀吉朱印狀寫	……………	(志賀文書)	……………	三〇九
三〇六	(天正 十五年) 正月十七日	豊臣秀吉朱印狀寫	……………	(同 上)	……………	三〇九
三〇七	(天正 十五年) 二月八日	豊臣秀吉朱印狀寫	……………	(同 上)	……………	三〇九
三〇八	(天正 十五年) 二月廿六日	羽柴秀長書狀	……………	(同 上)	……………	三〇九
三〇九	(天正 十五年) 二月二十八日	大友家文書録	……………	(東京大學史料編纂所影写本)	……………	三〇九
三一〇	(天正 十五年) 卯月廿九日	豊臣秀吉朱印狀	……………	(志賀文書)	……………	三〇九
三一		豊後國志	……………	……………	……………	三〇九
三二	天 正 十五年 五月十三日	豊臣秀吉朱印條々	……………	(大友家文書録)	……………	三〇九
三三	(天正 十五年) 十二月三日	大友義統書狀	……………	(五家文書)	……………	三〇九
三四	(年 未詳) 卯月五日	豊臣秀吉朱印狀	……………	(志賀文書)	……………	三〇九
三五		志賀親善書狀	……………	(同 上)	……………	三〇九
三六	(天正十六・七年カ) 七月一日	大友吉統知行預ヶ狀	……………	(同 上)	……………	三〇九
三七	天 正 十九年壬正月廿九日	天正十六年參宮帳寫	……………	(後藤作四郎文書)	……………	三〇九
三八	天 正 十九年辛卯八月吉日	豊後國檢地目録案	……………	(西寒多神社文書)	……………	三〇九
三九	(年 未詳) 十二月三日	大友能乘知行預ヶ狀	……………	(大友家文書録)	……………	三〇九
四〇	(文 祿 元年カ)	高麗陣著到交名	……………	(同 上)	……………	三〇九
四一	(文 祿 二年五月カ)	大友吉統除國軍士配賦著到交名	……………	(同 上)	……………	三〇九
四二	文 祿 貳年後九月十三日	豊臣秀吉被下田原紹忍知行方目録	……………	(中川家文書)	……………	三〇九

三三	(文祿二年)十一月十九日	豊臣秀吉朱印狀	(同上)	三三〇
三四	文祿貳十一月十九日	豊臣秀吉朱印狀	(同上)	三三〇
三五		大友氏段錢・准田錢催促奉書々札禮案	(當家筆法之抄條々)	三三六
三六	文祿五年三月十一日	豊臣秀吉朱印狀	(志賀文書)	三三八
三七	慶長五子庚歲十月朔日	中川家墓地五輪塔銘	(白井昭一調査記録)	三三九
三八	慶長五子庚年十月四日	中川家墓地寶篋印塔銘	(同上)	三三九
三九	慶長六年四月十六日	中川秀成知行方目錄	(中川家文書)	三四〇
四〇	慶長六年十一月七日	福島正則知行宛行狀	(志賀文書)	三四三
四一	慶長六年十一月七日	福島正則宛知行方目錄	(同上)	三四三
四二	慶長七年九月三日	小早川秀詮宛知行方目錄	(同上)	三四三

付録

一	大友志賀系圖(抄)	(志賀連文書)	三四五
二	竹田市(除入田)・直入郡荻町・久住町大字・小字一覽表		三四一

入田郷史料

一	天平九年	豊後國正稅帳	(正倉院文書)	三五三
二		豊後國風土記		三五三
三	天長三年十一月三日	大政官符	(類聚三代格)	三五三
四	承和十年九月十九日	續日本後記		三五三
五	元慶七年九月二日	三代實錄		三五三
六		延喜式		三五四
七		豊後國志		三五四
八		倭名類聚抄		三五五

九	清涼寺縁起	……………	(統群書類従)	三五
〇	元亨釋書	……………		三五
一	平家物語	……………		三六
二	參考源平盛衰記	……………	(改定史籍集覽)	三七
三	大神系圖(抄)	……………	(筑後太田吉藏々々本)	四〇
四	豊後國志	……………		四一
五	弘安 八年九月 日	豊後國田代注進狀案	……………	四二
六	入田氏系圖(抄)	……………	(東京大学史料編纂所本)	四三
七	延慶 三年六月五日	大友貞親讓狀	……………	四四
八	文保 元年四月廿三日	出羽季貞讓狀	……………	四五
九	建武 四年八月七日	高師直施行狀案	……………	四六
〇	建武 四年十一月十二日	戸次頼時軍勢催促狀	……………	四七
一	應 三年五月十六日	大友貞親讓狀案并藤原宗能等三名 連署裏封	……………	四八
二	應 五年三月十一日	出羽宗雄讓狀	……………	四九
三	應 五年九月十五日	出羽むねを讓狀寫	……………	五〇
四	かうえいにねん	出羽宗雄讓狀	……………	五一
五	康永 二年九月十八日	出羽宗雄讓狀并大神惟□等連署裏封	……………	五二
六	康永 二年十月十日	出羽宗雄讓狀并大神惟□等連署裏封	……………	五三
七	永 三年九月廿日	尼玄珠請文案	……………	五四
八	永 三年九月廿日	尼玄珠讓狀	……………	五五
九	ちやうわ 三年正月十三日	尼玄珠定文	……………	五六
〇	ちやうわ 三年正月十三日	尼玄珠定文	……………	五七
一	ちやうわ 三年正月十三日	志賀頼房請文案	……………	五八
二	和 四年十月十四日	志賀頼房請文案	……………	五九

三	正	平	十一年七月	日	出羽宗房目安狀案	(同上)	四二
三					大友出羽氏略系圖	(同上)	四三
三	正	平	十三年十月十三日		平羽宗房讓狀	(同上)	四三
三	康	安	二	十一月廿日	九州探題斯波氏經書狀寫	(阿蘇家文書)	四三
三	正	平	十八年九月九日		征西將軍宮懷良親王令旨案	(征西大將軍宮譜)	四三
三	正	平	廿年十月	日	阿蘇山衆徒領年貢注文	(西嚴殿寺文書)	四四
三					入田氏系圖(抄)	(入田文書)	四五
三	元	文	中	四年六月十三日	征西將軍宮懷良親王令旨寫	(阿蘇家文書)	四五
三	天	授	元	年十月三日	征西將軍宮良成親王令旨	(大友松野文書)	四六
三	永	和	四	戊午年正月吉辰	健男霜凝日子神社鰐口銘	(大日本金石史)	四六
三	長	祿	二	年庚辰三月廿二日	九重野二俣六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	四七
三	文	明	十七	曆乙巳九月廿四日	平道寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	四七
三	明	應	戊午	三月十八日	田井小野六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	四八
三					某書狀案	(永弘文書)	四九
三	永	正	十七	天庚辰八月十九日	神原井手の上六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	四〇
三	永	正	十七	庚辰八月念二日	九重野瀧部六地藏幢銘	(同上)	四三
三	大	永	三	天癸未七月廿四日	九重野高源寺寶篋印塔銘	(同上)	四三
三	大	永	三	天癸未十月十日	神原畑六地藏幢銘	(大分県金石年表)	四三
三	大	永	四	年丙戌二月十三日	大友義鑾知行預ヶ狀	(田北長三郎文書)	四四
三	大	永	六	年丙戌二月十三日	追ノ久保六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	四五
三	享	祿	二	年八月廿三日	大友氏加判衆運署奉書寫	(大久保文書)	四六
三	享	祿	二	天丑小春念日	神原吐合六地藏幢銘	(白井昭一調査記録)	四六

番	享	祿	五年壬辰四月十三日	神原野口地藏堂跡六地藏幢銘	……	(大分県金石年表)	四七
壹	(年未詳)		卯月廿八日	入田親康書狀	……	(朝見八幡社文書)	四六
吳	天	文	七年三月十八日	大友家家臣等連署願文	……	(大友家文書錄)	四六
毛	(年未詳)		二月十三日	大友義鑑感狀	……	(田尻文書)	四二
天				大友家文書錄	……	(東京大學史料編纂所影写本)	四二
天				兩豐記	……	(大分県郷土史料集成)	四三
天	文	十九年	二月廿一日	大友義鎮起請文	……	(志賀文書)	四五
天	文	十九年	三月九日	大友義鎮書狀寫	……	(到津文書)	四五
天	文	十九年	三月十九日	大友義鎮感狀	……	(文化庁藏若林文書)	四七
天	文	十九年	三月十九日	大友義鎮感狀	……	(幸野徳人文書)	四七
天	文	十九年	三月十九日	大友義鎮感狀	……	(大友家文書錄)	四六
天	文	十九年	三月	大友家文書錄	……	(東京大學史料編纂所影写本)	四六
天	文	十九年	六月廿八日	大友義鎮知行預ヶ狀	……	(大友家文書錄)	四九
天	文	十九年	六月廿八日	大友義鎮知行預ヶ狀	……	(同上)	四九
天	(年未詳)		八月廿三日	大友義鎮知行預ヶ狀寫	……	(田北次彦文書)	四〇
天	文	廿二年十一月廿八日		大友氏加判衆連署奉書	……	(大友家文書錄)	四〇
天	治	二年八月三日		源大義鎮寄進狀	……	(大恩寺文書)	四一
天	(弘治二年)		十一月十九日	大友義鎮知行預ヶ狀	……	(成箕堂文庫田村文書)	四一
天	祿	四年辛酉拾月廿日		九重野田原六地藏幢銘	……	(大分県金石年表)	四三
天	(年未詳)		八月十七日	大友宗麟義鎮安堵狀	……	(成箕堂文庫田村文書)	四三
天	(年未詳)		七月十六日	大友宗麟義鎮知行預ヶ狀	……	(入田文書)	四三
天	(天正三)	六年頃	五月三日	大友宗麟義鎮書狀	……	(堀文書)	四三
天	(天正十一)	二年	十月廿三日	大友義統書狀寫	……	(大恩寺文書)	四四

七	自天正十三年九月十六日 至同「天正十三乙酉」十一月廿日	上并覺兼日記	(島津鑑康藏)	四四
六	「天正十三年」十二月九日 自天正十四年四月廿二日	新納忠元書狀	(入田系図所収文書)	四五
五	天正十三年霜月朔日	新納忠元起請文	(入田文書)	四六
四	天正十三年乙酉十一月八日	三田井家老臣等連署起請文	(同上)	四七
三	「天正十三年」十二月九日	島津家久書狀	(入田系図所収文書)	四八
二	自天正十四年四月廿二日	上并覺兼日記	(島津鑑康藏)	四八
一	(天正十四年)六月十六日	島津家久書狀	(入田文書)	四九
〇	(天正十四年)七月五日	大友宗滴 <small>義</small> 書狀	(同上)	五〇
〇	(天正十四年)七月廿日	大友宗滴 <small>義</small> 書狀	(同上)	五一
〇	(天正十四年)七月廿五日	大友宗滴 <small>義</small> 書狀	(同上)	五二
〇	(天正十四年)十一月廿日	豐臣秀吉朱印狀	(大友家文書錄)	五三
〇	(天正十四年)拾二月廿日	島津義久書狀	(入田文書)	五四
〇		豐後國志		五五
〇	(天正十六年九)七月一日	大友吉統知行預ヶ狀	(大友家文書錄)	五五
〇	(天正十九年)六月十六日	大友吉統安堵狀	(同上)	五七
〇		詫摩氏略記	(同上)	五七
〇	(文祿二年五月九)	大友吉統除國軍士配賦着到交名	(同上)	五八
〇	慶長六年四月十六日	中川秀成知行方目錄	(中川家文書)	五八
一	付録	入田氏系圖	(入田文書)	五九
二		竹田市大字(入田・門田・太田・田井・倉木・神原・中角・次倉・九重野・玉來・吉田・岩本・穴井・迫・渡瀬・向山田・君ヶ園・戸上)	小字一覽表	五九

朽網郷史料

一	天 平 九 年	豐後國正稅帳	(正倉院文書)	四九
二		豐後國風土記		四九
三	天 長 三 年 十 一 月 三 日	太政官符	(類聚三代格)	四九
四		延喜式		四九
五		倭名類聚抄	(高山寺本)	四〇
六		大神系圖(抄)	(筑後太田吉藏々々本)	四〇
七	(文 治 年 中)	造字佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮藏)	四〇
八	嘉 禎 二 年 三 月 十 七 日	大友寂秀親讓狀	(大友家文書録)	四一
九		大友田北氏系圖(抄)	(田北隆信藏本)	四二
一〇	弘 安 八 年 九 月 日	豐後國田代注進狀案	(東京大學史料編纂所本)	四二
二	正 慶 元 年 正 月 十 一 日	賀來社年中行事次第	(柞原八幡宮文書)	四三
三	貞 和 二 年 正 月 十 四 日	田北氏所領文書目錄	(田北一六文書)	四三
三	正 平 二 年 九 月 廿 日	惠良惟澄一族等恩賞所望闕所地注文 案	(阿蘇家文書)	四四
四		惠良惟澄注進闕所中指合所領注文寫 案	(同 上)	四四
五	貞 和 六 年 正 月 廿 八 日	足利直冬知行宛行狀案	(詫摩文書)	四七
六	觀 應 三 年 九 月 廿 日	平田泰直讓狀寫	(田北一六文書)	四八
七	文 和 二 年 八 月 十 七 日	大友氏時施行狀	(大友家文書録)	四九
八	文 和 四 年 六 月 廿 九 日	大友氏時書下	(同 上)	四九
九	貞 治 三 年 二 月 日	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	(大友文書)	四九
一〇	永 和 元 年 九 月 二 日	足利義滿袖判下文	(同 上)	四九
二	天 授 二 丙辰七月十二日	長湯筒井板碑銘	(大分県金石年表)	四九

三	永德	二年七月十日	九州探題今川了俊 <small>貞</small> 感狀……………	(都甲文書)	四九
三	永德	三年七月十八日	大友親世當知行所領所職等注進狀案……………	(大友文書)	四二
三	(年未詳)	八月十一日	大友氏繼跡目安堵狀寫……………	(大久保文書)	四二
三	(年未詳)	九月三日	大友氏繼知行預ヶ狀寫……………	(同 上)	四三
三	(年未詳)	二月十一日	大友持直書狀寫……………	(同 上)	四四
三	(年未詳)	十二月十五日	大友持直書狀寫……………	(同 上)	四四
六	(應永三十三年)	十二月一日	大友持直跡目安堵狀寫……………	(同 上)	四四
元	(永享八年カ)	五月三日	大友親重知行預ヶ狀……………	(若林文書)	四四
三	(寶徳二年)	七月十一日	大友親隆跡目安堵狀寫……………	(大久保文書)	四五
三		八月十日	大友親繁感狀寫……………	(大久保文書)	四五
三		八月廿八日	大友親繁知行預ヶ狀寫……………	(同 上)	四五
三		十月廿五日	大友親繁書狀……………	(田北二六文書)	四五
三	(文明七年) <small>きのとの</small>	三月廿七日	志賀親家申狀……………	(志賀文書)	四六
三	文明	十八年 <small>午</small> 丙	大友政親寄進狀……………	(柞原八幡宮文書)	四七
三	文明	十八年 <small>午</small> 丙	大友政親田北村新寄進條々事書……………	(同 上)	四七
三	(年未詳)	三月六日	大友政親一字狀寫……………	(大久保文書)	四九
三	(年未詳)	二月八日	大友政親一字狀寫……………	(大久保文書)	四九
三	(年未詳)	正月十一日	大友政親官途狀寫……………	(同 上)	四九
元	(延徳二年)	閏八月十四日	大友政親書狀……………	(入江文書)	五〇
四		八月六日	大友材親 <small>義</small> 知行預ヶ狀寫……………	(田北憲明文書)	五二
四	(明應二年)	二月十五日	大友義右一跡安堵狀寫……………	(大久保文書)	五三
四		九月三日	大友義右官途狀寫……………	(同 上)	五三
四	文龜元年 <small>辛</small> 酉	閏六月吉日	田北繁能讓狀……………	(田北憲明文書)	五二

四	卯月廿三日	大友親治書狀	……	(若林文書)	……	五〇
四	十二月五日	大友親治書狀寫	……	(田北一六文書)	……	五〇
四	永正五年十二月廿三日	大友親治寄進狀	……	(柞原八幡宮文書)	……	五〇
四	永正五年 ^{戊辰} 十二月廿四日	大友氏社奉行等連署定書	……	(同上)	……	五〇
四	(年未詳)七月廿八日	大友親治書狀寫	……	(大久保文書)	……	五〇
四	(永正六年)八月十二日	大友義長書狀寫	……	(同上)	……	五〇
四	(永正十三年 ^九)正月廿日	朽網親滿書狀	……	(同上)	……	五〇
五	(年未詳)六月廿四日	朽網親滿知行預ヶ狀	……	(同上)	……	五〇
五	(永正十三年)九月二日	大友親安 ^{鑑義} 感狀	……	(大友家文書錄)	……	五〇
五	(永正十三年 ^九)九月廿四日	朽網親滿知行預ヶ狀	……	(大久保文書)	……	五〇
五	(永正十三年)十月六日	大友親安 ^{鑑義} 知行預ヶ狀	……	(志賀文書)	……	五〇
五	(永正十三年)十月十六日	大友親安 ^{鑑義} 知行預ヶ狀	……	(同上)	……	五〇
五	(永正十三年)十一月六日	大友親安 ^{鑑義} 感狀	……	(首藤文書)	……	五〇
五	(永正十三年 ^九)十一月十八日	大友氏加判衆連署書狀	……	(柞原八幡宮文書)	……	五〇
五	(永正十三年)十一月廿日	某書狀	……	(永弘文書)	……	五〇
六	(永正十三年)十二月二日	大友親安 ^{鑑義} 知行預ヶ狀	……	(野上文書)	……	五〇
六	(永正十三年)十二月二日 ^(十二月二日之)	大友親安 ^{鑑義} 知行預ヶ狀	……	(大友家文書錄)	……	五〇
六	(永正十三年)十二月十五日	大友親安 ^{鑑義} 知行預ヶ狀	……	(同上)	……	五〇
六	(永正十三年)十二月廿五日	大友親安 ^{鑑義} 知行預ヶ狀	……	(田北次彦文書)	……	五〇
六		大友親安 ^{鑑義} 書狀	……	(大友家文書錄)	……	五〇

壹	(永正 十四年正月頃カ)	某書狀案	(永弘文書)	五三
貳	(永正 十四年)	市河親泰・得永房清連署書狀	(同上)	五四
参	(永正 十四年)	田原政定書狀	(同上)	五五
肆	(永正十四年カ)	招然書狀	(同上)	五六
伍	(永正 十四年)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(中村文書)	五七
己	(永正 十四年)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(能一文書)	五七
庚		大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(大友家文書録)	五八
辛		大友親安 <small>力</small> <small>鑑義</small> 感狀	(同上)	五八
壬		大友家文書録	(東京大學史料編纂所影写本)	五九
癸	(永正十四年カ)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(大友家文書録)	五九
壹	(永正十四年カ)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(同上)	五〇
貳	(永正十四年)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(同上)	五〇
参	(永正十四年カ)	野上長資書狀	(同上)	五〇
肆	(永正十四年カ)	玖珠郡野上一族着到交名	(大友家文書録)	五一
伍	(永正十四年カ)	田原政定書狀	(永弘文書)	五一
己	(年未詳)	市河親泰書狀	(同上)	五三
庚	(永正十四年)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(中村文書)	五三
辛	(永正十四年)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(首藤文書)	五三
玖	(永正十四年)	永弘氏輔書狀	(永弘文書)	五三
拾	(永正十四年カ)	市河親泰書狀	(同上)	五四
壱	(永正十四年)	大友親安 <small>鑑義</small> 感狀	(能一文書)	五五

六	(永正 十四年)	二月廿九日	大友親安 <small>鑑</small> 感狀……………	(碩田叢史野上文書)	五七
七	(永正 十四年)	二月廿九日	大友親安 <small>鑑</small> 感狀……………	(佐田文書)	五八
八	(永正 十四年)	二月廿九日	大友親安 <small>鑑</small> 感狀寫……………	(後藤弥兵衛文書)	五九
九	(年 未詳)		某條々書出案……………	(永弘文書)	五七
十	(永正 十四年)	三月二日	大友氏加判衆連署書狀案……………	(同 上)	五七
十一	(永正 十四年)	四月十八日	大友親安 <small>鑑</small> 書狀……………	(佐田文書)	五八
十二	(永正 十四年)	四月廿八日	永弘氏輔書狀案……………	(永弘文書)	五九
十三		五月十二日	市河親泰書狀……………	(同 上)	五〇
十四	(永正 十四年)	五月廿六日	大友親安 <small>鑑</small> 書狀……………	(田北一六文書)	五〇
十五	(永正 十四年)	七月五日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀……………	(野上文書)	五三
十六	永 正 十四年	七月五日	大友氏加判衆連署奉書……………	(同 上)	五三
十七	永 正 十四年	七月五日	大友氏加判衆連署奉書……………	(岐部文書)	五三
十八	(永正十四年)	七月五日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	五三
十九	(永正 十四年)	九月十五日	市河親泰・得永房清連署書狀……………	(永弘文書)	五三
二十	(永正 十四年)	十月一日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀寫……………	(児玉韞採集文書)	五四
二十一	(年 未詳)	十月七日	田原政定書狀……………	(永弘文書)	五四
二十二		十月廿三日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	五五
二十三	永 正 十四年	十月廿三日	大友氏加判衆連署奉書……………	(同 上)	五五
二十四	永 正 十四年	十二月三日	山下長就打渡狀寫……………	(西文書)	五六
二十五	(永正 十四年)	十二月七日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	五六
二十六	(永正 十四年)	十二月十五日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀……………	(久保文書)	五七
二十七	(永正 十四年)	十二月廿日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀……………	(大友家文書錄)	五七

目次

一〇	永正 十 ^(四九) 年十二月廿三日	木上長秀打渡狀	(同上)	五七
一九	(永正 十四年) 十二月廿三日	大友親安 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀	(野間音一文書)	五八
二〇	永正 十五年 ^(五〇) 十一月吉日	朽網郷九重山宣快書狀	(西巖殿寺文書)	五八
二一	(永正十五年 ^(五〇) 九) 十二月廿九日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀寫	(右田文書)	五九
二二	(永正 十六年 ^(五一) 九) 正月十九日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀	(首藤文書)	五九
二三	(永正 十六年 ^(五一) 九) 正月廿日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀	(佐田文書)	五九
二四	(永正 十六年 ^(五一) 九) 正月廿五日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀	(中村文書)	五九
二五	(永正 十六年 ^(五一) 九) 正月廿七日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀寫	(河野正二文書)	五九
二六	(永正 十六年 ^(五一) 九) 正月廿八日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀寫	(右田文書)	五九
二七	(永正 十六年 ^(五一) 九) 二月六日	大友親敦 <small>鑑</small> 書狀	(佐田文書)	五九
二八	(永正 十六年 ^(五一) 九) 二月七日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀	(碩田叢史野上文書)	五九
二九	(永正 十六年 ^(五一) 九) 二月廿八日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀	(若林文書)	五九
三〇	(永正 十六年 ^(五一) 九) 二月廿八日	大友親敦 <small>鑑</small> 感狀	(薬師寺文書)	五九
三一	「永正 十六」 八月六日	朽網滿卷數返事	(永弘文書)	五九
三二	(永正十六年 ^(五一) 九) 十一月廿二日	大友親敦 <small>鑑</small> 知行預ヶ狀	(田部修菟集文書)	五九
三三	享祿 二年 二月十一日	大藏忠祐等三名連署打渡狀寫	(大久保文書)	五九
三四	享祿 二年 八月廿三日	大友氏加判衆連署奉書寫	(同上)	五九
三五	(年 未詳) 二月廿一日	隆重書狀	(奥嶽文書)	五九
三六	(天文 元年 ^(五二) 九) 三月二日	入田親康奉書寫	(大久保文書)	五九
三七	(天文 元年 ^(五二) 九) 三月十五日	大友義鑾書狀寫	(同上)	五九
三八	(天文 三年 ^(五三) 九) 壬 ^(五三) 月十九日	城後親興書狀	(田北憲明文書)	五九

二八	天	文	十八年	卯月廿三日	城後親興書狀	(同 上)	五八
二九	天	文	廿三日	甲八月七日	城後親興書狀	(同 上)	五九
三〇	天	文	九月二〇日	日向塚寶泉寺墓碑銘	(大分県金石年表)	五七	
三一	天	文	九月五日	イルマン・ドワルテ・ダ・シルバの書翰	(イエズス会の通信)	五七	
三二	天	文	九月二三日	パードレ・バルテザル・ガゴの書翰	(同 上)	五九	
三三	天	文	九月八日	パードレ・バルテザル・ガゴの書翰	(田北憲明文書)	五九	
三四	天	文	七月十一日	大友義鎮感狀寫	(同 上)	五九	
三五	天	文	七月十六日	大友義鎮感狀	(同 上)	五九	
三六	天	文	四月辛酉	田北鑑生墓碑銘	(増補訂正編年大友史料)	五九	
三七	天	文	十二月一〇日	パードレ・バルテザル・ガゴの書翰	(イエズス会の通信)	五九	
三八	天	文	十一月十四日	大友氏加判衆連署書狀	(田北憲明文書)	五九	
三九	天	文	九月十九日	パードレ・ベルショール・デ・フィ	(イエズス会の通信)	五九	
四〇	天	文	一〇月一日	パードレ・ベルショール・デ・フィ	(イエズス会の通信)	五九	
四一	天	文	九月二日	グレイドの書翰	(イエズス会の通信)	五九	
四二	天	文	十月六日	大友義鑑知行預ヶ狀	(岩屋文書)	五九	
四三	天	文	十月十二日	大友義鑑感狀	(大塚重長文書)	五九	
四四	天	文	九月十三日	大友義鑑書狀	(五條文書)	五九	
四五	天	文	十二月卅日	大友義鑑書狀	(田北憲明文書)	五九	
四六	天	文	八月廿二日	大友氏加判衆連署書狀寫	(同 上)	五九	
四七	天	文	八月廿二日	馬本言・馬道相傳歷名	(田北一六文書)	五九	

一五	永祿 十三年庚午九月十七日	佐藤家六地藏繪銘	……	(大分県金石年表)	……	五〇
一五		朽網鑑康知行預ケ狀	……	(大久保文書)	……	五〇
一五	天 正 五年十二月十二日	朽網宗歷鑑康條々事書	……	(碩田叢史大窪文書)	……	五〇
一五		朽網宗歷鑑康書狀寫	……	(大久保文書)	……	五〇
一五		大友宗麟鑑康感狀寫	……	(同 上)	……	五〇
一五	(天 正 六年) 十一月十日	大友宗麟鑑康合戰手負・戰死注文一見	……	(同 上)	……	五〇
一五		大友宗麟鑑康感狀寫	……	(志賀四郎文書)	……	五〇
一五	(天 正 六年十一月九)	大友義統感狀	……	(田北小志所収田北憲明文書)	……	五〇
一五	天 正 六年十一月二十七日	大友義統感狀案	……	(大友家文書錄)	……	五〇
一五	(天 正 七年) 正月廿七日	大友義統感狀	……	(荒卷文書)	……	五〇
一五	(年 未詳)	田北宗鐵・宗謙連署書狀	……	(甲斐文書)	……	五〇
一五	(天 正 七年) 九月廿四日	大友義統感狀	……	(大久保文書)	……	五〇
一五	(天 正 七年九月)	大友義統感狀寫	……	(佐田文書)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 壬三月五日	大友圓齋義書狀	……	(大友家文書錄)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 閏三月廿一日	大友圓齋義書狀	……	(同 上)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 閏三月廿七日	大友統統書狀	……	(大分大学図書館文書)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 閏三月廿七日	田北紹鐵鑑重書狀	……	(佐田文書)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 卯月二日	大友義統書狀	……	(田原達三郎文書)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 卯月三日	大友圓齋義書狀	……	(城内文書)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 卯月六日	白杵清昌書狀	……	(東京大學史料編纂所影写本)	……	五〇
一五	(天 正 八年 四月)	大友家文書錄	……	(大友家文書錄)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 卯月十一日	大友義統書狀	……	(同 上)	……	五〇
一五	(天 正 八年) 卯月十三日	大友義統書狀	……			五〇

一七	天正	八季	四月十三日	田北紹鐵 <small>重墓</small> 碑銘	……	(增補訂正編年大友史料)	一五二
一八	天正	八辰	四月十三日	田北紹鐵 <small>重位</small> 牌銘	……	(田北子郎家記錄)	一五一
一九	天正	八辰	四月十三日	大友義統感狀	……	(大友家文書錄)	一五三
二〇	天正	八辰	五月	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(財津家文書)	一五三
二一	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(大友家文書錄)	一五三
二二	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(財津家文書)	一五三
二三	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(高瀬文書)	一五四
二四	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(財津家文書)	一五四
二五	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(大友家文書錄)	一五五
二六	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(寶珠山文書)	一五五
二七	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(石松勝文書)	一五六
二八	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(奥田清三文書)	一五六
二九	天正	八辰	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義</small> 感狀	……	(大友家文書錄)	一五七
三〇	天正	八辰	四月九日	大友圓齋 <small>義</small> 合戰頸・手負・戰死注文 一見狀	……	(大友家文書錄)	一五七
三一	天正	八辰	卯月廿六日	大友義統感狀	……	(財津家文書)	一五八
三二	天正	八辰	卯月廿六日	大友義統感狀	……	(大友家文書錄)	一五八
三三	天正	八辰	卯月廿六日	大友義統感狀	……	(石松勝文書)	一五九
三四	天正	八辰	卯月廿六日	大友義統感狀	……	(奥田清三文書)	一五九
三五	天正	八辰	五月二十七日	大友義統書狀	……	(田北小志田北憲明文書)	一五〇
三六	天正	八辰	六月一日	大友義統安堵狀寫	……	(田北文書)	一五〇
三七	天正	八年庚辰 <small>七月</small>	則念三日	田北紹鐵 <small>重</small> 供養寶篋印塔銘	……	(增補訂正編年大友史料)	一五一
三八	天正	八年庚辰	正月十二日	大友義統書狀	……	(五條文書)	一五一

一〇	天 正 十一年 閏正月九日	大友義統書狀……………	(田北憲明文書)	五三
一一	天 正 拾二年 ^甲 卯月十六日	大友府蘭 ^義 知行預ヶ狀……………	(財津文書)	五二
一二	天 正 十二年 七月廿四日	大友義統感狀……………	(大友家文書録)	五三
一三	天 正 十二年 八月五日	大友義統感狀……………	(同上)	五三
一四	天 正 十二年 八月三日	ルイス・フロイス書翰……………	(イエズス会の通信)	五四
一五	天 正 十二年 ^甲 八月八日	城後拜領分間別錢注文……………	(田北文書)	五四
一六	天 正 十四年 ^{丙子} 十月廿八日	田北統周知行預ヶ狀……………	(大友家文書録)	五七
一七	天 正 十四年 ^{丙子} 十二月廿二日	朽網鑑康 ^宗 墓碑銘……………	(増補訂正編年大友史料)	五七
一八	天 正 十四年 ^{丙子} 十二月廿二日	朽網鎮則滅亡次第……………	(碩田叢史清水文書)	五八
一九	天 正 十五年 八月十三日	大友義統知行宛行坪付……………	(志賀四郎文書)	五九
二〇	天 正 十五年 ^{頃カ}	若林氏所領覺寫……………	(若林文書)	六二
二一	天 正 拾七年 正月廿八日	源北統生寄進狀……………	(柞原八幡宮文書)	六三
二二	天 正 拾七年 正月廿八日	大友吉統書狀寫……………	(田北一六文書)	六三
二三	天 正 二十年 二月十六日	大友吉統安堵狀……………	(同上)	六三
二四	文 祿 元壬辰年三月	高麗陣着到交名……………	(大友家文書)	六三
二五	慶 長 六年 四月十六日	中川秀成知行方目錄……………	(中川家文書)	六三
二六	大友田北氏系図……………	(田北隆信蔵本)	六四	
二七	直入郡直入町・久住町 ^(有) 氏……………	大分郡庄内町 ^(阿蘇) 大字・小字一覽表……………	六三	

付録

補遺

緒方莊史料

- 一 (大港) 丙午閏十月 大行事八幡社銅經筒銘……………(大分県の文化財)……………六六
- 二 觀 應 貳年二月十日 戸次頼時讓狀案……………(立花文書)……………六六

直入郷史料

- 一 貞和 三稔歲次丁亥首夏初五日 植木七柱神社寶塔銘……………(大分県金石年表)……………六八
- 二 永 正 十七天庚辰三月吉日 羽田家鰐口銘……………(大分県教育庁文化課調査記録)……………六九

入田郷史料

- 一 建 武 三年十一月 日 野仲道棟軍忠狀……………(野中文書)……………六三
- 二 建 武 四年三月 日 志賀頼房軍忠狀……………(志賀文書)……………六三
- 三 建 武 四年十一月廿六日 大神甲都惟世着到狀……………(都甲文書)……………六三
- 四 建 武 四年十二月五日 工藤致郷着到狀案……………(工藤文書)……………六三

朽網郷史料

- 一 正 平 十一年正月十四日 大友氏時書下……………(大友家文書録)……………六四
- 二 大鳥居氏所領注文……………(大宰府天満宮文書)……………六五
- 三 大友政親書狀……………(土居寛申菟集文書)……………六五
- 四 (明 應 五年) 四月卅日 大友政親滅亡等次第……………(永弘文書)……………六七
- 五 (明 應 五年) 七月廿七日 大友親治書狀……………(田北隆信文書)……………六七

六 (明應 七年カ) 十一月十七日 大友親治感狀寫…………… (田北一六文書)…………… 六六

七 (永 正 十三年) 永弘氏輔書狀…………… (永弘文書)…………… 六六

八 (永正 十四年) 二月三日 直行書狀寫…………… (同上)…………… 六六

九 救民記…………… (豊州雜誌本)…………… 六三

一〇 文 祿 貳年 九月 吉日 豊後國直入郡内上田北郷檢地帳寫…………… (田北フサ子文書)…………… 六三

▽解 說……………

▽あとがき……………

▽図版目次……………

口絵 八幡宇佐宮御神領大鏡・三宮八幡社銅經筒・緒方惟榮居館跡・緒方宮迫東石佛…………… 卷末

キリシタン洞窟禮拜堂・岡城跡・下河原キリシタン墓碑…………… 卷末

五万分一折込地形図…………… 卷末

緒
方
莊
史
料

一 豐後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧樂遺文下

直入郡

○上下略・直入
大野兩郡ヲ收ム。

鄉四所・里十・
駅一所

直入郡 鄉肆所里、驛壹所、

昔者郡東垂水村、有桑生之、其高極陵、枝幹直美、俗曰直生村、後人改曰直入郡是也、

柏原鄉

柏原鄉在郡南

昔者此鄉柏樹多生、因曰柏原鄉、

禰疑野

禰疑野在柏原鄉之南

昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土蜘蛛、名曰打狻・八田・國摩侶等三人、天皇親欲伐此
賊、在茲野、勅歷勞兵衆、因謂禰疑野是也、

蹶石野

蹶石野在柏原鄉之中

同天皇欲伐土蜘蛛之賊、幸於柏峽大野、其野中有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、
朕將滅此賊者、當蹶茲石、譬如柏葉而舉焉、即蹶之、騰如柏葉、因曰蹶石野、

球罩鄉

球罩鄉在郡北

此村有泉、同天德行幸之時、奉膳之人擬炊於御飲、令汲泉水、即有蛇龜謂於簡美、於茲天皇勅云、必將
有鼻、莫令汲用、因斯名鼻泉、因爲名、今謂球罩鄉者訛也、

緒 方 莊

緒方 莊

宮處野

宮處野 朽網鄉所
在之野、

同天皇爲征伐土蜘蛛之時、起行宮於此野、是以名曰宮處野、

救覃峯

救覃峯 在郡
南、

此峯頂火恒燎之、基有數川、名曰神河、亦有二湯河、流會神河、

大野郡

大野郡、鄉肆所 里一、驛貳所、烽壹所、

鄉四所・里一
一・ 駅二所・ 烽

此郡所部悉皆在原野、因斯名曰大野郡、

海石榴市 血田

海石榴市・血田 並在
郡南、

昔者纏向日代宮御宇天皇、在球覃行宮、仍欲誅鼠窟土蜘蛛而、詔群臣伐採海石榴樹、作椎爲兵、

卽簡猛卒授兵椎、以穿山靡草、襲土蜘蛛而悉誅殺、流血没踝、其作椎之處曰海石榴市、亦流血之處

曰血田也、

網磯野

網磯野 在郡
西南、

同天皇行幸之時、此間有土蜘蛛、名曰小竹鹿奧 謂志努
片意拘、小竹鹿臣、此土蜘蛛二人擬爲御膳、作田獺、

其獺人聲甚譁、天皇勅曰大罫 謂阿那
美須、因斯曰大罫野、今謂網磯野者訛也、

二 太政官符

○類聚三代格
新訂增補国史大系二五

大宰府ノ奏狀ニ

太政官符

ヨリ兵士ヲ廢シ
選士衛卒ヲ置カ
シム

應廢兵士置選士衛卒事、

選士一千七百廿人分爲四番、々別役卅日、
年役惣九十日、

府四百人先依官符置、

九國二嶋一千三百廿人

右、得大宰府奏狀備、兵士名備防禦、實是役夫、其窮困之體令人憂煩、屢下嚴勅禁制他役、時代既久曾无遵行、其故何者、兵士之賤无異奴僕、一人被點、一戶隨亡、軍毅主帳、校尉校帥各爲虎狼、更相徵索、唯求苟不合、乘勢生疵、當有違闕、責庸倍多、唯利惟視、無憚憲章、因斯強士恥名、懦夫畏責、無告之人猶不得免、裸身蓬頭知用鎌鏟、弱臂瘦肩何任彎弓、無糧而來、尋即逃去、寬其窮困、競習生常、依法爲罪、追捕滿獄、由役求食、甘之山野、他役難禁、率オホム子斯之漸也、臣等商量、解却兵士、停廢軍鼓、更擇富饒遊手之兒、名曰選士、免庸兼賜中男三人、在番時給日糧一升五合鹽二夕□、護府之兵往還經□、供承之勞劇於在國、調庸並免賜係丁二人、此閒民俗甚遠弓馬、但豐後國大野・直入兩郡、出騎獵之兒、於兵爲要、向府之程單行五日、別須給係丁四人均平勞逸、假令氣體強壯、衣冠整鮮、雖暴惡之吏、不能關肩擔之役、然則田園歸耒（租）和之夫、城府來弓馬之士、

○選士統領卅二人
衛卒二百人條中略、

以前、正二位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世宣、奉 勅、依奏廢置、唯統領者准軍毅府銓擬其人言上、即令兵部省補任、

天長三年十一月三日

緒方 莊

豊後國大野・直
入兩郡ハ騎獵ノ
兒ヲ出シ良兵ヲ
得

三 倭名類聚抄

大野郡

田口 大野 緒方 三重

四 三宮八幡社銅經筒銘

○大日本史料三ノ一七
大野郡緒方町大字上自在三宮八幡社蔵

僧定長父母孝養
ノタメ如法經ヲ
修シ經筒ヲ埋ム

永久參年歲次乙未四月十八日、鑄師橘是貞、願主僧定長、爲父母孝養修如法經願焉、
○『大分県金石年表』ニモ収録ス。大分県指定有形文化財。

五 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書
大分県史料二四

(題箋)
「宇佐宮神領 大鏡」

八幡宇佐宮

記録 御神領次第事、

御封田

御封田

大野郡五十烟
緒方莊

三國七郡御封

十鄉

豐前國肆佰壹拾烟 上毛壹佰烟 下毛郡壹佰烟 大家鄉 野仲鄉是也、宇佐郡貳佰壹拾烟 封戶・向野・高家・辛嶋鄉等是也、
豐後國壹佰拾伍烟 本封壹佰烟 大野郡伍拾烟緒方庄是也、國崎郡陸拾伍烟 安岐・武藏・來繩鄉是也、

日向國壹佰拾伍烟 本封壹佰烟 加封壹拾伍烟 兒湯郡伍拾烟 宮崎 (庄)

臼杵郡陸拾伍烟

件御封天平十二年廿戶始、同十八年四百戶、天平勝寶元年十二月廿七日 〇 戶貢神之由、見于舊記也、但封千四百十戶 八百十戶辭給、已大神分 六百戶二季祭料留、已比咩神分、所謂三國七郡御封是也、彼內有十箇鄉三箇庄等也、稱三國者、豐前・豐後・日向等也、

十鄉

封戶鄉 田數百五十五丁五段十 段別所當 佃十町二段 米五斗 用作十一丁八 イ九丁九反

向野鄉 田數二百二丁九段之內 イ五丁 稻五束也、 佃六丁四段卅同前 用作十一丁 イ十丁五反本鄉同前 六十鄉 (ト)

高家鄉 田數百六十町 佃三丁五反同前 イ二丁九反 用作九丁七反 當鄉同前 辛嶋鄉內

辛嶋鄉 田數二百卅丁 佃四丁二段同前 用作廿二丁一反同前 イ十二丁四反

葛原鄉 田數四十丁一、卅 辛嶋內也、 佃五段 同前 用作七丁五反同前 イ五丁

已上豐前國宇佐郡內號內封四鄉是也、 起請御封 イ四丁三反

來繩鄉 田數三百五十丁 田六十八丁 佃四丁六段同前 用作十一丁九反同前 イ七丁三反

余田ハ號別作、隨檢注得田所當段別三斗

緒方莊

安岐郷

田數三百五十丁

起請御封田六十二丁七反卅

佃二丁四段同前

用作十二丁同前

武藏郷

田數三百五十丁

起請御封田卅二丁二反卅

佃二丁同前

用作十三丁七反同前

已上豐後國國崎郡御封是也、

大家郷

田數百六十四丁

イ五丁佃六丁同前

用作八丁二段同前

野仲郷

田數百卅八丁同前

佃四丁四段同前

用作九丁六反同前イ七丁三反

深水庄

田數廿五丁七反

根元立 券勘 文定

佃一丁六反同前

イ十四丁九、冊

上毛郡 田數二百七十二丁

イ九丁二反佃十三丁五反卅同前

用作廿丁卅同前

三箇庄

緒方庄

田數二百四十丁

御封田百廿丁 封租ハ各年

正上分以稻千二百束

佃十八丁九反段別獲稻 卅五束

余田百十丁號治田、任見作定田丁別三石所當也、

日向宮崎庄

田數三十三丁九反之内、調殿七丁二反封定、

同曰杵庄 田數十九丁九反十代之内、調殿三丁卅

略 ○下

三箇庄
緒方庄

深水庄、當庄
ハ權大宮司宗
海前播磨掾如
海之所領也
而御寶前燈油
料令寄進之
由、長徳六
年十一月二
日勘文并立
券公驗等
炳焉歎、

六ヶ年一度行幸
会ニ綾御船水手
二人ヲ參勤セシム

六 八幡宇佐宮符案

○奈多八幡縁起私記
平安遺文一二七四二号

宮符 (緒方)
諸方庄司

可早任例參勤六ヶ年一度御行幸會綾御船水手二人事、
右、任例、來四月十五日以前、早可參勤狀如件、仍故符、

大宮司宇佐宿禰 神主大神

安元二年 丙申 二月 日

七 玉葉

○国書刊行会叢書
第一期

菊池直高謀叛
九国与力ス

豊後国住人目代
ヲ追出ス
知行国主藤原頼
輔下向梟惡ヲ鎮
メントス

(治承五年二月)
十一日 戌子 天晴 ○中 行隆、此次、語鎮西、伊勢等事、肥後國菊池郡住人高直、有謀叛之聞、仍九國

與力、可奉伐之由、被下宣旨了、○中

(二月) 廿九日 丙午、○中 出仕以前、刑部卿頼輔朝臣來云、可下向豊後國、是彼國住人等企謀反、追出目代

了、凡依鎮西謀叛可被遣追討使云々、(藤原) 但近日其儀 停止了云々、若然者、當國可滅亡、取諸身、任國之外、無他

計略、云賊徒云追討使、旁以國中損亡之基地、仍國司下向、可鎮住人梟惡、不可被入追討使於境內
之由、令申禪門、已有可許、仍所思立也云々、但事已類物狂、萬人不甘心、其實又非無恐之故、殊

大略物狂ナリ

精進潔齋、祈請賀茂・春日二社、其趣若下向可有後悔者、可蒙其告、又故障出來、可被止此下向也、不然者存有冥助之由、可下向云々、大略實物狂歟、王法已以廢了、謀叛之邊民、豈敍用國宰哉、還可及非分之耻辱歟、返々不便之支度也、但件人殊爲先信力、先々多預佛神之加護之人也、然者祈請之旨、定感應歟、

○中略

君臣引卒シテ西海ニ赴クノ風聞アリ

(同題二月) 十九日壬辰、晴、傳聞、君臣引率、可赴西海之由、已被一定了、然而故不及他聞、卒爾可有其儀云々、天下只在此時歟、可悲々々、

八 源平盛衰記

○改定史籍集覽編外
参考源平盛衰記中卷二十六

宇佐公通脚力附伊豫國飛脚事

宇佐公通菊池・原田・緒方等ノ謀反ヲ急報ス

(治承五年二月) 同十三日、宇佐大官司公通カ脚力トテ、六波羅ニ著狀ヲ披クニ云、九國住人菊池次郎高直・原田大夫種直・緒方三郎惟義・臼杵・部槻(言次)・松浦黨ヲ始トシテ、併謀反ヲ發シ、東國賴朝ニ與力シテ、西府ノ下知ニ隨ハスト申タリ、平家ノ人々手ヲ打テ、コハ如何ナルヘキノ、東國ノ亂ヲコソ歎キテ、西國ハ手武者ナレハ、催上テ官兵ニ差遣サント思ツルニ、承平ニ將門、天慶ニ純友、東西ニ鼻ヲ並テ亂逆セシニ、少モ違サル事カナトテ、騒キ迷ヒ給ヘハ、肥後守貞能、是ハ僻事ニテソ候ラン、加様ノ時ハ虚言多キ事ナリ、東國北國ノ輩ハ、誠ニ義仲・賴朝ニ相從フ事モ侍ルラン、西海ノ奴原ハ

肥後守平貞能下向鎮定セントス

平家大御恩者共ナリ、争カ君ヲハ背進ラスヘキ、貞能罷下テ誠鎮侍ルヘシト、憑モシケニソ申ケル、

○『參考源平盛衰記』ニヨリ、割注等ヲ略シ、本文ノミヲ掲グ。以下同。

九 吾妻鏡

○北條本
新訂増補国史大系三十二

菊池隆直・緒方
惟栄平家ニ反ス
大野家基・高田
隆澄

(治承五年二月)
廿九日丙午、於鎮西有兵革、是肥後國住人菊池九郎隆直、豐後國住人緒方三郎惟能等反平家之故也、同意隆直之輩、木原次郎盛實法師、南郷大宮司惟安、相具惟能者、大野六郎家基、高田次郎隆澄等也、此外、長野太郎、山崎六郎、同次郎、野中次郎、合志太郎、并太郎資奉（資奉）已下、率六百餘騎精兵、固關止海陸往還、仍平家方人原田大夫種直、相催九州軍士二千騎、遂合戰、隆直等郎從多以被疵云々、

一〇 源平盛衰記

○改定史籍集覽編外
參考源平盛衰記中卷三十

貞能自西國上洛事

肥後守平貞能上
洛シテ狀況ヲ報
ズ

(寿永二年六月)
同十八日、肥後守貞能鎮西ヨリ上洛、西國ノ輩謀反ノ聞ヘ有二依テ、彼ヲ鎮メン爲ニ、去々年下向ノ處ニ、菊池城郭ヲ構テ楯籠ル、貞能九國ノ軍兵ヲ催テ、是ヲ攻レ共、輒ク落難キ城ニテ、官兵度

緒方莊

菊池・原田降服
臼杵・戸槻モ從
貞能九國莊園ニ
兵糧米ヲ徴ス

々追落サル、重々評定アリ、兵糧米ヲ盡サン爲ニ城ヲ守レトテ、四方ヲ打圍テ、夜晝是ヲ守ル、日
數積テ兵糧盡ケレハ、菊池終ニ降人ニ向フ、菊池降人ニナレハ、原田モ降人ニナル、菊池・原田參
ト云ケレハ、臼杵・戸槻モ皆隨ニケリ、此間貞能九國ニ兵糧米ヲ充催ス、廳官一人宰府使一人貞能
カ使一人、兩三人カ從類八十餘人、權門勢家ノ庄園ヲ云ス、神社佛寺料所ヲモ嫌ハス譴責シケハ、
人民ノ歎斜ナラス、其積リ十萬餘石ニ及ヘリ、貞能ハ菊池・原田等ヲ召具シテ、今日未時ニ入浴、
八條ヲ東ヘ河原ヲ北ヘ、六波羅ノ宿所ニ著、其勢千騎ニハ過ス、前内大臣宗盛車ヲ七條カ末ニ立テ
見給ヘリ、其中ニ鎧武者二百餘騎アリケルニ、薩摩前司親賴、薄襖ノ生絹魚綾ノ直垂ニ赤威ノ鎧
著、白葦毛ノ馬ニ乘テ、貞能カ屋形ノ口ヲソ打タリケル、頭刑部卿憲方卿孫相模守賴憲カ子也、勸
修寺ノ嫡々、サセル武勇ノ家ニ非ス、文筆ヲ以テ君ニ仕ヘ奉ヘキ人ヲハ、何事ソヤトテ、見ル人は
ヲアサミケリ、

○下
略

二 平家物語

○日本古典文学全集
平家物語二、卷第八

名 虎〔那都罷の事〕

○首
略

平家太宰府ニ下

同八月十七日、平家は筑前國三笠の郡太宰府にこそ着き給へ、菊池二郎高直は、都より平家の御供

着ス

大蔵種直ノミ参
ル
安樂寺ニ幸ス

主上岩戸少卿大
蔵種直ノ宿所ニ
渡御ス

宇佐宮へ行幸シ
宇佐公通ノ宿所
ヲ皇居トス

夢想ノ神託

に候ひけるが、「大津山の関あけて参らせん」とて、肥後國にうちこえて、おのれが城にひっこもり、召せども召せども参らず、当時は岩戸の少卿大蔵種直ばかりぞ候ひける、九州二島の兵ども、やがて参るべき由、領状をば申しながら、いまだ参らず、平家安樂寺へ参つて、歌よみ連歌して宮づかひ給ひしに、本三位中将重衡卿、

すみなれしふるき都の恋しさは神もむかしに思ひ知るらん

人々是を聞いて、みな涙をながされけり、

○下
略

緒 環

さる程に、筑紫には内裏つくるべきよし沙汰ありしかども、いまだ都も定められず、主上は岩戸の少卿大蔵の種直が宿所にわたらせ給ふ、人々の家々は野中、田中なりければ、麻の衣はうたねども、十市の里ともいっつべし、内裏は山のなかなれば、かの木の丸殿もかくやおぼえて、なか／＼優なる方もありけり、まづ宇佐宮へ行幸なる、大宮司公通が宿所皇居になる、社頭は月卿雲客の居所になる、廻廊には五位六位の官人、庭上には四國鎮西の兵ども、甲冑弓箭を帯して雲霞のごとくになみたり、ふりにしあけの玉垣、ふたたびかざるとぞ見えし、七日参籠のあけがたに、大臣殿の御ために夢想の告ぞありける、御寶殿の御戸おしひらき、ゆゆしくけだかけなる御声にて、世のなかのうさには神もなきものをなにいのらむ心づくしに

大臣殿うちおどろき、むねうちさわざ、

太宰府ニ還幸ス

さりともと思ふ心もむしの音もよわりはてぬる秋のくれかな
といふふる歌をぞ、心ほそげに口ずさみ給ひける、さて太宰府へ還幸なる、
略○下

三 源平盛衰記

○改定史籍集覽編外
参考源平盛衰記中卷三十二

平家著大宰府附北野天神飛梅事

平家大宰府ニ下
向ス

菊池・岩戸・白
杵・戸次・松浦
等從フトノ説

安樂寺ニ詣ツ

(壽永二年) 八月十七日、平家ハ筑前國御笠郡大宰府ニ著給ヘリ、菊池次郎高直・穴戸諸卿種直・白杵・戸槻・
松浦黨ヲ始メトシテ、主上ヲ守護シ奉リ、形ノ如ク皇居ヲ造ラレタリ、彼大内ハ山中ナリケレハ、
木丸殿トモ云ツヘシ、人々ノ家々ハ野中田中ナリケレハ、草深クシテ霧深シ、麻ノ狭衣ウタ子ト
モ、十市ノ里トモ云ツヘシ、稻葉ヲ渡ル風ノ音、獨丸寝ノ床ノ上、片敷袖ソシホラレケル、サテコ
ソ平家ノ人々ハ、大臣殿ヲ始奉リ、(平家盛) 略○下
安樂寺ニ詣給フ、

○菊池高直・白杵・戸槻・松浦党ハジメ、主上ヲ守護ストスルハ、前号『平家物語』ト矛盾シ、疑ハシ。

三 玉 葉

○国書刊行会叢書
第一期

壽永二年十月八日己亥、○中 略 又聞、平氏等欲入鎮西之閒、猶恐國人等、猶歸到周防國云々、

平氏鎮西ニ入ル

平氏九州ヲ出テ
四国ニ向フ

豊後国知行国主
藤原頼輔
子頼経ヲ代官ト
ス

院宣ト号シ緒方
惟栄ニ命ジ平家
ヲ追出セシム

閏十月二日癸亥、○中申刻、頭辨兼光來、余謁之、其儀同光雅、雖藏人語云、平氏始雖入鎮西、國人頭爲家司之故也、

必依不用逃出、向長門國之閒、又不入國中、仍懸四國了、貞能ハ出家シテ留西國了云々、此由自周防・伊豫兩國、進飛脚令申云々、

廿日辛巳、○中又傳聞、平氏黨類出九國向四國之閒、甚廷弱、而今度官軍敗績之閒、平氏得其衆、

勢太强盛、於今者輒不可得進伐云々、

一四 平家物語

○日本古典文学全集
平家物語二、卷第八

緒環の事

○首
略

豊後国は刑部卿三位頼輔卿の国なりけり、子息頼経朝臣を代官におかれたり、京より頼経のもとへ、「平家は神明にもはなたれ奉り、君にも捨てられ参らせて、帝都を出で浪のうへにただよふ落人となれり、しかるを、鎮西の者どもがうけとつて、もてなすなるこそ奇怪なれ、當国においてはしたがふべからず、一味同心して追出すべき」よし、宣ひつかはされたりければ、頼経朝臣、是を當国の住人緒方三郎(維榮)維義に下知す、

○中略。「入田郷史料」一一号参照。

太宰府落

平資盛惟義ヲ懐
柔セントスルモ
従ハズ

野尻維村ヲ以テ
平家ノ退去ヲ求
ム

平時忠ノ反論

平家いまは都をさだめ内裏つくるべきよし沙汰ありしに、維義が謀叛と聞えしかば、いかにとさわがれけり、平大納言時忠卿申されけるは、「彼の維義は小松殿の御家人なり、小松殿の君達一所むかはせ給ひて、こしらへて御覽せらるべうや候らん」と申されければ、「まことに」とて、小松の新三位中将資盛卿五百余騎で豊後國にうちこえて、やう／＼にこしらへ給へども、維義したがひ奉らず、あまつさへ、「君達をも只今ここでとりこめ参らすべう候へども、大事のなかに小事なしとて、とりこめ参らせずは、なに程の事かわたらせ給ふべき、とうとう太宰府へ帰らせ給ひて、ただ御一所でいかにもならせ給へ」とて、追つ歸し奉る、維義が次男野尻の二郎維村を使者で、太宰府へ申しけるは、「平家は重恩の君にてましませば、甲をぬぎ弓をはづいて参るべう候へども、一院の御定に、速やかに九國の内を追ひ出し参らせよと候、いそぎ出でさせ給ふべうや候らん」と申しおくつたりければ、平大納言時忠卿緋緒括の直垂に糸葛の袴、立烏帽子で、維村に出でむかつて宣ひけるは、「それ我君は天孫四十九世の正統、人皇八十一代の御門なり、天照太神、正八幡宮も我君をこそまもり参らッさせ給ふらめ、就中に故太政大臣入道殿は、保元・平治両度の逆乱をしづめ、其上鎮西の者どもをば内様へこそ召されしか、東國北國の凶徒等が、頼朝、義仲等にかたらはれて、しおほせたらば國を預けう、庄をたばんといふをまことと思ひて、其鼻豊後が下知にしたがはん事しかるべからず」とぞ宣ひける、豊後の國司、刑部卿三位頼輔卿はきはめて鼻の大きにおはしければ、かうは宣ひけり、維村歸つて父に此よしいひければ、「こはいかに、昔はむかし今は

平家筑後竹野本
莊ニ惟義軍ヲ防
グモ退ク

原田種直・山鹿
秀遠ト不和

山鹿城ニ籠ルモ
柳ガ浦ニ落ツ

今、其儀ならば速やかに追ひ出し奉れ」とて、勢そろふるなど聞えしかば、平家の侍、源大夫判官季貞、摂津判官盛澄、「向後傍輩のため奇怪に候、召しとり候はん」とて、其勢三千余騎で筑後國竹野本庄に發向して、一日一夜せめたたかふ、されども惟義が勢雲霞のごとくにかさなりければ、力およびひきしりぞく、

平家は、緒方三郎維義が三万余騎の勢にて既に寄すと聞えしかば、とる物もとりあへず太宰府をこそおち給へ、さしもたのもしかりつる天満天神のしめのほとりを、心ばそくもたちはなれ、駕輿丁もなければ、葱花、鳳輦はただ名のみ聞きて、主上腰輿に召されけり、國母をはじめ奉つて、やんごとなき女房達、袴のそばをとり、大臣殿以下の卿相雲客、指貫のそばをはさみ、水城の戸を出でて、かちはだしにて我さきに前にと箱崎の津へこそ落ち給へ、をりふしくだる雨車軸のごとし、吹く風砂をあぐとかや、おつる涙、ふる雨、わきていづれも見えざりけり、住吉、筥崎、香椎、宗像ふしをがみ、ただ主上舊都の還幸とのみぞ祈られる、

原田大夫種直は二千余騎で平家の御供に参る、山鹿兵藤次秀遠數千騎で平家の御むかひに参りけるが、種直、秀遠以ての外に不和になりければ、種直はあしかりなるとて、道より引つかへず、芦屋の津といふ所を過ぎさせ給ふにも、これは我らが都より福原へかよひしとき、里の名なればとていづれの里よりもなつかしう、今さらあはれをぞもよほされける、新羅、百濟、高麗、荆旦、雲のはて海のはてまでも落ちゆかばやおぼしけれども、浪風むかうてかなはねば、兵藤次秀遠に具せられて、山鹿の城にぞこもり給ふ、山鹿へも敵寄すと聞えしかば、小舟どもに召して、夜もすが

内裏沙汰アルモ
分限ナキニヨリ
中止ス

ら豊前國柳が浦へぞわたり給ふ、ここに内裏つくるべきよし沙汰ありしかども、分限なかりければ
つくられず、又長門より源氏寄すと聞えしかば、海士小舟に取乗りて、海にぞうかび給ひける、

○清経入
水事中略

長門國は新中納言知盛卿の國なりけり、目代は紀伊刑部大夫道資といふ者なり、平家の小舟ども
に乗り給へる由承ッて、大舟百余艘点じて奉る、平家これに乗りうつり、四國の地へぞわたられけ
る、重能が沙汰として、四國の内をもよほして、讃岐の八島にかたのやうなる板屋の内裏や御所を
ぞつくらせける、

○下
略

○「龍国大学図書館本」(『日本古典文学大系』二八、原田種直ノ平家御供、及ビ山鹿兵藤次秀遠トノ不和ニ
ヨル引返シノ件ナシ。

四国屋島ニ遷ル

一五 源平盛衰記

○改定史籍集覽編外
參考源平盛衰記中卷三十三

大神宮勅使附緒方三郎攻平家事

略○上

平家ハ筑紫ニ皇居形ノ如ク造ラレタリケレハ、大臣殿ヨリ始テ人々安堵シ給タリケルニ、豊後國ハ刑部卿三位頼輔(藤原)知行ニテ、其子頼經國司代ニテ在國ノ間、三位追テ云下給ケルハ、平家悪行年積テ、宿運忽ニ盡ヌ、佛神ニモ放タレ君ニモ捨ラレヌ、故ニ花洛ヲ出テ西海ニ漂フ、夫ニ九國ノ輩、請取翫フニ依テ、國ニハ正稅官物抑留シ、庄ニハ年貢所當ヲ辨ヘズ、其條已ニ朝家ヲ背奉リ、逆惡ニ伴ナフ咎有、返スト、不思議ノ所行ナリ、自餘ハ知ス、當國ニ於テハ、穴賢平家ヲ入ヘカラス、是私ノ計ヒニ非ス、一院ノ御定也、但當國ニ限ラス、九國ノ人民院宣ニ隨フヘキ者、一味同心ニ平家

緒方莊

ヲ追討スヘシ、若忠有ン者ハ、勸賞ハ追テ聖斷有ヘキ由、子息頼經ノ許ヘ云下シ給タリケレハ、頼經此趣ヲ以テ、當國ノ住人緒方三郎惟義(茶下同)ヲ召テ下知セラレタリ、惟義仰ヲ蒙リ、即當國ハ云ニ及ハス、九國二島ノ弓矢取輩ニ相觸、カ、リケレハ、臼杵・戸槻(次)・松浦黨以下、平家ヲ背キ、惟義カ下知ニ隨フ、原田四郎大夫種直・菊池次郎高直カ一類許ソ、猶平家ニ附タリケル、抑彼惟義ト云ハ、大蛇ノ末ナリケレハ、身健ニ心モ剛ニシテ、九國ヲモ打隨ヘ、西國ノ大將軍セント思フ程ノオホケナキ者ナリケルニ、一院ノ御定トテ、國司ヨリカ、ル仰ヲ蒙ケル上ハ、身ノ面目ト思テ出立ケリ、○中院宣ノ間ニ興ニ入テ、數萬騎ノ兵ヲ引率シ、大宰府ヘ發向ス、九國ノ輩多ク相從ケリ、平家ハ此一兩月安堵ノ思有テ、今ハ如何シテ都ヘ歸入スヘシナト謀ヲ廻シ、寄合評定シケル處ニ、緒方三郎カ嫡子小太郎維久・次男野尻次郎惟村トテ兄弟アリ、次郎惟村ヲ使者トシテ平家ノ方ヘ申ケルハ、年來御恩ヲモ蒙リ

テ、深ク相傳ノ君ト憑進ラセテ候、其上十善帝王ニテ渡ラセ給ヘハ、二心ナク奉公仕レ共、平家都ヲ出テ西海ニ落下オハシマシ、朝敵ト成テ人民ヲ惱ス、速ニ九國ノ中ヲ出奉ヘキノ由、一院ノ院宣トテ國司ヨリ仰下サルノ間、王土ニ身ヲ入テ詔命ヲ背カタク候、疾々九國ノ境ヲ出サセ給ヘキニテ候ト申タリ、平大納言時忠卿、ヒホク、リノ直垂ニ、絲蘭袴著テ野尻次郎ニ宣ケルハ、ヤヲレ惟村ヨ、我君ハ天孫四十九世ノ正統人王八十一代ノ帝、太上法皇ノ御孫高倉院后ノ腹、第一皇子ニテ渡ラセ給ヘハ、伊勢大神宮入替ラセ給テ、御裳濯河ノ流忝キ上ニ、神代ヨリ傳タリ神璽・寶劍・内侍所モ帶シテオハシマス、正八幅宮モ定テ守奉ラン、九國ノ人民爭カ輒ク傾奉ルヘキ、又當家ハ是平將軍貞盛力、相馬小次郎將門ヲ追討シテ、東八ヶ國ヲ平ケシヨリ以來、故入道太政大臣ノ、右衛門督信賴ヲ誅戮シテ朝家ヲ鎮奉シニ至迄、代々國家ノ固也、然ニ賴朝・義仲等、東國・北國ノ凶徒ヲ相語ヒテ、我打勝タラハ

國ヲ取セン、庄ヲ知セント云ニスカサレテ、打籠ノ鳴呼ノ者共カ、誠顔ニ與力同心シテ、官兵ニ向テ軍スルヲ見學テ、九國ノ輩、君ヲ背奉ル條、返返不思議也、奇恠也、就中鎮西ノ者共ハ内種^(惣方)ニ召仕ハレ、殊ニ重恩ヲ蒙ニアラスヤ、夫ニ其好ヲ忘、忽ニ鼻豐後メカ下知ニ隨、當家ヲ傾ケントノ企、甚以然ヘカラス、後漢光武帝ハ王莽ニ襲ハレ、漁陽ニ落給タリシカ共帝位ニツキ、我朝ノ天武天皇ハ大友皇子ニ襲レテ吉野奥ニ入給タリシカ共、天下ヲ治給キ、況ヤ三種ノ神器ヲ御身ニ隨給ヘリ、我君終ニ都ヘ歸入セ給ハヌ事、ヨモ渡ラセ給ハシ、サレハ能々相計ヒテ御力ヲ附進ラスヘシ、後悔爭カ兼テ顧サルヘケンヤト宣、野尻次郎立歸テ此由具ニ云ケレハ、父惟義、今ハ今昔ハ昔、速ニ平家ヲ追出奉ルヘシ、院宣・國宣ヲ下サル、上ハ、子細ニヤ及ヘキナレトモ、流石日來ノ好ヲ思奉テコソ、先使ヲハ進ラセタルニ、左様ニ宣ナラハ、時刻ヲ廻ラサス迫出奉ルヘシトテ、惟義ハ三萬餘騎ノ大勢ヲ率シテ、博多

津ヨリ押寄テ、時ヲ咄ト造タリケレハ、平家ノ方ニハ肥後守貞能ヲ大將軍ニテ、菊池・原田カ一黨ヲ指向ラレテ防戦ケレ共、大勢攻懸ケレハ、取物モ取敢ス、大宰府ヲコソ落給ケレ、

平家太宰府落並平氏宇佐宮歌附清經入海事

去程ニ主上ハ駕輿丁ナケレハ、玉ノ御輿ヲモ奉ラス、
○中 箱崎ノ津ニ逃給ケルソ無懸ナル、○中 箱崎津モ始

終叶カタケレハ、是ヨリ又兵藤次秀遠ニ具セラレテ、

筑前國山鹿城ヘソ入セ給フ、菊池次郎高直ヲハ、大津山ノ關アケテ進ラセヨトテ、先立テ通シタリケレ共、

此事終ニハカ／＼シカラシト思テ、高直心替シテケ

リ、原田大夫種直モ山鹿城ヘ入セ給ニケレハ、秀遠カ

下知ニ相從ン事、子孫ニ傳テ心憂ト思、則ソレモ心替

シテケリ、山鹿城ニモイマタ御安堵ナカリケル處ニ、

惟義十萬餘騎ニテ押寄ルト聞エケレハ、又取物モ取ア

ヘス、山鹿城ヲ落サセ給テ、タカセ船ニ乗移、豊前國

柳ト云所ヘ渡入セ給ケリ、○中
略

緒方莊

主上女院ヲ始進ラセテ、内府以下ノ人々、豊前國宇佐

ノ宮ヘ參詣有、社頭ハ皇居トナリ、廊ハ月卿雲客ノ居

所トナル、五位六位ノ官人等、大鳥居ニ候ヒ、庭上ニ

ハ九國ノ輩弓箭甲冑ヲ帶シテ並居タリ、フリニシ緋ノ

玉垣、歳經ニケリト苔ムシテ、イツモ緑ノ柳ノ葉ニ、

木綿四手懸テ隙ソナキ、御祈誓ノ趣ハ、主上舊都ノ還

幸也、都ハ既ニ山河遙ニ隔テ、雲ノヨソニ成ヌ、何事

ニ附テモ心ツクシノ旅ノ空、身ヲ浮舟ノ住居シテ、コ

カレテ物ヲソ覺シケル、昔在原業平カ隅田河原ノ邊ニ

テ、都鳥ニ事問、涙ヲ流シケンモ、又角ヤト覺テ哀ナ

リ、七箇日ノ御參籠トテ、大臣殿財施法施ヲ手向奉

リ、神寶神馬角マカテ七箇日ヲ送給ヘ共、是非夢想ナント

モナカリケレハ、第七日ノ夜半許ニ思ツ、ケ給ケリ、

思カ子心ツクシニ祈レ共ウサニハ物モイハレサリ

ケリ

神殿大ニ鳴動シテ良久クシテ、ユ、シキ御聲ニテ、

世ノ中ハウサニハ神モナキ物ヲ心ツクシニナニ祈

ルラン

大臣殿是ヲ聞召テ、都ヲ出シ上、榮花身ニ極リ、運命憑ナシトハ思シカ共、主上榮テ渡ラセ給フ上、三種ノ神器御身ニ隨ヘオハシマセハ、サリトモ今一度舊都ノ還御ナカラシヤト思召ケルニ、此御詫宣聞召テハ、御心細ク思給、涙クミ給テカク、

サリ共ト思フ心モ蟲ノ音モヨハリ果ヌル秋ノ暮哉見テ聞ル人々、誠ニト覺テ、皆袖ヲソシホリケル、

○『源平盛衰記』ハ宇佐宮參詣參籠ヲ、山鹿城ヨリ四国屋島ニ落行ク間ノ事トセリ。緒方惟榮等ノ追撃ヲ恐ル、時、七箇日ノ參籠ハ考ヘラレズ。『平家物語』ニ先ヅ岩戸諸卿大藏種直ノ宿所ニ行幸ノ後、宇佐宮ニ行幸シ、神詫ニヨリ大宰府ニ還幸ストアル記述ガ正シカラン。

一六 保曆間記

○群書類従一六 雑部

○上(壽永二年) 八月十七日ニ、平家筑前國太宰府ニ付テ、安樂寺へ參テ、歌讀連歌シテ慰給フ、同廿日四ノ宮、法皇ノ

宣命ニテ踐祚アリ、○中 略 サラバ四宮ヲモ具足シテト、少シ安堵シ給ケル程ニ、豊後ノ國司ハ刑部卿三位頼輔也、當國ノ住人緒方三郎(惟榮)維義ニ仰テ、平家ヲ九國ノ中ヲ追出奉ルベシ、是私ノ下知ニ非ズ、一院ノ院宣也ト申下サレタリ、維義既ニ向ト聞エケレバ、種々ニコシラヘ仰ラレケレトモ叶ハズ、力無ク落行ケルコソ悲シケレ、公卿殿上人女房以下、袴ノスソヲ取り、指貫ノソバヲ取テ、箱崎ノ津ヘ落ケリ、折節天ノ責ヲヤ蒙リケン、降ル雨ハ車軸ノ如シ、吹風ハ砂ヲ上、山鹿兵藤次秀遠カ館ニ入セ給フ、○中 略 平家ハ山鹿ノ城ヘモ、猶維義向ト聞エケレハ、高瀬船ニ乗テ、四國ヘ渡ラセ給フ、民部太夫成良、讚岐ノ屋島ニ内裏ヲ造テ入奉ル、

○下 略

一七 豐後國日田郡司職次第（抄）

○筑後生葉竹野郡役所藏本
東京大學史料編纂所影寫本

略○上

日田永平殺害セ
ラル

永平

號日田五郎大夫、爲舍兄季平養嫡、相副次第證文等、以久安四年讓得日田郡

司職、多年知行之閒、自根本開發領主、至永平箕裘八十餘代之由、近衛院御宇被載下仁平元二兩季左近衛府襲畢、在狀分明也、以保元二年十二月五日夜、爲聶三牟田三郎大夫盛季被殺害、不經幾程永平舍兄季嫡男爲季守、稱伯父嫡人、令殺害盛季之後、季守本來稱嫡流、依擬令押領日田郡司職、就經奏聞蒙勅勘、以保元三年四月廿九日、爲季平郎從等被誅戮季守畢、子細見次第證文、

永宗

號日田新六大夫、童名夜叉王、

永宗母ハ緒方惟榮ノ妹ニ付惟榮許ニ逃レ生長ス

永宗日田ニ帰ル

母党緒方三郎惟榮妹、十一歲時、被殺害親父永平之刻、乳母相具之、撰取證文入物計、隱忍于山野逃行叔父惟榮之許畢、惟隆・惟榮兄弟同心而爲令追討妹婿敵人、擬令發向于日田之取中、爲郎從等令討滅主之敵人之由、令傳聞之、惟隆・惟榮留立之處、日田先祖重代郎從流井垣二人令同心引卒子息親類以下私勢、行向緒方庄、日田者先祖開發以來家嫡一人爲相傳知行之私領、全可致異論之輩無之上者、夜叉王具返日田郡寵愛撫育長大成人而後號永宗、以長寛元年被改國務、初而鳥羽院御願所金剛心院御領被立奏庄號之時、永宗對揚而遂終其節之閒、任開發之先祖、取仁波令載地頭位署、就所職之名字、目錄仁波令載下司位署各加判、

永秀

號日田次郎、

平家亂逆之時、任宣旨須令參平家御方之由、原田大夫種直再三雖被誘語、敢以不承引、而奉屬源

永秀緒方惟榮ニ同心シ平家ヲ大宰府ヨリ追落ス

緒方莊

氏御方令修固二个所端崎之城郭、奉相待鎌倉殿仰之處、種直催卒宦兵、擬令追討永秀之由、有其聞之聞、先引籠櫛崎城相待之時、兩三度雖被押寄、每度令防返之畢、其後平家令下落鎮西給御座宰府之聞、柏杵次郎惟隆・緒方三郎惟榮与永秀三人同心、而自三方道擬押寄三笠原、自北道豐前國者惟隆進發之處、於宇佐社頭坂井兵衛種遠与合戰之故、令逗留、自南道肥後國者惟榮發向處、菊池与合戰之故令延引矣、自中道日田郡者永秀取前押寄三笠原、被合戰、終奉追落平家之刻、被擒舍弟三郎永隆畢、抽合戰之忠、忝成シ玉事右大將家御自筆御判嚴重也、御書御下文之御褒美之至明鏡也、隨而建久五年令拜領地頭職御下文畢、追討使三河守殿鎮西御下向之時、被糺明忠否、被行勳賞之時、任右大將家仰、雖宛賜筑後國生葉庄地頭職於永秀、三河守殿蒙御勘當、依被戮、給件御判御下文、依有其惶令差置之、其後不申達子細而不令領知之御下文在之、

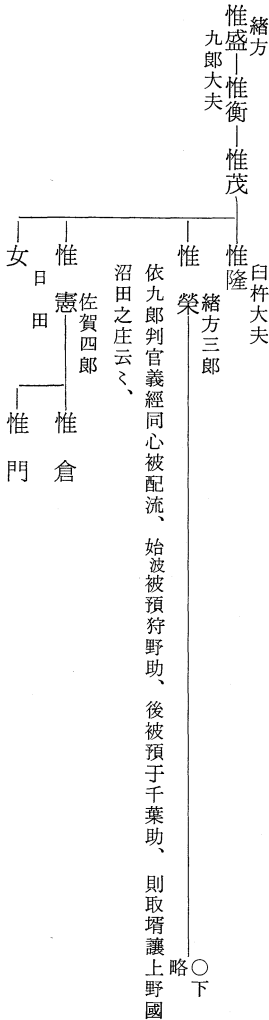
永隆

號日田三郎、

○下略

一六 大神系圖 (抄)

○筑後太田吉藏々々本
東京大学史料編纂所影写本



女子 (日田)

永秀最前ニ平家ヲ追落ス

○上下略。緒方惟栄関係部分ノミ抄出。全文ハ付録一参照。惟栄ノ妹ニ「女日田」トアルハ、前号日田永平妻・永宗母堂ナラン。

一九 平家物語

○日本古典文学全集
平家物語二、卷第九

六ヶ度軍

○上
下略

河野通信・臼杵
惟高・緒方惟義
同心シテ備前今
木城ニ籠ル
能登守教経攻寄
スルト聞キ退却

又伊予国住人河野四郎通信、豊後国住人臼杵二郎惟隆、緒方三郎惟義同心して、都合其勢二千余人、備前国へおしわたり、(邑久郡尾張郷)今木の城にぞ籠りける、能登守是を聞き、福原より三千余騎で馳せくだれば、福原より数万騎の大勢をむけらるるよし聞えし程に、城のうちの兵者ども、手のきはたたかひ、分捕、高名しきはめて、「平家は大勢でましますなり、我等は無勢なり、いかにも叶ふまじ、ここをばおちてしばらく息をつがむ」とて、臼杵二郎、緒方三郎、舟に取乗り、鎮西へおしわたる、河野は伊予へぞ渡りける、能登殿、「今はうつべき敵なし」とて、福原へこそ参られけれ、大臣殿をはじめ奉つて、平家一門の公卿殿上人寄りあひ給ひて、能登殿の毎度の高名をぞ一同に感じあはれける、

○「保曆間記」(『群書類従』雑部)ニハ、左ノ通り見ユ。

九国ノ住人、備前ノ国今木ノ城ニ平中納言教盛ノ御座ケルヲ押寄テ合戦ス、教経追懸テ、戦ヒケレハ、コ

緒方 莊

ラへ兼テ、九国ノ住人等ハ筑紫へ引退ク、

二〇 宇佐宮回録勘考

○益永家記録二
大宰府太宰府天満宮史料七

文治炎上

豊後國緒方三郎惟榮者、神領同緒方庄庄司也、隨來社命之處、治承四年打止上分米已下神物、現社敵之聞、爲相尋子細、大宮司公通宿禰被下遣神官田部妙盛之處、惟榮成遺恨、可害公通已下神官社僧之由稱之、率多勢、元曆元年七月六日亂入宇佐宮、燒拂堂舍人宅畢、公通已下宮寺諸官成其恐、所逃隱横山深見之山林也、惡行至極之餘、惟榮同黨類等打破神殿畢、

緒方惟榮ハ緒方
莊司
大宮司公通田部
妙盛ヲ派シ神物
ヲ催促ス
惟榮 宇佐宮ヲ燒
払フ

二一 元曆文治記寫

○九州大学文学部日本史研究室藏
宇佐神宮史史料篇三・大分県地方史八八

勘註

豊後國曰杵次郎惟隆、同弟緒方三次惟榮、佐智四郎惟憲、已下黨類惡行條々、

(賀丸)

一 亂逆根元之事、

惟榮者神領緒方庄之庄司也、年來隨社命之處、治承四年打止上分米已下濟物、現社敵之聞、大宮司公通爲問答子細、所下遣辨官田部妙盛也、惟榮成遺恨、可殺害公通已下神官等之由、稱之、可亂入

緒方惟榮・白杵
惟隆・佐賀惟憲
ノ惡行ヲ勘注ス
惟榮社敵ヲ現ズ

城井種遠城ヲ構
ヘテ籠ル
惟榮・惟隆攻メ
落ス

宮中乱入

源範頼奉幣

惟隆・惟榮ハ死
罪ヲ免ジ流刑ト
ス

黄金神宝一体ハ
惟憲息男鞍ヲ蒔
ク

字佐之由、有其聞之閒、豐前國坂井兵衛尉種遠〔城〕公通子息、爲公通方人、姨田村狐坂構城郭、元曆元
年七月一日・種遠・同覺公綱卒大勢令籠彼城之處、同六日之晚〔晚〕、惟榮惟隆惟憲已下之軍兵、押寄狐
坂令迫落種遠等畢、同日未刻、惟隆・惟榮等、從彼城向于字佐、其勢如雲霞、權擬大官司實輔、〔頭〕實輔
校清輔〔頭〕之少官司政直、并御杖人已下之神人等、捧御輿向于松隈之辻、雖防之敢不憚亂入宮中寺院、
或犯用御服神寶、或損失佛像經卷、惡行至極之閒、於于內院忽死人三人出來畢、凡止留三ヶ日之
閒、燒拂堂舍人宅畢、其時社家公驗神官所帶之文書等、大畧搜執畢、此閒公通已下神官逃籠橫山之
山畢、同九日惟榮等、出字佐、同廿七日寄種遠城井之城、數ヶ日雖致合戰不逼落之閒、同八月十八
日、惟榮已下之軍兵、皈于字佐畢、公通已下之輩、城井合戰之跡、各雖還住恐彼凶徒等、公通并神
官社官僧等、陰居深見之山林畢、同二年二月二日鎌倉殿〔殿〕。御舍〔源頼朝〕第一〔殿〕參河守範頼朝臣、下着于字佐、同
五日奉幣、憑彼權威、神官所司等從山林出畢、參州歎社頭寺院之損破、哀社官・寺官之放埒、被下
麻布六百卅端畢、神官分五百三十端者、惣檢校清輔請取之、令支配、所司分百端者、讀師兼公文勾
當神任請取之、分與之、同二月九日參州立字佐被越宰府畢、公通同上府、其後公通給院宣并殿下御
下文、及鎌倉殿御教書、云神事、云神領、執行之、惟隆・惟榮等罪科之事、尤雖可被劓頭〔頭〕、被優日
比奉公、平家追討之忠勳之故、免死罪被處流刑畢、所殘留之凶徒等者、被定神祓畢、件祭料者、宮
祝・陰陽師檢納之、遂請祓畢、

一 黄金御體犯用之事、

惟隆惟榮惟憲已下之黨類、元曆元年七月六日破損神殿令犯用之時、黄金三體內一昧者惟憲之〔息〕。男、

緒方莊

二五

一体ハ範頼大宮
司公通ニ返却ス

院ニ進献ス
一体ハ国司頼經

和氣使御炊殿ニ
奉安ス

追討使範頼軍進
退ニ窮ス

以當宮時繪工末貞令時鞍畢、一鉢者惟憲於宰府進于參河守殿畢、〔參河守殿〕〔宮〕參州召當官銀細工源三守弘、可作

大刀粧之由被仰之處、此金者非人之可受用處、〔非非人之〕〔非注〕宇佐宮神寶之由守弘申之、大宮司公通適在

府之閒、被尋問畢、公通被引合黃金御鉢寸方之處、更依無違目、奉渡公通畢、於社壇者汚穢之閒、

從文治元年十二月廿八日、至同二年八月十三日、所奉安置官司館内也、一鉢者豐后守頼經朝臣、

從侍主典之手傳得之處、自然進覽于後鳥羽院、〔獻〕當當念劇之程、暫被奉宿納石清水社、同三年十一月

十三日、和氣敕使定康、奉幣之時、被奉安置于御炊殿畢、惟憲之息男下用之一鉢者、大宮司公通以

自餘之黃金奉獻之、
○下 略

〔殿文〕右、此元曆文治記之一册者、

慶應三丁卯年五月十六・七日兩日之内、以漆嶋宿禰並繼所持之本、寫之畢、竝松藤原輔誠

明治四辛未年八月十八日、以寶曆四年六月十五日政所総檢校宇佐宿禰光輔書寫之本、校合、傍記不

同之字、聊愚意書入畢、
並木 舍印

三 吾妻鏡

○北條本
新訂増補国史大系三十二

〔文治元年正月〕
○六日庚寅、爲追討平家在西海之東土等、無船糧絶而失合戰術之由、有其聞之閒、日來有沙汰、用意船可送兵糧米之旨、所被仰付東國也、以其趣欲被仰遣西海之處、參河守範頼去年九月二日 去年十

出京赴西海

源頼朝書狀

豊後ノ船ダニア
ラバ安事ナリ

一月十四日飛脚、今日參着、兵糧闕乏聞、軍士等不一揆、各戀本國、過半者欲返歸云々、其外鎮西條々被申之、又被所望乘馬云々、就此申狀、聊雖散御不審、猶被下遣雜色定遠、信方、宗光等、但定遠、信方者在京、自京都、可相具之旨、被仰含于宗光、々々帶委細御書、是於鎮西可有沙汰條々也、其狀云、

○頼朝書狀本文ヲ略
シ、追而書ヲ掲グ。

國の者など、おのつから落まうてくる事あらは、もてなして、よに／＼糸惜せさせ給ふへし、豊後の船たにもあらは、(安)やすき事也、四國をは船少くあらは、自是もせめよと云也、東國の船は、二月十日のころに、國を立て上する也、猶も筑紫の事、よく／＼したゝめて、物さはかしからず、(事)ことなきやうに沙汰せられ候へし、又侍共のさ様に心々にてあんなる、返々以外也、實に其條さもあるらん、又方々より、われか事をは、訴あひたれとも、人のとかくいはんに、全よるへからず、誠に能たにもふるまはれば、それそよき事・又人云すとも(所詮)所せんなくおはせんするそ、以外の事にて有へき、又小山の者共、いつれををも、殊に糸惜しくし給へし、穴賢々々、自是行たる者は、われを思はゞ、當時所知所領をしらす候とも、さやうの論をすへき様なし、件のさまだけ、止させ給ふへく候、當時は構めて、國の者をすかしてよき様にはからはせ給へ、筑紫の者にて、四國をは責させ給へく候、此使は、雜色宗光、定遠、信方、三人遣也、信方、定遠は、京にあるを下也、宗光そ國より上する、委事は宗光かもちたる文に申たるなり、よろつ能く計沙汰すへし、穴賢々々、

緒方 莊

二七

正月六日

參河守殿 御返事

重仰

御下文一まい進し候、國の者共に見せさせ給へく候、わうわく法師の事用させ給へからす候、穴賢々々、甲斐の殿原の中には、いさわ殿、かみ殿、ことにいとをしくし申させ給へく候、かみ太郎殿は、二郎殿の兄にて御座候へ共、平家に付、又木曾に付て、心ふせん不善につかひたりし人にて候へは、所知なと奉へきには及はぬ人にて候なり、たゞ二郎殿をいとをしくして、是をはくみて候へきなり、

又御下文一通、被遣于九國御家人中、其狀云、

下 鎮西九國住人等

可早爲鎌倉殿御家人、且安堵本所、且隨參河守下知、同心合力追討朝敵平家事、

右仰彼國々之輩、可追討朝敵之由、院宣先畢、仍鎌倉殿御代官兩人上洛之處、參河守向九國、

以九郎判官所被遣四國也、爰平家縱雖在四國、雖着九國、各且守院宣旨、且隨參河守下知、令同心合力、可追討件賊徒也者、九國官兵宜承知、不日全勳功之賞矣、以下、

元曆元年正月日

前右兵衛佐源朝臣

○中略

範頼曰杵惟隆・緒方惟榮ヲ召ス

白杵惟隆・緒方惟榮八十二艘兵船ヲ獻ズ
範頼軍豊後渡海

〔文治元年正月〕
○十二日丙申、參州自周防國到赤閒關、爲攻平家、自其所欲渡海之處、糧絶無船、不慮之逗留及數

日、東國之輩、頗有退屈之意、多戀本國、如和田小太郎義盛、猶潛擬歸參鎌倉、何況於其外族乎、而豊後國任人曰杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮者、志在源家之由、兼以風聞之聞、召船於彼兄弟、渡豊後國、可責入博多津之旨有議定、仍今日、參州歸周防國云々、

○廿一日・廿二日中略

〔正月〕
○廿六日庚戌、惟隆、惟榮等、含參州之命、獻八十二艘兵船、亦周防國任人宇佐那木上七遠隆獻兵

糧米、依之參州解纜、渡豊後國云々、同時進渡之輩、

北條小四郎 足利藏人義兼 小山兵衛尉朝政

同五郎宗政 同七郎朝光 武田兵衛尉有義

齋院次官親能 千葉介常胤 同平次常秀

下河邊庄司行平 同四郎政能 淺沼四郎廣繩

三浦介義澄 同平六義村 八田武者知家

同太郎知重 葛西三郎清重 澁谷庄司重國

同二郎高重 比企藤内朝宗 比企藤四郎能員

和田小太郎義盛 同三郎宗實 同四郎義胤

大多和三郎義成 安西三郎景益 同太郎明景

大河戸太郎廣行 同三郎 中條藤次家長

緒方莊

緒方 莊

三〇

加藤次景廉

工藝一藤祐經

同三郎祐茂

天野藤内遠景

一品房昌寬

土左房昌俊

小野寺太郎道綱

此中、常胤者、不爲事衰老、凌風波進渡馬、景廉者、忘病身相從矣、行平者、糧盡而雖失度、投甲冑買取小船、取前棹、人性云、着甲冑、令參大將軍御船、全身可向戰場歟云々、行平云、於身命者、本自不爲惜之、然者雖不着甲冑、乘于自身進退之船、先登欲任意云々、將帥解纜、爰三州曰、周防國者、西隣宰府、東近洛陽、自此所、通子細於京都與關東、可廻計畧之由、有武衛兼日之命、然者、留有勢精兵、欲令守當國、可差誰人哉者、常胤計申云、義澄爲精兵、亦多勢者也、早可被仰云々、仍被示其旨於義澄之處、義澄辭申云、懸意於先登之處、徒留此地者、以何立功哉云々、然而、撰勇敢被留置之由、所命及再三之閒、義澄結陣於防州云々、○二月小○一日乙卯、參州渡豐後國、
○下略

三 後白河院廳下文

○吾妻鏡
文治元年三月廿九日条

(文治元年三月)

○廿九日壬子、平氏追討事、武衛依被甲、爲令勵軍旅之功、被下廳御下文於豐後國住人等之中、是雖爲先日事、彼案文、今日所到來關東也、

院廳下

豐後國住人某等、

後白河院院厅下
文ヲ豊後國住人

ニ下シ其ノ忠節ヲ賞シ益々勲功ヲ勵マシム

可彌專征伐遂勳功期勸賞事、

右平家謀叛黨類、往反四國邊嶋、蔑尔朝憲之閒、鎮西邊民多入烏合之群、令致狼曠之企、而當國軍兵等、堅守王法不與兇醜、遂艤數船迎取官軍、可令服從九國輩之由有[其]聞、殊以歡感、彌增銳兵、可令討滅彼凶徒也、各隨其勳功、依請可有賞賜也、當國大名等、宜承知勿令違越者、所仰如件、故下、

元曆二年二月二日

二四 女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案

○益永文書
大分県史料二九

追討使源範賴窄籠ヲ停メ神事ヲ勤行セシム

〔^(外題)任解狀旨、女禰宜大神安子、祝同〕^(大神宮保力)知行所々、停止窄籠之妨、如舊爲不輸免之地、勤修不退神吏、可奉祈 聖朝安穩、鎌倉殿御息災延命、恒受快樂之由、所仰如件、

追討使參河守源朝臣 ^(範賴) 在御判

不輸地ニ対スル窄籠ヲ停メ神事ヲ勤行セシメラレシコトヲ請フ

八幡宇佐宮女禰宜大神安子・祝大神宮保等解申進申文事、請被殊蒙恩裁、停止窄籠、如本爲不輸地、勤仕不退神事、且奉祈 聖朝安穩天長地久由、禰宜・祝等所帶旁御供田并得分免田及散在田畠等子細愁狀、

一 禰宜所帶分

○中略

緒 方 莊

一祝所帶分——使職 同郷安恒名昌、大菩薩御寶殿御青姫嶋——敷昌并在家等、件昌地在家爲字馬城三郎惟利、以武威所濫妨也、被停止者知——三字許、

○中略

公田分十丁 立用六丁
不足四丁

上毛郡 築城郡

下毛庄加名々定・上毛庄・築城庄・宇佐庄募旁所課宮符、令立用免田昌等、封戸郷今永田昌・

向野郷今永田昌・來繩郷
今永田昌・深水庄翁丸田昌繼子
副田・野仲郷今永田昌・大家郷今永名田・上毛郡

今永名田

緒方庄今永田昌、爲緒方三郎(惟榮)所濫妨也、

右、禰宜者爲嚴重殊勝之身、奉隨遂日本鎮守之(靈)天神、令祈請天下——字有、祝者令無止御寶前定

置、奉祈 聖朝安穩之由、彼依爲重役無雙——不論官庄封之地、云私領云要名知行田昌等、皆預不

輸之賞無有窄籠、望請御裁、停止面々妨、如本爲不輸地、彌欲致御祈禱丁寧矣、仍言上如件、

元曆二年三月日

祝兼權少宮司大神朝臣 宮保
女禰宜大神朝臣

於正文者、大神氏惣領宮守所持也、公儀江出帶之時者、何時可蒙仰候、爲末代封裏寫所進也、

永仁三年三月七日

月代市若丸殿

祝宮守 在判

案文ノ裏ヲ封ジ
写ヲ進ズ

緒方莊今永田昌
ヲ緒方惟榮濫妨
ス

河原三郎四郎殿

(長九)
惠郎與太郎殿

光備左近將監殿

三 後白河上皇院宣

○玉葉
文治元年十月九日条

宇佐宮燒討ニツ
キ院宣ヲ下サル

後白河上皇院宣

黄金ノ事

神殿舎屋破壊ノ
コト

(文治元年十月)

九日戊午、天晴、○中、

申刻、藏人左衛門權佐親雅來、傳院宣云、宇佐宮黄金或稱御躰之聞事、條々可計奏者、副調度文書、外此事爲經房卿奉行、所被仰下也云々、件狀如此、記勘文等數通

宇佐宮兩條事、

一、外記勘申黄金事、

當宮之習、以薦御驗、并黄金奉稱御正體之由、上洛神官等所申也、然而、寬治之比、有沙汰事不切之由見外記勘文、雖縱爲神寶、非可不崇重、安置所奉送之儀、并被奉謝之聞事、就外記申狀可被計申之由、向左右內三府許可被仰合、兼又、可令申攝政者、

一、可給官使勘錄神殿舎屋破壊被造替、行清穢、安置御體被調進御裝束事、

今度、不進太宰府解狀、聊有猶豫、又所進彼宮解狀、只所付太宰府之牒案也、就其狀忽有沙汰之條、

雖無其謂、旁思神慮已驚叡聞、何樣可有沙汰哉、内々先可被仰合三丞相、且又可被申攝政者、

右兩條、存此旨可令申沙汰給者、依院宣執達如件、

緒方 莊

緒方莊

九月廿二日

藏人左衛門權佐殿
(藤原親雅)

權中納言經房上

三四

三 吾妻鏡

○北條本
新訂増補國史大系三十二

白杵・緒方等字
佐宮寶殿ヲ破却
シ配流官符下ル
モ非常赦ニ逢フ
義經等西海ニ赴
ク

○十六日乙丑、豐後國住人曰杵二郎維隆、緒方三郎維榮等、去年合戰之閒、破却宇佐宮寶殿、押取

神寶、依之雖被下配流官符、去四日逢非常赦云々、○中

○三日壬午、前備前守行家 櫻威甲、伊予守義經赤地錦直垂、萌黃威甲、等赴西海、先進使者於 仙洞、申云、爲

遁鎌倉譴責、零落鎮西、取後雖可參拜、行粧異昧之閒、已以首途云々、前中將時實、侍從良成美經同母弟、爲

一條大藏、伊豆右衛門尉有綱、堀彌太郎景光、佐藤四郎兵衛尉忠信、伊勢三郎能盛、片岡八郎弘經、

辨慶法師已下相從、彼此之勢二百騎歟云々、○五日甲申、關東發遣御家人等入洛、二品忿怒之趣、

先申左府云々、今日、豫州至河尻之處、攝津國源氏多田藏人大夫行綱、豐嶋冠者等遮前途、聊發矢

石、豫州懸敗之閒、不能挑戰、然而與州勢多以零落、所殘不幾云々、○六日乙酉、行家、義經於

大物濱乘船之刻、疾風俄起而逆浪覆船之閒、慮外止渡海之儀、伴類分散、相從豫州之輩纔四人、

所謂伊豆右衛門尉、堀彌太郎、武藏房弁慶并妾女字靜、一人也、今夜一宿于天王寺邊、自此所逐電

云々、今日、可尋進件兩人之旨、被下 院宣於諸國云々、

大物浦ニテ疾風
ニアヒ覆没シ伴
類分散ス

二七 玉葉

○国書刊行会叢書
第一期

源義經等乗船ス

義經・行家豊後
武士ニ討伐セラ
ル、トノ風聞
逆風入海ノ説

豊後武士等義經
ヲ伐ツノ報ハ謬
説

大風ニヨリ義經
ノ船損亡
豊後武士範資ノ
降人トナリ又生
捕ラル
範資上落シ注進
ス

(文治元年十一月)

五日、甲天晴、略九郎等於室乗船畢云々、

七日、丙天晴、入夜、人曰、九郎義經・十郎行家等、爲豊後武士被誅伐了云々、或云、爲逆風入海

云々、兩説雖不詳、解纜不安隱歟、事若實者、仁義之感報已空、雖似遺恨、爲天下大慶也、彼等若

籠鎮西者、爲追討之武士等、巡路之國彌可滅亡、關東諸國又依此亂、不可通其路、仍中夏之貴賤、

可無活計之術、而不遂其前途滅亡、豈非國家之至要哉、義經成大成、雖無其詮、於武勇與仁義者、

貽後代之佳名者歟、可歎美々々々、但於賴朝起謀反之心、已是大逆罪也、因茲天與此災歟、凡五

濁惡世闢靜堅固之世、如此之亂逆繼踵而不絶歟、可悲々々、傳聞、豊後武士等伐義經等事、謬説

云々、

八日、丁天陰、午後雨降、傳聞、義經・行家等、去五日夜乗船、宿大物邊、追行之武士等、寄宿近

邊在家、○割未合戰之閒、自夜半大風吹來、九郎等所乘之船、併損亡、一艘而無全、船過半入海、

其中、義經・行家等、乘小船一艘、指和泉浦逃去了云々、於家光者鼻首了、豊後武士等之中、或爲

降人來範資之許、又乍生被捕取了云々、鎮西武士等伐取義經等之由、風聞尤謬説、次第如此云々、

件範資今日上落、所談説云々、已是實説也、仍隨聞及記之、

○中
略

緒方莊

大宰府宇佐宮狼藉ノ状ヲ注進ス

緒方 莊

三六

八日乙酉、（文治二年五月）○中 親雅持來大宰府解宇佐宮 狼藉事、余返與文書、仰大辨可取之由了、

九日丙戌、略○中 親雅來申大宰府解之閒事、官申狀頗不詳、仍重可問之由仰之、官申云、無帥大貳之時、直付職事近代例也云々、

槌可申其年例之由仰之、

十八日乙未、略○中 及晚兼光持來大宰府解先日余返給府解也、余着冠直衣出逢、兼光進寄進之、余取之披見、

此間兼光 了置前、
在板

二六 平家物語

○日本古典文学全書
平家物語二、卷第十二

判官都落

ここに足立新三郎といふ雑色は、「きやつは下臈なれども、以ての外さかゞしいやつで候、召しつかひ給へ」とて、判官に参らせられたりけるが、内々、「九郎がふるまひ見て、われに知らせよ」とぞ宣ひける、昌俊がきらるるを見て、新三郎夜を日について馳せ下り、鎌倉殿に此由申しければ、舍弟参河守範頼を討手にのぼせ給ふべきよし仰せられけり、頻りに辞し申されけれども、重而仰せられける間、力およばで、物具して暇申しに参られたり、「わ殿も九郎がまねし給ふなよ」と仰せられければ、此御詞におそれて、物具ぬぎおきて、京上はとどまり給ひぬ、全く不忠なきよし、一日に十枚づつの起請を昼は書き、夜は御坪の内にて読みあげ読みあげ、百日に千枚の起請を書いて参らせられたりけれども、かなはずして、終にうたれ給ひけり、其後北条四郎時政を大将と

義経緒方惟栄ヲ
味方ニ憑ム

して、討手のぼると聞えしかば、判官殿鎮西のかたへ落ちばやと思ひたち給ふ処に、緒方三郎維義は、平家を九国の内へも入れ奉らず、追ひ出すほどの威勢の者なりければ、判官、「我にたのまれよ」とぞ宣ひける、「さ候はば、御内に候菊池二郎高直は年ごろの敵で候、給はつて頸をきつて、たのまれ参らせむ」と申す、左右なうたうだりければ、六条川原に引きいだしてきつてンげり、其後維義かひがひしう領状す、

院庁下文ヲ下シ
鎮西武士ヲシテ
義経ノ下知ニ随
ハシム

同十一月二日、九郎大夫判官、院御所へ参つて、大藏卿泰経朝臣をもつて奏聞しけるは、「義経君の御為に奉公の忠を致す事、ことあらしう初めて申し上ぐるにおよび候はず、しかるを頼朝、郎等共が讒言によつて、義経をうたんと仕り候間、しばらく鎮西の方へ罷下らばやと存じ候、院庁の御下文を一通下し預り候はばや」と申されければ、法皇、「此条頼朝がかへりきかん事、いかがあるべからん」とて、諸卿に仰せ合せられければ、「義経都に候ひて、関東の大勢乱れ入り候はば、京都の狼籍たえ候べからず、遠国へ下り候ひなば、暫く其恐あらじ」とおのゝ一同に申されければ、緒方三郎をはじめて曰杵、戸次、松浦党、惣じて鎮西の者、義経を大将として、其下知にしたがふべきよし、庁の御下文を給はつてンげれば、其勢五百余騎、あくる三日卯剋に、京都にいささかのわづらひもなさず、浪風もたてずして下りにけり、

撰津国源氏、太田太郎頼基、「わが門の前をとほしながら、矢一つ射かけであるべきか」とて、川原津といふ所におつついてせめたたかふ、判官は五百余騎、太田太郎は六十余騎にてありければ、なかにとりこめ、「あますな、もらすな」とて、散散に攻め給へば、太田太郎我身手負ひ、家子郎

強風ニ難波ス

緒方維義ノ船行方不知トナル

推問使ヲ遣ハサルベキカ否カノ事

緒方惟栄ヲ東國ニ下ス

等おほくうたせ、馬の腹射させて引退く、判官頸共きりかけて、戦神にまつり、門出よしと悦んで、大物の浦より船に乗って下られけるが、折節西の風はげしくふき、住吉の浦にうちあげられて、吉野の奥にぞこもりける、吉野法師にせめられて、奈良へおつ、奈良法師に攻められて、又都へ帰り入り、北国にかかつて、終に奥へぞ下られける、都より相具したりける女房達十余人、住吉の浦に捨て置きたりければ、松の下、まさごの上に、袴ふみしだき、袖をかたしいて、泣きふしたりけるを、住吉の神官共憐んで、みな京へぞ送りける、凡そ判官のたのまれたりける伯父信太郎先生義憲、十郎蔵人行家、緒方三郎維義が船共、浦々島々に打寄せられて、互にその行ゑを知らず、忽ちに西の風ふきける事も、平家の怨霊のゆゑとぞおぼえける、

三九 宇佐宮假殿遷宮定記

○広橋家記録 増補訂正編年大友史料一

宇佐宮假殿遷宮定記

○首一部欠。三箇条略。

一 可被遣推問使否事、

權大納言藤原朝臣・權大納言藤原朝臣・權中納言源朝臣等定申云、被遣推問使事、若有其故歟、於

今度議者、可推問誰人哉、所注申之濫行之輩、且受其責於上天、虜(其)身於東國、緣坐輩、不及被尋

歟、其中尚有可被召問之輩者、早仰宰府、可被召上也、又可被尋濫行旨歸者、府官官司等同可參洛

件武士等関東ニ
下向
其身ヲ召上ケ糺
問スベシ
神宮ノ懈緩責テ
余アリ
神宮ヲ召上ケ糺
問スベシ

豊後国凶徒三人
ヲ遠流ニ処ス

惟榮・惟隆・惟
憲ヲ遠流ニ処ス

歟、

左衛門督藤原朝臣定申云、縦有准據之例、不叶今度之議、何爲問下民之輩、強可遣上邦之使哉、隨
件武士等下向關東云々、早召上其身、可被糺問、加之宮司懈緩、責而有餘、其上多有可被尋問事歟、
當時□參洛神官被問子細、申狀不詳者、爲宗之輩可參之由、可被仰下、抑祠官之中、有不出堺之者
歟、然而如此重時之時、太神官禰宜渡蔡河入洛可相准歟之由、寬治黃金沙汰之時、已有其議歟、
○下略。尚
一箇条略。

文治二年六月十六日

三〇 玉葉

○国書刊行会叢書
第一期

(文治二年十一月)
九日、壬子、天晴、親經申、○中 今日有流人事、豊後國凶徒三人、被處遠流也、仰道忠・經泰、令
召罪名勘文也、博士等依失錯、先日進怠狀了、今日被行此罪科了、即可返給彼怠狀之由、仰了、
十一日、甲寅、陰晴不定、親經申、○中 豊國武士配流之閒事、
略

三一 後愚昧記

○大日本史料
四ノ一

(応安四年五月十三日条中原師香勘文)
文治二年十一月九日、權中納言藤原家通卿參入、被行流人事、是豊後國住人惟榮・

(緒方) (白杵) (佐賀)
惟隆・惟憲等、

緒方 莊

三九

緒方莊

依去々年於宇佐宮致惡行狼藉之罪科也、且仰法家、勘申罪名、度々及群議、被行此刑了、

三 上卿故實抄

○大日本史料
四ノ一

權中納言家通ヲ
シテ流人官符ヲ
作ラシム

文治二十一九、權中納言家通(藤原)參陣、令作流人官符、于時新嘗祭御神事也、

三 大神系圖 (抄)

○筑後太田吉藏々々本
東京大学史料編纂所影写本

緒方惟榮沼田莊
ニ配流トナル

惟茂(用)

惟隆

白杵大夫

惟榮

緒方三郎

依九郎判官義經同心被配流、始波被預狩野助、後被預于千葉助、則取増讓上野國沼田之庄云々、

惟憲

佐賀四郎

惟倉

女日田

惟門

野尻惟村ハ周防
國遠崎

惟村

野尻次郎

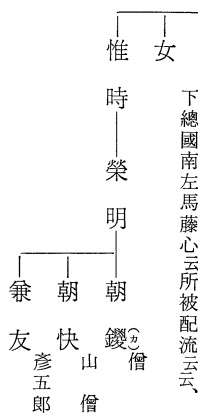
被流周防國遠崎、則給配所相傳、直入三郎惟友子於爲賴子、今仁在之、

高野惟友ハ下総
國南左馬藤心ニ

惟友

高野三郎

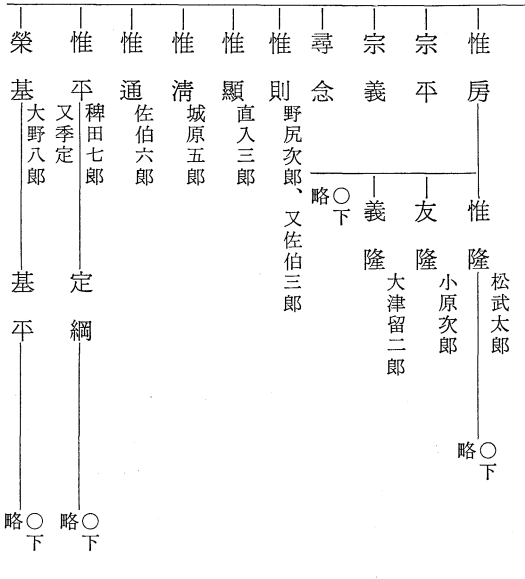
緒
方
莊



三 大神姓佐伯氏系圖(抄)

○碩田叢史本
大分県郷土史料集成系図篇

惟季
阿南次郎、又稱四穗田次郎、太宰軍曹、母肥後權守、藏原高家女、



泰基 大野九郎、神角ニテ切腹、御靈宮宇、墓所神角寺、觀音堂脇ニ存、

泰定 朽網六郎

秀基 三重九郎大夫
元慶元丁酉年春

親基 爲父代參内、同三月十五日被大神朝臣、緒方權大夫、從五位下、日向・豊後等守

惟盛 惟衡九郎 惟用(茂)

惟長太郎

惟隆 曰杵次郎(ニ惟高)

惟榮 緒方三郎、惟榮字佐發向火放暴逆之旨訴帝闕、上州沼田庄配流、後勅免再歸豊州佐伯住、

惟榮 上州居住之時、有一男子、號沼田氏、其子孫今二有、

惟時 佐賀四郎、

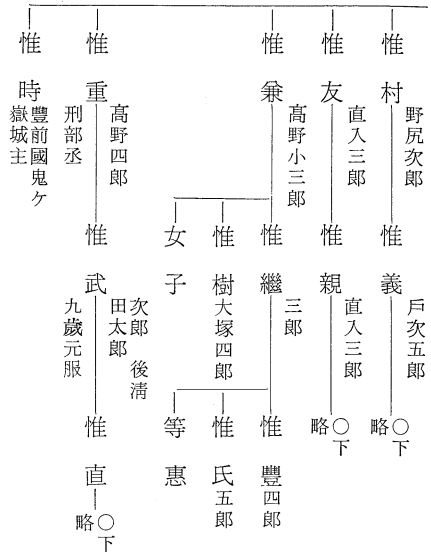
惟時 又惟憲

惟倉 惟門

惟久 緒方小太郎

惟家 (次郎戸次) 惟隆(略) 略

惟康 佐伯三郎 略



○本系凶ニ、惟盛(白杵・三重、又緒方)ヲ阿南惟季ノ子トスルハ弟ノ誤リ。佐伯惟家ヲ緒方惟榮ノ孫トスルハ叔父ノ誤リ。スベテ緒方惟榮系ニ係ケントスル作為ナリ。

三 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏
宇佐神宮史史料篇四

(西參道、南側)
置路竪六十八丈五尺內○中
略

緒方莊

西大門与西中門中閒四丈二尺廣一丈内二丈緒方庄、次二丈直入郷西中門前

西大門外一丈直入郷、○中

次三丈阿南郷、○中 次一丈井田郷、○中 次二丈三重郷、次二丈大野庄、次一丈朽網郷、次一丈五尺野津院、○下

略 ○中

略 ○中

(生江垣) 北生江垣九十閒内、四十閒由布庄、次三閒丹生庄、

次拾閒直入郷、次一閒井田郷、○中 次十閒三重郷、

略 ○中

(鳥井、朱簾垣) 西釘貫方閑、自未申二閒由布庄、次五閒大野庄、次二閒都田庄、

略 ○中

(若宮社周圍ノ朱内玉垣、西側東(方)) 玉垣十三閒北四間、西五間、南四間全野津郷、

(若宮内殿内側北側) 各六尺

若宮内殿一字三閒

妻二閒各五尺

緒方莊

野津郷、

○中略

〔大宮朱簾垣、北側ニ沿ヒ〕
〔自北大門西脇、迄テ戌亥角、釘貫卅五間、脇八間大

野庄、次廿閒玖珠郡、次七閒戸次庄、

○中略

〔大宮東部朱簾垣ノ中央部東門ノ北ヨリ、東側玉垣ニ沿ヒ〕
〔自脱カ〕
東大門北脇、迄テ丑寅、釘貫十五閒脇十閒由布庄、

次二閒植田庄、次二閒直入郷、次一閒佐賀郷、

○中略

〔大宮朱簾垣、南側、南門ノアタリヨリ〕
〔釘貫、自南樓東、迄辰巳角、十七閒、直入郷、

○中略

〔南門南側外、簾垣ニ沿ヒ〕
〔自南樓西脇、迄テ未申角、釘貫三十五閒内、脇廿閒

朽網郷、次十閒佐伯庄、次五閒佐賀郷、
但柱一本立、過之閒、當
時者、卅
七閒也、

○中略

〔北大門西側廻廊ノ北側ニ沿ヒ〕
〔自北大門西脇、迄テ戌亥角、垣屋「廿八閒」脇「六

閒笠和郷、次十閒大野庄、次八閒玖珠郡、

朝見郷、〔次二閒佐伯庄、

○中略

〔北大門廻廊南側〕
〔北大門与北中門西内□閒中門□□御□宿齋十八丈八

尺内 六丈 大野庄、三丈
四丈三尺 武藏郷、三丈六尺 玖珠郡、
六尺 山香郷、一丈三尺 伊美庄、
平丸保、

○中略

〔西大門南側ニ廻廊アリ、東側ニ〕
〔自西大門脇、迄テ未申角、垣屋八閒、脇四閒由布

院、次五閒三重郷、

○中略

〔経所ノ東側ニ〕
〔玉垣三閒 三重郷、

○中略

〔東北角ヨリ北ノ廻廊ニ続ク〕
〔自北中門東脇、迄テ丑寅角、玉垣九閒 脇六閒□

□ 次三閒三

○中略

〔西廻廊〕
七尺五寸九閒 南樓脇一閒、日田庄、
次一閒八坂庄、次一閒大神庄、

西廻廊拾閒

七尺 一閒阿南郷、次三閒井田郷、

○中

〔二〕内殿 一字三間各八尺

妻二間各七尺

〔加筆〕「東一閒」大佐井郷、

〔加筆〕「西一閒」直入郷、

○中

〔外殿、相ノ間横書〕「三閒渡樋三重郷、」

○中

〔殿御前登五丈六尺内〕

一丈一尺 津守庄、

一丈一尺 緒方庄、

三丈 三重郷、

四尺 白杵庄、

〔外殿一字〕

閑同前

〔但内外共ニ〕

〔カ〕緒方庄、

緒方庄

○中

〔三ノ御殿外殿〕

妻二間各七尺

〔加筆〕「東一閒」日田庄、

〔加筆〕「中一閒」□生庄、

〔西一閒〕朽網郷、

○中

〔御殿御前登五丈二尺内〕

一丈三尺五寸 日田庄、

一丈三尺五寸 丹生庄、

一丈一尺五寸 朽網郷、

一丈一尺五寸 白杵庄、

〔殿誤〕「件地判指圖者、

太木工 貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、

○右ハモト田原某氏所藏本。宇佐神宮ニ寄進、平成二年国指定重要文化財トナル。此ニハ、大野・直入郡關係部分ヲ

抄出ス。

四五

三 征夷大將軍源賴朝家政所下文寫

○益永文書
大分県史料二九

往夷大將軍家政所下 西海道御家人等、

定遣 鎮西守護人事、

前掃部頭中原朝臣親能

緒方莊封田ヲ奪
ヒ所從ニ充行フ

天野遠景ヲ改補
シ中原親能ヲ鎮
西守護人ニ補ス

右人、爲鎮西守護人所下遣也、抑先日雖下遣(天野)藤原遠景、神社佛寺之訴有其數之上、宇佐大菩薩神官

不觸社家致其誠、(マ)或(イ)押取御神領日向國宮崎庄所當、宛行舍弟保高、或別取豐後國緒方庄御封田、宛

下所從茂經、每年令懈怠年中神事條、有冥神慮(事イ)。恐、無顯朝憲誠哉、就中卅三年一度御造營豐後國

役假殿勤事、爲遠景在國司之身、被造營之閒三ヶ年勤(事イ)。造神殿、御遷宮以前不止雨露、隨御遷宮之

節御殿妻戶顛、御恪子釣金落、東大門扉破畢、神殿疎畧不可勝計者、先停止遠景守護畢、御家人在

廳家人等宜承知、依仰行之、故下、
八十二代

後鳥羽院 建久六年五月 日

親能宇佐官爲奉行、九州二鳥之守護ヲ
御守 (院脫カ)

預被下、々向之時御教書、齋次官親能ハ
大友ノ元祖也、是ヨリ四代大友左近將監貞

宗迄宇佐奉行相傳也、
○「宮成文書」・「志手文書」ニモ案文アリ。

平 朝 臣判

民部丞藤原同 (行改)

前因幡守中原同 播大江佐元

三 造宇佐宮所課注文案

○到津文書
大分県史料三〇

正殿ハ九州所課

仮宮ハ豊後国役

御炊殿常見莊役

内庁ハ緒方莊役

一造宇佐宮正殿者、九州所課

一假宮者、豊後國役

一御炊殿者、常見庄々上毛庄、下毛、築城口、京都、田河、規矩、宇佐庄等

一内廳者、豊後國緒方庄役

一直相殿號客院、日向國十八ヶ所役

後白河院可有御參詣之由、以安元年中被仰下之聞、大官司公通宿禰、以彼直相殿、所構于内裏也、

馬場頓宮ハ石垣莊・新開莊役

一馬場頓宮者、豊後國石垣庄・豊前國新開庄役

大鳥居東也、
一馬場大塔

堀川院御願三代 白河・後白河・鳥羽 帝王

御筆法華經被奉納眞柱云々、

一内大貳堂 寛治都督 伊房卿 建立之、

佛聖燈油新 豊後國勾別符

一池内大貳堂法花三昧堂也、

緒方莊

仏聖燈油料ハ勾別符

緒方莊

康和年中 大宰大貳。大江匠房卿建（正二位權中納言立之力）、

略

御服所ハ安岐・武藏郷役

一御服所 安岐・武藏兩郷役

一厨家 社家役

三六 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫官兼

一速見郡田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰

石垣郷百五十餘丁宇佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

直入郡

大野郡

緒方郷三百余町
宇佐宮領二百四十余町

一直入郡田代百六十餘丁

一大分郡田代千三百八十餘丁

一大野郡田代九百十餘丁

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

一日田郡田代五百六十餘丁

一玖珠郡田代三百十餘丁

三九 宇佐宮神領次第案

○到津文書
大分県史料三〇

佐宮御神領次第大略、一萬六千餘町云々、

宇佐宮神領次第ヲ注ス
十郷御封

一 封戸郷百十七名
仁治二年散田帳云、
向野郷 草郷ハ付向野 百三十五名
葛原郷ハ 付辛嶋 七十四名
高家郷 八十五名

已上内封四郷是也、

豊後國

同國

豊前國

同、七十四名

同、八十四名

一 安岐郷四十六名、武藏郷六十四名、上毛郡、大家郷、野仲郷 深水庄、
豊後 百三名
來繩郷 已上十郷御封加四郷定、

豊後

同國

豊前

同、十五名

豊後

豊前國

同國 百六十丁 同國 百二十三丁

緒方荘

一 田染庄

石垣庄

新開庄

角田庄

緒方

勾金庄

到津庄

同辨分六名

庄分六名

筑前國

筑前、廿八名

肥前國

同、

同、

貫庄

津隈庄

椿庄

綱別庄

米多庄

赤自庄

大町庄

緒方荘

同、
大揚庄

筑後國
三百丁小河庄
六十丁豐前國
百廿名

同國
守部庄

同國
已上十六ヶ所本庄
小家庄
野津手浦
同二百卅六名
同十八名

一 宇佐庄

同國
上毛庄
百廿名

同
下毛庄
規矩庄

同
田河庄

別符
同四十七名
百廿五丁五反
大野庄
中北郷

同西郷

京都庄
十五名

已上當國

築城庄

以東新莊

一 以東新莊

豐後
八名

同國
朝見郷
田原別符

十一名
太田原
八十七丁一反

此外敷、十三丁二反
加之敷、
櫛來別符
十一名

同、
舟生津留
廿五丁

同、
勝津留
五十丁

同
勾別符

以西新莊

一 以西新莊

筑前國
嘉摩庄
同、
穗浪庄
郡敷、

右、以西庄々者、
略○下
月十三日
宇多院第七宮内親王御奉寄也、
姫宮敷、也、

四〇 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

御注進狀案 豊後國田文事
弘安八年十月十六日 豊後於府中

脚力 菊正 在判

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事、
〔預〕〔頭脫〕

注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍裏(大友頼泰)

謹上 信濃判官入道殿(二階善行忠)

一 豊後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

○国崎郡以下中略

一 大野郡八百七拾町内

大野莊

大野庄參百町

領家 三聖寺

地頭 中村七拾六町 地頭戶次太郎重頼(マ)

下村百町内

六拾玖町九段小 大野太郎基直跡同女子改藤原氏、

貳拾二町壹段三百步 大野太郎基直妹藤原氏

五町六段三百步 同氏女妹善修理亮廣衛妻、今死去、子息鶴丸(マ)

緒方莊

緒方莊

貳町貳段 助阿闍梨良慶

上村五拾壹町內

貳拾五町五段 横尾尼跡御所女房
按察御局

貳拾五町五段 大和太郎兵衛入道連慶跡同孫
鶴丸

志賀村七拾參町內

參拾六町五段 詫摩別當能秀本ノマ、次郎カ
時秀

同新三郎資秀、同四郎太郎泰長法名寂尊、各
分領不分明、

參拾參町壹段小 志賀太郎泰朝法師法名阿法藏人
嫡子大郎貞朝、貞親烏帽子云云、

參町參段 大輔阿闍梨禪秀(季)
阿法余弟

國領 三重郷百捌拾町

地頭 新(田カ)秋田泰盛カ
陸奥守殿

國領 野津院六拾町

地頭 野津五郎賴(宗)
末字法師法名阿一
有憚

井田郷捌拾町五段イ五十町
北条資時カ

地頭 相摸三郎入道殿女子

緒方莊

緒方庄貳百捌拾町

宇佐宮領 地頭 大友兵庫頭入道殿

○日田郡
以下中略

都合庄郷五十八箇所

田數六千八百七十參町

右、田代分限、領主相傳本御下文有無、未尋究、粗如此、子細之旨、重令注進言上之狀如件、

稅所

弘安捌年玖月 日

小野朝臣幸直 在判

○本帳ニハ直入郡ノ部見ヘズ。速見郡山香郷広瀬村ノ次ニ「此已下不見」トアリ、直ニ海部郡条ニ続ク。中間紙脱アリ。且ツ大分郡ノ部モ首部ヲ欠ク。

四 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一號

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・

公田領家・領所・地頭・辨濟使交名之事、

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍裏判
(大友頼泰)

謹上 信濃判官入道殿

(二階堂行忠)

緒方莊

豊後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事、

○國東郡・速見郡略

直入郡

直入郡二百七拾町 地頭大友兵庫入道殿、領家太宰府御神領

入田

二百七拾丁内 莊百町・入田三拾五丁 領家清涼寺

朽網郷

朽網郷四拾丁 地頭朽網兵衛允泰親法名善心

田北村

田北村朽網、號畑

○大分郡・海部郡中略

大野郡

大野郡八百七拾丁他本云九百拾餘丁、太郎親繼

大野莊

大野莊三百丁他本云三百三拾餘丁、領家三聖寺

中村七拾六丁 地頭職戸次三郎重頼

下村百町内六拾九町九段小 大野太郎基直女子相續

二拾一町一段三百步 基直妹相續

五町一段三百步 同氏女善修理亮廣衡妻

三町一段 輔阿闍梨良慶、死去後子息鶴丸、

上村五十一町内二十五町五段 横尾局跡御所女房按察御局

二十五丁五段 大和太郎兵衛入道孫鶴丸連慶檢校

志賀村七拾三丁内三拾六丁五段 託摩別當能秀・同次郎時秀法名寂尊・同新三郎資秀・同四郎太

郎泰長配分

三拾三丁一段小 志賀太郎泰朝法名阿法嫡子藏人太郎貞朝、貞親烏帽子繼云、(マ)

三重郷百八十丁 新田陸奥守殿(秋) (泰盛力)

国領野津院

国領野津院六拾丁 地頭織野津五郎頼宗法名 阿一

井田郷

井田郷八拾丁五段 地頭織相摸三郎入道殿女子(北条時久)

緒方莊

緒方莊二百八拾丁 地頭織大友兵庫入道殿

○日田郡
以下中略

都合田代六千八百七拾三町

沙彌道忍(大友頼泰)在判

三 馬背畑五靈八社寶塔銘

○大分の石造美術
大野郡緒方町大字馬背畑五靈八社

宝塔ヲ造立ス

得見此塔禮拜供養當知

是等皆近阿耨菩提、

文保二年(季)戊(三)□□月十五日
(午)

緒方莊

勤行聖二人 〔善〕
〔意〕
〔曇〕
〔敬〕
〔白〕
〔善賢〕

大檀那二人 〔類〕
〔順〕
秀道

○「」内ハ「大分県金石年表」。

四 六種寶塔銘

○大分の石造美術
大野郡清川村大字六種

法華經ヲ供養ス

〔塔身正面〕
〔妙法カ〕

□□蓮華經

〔裏面〕

一嘉曆二月日

大願主頼行

〔四隅〕

〔得見此塔カ〕

禮拜供養

當知是等

阿耨菩提

○完形。大分県指定有形文化財。但シ中央（四行目）ノ行ハ剝落、前号（四二号）ニヨリ推定スト。

逝去セシ覺玄ノ
タメ宝塔ヲ建ツ

(塔身部)
二元德二年庚卯月十四日辰尅逝去、

沙彌覺玄生年五十

○五四号参照。

四 宇田枝寶生寺寶塔銘

○大分県金石年表
大野郡清川村大字宇田枝字宝生寺

五 沙彌某等連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

智田名四分一ヲ
本領安堵施行到
来マテ預ク

緒方庄智田名肆分壹赤崎神兵衛入道事、本領安堵御施行到來之程、一旦爲合力、可有御知行之由候也、仍執達如件、

曆應五年五月十一日

沙彌(花押)
沙彌(花押)

野仲三郎次郎入道殿

緒方莊

吳 某宛行狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

「ちひろ」

(花押)

貞次名内ノ地ヲ
代官伊与房給分
トシテ宛行フ

豊後國緒方庄貞次名内、榎町□依五反・智田内石島并田地・須彌屋敷田島山野等者、御代官伊與房爲給分所宛給也、有限公方濟物等者、任先規可致沙汰之狀、如件、

正平七年三月十七日

巳 大化寶篋印塔銘

○大分の石造美術
大野郡緒方町大字大化字犬塚佐藤秀隆所有

(塔身)
「梵字ウーン」

「梵字タラーク」

「 道妙禪尼

(梵字キリーク)

文和二年二月八日

「梵字アク」

宝篋印塔ヲ造立
ス

四 志賀能長・沙彌道阿連署寄進狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端書)
「よしひろの大かた殿」(花押)

寄進

智田名内浮免田
島四反ヲ薬師堂
修理ノタメ寄進
ス

豊後國緒方庄智田名内薬師堂免田畠等事、

右當寺者、願主伊豫房了賢建立、東方薬師瑠璃光如來之靈場也、而爲無縁造立之閒、於未來、可有

破壊顛倒欽、爲全向後之修理、了賢依歎申、以當名内浮免田畠肆段、坪付別紙寄所奉當寺也、但爲公方

制法之閒、不能永代之儀、然者、天長地久御願圓滿、現當二世悉地成就之御祈禱、可抽丹誠之狀、

如件、

延文三年九月廿六日

(志賀能長)
よしなか・沙彌道阿奉

四 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

注進

(大友)
氏時當知行散在所領所職等事、

相模園大友郷(足下郡)付、延清名

同園三浦長坂郷(三浦郡)

緒方莊

五九

当知行ノ所領・
所職等ヲ注進ス

緒方 荘

上野國利根庄(利根郡)號土井出庄(安濃郡)

伊勢國塔世御厨(安濃郡)北方

豊後國守護職

同檢非違所惣追捕使職

同國直入郷(直入郡)付、田野・阿蘇野(天分部)

直入郷付田野・阿蘇野緒方荘

同國在限郷(天分部)

同國山香郷司職(遠見郡)同名田一丸名

同國丹生庄(同上)

同國草地庄(國東郡)

同國朝見郷寶満寺(同上)

同國田原別府半分付、岡次松(國東郡)半分

同國都甲庄半分(國東郡)

同國六郎丸名(同上)

同國安岐郷内成久村(同上)

同國日田庄竹田別府半分(日田郡)

同國高國府村(天分部)

同國大野庄上村半分(大野郡)

美濃國中村庄(可兒郡)

越後國紙屋庄(蒲原郡)

同在國司職

同稅所職

同國緒方庄(大野郡)

同國笠和郷(同上)

同國佐賀關内關宮(海部郡)付白杵・佐伯兩庄(天分部)號判田

同國下郡郷(天分部)號判田

同國鶴見村(遠見郡)

同國光吉村(天分部)羅田庄(大分部)

同國狹間半村(天分部)

同國阿南庄甲斐田村(天分部)

同國武藏郷重藤・久吉兩名(國東郡)

同國吉松名(同上)

同國長野村(秋津郡)

同國八坂下庄若富名(遠見郡)

同國玖球郡横尾新庄

大野荘上村半分

三重郷

同國(速見郡)由布院並柳酒久里塚原以下所々

同國(天分郡)高田庄

同國(天野郡)三重郷

同國(海部郡)佐賀郷

同國(同上)大佐井郷

同國(同上)小佐井郷

筑前國香椎社(始皇郡)付、諸郷

同國大墓村

同國(志摩郡)怡土庄

同庄志摩方

筑後國守護職

同國(山門郡)鷹尾別府

同國(生葉郡)生葉庄

同國(三瀨郡)三瀨庄半分

肥後國隈牟田庄預所職(益城郡)付、千原森崎

同國光永吉納新開

同國(天草郡)下須嶋

同國(合志郡)合志庄

同國(山鹿郡)千田庄(山鹿郡)付、重富・永富(山鹿郡)兩名

同國(山本郡)山本庄

同國(飽託郡)健軍社領

豐前國山鹿西郷(仲津郡)

鎌倉龜谷地壹所(先祖墓所)宿所地等

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所(先祖墓所)宿所地等

右、注進如件、

貞治三年二月 日

緒方 莊

五〇 右衛門尉・藤原某連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

智田名内広嚴寺
辺ノ殺生ヲ禁ズ

緒方庄智田名内、廣嚴寺邊殺生事、東者自加世牟田上、西者自佐、下、南者自寺追北、く者河、向後堅所被禁斷也、早相觸給人
同代官土民等、可停止之、若有違犯之輩者、且召禁其身、且可被注進交名由候、仍執達如件、

貞治三年六月十八日

右衛門尉 (花押)

藤原 (花押)

政所殿

五一 征西將軍宮良成親王令旨

○大友松野文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)
「大友孫三郎殿

宮内少輔正乘」

入田莊・小川ヲ
阿蘇惟武雜掌ニ
打渡サシム

豐後國入田庄并小川事、任 令旨之趣、可被打渡惟武雜掌之由、依 征西大將軍宮御氣色、執達如
件、

天授元年十月三日

宮内少輔 (正乘) (花押)

大友孫三郎殿
(氏繼)

○本文書ノ「小川」が当莊内「小河名」(五五・六〇・六二号)ニ当ルカ未詳ナルモ、シバラクコ、ニ収メ後
ノ検討ヲ期ス。

板碑ヲ造立ス

五 三反畑大日釋迦三尊種子板碑銘

○大分の石造美術
大野郡緒方町大字上自在字三反畑永福寺跡

「(梵字ウーン)」 十方檀那

「(梵字バン)」 「(梵字シヤカ)」 天授三巳十一廿九

「(梵字マン)」

○主尊(梵字シヤカ)ハ川勝政太郎説。異説アリ。尚本碑ヲ「碑伝」トスル説アリ(石田茂作・多田隈豊秋)。

五 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

(大友)親世當知行國々散在所領所職等事、

相模國大友庄 (足下郡) 同國三浦長坂郷 (三浦郡)

上野國利根庄 (利根郡) 越後國紙屋庄 (蒲原郡)

美濃國仲村庄 (可兒郡) 伊勢國塔世御厨 (安濃郡) 北方

豊後國守護職 同國在國司職

同檢非違使惣追捕使職 同稅所職

同國直入郷 (直入郡) 同國緒方庄 (大野郡)

直入郷 緒方庄

緒方庄

緒方莊

同國荏限郷(大分郡)

同國朽網郷半分(直入郡)

同國山香郷(速見郡)

同國白杵庄(海部郡)

同國笠和郷(同上)

同國內梨子畑(大分郡)

同郷立石村名(同上朝見郷)付、鬼丸

同國丹生庄(同上)

一判(継目裏)

同國佐賀郷(同上)付、佐賀關并一尺屋

同國寶満寺(速見郡朝見郷)

同國羈見村(同上)

同國田原別府半分(同上)

同國六郎丸(同上)

同國阿南庄(大分郡) 甲斐田村

同國永野村(同上)

同國高田庄(同上)

同國安岐郷成久村(同上)

同國八坂本庄若富名(速見郡)

同國玖珠郡綾垣村

同國日田郡竹田別府半分

同國下郡號判田(大分郡)

同國野田村(速見郡)

同國草地庄(國東郡)

同國狹間村半分北方(大分郡阿南庄)

同國都甲庄半分(國東郡)

同國泉名(大分郡)

同國隆國府村(國東郡)

同國武藏郷重藤名付、久吉名(同上安岐郷)

同國吉松名(速見郡)

同國由布院、並柳、酒久里、塚原、荒金、天間、荒木、山崎、石松、貞恆(玖珠郡)

同國横尾新庄(玖珠郡)

同國大野庄上村半分(大野郡)

大野庄上村半分

同堀池名

同庄堀池名(大野莊志實村)

同國光吉村(大分郡稻田莊)

同國小仲名

同國八坂下庄藏田村(遠見郡)

同國柴山村(海部郡)

同國須々原(三潞郡) 異國警固要害所

筑後國三潞庄半分

同國岩方村(山鹿郡)

同國千田庄(山鹿郡)

同國山本庄(山本郡)

同國合志庄(合志郡)

菊池武光兄弟并庶子跡各半分

同國伊倉庄(全名郡) 同前北方

同國高木東西同前(佐賀郡)

日向國守護職

豐前國山鹿西鄉(仲津郡)

肥前國財部村

同國大佐井鄉(海部郡)

同國戸次庄切畑名(大分郡)

同國丹生津留村(大分郡) 「(継目裏)判」

同國馱原村(大分郡)

筑前國香椎社領付、諸鄉(粕屋郡)

同國怡土庄(怡土・志摩郡)

同國鷹尾別府(山門郡)

肥後國隈牟田庄(益城郡)

同國光永吉納新開(飽託郡)

同國健軍庄(天草郡)

同國下須嶋

同國關入道跡(杵島郡) 生葉庄替地

肥前國佐留志村(高來郡) 同前

同國伊佐早郡内宇木小次郎宗像八郎、長野跡同前(高來郡) 同前

同國宮崎庄(宮崎郡)

同國光成名八町

鎌倉龜谷藤谷敷地一所(継目裏)

「(継目裏)判」 ○ 「敷」字
ノアタリ

緒方莊

緒方荘

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

曩祖宿所地

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

以上

(裏書)「爲後證所封裏也、

右、注文如件、

丹後守判」

永徳三年七月十八日

酉 宇田枝寶生寺寶篋印塔銘

○大分の石造美術
大野郡清川村大字宇田枝字宝生寺

沙彌覺玄逝去シ
宝篋印塔ヲ造立
ス

(基礎部)

「永徳四年_{甲子}卯月十四日_亥逝去、

沙彌覺玄_{生年}五十」

○四四号ト銘文近似シ、シカモ同一人「沙彌覺玄_{生年}五十」ノモノナリ。重出カト疑ハル、モ、何レヲ正シト判定スルヲ得ズ。シバラク存シ後考ニ俟ツ。

丑 資宣奉書

○阿蘇家文書上
大日本古文書

(折封ウハ書)
「阿蘇社大宮司殿

資宣奉」

豊後緒方荘内小

豊後國緒方荘内小河名事、被相尋子細於大友方、可有御左右之由、被仰下候、恐々謹言、

河名ハ大友氏繼
ニ尋ネ左右アル
ベシ

十月十四日

阿蘇社(権武)
大宮司殿

資 宣(花押)

一結諸衆宝篋印
塔ヲ造立ス

明徳二年辛未十一月□□二日一結諸衆敬白、

五 宇田枝寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡清川村大字宇田枝字大谷

五 宇田枝寶生寺寶篋印塔銘

○大分の石造美術
大野郡清川村大字宇田枝字宝生寺

曜空尊靈ノタメ
宝篋印塔ヲ造立
ス

一應永第拾四年三月廿四日

慶春敬白、

爲曜空尊靈□□

六 西白寺觀音堂寶篋印塔銘

○大分の石造美術
大野郡緒方町大字野尻字西白寺觀音堂

預修ノタメ宝篋
印塔一基ヲ建ツ

一預修功德主三寶弟子才

應永廿七庚子歲仲春吉日

緒 方 莊

五 小仲尾寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字小原字小仲尾

宝篋印塔ヲ造立ス

(墨書)

一 □ □ □ □ 沙弥 □ □ 西蓮 · 西 □ · 妙 □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ · 近三郎 · 孫
 □ 郎 · 左 □ □ □ □ 三郎道 □ 四 □ □ □ □ 孫太 □ □ · 三 □ □ □ 近 □ □ □ □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ ·
 沙弥 □ □ · 孫二郎 · □ □ □ □ · □ □ □ □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ · 沙弥 □ □ · 應永二(二十七)年十一月廿日、

六 某給地宛行狀(折紙)

○奥嶽文書
大分県史料一三

(花押)

小河名瀧下六反ヲ宛行フ

(縮五寸) 小河名之内、緒方庄瀧下六段之事、爲給恩所宛行也、御公事以下、任先例可其沙汰之狀、如件、

十一月二日

奥嶽入道所

(以下折返異筆)

「應永卅年甲巳 歲十一月二日」

大行事八幡宝前
ニ二体ノ木造狗
ヲ奉納ス

六二 大行事八幡社木造狗(二軀)銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字大化大行事八幡社

(左側) 体底部墨書
一 豊後州緒方庄内、今山大行神殿御寶前、左、應永三十一年甲辰八月三日、大願主沙門照方敬白、
(右側) 体底部墨書
一 豊後州緒方庄内、今山大行神殿御寶前、右、應永三十一年甲辰八月三日、大願主沙門照方敬白、

六三 傳清奉書

○奥嶽文書
大分県史料一三

小河名ゑさり町
六反ヲ奥嶽某ニ
打渡サシム

緒方庄小河名之内、ゑさり町六段之事、奥嶽さへもん四郎ニ、爲恩給被宛行候、當毛より早々うち
わたさるへく候、ふさたあるへからす候よし候、恐々謹言、

八月十八日

奉
傳 清 (花押)

小河御料所御代官

(以下折返)
一 應永卅一年 甲辰

六三 傳清奉書(紙折)

○奥嶽文書
大分県史料一三

(花押)

緒方 荘

緒方莊

七〇

奥嶽居屋敷畠地
山野ヲ預ク

爲御方、致奔走之閒、(三重郷)奥嶽居屋敷并畠地山野等之事、所預置也、彌可抽忠勤之狀、如件、
應永卅一
十月廿日
奉
傳
清

奥嶽兵衛四郎入道所

六 某書下(紙折)

○奥嶽文書
大分県史料一三

(花押)

奥岳段錢ヲ免ズ

(三重郷)奥岳段錢之事、自當年所指置也、彌可顯(力)忠節者也、仍御狀、如件、

應永卅一
十一月四日

奥岳入道所

六 大渡地藏菩薩像銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字夏足字大渡

願主道惠敬白、

地藏菩薩像ヲ造
立ス

永享二
戊戌八月廿四日

宝篋印塔ヲ造立
ス

六 上栗生明王院寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字栗生字上栗生明王院

□□禪門永享七年二月廿日

○基礎及ヒ笠部ノミヲ存ス。

七 室町將軍義家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

豊後南郡ニ出勢
奔走セシヲ賞ス

令進發豊後國南郡、致奔走旨、大内修理大夫注進到來、尤以神妙、向後彌可被抽忠節由、所被仰下也、仍執達如件、
(持世)
永享九年八月七日
(細川持之)
右京大夫(花押)

志賀民部大輔殿
(親賀)

八 堂內地藏堂寶塔銘

○大分県金石年表六
大野郡緒方町大字小原字堂內地藏堂

逆修ノタメ宝塔
ヲ造立ス

(墨書)
□□道禪門・道源禪門・源喜禪門・性源禪門・正玄禪門・道□禪門・宗□□□□□□□□□□
(禪)

門

緒方莊

緒方 荘

右、此逆修之意趣者、功施主安、各人現世安穩後世善處、皆永享九年丁巳十一月廿八日施主敬白、

六九 小畑薬師堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字馬背畑宇小畑薬師堂

逆修ノタメ宝篋
印塔ヲ造立ス

逆修善根主各々本命元辰壽位

文安元年_{甲子}卯月十一日_{大願主}各々

敬白、

七〇 古庄秀安・深田正隨連署坪付(紙折)

○奥嶽文書
大分県史料一三

緒方莊小河内・
大野内ノ坪付ヲ
奥嶽又四郎ニ打
渡ス

小河内

一所為さりまち六反

一所たけ(まじカ)の下六段

大野内

一所(藤北)ふちきた内たかさこ

一所てら田三反

大野内

皆文安二年八月十二日

深田加賀入道 正隨 (花押)

古庄三河守 秀安 (花押)

(奥) 戀
おくとけ又四郎殿

(折返奥ウハ書)
「おくとけ又四郎殿」

七 加賀知觀音堂銅鑿口銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字冬原字加賀知觀音堂

(表)

住江村地藏堂ニ
鑿口ヲ寄進ス

「奉寄進住江村地藏堂御寶前左、祈禱旦那□義令元□、文安六年卯月八日願主□、」

(裏追銘)

「奉掛鑿口圓通寺御寶前、天文十五年丙午十二月吉日、願主北里、」

三 大友親繁感狀 (紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

堺目ニ八郎次郎
現形ノ刻殘党等
ヲ沙汰セシ粉骨
ヲ賞ス

今度於堺目、八郎次郎現形之處、各以奔走儀、殘黨等、則時ニ沙汰候、殊被疵粉骨之段、悅入存候、於已後、彌可被副心候、恐々謹言、

七月四日

(大友) 親繁 (花押)

緒方莊

緒方莊

七四

三代丹後入道殿

○「三代文書」ハ「大分県史料」一〇所収「萱嶋文書」ニ混入ス。以下「三代文書」ト標記ス。スベテ原本（緒方町大字新字久土知三代昂等共有文書）写真ト校合ス。

七三 大友親繁知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三一

馬背戸名内三十
貫文ヲ預ク

(大野郡)

緒方庄馬背戸名之内、參拾貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(享徳三年)
十二月九日

(大友)
親 繁 在判

植田右京亮殿

七四 緒方庄兩政所連署打渡狀

○大友家文書録
大分県史料三一

馬背戸名内三十
貫分ヲ打渡ス

(大野郡)

緒方庄馬背戸名之内、參拾貫分事、任御判御奉書之旨、打渡申候、恐々謹言、

(康正元年)
正月十一日

賴 忠 在判
政 在判

植田右京亮殿

○頼忠・政兩人ハ、緒方庄政所ナルベシ。

馬背戸名内三十貫分ヲ打渡ス

室 緒方莊兩政所連署打渡狀

○久保文書
大分県史料一三

緒方庄馬背戸名之内、參拾貫分事、任 御判御奉書之旨、打渡申候、恐々謹言、

(康正元年)

正月十九日

政 (マ)
頼忠 (カ)
(花押)

頼忠 (カ)
(花押)

久保新五郎殿

亥 大友親繁知行預ケ狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

諸方莊内二十貫分ヲ預ク

緒方庄高背・戸見之内貳拾貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(馬背戸名ノ誤カ)

六月九日

親繁 (大友)
(花押影)

右田大膳亮殿

七 志賀親明置文

○志賀文書
熊本県史料中世二

芸州發向ニ付置文ヲ作ル

居屋敷堀□宮算上□□口入之間、白仁名混□□所相替也、白仁名知行時者、態地同前

緒方莊

知行

笠和郷富成名世

久勢宇村

山香郷船尾

直入郷中津野村

一 所 (大分郡) 笠和郷富成名内世久勢^(字)□村、在家二間、鹽屋二間之事、

一 所 (遠見郡) 山香郷船尾三町餘之事、

一 所 (直入郡) 直入郷内中津野村之事、愚弟四郎氏繁爲配分雖宛行、若閣惣領、有致各別奉公事者、彼地事

可改者也、

一 所 深町用作五段事、二段ハ四郎母と、三段國符妹爲女子分、雖計宛、彼兩人一期之後者、可改

易之、若四郎混配分可有申子細敷、不可承引也、

一 所 直入郷本職事、爲勳功賞、曾祖父日向守氏房拜領云々、何も全奉公、無他妨可知行也、

一 所 大野庄泊寺之事、是又爲代々當家計、所成敗也、可存知者也、(繼目源親明裏花押)

緒方莊宇多枝名

安岐郷諸田村

一 所 緒方庄宇多枝名内井崎、其外散在地白谷云、

一 所 (國東郡) 安岐郷内諸田村之事、

爲代々志賀家配分、所知行也、雖然、近年侯見石見守莅彼地、競望云、仍致長々在符敷申

間、達上聞、所令拜領也、仍彼地等之事、信州一期之後、子共中雖被申與、忽惣領有緩怠之

子細者、可改替也、

一 千代若丸并弟丸事、其身器用不器用不云、成水魚思、可致憐愍也、

今度就藝州發向、大方所申置也、巨細之旨、重而可書遣候、

芸州發向ニツキ
書置ク

康正三年丁丑二月廿五日

(志賀)
源親明 (花押)

志賀龜鶴丸殿

六 年野六地藏幢銘

○大分県金石年表
大野郡清川村大字天神字年野

発願シテ六地藏
幢ヲ造立ス

謹發無二願、奉彫造六道能化地藏、願□大士□一昧□不□閻魔法□王九星□□□□□□、右志趣者、
爲天長地久國家安全□万民快樂世□、然則結三□□□□齊會雖爲積羽□□□□修造之願成就集報
一針一草之功奉□□□□以伸供□□□□仰逆修善根□功德主各□身躬□□善力弥增、壽□□□延□報無
盡□晨朝□□□□三□□□□方有緣□無緣群類現當悉地能引道□故□□□人身見性成佛速到般若之岸
者耳、□□□□三載丁丑十一月十二日信心願主各敬白、□□妙善·道□·明慶·寶□·龍
珠·□□□□□□□□妙用·□□□□通□□□□妙泉·道□·道本·道□道□道俊·道□·妙久·妙□·道
養禪門·道妙·□俊·□□·道□·道金·道滿·道□·願主道妙·慶好□□大工太郎四郎、
○塔ノ様式・手法室町時代ニ属スト考ヘラレ、「丁丑」ヲ康正三年ニ比定ス。

七 軸丸塔ノ越六地藏幢銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字軸丸字向五斗粟、塔ノ越

道三禪門·□祐禪門·妙巖禪尼·道祐禪門·道慶禪門·道□禪門·妙□禪尼·道□禪門·道善禪
門·道□禪門·□心禪尼·妙永禪尼·道祐禪門·妙□禪尼·妙法禪尼·玄□禪尼·道正禪門·時長

緒方莊

七七

六地藏幢ヲ造立
ス

祿二年戊子十月(日脱カ)吉施主各敬白、

ハ 上自在寺田神宮寺跡寶塔銘

○白井昭一調査記録
大野郡緒方町大字上自在寺田神宮寺跡

(梵字バ)

故宗金禪門ノタ
メ宝塔ヲ建ツ

沒故宗金禪門

(梵字バー)

長祿三年十一月九日

(梵字バン)

(梵字バク)

ハニ 大化田黒田六地藏幢銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字大化字田黒田

逆修ノタメ六地
蔵幢ヲ建ツ

大日本國西海道豊後州緒方庄□田□居住□□、預修□□□□善男善女各々壽□位、寛正三年壬午

□三春□八日、大工道參生年六十四刻之、

賢泉ノタメ宝塔
ヲ建ツ

八三 春日大師堂寶塔銘

○大分県金石年表
大野郡清川村大字天神宇春日大師堂

金剛佛子賢泉阿闍梨、時文明二稔庚寅霜月念八日、

八三 大友政親知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三一

緒方莊十貫分ヲ
預ク

緒方莊内拾貫分之事、預置、可^(候脱カ)□^(有)知行候、恐々謹言、

二月十五日

政親^(大友) 親在判

衛藤五郎三郎殿^(九丸)

八四 大友政親知行預ケ狀

○三代文書
大分県史料一〇

緒方莊十五貫分
ヲ預ク

緒方庄内拾五貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

二月十五日

政親^(大友) 親(花押)

三代丹後入道殿

「^(奥切封)
(墨引)」

緒方莊

緒方莊

八〇

○本文書『大分県史料』一〇所収「萱嶋文書」ニ混入ス。本文書ト同内容ノ文書「大野章平文書」(増補訂正編年大友史料)一二)ニモアリ。

八五 得永親宣打渡狀

○大友家文書録
大分県史料三一

緒方莊馬背戸名
十貫文ヲ打渡ス

(緒方庄)
馬背戸名之内拾貫分之事、

渡



三月十日

衛藤九郎三郎殿

(得永)
親

宣
判在

八六 大友政親知行預ケ狀

○三代文書
大分県史料一〇

(大友政親)
(花押)

緒方庄之内貳拾貫分_{坪付別紙有之}事、預置候、可被知行候也、

文明十五年癸卯三月廿二日

三代主税助殿

緒方莊二十貫分
ヲ預ク

緒方莊二十貫分
ヲ三代主稅助ニ
打渡サシム

六七 大友氏加判衆連署奉書

○三代文書
大分県史料一〇

緒方庄内廿貫分坪付別紙事、任 御判之旨、可被打渡三代主稅助之由、被仰出候、恐々謹言、

三月廿二日

〔具筆之(五ノ櫻)关
一文明十六年卯〕

政所殿

〔見返奥ツハ書

〔本庄) 榮 (花押)

〔籠門) 貞 (花押)

〔久保) 親 千 (花押)

〔上野) 利 貞 (花押)

上野藏人佐

久保播磨守

籠門土佐守

本庄伊賀守

六八 大友政親知行預ケ狀寫

○合沢文書
大分県史料二五

(大友政親)
(花押影)

緒方庄之内五拾貫分坪付別事、預進候、可被知行候也、

緒方庄

緒方莊

文明十五年卯三月廿三日

合澤彈正忠殿

八九 齋藤繁利打渡狀

○三代文書
大分県史料一〇

緒方莊二十貫分
ヲ打渡ス

緒方庄之内貳十貫分別番坪付有事、任御判・御奉書之旨打渡候、可有知行候、恐々謹言、

(文明十五年九)
四月廿二日

(齋藤)
繁利(花押)

三代主税助殿

○齋藤繁利ハ、当莊政所ナラン。

九〇 左藤利氏・首藤重泰連署坪付

○三代文書
大分県史料一〇

緒方莊二十貫分
ノ坪付ヲ注シ打
渡ス
原尻名歳野屋敷
徳丸名桑本屋敷

(緒方庄) 坪付

原尻名之内

一所十貫分

徳丸名之内

一所七貫分

桑本屋敷
浮兔并ニ市屋敷

一所三貫分

十一ヶ所毎年定得

都合二十貫

文明十五年癸卯 四月廿二日

首藤大膳亮
重泰 (花押)
左藤掃部助
利氏 (花押)

○首藤・左藤兩人ハ檢使ナラン。

九二 某知行預ケ狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

(花押)

緒方莊小河名奥岳屋敷ヲ預ク

(緒方庄)
豊後國小河名之内奥岳屋敷之事、爲給恩預置候、任先例可知行也、恐々謹言、
(奥筆)
「文明十六辰甲」
二月十八日

工藤八郎次郎殿

九三 能章知行預ケ狀(紙切)

○奥嶽文書
大分県史料一三

緒方莊小河名ノ地ヲ預ク
小宛・柚木迫・ふる畑

(緒方庄)
小河名之内下おあて・柚木迫・ふる畑三ヶ所之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
(年未詳)
七月二日
能章 (花押)

工藤越前守殿

緒方莊

九三 能章知行預ケ狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

緒方莊小河名ノ
地ヲ預ク
内河野 下小宛

(緒方五世)

小河名之内

壹所内河野・壹所下おあて之事、

(小宛)

預置候、可有知行候、依忠節、可顯志候、恐々謹言、

(年未詳)

十一月一日

能章(花押)

工藤越前守殿

九四 清水則家打渡狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

(端裏ウハ書)
「工藤たん正殿

シミつ藏人佐」

緒方莊小河ノ内
ノ地ヲ打渡ス

(緒方五世)

小河之内すミやきのたい所にて、一所うちかわの三反小・一所むろ四反・一所とひかさき五反六は

く、かのさい所の事、御はんきやうのむねニまかせ、わたし進候、五日の狀くたんのことし、恐々

謹言、

三月廿日

文明十八年(マ、)三月廿日
ま 工藤たん正殿

清水藏人佐
則いえ(家)(花押)

五 清水則家打渡狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

〔端裏ウハ書〕
「工藤たん正殿

清水藏人佐」

すみやき九段・
かわらた二段ヲ
打渡ス

〔緒方莊小河名カ〕

すみやき九段のおそのしさい御申候間、ひろう佐か處ニ、あかミね七郎さへもんかあと、かわら田
二段の事、さた申候へと、申され候間、かのさい所の事、わたし進之候、御ちきやうあるへく候、
恐く謹言、

文明十八年 ひのへ 八月十日

則家 (花押)

工藤たん正殿

しみつ藏人佐

六 栗林四郎衛門讓狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

〔端裏ウハ書〕
「ゆつり狀次郎丸とのへ參

くりはやし

四郎えもん」

小河名栗林屋敷
弁濟使職ヲ養子
次郎丸ニ讓ル

おかたのしやう小河名之内、たけの村(織)くりばやし屋しきの事、

(大字小原)
(栗林)

おくとけ彈正殿二郎しそくに、あさな次郎丸と申候を、やう人に仕候て、かのへん(弁指)さししきを、永

代ゆつり申候、もしいらんの方候ハ、いかなる(權門高家)けもんかうけ・ちとう・御役人までも、此しやう

緒方莊

をさきとして、御さたあるへく候、仍爲後日之狀、如件、

文明十九年ひのとの八月一日

(粟林 弁 措)
くりはやしへんさし
四郎えもん (花押)

六七 白谷寺屋敷寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
大野郡三重町大字大白谷地区寺屋敷

供養ノタメ宝篋
印塔ヲ建ツ

〔奉造立供養

寶篋(マ、)院塔一基、

勝山高公禪定門

并大乘妙典一字

一石全部此以功德〕

〔頓證菩提速到

涅槃道略者也、

信心施主藤原

朝臣衛藤家通

皆延徳ハ歳壬二月吉日

孝子
敬白

○「大分県金石年表」ニモ収ム。当地ハ緒方莊宇田枝名内白谷村ナリ (一三五号参照)。

施主衛藤家通

忠節ニヨリ合力
ス

奥岳ハ給所トシ
テ知行スベシ

ゑさりまち五反
ヲ合力ス

六 政勝書狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

ちうせつニよりかさねく、かうりよくをいたし申へく候、いかにもく、心を入まいらせ候、
御てうしかるへく候、上よりもかやうにおほせにて候、
まへニ申さためて候うへハ、かやうのてかたなんと、入ましく候へとも、さりなからこうしのため
にて候聞、状をもて申候、おくたけ下ちの事ハ、いまよりハきう所として、ちきやうあるへく候、
くわしくハ、四郎さへもんニ申て候、恐々謹言、

（合カ）
（手形カ）
（奥岳）
（給）
（公私）

（年未詳）
如月廿五日

政勝（花押）

九 政勝書狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

（緒カ）
おつかたのゑさりまち五たんのところを、まつかうりよく申候、けつしよをたつね候て、かさね
く、ちからをそへ申へく候、恐々謹言、

（年未詳）
八月廿二日

政勝（花押）

忠節ニ依リ御判
ヲ遣サレシヲ賀
ス

我等一味ノ上國
家無事ノ取合ヲ
憑ム

100 市川親清書狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

そのうちとりミたし候て、存なからにて候、仍連々御心さしをあらハし申され候間、御はんを被遣
候、御めんほくのいたりにて候、いよくその方事、たのミおほしめし候、御ちうせつニより候
て、重々御心さしをあらハされ候へく候、恐々謹言、

二月十六日

(市川)
親 清 (花押)

くとうたん正とのへ

101 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
一 (墨引) 一

度々懇承候、令悦喜候、仍此閒田原以下、たいてんの取成候といへとも、いまに一みちなく候、我
等身上かくこに及す候、早々此時我等一味候て、國家無事の取合たのミ入候、よりうの面々こらへ
候て、御入一しほの儀、令申へく候、外取しつめ候て、かならず心さしをあらはし申へく候、事々
憑申候、恐々謹言、

(年未詳)
五月廿七日

(大友)
政 親 (花押)

三代主稅助殿

1011 大友氏加判衆連署奉書(折紙)

○三代文書
大分県史料一〇

三代主稅助先給
徳丸名内七貫分
ヲ還付ス

(緒方庄)
當庄徳丸名之内十貫分、三代主稅助先給之事、還附候、當給人之事者、追而以代所可有御扶持之
由、被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

めいおう二年三月廿二日
みつのと
うし

緒方庄政所殿

(本庄)
繁(花押)
(朽網)
貞(花押)
(市河)
親(花押)
(異筆裏書)
市江但馬守

朽網三河守

本庄伊賀守

1012 上自在神宮寺跡寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字上自在字寺田神宮寺跡

逆修ノタメ宝篋
印塔一基ヲ造立
ス

諸行無常、是生滅法、生滅滅爲(已)、寂滅爲樂、逆修善□妙□、右志趣者、奉造立石塔一基、出
離生死頓證菩提、乃至法界平等利益、峯明應貳季癸丑八月日施主敬白、

緒方庄

○基礎・笠石ヲ存ス。

一四 上自在神宮寺跡寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字上自在字寺田神宮寺跡

宝山仲公逆修ノ
タメ宝篋印塔一
基ヲ造立ス

謹□以者爲現世安穩後生善所、奉建立石塔一基安置也、預修七分全得主當院開基寶山仲公現當壽位、峯明應ノ季乙卯卯月吉日、施主敬白、

一五 氏延・秀次連署知行宛行狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

あさかへノ内は
る村ヲ知行セシ
ム

此方之就弓矢、御ほんそうめされ候、畏入候、さ様の爲御禮、あさかへのうち、はる村之事、御ちきやうあるへく候、三貫のさい所まいらせ候、萬吉、恐惶謹言、

明應四年五月吉日

秀次(花押)

氏延(花押)

くとうたんしやう殿

まいる

106 大友政親書狀(紙切)

○奥嶽文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

其ノ境通過ノ者
打取リ注進スベ
シ

急度申候、いづれも前より懇ニ申合候、殊ニ其塚ふしんたる物通候者、打取こなたへ注進たるへく候、ことに働之善惡にて、彼方ニ申付候、彼方同前たるへく候、高名ニより、いづれもかんふをつ
け可申候、恐々謹言、

(年未詳)
五月廿五日
おくとけ之奇合
(奥岳)(卷)

(大友)
政親(花押)

107 大友政親書狀(紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

〔端裏切封〕
〔墨引〕

讒者ヲ成敗スル
モソノ取成ニヨ
ルリ親豊佐伯ニ逃

讒者通ル時ハ打
取ラルベシ

此方(任儀)のしき存知のことく、國の人々同心に申たんし、さんし(論者)やせいはいいたし候、親豊(義右)ハとうかん
なく候へ共、さんし(佐伯)やとりなしによて、さいき(案)のことくこへ候や、せひなく候、仍そのさかいの
事、めんく(本望)一かうたのミ入候、あんちうちちから方、さいせん(最前)けんき(現形)やうにて、一所に申承候、
ほんほう(本望)に候、その方よりうの人々申あわせられ、かのさんし(論者)やつうろ(通路)など、ことにその方むき

緒方 莊

申談シ忠節ヲ顯
ハサルベシ

(通)とせる事候ハ、うちとられ候やうに、れうけんたのミ申候、そのさかいあたりの人々申たんし
候、われらにたいし、いよく(志)ころさしをあらはされ候ハ、われらも又、へつしてころさし
を、あらはし申へく候、ひとへにたのミ申候、こさい(巨細)彼方より申さるへく候、恐々謹言、

(年未詳)
六月廿三日

(大友)
政 親 (花押)

三代丹後入道殿

二〇八 大友政親書状

○三代文書
大分県史料一〇

方々ノ情報ヲ報
告セルヲ謝シ一
層ノ馳走ヲ求ム

方々へ状つかわし候ところニ、返事持せ給候、令悦喜候、いつれもとうかなく申しかるへく候、
仍方々の時宜、ころをそへられきゝたて承候、悦存候、いよく其さかいの事、よろつたのミ
申候、巨細市河但馬守所より、申へく候、恐々謹言、

(年未詳)
七月十三日

(大友)
政 親 (花押)

三代主税助殿

衛藤右馬助殿

三代丹後入道殿

103 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇

条々ノ協カヲ謝
シ取成ヲ依頼ス

通路ノ了見肝要

かさねく、てうく心をそへられ、しめし給候、悦喜申候、仍承候かたくへ、状をつかわし候、彼よりあひ申候、申たんせられ、いよくしかるへきやうに、其方取なし、一かうたのミ申候、ことにつうろの事、方々(通路)れうけんをめぐらされ、けんこのかくこ、かん(堅固格護カ)ように候、かたく御(肝要)しん(辛)らう(巻)さつし存候、かならず一段賀し申へく候、巨細定市河所より申へく候、恐々謹言、

七月十六日

親(大友) 政(花押)

三代主税助殿

「(奥切封)
墨引」

110 大友親豊義右知行預ケ狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

小河名奥岳八段
ヲ預ク

小河名之内(精方荘)おくたけ六段・山の内二段、於兩所八段之事承候、得其意候、先以可有知行候、重而又五郎所より、判形之事、可遣候、恐々謹言、

七月廿日

親(大友義右) 豊(花押)

緒方荘

くとう 彈正忠殿

○大友親豊（義右）ノ毒殺セラル、ハ、明応五年五月廿七日ナリ。

二二 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇

承候かた／＼つかわし候狀にハ、まゑよりのミ入候よし、めん／＼のかたまで申候、くわしく三代所より、申へしとかきて候矣、

たけ小河ノ面々
ノ返書ヲ謝ス
宇田枝・たけ小
河ノ人々ノ一味
同心ガ肝要

^(緒方忠)たけ小河の面々への狀、つけつかわし返事取給候、令悦喜候、いづれも等閑なく申可然候、ことに方々の儀、心をそへ承候、爲悦候、承候方々へ狀をつかわし候、將又小河やく人の事ニつゝて承候、しあん候て、これより申へく候、山つゝきの事ニつゝての狀ひげん候、^(披見)心得申候、宇田枝・たけ小河の人々、しかく一に申あわせられ候、かんように候、彼よりあひ申候、一味同心に申あわせられ候においてハ、其方何程の事あるへく候、さりなからゆたんなく、まい／＼心をそへらるへく候、よろつたのミ申候、恐々謹言、

^(年末書)七月廿一日

^(大友)政親 (花押)

三代主税助殿

二三 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇・一三

〔端裏切封ヲハ書〕
三代丹後入道殿

政親

大内書狀ハ佐田
ニ遣ハス
狀ノ文言ハ古庄
ヘ

なをく大内書狀共ハ、とりあつめ進之候へく候、このはうのおとな共所より、ふせん(豊前佐田)のさた

か所ニつかわし候へく候、しやう(狀)もん(文)こん(言)、ふるさうか所にまつ遣之候、

そのはうの時義につき、御心をそへられ候よし、うけ給及候、案中なから悦着、又ハ本望に候、親

等にたいし、とう(等)かん(閑)なく候する、かた(等)くにハ、一味同心ニしかく申合られ、此きさ(刻)ミ其方に

おいて御心さしをあらわさるへき事、たのミ入存候、此方之事ハ、田原心をそへ日夜申あハセ候

間、こゝろやすく可被存候、又大内か所よりも、此方之時儀につき、こんせつに申儀共候、かの狀

共とりあつめ可進之候、狀にハこま(以下丸紙)く申わけかたく候、さためてそのはうにもきこゑ可候候、よ

くく『豊前さかい目にも人をつかわし候て、時義きかるへく候、いま程落仁共の申候する事ハ、

一も實所あるましく候、こゝもとのやう(不知案)ふちあん内の人々ハ、大内か所をこゝろもとなく可存候、

今度親豊かの方へこゑて候事も、我等か所より、しかと申たんしたる義にて候、よく(義右)きかせら

るへく候、此方之事、かやう之子細共こま(義右)く申候ハす共、この事にて候へ共、いなかの人々ハこ

ゝろもとなく可存候、申きかせらるへく候へく候、その方之事たのミ入存候、萬吉、可内々申候、

恐々、

緒方莊

当方ハ田原心ヲ
添ヘ日夜申合ハ
ス
大内ノ書狀ヲ集
メ進ズ
豊前堺目

親豊

緒方 莊

(年未詳)
八月十日

(奥切封)
「(墨引)」

(大友)
政 親 (花押)

九六

二二 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇

老体ノ馳走ヲ謝
シ所勞ヲ勞フ
佐伯ハ落居近シ
其方ハ一向遷入
ル

其方(辛)しん(勞)らうのよし承候、ことにいろくとりなし、心をそへられ候心さし、一しほ悦喜申候、
ふるさう(古)のわかさ(庄)の守一所に、はたらきの通承候、らうたいのほねおり、まことにしやかた(狭)く
候、けうらうち(マ)へてきのき候よし承候、ぬけかたのれうけんたのミ申候、さいき(佐伯)ハちうしんの一(重)ふ(臣)
んハ、らつき(落)よほとあるへからず候、しかるへく候、其方の事ハ、めんく一かうたのミ入候、尙
く、かさねく申へく候、恐々謹言、

(年未詳)
八月十九日

(大友)
政 親 (花押)

三代主税助殿
三代丹後入道殿

(裏切封)
「(墨引)」

日向國高知尾莊
三田井郷内あさ
かへ原ノ村ヲ宛
行フ

二四 大神右武知行宛行狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

日向之國高知尾之庄三田井郷之内、あさかへ原之村之夏、今度依忠節、先々進之候、彌無他事忠節
肝要候、仍執達如件、

明應二年

十月三日

大神太郎右武(花押)

(A)
公藤彈正忠殿

二五 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇

鷹ヲ所望ス

なをく鷹の事、たのミ入候由、各へ申さるへく候、

其以後ハ久見參申さす候處、今度御入候て、面をもて物語申承候、悦入候、仍申候ことく、此間鷹
を持たやし候て、方々尋候へとも、可然鷹出來す候、其方山よりの事にて候へは、野され山かへり
の聞、自然ふとまいる事あるへく候、其方わかき者共、心をそへてねらひ候て取候へと、かたく申
さるへく候、兼又其さかい、今程無事に候由承及候、可然候、彌各心をそへられ候ハ、悦入候、

其境ニ心ヲ添へ
シム

緒方莊

事々憑入候、恐々謹言、

(年末詳)

十一月十九日

(奥切封ウハ書)

(墨引)

(大友)
政親 (花押)

三代丹後入道殿

政親

二六 隆重書狀 (紙切)

○奥嶽文書
大分県史料一三

御書ヲ遣ハスニ
ヨリ匆匆々悉ク出
府スベシ
忠節ニ従ヒ合力
ス

尙々、この御書^(カ)たらうらい候ハ、時をうつさず、ミな々御まいりあるへく候、

御しよを御つかわし候之^(書)間、進之候、^(朽纏)くたミより御てつかいあるへきよし、そのきこゑ候、

このときさう々々^(匆々)むそくふかい、こと々々御さん^(參府)ふ候て、御ちうせつ候ハ、そのちうニした

かつて、すなわち御かうりよくあるへきよし、我ら^(合カ)まで仰いたされ候、いこニおき候てハ、我ら

兩ようにたち可申候、このきさ^(カ)ミ、御ちうせつあるへく候、尙々此状つき候ハ、時をうつさ

す、ミな々御まいりあるへく候、そのとき^(意)以面上のたん可申候、恐々謹言、

(年末詳)

二月廿一日

(奥切封)
「(墨引)」

隆重 (花押)

主稅助ノ官途ヲ
与フ

二七 大友親治官途狀

○三代文書
大分県史料一〇

主稅助所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
十月廿六日

三代九郎次郎殿

(切封)
「(墨引)」

(大友)
親 治 (花押)

二六 大友親治知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

緒方庄小河名之内、小原神五郎跡百貫分坪付別備事、預進之候、可存知行候、恐々謹言、

「明應五年丙辰」
十一月三日

(大友)
親 治 (花押)

志賀新藏人入道殿

(切封)
「(墨引)」

緒方庄小河名小
原某跡百貫分ヲ
預ク

二九 大友親治書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

緒方莊馬背戸名
ノ曲者ヲ成敗セ
シム

緒諸方之内(馬背戸)ませとに、新五郎被官あさう(麻生カ)薩比〔 〕罷越、あなた(彼)こ此なた方けい計さく策之由、〔 〕與三郎(日)ひ致成敗候、ゆるか(宇田)せ之儀〔 〕候、そのほかさやうたの井多く(類カ)あるへくへく〔 〕らるへく候候、恐々
謹言、
八月八日
小田原太郎殿

親 治 在 判

小田原太郎殿

三〇 某知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三一

判未考、此判寫無判形、

右田源右衛門先給拾貫分事、(カ)〔 〕置候也、仍狀如件、

九月十日

右田某先給十貫
分ヲ預ク

衛藤九郎三郎殿

三三 大友親治書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

奥岳合戦ノ又五郎・新五郎ノ戦死ヲ申ス

おくたけ合戦にて、又五郎・新五郎うち(しにか)の事ハ、さもこそ候へ共、國家にわつ(上)ハ、力をよはさる次第に候、合戦庭(か)す候とて、きそ(き)無念かりにて候ハんと(と)申候、此間在府候て、しんらうにて候程(候へく候)へ、御下の事ふようある(扶養)候哉、かた(候へく候)度事共候、やかて御下(候へく候)り給候、父參河(候へく候)するにハと存する事共候、さやうの儀(候)事共候、取みたし候て、存なからにて、さ(候へく候)新さゑもん方、申さる候(候)候事候、以面可申(候、恐)謹言、

九月十七日

親 治 在 判

小田原太郎殿

三三 大友親治安堵狀

○大友家文書録
大分県史料三一

持留給所ヲ安堵ス

持留給所之事、任先證之旨、(不可有也)領掌相違候、恐々謹言、

十一月廿二日

親 治 在 判

衛藤九郎三郎殿

緒 方 莊

二三 親□奉書

○大友家文書錄
大分県史料三一

緒方莊内隠居ノ
佐伯二郎被官ヲ
成敗セシム

佐伯二郎被官所之隠居候由、其間候、隨□□有成就之由、被仰出候、不可有油斷之□言、

(年未詳)

正月廿二日

緒方庄政所殿

親□□

三四 大友親治書狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

高山ニ於ケル辛
勞ヲ賞ス

去番於高山辛勞之儀、于今無忘却候、自然之時者、彌被副意候者、可悦入候、何様以面可申候、恐

々謹言、

(明治七年カ)

十月十九日

工藤彈正忠殿

(大友)
親 治 (花押)

三五 大友親治書狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

一昨年志ヲ頭ハ

其後ハなに事共候や、ゆかしく候、かた〜とりみたし候て、つね〜申さす候、おと〜しハ、心

サレタルヲ謝ス

さしをあらハ(符カ)あらハされ候事、は(忌)うきやくなく候、取しつめ候ハ、かならず一みち賀し申へく

候、くハしく武宮筑前守申入候、よろつかさねく申入候、恐々謹言、

(明応七年)
閏十月廿八日

(大友)
親治(花押)

工藤彈正忠殿

○花押及ビ閏月等ニヨリ明応七年ト推定ス。

三三 三宮八幡社石鳥居額銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字上自在三宮八幡社所藏

(表面)
「八幡宮」

(裏面)
藤□□久・繁幸・□永・源豊・泰房・金房・利房・道義・久家・□□秀□□

□□能正□□□右衛門東三□□三宮□□六郎左衛門貞□□□□□大工兵五郎・同五郎次

郎・同□善五郎二郎、本願(源)朝臣盛貞・三宮祝新兵衛、爲現世安穩後世善處也、皆明應七稔戊午

(閏十月)
壬小春廿九日敬白、

(側面追刻)
「元和六年拾二月二日、本願四郎兵衛□祝、石大工七□入道、」

本願源盛貞等三
宮八幡宮ニ鳥居
ヲ献ズ

三七 大友親治知行預ヶ狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕
一 小田原藤次郎殿

親 治 〔

〔直〕入郷内五郡長門守并字田〔(校名カ)〕内山手・中津牟禮・小牟禮〔(候、恐)〕預置候、可有知行〔(候、恐)〕々謹言、

〔(明応九年)〕二月三日 親 治 〔(花押)〕

直入郷内五郡長門守跡等ヲ預ヶ宇田枝内山手中津牟禮小牟禮

小田原藤次郎殿

〔(奥切封)〕
一 〔(墨引)〕

三六 大友親治書狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

〔(五)〕郡長門守跡之事、〔(小田原)〕藤次郎ニ〔(肝煎カ)〕候、如何〔(力カ)〕、重而可致合中候、恐々謹言、

〔(明応九年)〕三月三日 親 治 〔(花押)〕

〔(奥檢封ウハ書)〕一 〔(墨引)〕 坂折新左衛門尉殿 親 治 〔

五郡長門守跡ヲ預ヶ小田原藤次郎ニ

緒方莊宇田枝名
内山手・中津牟
礼等ヲ打渡サシ
ム

三九 大友氏加判衆連署奉書

○志賀四郎文書
大分県史料一三

(緒方莊
字カ)

田枝名内、

(手・中津牟)

山 禮之事、任御判之旨、

(可打)

渡小田原藤次郎之由、

(依仰執カ)

達如件、

明應九年五月三日

政所殿

○『増補訂正編年大友史料』一三ト校合ス。傍註「」内ハ同書。但シ同書ハ連署者四人ノウチ、中一人(欠字)ヲ欠ク。

兵

(部少輔)

(寒田親景カ)

沙

(本庄榮阿カ)

三〇 大友氏家臣等連署奉書(紙切)

○永弘文書
大分県史料四

(端裏切封)

「(墨引)」

爲今度御一味之辻、速見郡之内、歳田村五十貫分之事、被成遣 御判候、目出(候、彌カ) 被抽御忠節者、重而可被露御志之由候、恐々謹言、

明應十

二月五日

小原神五郎

右 並(花押)

緒方莊

一味ノ辻トシテ
歳田村五十貫分
ヲ与フ

緒方 莊

一〇六

久保親泉

久保九郎右衛門尉
親泉 (花押)

久保陽長

齋藤刑部少輔
實治 (花押)
久保大炊入道
陽長 (花押)

永弘式部丞殿
(氏輔)

○久保陽長 (緒方莊政所)・親泉ノ名ニヨリ掲グ。一三二号モ同ジ。連署者四人及ビ宛名ノ永弘氏輔ハ、大聖院宗心 (政親從兄ニシテ、大友家督ヲ狙ヒ大内氏ノ食客トナル)ノ謀叛ニ与同セル党類ナリ。

三三 大友親治書狀

○三代文書
大分県史料一〇

大友親繁並政親
用所ニツキ遺狀
ヲ披見ス

親候者并政親^(大友)就用所、其方遣置候書狀、彼此披見候、得其意候、猶自坂折新左衛門尉所可申候、恐^(大友)く謹言、

(年未詳)
十二月廿一日

親治 (花押)

三代和泉守殿

三三 久保陽長書狀 (紙切)

○永弘文書
大分県史料四

半濟ノ事

半濟之事、親泉^(マ)到之御意無餘儀候、乍^(去カ)以前一段の御奉公ゆゑ、御志をあらはし被申候哉、この時者、とかくの儀御申までも候ハす候、何様御狀之趣に候、九^(ク)わしく申聞候へく

御動近々ノ由
兩國事ハ大聖院
宗心故ナリ
小原神五郎帰參

耳志野郷内六十
貫ノ下地ヲ厚薄
ナク分ケ渡シ注
文ヲ進上セシム

候、委曲□□彦三郎申上候、定而被申入候哉、可得御意候、

從是、可申入候處、御懇札之條、誠 畏入候、仍御動近々之様御座候由、承候、尤目出候、兩國之

事宗心ゆゑに候歟、(九)我等なと、(張本)ちやうほんの事に候間、御方にたいし申、無面目存、如此之進

退候處、御西岐様□□り御正月以來、又宗心一味之儀、度々被仰出候、結句今度小原神五郎歸參之

刻、色々御上意之段申候間、爰許ニも、難致逗留成行候、か様ニ候とて、于今歸參仕候へハ、此間

之當介も無曲候、御番之立柄者、多分御存知之様候キ、御方より御料簡候て、事行候事をは、此方

より相違仕候ニよて、如此成行候、諳大小得御意事候條、申入候、尙々御懇切之儀、祝著進申候、

恐々謹言、

(年未詳)
六月廿七日

(久保大炊入道)
陽長(花押)

永弘殿御報

一三三 古莊秀弘・宇野宗源連署書狀案

○詫摩文書
大分県史料一二

(緒方庄)
耳志野郷内六拾貫分事、たくま殿ニあつけ申され候、先日ちうもんにかまけて、下地(厚薄)こうはくなく
わけわたされ候て、注文を進上あるへく候、恐々謹言、
(宇野)
うのとこの

(年未詳)
九月六日

宗源在判

たかやま五郎入道殿

(古庄)
秀弘判在

緒方庄

袋姿のすけ入道殿

○耳志野名ハ二四四号参照。

二三 大友親治知行預ケ狀

○波津久文書
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕
波津久忠兵衛尉殿

親 治

豊前国杵尾崎合
戦ノ負傷及ビ再
出陣ノ忠ニヨリ
小川名内十貫分
ヲ預ク

去豊前国杵尾崎合戦、搦手依被疵候、歸宅候處、先陣難儀之由聞及、疵養生之内、亦出陣、粉骨誠無比類候、彌戰功憑入候之條、爲忠賞、重而小川名内今村新左衛門尉拾貫分坪付在事、預置候、可有

知行候、恐々謹言、

〔文龜二年〕
三月十日

〔大友〕
親 治〔花押〕

波津久忠兵衛尉殿

〔奥切封〕
〔墨引〕

二三 白谷寺屋敷六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
大野郡三重町大字大白谷白谷地区寺屋敷

緒方莊 宇田枝名
衛藤家通六地藏

大日本國西海道豊後州大野群マヤ緒方庄宇田枝
名内白谷村斯藤原朝臣衛藤藏人佐殿家

幢ヲ造立ス

卍

通等、今月今日以貴僧伸供養、

欽建立六道四生能化地藏大薩埵一字事、

更不有別儀、竊以進則超三世退則安住三越

世石夏備相當歸源劫月聚公禪定門

七周忌之辰、伏希如紫磨金色妙哉代云

父子息情重似山聚公出身之一句

還知父子之恩（王成） 喝、

岩文龜二玄黹（王成） 關茂年菊月十六日謹書之、

二三 大友義長官途狀 ○三代文書
大分県史料一〇

主計允長重望候由候、不可有子細候、恐々謹言、

（年未詳）
十一月十九日

三代九郎殿

（切封）
「（墨引）」

（大友）
義長（花押）

主計亮ノ官途ヲ
与ヘ長重ト名乗
ランム

一三七 大友義長感狀

○奥綴文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

無足軍忠ノ辛勞
ヲ賞ス

爲無足所々軍忠之辛勞、於以後、不可有忘脚之儀候、追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正元年頃)
十一月廿二日

(大友)
義長(花押)

工藤主殿助とのへ

一三八 大友義長感狀(紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

〔端裏切封〕
〔墨引〕

肥筑対治ノ在陣
辛勞ヲ賞ス

就肥筑対治、在陣辛勞之段、令悦喜候、不可有忘脚之儀候、追而一段、可賀申候、恐々謹言、

(永正三年頃)
十一月廿三日

(大友)
義長(花押)

三代主税助とのへ

三三 大友義長感狀

○三代文書
大分県史料一〇

〔端裏切封〕
〔墨引〕

無足在陣ノ辛勞
ヲ賞ス

爲無足、永々在陣辛勞之儀、令悦喜候、於以後、聊不可有忘脚之儀候、追而一段、可賀申候、恐々
謹言、

(永正三年カ)

閏十一月五日

(大友)
義長 (花押)

三代主計允とのへ

三四 高岩六地藏幢銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字辻字高岩

二親ノタメ六地
藏幢ヲ造立ス

右極樂之大導師地藏菩薩、同教主六軀薩埵、造□大願主渡邊膳右衛門尉源□□、奉爲二親志□施主
迺永正肆年丁卯八月初四日、

三四 辻平田寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字辻字平田

宝篋印塔ヲ造立
ス

塔主養心壽公記隆禪師壽位、銘云金剛室裏主人公眞□承當徹□空百億養心超百億十方三世月玲瓏、

緒方莊

緒方莊

現世安穩後生善處、以道受樂亦得聞法、既聞法已離諸障礙□、于叺永正四年丁卯十月八日敬白、

一四三 小原栗林六地藏幢銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字小原、栗林

□□永正五戊辰二月中[瀬]□

一四四 板屋地藏堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字軸丸字板屋地藏堂

妙香禪尼ノタメ
印塔ヲ建ツ

(基礎部ノミ)
[上部欠損]
山妙香禪定尼、昔永正五年戊辰七月八日、

一四五 地藏原六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
大野郡緒方町大字大石字地藏原

〔梵字ウーン〕 淨永禪門

妙金禪尼

〔 大日本國豊後劔緒方庄小

河名内大石八屋村少林

禪庵住持比丘玄勝才

緒方莊小河名内
大石八屋村少林
禪庵

○梵字
欠損

願主玄勝敬白、

□□禪門

道光禪門

妙□禪尼

道祐禪門

宗□禪門

妙慶禪尼

妙殿禪尼

妙潤禪尼

奉欽刻彫六道能化地藏

大菩薩尊像一字安座、

願者現世安穩後生善處爲□、^(也)

〔梵字キリーク〕

願主玄勝敬白、

道祐禪門

妙智禪尼

永正五天戊辰歲十一月吉日敬白

〔梵字アク〕

安置冥官二聖

一覽

大友氏加判衆^(カ)連署奉書

○志賀四郎文書
大分県史料一三

緒方莊軸丸名ノ
地ヲ打渡サシム

緒方莊軸丸

□^(名カ)

□御判・

□由、

所被仰出^(カ)

□、

緒方莊

緒方 莊

永正五年

政所

一四六 大福寺寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
大野郡緒方町大字井上大福寺

〔梵字ウーン〕

〔梵字タラーク〕

〔爲現世安穩後生善處之修福、

青峽五十綱所請取也、每月之

祈禱日供年中三時之供粮、同

□□□ (梵字キリーク) 布施等

永代不可有怠慢也、仍以衆評

所定如件、永正六年

巳結制日
□□□□□□□□

〔梵字アク〕

錢五十緡ヲ請取
ル月々年中三時ノ
供養布施等ヲ怠
ラズ

一四〇 大友義長受領狀

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

河内守所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(永正八年頃之)
三月十五日

(大友)
義長(花押)

三代主税助殿

河内守ノ受領名
ヲ与フ

一四一 鎮賢知行預ケ狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

(緒方荘)
小河五十貫之内、先給貳貫五百分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)
八月廿七日

鎮賢(花押)

首藤内記亮殿

緒方荘小河五十
貫内先給二貫五
百分ヲ預ケ

一四二 佐保直和書狀

○首藤文書
大分県史料一三

(丸)
寺原之内、浮免平井田壹段下作職、預申候ハ、早々御作被成候へ、兩人迄くハしく申聞候ま、

緒方荘

寺原之内浮免平
井田一反下作職

緒方莊

一一六

ヲ預ク

爲御存知候、恐々謹言、

(年未詳)

十一月晦日

(奥切封ウハ書)

(墨引)

(佐保)
直和 (花押)

佐保飛彈守

首藤内記 殿(亮カ)
まいる

御宿所

直和

一五〇 白泉寺六地藏幢銘

○大分県金石年表
大野郡三重町大字中津留白泉寺

逆修ノタメ六地
藏幢ヲ造立ス

藤原家通

×預修主 男 女、(十一月) 昔永正拾貳天乙亥黃鐘主藤原家通等敬白、

○三重町大字中津留ハ、モト清川村ニ属ス。二二〇号。二二七号モ同ジ。

一五一 大神 三田 井 長武書狀 (紙切)

○奥嶽文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

代々大友氏ト一
味ナルヲ陳ベ不
審ノ者ノ通行ニ

未細々不申通候、然者親にて候者、甲者斐大和守依調法一味候、外聞實儀無曲候、雖然當家之事者、
代々豊蒔一味申談候間、其旨存我等か事、馳分當國を憑存候、仍其方之事、於獄口御座候事候間、

付警戒ヲ依頼ス
給所違變ノ由年
老共ヨリ申ス

自然不審之者罷通候する事、頼存候、殊先年親にて候者、少給地一所遣候哉、其後違變候由承候、其趣定而年行共可申候、猶々其方之時宜、被副御心候由、可爲祝著、恐々謹言、

十二月廿五日

(大神・三田井)
長武(花押)

工藤彈正忠殿

同主殿 助殿 進之候、

一五三 大神(カ)武蔭・同武久・同武恒連署書狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

大神右武甲斐某
ト一味

當家就慮外之儀、於此表相ひかへ候、早々進狀、可申承候處、諸篇取亂候て、無其儀候、然者右(大)

武、甲斐大和守以調法一味候、誠無曲候、雖然、代々當家之事者、豊州被得御指南候、其辻を被

存、長武馳分、當國を憑被存候、案中御公私共ニ御合力之儀、無餘儀承候、御頼敷候、當時於爰元、

佐伯方ヨリ字目
衆差遣ハス

長武爲番、佐伯方より字目衆被指遣候、御同前ニ參會候、爲御存知候、將又先年少給地、右武より

給地ノ事

御方へ被進候處、佐藤周防守依違亂、近年御覺悟なく候、仍此砌彼給地之事可進候由、長武被申上

候間、以書狀申入候、爰元靜謐不可有程候條、御知行可然候、猶々其方之事者、憑存候、自然聊爾

之仁等、罷通候する事、御才覺可入候、右武之事者、大和守依同心、定而於上之村難被答候、長武

之事者、當國一味候間、彌々其口之事、諸篇可申談候、憑存候、恐々謹言、

其口ノ事申談ジ
才覺アルベシ

緒方 莊

緒方 莊

十二月廿五日

工藤主殿助殿

同 彈正 忠殿

御宿所

(大神丸) 武 恆 (花押)

(同) 武 久 (花押)

(同) 武 蔭 (花押)

(同) 武 蔭 (花押)

一一八

一五 大神三田 長武 證狀 (折紙)

○奥嶽文書
大分県史料一三

前々ノ約束ニ依
リ三田井郷原之
村三貫ノ在所ヲ
与フ

於前々雖約束申候、其後聊爾之仁等候間、遅々無其儀候、然者此節就關所可進候、於三田井之郷原
(高知尾庄)
之村、二貫之在所進之置候、爰許就靜謐者、御知行肝要候、仍證狀如件、

永正十二年 己亥十二月廿六日

工藤主殿助殿

(折返奥ウハ書)
「長武」

(三田井) 大神朝臣長武 (花押)

一五 宇田枝六地藏幢銘

○大分の石造美術
大野郡清川村大字宇田枝

法華一千部供養
ノタメ六地藏幢
ヲ建立ス

(鐘身) 南閩浮提大日本國西海道豊後
大野郡緒方庄宇多枝、於村當法華一

緒方莊宇田枝名

千部供養(養)□□□等仍

奉建立六地藏一字、現世安穩(為)

後生善處也、

于時永正十(乙)子(三季丙子)三月二日吉日

本願寶傳慶集記室禪師施主敬白、(以下齋部)□□生□心龍悟信男、天餘妙慶信女、妙高信女、妙正信女、

寶山良榮信女、惟清妙泉禪女、祐忍信女

○大分県指定有形文化財。〔 〕内ハ『大分県金石年表』ニヨル。

一五 大友親安(義)鑑知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

朽網親滿成敗ノ
忠ヲ賞シ緒方莊
百貫分等ヲ預ケ

今度(朽網親滿)隱謀人成敗之刻、對國家忠儀感悅候、仍緒方庄内千田百貫分、大野庄内板井迫縫殿助參拾五貫分、直北名之内小田原鹽徳丸貳拾貫分、同平井與十郎肆拾五貫分之内貳拾貫分之事、預進之候、可有

知行候、恐々謹言、

(永正十三年)
十月十六日

志賀(親每)左近大夫殿

(大友義鑑)
親 安 (花押)

緒方莊

一五七 大友親安義鑑感狀紙切

○首藤文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

隱謀人成敗ノ功
勞ヲ賞ス

今度(朽網親滿)隱謀人成敗刻、對國家忠儀無相違候、感悅候、必辛勞之段、追而可賀申候、不可有忘却候、恐
々謹言、

十一月六日

(大友義鑑)
親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

一五七 大友親安義鑑知行預ケ狀

○久保文書
大分県史料一三

朽網親滿成敗ノ
忠ヲ賞シ緒方莊
四貫分ヲ預ケ

(朽網親滿)隱謀人成敗之刻、忠儀感悅候、仍緒方庄朽網(マ、)幡广守跡四貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
十二月十五日
(永正十三年九)

(大友義鑑)
親安(花押)

久保土佐守殿

(奥切封)
「(墨引)」

朽網親満成敗ノ
忠ヲ賞シ緒方莊
内十貫分ヲ預ク

(朽網親満)
隱謀人成敗之刻、忠儀感悅候、仍緒方庄之内、衛藤右馬助跡之内拾貫分事、預置候、可有知行候、
恐々謹言、

(永正十三年九)
十二月廿日

(大友義經)
親安(花押影)

右田左京亮殿

一五 大友親安鑑知行預ケ狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

一六 木上長秀打渡狀

○久保文書
大分県史料一三

緒方莊原尻名内
四貫分ヲ打渡ス

緒方庄原尻名内、朽網幡广守跡四貫分事、任 御判・御奉書旨、打渡申所、依仰如件、

永正十□年十二月廿三日
(三九)

(木上長秀)
大炊助(花押)

久保土佐守殿

一七 大友親安鑑感狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一二

(異筆)
「十」

緒方莊

〔端裏切封〕
〔墨引〕

玖珠郡松木合戦
勝利ノ軍功ヲ賞
ス

去廿六於玖珠郡松木合戦、勝利之次第、併碎手被疵之故候、軍忠無比類候、必取靜、一段可賀申
候、恐々謹言、

(永正十四年カ)
二月廿八日

(大友義隆)
親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

一六一 三代重利契狀

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏ウハ書)

一三代九郎次郎殿 進之、

重利

緒方莊馬背戸名
内一宮神領ニ後
日ノ違乱ナカラ
シム

(緒方) (馬背戸) おかた庄ませと名之内一宮御神領之事、重代畠屋敷大少五枚、同堀田四升符、北平々野山に相懸り
候、殊ニ納所百文、たん所役人跡民部丞殿ニ可被渡候、これ又何方茂いらん之儀有聞敷候、仍爲後
日之狀、如件、

永正十四年丁三月十一日

三代河内守
重利(花押)
筆者木上又四郎
秀勝(花押)

三代九郎次郎殿 進之候、

○次号トモニ『大日本史料』九ノ七ニモ収ム。

筆者木上秀勝

一六三 三代重利讓狀

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏ウハ書)
「ゆつり狀」

三代九郎次郎殿、

重利」

緒方莊馬背戸名
かきこもり屋敷
ヲ讓ル

右ゆつりあたへ候在所之事、おかたの庄馬背戸名之内、かきこもり屋敷はう地のこと、まきくち掃(枚)

部助方へ、相わたし候ひかへ分として、つくたはるさんや之事ハ、かわ地の内藏佐方之子同九郎次

郎方へ、ゆつり渡候、殊ニ彼はう地、万のまきくちたいくつ之儀候ハ、九郎次郎方へ相かゑされ

へきこと、せん一候、又ハ同名しぬる(マ、)いととして、聊もいらん之儀、有間敷候、仍爲後日之狀、如

件、

于時永正十四年ひのとのうし 三月十一日

三代河内守

重利 (花押)

筆者向肥後守

重直 (花押)

筆者向重直

御せう人

木上又四郎殿

九郎次郎殿 進之候、

緒方莊

一六三 大友親安義鑑書狀

○首藤文書
大分県史料一三

高知尾時宜ニ就
キ注進セルヲ謝
ス

就高知尾時宜、兩度注進、喜悅候、方角之儀候、被添心、重々可被申候、委細坂折五郎左衛門・同
小田原藤四郎可申候、恐々謹言、

十一月十九日

(大友義鑑)
親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

一六四 大友親安義鑑感狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

甲斐大和守成敗
ニ就キ不日出陣
ヲ賞ス

就甲斐大和守成敗之儀、三田井右武合(天押)力之段申候分、不日出陳感悅候、每々無足辛勞(力)之條、追而賀
可申候、彌右武申談、堅固馳走憑入候、恐々謹言、

十一月廿七日

(大友義鑑)
親安(花押)

首藤清右衛門尉殿

一六五 緒方莊原尻・徳丸兩名内知行坪付

○三代文書
大分県史料一〇

原尻名

(緒方庄)
原尻名之内

上歳野屋敷十貫分

一所上歳野屋敷十貫分ニ、

田數三段

同浮免はしの爪貳段

同つるの口貳段半

同河入壹段半

同溝口壹段

同かたいか半、多しま壹段

徳丸名

徳丸名

桑之本七貫分

一所桑之本七貫分

田數三段

二十貫分

以上貳十貫分 一町四段半

一町四段半

○九〇号文書参照。

三代河内守
重利(花押)

一六六 大友親敦義鑑感狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

高崎攻口ニ於ケル防戦ノ勞ヲ賞

於今度高崎攻口、毎日防戦辛勞肝心候、彌戦功頼入候、必軍忠追而一段可賀候、恐々謹言、

緒方 莊

緒方 莊

(永正十六年乙)

正月十九日

首藤清右衛門尉殿

○永正十五年八月頃、大友親安、親敦ト改ム(「大友家文書録」)。

(大友義隆)
親 敦 (花押)

一六七 大友親敦義隆官途狀

○首藤文書
大分県史料一三

左京亮ノ官途ヲ
与フ

左京亮所望之由、承候、不可有子細候、恐々謹言、

正月廿七日

首藤六郎三郎殿

(奥切封)
「(墨引)」

(大友義隆)
親 敦 (花押)

一六六 大友氏加判衆連署奉書

○久保文書
大分県史料一三

(緒方庄)
庄内久保土佐守先給參十四貫分之事、息中務少輔還附由、被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

(年末註)

四月十一日

緒方莊久保土佐
守先給地三十四
貫ヲ息中務少輔
ニ還付ス

(木庄) 右 述 (花押)
(白杵) 長 景 (花押)
(小原) 右 並 (花押)

緒方庄政所殿

(豊藤) 親 (花押)
(大榎) 親 (花押)
照 (花押)

一六九 伏野内平寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡清川村大字伏野字内平

宝篋印塔ヲ造立
ス

主道泉□庚辰、首藤和泉守正家、永正拾六天己知、

一七〇 伏野内平寶篋印塔銘

○大分県金石年表
大野郡清川村大字伏野字内平

宝篋印塔ヲ造立
ス

主妙金壽牒癸未、永正十六天己知、

一七一 菊池重治感狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

就入國、以木上筑前守所、(一)所、數日ノ異力一數日粉骨感心候、扶助之義、至豊府、可令入魂候、恐々謹言、
(永正十七年) 八月七日
(菊池) 重 治 (花押)

肥後入国ニ付粉
骨ヲ賞シ扶助ヲ
豊府ニ入魂スル
ヲ伝フ

緒方 莊

久保中務少輔殿

○本上筑前守ハ、当時ノ加判衆ノ一人木上大炊助長秀ノ一族ナラン。次号ト対校ス。

一七三 菊池重治感狀(紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

〔端裏切封〕
〔墨弘〕

就入國、以木上筑前守一所、數日粉骨之段、感心候、扶助之儀、至豊府可令入魂候、恐々謹言、

(永正十七年)
八月七日

(菊池)
重 治 (花押)

三代河内守殿

入国ニ付木上筑前守一所ニ粉骨セルヲ賞シ豊府ニ扶助ヲ入魂スルヲ伝フ

一七三 泰弘・朽網法祥連署奉書

○久保文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

緒方庄馬背戸名之内、參拾貫分事、被宛行久保新五郎候、任 御判之旨、可被打渡之由候、恐々謹

言、

(年未詳)
十二月十三日

(朽網)
法 祥 (花押)

緒方庄兩政所殿

泰 弘 (花押)

緒方庄馬背戸名三十貫文ヲ久保新五郎ニ打渡サシム

智藏禪師逆修ノ
タメ五輪塔ヲ造
立ス

〔地輪墨書〕
「六欽奉造立石塔一基之夏、逆修善

根功德者、當寺前□教□智藏禪師壽

位、右志趣者、現世安穩、後生善處之故也、

于^レ此大永四年甲申霜月廿二日

一七五 大友義鹽知行預ケ狀

○田北長三郎文書
増補訂正編年大友史料一五

直入郷内ノ地ヲ
緒方莊小川名内
ノ地ノ代所トシ
テ預ク

直入郷之内平淺見三貫文、同門田五貫分、紙漉五貫分、同米納五貫分之事、小川名之内拾五貫分爲
代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大永四年カ)
十二月十三日

田北大炊助殿

(大友)
義鹽(花押)

○小川名ハ緒方莊・入田莊何レニモアリ。今阿莊ニ掲ゲ、後考ニ俟ツ。尚、田北學ハ編年ヲ(大永四年カ)ト
セリ(『増補訂正編年大友史料』一五)。「義鹽」ト署名セル文書ニテ、大永四年ト確証サレタルモノナキモ、
シバラク田北ニ從ヒ、後ノ検討ヲ期ス。

一七四 西白寺觀音堂五輪塔銘

○大分県金石年表七
大野郡緒方町大字野尻宇西白寺觀音堂

緒方莊

一六 平石六地藏幢銘

○大分県金石年表二
大野郡緒方町大字平石字広石

馬背戸名東原禪
庵祐透等六地藏
幢ヲ造立ス

大日州西海道豊後國大野郡緒方庄

(本腕)

馬背戸名東原禪庵住持比丘祐透等、欽奉彫刻

六地藏一本一千供養砌也、依此願力天下泰平、州土安穩爲□、

皆大永五天乙酉卯月吉日、施主謹焉大工与十郎

妙貞・妙香・道祐・淨順・□□・妙清・□□・善正・妙祐、

□

□

□

妙順・

一七 馬背畑西ヶ原板碑銘

○大分県金石年表二
大野郡緒方町大字馬背畑、西ヶ原

大乘妙典等ヲ読
誦シ板碑ヲ造立
ス

奉讀踊大乘妙典二千部、金剛經五千四十八卷、楞嚴神呪二千□沙門竺悅、奉書寫一字一石大乘妙典

一部、楞嚴神呪、金剛經懺法、施餓鬼大悲呪、尊勝陀羅尼、永原開基、説心悅公座元禪師、

大永六年丙戌四月十三日願主、

○文字不明ノ所アリ。

一七 馬背畑宇土寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
大野郡緒方町大字馬背畑宇土

(攝津郡)
一寶山淨金禪定門

皆大永六年丙戌□□

一八 戸次親久書狀

○首藤文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

芸州ニ於ケル長
々在陣ノ功ヲ勞
フ

於今度藝効、乍不涯長々在陣、御辛勞之至候、就中至所々城墪攻口、被碎手候、必可遂披露候、毎
々親久以同陣、御奉公畏入候、猶使者可達候、恐々謹言、

(大永七年)
如月十日

(言次)
親久(花押)

首藤右京亮殿

進之候、

○大永六年(一五二六)七月五日、大友義鑿、大内義興ニ援軍ヲ送り、尼子経久ノ属城安芸国府中城ヲ陥レ、
是日同国草津ニ於テ合戦スルコトニ係ル。

一〇 大友義鑒感狀

○首藤文書
大分県史料一三

芸州ニ於ケル戸
次加賀守同陣ノ
軍勞ヲ賞ス

至今度藝州、以戸次(親久)加賀守同陣、長々軍勞、殊被疵之條、忠節無比類候、必追而可賀申候、恐々謹言、

(大永七年)
四月廿日

(大友)
義(花押)

首藤右京亮殿

一一 大福寺寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
大野郡緒方町大字井上大福寺

東歸易公座元禪
師逆修ノタメ宝
篋印塔ヲ造立ス

欽奉造立石塔一基、逆脩功德善根者、景福院開基東歸易公座元禪師、現世安穩後生善處爲、
(五佛種子)

大永七天丁亥小春十三日敬白、

一二 大友義鑒感狀(紙切)

○久保文書
大分県史料一三

佐伯惟治成敗ノ

佐伯惟治成敗之刻、(梅平礼城)於彼城攻口、被疵忠節感悅候、必追而一段、可賀申候、恐々謹言、

時ノ忠節ヲ賞ス

(大永七年)
十一月十三日

久保中務丞殿

(大友)
義 (花押)

一八三 大友義鑾一跡安堵狀

○首藤文書
大分県史料一三

親父家正一跡ヲ
首藤六郎ニ安堵
ス

親父右京亮家正一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

十一月廿日

(大友)
義 (花押)

首藤六郎殿

一八四 馬背畑西ヶ原寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
大野郡緒方町大字馬背畑、西ヶ原

悦公座元禪師ノ
タメ宝篋印塔ヲ
造立ス

永原開基説心悦公座元禪師、
大永七年丁亥十一月吉日

一八五 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書録
大分県史料三一

佐伯惟治被官ヲ

佐伯二郎被官、所々隱居候由、其聞候、隨見□□有成敗之由、被仰出候、不可有油斷之□□□□

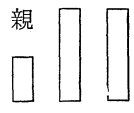
緒方 莊

見会ニ随ヒ成敗
セシム

(大永八年九)
正月廿二日

言、

緒方庄政所殿



一六 大友義鑑^(マ)一跡安堵狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

久保親千一跡ヲ
安堵ス

親父中務丞親千一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

十月十三日

(大友(マ))
義鑑(花押)

久保九郎殿

○義鑑花押ハ大永七年(一五二七)ヨリ享祿元年(一五二八)ゴロノモノ。然ルニ天文三年(一五三四)壬正月ゴロ以後使用ノ「義鑑」ノ署名ヲ用フ。検討ヲ要ス。

一七 湯ノ迫地藏堂石幢銘

○大分県金石年表六・大分県文化財一覽
大野郡緒方町大字栗生字湯ノ迫地藏堂

慶源石幢ヲ造立

享祿五年壬辰二月廿三日敬白、本願主阿闍梨慶源、

〔追録〕
「金銀山六箱寺」

一八 大友義鑾感狀

○三代文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
「三代九郎殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義 鑾

妙見岳攻口ニ於ケル忠節ヲ賞ス

先月晦日、於豊前國妙見急坂口、終日防戦、殊被數ケ所由候、忠儀感悦候、必追而一段、可賀申候、恐々謹言、

(天文元年カ)
十一月二日

(大友)
義 鑾 (花押)

三代九郎殿

一九 大友義鑾感狀

○首藤文書
大分県史料二三

豊前国発向ニ就キ最前ヨリノ出陣ノ勞ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、從最前以出陣、所々手仕軍勞感悦候、彌可被勵忠儀事肝要候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文元年カ)
十一月八日

(大友)
義 鑾 (花押)

首藤右京亮殿

緒 方 荘

一九〇 大友義鑒感狀

○久保文書
大分県史料一三

豊前国發向ノ軍
勞ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、從最前以出陣、所々手仕軍勞感悅候、彌可被勵忠儀事、肝要候、必追而一
(可脱カ)
段賀申候、恐々謹言、

十一月十日
(天文元年カ)

久保中務丞殿

(大友)
義鑒(花押)

一九一 大友義鑒感狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

豊前国妙見岳ノ
攻口ニ於ケル防
戦ノ勞ヲ賞ス

去九於豊後國妙見岳攻口、防戦粉骨、殊被疵之由、忠儀寔無比類候、必追而可賀申候、恐々謹言、
(天文元年カ)
十一月十五日
(大友)
義鑒(花押)

首藤右京亮殿

一九二 大友義鑒感狀

○久保文書
大分県史料一三

妙見岳攻口ニオ

前十四豊前國於妙見岳攻口、防戦粉骨、殊被官數人被疵之由、忠儀感悅候、必追而一段可賀申候、

ケル防戦ノ軍忠
ヲ賞ス

恐々謹言、

(天文元年カ)

十一月廿日

久保中務丞殿

(大友)

義 (花押)

伊豆守ニ任ズ

補任伊豆守候、恐々謹言、

十二月十八日

久保中務丞殿
(親子)

(大友)

義 (花押)

一九三 大友義鑒受領狀

○久保文書
大分県史料一三

一九四 大友義鑒書狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

八朔ノ祝儀ヲ謝
ス

爲八朔之儀、兩種送給候、祝著候、自是茂只佳例計候、恐々謹言、

八月一日

久保伊豆守殿

(大友)

義 (花押)

緒方 莊

一五五 大友義鑑受領狀

○首藤文書
大分県史料一三

伊豆守ノ受領名
ヲ与フ

伊豆守所望之由、可存知候、恐々謹言、

二月十六日

(大友)
義鑑 (花押)

首藤右京亮殿

一五六 大友義鑑官途狀

○首藤文書
大分県史料一三

右衛門尉ノ官途
ヲ与フ

右衛門尉所望之由、可存知候、恐々謹言、

三月廿六日

(大友)
義鑑 (花押)

首藤八郎殿

一五七 大友義鑑感狀 (紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
一三代右衛門尉殿

義鑑

(切封)
「(墨引)」

肥後國隈部表ニ於ケル在陣軍勞ヲ賞ス

於今度肥後國隈部表、長々在陣、軍勞感悅候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、
(菊他部)
(天文三年)
五月十一日
(大友)
義鑑(花押)

三代右衛門尉殿

一九六 大友義鑑感狀

○首藤文書
大分県史料一三

肥後発向長々ノ在陣ヲ賞ス

就今度肥後發向、長々在陣、當時炎天時分、一入辛勞察存候、殊於木山城攻口被疵之由、旁以忠貞無比類候、彌馳走憑存候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、
(上益城郡)

(天文三年)
六月十一日

首藤右京亮殿

○大友義鑑、菊池義宗ヲ肥後木山城ニ攻ムルコトニ係ル。

(大友)
義鑑(花押)

一九九 大友義鑑書狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ太刀ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰并兩種到來候、令悦喜候、自是太刀并一種進之候、賀例計候、恐々謹言、

緒方 莊

緒方莊

八月一日

久保伊豆守殿

(大友) 義鑑 (花押)

一四〇

三〇〇 井上金剛院寶篋印塔銘

○大分県金石年表五
大野郡緒方町大字井上金剛院

玖巖淨金・華
妙壽逆修ノタメ
宝篋印塔ヲ造立
ス

謹奉造立石塔壹基、並奉讀誦醍醐眞文一千絶、右意趣者逆修善根主捐館玖巖淨金壽位、掩粧華□妙壽壽位、伏願依此功德、現世安穩春花壽命長遠、菌開息災延命穉月後生善處、臺照□諦聽一偈依功德、五障三從雲集都卒内院快定者□□、
天文龍集乙未初夏□□_(四年)_(以下欠損)

三〇一 大友義鑑書狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

爲八朔之儀、兩種給候、從是一色進之候、表佳例計候、恐々謹言、
八月一日

(大友) 義鑑 (花押)

久保伊豆守殿

八朔祝儀ヲ謝シ
一種ヲ送ル

三〇三 大友氏加判衆連署奉書

○小野文書
伝習館高校藏

〔折對ウハ書〕
小野次郎三郎殿

和泉守長就
〔山下長就〕
異筆

親父長幸一跡ノ
内宇田枝名内拾
貫分四ヶ村下村
領内ヲ安堵ス

親父和泉守長幸一跡之内、〔緒方荘〕宇田枝名之内拾貫分、并四ヶ村下村領之内、下地職文手屋敷事、任相續之旨、可有存知之由、依仰執達如件、

天文五年三月五日

〔丙申〕

〔山下長就〕
和泉守 (花押)

〔田北親貞〕
大和守 (花押)

〔入田親廉〕
丹後守 (花押)

小野次郎三郎殿

三〇四 大友義鑑書狀

○深田文書
大分県史料二二

漆ノ実ヲ三重郷
及ビ緒方荘ニ申
付ク

漆之實用所候之條、至三重郷・同字目村并宇田枝、〔三重郷〕殊白谷、申付候、爲兩人奉行、堅固可調給候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

九月十五日

〔大友〕
義鑑 (花押)

緒方荘

緒方 莊

兩人ヲ奉行ニ任ズ

深田織部助殿

古庄五郎左衛門尉殿

二〇四 鑑榮一字書出

○奥嶽文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

一字ヲ与ヘ榮兼ト名乗ラシム

一字之事、榮兼進之候、恐く謹言、

(年未詳)
正月廿一日

鑑 榮 (花押)

工藤又右衛門尉殿

○年未詳。シバラクコ、ニ収ム。

二〇五 大友義鑑一跡安堵狀

○三代文書
大分県史料一〇

親父重貞一跡ヲ安堵ス

親父右衛門尉重貞一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐く謹言、

二月十五日

(大友) 義 鑑 (花押)

三代孫次郎殿

一字ヲ与ヘ誠秀
ト名乗ラシム

二〇六 入田親誠一字書出

○佐藤文書
大分県史料一三

一字之事、誠秀可存知候、恐々謹言、

二月廿七日

佐藤次郎兵衛尉殿

(入田)
親誠 (花押)

二〇七 大友義鑑書狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ賀ス

爲南呂之儀到來、令悦喜候、自足茂表賀例候、恐々謹言、

八月一日

久保伊豆守殿

(大友)
義鑑 (花押)

二〇八 大友義鑑感狀(紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

緒方莊

在陣辛勞ヲ賞ス

其表在陣、誠辛勞感悅候、彌可被添心事、憑入候、必迫而一段可賀申候、恐々謹言、

九月廿六日

(大友)
鑑(花押)

三代右衛門尉殿

三〇九 大友義鑑名字狀

○衛藤文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(天文十六年)
正月十一日

(大友)
義 鑑(花押)

衛藤々次郎殿

三〇 大友義鑑一字書出

○衛藤文書
大分県史料一三

加冠 名字事、

藤原鑑忠

△ 鑑ノ一字ヲ与ヘ
鑑忠ト名乗ラシ

天文十六年正月十一日

京都下知ノ段錢
調納ヲ督促ス

二二 大友氏加判衆連署奉書(紙切)

○久保文書
大分県史料一三

京都御下知之段錢、調納延引、太曲事之段、以御書被仰出候、當毛加點札、急度相閉目、運上勘定肝要候、萬一菟角申族候者、以交名言上專要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文十一年)
壬七月廿六日

(入出)
親 廉 (花押)

(山下)
長 就 (花押)

(齊藤)
長 實 (花押)

(雄城)
治 景 (花押)

須江上總介殿
久保伊豆守殿

(折返與ウハ書)
一雄城若狹守

齋藤幡摩守 (マ)

山下和泉守

入田丹後守

三三 大友義鑑知行預ケ狀

○小野文書
伝習館高校蔵

(折封ウハ書)
「(異筆)一八四號」

小野左衛門尉殿

義鑑

(異筆)
「(十五代信幸)」

就鷹之儀、度々上洛之條、爲其賞、(緒方莊)宇田枝名之内、(カ)假屋拾貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)

六月廿九日

(大友)義鑑 (花押)

小野左衛門尉殿

鷹ニツキ度々上
洛セル賞トシテ
宇田枝名内十貫
分ヲ預ク

三三 入田親廉打渡狀

○小野文書
伝習館高校蔵

(折封ウハ書)
「小野左衛門尉殿」

親廉

(緒方莊)宇田枝名之内假屋拾貫分之事、任 御判・御奉書之旨、渡進之候、恐々謹言、

七月廿二日

(入田)親廉 (花押)

小野左衛門尉殿

進之候、

宇田枝名内拾貫
分ヲ打渡ス

肥後合志表ニ於ケル粉骨ヲ賞ス

三四 大友義鎮感狀(紙切)

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
一(墨引) 一

天文十九年七月十一日、戸次左衛門大夫以同陳、於肥後國合志表遂防戰、被疵之由候、誠粉骨感悅候、彌可被勵忠貞事專要候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年)
七月廿日

(大友)
義鎮(花押)

久保中務丞殿

三五 志賀親守知行預ケ狀

○伊東明文書
大分県史料一三

緒方莊小河内系
ささりまち二段ヲ
預ク

(緒方莊)
小河之内、ささりまち貳段之事、預遣候、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)
九月二日

(志賀)
親守(花押)

伊東孫七兵衛尉殿

○小河ノ地名ニヨリ、ココニ掲グ。

二六 首藤秀次作職年季證文

○首藤文書
大分県史料一三

かふち・上かふち・中かふちヲ夫々年期ヲ以テ買フ

天文二十ねん(辛)かのとのの二月十三日

かうち六舛まき、七ねん(丁)中ひのとのミのとし(巳)まて、さく可申候、むまのとし(午)あき申候、爲後狀、

書付置候、

天文二十年
二月十三日

首藤右衛門尉

又上かふちハうのとし(卯)まてかい申候、たつ(辰)のとしよりあき候、

爲後日箇殿判如此候、

秀次(花押)

四ねん(癸丑)中

又中かふちハ、ミつ(癸丑)のとのうしのとし十二月廿四日ミのとし(巳)まてかい申候、むま(午)のとしあき候、

二七 大友義鎮書狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

戸次次郎左衛門一所ヲ以テ梅牟礼在城ノ勞ヲ賞ス

以戸次々郎左衛門尉一所、(佐伯市)至梅牟禮、然与在城之由、祝著候、此節別而於被勵勞功者、必迫而一段賀可申候、恐々謹言、

七月廿一日

(大友)義鎮(花押)

首藤右衛門尉殿

三六 大友義鎮書狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ
太刀ヲ送ル

爲八朔儀、太刀一腰并兩種到來、令悦喜候、從是茂太刀一振遣之候、猶吉岡越前守可申候、恐々謹言、

八月一日

久保伊豆守殿

(大友)
義鎮(花押)

三九 大友義鎮書狀

○久保文書
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ賀ス

爲八朔祝儀、種々送給候、祝著候、自是茂表賀例計候、恐々謹言、

八月一日

久保中務丞殿

(大友)
義鎮(花押)

三〇 中津留押川寶篋印塔銘

○大分県金石年表八
大野郡三重町大字中津留字押川

(基礎部墨書)

〔 〕、豐〔 〕^(宇田)枝名内鷺河村〔 〕石塔一基、以願〔 〕仍此善根大施主不□不□

□□□□非女□全□□易現在得安稿□後生入大□□同尊□因□□□□

天文廿三年□□□□孝子敬白

三一 大友義鎮書狀

○久保文書
大分県史料一三

八朔祝儀ヲ謝シ
刀一振ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰送給候、祝著候、自是一振嘉例計候、恐々謹言、
(年未詳) 八月一日
(大友) 義鎮(花押)

久保中務丞殿

三二 戸次鑑連知行預ケ狀案

○由布文書
東京大学史料編纂所影写本

忠貞ニヨリ緒方
莊小迫四貫ヲ預
ク

今度小原・本庄以下之衆、御成敗之砌、取前切入、遂分捕被疵候、粉骨感悅候、近年度々被致分捕、殊數ヶ所被疵候事、忠貞無比類候、當時闕地等、依無差儀、然々不顯志候、口惜候、先以緒方庄之

内、小迫四貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

弘治貳年丙辰九月四日

(言次)
連 御書判

由布源五左衛門尉殿雪下事

三三 大友義鎮一字書出(紙豎)

○久保文書
大分県史料一三

加冠 名字之事

(久保)
源鎮泰

弘治三年正月十三日

三四 大友義鎮書狀

○立花家文書
増補訂正編年大友史料二〇

緒方莊記録所ヲ
申付ク
同慈寺領大慈院
領ニモ催促スベ
シ

於緒方庄記録所之義申付候處、別而馳走之由候、乍案中祝著候、雖然、同慈寺領日野小田・大慈院領耳志野、彼兩所號免許、無承引之由候、如御存知、屋作等之義、不謂寺領免許催促事候之條、稠可被申付候、至大慈院直申候、被得其意、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(年未詳)
十一月十三日

(大友)
義 鎮(花押)

(鑑連)
戸次伯耆守殿

緒方莊

三五 大友義鎮知行預ケ狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

(緒方荘内)

小河名之内、入田信濃守跡三拾貫分事、
以代所承候之條、領置候、可有知行候、恐々謹言、
入田信濃守跡三拾貫分ヲ預ケ

八月廿三日
(年未詳)

田北中務少輔殿

(大友)
義鎮(花押影)

三六 馬背畑岩原寶塔銘

○大分県金石年表七
大野郡緒方町大字馬背畑字小畑、岩原

宝塔一基ヲ造立
ス

儀、
永祿五年壬戌三月十五日施主敬白、
奉造立石塔一基之志旨者、之憑茲善利離者穢土到無佛地證菩提者也、
歸眞宗道心禪定門神

三七 中津留石町寶篋印塔銘

○大分県金石年表六
大野郡三重町大字中津留字石町

月江妙順禪定尼
逝去ニツキ造立
ス

(墨書)
謹奉石塔一字夏、塔婆者
刻彫而、其爲
無、利救
卒天」掩粧月江妙順禪定尼淑灵、
(以下刻銘)

干時永祿五年壬戌卯月十日施主 (敬白)

三六 大友宗麟義鎮感狀

○首藤文書
大分県史料一三

松山切崩ニ於テ
疵ヲ被リ粉骨セ
ルヲ賞ス

(豊前京都郡)
去廿六於松山切崩、被疵之由候、粉骨之次第誠感悦候、彌可被勵忠貞事專一候、必追而一段可賀
申候、恐々謹言、

(永祿五年)
十一月二日

(大友義鎮)
宗麟 (花押)

首藤右京亮殿

○永祿五年九月ノ十一月ノ豊前神田松山城攻メニカ、ル。

三九 大友宗麟義鎮感狀 (紙切)

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

戸次鑑連同陣ノ
軍勞ヲ賞ス

自今度最前、(鑑連)戸次伯耆守以同陣、軍勞之由感入候、彌馳走肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹
言、

(永祿十一年)
卯月十三日

(大友義鎮)
宗麟 (花押)

久保中務少輔殿

緒方莊

三〇 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○加藤文書
大分県史料一三

戸次鑑連同陣ノ
軍勞ヲ賞ス

從今度取前、戸次伯耆守(繼連)以同陳、軍勞之由感入候、彌馳走肝要候、必別而可賀之候、恐々謹言、

(永祿十一年九)
卯月十三日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

波多野民部丞殿

三一 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○加藤文書
大分県史料一三

立花鑑載退治ノ
軍勞ヲ賞ス

今度立花鑑載退治之刻、軍勞之由候、感悅候、彌可勵軍忠事肝要候、必追而可賀之趣、猶戸次伯耆(繼連)

守可申候、恐々謹言、

(永祿十一年)
七月廿三日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

加藤掃部助殿

三三 大友宗麟義鎮感狀

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

立花鑑載退治ノ
軍勞ヲ賞ス

今度立花鑑載退治之刻、軍勞之由、其間候、感悅候、彌可勵軍忠事、肝要候、必追而可賀之趣、猶

戸次伯耆守可申候、恐々謹言、

(盛運)
(永祿十一年)
七月廿三日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

久保土佐守殿

三三 辻下平寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
大野郡緒方町大字辻字下平

天鷲宗運ノタメ
孝子宝篋印塔ヲ
造立ス

天鷲宗運禪定門、

永祿十二己巳十月十六日孝子敬白、

三四 大友宗麟義鎮書狀

○碩田叢史
大日本史料一〇ノ三

吉川・小早川等
筑前立花城敗北
ノ時追撃戦ノ粉
骨ヲ賞ス

今度吉川・小早川敗北之刻、宗像表迄被付送、粉骨之段感入候、彌以長陣之覺悟、可被抽忠儀事、

肝要候、宗麟事も急度如岩戸表、令陣易候條、每事可加下知候、殊各長々在陣、寒中之辛勞令察

候、何様取靜、一廉可顯其志候、委細眞光寺壽元法印、可有演說候、恐々謹言、

(元春)
(隆景)
(筑前)
(那珂郡)
(永祿十一年)
十一月廿日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

緒方庄衆中

緒方莊

緒方莊

○永祿十二年十月十五日。コレヨリ先、大友宗麟、大内輝弘ヲ周防ニ上陸サセ、コノ日輝弘山口ニ突入ス。尚
尼子勝久ノ出雲・周防侵入アリ。毛利元就筑前立花城ヲ放棄シ、全軍撤退スルコトニ係ル。

三三 大友宗麟義鎮感狀

○三代文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
「三代孫次郎殿

宗麟」

田北紹鉄同心ト
シテ在陣セル軍
勞ヲ賞ス

今度紹鉄以同心、從最前在陣、殊於所々、軍勞之次第感悅候、彌馳走可爲悦喜候、必追而一段可賀
之候、恐々謹言、

(田北)
(年未詳)
十一月廿日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

三代孫次郎殿

三三 大友宗麟義鎮知行宛行坪付

○大友家文書録
大分県史料三二

(大友宗麟)
袖判

坪付

緒方莊・荏隈郷
内ノ地ヲ宛行フ

緒方庄之内寶雲軒領安常
一所拾貫分
荏隈郷之内下地田
一所壹町
同慈寺塔頭免
同寺領

右之前、可有知行、判形之儀者、追而可遣之者^(也カ)□、

^(年未詳)
二月十九日

櫻井加賀入道殿

三三 大友宗麟義 知行預ケ狀^(紙)^(豎)

○久保文書
大分県史料一三

^(端裏切封)
「(墨引)」

豊筑間二十町分
ヲ預ク

於豊筑間拾町分^{坪付在}別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

^(元龜元年)
三月二日

久保土佐守殿

^(大友義鎮)
宗麟^(花押)

三三 大友宗麟義 知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三二

緒方荘内ノ地ヲ
預ク 宇田枝名
打繩

大野郡緒方庄之内、衛藤右馬允跡打繩五貫分、□人跡宇田枝名之内笠原七十貫分、并下田主水助跡^(カ)
下曹地三百貫分之事、預置^候。可有知行候、仍連々別而辛勞之條、右地方雜諸點役、永々令免許、可
爲檢斷不入候、爲存知候、恐々謹言、

^(年未詳)
三月十三日

^(大友義鎮)
宗麟^{在判}

緒方荘

緒方 莊

柴田治部少輔殿

三九 大友宗麟義鎮官途狀

○衛藤文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

右近允ノ官途ヲ
与フ

右近允所望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
六月廿三日

衛藤々次郎殿

(大友義鎮)
宗麟(花押)

二四 越生城山六地藏幢銘

○大日本史料一〇ノ七
大野郡緒方町大字越生字城山

「 妙喜公信女

道金公信男

先考先妣ノ供養

先考 道善禪定門
先妣 妙智禪定尼

土佐守道貞信男

妙永公信女

」

道周・妙円逆修

道周公信男

逆修善根主

七分全得

妙圓公信女

緒方狂打越名鳥
越村羽田野久吉
六地藏嚙ヲ造立
ス

「南瞻浮州扶桑國西海豐陽後州緒方庄打越名鳥越村、藤原朝臣羽田野石見守久吉、有夫婦現存、懼當來苦報、求石匠、自請佛師、欽奉彫刻六導能化地藏薩埵、其志依此善力、至未來者、五逆之達多授天王如來記於、那由他之罪滅而、刹那座十葉之蓮花、救三界之群類、爲大導師、其已如是、今日施主何有疑哉、尙祝曰、於今世者、富貴胤修達長者、(當力)家益々武運長久、而干戈請譽長良者也、將又、壽齡保龜鶴之年於者乎、伏乞、現世無比之條、後生清淨土、乃至法界平等利益故也、

皆元龜二年辛未初夏廿三日

施主敬白、

大工正野與兵衛

房丸

○「大分県金石年表」ニニモ収録ス。人名等ニ若干異ル所アリ。但シ棒書。

二四一 越生小野崎板碑銘

○白井昭一調査記録
大野郡緒方町大字越生字小野崎

(梵字ウーン)

緒方莊

板碑ヲ造立ス

卍

(梵字キリク)

元龜二年^(十月)辛巳年應鐘廿九貫敬白、

二四三 加賀知觀音堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表七
大野郡緒方町大字久原字加賀知觀音堂

善根ノタメ石塔
一基ヲ造立ス

(墨書)
謹奉造立石塔、右志之趣□□相當今月今日□□□□□□
皆元龜四年癸酉二月四日

世菩提後世善處之□□

二四三 大友氏加判衆連署奉書(折紙)

○久保文書
大分県史料一三

由原宮造替ノ国
中平均間別錢ヲ
緒方荘ニ沙汰セ
シム
兩三人奉行

就 由原宮御造替之儀、社家被任舊證、國中平均之間、別被仰觸候、仍當庄之事、諸給人之内、兩
三人奉行^(佐伯)之儀、被申付、爲先社人、堅固被相調、至社職并作事奉行、以銀子可有勘渡之由、被仰出
候、云神慮、云國役、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天正三年カ)
十二月九日

惟 教 (花押)
(柄綱) 鑑 康 (花押)
(志實) 親 度 (花押)

(田原) 親賢 (花押)

緒方庄政所殿

(折返奥ウハ書)

一

田原近江守

志賀安房守

朽網三河守

佐伯紀伊介

二四 原尻鎮秀・久保鎮泰連署緒方莊間別調注文

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

(包紙ウハ書)

「間別調注文

天正五年八月廿六日

(朱)「三百四年」

(裏打紙端裏書)

「天正五年八月」

(端裏書)

「間別調注文

年号不分明

天正五年八月廿六日

四十三文目壹分

四百三十壹間

八文目七分

八十七間

倉三

倉壹

原尻名

廣貞名

原尻名

廣貞名

緒方莊ノ間別調
ヲ注ス

緒方莊

緒方 荘

十六文目壹分

草深野村

倉壹

草深野村

百六十壹間

軸丸名

倉壹

軸丸名

三百十貳間

耳志野名

倉貳

耳志野名

七十三文目五分

日小田名

倉五

日小田名

八十四文目壹分

河宇多名

倉貳

河宇多名

貳百四十壹間

知田名

倉貳

知田名

三十貳文目壹分

久土知名

倉貳

久土知名

十八文目壹分

野中名

倉貳

野中名

十貳文目九分

德丸名

倉五

德丸名

十文目壹分

庄内村

倉五

庄内村

八十九文目四分

打越名

倉五

打越名

四十貳文目五分

正用村

倉貳

正用村

四百貳十五間

馬背戸名

倉貳

馬背戸名

貳百七十五間

緒方荘直納分

倉貳

緒方荘直納分

六十三文目七分

小河名

倉壹

小河名

六百三十七間

宇田枝名

倉壹

宇田枝名

以上七百目十貳文目六分

緒方荘三百町之内

御直納分

役所戸次左京入道

小河口八十町

宇田枝名七町

役所白杵新介入道

役所白杵新介入道

知田名

上自在名

耳志野名

知田名 百貫

上自在名貳十五貫

耳志野名七十貫

耳志野名之内
貳十貫

天正五年八月廿六日

領内志賀民部大夫

領内志賀甚介

役所朽網兵部入道

領内朽網兵部入道

久保中務少輔

鎮 泰

原尻右衛門大夫

鎮 秀

(花押)

(花押)

二五

加賀知觀音堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表七
大野郡緒方町大字久原字加賀知觀音堂

宗祐ノ忌日ニ宝
篋印塔ヲ造立ス

(墨書)

一〇〇〇造立石塔□、右志之趣者、相當今月今日捐館□□宗祐□□日忌之辰、伏願□□功德頓離□□□□

難□若□至□□□□彼岸□□□□法□平等利益□

天正五年丁丑十月四日

二六

大友義統官途狀

○首藤文書
大分県史料一三

内記允望之由、可存知候、恐々謹言、

(天正七年九)

六月三日

(大友)

義 統 (花押)

緒 方 莊

緒方 莊

首藤六郎殿

○年代推定ハ花押ニヨル。

一六四

二四七 大友義統書狀

○久保文書
大分県史料一三

(包紙ウハ書)

「戸次右近大夫殿

「(墨引)」

義統

久保中務少輔ノ
称号ヲ改メ同名
ヲ以テ馳走ヲ励
マシム

久保中務少輔事、連々被申談、忠意之覺悟深重候哉、然者鎮連(戸次)昵同名之好、彌可被勵貞心之由、對宗歴・宗傑(戸次)一通之趣、令披見候、如此預入魂候上者、中務少輔事、改稱號、別而以同意、可抽馳走事專一之段、可被申聞候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正七年九)
九月十六日

(大友)
義統 (花押)

戸次右近大夫殿

○花押ニヨリ年代ヲ推定ス。

二四八 浦上宗鐵奉書

○久保文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

久保中務少輔稱
号ニ対スル戸次
鎮連ノ書状ヲ披
露シ書状ヲ遣ハ
サル、ヲ告グ

就久保中務少輔稱號之儀、從鎮連^(戸次)兩老迄之書狀、具令披露候、被成 御分別之由、至鎮連以 御書
被仰遣候、珍重候、從宗歴^(戸次)・宗傑^(戸次)茂相心得、可被申達之由 上意候、爲御存知候、猶重々可得尊意
候、恐惶謹言、

(天正七年カ)

九月十六日

(戸次)

宗傑公

(朽網)

宗歴公參

貴返人々御中

(浦上)

宗 鐵 (花押)

○久保氏ニ戸次ノ姓ヲ与フルモノナリ。

三九

大友義統跡目安堵狀

○久保文書
大分県史料一三

父鎮泰跡目ヲ安
堵ス

父中務少輔鎮泰跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

二月十一日

(大友)

義 統 (花押)

久保治部少輔殿

三〇

大友義統官途狀

○久保文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

緒方 莊

治部少輔ノ官途
ヲ与フ

治部少輔望之由、可存知候、恐々謹言、

(大友) 義 (花押)

二月十一日

久保少輔次郎殿

三三 馬場柏木板碑銘

○大分県金石年表二
大野郡緒方町大字馬場字柏木

天正八年庚辰二月

三三 大友義統書狀

○久保文書
大分県史料一三

緒方莊ノ内戸次
圖書頭ノ領地三
十五貫分ノ諸点
役ヲ免ズ

緒方庄之内、其方領地三十五貫分諸點役之事、永々令免許候、此方於用所者、直可加下知之條、可預馳走事、肝要候、恐々謹言、

(天正八年)
閏三月廿八日

(大友) 義 (花押)

戸次圖書頭殿

○田北学ハ戸次圖書頭ハ「久保改姓」ト注ス。

三五 戸次鎮連書狀(紙切)

○久保文書
大分県史料一三

(包紙ウハ書)
「圖書允殿

伯耆守
鎮連」

圖書允知行分ノ
諸点役ヲ免ジ檢
断不入トス

其方知行分之事、萬雜諸点役御免許ニ、被請 上意候之趣、得其意候、殊檢断不入之儀者、爲此方
令赦免候、於向後、不及綺歟候、爲御存知候、恐々謹言、
(繪(マ、)

(天正八年)
十一月十五日

(戸次)
鎮連(花押)

(言次)
圖書允殿

○年次比定ハ田北学ニヨル。

三六 大友義統安堵狀

○久保文書
大分県史料一三

緒方莊峯源介領
四貫分買得ヲ安
堵ス

緒方庄之内、峯源介領地四貫分、其方永々買取之由、得其意候、既給主被申談上者、知行肝要候、

恐々謹言、

(天正八年頃)
十二月四日

(大友)
義統(花押)

(久保改姓)
戸次圖書允殿

緒方莊

三五 大友義統書下狀〔折紙〕

○加藤福夫文書
大分県史料一三

〔大友義統〕
〔花押〕

〔緒方莊〕
宇田枝之内、領地分の事、万雜諸點役令免許、殊檢斷不入たるへきものなり、仍如件、

緒方莊宇田枝内
ノ領地分ヲ諸点
ノ役免除檢斷不入
トス

天正十年五月一日

賀藤新次郎とのへ

三六 大友義統感狀〔紙切〕

○久保文書
大分県史料一三

〔宇佐郡〕
前八佐野切寄落去之刻、別而依被碎手、被刀疵之由、粉骨之次第感入候、必以時分可賀之候、恐々

謹言、

〔天正十一年〕
十月十日

戸次圖書允殿

〔大友〕
義 統 〔花押丸〕

三七 大友義統感狀(紙切)

○久保文書
大分県史料一三

(包紙ウハ書)
一戸次圖書允殿

(端裏切封)
一(墨引)一

義 統

在陣軍勞ヲ賞シ
近江守ニ任ズ

今度至其表、父子同前在陣之由候、爲無足辛勞之儀感入候、彌可被勵忠意事、肝要候、必取靜一稜可賀之候、仍任近江守候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十一年)
十一月十四日

(大友)
義 統(花押)

戸次圖書允殿

三八 戸次宗傑鎮名字狀

○奥嶽文書
大分県史料一三

(端裏切封)
一(墨引)一

各字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進候、恐々謹言、

(天正十二年)
正月十一日

工藤新次郎殿

(言次鎮秀)
宗 傑(花押)

緒 方 莊

三五九 藤原秀祐一字書出

○奥嶽文書
大分県史料一三

藤原秀祐ト名乗
ラシム

加冠名字之事

藤原秀祐

天正十二年正月十一日

三六〇 大友義統安堵狀(紙折)

○加藤福夫文書
大分県史料一三

(大友義統)
(花押)

其方領地宇田枝名の内、^(拾)貫八百五十分并笠場之事、如前く、不可有相違もの也、仍如件、

宇田枝名十八貫
余及比笠場ヲ安
堵ス

天正十二年十一月六日

賀藤大學とのへ

三六一 定書狀(紙折)

○奥嶽文書
大分県史料一三

羚羊ヲ贈ラレシ

前日者、羚羊給候、一入祝著申候、折々御懇志畏悦候、仍來十三日供養法申候條、精進之物以心懸

ヲ謝シ供養法ノ
精進物ヲ求ム

可給候、頼申候、折節見之候て、樽一ツ進之候、恐々謹言、

(年詳辨)
十一月八日

定 (花押)

工藤但馬守殿まいる

〔折紙奥ウハ書〕

〔墨引〕

工藤但馬守殿
まいる

定

○年未詳。仮リニココニ収ム。

二六三 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

国分檢使差遣ノ
由ニ付在陣馳走
ノ用意ヲ為サシ
ム

(大友義統)
今度休菴以上洛、京都之儀、可然被成御調、下向候、然者、就國分之儀、急度御檢使可差下之由

候、於其砌者、從爰元茂、一勢可差出之條、兼日以在陣之支度、別而馳走肝要候、恐々謹言、

(天正十四年)
六月一日

(大友)
義 統在判

衛藤又右衛門尉殿

二六三 大友氏加判衆連署奉書 (折紙)

○加藤福夫文書
大分県史料一三

大友宗麟下向国
分ノ時檢使派遣

今度 (大友宗麟) 大殿様以御上洛、京都之儀可然被成御調、御下向候、然者就國分之儀、急度御檢使可被差下

緒方 莊

緒方莊

ニ付在陣馳走セシム

之由候、於其砌者、從爰元茂、一勢可被差出之條、當庄衆之事、兼日以在陣支度、別而馳走肝要之段、可被申觸由、被仰出候、被得其意、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、

(天正十四年) 六月一日

(杓總) 宗 歷 (花押)

(戸次) 宗 傑 (花押)

(志實) 道 雲 (花押)

(志實) 道 輝 (花押)

(田原) 親 家 (花押)

緒方庄政所殿

(以下折返)

田原

志賀伊勢入道

志賀武藏入道

三六 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本 大分県史料三三

(天正十四年) 在 大野郡

○緒方莊。有三十六人地土、為之。佐伯惟定。屬之、耳忍。地土黨之、築壘於柏野・小牧・高知尾三所共在

緒方、各分兵據之、薩摩家久隊長白坂式部少輔・伊知地民部少輔・川上大炊助及日向高知尾。主三田井領

正利家士師千餘兵來、攻之。軸丸藏人・大膳亮等降、又丸田強兵衛尉・矢噓彈正忠。小牧壘、守

緒方莊三十六人 衆佐伯惟定ニ属 シ薩摩軍ニ抗ス 柏野 小牧 高知尾

柏野・小牧落城

兵降、薩兵入柏野・小牧壘、

二六五 戸次統連書狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

緒方莊内長岸氏
領地社役

御書畏而頂載仕候、然者緒方庄之内、長岸左馬(八)道方領地社役之儀付而、被 仰出候之趣、委細

其旨候、隨而、左馬入道方悴与力之者被申談、候之歟、是又承合、何様不可存別條之段、

御氣(年未詳)可然様御取合、御披露奉憑候、恐々謹言、

十二月一日

葛西周防入道殿

戸次
統 連 在 判

二六六 戸次龜松知行預ケ狀案

○由布文書
東京大学史料編纂所影写本

忠賞トシテ緒方
莊原尻新介居屋
敷五貫分ヲ預ク

今度至立花(筑前)、逗留之刻、遠國及被越候之事、感悅候、仍而爲彼忠、緒方庄之内、原尻新介居屋敷五

貫分、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

天正十六年
正月十五日

由布孫六殿 雪下事

右近(戸次統連)太夫統連公御息也、
龜(合) 忝 御朱印

右十一通惟實所持、

緒方 莊

三六七 大友吉統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙ウハ書)
一五條殿

吉統

(切封)
一(墨引)一

南郡近辺ノ人
津江鑑盛ノ惡逆
鎮定歎訴シ助命
ヲ請フ

鑑盛親子ノ一命
ハ助ケ置ケ

(道烈)
以坂本備中入道、度々如申候、近年弓箭之砌、逆意之輩、南郡近邊之人等、不謂遠近一途ニ加下
知、散鬱憤候、就中津江信濃守、折々惡逆之企、令顯然候條、可加誅伐候之間、別而可被勵貞心、
粉骨事頼存之段申出候處、種々以口能承候、既爲國家靜謐、逆徒之族平均申付候處、鎮定達歎訴之
儀、更雖不能信用候、從前々、鎮定御懇忠無比類之條、對鎮定・統康父子、信濃守親子之事、可助
置一命候、然者、家中之惡人好敵方二俣能登守親子兄弟、其外同心之者共、不漏一人討果、親信顯
順路胸内、自今以後鎮定任入魂、忠貞之覺悟於無別儀者、爲吉統茂、聊不可有等閑隔心候、被得其
意、急度可被相調事、可爲祝着候、万一未斷時者、兼々申旨不可有變化候、委細猶道列可申候、恐
々謹言、

(年未詳)
六月十三日

(大友)
吉統(花押)

五條殿

緒方莊給人ノ荏子ヲ送ルヲ賀ス

至緒方庄給人中、荏子之儀申候處、濟々到來、祝著候、此由相心得、可被申聞候、猶正田備前入道可申候、恐々謹言、

(天正十六年頃)
十一月十五日

戸次龜松殿

(大友)
吉 統 (花押)

二六六 大友吉統書狀

○久保文書
大分県史料一三

二六九 吉弘統幸知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三三

日向出兵ノ時息連右衛門職死
田原親貫反乱薩軍トノ交戦ノ忠節ヲ賞シ所領ヲ預ク

両子山薬王丸名都甲莊長岩屋緒方莊日小田百貫分

於日州、息連右衛門事、宗佻同場之戰死、感悅候、其已後田原親貫惡行之砌、統幸事、如御座所令參上、數月堪忍之折節、依幼雅雖不辨東西候、其方事、聊以供奉種々勵辛勞、就中至爰元者、爲人質、妻子等鞍懸籠迄差登、始中終、以斗略相補候故、代々忠儀之筋目、毛頭無替儀、被成御感、其後豊・筑・日向、其外所々在陳、殊屋山岳籠城之刻、方破却故、南北之親類中、悉同城之砌、粮等無懈怠被相續、其故、何茂無難被遂本意、祝着候、仍爲其賞、兩子山之内薬王丸名、長岩屋之内面之屋敷、緒方庄之内日小田百貫分役職之事、預進之候、全知行肝要候、恐々謹言、

天正十七年正月五日

(吉弘)
統 幸 在 判

緒方莊

諸田土佐守殿

二七〇 大友氏加判衆連署書狀(折紙)

○久保文書
大分県史料一三

清藤右近允トノ
訴訟ニツキ答フ
右近允下人一途
ノ儀

清藤右近允、其方申結題目之儀付而、長々在庄候、(道力)理非爲令相決、石雲度々雖召寄候、終不罷出候、不及是非候、如此之時者、其方利運相伏、右近允下人一途之儀、(理)延常迄申遣候、定而不可有別儀候、可被得其意候、恐々謹言、

(天正十八年九)
二月十三日

(以下折返)

久保中務丞殿

(宗像) 續(花押)
(齊藤) 道(花押)
(志賀) 道(花押)
輝(花押)

二七一 後藤三右衛門尉領緒方莊田畠坪付

○大友家文書録
大分県史料三四

緒方莊田畠

大野郡之内後藤三右衛門尉領
緒方庄之内
一田地貳町壹段五畝
一畠地參町三畝拾歩

荒田

右之外荒田

貳段貳畝拾步

天正拾八年

九月廿八日

後藤新兵衛尉殿

門司勘解由允家
御在判

親
(田原)

安

二七三 豐後國檢地目錄案

○西寒多神社文書
大分県史料二五

豐後國御檢地目錄

一分米高三万九千八百五十六石壹斗壹舛 國東郡

一分米高貳万九千貳百七十八石八斗壹舛 速見郡

一分米高貳万七千百三十六石七斗 海部郡

一分米高三万三千八百五石貳舛 大野郡

一分米高貳万四千十四石八斗九舛 直入郡

一分米高壹万九千九百廿八石八斗五舛 玖珠郡

一分米高貳万貳千四百廿五石五斗四舛 日田郡

一分米高三万八千三百四十石八斗九舛 大分郡

以上

緒方莊

緒方莊

右合廿三万四千七百九十貳石壹斗

此外塩高千三百廿八石壹斗貳舛

右米塩之都合廿三万六千廿石貳斗貳舛

右内三千九百四石六斗九舛、荒地左之、

天正十九年辛卯八月吉日

羽柴豊後侍從

吉統
(大友)

増田右衛門尉殿
(長盛)

三三 大友氏加判衆連署奉書(紙折)

○平林文書
大分県史料二五

緒方莊宇佐免内
役給分ヲ吉良某
ニ打渡サシム

緒方庄宇佐免之内、役給分江上野跡貳町四段之事、去年至吉良民部少輔、被仰付候、彼在所之事、御間目依在之、于今無知行候、早々被打渡肝要之由、被仰出候、爲存知候、恐々謹言、

十月六日

續(花押)
(宗像)

道(花押)
(齊藤)

資(花押)
(鎮)

理(花押)
(白杵)

輝(花押)
(志賀)

〔折返端ウハ書〕
平林彈正忠殿

竹迫越後入道殿

二七四 緒方莊内宇佐免以下坪付注文(紙折)

○平林文書
大分県史料二五

坪付

平林丹後守ニ緒
方莊内ノ地ヲ宛
行フ

緒方莊内宇佐免のま
一 所壹町分

深町

同(深町)
同ふかまち
一 所九反

同十六
一 所六反半

同下とこう
一 所八反

上自在名

同上自在名内番田
一 所貳反

同四反田三段田
一 所六反

同たけの下
一 所六反

軸丸名

慶福院
一 所屋敷

軸丸名内寺田
一 所壹反

十月十六日

原左允 鎮速(花押)
平彈忠 鎮網(花押)

平林丹後守殿

山香陣所ニテ分
別

(以下折返)
「右之前、山香於御陣所、坪付を以、被成 御分別、致知行候、爲後日如件、

緒方莊

二七五 豐後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

〔表紙〕
「豐後國着到帳」

豐後國諸侍着到次第不同

○首三百五十一人及ビ玖珠郡衆八十五人・國東郡衆三十八人・日田郡衆百十二人・由布院衆二十九人・戸次庄衆六十六人・高田衆十四人・山香衆六人交名略。

緒方庄衆

堀次郎	久保治部少輔
植田太郎左衛門尉	賀藤助左衛門尉
田尻安藝守	波多野上總助
波多野宮内丞	鶴原孫十郎
鶴原五郎太郎	衛藤源次郎
衛藤雅樂助	平井彌太郎
堀式部丞	三代與一

五郡松千代	正田伊勢熊
阿南九郎	古庄龜藏
賀藤讚岐守	久保九郎
長野三郎	藤井佐右衛門尉
原尻藤三郎	
井田郷衆	
小野孫十郎	沓懸左馬亮
沓懸勘解由允	沓懸源内允
宇田枝衆	
首藤次郎太良	渡邊太郎
進士左京亮	高山丹波守
進士平三郎	小深田志摩守
衛藤三右衛門尉	進士市進
衛藤勘右衛門	首藤善三郎
野津院衆	
木付左馬助	堀民部少輔
波津久新助	龜山玄 <small>(マ)</small> 番允

御久里源允

波津久主殿助

佐土原兵部允

廣田大膳入道

戸上五郎兵衛尉

生野九郎

廣田源五郎

龜山龜松

御久里監物允

戸上六郎

龜山右近允

龜山孫三郎

戸上左京亮

直入郷衆

丹生庄衆

臼杵庄衆

津久見衆

右大友松野氏所藏之祕本也、

應大村源内勝安之需、謄寫之、

延享丁卯季冬日

財津太郎右衛門永倫

右着到人數

三百五十一人

緒方莊

八十五人

玖珠郡衆

三十八人

國東郡衆

百十二人

日田郡衆

二十九人

由布院衆

六十六人

戸次庄衆

十四人

高田庄衆

六人

山香郷衆

二十三人

緒方庄衆

四人

井田郷衆

十人

宇田枝衆

十七人

野津院衆

都合七百五十五人

右者日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門

於熊本書寫、予又寫之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

二七六 豐臣秀吉御内書

○日向伊東文書
日向古文書集成

秀吉豊後ヲ蔵入
トナス
祐兵ニ命ジ領内
ニ令シテ逃散ノ
百姓ヲ拘置クコ
ト勿ラシム

豊後國事、今度御蔵入被仰付候、然處に百姓遁走之由被聞食候、沙汰之限曲事ニ候、急度可還住之旨申付、送候而可返候、實々不立歸に付候而者、其百姓之事者不及申、拘置候在所共に、可被加御成敗候、此旨令領中堅可申觸候、不可油斷候、(宗永)猶山口玄蕃頭可申候也、

(文禄二年九)
六月廿日

御朱印

日向國(布)
伊東民部大輔留守居中

二七七 大友氏段錢・准田錢催促奉書々札禮案

○當家筆法之抄條々
増補訂正編年大友史料三一

○上
下略

至郷庄御段錢・御准田錢御催促奉書、八月一日の日付ニ、御嘉例ニ公文所にて御右筆衆、何茂罷出調申、宿老へ公文所持參候て、判形被申請、方々へ、被付候、奉書紙ニ書申候、

當庄御准田錢、一反別十文通之事、如例年當毛加點札、寺社諸給人不云古今免許、頼以催促、來十月中可被遂勘定之由、被仰出候、被得其意、聊不可有緩之儀候、恐々、八月一日一緒方庄政所殿、宿老いくたりも候へ連署、

准田錢奉書々様
在限郷 丹生莊
緒方莊

大野莊 都甲莊
 直入郷 三重郷
 笠和郷 白杵莊
 宇目村
 山香郷
 津久見

右員數之事、緒方庄御准田錢、一反別七十文通、政所へ連署、荏隈郷准田九十文通（凡）、丹生庄同七十文通政所へ、大野庄同七十文通 檢使へ、都甲庄同五十文通 檢使へ、直入郷同七十文通政所へ、笠和郷同八十文通 檢使へ、三重郷御反錢五十文通 兩政所へ、宇目村御反錢百文通政所へ、山香郷御准田錢七十文通并一揆錢 兩政所へ、白杵庄并津久見村御准田錢七十文通 檢使へ、是ハ政所以調進納候ハ、政所へ連署被遣候、檢使にて調候ハ、檢使被着郡候之間、檢使何かしと宛候、檢使ハ兩人にて候、仕付たる衆、をよそさたまり申候、

○本文書ハ、文祿三年六月頃ヨリ慶長四年壬三月頃マデ、大友吉統ノ山口・水戸幽閉中、堪忍衆等ヲシテ先例ヲ調査シ、調製セシメシモノトイフ。

三六 中川秀成知行方目録案

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室蔵

〔表紙〕
豊後國之内

御知行目録

御知行方目録

〔秀成〕
中川修理亮

豊後國直入郡

- 一 五千四百八拾三石貳斗三升
- 一 五百貳拾四石四斗九升
- 一 千五百貳拾四石壹斗四升
- 一 九百七拾壹石四斗六升
- 一 六百六拾五石四斗五升
- 一 百四拾七石六斗
- 一 參百六拾三石五斗三升
- 一 千八百九拾七石壹斗八升
- 一 貳百六拾九石貳斗

- 同 朽網郷
- 同 和泉郷
- 同 木原郷
- 同 三宅之郷
- 同 長田之郷
- 直入郡 逸物郷
- 同 (宇土) 郷
- 同 忍なか郷
- 同 (添毛津留) すいかつる郷

- 一 千四百四拾石九斗壹升
- 一 五百五拾壹石貳升
- 一 千四百六拾四石四斗五升
- 一 五百五拾六石五斗四升
- 一 參百貳拾四石貳升
- 一 七百六拾石六斗
- 一 千拾七石壹斗五升
- 一 四百五拾石七斗三升
- 一 貳百拾四石貳斗八升
- 一 千參拾六石九斗五升
- 一 七百參拾九石四斗六升
- 一 五百參拾九石六斗四升
- 一 千六拾參石壹斗五升
- 一 參百四拾五石貳斗四升
- 一 參百七拾八石八斗貳升
- 一 四百六拾八石三斗貳升
- 一 九百參拾四石八斗三升

- 同 朽網郷
- 同 和泉郷
- 同 木原郷
- 同 三宅之郷
- 同 長田之郷
- 同 逸物郷
- 同 (宇土) 郷
- 同 忍なか郷
- 同 (添毛津留) すいかつる郷
- 直入郡 朽網郷
- 同 和泉郷
- 同 木原郷
- 同 三宅之郷
- 同 長田之郷
- 同 門田の郷
- 同 (田井) たいの郷
- 同 折原之郷
- 同 野方郷
- 同 九重郷

(白) 母の しろいの郷

(称養) ねき野郷

中尾郷

松本之郷

岩瀬村

はに田之郷

飛田之郷

竹田町

拜田原郷

吉田之郷

矢藏之郷

大田之郷

門田の郷

(田井) たいの郷

折原之郷

野方郷

九重郷

一千八百七拾貳石六斗壹升	同	柏原郷
一千四拾石七斗九升	同	松本郷
一千八百五拾石壹斗六升	同	葎原郷
一參百八拾壹石五斗三升	直入田北之内	今市村
一四千百四拾石六斗貳合	大野郡	宇目郷
一千八百五拾四石四斗貳升	同	(宇目) うた枝名
一千九拾石九斗九升六合	同	(百必) 目のをた
一千八百四拾六石五斗	同	小川名
一九百參拾三石六斗二合	同	をかた をつ郷
一四七七拾七石八斗六升	同	かたかせ村
一參千九百貳拾七石六斗一升	同	川東名
一參千九拾九石四斗三升八合	同	自在名
一四九九拾壹石四斗八升	同	(方) 大かた名 とをり山郷
一五九九拾壹石八斗六升四合	同	(通)耳(志野) み、しの名
一五七七拾七石六斗九升三合	同	(奥) おく畑
一四七七石五斗六升七合	大野郡	高寺 板屋村
一參百九拾壹石貳斗壹升	同	犬山名 なたせ村 (夏足)

一貳千四百九拾五石七斗九升	同	一万田郷
一貳百九拾貳石壹斗二升一合	同	宮崎名
一千百貳拾貳石壹斗九升五合	同	(酒井寺) さかいし村
一貳千百九拾貳石三斗八升	同	平井郷
一六百參拾七石四斗三升	同	(泉) いづみ郷
一七百六拾七石四斗八升	同	(阿志野) あしの郷
一四百拾五石四斗三升	同	(保志) ほた田村
一參百拾貳石七斗六升六合	同	かちまた村
一五百貳拾五石七斗四升九合	同	大里名
一八百貳拾六石四斗九升五合	同	菅田村
一參千貳百貳拾五石五斗九升三合	大野	井た村 (母)
一貳百貳拾四石六斗三升	同	高むれ郷
一參千八百九石七斗四升八合	同	藤北名
一百五石	大分郡	今鶴村
外三百五拾九石貳斗二升	地震くづれ	
一貳百參拾八石九斗内拾八石七斗九升四合	同	花鶴村一円 中鶴村内
百卅五石一斗八升		萩原村

緒方 莊

外六百五石三斗五升 同

合六万六千石者、

右、如本知被進之候、御仕置等可被仰付候、重而御朱印申請可進之候、以上、

慶長六年 加藤喜左衛門

四月十六日 正次在判

大久保十兵衛

長成(安)在判

彦坂小刑部

元正在判

片桐市正

且元在判

中川修理亮殿(秀成)參

付墨九枚

付録

一 大神系圖(抄)

○筑後太田吉藏藏本
東京大学史料編纂所影写本(大分県史中世一)

豊後国大神氏始

惟住^(住)・太田・野津原

陽成院御宇

一條院御宇

父 祖母嶽大明神^(住) 亦号高智保大権現、

大織冠鎌足十三代儀同三司伊周女

母

准大臣之由宣下官也、

冬嗣波内麻呂大臣乃子、基経波冬嗣大臣乃子長良中納言乃子登云、長良波権中納

因悪変被流刑配所、

言従二位左衛門督贈大政大臣、

住緒方庄萩培蠅^(送)

一條院長徳二年四月廿四日父大臣左遷仁依天、豊後国塩田大夫登云者預留、其後姫乃許仁夜々通男在天既仁懐胎
登成、大大夫婦恠美問天曰、通比来留者是何人楚乎、姫乃曰、来遠見天婦遠知寸、夫婦教天曰左久、朝别天婦牟南時
験遠付天慕比見玉邊、姫教仁任天朝別仁至利、男乃着太留水色乃狩衣乃裾仁、賤乃緒手卷遠針仁付天跡遠慕比行仁、豊

付録

後日向乃境姥嶽登云嵩乃下、大成窟乃内仁入奴、女窟乃口仁イテ曰、御姿遠見參良世幸為是迄慕奉登云時仁、窟乃内与利答天曰、我波是人乃形仁非寸、汝吾遠見波胆魂毛身仁添間敷楚、早久可帰登云、姫重天曰、縱令如何成御姿成共、日比乃情争天乎忘礼可侍、互仁今一度見々江奉覽登口説、其時窟乃内与利臥長五六尺、跡枕仁十四五丈計乃大蛇動揺之天出、暫久在天大蛇波窟乃内仁匍入天曰、吾波是比神也、君仁通之天子孫、姓遠遣寸、今胎所乃者波男子也、必九國還可知、弓矢打物取天九州二罵仁双者有間敷、姓於波大神、名於波大太登可禰、子孫九國ニ可列居云云、姫帰天幾程奈久男子遠産利、大夫夫婦養育寸、大蛇波即是嫗嶽大明神乃化身也、

大神惟基

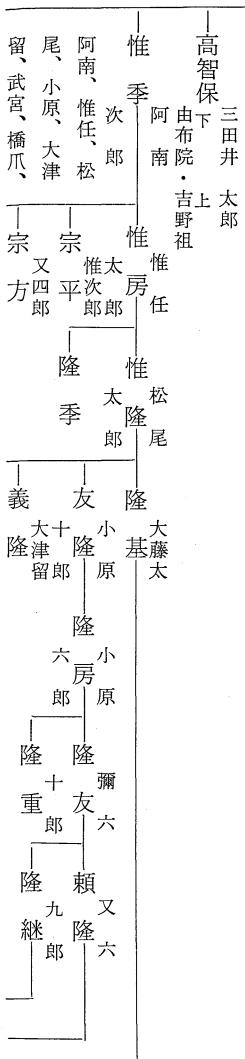
惟一 惟基

尋同三輪明神之因緣、依父明神之告而、称姓於波大神、名於波大太、亦銅大太登云、弓馬打物乃達人也、時人神人登唱、自從九國致狼藉間被召上、於四条河原欲被切頭之時、大太惟基、詠曰、惟基乃都參乃唐衣頭与利哉末津

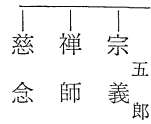
裁始氣牟 以此歌經奏聞之處、有叡感、則被勅免云、

菊池大納言隆家乃婿仁成、婿仁被取様波九州寄合大狩仁隆家仁雖有名馬、以人為食乃間、更仁依無乘者天、無念乃夏仁被思計留仁、惟基推參乃處、被与此馬之時、指寄天暫睡礼天、彼馬汁遠流寸、其後散仁乘、養父為射處、悦喜乃餘取賀登云、被讓豊後國於子孫分領寸、後号大藤大夫、今乃菊池波落胤乃末也、

阿南惟季



早稻田、田尻、
入倉、十時、等
乃祖



季 隆 六郎

賴隆甥、為狼子讓一跡、實隆繼之嫡子也、

隆 義

賴隆不孝之子息也、

隆 直

賴隆不孝之子息也、

基 家 四郎大夫

惟 基 松尾、被闕所、

惟 家 太郎

隆 基 彌太郎 早稻田

基 家 用

惟 友 阿南 次郎

基 泰

季 植田 七郎太郎

定 綱 三郎

助 綱 太郎

有 綱 次郎三郎

右大將家假名賜御書、

平家下向于鎮西之時、入可參哉否之夏、大神之一族令評議處、有綱存源氏之御方旨、遮而加異見、然而平氏下宣旨而、曰杵・緒方之与一族等共任宣旨、須令於官兵參陣由、

植田季定

頻雖被催促、敢不請宣旨、平家既令下落於大宰府給之間、
 一族各擬押寄三笠之遷都、從豐前路令進發、奉追落平家之
 一門畢、故當国吉藤名野津原郷被宛於忠戰之賞、子細御下
 文明白也、

成 麥生七郎

清六 吉藤 網次郎 惟七 野津原 彌次郎 忠八 小次郎 朝九 千玉丸三郎 初能基 季十 彌四郎 親十一 孫九郎 直十二 八郎加賀守 法合魏園略

女 實者大友親秀三男三郎藏人能泰之男、出產之時養之、幼年之時忠綱卒去、家臣等屢致濫訴而不敢、實父之依為所緣、詔于大友家處、以能泰暫為野津原城督、

遠 光吉名 網三郎 季 左近允 高 五郎 實 孫三郎 家 小次郎

此時光吉被闕所、

文 彌次郎 民部丞 經 助律師、任法眼位 守 綱四郎 宗 新左衛門尉 定 合戰討死間、於山上城切腹畢、

季 四郎將監 忠

應永三十二大友

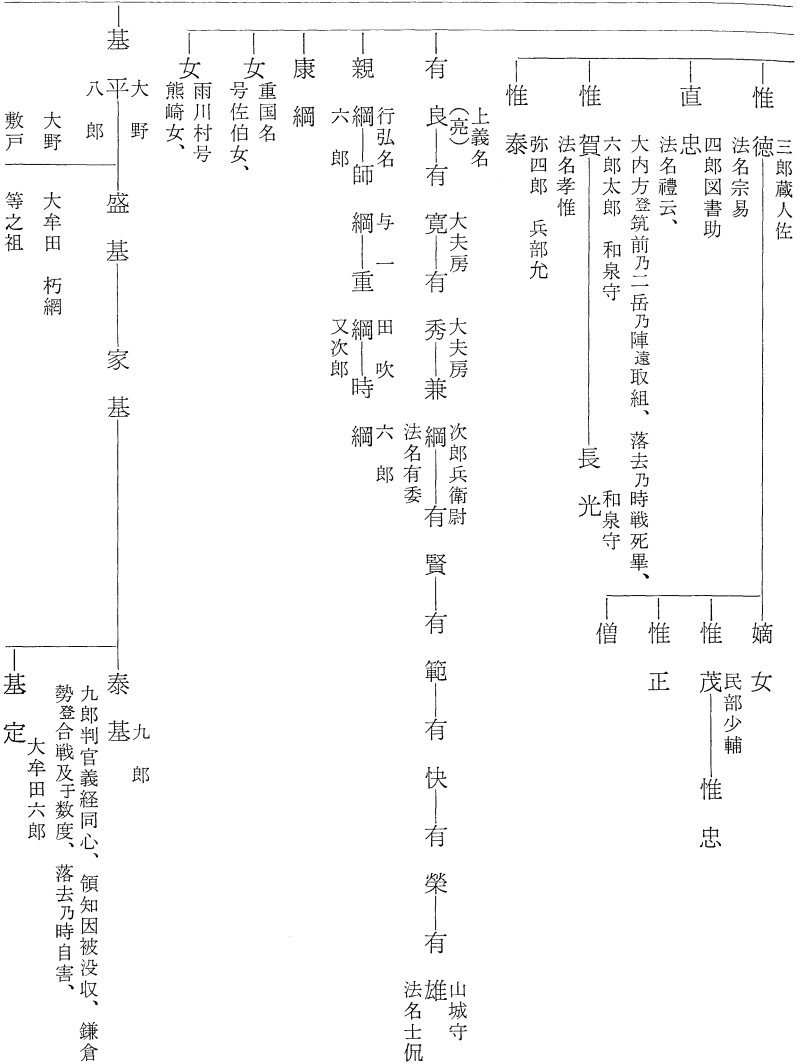
孝親依同心、既

合戰討死間、於

山上城切腹畢、

大野基平

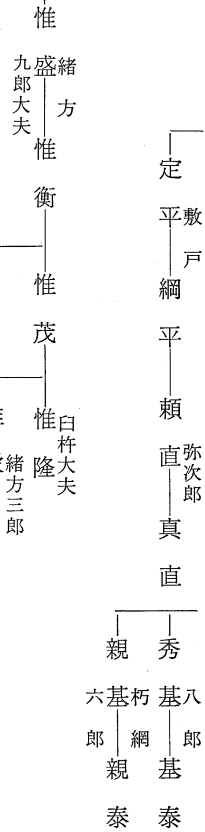
付録



緒方莊

緒方惟盛

緒方惟榮



緒方 戸次 佐伯
 堅田 加來 白杵
 佐賀 野尻 高野
 等之祖

依九郎判官義經同心被配流、始被預狩野助、後被預于千葉助、則取婿讓上野國沼田之庄云々、

惟 野尻次郎
 村 被流周防國遠崎、則給配所相伝、直入三郎惟友子於為狼子、今仁在之、
 惟 高野三郎
 友 下総国南左馬藤心云所被配流云云、

下総国南左馬藤心云所被配流云云、

惟 女

時

榮

明

朝

朝 鑊(カ)僧

山 僧

朝

快

彦五郎

兼

友

○冒頭ニアル如ク、本系図ハ大神系野津原氏ノモノニシテ、十二代野津原直綱以下ヲ近世初期二十七代惟備マデヲ記スモ省略シ、本系ノミニ止メタリ、

二 大野郡緒方町・清川村・竹田市(片ケ)大字・小字一覽表

緒方町 ○緒方町ハ「固定資産コード番号表」ニヨリ、大字コードヲ
記入セリ。清川村ハ大放送刊『大分百科事典』ニヨル。

コード番号 大字	小字
尾平 01 鉾山	<p>山中、宮ノ原、カサヅカ、炭山、川向、下タノ原、天神原、ハジカミ、コシキ、鉾山、</p>
上 02 畑	<p>梅生、大村、門、日平、畦場、梅生上、樅木津留、小河内、カラニタ、中原、河原、尾登、樅生、 下モ田下、徳尾、田下、上畑、海陸、古川、杵津留、嵩、広川原、中野、中太原、向イ、奥土岩、 川中、奥土岩上、鳥屋平、古町、下屋平、飯干、上ミ手向、柳井谷上、柳井谷、古川向、ベトオガ ヅル、九折、傾城、</p>
滞 03 迫	<p>滞迫奥岳、三ツ尾南、岡奥、岡、岡浦、北向、日向、恵良北向、高津ケ原、原、原戸下、田尾、 ヒイゴ、十ノ蔵、恵良日向、若林、外園、外園尾下、尾迫、山ノ口、恵ヶ、中辻、辻浦、ヤナギアナ、 日平、門、エボシ、平、下ソノ、トリブエ、上松生、下松生、下山ノ口、ハシカメ、長者原、 ミツボ谷、内ノ口、</p>
小 04 原	<p>桑ノキツル、地福、竹ノ下、小仲尾、前、ヲサキ、テコシ、道下、道上、村上、シヤレ、迫、坂元、 堂元、戸尾野、原ノ崎、年神、戸下、安、仲シマ、屋園、漆畑、堺谷、モツソウ、山仲、米上、</p>

小 04 原	栗 05 生	上 06 冬原	徳 07 田	中 09 野
尾久保、下戸下、下津屋、塚崎、田久保、仲畑、菅ノ迫、野仲、横村、鳥泊、鷹ノ口、ウツエ、上轟、鶴若、小河内、六束、	天神森、日向ヶ瀬、真茅、田下口、神ノ木、土入、上栗生、長迫、中園久保、鮎ヶ瀬、湯ノ迫、蔵ノ迫、ロクバコ、上ノ浦、羽田梨、尾藪、駄床、内ノ口、	トヲノヲ、仮ヤツル、久保、棚尾、ウソオク、辻、萩尾、伏原、浦、辻オク、クマノサコ、梅無礼、宮ノ谷、竜千寺、兼道、畑田、森下、竹ノ内、高野前、上辻、栗ノ木、畑下、長迫、室、室下、トリコエ、小野、中原、赤道、向、リヲサン、谷、田ノ平、ノリコエ、原久保、小松堀、一丁谷、	米山、萩原、下鶴、仮宿、陳ヶ辻、石原畑、小松迫、小松迫平、平鶴、内久保、立平、塚ノ原、法師コロビ、水口下、井手平、水口上、平良石、二里七足、七足尻、七足、河原谷、高城平、菘ツ木、柿ノ木浦、柿ノ木、水口、柿ノ木久保、三ヶ塚、炭トコ、柿ノ木出口、畑宇戸、氷谷、氷平、崩久保、芋ヶ迫、高城平、田代、田ノ平、横山、山下、赤ハゲ平、飛尾、金林、尾畑、神田、平内、坂元、田ノソウ、桑鶴、上鶴、鉢カフリ、菅谷、河原田、小久保、御門、天神田、宮田、中尾、平奥、平上、	中尾、下迫、下津留、中原、富前、古戸下、平前、菅迫、二谷戸、竹ノ脇、六反、上ノ原、大平、堀端、中野崎、前、岡田、前久保、刈政、久保尻、尾崎、横平、下津留、崩堀上、本久保、横山、鳥嶽、横平上、狸岩、城山、奥、

付録

大石 10	木野 11	冬原 12
<p>榎ツル、イノ尻、井手口、田井元、岩ノ上、小園ツル、こそもの政所、古屋敷前、小松迫、おきく久保、 ホヲフクシ、上ノ久保、古屋敷、橋本、中畑、ツル、森脇、長氏、畑ノツル、堀田河原、山付、 ツキノキ、高畑下、高畑、ナラウラ、上園、八屋、西ヶ平、小屋敷、出水谷、イノ頭、七崩、鍛冶屋、 エイシヤウアン、馬場、馬場前、小園向、馬場平、入用尾立、入用、頭田、大平、八ヶ迫、ウツルハ、 大道畑、中原、堀、大屋敷、矢所、地藏原、セドボリ、中ノコシ、一本木、八屋岩上、宮尾、</p>	<p>西ヶ平、姿平、姿、真竹尾、柴尾、田尾、萩迫、亀ヶ迫、狐塚、堀口、若神、原口、向原、下長迫、 長迫、下三口、河原、七足、三口、登立、神園、批把迫、下尾谷、西ヶ平、外園、九反畑、大村、 小園、小久奥、巢石、柿木畑、市ノ久保、津留、山口、中段、石原、小殿、恵平良、平川、</p>	<p>黒土甲、大平、善東寺、界谷、八原、丸見、ゼイ、栖原、四升田、柚ノ木平、八所、ゼイ久保、 五ツ田、五ツ田久保、中藪、中浦、中、角ノ木、柚ノ木、真弟久保、岡ノ谷、堂園、漆迫、堂山、 蔵万寺、谷合、北平、真竹林、長福、桑原、柏迫、原口、原、監物先、監物原、四畝畑、 和田平上下、和田平、樋渡、新飼、お追、上野、監物平、室畑、堂前、ゴミ入、ダラガ迫、堂上、 笹原、尾立、天狗山、鍋ノ元、堂尻、久保尻、下モ田、上ミ田、十郎迫、南久保、南久保頭、 屋敷上、駒畑、柿迫、餅田、大辻、中久保、柿迫平、茶屋元、長迫、口ノ草、おおぼ、岡ノ谷、黒土、 芋田、東平、山神奥、御長藪、風ノ木迫、加賀知前、飛渡、加賀知、辻、フロノ前、フロノ迫、 大工迫、別ヶ平、山神、東帽子、小豆穴、尾崎、山下、小豆穴浦、鳥屋場、シノベ山、年神下、 松山、馬渡、花木沢、原、筒井迫、藤原、井ノ前、飛渡、八ノ久保、日向瀬、井手平、高平、</p>

冬 <small>ふゆ</small> 原 <small>はら</small>	13 下 <small>しも</small> 徳 <small>とくだ</small> 田 <small>だ</small>	14 柚 <small>ゆ</small> 木 <small>き</small>	15 上 <small>かみ</small> 年 <small>とし</small> 野 <small>の</small>	16 小 <small>こ</small> 宛 <small>あて</small>
雨 <small>あめ</small> ケ <small>が</small> 谷 <small>たに</small> 、二 <small>に</small> 反 <small>たんだ</small> 田 <small>だ</small> 、向 <small>むこう</small> 田 <small>た</small> 、松 <small>まつ</small> 尾 <small>おへ</small> 追 <small>て</small> 、楠 <small>くすのき</small> 、口 <small>くち</small> ノ <small>の</small> 草 <small>くさ</small> 、	陣 <small>しん</small> ケ <small>が</small> 辻 <small>つじ</small> 、殿 <small>との</small> 峯 <small>のみね</small> 、下 <small>した</small> 夕 <small>た</small> 殿 <small>との</small> 峯 <small>のみね</small> 、中 <small>なか</small> 畑 <small>はた</small> 、宮 <small>みや</small> 前 <small>まえ</small> 、中 <small>なか</small> 宇 <small>う</small> 戸 <small>ど</small> 、小 <small>こ</small> 津 <small>づ</small> 留 <small>りゅう</small> 、井 <small>い</small> 手 <small>て</small> 平 <small>へい</small> 、シ <small>し</small> コ <small>こ</small> ツ <small>つ</small> ル <small>る</small> 、寺 <small>てら</small> 田 <small>だ</small> 、見 <small>み</small> 殿 <small>どの</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、 陣 <small>しん</small> ケ <small>が</small> 辻 <small>つじ</small> 、殿 <small>との</small> 峯 <small>のみね</small> 、下 <small>した</small> 夕 <small>た</small> 殿 <small>との</small> 峯 <small>のみね</small> 、中 <small>なか</small> 畑 <small>はた</small> 、宮 <small>みや</small> 前 <small>まえ</small> 、中 <small>なか</small> 宇 <small>う</small> 戸 <small>ど</small> 、小 <small>こ</small> 津 <small>づ</small> 留 <small>りゅう</small> 、井 <small>い</small> 手 <small>て</small> 平 <small>へい</small> 、シ <small>し</small> コ <small>こ</small> ツ <small>つ</small> ル <small>る</small> 、寺 <small>てら</small> 田 <small>だ</small> 、見 <small>み</small> 殿 <small>どの</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、 小 <small>こ</small> 田 <small>た</small> 平 <small>へい</small> 、見 <small>み</small> 殿 <small>どの</small> 、大 <small>おほ</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、雨 <small>あま</small> 堤 <small>つみ</small> 、仏 <small>ほとけ</small> 之 <small>の</small> 辻 <small>つじ</small> 、西 <small>にし</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、上 <small>かみ</small> 広 <small>ひろ</small> 井 <small>い</small> 田 <small>だ</small> 、中 <small>なか</small> 広 <small>ひろ</small> 井 <small>い</small> 田 <small>だ</small> 、広 <small>ひろ</small> 井 <small>い</small> 田 <small>だ</small> 、馬 <small>ば</small> 場 <small>ばう</small> 上 <small>うえ</small> 、徳 <small>とく</small> 田 <small>だ</small> 、 中 <small>なか</small> 追 <small>おき</small> 、知 <small>ち</small> 原 <small>はら</small> 、桑 <small>くわ</small> 迫 <small>せ</small> 、大 <small>だい</small> 道 <small>だう</small> 端 <small>たん</small> 、醬 <small>しやう</small> 油 <small>ゆ</small> 、塔 <small>たう</small> 尾 <small>お</small> 、下 <small>した</small> 夕 <small>た</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、上 <small>かみ</small> 小 <small>こ</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、	栗 <small>くり</small> 生 <small>せい</small> 曲 <small>まがり</small> 、尾 <small>お</small> 谷 <small>たに</small> 、宮 <small>みや</small> 田 <small>だ</small> 、木 <small>き</small> 筋 <small>ぢん</small> 、安 <small>あん</small> 入 <small>にゅう</small> 寺 <small>じ</small> 、塚 <small>つち</small> 原 <small>はら</small> 、赤 <small>あか</small> 川 <small>がわ</small> 、上 <small>うわ</small> 栗 <small>くり</small> 、西 <small>にし</small> 平 <small>へい</small> 、島 <small>しま</small> 崎 <small>さき</small> 、中 <small>なか</small> ノ <small>の</small> 切 <small>き</small> 、内 <small>うち</small> 川 <small>がわ</small> 野 <small>の</small> 、柚 <small>ゆ</small> ノ <small>の</small> 木 <small>き</small> 、 北 <small>きた</small> 平 <small>へい</small> 、平 <small>へい</small> 、迫 <small>せ</small> ノ <small>の</small> 頭 <small>あたま</small> 、立 <small>た</small> 平 <small>へい</small> 、崩 <small>つ</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、桑 <small>くわ</small> ノ <small>の</small> 迫 <small>せ</small> 、御 <small>ご</small> 領 <small>りやう</small> 面 <small>めん</small> 、戸 <small>と</small> 無 <small>なし</small> シ <small>し</small> 、上 <small>かみ</small> ノ <small>の</small> ウ <small>う</small> ノ <small>の</small> 、下 <small>した</small> ノ <small>の</small> ウ <small>う</small> ノ <small>の</small> 、フ <small>ふ</small> ロ <small>ろ</small> ノ <small>の</small> 元 <small>もと</small> 、 タ <small>た</small> ラ <small>ら</small> ガ <small>が</small> 迫 <small>せ</small> 、迫 <small>せ</small> 向 <small>むかひ</small> 、鶴 <small>つる</small> ノ <small>の</small> 口 <small>くち</small> 、入 <small>にゅう</small> 用 <small>よう</small> 、火 <small>ひ</small> 振 <small>ふ</small> 、和 <small>わ</small> 田 <small>だ</small> 、日 <small>ひ</small> 向 <small>むかひ</small> 瀬 <small>せ</small> 、荒 <small>あ</small> 瀬 <small>せ</small> 口 <small>くち</small> 、尻 <small>しり</small> 井 <small>い</small> 、妙 <small>みぎ</small> 見 <small>けん</small> 、迫 <small>せ</small> ノ <small>の</small> 下 <small>した</small> 、嵩 <small>たけ</small> 久 <small>く</small> 保 <small>ぼ</small> 、 ス <small>す</small> イ <small>い</small> シ <small>し</small> 、石 <small>い</small> 原 <small>はら</small> 、成 <small>な</small> 正 <small>ま</small> 、若 <small>わ</small> 山 <small>さん</small> 、ウ <small>う</small> ソ <small>そ</small> フ <small>ふ</small> キ <small>き</small> 、長 <small>なが</small> 尾 <small>お</small> 尻 <small>しり</small> 、古 <small>ふる</small> 川 <small>がわ</small> 地 <small>ぢ</small> 、横 <small>よこ</small> ウ <small>う</small> ト <small>と</small> 、嵩 <small>たけ</small> ノ <small>の</small> 下 <small>した</small> 、梅 <small>うめ</small> ノ <small>の</small> 木 <small>き</small> 、ツ <small>つ</small> ル <small>る</small> 、 梅 <small>うめ</small> 吹 <small>ふ</small> 、緑 <small>りよく</small> ケ <small>が</small> 迫 <small>せ</small> 、助 <small>すけ</small> 七 <small>しち</small> 、タ <small>た</small> ン <small>ん</small> バ <small>バ</small> タ <small>タ</small> 、大 <small>だい</small> 狩 <small>かり</small> 野 <small>の</small> 、上 <small>かみ</small> 大 <small>だい</small> 狩 <small>かり</small> 野 <small>の</small> 、立 <small>た</small> 畑 <small>はた</small> 、田 <small>た</small> 代 <small>しろ</small> 、井 <small>い</small> ノ <small>の</small> 元 <small>もと</small> 、柚 <small>ゆ</small> ノ <small>の</small> 木 <small>き</small> 畑 <small>はた</small> 、ニ <small>に</small> ク <small>く</small> ケ <small>が</small> 、 梅 <small>うめ</small> 木 <small>き</small> 、下 <small>した</small> ノ <small>の</small> 平 <small>へい</small> 、庄 <small>しやう</small> 次 <small>じ</small> 島 <small>しま</small> 、谷 <small>たに</small> ノ <small>の</small> 口 <small>くち</small> 、宮 <small>みや</small> ノ <small>の</small> 谷 <small>たに</small> 、倉 <small>くら</small> ケ <small>が</small> 見 <small>み</small> 、高 <small>たか</small> 城 <small>じやう</small> 、雨 <small>あま</small> 堤 <small>つみ</small> 、右 <small>う</small> 左 <small>さ</small> 谷 <small>たに</small> 、沓 <small>くつ</small> 谷 <small>たに</small> 、笹 <small>ささ</small> 原 <small>はら</small> 、長 <small>なが</small> 迫 <small>せ</small> 、 土 <small>とち</small> 地 <small>ぢ</small> 長 <small>なが</small> 、先 <small>まづ</small> ノ <small>の</small> 平 <small>へい</small> 、	上 <small>じやう</small> 田 <small>た</small> 、下 <small>げ</small> 市 <small>し</small> 、上 <small>かみ</small> 市 <small>し</small> 、近 <small>お</small> 戸 <small>と</small> 、東 <small>ひが</small> 平 <small>へい</small> 、水 <small>みづ</small> ケ <small>が</small> 平 <small>へい</small> 、市 <small>いち</small> 仮 <small>かり</small> ヤ <small>ヤ</small> 、津 <small>つ</small> 留 <small>りゅう</small> 、年 <small>とし</small> 野 <small>の</small> 、長 <small>なが</small> 谷 <small>たに</small> 、コ <small>こ</small> ジ <small>じ</small> ウ <small>う</small> シ <small>し</small> 、中 <small>なか</small> ヲ <small>お</small> バ <small>バ</small> 子 <small>こ</small> 、脇 <small>わき</small> 、 川 <small>かわ</small> 平 <small>へい</small> 、万 <small>ま</small> 地 <small>ぢ</small> 、中 <small>なか</small> 入 <small>いれ</small> 、八 <small>はち</small> 原 <small>はら</small> 、中 <small>なか</small> 入 <small>いれ</small> 谷 <small>たに</small> 、平 <small>へい</small> 、原 <small>はら</small> 、城 <small>じやう</small> ノ <small>の</small> 下 <small>した</small> 、	天 <small>てん</small> 神 <small>じん</small> 前 <small>まえ</small> 、大 <small>だい</small> 馬 <small>ば</small> 場 <small>ばう</small> 、上 <small>かみ</small> 津 <small>づ</small> 留 <small>りゅう</small> 、中 <small>なか</small> 原 <small>はら</small> 、迫 <small>せ</small> ノ <small>の</small> 平 <small>へい</small> 、猿 <small>さる</small> バ <small>バ</small> メ <small>メ</small> 、柚 <small>ゆ</small> ノ <small>の</small> 木 <small>き</small> 田 <small>た</small> 、大 <small>おほ</small> 田 <small>た</small> 平 <small>へい</small> 、迫 <small>せ</small> ノ <small>の</small> 山 <small>さん</small> 、下 <small>した</small> 平 <small>へい</small> 瀬 <small>せ</small> 、堂 <small>どう</small> ケ <small>が</small> 宇 <small>う</small> 土 <small>ど</small> 、 下 <small>した</small> 津 <small>づ</small> 留 <small>りゅう</small> 、土 <small>とち</small> 甲 <small>が</small> 田 <small>た</small> 、桑 <small>くわ</small> 津 <small>づ</small> 留 <small>りゅう</small> 、江 <small>え</small> 内 <small>ない</small> 田 <small>た</small> 、踊 <small>おど</small> り場 <small>ばう</small> 、戸 <small>と</small> 無 <small>なし</small> 、川 <small>かわ</small> 入 <small>いれ</small> 、石 <small>い</small> 田 <small>た</small> 平 <small>へい</small> 、畑 <small>はた</small> ケ <small>が</small> 迫 <small>せ</small> 、早 <small>そう</small> 水 <small>ずい</small> 、井 <small>い</small> ノ <small>の</small> 前 <small>まえ</small> 、石 <small>い</small> 井 <small>い</small> 、 尾 <small>お</small> 崎 <small>さき</small> 、緑 <small>りよく</small> リ <small>リ</small> 、横 <small>よこ</small> 畑 <small>はた</small> 、榎 <small>えん</small> 木 <small>き</small> 田 <small>た</small> 、赤 <small>あか</small> 迫 <small>せ</small> 、砂 <small>さ</small> 畑 <small>はた</small> 、片 <small>かた</small> 舞 <small>まい</small> 、上 <small>かみ</small> 台 <small>だい</small> 、萩 <small>かぎ</small> 迫 <small>せ</small> 、柿 <small>かき</small> 津 <small>づ</small> 留 <small>りゅう</small> 、門 <small>かど</small> ノ <small>の</small> 畑 <small>はた</small> 、一 <small>いち</small> ノ <small>の</small> 坪 <small>へら</small> 、笹 <small>ささ</small> 尾 <small>お</small> 、

小宛

松木田、上小宛、大田谷、コヤシ、山下、井戸尻、古屋敷、菅ノ谷、竹ノ河原、前原、西河野、高野、宇土、谷、柳山、藪ノ上、高尾、折付、飼田、戸ノ口、井ノ平、柿田、渡内、井ノ尻、古畑、市ノ禾、三反田、赤屋根、名子分、長迫、赤剝、山神、前久保、天神川、尾園、元宮、山ノ口、保全寺、姥田、梅ヶ迫、後畑、西平、尾ノ崎、田尾久保、早水平、明見、西迫、

寺原

瀬口、下津留、姥ヶ迫、迫、猿羽女、袖ノ田、金鉢、龜尾、真竹宇土、下寺原、中津留、上津留、寺原、鹿山平、高焼、長拜、遠見ヶ辻、宇土、寺山、天神平、荒瀬、台平、惣田越、竹ノ河原、鹿瀬倉、ガタ、楠ノ木、谷迫、鳥山、小富士、井ノ平、竹ノ上、神石、知原、高坊、尾迫、後津留、下枝石、枝石、大中島平、清和平、竹ノ下、川平、左芹川、小平迫、知原、谷、古園、越石平、越石、一本岩、清野、赤道、打越、上ノ上、津留、中尾、松尾迫、茅ヶ迫平、

草深野

古畑、井ノ平、南平、西平、西ノ山、間戸前、天神平、天神浦、間戸、西原、原、狐久保、北原、上原、六反、吾福寺、中尾、南登山、平原、上久保、上ノ久保、柿木迫、谷川、二又、東田、下ノ山、柳迫、袖ノ木迫、向袖ノ木、鮎川、高伏、杉小野、批把首、田向、前川、前久保、長久保、横畑、平川、広瀬、海ヶ迫、樽尾、植木山、松葉、浦山、赤岩、炭焼、鼻井戸、萩ノ迫、藤原、長谷、丸山、古賀、古賀前、西平、蛇迫、松山、塔畑、深迫、岩井田、萩迫、下岩井田、岩上、塚場、山下、前田、大畠、迫、久保、高尾倉、哇原、龜甲、北向、眼迫、丸田、落水、竹ノ迫、瀬戸、丸ノ山、半田、徳尾、海舞、柿添、代田、九升高平、高津無礼、平口、三ツ枝、市吾迫、穴井迫、戸鼻、高伏、似田、

<p>23 下自在<small>しもじざい</small></p> <p>深町<small>ふかまち</small>、小柳<small>こやなぎ</small>、大石<small>おおいし</small>、下市<small>しもいち</small>、上市<small>かみいち</small>、小室<small>こむろ</small>、横田<small>よこた</small>、辻<small>つじ</small>、枝石<small>えだいし</small>、今宮<small>いまみや</small>、勇仙<small>ゆうせん</small>、戸ノ上<small>とのうえ</small>、長迫<small>ながさこ</small>、高尾<small>たかお</small>、田尾<small>たお</small></p>	<p>22 上自在<small>かみじざい</small></p> <p>ヒナタ、宮田<small>みやた</small>、田島<small>たしま</small>、長ヲサ<small>ながおさ</small>、宮園<small>みやぞの</small>、園田<small>そのた</small>、三反畑<small>さんたんぱた</small>、西ノ本<small>にしのもと</small>、島<small>しま</small>、荒木<small>あらかき</small>、湊ヶ瀬<small>みなとせ</small>、城<small>じょう</small>、野仲田<small>のなかた</small>、宮ノ下<small>みやのした</small>、恵良<small>えら</small>、市木<small>いちぎ</small>、迫<small>さこ</small>、木ノ上<small>きのうえ</small>、寺田<small>てらた</small>、池ノ内<small>いけのち</small>、鉢ノ久保<small>はちのくぼ</small>、津無ヶ迫<small>つむがさこ</small>、犬ヶ迫<small>いぬがさこ</small>、風呂ヶ迫<small>ふろがさこ</small>、小無類<small>こむるい</small>、年ノ神出<small>としのかみで</small>、早水迫<small>そうずさこ</small>、高津無路<small>たかつむろ</small>、林田迫<small>りんださこ</small>、堺<small>さかい</small></p>	<p>20 軸丸<small>ねじまる</small></p> <p>横田<small>よこた</small>、向五斗栗<small>むごとうり</small>、桜<small>さくら</small>、牛取<small>うしとり</small>、尾山<small>おやま</small>、伏原<small>ふせはら</small>、赤迫<small>あかさこ</small>、天道<small>てんどう</small>、折立<small>おれだて</small>、川水<small>かわみづ</small>、尾崎川<small>おきがわ</small>、板屋<small>いたや</small>、高尾倉<small>たかおぐら</small>、山ノ神戸<small>やまのかみど</small>、柏野<small>かしわの</small>、横畑<small>よこはた</small>、一ノ谷<small>いちのたに</small>、神ノ田<small>かみのた</small>、釈迦堂<small>しやくかどう</small>、引地<small>ひきし</small>、平原<small>ひらばら</small>、萩ノ尾<small>はぎのお</small>、大又<small>おほまた</small>、山田<small>やまだ</small>、榎又<small>えのみまた</small>、耳イ迫<small>みみいさこ</small>、申<small>まをす</small>、長町堀<small>ながまちほり</small>、佐測<small>さそく</small>、孫女<small>まごめ</small>、堂ノ前<small>どうのまえ</small>、梅ノ木<small>うめのき</small>、泉園<small>いずみぞの</small>、永羽山<small>ながはやま</small>、大藤<small>おほとう</small>、麻生<small>あそう</small>、小迫<small>こさこ</small>、高尾<small>たかお</small>、平沢水<small>ひらさわみづ</small>、妙法<small>みよほう</small>、クシケ<small>くしけ</small>、五斗栗<small>ごとうり</small>、深迫<small>ふかさこ</small>、五反田<small>ごたんだ</small>、東<small>ひがし</small>、二反田<small>ふたんだ</small>、松迫<small>まつさこ</small>、仏田<small>ぶつた</small>、ニカギ<small>にかぎ</small>、平<small>ひら</small>、仲園<small>なかつう</small>、小林<small>こばやし</small>、室屋<small>むろや</small>、練迫<small>ねりさこ</small></p>	<p>19 辻<small>つじ</small></p> <p>津留<small>つる</small>、新田<small>にへた</small>、八分<small>はちぶ</small>、天神面<small>てんじんめん</small>、高岩<small>たかいわ</small>、辻<small>つじ</small>、下辻<small>しもつじ</small>、上辻<small>かみつじ</small>、平田<small>ひらた</small>、長瀬<small>ながせ</small>、鳥ヶ平<small>とりがひら</small>、小ウソ<small>こらそ</small>、早敷<small>はや敷</small>、普ノ斎寺<small>ふのさいじ</small>、松ヶ平<small>まつがひら</small>、中尾<small>なかお</small>、戸無<small>となし</small>、田ノウソ<small>たのうそ</small>、後ヶ迫<small>あとがさこ</small>、川入平<small>かわいれびら</small>、神田平<small>かんだひら</small>、小性地<small>こせうち</small>、飛ヶウソ<small>とびがうそ</small>、大光寺<small>だいらくじ</small>、下平<small>しもひら</small>、畑道<small>はたみち</small>、畑返<small>はたがえり</small>、久保田<small>くぼた</small>、辻<small>つじ</small>、川入<small>かわいれ</small>、亀ヶ測<small>かめがはかり</small>、岩井田<small>いわいだ</small>、柿田<small>かきだ</small>、市木<small>いちぎ</small>、井上<small>いのうえ</small>、年野<small>としのの</small>、小町<small>こまち</small>、用長迫<small>ようながさこ</small>、盲ヶ迫<small>めくらがさこ</small>、浦谷<small>うらたに</small>、長尾<small>ながお</small>、新開<small>しんかい</small>、広舞<small>ひろまい</small>、東平<small>ひがしひら</small>、小久保<small>こくぼ</small>、表平<small>うらへひら</small>、箕ヶ平<small>ひらがひら</small>、イバノ元<small>いばのもと</small>、十郎<small>じゅうらう</small>、瀆久保<small>つひくぼ</small>、松ヶ迫<small>まつがさこ</small>、中切<small>なかきれ</small>、中久保<small>なかくぼ</small>、狐畑<small>きつねはた</small>、明見<small>みょうけん</small>、石原<small>いしはら</small>、久保田上<small>くぼたうえ</small>、倉園<small>くらぞの</small>、高バサ<small>たかばさ</small>、石用<small>いしゆう</small>、塚畑<small>つかはた</small>、一ノ谷頭<small>いちのたにがしら</small>、一ノ谷<small>いちのたに</small>、八ノ久保<small>はちのくぼ</small>、小岩<small>こいわ</small>、白田<small>しろた</small>、二反田<small>ふたんだ</small>、迫<small>さこ</small>、</p>
---	--	--	--

馬場 24	井上 25	野尻 26	越生 27	原尻 28	新 29	鮎川 30
<p>大石、寺田、カモウ、下土甲、ホキ上、市口、天神下、野間、イサリ町、東仙寺、桑原、本田、ミツエ、大久保、柏木、松山、東福寺、京田、大平、下尾ノ崎、尾ノ崎、ミツエ、</p>	<p>牛ノ田、中ノ切、寺繩手、大坪、榎町、天神山、浦久保、中ノ原、松手久保、</p>	<p>飼外、五反田、野尻、黒圭、西白寺、高城、岩詰、牧、迫、上牧、平次川、鳥越、定付、嶋田、</p>	<p>小野崎、大平、平原、駒方、仲島、森田、中ノ又、宮畑、桑迫、原、大久保、新土手、城山、穴井迫、下ノ山、岩井迫、原田、平原口、柳井迫、立石、坂本郷、尾畑ケ瀬、大郷、鳥越郷、</p>	<p>平次川、小田、井ノ平、六箱、原、中村、宮ノ下、市穴、星ノ木、中馬場、道辻、上戸、倉園下、ケンバ、滝部、</p>	<p>宮迫、宮園、迫田、辻、南、見取、勝負田、大畑、染田、雨乞、迫ウト、稻尾、カシウサ、田仲、小ソノ、平戸、井手口、五嶋、荒平、ウト、小城、小山、新開、平原、馬之助、山下、久土知、菅谷、浦久保、小田、日焼、土フクリ、</p>	<p>借渡、清田、田尾、長迫、岡谷、大迫、山田、赤迫、前久保、米納、徳丸、八反田、斗代、戸ノ上、大平、木下、要下、太田、平井、秋津、泉、井ノ平、中園、迫ノ田、横尾、小川田、極楽、</p>

<p>32 知田</p>	<p>33 大化</p>	<p>34 天神</p>	<p>35 馬背畑</p>	<p>37 平石</p>
<p>大善寺、中ス、屋敷、長畑、宮ノ下、正用、井田、竹ノ下、川久保、一ツ岩、寸手、堤、ヶ瀬、蓋、米納田、年ノ神、堀口、寺ヶ迫、</p>	<p>堤久保、桶沢水、引越、亀ノ口、浦久保、下犬塚、赤坂、山中、仁田尾、池田、谷、外田、菅谷、兎戸、後丸、天神尾、十納、豆田、中ノ切、石仏、西尾、松木平、居付、堤尾立、合屋、美ヶ草、尾立、長谷、アクタ神、瀬戸ノ口、天上、大谷、林ノ浦、買米、沓里木、大丸、御飯屋、宮尾、黍ヶ谷、山田、下切小野、切小野、寺畑、山ノ口、中ノ迫、柿ノ木、藤原、切小野谷頭、切小野谷、五十谷、立野尾、小迫、谷川、竹ノ脇、尾崎、吉野、平原、久保、冷ヶ谷、芝尾、銭坪、下山田、笹原、蔵園、石原、樋掛、八重葺、中野、田黒田、半田、</p>	<p>杓迫、妙見、片平、神田、西ヶ迫、長岩、山後、小園、桑原、潰久保、六口、佃原、見徳、桑迫、原ノ田、長久保、兼迫、片峯、</p>	<p>丸山、八ヶ塔、赤ヶ迫、大久保、山神久保、真菰、立通り、平野、泰元、醬油、辻、久保田、六道、太尾、宇坪、十五駄、宮元、延命寺、古井元、小畑、岩原、上天神、道ヶ迫、花ヶ迫、宇土、</p>	<p>高伏、谷、原、妙見、井ノ向、尾尻、下尾尻、前、棚川、大久保、藤原、萬地、山ノ口、六地藏、西平、中尾、神屋原、平川、赤道、一ノ瀬、大牟礼、馬場崎、楠、河原田、水タリ、山ツル、由原、柳谷、木戸下、押カキ、野ノ中、新開、徳尾、石原、内繩、松葉、小鹿屋、平石、谷川、鹿屋、中山</p>

平石

入小野、広見、宮下、辻、広石、細尻、大野、大野山、九折迫、所小野、

38 片ヶ瀬

小富士、雨乞、雨乞久保、鹿瀬倉、上鹿瀬倉、保全寺、柿木川、狐石、水谷、西小野、小野、
二反田、東小野、炭床、茶屋平、間戸平、辰巳ヶ迫、山下、石原、池田、津刈、広瀬、畦、
(昭和三十年七月ヨリ一部竹田市大字トナル。後表参照)

清川村

雨堤

(深又)、(原)、(松尾)、(宗福)、(中尾)、(尾迫)、(駅前)、源泉、風ノ木、尾迫、前久保、耳取、
山王、西ノ元、造土、小迫、観音、葛根迫、谷門、風穴、簾、松尾、南雨堤、長瀬津留、シタツル、
深又、アセハラ、マツバ、長瀬、長瀬口、ヒラ、中ノ原、大原、下ノ原、北雨堤、タイ、宗福、
田ノ平、マルタ、上辻、日平、中尾、シラツカ、一万田、ヨツキ、

臼尾

(柿ノ木)、(柚ノ木)、(下辻)、(岩戸)、(岩戸)、柿ノ木、大平、古柳、岩戸、萩ノ迫、カタミゾ、高平、
ヤヅ、松原、大原、餅田原、餅田、前久久、大迫原、尾谷、柚ノ木、浦山、橋ノ元、威徳庵、京塚、

宇田枝

(井崎)、コシキ、中牧田、浦山、前、中通、岩下、長迫、小畑、奥ノ谷、後谷、神戸口、辻、
ウトツキ、井ノ川平、(宇田枝)、畦畑、三王免、太原、シホウ、七ツエ、仮屋田、子々ガ谷、
イブシ、井ノ上田、スガフタ、中ノ原、山ノ後、ノリデ、寺前、長国司迫、辻ノ前、丸田、原ノ久保、

宇田枝

大久保山、陰レ山、原、尖原、樋ケ迫、トビガ迫、足無、河原田、指平、大久保、紺屋、天神久保、下畦地、上畦地、天神免、馬場、ナメカキ、豊音寺、(津留)、年ノ神、宝生寺、荒瀬、坂本、古城、風呂ケ迫、大西、西ノツル、下久野ツル、山ノ下、神ノ浦、久保ツル、川ツル、上ノツル、橋ノ元、山ギワ、山ノ久保、クウソ、身受田、迫ノ平、畑ケ中、岸ノ上、平川、井ノ山、内畑、中尾、瀬蔵谷、井ノ上原、産ノ前、土谷、尻無し、コエトラ、登尾、井ノ平、山瀬原、大久保山、溝ケ谷、能場、(宮迫)、太田平、上中野、中野、丸山、立目久保、浦山ワキ、榎木町、宮山、中原、原ノ切、田ノ平、楠木、西畑、赤迫、小迫、石ケ谷、荷付石、十矢田、障子岩北平、立平、(高城)、長休、長畑、ナツウチ、西平、ウ子畑、ユルキ石、一クビヨセ、二クビヨセ、トヲ尻、アラヒラ岩キリ、三七マチ、梅ノ木、長尾、神ノ前、原ノ下、迫、上ノ下、ヲクバタ、一ホコノタケ、二ホコノタケ、三ホコノタケ、四ホコノタケ、五ホコノタケ、トヤゴシ、後畑、イデノ迫、ババ、十矢、堺谷尻、堺谷、鏡石西平、ハライ川、鏡石、ツツラ、先畑、トノ岩ヨリ立岩迄、立岩ヨリ三ワ久保迄、駒石、フクノ口、御嶽、エヒラ、イヲヤキ、持河内、アラモ、奥平、向山、向北平、コエカト尻、高尾、ハノ久保、久保、河原内

大白谷

(近郷)、又四郎、スノ内、芝ノ久保、船木、下轟、上轟、古田、センダノ木、アカ岩、辰石、辰立、天神山、柳ノ木、カリ又、古畑、下北平、下古畑、笹ノ久保上、中ノ迫、丸久保、田ノ迫、堀田、古川内、前、中尾平奥、下浦山、浦山、屋敷上、後畑、キビ尻、庵ノ木、北平、七郎、山ノ神、由原、立平、機平、数畑、山瀬、シラニタ、ツカ畑、田シロ、ヤサン切、(中山)、石塚、奥迫

<p>大白谷 <small>おしろたに</small></p>	<p>砂田 <small>まな</small></p>	<p>左右知 <small>そうち</small></p>	<p>天神 <small>てんじん</small></p>	<p>平石 <small>ひらいし</small></p>
<p>引地、大野、山ノ上、水口、荒茂、古園、大田、由ノ元、ヨナイ戸、イノシン、森迫、下荒茂、スズレ、むくろ、古ヤシキ、平原、田ノ迫、箕作り、浦、中山、元四郎、ヒサコ、谷、中山塚、藤ヶ谷、傾山、彦想、大久保、桃木久保、</p>	<p>原、原ノ田、百田、井ノ元、雨ヶ田、上ヶ尾、通山、小佃、合方、大文、ウソ、尾谷、妙見、堂ノ尾、白岩、小野、長迫、柳井田、野稻田、牧口、大久保、砂田、二反田、ツル、西谷、大田、シトキテン、和入野、迫田、</p>	<p>(左右知) 鹿ノ戸、沖、前、スノ谷、ムクノ木、天南、小畑、白石上、西平北、大平、黒トクウ尻、鏡石西、迫、タビラ、辰石、タ、カリ、ヤブノ下、戸ノ下、山ノ神、竹ノ畑、山ノ口、外ソノ、川平、タヲ、面高、森下、横畑、平原、鳥屋越、赤松ヶ尾、上ミノ山、小堂奥、西ヶ谷、木原、大原、段下、堂上、中道、河原、西平、迫ノ田、ウソ、竹ノ迫、中ノ迫、松ヶトフ平、山田、ソウ、五郎田、ヘリ山、八ツ辻、中津留、風呂ノ上、(轟)、ズニキ畑、コツル、ワゲ、尾迫、立箱、持川内、イゲ、山ノ上、水ナシ、御嶽ヤシキ、金山、コシキ、マツ場、引地、瀬ノ口、轟、墓浦、トノハナ、土相、小豆畑、ロン地、ロン地ツル、ツルと、高岩、栗ノト、舂柿、ヲノクビ、ヲノ、</p>	<p>ウソノヲ、平野、川内、工園、前田、春日、二反田、三反田、木々ラス、二ツ枝、古道、十五駄、年野、</p>	<p>(杣野)、尾谷、下尾谷、穴尾、四蔵、神迫、ウソ、杣野、近手、引地、榎津留、平原、岡久保、</p>

六 種	三 玉	伏 野	平 石
<p>(宮津留)、目原、横畑、尾小森、浦山、半畑、大平、引地、上中尾、杉田、小畑、三次田、山口、</p>	<p>六反田、 (中村)、南竹ノ脇、西平、竹ノ上、前田、下、百田、川フリ、佃原(左草)、浦、中島、原、 辻、平、左、小坪、前、中江(宇田)、南津留、宮ノ前、宇田、中尾、小岩、七ツ枝、切畑、</p>	<p>トヤ越、堺畑、井ノ上、風地、横川、後口、山口、本谷西平、 (中津無礼)、田ノウソ、田ノ追、スヌイゴ、コチ畑、馬渡、岡、岡下、ツボ子田、岡向、引平治、 横道、ウソ、(内平)、二本松、奥畑、入道、平治岩、犬鳴、黒仁田、弥三、モワロウス、藤田、 治源、柚木、竹畑、下犬鳴、小畑、羽木、内平、轟上、中ノ追、川原、鉢ヶ平、坂元、長尾、 墨釜、戸ノ元、蜂ノ久保、鳥辺、下払、庵ノ木平、轟、目付松、野地ノ追、飯屋畑、丑切畑、 チイナ平、土地ノ木、見廻、穴井前、石雲、鳥越、池口前、上戸口、仲ノ畑、扇畑、奥ヶ追、滝ノ元、 荒畑、角ヶ谷、下原、中原、拜道、高平、駄原、獅ノ口、銅ノ木、抵長平(中野)、金丁田、 番住、牧ノ内、鉢尾谷、鉢屋、堂久保、小山、向山、町ヶ尾、西平、桑ノ追、川久保、上ノ下、 木ノ下、原、天神、小豆田、榎町、不動追、二反田、鳥ヶ尾、京田、伏野、前久保、樋ノ口、平原、 (伏野)、若山、杉ヶ平、砂原、鍋倉、風穴、袖久保、園、小迫、西久保、土地ヶ谷、大久保、 来ワイ、木原、笹々津留、大久保原、五郎野、フレサコ、尾首、二本松、</p>	<p>木南切、井ノ頭、大平、南、小野平、(長小野)、駄床、神ノ前、東平、小畑、中畑、付川ノ、古田、</p>

六種

亀甲、松尾久保、大久保、樋ヶ追、入瀬口、(小原)、木戸、木戸平、久保田、長迫、小原久保、
 下津留、田下、沖津留、三代、小迫、柳迫、大又、平久保、田平、中間、小平、山神、西田、西園、
 楠木、尾谷、(石原)、水谷、平川前、大崩、不動前、浦谷、西平、井平、東又、角石平、前、
 米内迫、尾崎、天神上、竹ノ下、石原、堂ヅノ、辰石、座主、年神、小石原、東、竹ノ迫、内園、
 納来、甲屋、滞元、(泉)、神ノ上、松尾、柳元、ウト、田ノ下、表、浦、八丁、井川元、東平、
 井ノ元、浦久保、石田、川原、中尾、中尾浦、蔵園、平川、井ノ平、中尾甲、向前、岩下、京田、
 鍛代、中段、高伏、佃原、

竹田市

○竹田市大字・小字コード表二廻ル。
 大字ニコード番号ヲ付ス。

片ヶ瀬 03

半月、殿川、操焼、畑、栗林、沢水頭、田尾、浦久保、原、井ノ上、年ノ神、長通り、白水、
 近川、戸ノ鼻、鞍ヶ田尾、下原久保、横枕、市、柳ノ元、野林、沖ノ園、影ノ木、下蔵谷、恩下、
 権現面、中ノ原、大原、下ノ原、小田無、下小田無、上小田無、西平、上西平、中原、海田ヶ追、
 赤根河、峠、北赤根河、井ノ尻、近房、庵ノ上、滑瀬、行燈山、鞍敷、東西、尾迫、芋ノ迫、
 渡内、戸ノ下、明ヶ瀬、尾又、上尾又、妙見、森ノ木、浦川、塔ノ下、小迫、菅ノ谷、出口、
 門、前久保、谷、紅葉山、御申、山ノ口、尾崎、向山、飯屋、竹ノ内、中村、前平、影ノ木平、
 梶ヶ追、茶屋平、茶屋山、鷺太郎、間戸、間戸平、辰巳ヶ追、山下、大菅、石原、千田ノ木平、

直
入
鄉
史
料

一 豐後國正稅帳

○正倉院文書
大日本古文書

豐後國正稅帳

○字面ニ「豊後國印」アリ。

「豊後國天平九年 正稅帳守外從五位下楊胡史眞身」

○中略

直入郡

天平八年定正稅稻穀漆仟捌伯陸斛壹斗玖升陸合漆夕

夕

簸振量定肆仟捌伯陸斛壹斗玖升陸合漆夕 振入四百卅六斛九

斗二升六合八夕

定實肆仟參伯陸拾玖斛貳斗陸升玖合玖夕

振量未簸參仟肆拾陸斛漆斗伍升伍合漆夕 振入二百七十六斛

九斗七升七合六夕

定實貳仟漆伯陸拾玖斛漆斗漆升捌合壹夕

合定實漆仟壹伯參拾玖斛肆升捌合

直入郷

不動參仟貳伯玖拾貳斛壹斗漆升玖合

動用參仟捌伯肆拾陸斛捌斗陸升玖合

振量未簸粟貳伯參拾參斛漆斗參升壹夕 振入廿一斛二斗四升八

合一夕

定實貳伯壹拾貳斛肆斗捌升貳合

穎稻漆萬陸仟玖伯玖拾參束肆分

糯陸伯參拾斛壹斗貳升

酒參拾參斛肆斗壹升伍夕

醬伍斛伍斗捌升

酢漆斛伍斗

雜用肆伯貳拾參束壹把 穀卅斛四斗 穎稻一百十九束一把

酒伍斗壹升貳合

依五月十九日 恩勅、賑給高年并鰥寡之徒合漆

拾陸人、振量未簸稻穀參拾斛肆斗、人別四斗

國司巡行部內合壹拾伍度、惣單壹伯貳拾貳人、上

肆拾人 目以上廿五人、史生十五人、從捌拾貳人、食稻肆拾束陸

把 上人別四把、史生八人別八合、酒參斗漆升 目以上人別一升

二〇七

參度正稅出舉并收納日、一度守一人、從三人、并四人五人六、單參拾捌人、上壹拾壹人據以上、從貳拾漆人、

參度賑給貧病人并高年之徒一度守一人、從三人、一度史生一人、從一、單壹拾捌人、上陸人據以上

人、并九人並二日、單壹拾捌人、上陸人史生二人、從壹拾貳人、

壹度隨府使賑給貧病人守一人、從三人、史生一人、從一人、并六人三日、

單壹拾捌人、上陸人守三人、史生三人、從壹拾貳人、

壹度時營紫草園守一人、從三人、并四人二日、單捌人、上貳人

守、從陸人、

壹度責計帳手實史生一人、從一人、并二人三日、單陸人、上參

人史生、從參人、

壹度隨府使檢技紫草園守一人、從三人、并四人一日、單肆人、

上壹人守、從參人、

壹度檢技牧馬史生一人、從一人、并二人二日、單肆人、上貳人

史生、從貳人、

壹度收庸史生一人、從一人、并二人三日、單陸人、上參人史生、

從參人、

壹度檢田熟不史生一人、從一人、并三人二日、單肆人、上貳人史

生、從貳人、

壹度堀紫草根守一人、從三人、并四人二日、單捌人、上貳人守、

從陸人、

壹度問伯姓消息守一人、從三人、并四人二日、單捌人、上貳人

守、從陸人、

往來傳使合頭參人二人三日、從漆人一人一日、惣單

貳拾陸人頭七人、食稻捌束伍把頭四把、酒陸升貳

合三人別一升
四人別八合

新釀酒伍斛料稻漆拾束斛別十四束

乾附子壹斗用酒捌升

移去納大野郡粟伍拾玖斛漆斗漆升壹夕

出舉肆仟伍伯參拾陸束死伯姓七十三人 蜀給稻一千四百廿束

定納本參仟壹伯壹拾陸束

利壹仟伍伯伍拾捌束

合應納肆仟陸伯漆拾肆束

見納貳仟漆伯肆束

穎禾壹仟貳伯束

未納壹仟玖伯漆拾束

國司借貸肆仟束

穎禾貳仟伍伯玖拾陸束

穎稻壹仟肆伯肆束

遺穎稻陸萬捌仟參伯參拾漆束玖把肆分

天平五年未償伍仟漆伯漆拾壹束伍把陸分

天平六年未償壹仟漆伯壹拾參束並依恩勅
放免畢

○以下別紙略。他
郡ノモノナラン。

二 豐後國風土記

○荒木田久老考訂本
寧樂遺文下

直入郡 鄉四·里
十·駅一

直入郡 鄉肆所里驛壹所十

昔者郡東垂水村、有桑生之、其高極陵、枝幹直美、俗曰直生村、後人改曰直入郡是也、

柏原鄉

柏原鄉在郡南

昔者此鄉柏樹多生、因曰柏原鄉、

禰疑野

禰疑野在柏原鄉之南

昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土蜘蛛、名曰打媛·八田·國摩侶等三人、天皇親欲伐此

賊、在茲野、勅歷勞兵衆、因謂禰疑野是也、

蹶石野

蹶石野在柏原鄉之中

同天皇欲伐土蜘蛛之賊、幸於柏峽大野、其野中有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、

朕將滅此賊者、當蹶茲石、譬如柏葉而舉焉、即蹶之、騰如柏葉、因曰蹶石野、

球罩鄉

球罩鄉在郡北

此村有泉、同天皇行幸之時、奉膳之人擬炊於御飲、令汲泉水、即有蛇龜、謂於箇美於茲天皇勅云、必將

有鼻、莫令汲用、因斯名鼻泉、因爲名、今謂球罩鄉者訛也、

宮處野

宮處野朽網鄉所
在之野

救軍峯

同天皇爲征伐土蜘蛛之時、起行宮於此野、是以名曰宮處野、
救軍峯在郷南

此峯頂火恆燎之、基有數川、名曰神河、亦有二湯河、流會神河、

○前後ノ諸郡略、
直入郡ノミ摘出。

三 八幡大神御託宣記案

○石清水文書之二
大日本古文書

大神御託宣アリ

一天平神護元年潤十月八日、從三位大貳臣石川豐成齎勅書、向大神宮、大神託宣有其員、其次仁事
別天宣久、吾昔伊豫國宇和乃郡与里往還之時、豐後國國崎郡安岐鄉奈多乃濱乃邊乃海乃中大石在、

其加渡吾渡着天、氣を安なき、號御机石、即奈多乃杉乃本登天有支、其乃上乃野登天可住所々

乃案内を見、其野を號御立野、自其至于安岐林（直入）、後號秋庄、自其同國奈保利乃郡仁至着、自其

豐後・日向・肥後三箇國乃中廣太野在り、其野神吾點定、件地依無水便不作田、離欲天好天住（雖カ）セ天

思木、然而吾叶神氏等申云、物不食波難堪、以天何カ勤仕神事と云支、仍彼所を不住、然而依無作

田天猶有神領、件地等號野郷北野高智保と、其野波、有紫蘭豐前國與豐後國乃中仁、吾至着、號田布江、

自其至鷹居、自其至郡瀬（自其至太禰河、自其至酒井、自其至乙咩濱、自其至馬木嶺、自其至

安心院、此所々神領と有、吾擇勝地、住宇佐郡内、近所々四年一度欲臨見、此外乃地程遠加以有

事煩、但觸府國司今吾領地令住神人（公役不負者、以同月廿二日給府符、兩國近所有行幸例、

直入郷

奈保利（直入）
ノ郡ニ至ル

遠所々ハ不令入部、依國牒狀勘覆、國司所聞無殊、仍判攸如件、

從五位下行守和氣宿禰清麿 正六位上掾山田連韓國

正六位上行介紀朝臣馬養 員外目從六位下秦忌寸廣人

○ルビー及ビ合点アルモ、煩ニツキスベテ省略ス。

四 太政官符

○類聚三代格
新訂増補国史大系二五

太政官符

大宰府ノ奏狀ニ
ヨリ兵士ヲ廢シ
選士衛卒ヲ置カ
シム

應廢兵士置選士衛卒事、

選士一千七百廿人分爲四番、々別役卅日、
年役惣九十日、

府四百人先依官符置、

九國二嶋一千三百廿人

右、得大宰府奏狀備、兵士名備防禦、實是役夫、其窮困之體令人憂煩、屢下嚴勅禁制他役、時代既久曾无違行、其故何者、兵士之賤无異奴僕、一人被點、一戶隨亡、軍毅主帳、校尉掖帥各爲虎狼、更相徵索、唯求苟不合、乘勢生疵、當有違闕、責庸倍多、唯利惟視、無憚憲章、因斯強士恥名、懦夫畏責、無告之人猶不得免、裸身蓬頭知用鎌鋸、弱臂瘦肩何任彎弓、無糧而來、尋即逃去、寬其窮困、競習生常、依法爲罪、追捕滿獄、由役求食、甘之山野、他役難禁、オホム子率斯之漸也、臣等商量、

豊後国大野・直
入兩郡ハ騎獵ノ
得兒ヲ出シ良兵ヲ

建男霜凝日子神
社

解却兵士、停廢軍毅、更擇富饒遊手之兒、名曰選士、免庸兼賜中男三人、在番時給日糧一升五合鹽

二勺□、護府之兵往還經□、供承之勞劇於在國、調庸並免賜僱丁二人、此閒民俗甚遠弓馬、但豊後
國大野・直入兩郡、出騎獵之兒、於兵爲要、向府之程單行五日、別須給僱丁四人均平勞逸、假令氣
體強壯、衣冠整鮮、雖暴惡之吏、不能關肩擔之役、然則田園歸耒和之夫、城府來弓馬之士、

○選士統領卅二人、
衛卒二百人條中略、

以前、正二位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世宜、奉 勅、依奏廢置、唯統領者准軍毅
府銓擬其人言上、即令兵部省補任、

天長三年十一月三日

五 延喜式

(卷十神祇十神名下)
一豊後國六座大一座
小五座

直入郡一座小

建男霜凝日子神社

大分郡一座大

西寒多神社大

速見郡三座並小

直入郷

直入郷

二二四

宇奈岐日女神社

火男火賣神社二座

海部郡一座小

早吸日女神社

〔卷二十八兵部省、諸國駅佐馬、西海道〕
「豊後國驛馬 小野十疋、荒田、石井、直入、三重、傳馬 日田、球珠、大野、海部、丹生、高坂、長湯、由布各五疋、速見郡各五疋」

直入駅五疋

六 倭名類聚抄

○高山寺本
諸本集成倭名類聚抄

三宅郷 直入郷

直入郡 松納 三宅 直入

○『元和古活字那波道圖本』ハ「三宅 直入 三宅」トシ朽網ヲ逸ス。尚『風土記』ニハ「郷四所」トアリ。右ハ柏原郷ヲ逸ス。

七 清涼寺縁起

○統群書類従
第二十七輯宗教部

第六

清涼寺本尊釈迦
如来栴檀瑞像来
朝ノ時豊後直入
郷ニ逗留ス
上米ヲ供養シ請
要米ト云フ

〔山城縣磯清涼寺本尊釈迦如来〕
瑞像來朝の時、豊後國直入郷にしばらく御逗留あり、こゝにいづくの人ともしらざる老僧、朝ごと
に鉢をひらき給へり、地下人見なれぬ人なれば、不思議のおもひをなし、在所の上米を日日に供養
す、奇瑞あるをもて、いまに請要米とがうしてこれあり、

○入唐僧齋然、寛和二年（九八六）丙戌八月廿五日帰朝シ、梅檀瑞像等ヲ将来スルコトニ係ル。森猛ハ、「豊後国直入郷と領家清涼寺」（別府大学『史学論叢』一八）ニ於イテ、藤原兼家ノ家司デ、永祚元年（九八七）東大寺俗別当、長保三年（一〇〇一）太宰帥ニ補任セラレシ平惟仲ヲ介シ、豊後国内ノ秦氏（齋然同族）ノ働キカケニヨリ、直入郷ガ清涼寺ニ寄進サレシモノカト推定セリ。

ハ 元亨釋書

○新訂増補国史大系
第卅一卷第十六

齋然入宋ス

大藏経羅漢画像
釈迦像ヲ伝フ
嵯峨清涼院

釋齋然、居東大寺、學三論、又受密乘于元杲、永觀元年秋入宋、東大寺送書青龍寺、比叡山寄信天台山、然持二書著宋地、太宗太平興國八年也、巡禮勝地、歷觀明師、遂於汴都西華門外啓聖禪院、札優填第二模像、乃雇佛工張榮、模刻而得之、太宗詔問我皇系曆祚、然荅詞詳備、君臣稱嘆賜紫衣、辭上五臺、雍熙三年、上台州鄭仁德缸歸、永延元年也、然得大藏五千四十八卷及十六羅漢畫像、其優填模像見今在嵯峨清涼院、長和五年卒、

九 大神系圖（抄）

○筑後太田吉藏々本
東京大学史料編纂所影写本

○上下ヲ略シ、緒方惟榮及ビ子息分ヲ掲グ。

緒方三郎

惟榮

依九郎判官義經同心被配流、始波被預狩野助、

惟村

野尻次郎

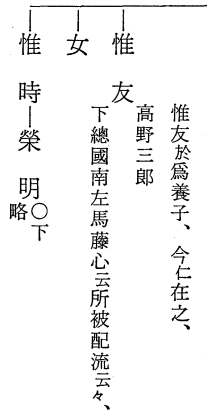
被流周防國遠崎、則給配所相傳直入三郎

直入郷

直入三郎惟友

直入郷

後被預于千葉助、則取増讓上野國沼田之庄云々、



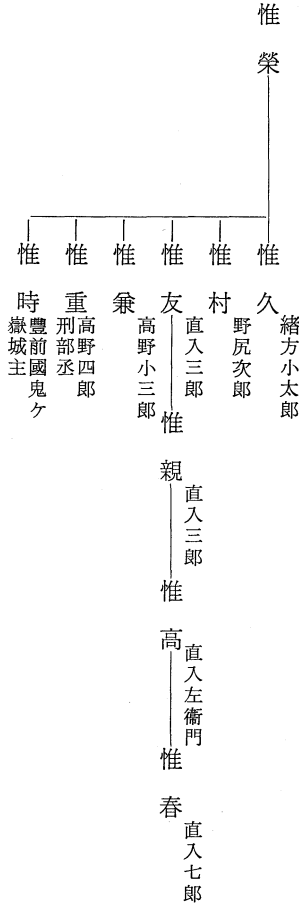
惟友於爲養子、今仁在之、

高野三郎

下總國南左馬藤心云所被配流云々、

○「大神姓佐伯氏系図」〔大分県郷土史料集成〕系図篇〕ヲ参考ノタメ掲グ。本系ノ緒方惟榮ノ子息ハ左ノ通り。〔大神系図〕ニ惟友ヲ「高野三郎」トセルハ、「直入三郎」ノ誤リナルコト惟友ノ譜ニヨリ明カナリ。

直入三郎惟友



一〇 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料篇四

○文治年中。「緒方莊史料」三五号ニ收ム。本文省略。

二 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

○建久八年カ。「緒方荘史料」三八号ニ収ム。本文省略。「直入郡田代百六十余丁」トアリ。

三 豊後國田代注進狀案

○東京大学史料編纂所蔵平林本
大分県史料三六(一七一—一)

豊後國田代ヲ注
進ス

御注進狀案豊後國田代之事、弘安八年十月十六日豊後出於府早、

脚力芳正在^(判)主

豊後國中神社・佛寺・權門・勢家、庄園・國領・公領及領家・預所・地頭・辨濟使等交名事、
注進都合田代六千七百廿八町餘、八ヶ郡分

○中
略

弘安八年九月日

税所宮内大輔小野朝臣幸直在判

謹上 信濃判官入道殿
(一)確鑿行忠

豊後國直人等注申、

直入郡

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠 田數并領主等之事、

○直入郡以外ハ
スベテ省略。

直入郷

直入郷

直入郡
直入本郷
入田郷
朽網郷

一直入郡百七十町

本郷百町、入田郷三十町、合直入、

百三十町 領家清涼寺

地頭兵庫助殿
(大友頼泰)

朽網郷四十町 (田北朽網、畑與云云)

地頭朽網兵衛尉泰親法名善心

一三 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一号

豊後國図田帳ヲ
調進ス

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・

公田領家・領所・地領・辨濟使等交名之事、

○中略

弘安八年九月晦日

沙彌道忍裏判
(大友頼泰)

謹上 信濃判官入道殿
(二階堂行忠)

豊後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎 速見 直入 大野 海部 大分 日田 玖珠 田數領主等之事、

○以下国崎郡
速見郡ノ部略

直入郡二百七拾町 地頭大友兵庫入道殿、領家太宰府御神領
(頼泰)

直入郡

入田

朽網郷

田北村

二百七拾丁内 莊百町・入田三拾五丁 領家清涼寺

朽網郷四拾丁 地頭朽網兵衛允泰親法名善心

田北村、朽網號畑、

○大分郡以下略。直入郡田數計算不整合。前号〔碩田叢史〕所收平林本〕ガ正シカラン〔解説参照〕。

一四 久住若宮八幡社五輪塔銘

○大分の石造美術
直入郡久住町大字栢木字馬場若宮八幡社

〔地輪〕

造立石塔一基

道心五輪塔ヲ造立ス

□沙彌道心

〔梵字ア一〕

右、石塔志者、爲沙彌道心、

元應二庚申十 廿八

○二行目「沙弥道心」ハ特ニ大字ニテ刻ス。〔 〕内ハ『大分県金石年表』ニヨリ傍注ス。

一五 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

○首欠、三月
四月中略。

直入郷

直入郷

五月

五日

五月會

○中略

国衛役

刑駢 步流鑄馬七番 田殖已上國衛役、

三重郷
阿南庄
小佐井
国東郷

佐賀郷
大佐井
直入郷

流鑄馬六騎

一番三重郷 二番佐賀郷 三番阿南庄
四番大佐井 五番直入郷 六番國東郷

○六月・
七月中略

八月

放生會

一日

○中略

十六日

還御神官在廳供奉、於本宮御供備進、

在廳饗膳直入郷役、神官饗膳朽網郷役、

○九月以
下中略

正慶元年正月十一日

(花押)

直入郷役
朽網郷役

○一宮賀來社(由原宮)ノ五月會・放生會以下神事ハ国衛沙汰トシテ、同神領及ビ国衛郷々役ニヨリ執行スル

例ナリ。直入郷・朽網郷ガ同郷役ヲ勤仕スルハ、両郷ノ国衙領タルコトヲ証スルモノナラン。

一六 惠良惟澄一族等恩賞所望闕所地注文案寫

○阿蘇家文書上
大日本古文書

註進

官軍等恩賞○所望闕所地事、

一族分

一族分

一、阿蘇大官司小次郎惟澄申、惟時跡本領并新恩地事、

一、惠良彌三郎惟賢申、肥豊後國朽網郷地頭職、肥後國葦北庄地頭職事、

豊後國朽網郷地頭職

一、惠良彌次郎惟永申、朽網郷地頭職事、豊後國伊田郷地頭職肥後國天草郡大屋野地頭職事、

一、上嶋彥八郎惟頼申、本領肥後國六ヶ庄内石津村地頭職、上嶋郷地頭職并一族等跡事、

一、草野少輔注記澄筭申、筑後國草野次郎太郎永久跡事、鹽見富高郷師匠愛淵跡事、

一、菊地九郎武久申、養父小山越前權守武宗跡本領新恩地事、肥後國六ヶ庄内小山郷地頭職、同庄内下安永地頭職事、

豊後國直入郷柏原村地頭職

一、伊津野左衛門次郎入道唯阿申、(直入郷)豊後國柏原村地頭職、日向國高知尾庄内上村地頭職事、

豊後國早田莊滿吉名地頭職

一、白石左衛門次郎道秋申、(種)養父豊後國早田庄内滿吉名地頭職事、

直入郷

一、木山太郎左衛門入道幸蓮申、本領肥後國六ヶ庄内木山郷地頭職事、

一、子守八郎惟一申、肥後國六ヶ庄内青木綱地頭職、同庄内桑原郷地頭職事、

一、竹崎孫九郎惟貞申、肥後國六ヶ庄内布加良郷地頭職事、

一、坂梨子兵庫助惟孝申、薩摩國泉庄地頭職半分事、但於此所者、於八幡宛給四人畢、而二人令成

御歎之上者半分可宛給惟孝之由申之、

他門分

一、佐伊津小次郎貞弘申、肥後國天草郡本砥嶋地頭職天草大夫三郎入道跡事、

一、河内次郎三郎政頼申、先日拜領日向國新名庄地頭職之跡事拜領令旨之由申云々跡事、

一、長崎三郎次郎義政申、本領日向國高知尾内長崎村地頭職事、

右注進如件、
長崎村内親父政道跡事、

一、岩戸小太郎政澄申、日向國高知尾庄立宿村舍兄政幸跡事、

興國七年四月八日

進上 御奉行所

一、立宿孫六政高申、御感令旨事、

正平二年九月廿日

(惠良)
宇治惟澄(裏花押)

一七 折立地藏堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字平田字折立

于時貞和三年丁亥十一月

○竿石ノミヲ存ス。

一八 岩瀬觀音堂寶塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字岩瀬觀音堂

石塔一基ヲ造立
ス

「敬白

奉建立石塔婆一基、

得見此塔禮_[拜]供養_[當]知是_[等]

皆近阿耨多羅三藐三菩提、

時衆等成阿道意_[者]_[阿]

信心大願主等 住侍_[者]_[阿]

沙弥圓覺新三郎馬五郎弥七

七郎妙佛_[八]_[心]郎孫太郎_[八]四郎

十郎太郎_[心]太郎_[心]郎_[心]太郎

直入郷

平内三郎_[心]郎_[心]郎_[心]郎_[心]三郎

三郎_[心]五郎弥四郎道法

左近太郎_[心]郎_[心]郎三郎太郎六郎二郎

六郎四郎三郎_[心]郎_[心]郎_[心]

十郎次郎三郎太郎_[部]四郎五藤太_[心]

「右志者爲天長地久御願圓滿、

國土泰平萬民与樂、殊者一結衆

現當二世所願成就、及以法界平木

利益、仍所奉建立如件、

文和三年〔午〕七月十七日 各々敬白

○紙数制約ノタメ二段ニ配列セリ。〔 〕内ハ『大分の石造美術』。

一九 萬壽寺首座智徹等連署披露狀

○大友文書
大分県史料二六

萬壽寺領事、嘉曆二年七月七日御誓文偈、処々寺領末代不可轉變事、

右判多郷寶滿寺・坂田寺・松本名・光吉新開・寺邊屋敷畠地等、或號相博、或稱借用、不可有轉變

判田郷寶滿寺・
坂田寺・直入郷
松本名・植田莊
光吉新開

之儀、後末世之閒若令依違者、可爲不孝之子孫、且三寶諸天日本國中神祇冥道、殊當寺護伽藍神等、
必可有照罰、家門興衰可依之、情凝思索所追加此誓願也云云、

爰以萬壽寺北邊屋敷畠地等、被相博古國府闕所之薄地、建立保壽寺訖、彼古國府相博之所有名無實

萬壽寺北邊屋敷
畠地ト古國府闕
所薄地ヲ相博ス

之閒、寺用關之勿論也、寺領相博借用之段者、至于後々末代固禁遏之、顯孝寺殿御自筆手印誓文如

頭孝寺殿ノ手印
誓文

右、抑爲其子孫違父祖遺誠者、爭無其咨乎、當日縉素老少雖心思、而口不言、亦當可諫之仁諂而不

納者不忠之至極也、然而伴保壽寺不經幾年、依不測之憂、忽令荒敗、貧禾黍之地利者爲牛馬之穢所

畢、見者爲之斷魂矣、所詮保壽寺既荒敗之上者、彼敷地者如元被返付寺家、全定案寺用致御祈禱精

誠、且守先人之御遺誠、可被專中興之前途者也、就中依寺家興行、可有檀門繁昌之旨、御存生誓文
嚴重之上者、沒後冥鹽豈可忽哉、
以此旨可令披露給候、恐々頓首謹言、

文和三年六月十八日

維那

智快(花押)

法円宝篋印塔ヲ
建ツ

三〇 植木辻迫寶篋印塔銘

正平十一年丙申十一月九日沙弥法圓敬白、

○大分県金石年表
竹田市大字植木字辻迫

蒙堂

長喜(花押)

智顯(花押)

智儀(花押)

正相(花押)

智碩(花押)

耆旧

元全(花押)

顯孝住持

元晦(花押)

都寺

智照(花押)

都管

亨本(花押)

首座

智徹(花押)

直入郷

三 志賀氏房軍忠狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀彌太郎氏房軍忠事、

志賀氏房赤松陣
ニ馳參ジ忠節ヲ
致ス

一、去年十二月筑後宮狹間襲來之時、依爲親父藏人太郎頼房當病、氏房自最前馳參赤松御陣之處、

(豐良親王) (大分部)

宮勢退散之閒、迄于玖珠八町辻、致忠節訖、

一、今年三月筑後宮、并菊池武光以下凶徒當國打入之刻、頼房城墾寄來之閒、既十餘ケ日、夜致合

戰之處、彼逆徒引退、高崎城罷向之閒、寒所、通路、廻方便、抽忠勤訖、

高崎城

一、御敵高崎陣引歸之時、於當國九重山、致散、合戰、若黨中尾兵衛三郎氏平切疵、中閒藤次

被射疵
三ヶ所訖、

肥後國三船城攻

去六月廿七日肥後御發向之閒、自最初致御共、三船城攻之時、若黨中尾小三郎頼平被射、并進平

五盛見被射、同隈庄、并甲佐御陣所、致忠節之旨、且預御注進、且賜御證判、欲備後證候、以

此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文四年十月廿日

(主監)
藤原氏房上
(裏花押)

進上 御奉行所

「承了、
(大友氏時)
〔花押〕」

○志賀氏房応安二年（一三六九）直入郷代官職・檢斷職ヲ与ヘラレ、ノチ直入郷ニ移ル（六二号）。以下志賀

歴代ノ重要史料ヲ合載ス。

三 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三一

少貳・宗像・松浦等ノ軍豊後ニ集ルトノ説

少貳岡城ニ、宗像・松浦等白杵城ニ籠ルヲ菊池武光攻撃ストノ説

(貞治元年)頼房

八月志賀。負病來高崎城守之、使其子彌太郎氏房、往援州大野莊鳥屋城、○九月少貳冬資頼尙子・宗

像氏・松浦氏應氏時、催悉來聚於豊後、總號稱二萬餘騎、菊池武光奉懷良親王、率四萬騎到筑後、分

兵爲三道、入豊後・筑前、氏經與氏時議而分二道拒之、氏經與氏時及少貳・松浦・宗像合兵一萬餘

騎、爲其一道到筑前陣長者原、氏經子松丸(氏継)、氏時子宮松丸督三千餘騎、向其一道、氏經・氏時等

與武光・武勝武光弟等戰於長者原、初勝後敗、而氏經・氏時及諸將引兵、悉退豊後、氏時(扶)狹氏經守高

崎城、冬資入岡城、宗像・松浦據白杵城、武光奉懷良居宰府、自至豊後、陣府内、分軍攻高崎・岡

・白杵、主客相持累月、○頃月間鳥屋城守兵志賀氏房等、計塞武光肥後通路、

○貞治元年(一三六二)少貳冬資岡城ニ入り、宗像・松岡氏ノ軍白杵城ニ入ルコト、及ビ菊池武光自ラ豊後ニ入り、高崎城ノ他、岡・白杵兩城ヲ攻ムルコト等、『太平記』、『歴代鎮西要略』、『北肥戰誌』等ノ野史類ニ見ユルモ、當時ノ正確ナル古文書・古記録ニハ、全ク所見ナシ。検討ヲ要スルモ、シバラク掲ゲ後考ヲ期ス。

三 左衛門尉隆頼書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

直入郷柏原村ヲ
大般若田トシテ
阿蘇上宮ニ打渡
ス

御札之旨謹拜見仕候了、抑蒙仰候豊後國直入郷(直入郷)かしわはらの村(柏原)の事、肥州(菊池武光)より阿蘇(肥後國阿蘇郡)の上宮乃大般若
田にうちわたし申せと申され候之間、かの所を御知行あるへく候、恐々謹言、

(正平十七年)
十二月廿三日

左衛門尉隆頼花押

進上 大宮司殿 御返報

二四 志賀頼房軍忠狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

高崎城警固

志賀氏房大野莊
鳥屋城ニ籠リ菊
池軍ノ通路ヲ絶
ツ

志賀藏人頼房當病之間、雖不叶起居、自去年(貞治元九)八月參住高崎城、私候大將御陣、致日夜警固
之上、差遣子息彌太郎氏房於豊後國大野庄鳥屋城、打塞凶徒武光本國之通路、致不退合戰之間、連
々軍忠雖不違注進、

貞治元年十一月十日合戰之時、

武光一族鬼塚左衛門次郎討取之上、氏房親類大窪孫三郎、若黨中尾兵衛三郎・左近大郎被疵畢、

同十一日

分捕頸一、不知名字、若黨進又五郎・窪助次郎、中間後藤次・六郎次郎・彦五郎・源内被疵訖、

同廿九日

若黨泉右衛門太郎高清討死、若黨古見孫三郎、中閒六郎次郎・源八・七郎次郎、被疵畢、
同二年潤正月廿五日

若黨進平五盛見討死、若黨後藤太實房・中尾兵衛三郎氏平、被疵畢、
以前條々、大概如斯、此外不可勝計、合戰未落居、劇務之砌、日數相隔者、依可有公私不審、先粗
所令注進也、早預御證判、爲備後規、言上如件、

貞治二年卯月 日「承了、(大友氏侍)刑部大輔(花押)」

三 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

直入郷守護領卜
ナル

○貞治三年二月日。「緒方荘史料」四九号ニ収ム。本文省略。中ニ「同國直入郷付、田野・」アリ。

三 阿蘇山衆徒領豊後柏原村年貢注文(折紙)

○西巖殿寺文書
熊本県史料中世一

正平廿年分

(稻原)

柏原年貢五貫文
ヲ納ム

五貫文かしははら七月卅日おさむる、

伍貫文七月十日
納之、

直入郷

直入郷

二三〇

九貫文壬九月十一日

伍貫文十一月廿四日納、

四貫七百文十二月四日納、

貳貫文

貳貫六百文

正平廿年十二月廿四日納足

已上

三十一貫三百文定

二七 三郎太郎年貢送文

○西巖殿寺文書
大日本古文書

送進候、

柏原名本方御年貢用途事、

合伍貫文者、

右、爲三郎太郎沙汰、且送進候之由、可有御披露候(符)、恐惶謹言、

(異筆)
「建徳二年」

七月五日

三郎太郎(花押)

年行事御坊中

進候、

豊後柏原名本方
ノ年貢ヲ且納ス

(異筆)
「五貫文 柏原本方建徳二年分」

三 三郎太郎年貢送文

○西巖殿寺文書
大日本古文書

送進候、

柏原名本方御年貢用途事、

合肆貫文者、

三郎太郎帰陣ス

此之閒御陣御共仕候て、此四五日こそ罷歸候、御年貢延引候條、無御心元相存候、且責出候まゝ、
進上仕候之由、可有御披露候く、恐惶謹言、

(異筆)
「到來建徳二年」

九月廿二日

三郎太郎(花押)

年行事御坊中

進上、

(紙継目)

(異筆)
「四貫文 柏原本方 建徳二年分」

直入郷

二三一

(紙継目)

三九 田原氏能軍忠狀

○入江文書
大分県史料一〇

田原氏能軍忠ヲ
上申シ京都注進
及ビ証判ヲ請フ

田原下野權守氏能申所々軍忠事、

○中略

大野敵城ヲ攻ム

一肥前國千栗凶徒退散之後、於同國宮津御陣致忠勤之處、爲豊後國大野敵城退治、惣領大友親世差

向一族若黨等、及合戰之閒、氏能可馳越之由、親世就令申、(應安六年)同九月八日、馳越當國、於大野城數

直入以下所々ニ
オイテ忠節

日抽戰忠、於直入以下所々、廻計策、致忠節之次第、惣領名代見知畢、

○中略

以前、軍忠之次第、且預京都御注進、且賜御證判、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

應安八年二月 日

(証判)
「承了、
(今川了俊)
〔花押〕」

三〇 今川了俊貞世書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

無官ニヨリ京都
ニ官途ヲ拳申ス
味方ニ參ルヲ賀

御無官之閒、舉申京都候也、可有御心得候、

御方御參、返々目出候、凡御一家事、今度者隨分取立申候分候之閒、殊面々御事、御遲參無心元候

ス
吉弘禪門注シ申
ス

處、自去年取分被致忠節候之由、吉弘禪門被注申候、目出候、向後者、別而可憑申候也、惣領御方(天友カ)事、吉弘禪門御同心ニ、能く可被扶持申候也、更不可有私御儀候、爲公方候之閒、相構く不可有御等閑候、一城御持候之由承候、御忠節之至喜入候、是非取鎮候者、一道可申沙汰候、恐く謹言、

二月廿四日

(今川貞世)
了俊(花押)

(頼房)
志賀太郎殿

三 橋宇津塔ノ平寶塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字植木字橋宇津、永田、塔ノ平

現世安穩後生善
所ノタメ塔ヲ建

(基礎部)
一一く結衆人數次第

(格挾間)

通松 道法 惟家

信妙 通覺 賢□

妙覺 道性 妙□

道心 道守

宗法 妙圓

(格挾間)

道惠 妙惠 法喜

直入郷

直入郷

二三四

「右爲志趣者、現世安穩後生

(格挾間)

善處、殊者七分全得、故如斯、

于時天授^{丁巳}三四月日各々[」]〔敬白〕

□□正 覺圓

妙正 宗喜

覺道 □善

(格挾間)

智正 宗覺

妙春 德妙

□光 玄善[」]

○「」内ハ『大分県金石年表』ニ拠ル。塔身亡夫。

三 植木奥園寺屋敷五輪塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字植木宇田平奥園寺屋敷

(梵字ウーン)

(梵字タラーク)

法性禪門ノタメ
五輪塔ヲ建ツ

(梵字キリーク)
(梵字アク)

法性禪門

天授三季丁巳八月七日

敬白、

三 植木堀二夫宅地内五輪塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字植木字長慶堀二夫宅地内

円妙ノタメ五輪
塔ヲ建ツ

(水輪)
二圓妙

天授三年丁巳八月□□

三 竹田佐久間某邸内五輪塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字竹田佐久間某邸内

(地輪)
「妙淨禪尼・妙本禪尼・沙弥正□・正妙禪尼・正□禪□・□女、康曆元年己未十一月廿五日敬白、
増女・五郎太郎・本正禪門・妙法禪尼、」

三 直入郷給人注文

○志賀文書
熊本県史料中世二

直入郷 [] 給人注文御恩帳

[] 半分

[]

狹間彌四 []

一所

三宅名新方内 田口彦太郎
入道跡半分
(箱木丸)
上木名別給三貫文

九 []

[] 別給皮籠迫屋敷五貫文

[] 方三貫文

[] 貫文

高山三郎

一所

下飛田名半分

以上貳拾貫文

首藤次郎

一所

[] 藥師寺入道分 五貫文

三宅名新方 久六郎跡内 折立屋敷四貫文

同名小田原左衛門尉給分之内六貫文

市用名之内本方五貫文

以上貳拾貫文

古庄小四郎

一所

三宅名新方 久六郎跡之内 けこや屋敷三貫文

同名小田原左衛門給分内拾貳貫五百文

柏原名新方之内四貫五百文

以上貳拾貫文

大塚隼人允

一所

平田名關所分内五貫文

市用名之内拾五貫文

狹田名之内拾貫文

以上貳拾貫文

矢野橘五次郎

一所

平田名關所分之内五貫文

木原名之内五貫文

柏原名之内拾貫文

以上貳拾貫文

小田原八郎次郎

一所

柏原名之内拾貫文

市用名本方之内五貫文

平田名闕所分之内五貫文

以上貳拾貫文

桑畑左衛門三郎

一所

泉名新方之内拾貫文

柏原名之内五貫文

平田名之内藥師寺入道分五貫文

以上貳拾貫文

矢野新五郎

一所

平田名闕所分之内五貫文

市用名之内本方五貫文

狹田名之内拾貫文

直入郷

以上貳拾貫文

石合左近將監

一所

木原名之内三貫文

狹田名之内七貫文

市用名本方之内五貫文

柏原名之内五貫文

以上貳拾貫文

中分
田尻彌七

一所

木原名之内七貫文

市用名本方之内八貫文

以上拾伍貫文

熊谷左衛門三郎入道

一所

木原名之内拾貫文

市用名本方之内五貫文

以上拾五貫文

小原藤五

一所

木原名之内拾貫文

同名之内五貫文

以上拾五貫文

〔荆津新左衛門入道

一所 狹田名之内伍貫文

柏原名之内七貫文

市用名本方之内三貫文

以上拾伍貫文

矢野衛門五郎

一所 拜田原名新方之内五貫文

狹田名之内拾貫文

以上拾五貫文

五郡藤次

一所 拜田原名新方之内伍貫文

柏原名之内拾貫文

以上拾伍貫文

堅田彌次郎

一所 泉名新方之内五貫文

平田名藥師寺入道分之内拾貫文

(以上拾五貫文脱力)

一所 小原新六 狹田名之内五貫文

平田名藥師寺入道分之内七貫文

拜田原名新方之内三貫文

以上拾五貫文

賀來掃部助

一所 埴田名別給大背戸内五貫文

平田名之内藥師寺分拾貫文

以上拾五貫文

市河左衛門五郎入道

一所 拜田原名新方之内七貫五百文

平田名藥師寺分七貫五百文

以上拾五貫文

伊藤三郎

一所 拜田原名新方之内四貫文

平田名藥師寺分拾壹貫文

(以上拾五貫文脱力)

伊賀彦四郎

一所 平田名關所分之内五貫文

三宅名新方之内小田原左衛門尉拾貫文

以上拾五貫文

衛藤六

一所 柏原名之内五貫文

市用名本方之内五貫文

泉名新方之内五貫文

以上拾五貫文

岩屋七郎

一所 平田名關所之内參拾貫文

三宅名新方久六郎跡之内跡之内中村貳拾貫文

(以上拾貫文脱九)

田口大炊助

一所 埴田七郎跡半分拾貳貫五百文

同名別給大背之内(言脱九)貳貫五百文

拜田原本方半分拾五貫文

以上參拾貫文

直入郷

江七郎入道

一所 埴田七郎跡半分拾貳貫伍百文

拜田原本方半分拾五貫文

埴田名之内別給大背之内貳貫五百文

以上參拾貫文

古庄藤左衛門入道

一所 三宅名新方田口彦太郎入道跡之内 九貫文

平田名關所分之内六貫文

以上拾五貫文

賀嶋彦三郎入道

一所 家中名別給中角

以上參拾貫文

古庄中務丞

一所 家中別給深宇田三貫文

飛田名別給宇僧田五貫文

以上八貫文

小河内左近藏人

一所 泉名新方之内ひたきの屋敷

以上拾貫文 此内五貫給分
殘五貫文ハ御料所としてあつる、

木原左衛門四郎入道

一所 木原名之内

以上三貫文

木原左衛門三郎

一所 柏原名之内

以上貳貫文

波野衛門太郎

一所 柏原名之内

以上貳貫文

首藤三郎

一所 田原名半分

以上伍貫文

荒卷兵衛次郎

一所 三宅名本方足田淡路守給分之内

以上拾五貫文

田吹勘解由左衛門尉

一所 三宅名本方足田淡路守給分之内

以上拾五貫文

吉岡兵庫助

一所 三宅名本方足田淡路守給分内

以上拾五貫文

上尾三郎

一所 三宅名本方之内足田淡路守給分内

以上拾貫文

永小野彦太郎

一所 三宅名本方足田淡路守給分之内

以上拾貫文

古庄左衛門五郎

一所 三宅名本方足田淡路守給分内十五貫文

狹田名之内五貫文

以上貳拾貫文

帶刀助六

一所 市用名本方之内五貫文

大用庵免之、

一所 市用名新方小田^原又九郎給之といへとも、古

庄修理亮此新方之内屋敷二ヶ所、土貢四貫
八百文、そのいわれ候とて、なげき申され

候間、此替を四貫八百文、木原名へたてら
れ給之了、

以上四貫八百文

古庄修理亮

一所 木原名之内拾貫文是ハ市用五十貫、泉名四十貫
以上九十貫、此なりに十貫、

以上百貫

小田原又九郎

此百貫之内、市用五十貫之内四貫八百、古
庄修理亮給之候之閒、此替ニ木原名ニ四貫
八百文給はられた、十貫文、四貫八百文引
加定、木原名之内ニハ小田原九郎これとも

候、

直入郷

以上拾四貫八百文

『一所 木原名之内貳拾五貫文本給

小田原八郎次郎

(此間余白)

分殘分

一所 柏原名新方之内

六十三貫五百文ハしい了、

○殘分貳十六貫五百文、

此内十貫ハ田尻助六分不渡云々、
此内五百文殘

一所 平田名薬師寺入道分六十貫文之内

五十五貫五百しはい了、

○殘四貫五百文

一所 同名闕所分半分、六十貫しはい了、

『一所 市用半分五十貫しはい了、

一所 狹田名七十貫之内

五十四貫五百文しはい了、

○殘十五貫五百文殘五百文

直入郷

一所 木原名百二十貫之内

八十二貫文しはい了、

○残三十七貫二百文残二百文

一所 泉名半分三十五貫此外市得分五貫加之歟、

以上四十貫文之内

三十貫文しはい了、

○残十貫文、是ハ丹生將盟分不渡云々、

一所 拜田原名之内半分三十貫文

二十五貫しはい了、

○残五貫文

以上残分 ^八九十三貫七百文

康曆二年十二月八日

直入郷・朽網郷
半分守護領トナ
ル

相伝所領ヲ嫡子
親理ニ譲ル

自余ノ男女子ハ
嫡子計ラヒテ扶
持スベシ

三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

○永徳三年七月十八日。「緒方荘史料」五三号ニ收ム。本文省略。中ニ「同國直入郷」「同國朽網郷半分」アリ。

三七 志賀氏房讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓與

相傳所領豊後國大野庄志賀村南方・同庄下村泊寺・同國笠和郷勢久世宇屋敷并鹽濱・同國山香庄内船尾・筑前國三奈木庄恩賞地以下所々地頭職等事、

右所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所讓與于嫡子鶴壽丸也、無他妨、可領知之、於自餘男

子女子者、鶴壽丸相計、可扶持也、仍讓狀如件、

(德) 永得三年十月十六日

(志賀) 氏房(花押)

三六 加來社御行幸儀式次第

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

(端裏書)
「嘉慶二年
賀來社
御行幸儀式次第要段」

直入郷

直入郷

行幸儀式次第ヲ
注ス

八幡 賀來社御行幸儀式次第要段
五月會 神與三基(マ、) 御机帳六本 神馬十足

略 ○中

阿南莊笠和郷役

濱御殿 一字三閒四面七尺開 阿南
カヤフキ 笠和役

国衙沙汰諸郷役

馬場埒 諸郷役
國衙沙汰 國廳 一字六閒佐賀郷役

佐賀郷役

宮廳 一字六閒 賀來莊并
生石村役

国衙沙汰

舞樂 競馬十番 十烈 前弓(マ、) 刑駄

步流鑄馬七番 田殖(マ、) 已上國衙沙汰 流鑄馬六基(マ、)

六月御稜御行幸同之、

八月十四日御幸行儀式

御供備進祝 馬長 村 田樂 舞樂

蝶鳥 十烈 東舞 相撲 旗鋒三本二本國東
一本佐賀

御前松明國東郷役 大宮司屋形前松明同之、

同十五日 佛供養 標山國分寺役、奉安置阿彌陀像、

講師同國分僧役(寺脱カ) 請僧社僧役 菩薩舞

駒形 駒犬 舞樂 蝶鳥 東舞

十烈 師子國衙役 相撲十番國衙沙汰
郷々役

国衙沙汰郷々役

国分寺僧役
社僧役

国分寺役

国東郷役

国東郷佐賀郷役

社僧役

大行道次第 菩薩 國分僧 蝶鳥 社僧

在廳 樂人 舞人 師子

駒形 駒犬 村 田樂

仁王經講讚一百座講讀師 請僧社僧役

嘉慶貳年 戊辰三月 日

三九 征西將軍宮良成親王令旨寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

九州再興ニ合力
セシメ日向國守
護職以下所領ヲ
宛行フヲ約ス

九州再興事、所憑思食也、此時分舉義兵者、豊後・日向兩國守護職并肥後國八代庄、河尻一跡、三

船一跡、海東一跡并豊田庄等事、可被知行之由、依

征西大將軍宮仰、執達如件、
(良成親王)

元中十年二月九日

左中將花(押脱カ)

阿蘇大宮司殿
(推改)

四〇 志賀親昌讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓與

直入郷

直入郷

相伝所領ヲ嫡子
松一丸ニ譲ル

自余男子ハ松一
丸ノ計トシテ扶
持スベシ

相傳所領豊後國大野庄志賀村南方・同庄下村泊寺、同國笠和郷勢久世宇屋敷并鹽濱・同國山香
庄内船尾、筑前國三奈木庄恩賞地以下所所地頭職等事、

右、所領等者、相副代々相傳證文等、限永代、所譲与子嫡子松一丸也、無他妨可領知之、於自餘男

子女子者、松一丸相計、可扶持也、仍讓狀如件、

應永五年八月十九日

(志賀親家)
親 昌 (花押)

四 直入郷長田名役給注文

○志賀文書
熊本県史料中世二

(直入郷)
長田名役給之内

御用作

まへ田御用作
一所 壹貫六百之定
西のまたい

四百分ほり田

あり

三宅名本

一所 五百定
かくれ山
一所 六百定下

みやけ名本新へもん

佐藤右衛門尉

政所屋敷

まん所やしきはくちともに
一所 三百定
いしはら田

名本

清四郎

一所 百分

忠へもん

つきの木はくち
一所 百分

太郎三郎

まん所まへはくち
一所 百分

みやけ名本
新名もん

政所前畠地

以上三貫七百定

四三 直入郷段錢結解土代

○志賀文書
熊本県史料中世二

〔端裏書〕
〔直入郷段錢結解狀土代〕

〔直入郷〕
〔直入郷〕 應永廿 段錢壹段別五拾通事、

一所 上肥田名 拾五町

分錢七貫五百文 皆納

一所 拜田原名 六町四段六十〔步〕

分錢參貫貳百八文 皆納

一所 下肥田名 參町

分錢壹貫五百文 皆納

一所 三宅名 拾五町

分錢七貫五百文 皆納

一所 平田名 拾貳町十卜

分錢六貫壹文 皆納

一所 狹田名 五町壹段廿卜

直入郷

分錢貳貫五百五十二文 皆納

弁

一所 柏原名 貳拾貳町七段大四十卜

分錢拾壹貫參百八十八文

弁分九貫文
十貫九十四文

未進分貳貫參百八十八文
壹貫貳百九十四文

一所 泉名 拾壹町貳段大

分錢五貫六百三十四文 皆納

一所 志土智名 九町八段大

分錢四貫九百參十四文 皆納

一所 久住名 拾七町五段半

分錢八貫七百七十五文

弁分八貫文

未進七百七十五文

一所 岩瀬名六分五 八町八段小

分錢四貫四百拾七文

二四七

弁分貳貫文

未進分貳貫四百七十七文

〔一〕 同名六分一 貳町

分錢壹貫文 皆納

〇〇所 白仁名 十八町七段

分錢九貫參百五十文 皆納

此内十六丁分八貫ハ有分、殘分壹貫

三百五十文ハ無下地所、又者荒不

作、八幡大井御照覽候、於此分者、

一錢も雖請取候、依平均子細入立、

致沙汰申候云々、

一所 埴田名 拾四町大

分錢七貫參十四文 皆納

一所 木原名 拾七町四段、此内參町參段者、無下

地候之由、先年給人百姓等、以誓文

被申候云々、

〔一〕 定田數拾四町壹段

分錢七貫五十文

弁分陸百(4) 五百文

未進分五百五十文、是又無下地候之由、給人以誓

文被申之聞、さてハ先年之誓文も無正跡由、雖數

問答申候、何方にも無被明申方候之聞、於今者、

上可爲御沙汰候歟、

一所 市用名 九町九段大

分錢四貫九百八十六文、皆納

一所 松本名 拾八町

分錢九貫文 皆納

一所 田北名 七町大

分錢

〔一〕 一所 葎原名直納 御折所 一所 家中名直納

一所 坂折名 一所 直毛名

一所 下志土智

以上

右、大概結解注文如件、

應永廿一年九月八日

沙彌

沙彌

安房守

分錢六貫卅四文

弁分四貫五十文五貫貳百文加横入宮免

未進分八百三十四文壹貫九百八十四文

一所 田原名 壹町壹段

分錢五百五十文 皆納

一所 家中名 七町參段大

分錢三貫六百八十四文 皆納

一所 植木名 八町六段小

分錢四貫三百十七文

弁分參貫七百文 皆納

未進六百十七文

一所 坂田村 參町

分錢壹貫五百文 皆納

直入郷

惣田數

四十貳丁八段十下
貳百五十五町五段七十步

分錢

廿壹貫四百四十四文
百廿六貫七百六十文内

弁分百十壹貫八百九十貳文
五貫五百七十六文

未進五貫八百六十八文

不相綺名

直納名注文

○以下欠

直入郷

二五〇

三 南光寺後藤鶴喜藏五輪塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字平田字南光寺後藤鶴喜藏

徳翁仁公ノタメ
五輪塔ヲ建ツ

〔水輪〕
「惠翁仁公禪」〔定門〕

(梵字バ)

皆應〔永〕廿三〔丙〕三月〔甲〕

○〔ハ〕内ハ「大分県金石年表」ニヨル。

四 志賀親理直入郷准田錢進納狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

直入郷准田錢、應永廿一年

〔所〕所拜田原名 六町四段六十歩内

壹町五段 一圓御免 給人江七郎

殘田數四町九段六十歩

分錢三貫四百四十二文

〔所〕下カ 肥田名 三町

拜田原名

下肥田名

田原名

分錢貳貫百文 居未進

一所田原名 壹町壹段內

五段半 給人陳中務丞

五段半

分錢三百八十五文 居未進

田北名

一所田北名三分一 貳町三段小

分錢壹貫六百三十四文 居未進

以上七貫五百六十一文

於此分者、

日本國大小神祇、取分 由原・松坂も御照覽候へ、一錢も雖不請取申候、先辨進納申候、仍爲後

日令申候狀、如件、

應永廿三年八月廿三日

(志賀) 親理 (花押)

四三 備後國守護代犬橋滿泰書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

忠節ヲ致サバ名
字地半分ヲ返付
ス

一ヶ條出羽方へ申子細候、此時被致忠節候者、本末肝要候、然者御名字之地、先半分可被返付候、

就中疑心事、努々不可有怖畏之儀候、若此條僞候者、日本國諸神、殊八幡大菩薩、可有御照覽候、

直入郷

直入郷

二五二

早々御了簡候者、被爲目出候、恐々謹言、

(永享八年)
六月廿三日

(大橋)
滿泰 (花押)

(親賀)
志賀民部大輔殿

○以下七通永享八年(一四三六)、姫岳合戦及ビ以後ノ内戦ニ係ル。

哭 大友親綱起請文(紙切)

○志賀文書
熊本県史料中世二

名字地半分ヲ返
付ス

彼一ヶ條事沙汰候者、名字地半分先可返付候、次疑心一段不可有怖畏候、若此條僞候者、

日本國大小神祇、殊八幡大菩薩可有御照覽候、恐々謹言、

(永享八年)
六月廿五日

(大友)
親綱 (花押)

(親賀)
志賀民部大輔殿

四 室町將軍義家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

令進發豊後國南郡、致奔走旨、大内修理大夫注進到來、尤以神妙、向後彌可被抽忠節由、所被仰下

也、仍執達如件、

永享九年八月七日

(細川持之)
右京大夫 (花押)

豊後南郡ニ発向
奔走セルヲ賞ス

志賀民部大輔殿(親賀)

〇志賀文書
熊本県史料中世二
六 室町將軍義家御教書

少貳嘉頼ハ大内
持世ノ執申ニヨ
リ免ズ
大友持直同親重
等ノ殘党ハ誅罰
スベシ

嘉頼事、大内修理大夫頻執申聞、被免訖、而於道瑛・持直・親重其外殘黨等者、尋究落所、不廻時
日、可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十二年二月廿五日

(細川持之)
右京大夫(花押)

志賀民部大輔殿(親賀)

〇志賀文書
熊本県史料中世二
七 志賀親賀請文案

就少貳嘉頼御赦免事、去月廿五日御教書下著候、畏頂戴仕候、抑道瑛・持直・親重以下之殘黨等、
御治罰之由、被仰下候、任上意之旨、可致忠節候、一切不可有緩怠之儀候、以此旨、預御披露候
者、畏入候、恐惶謹言、

少貳嘉頼ヲ免ジ
大友道瑛・持直
親繁以下ヲ治罰
スルコトヲ請ク

就少貳嘉頼御赦免事、去月廿五日御教書下著候、畏頂戴仕候、抑道瑛・持直・親重以下之殘黨等、
御治罰之由、被仰下候、任上意之旨、可致忠節候、一切不可有緩怠之儀候、以此旨、預御披露候
者、畏入候、恐惶謹言、

三月廿七日

進上 御奉行所

(永享十二年)
(志賀)
民部大輔親賀 請文

直入郷

五〇 室町將軍義家御教書(紙切)

○志賀文書
熊本県史料中世二

大友親隆同親綱
ニ合力シテ大友
持直以下殘党ヲ
誅罰セシム

豐後國持直以下殘黨事、令合力大友出羽守并左京亮云々、尤神妙、早可被抽忠節之由、所被仰下也、
(大友)
仍達如件、
(親隆)
(親綱)

嘉吉元年十月十四日

(細川持之)
右京大夫(花押)

志賀民部大輔殿

(親賀)

五一 玉來一本松六地藏幢銘

○大分県金石年表
竹田市大字玉來、一本松

六地藏幢ヲ造立
ス

(幢身部)
一時嘉吉元年□月吉日

願主□白敬

五二 室町將軍義家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

少式教頼大友持
直大内教幸等ヲ
治罰セシム

太宰少貳教頼・大友中務大輔持直・大内孫太郎教幸等事、相尋落所、不日可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉二年十二月十五日

志賀民部大輔殿

(親賀)

(皇山持國)
沙彌 (花押)

三 蓮華寺觀音堂五輪塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字飛田川字蓮華寺觀音堂

五輪塔一基ヲ造
立ス

(地輪墨書)
謹奉造立

一基、右志者

故妙金

利益故也、願

普及於一切

共成佛

皆宝德二年

直入郷

逆修ノタメ五輪塔一基ヲ建ツ

五 深迫法光寺跡五輪塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字下坂田字深迫

〔墨書、地輪現存〕
一奉造立石塔一基、右意趣者、逆修七分全得、功惠主爲各々現世安穩後生善所也、讀誦妙典一千部、

願主沙

享德三

五 折立六地藏幢銘

○大分県金石年表
竹田市大字平田字折立

大願主玄立六地藏幢ヲ建立ス結縁ノ僧俗一結衆

〔墨書〕
〔夫以地藏薩埵者、六趣四生引導能化主、敢漏一人彼濟度乎、爰在拂子向眼前妄鏡徒、思夢中之名利已隔行願於眞實道無發定業於賴耶底、依之逆修令行講演一結衆人中、貴賤合掌信心堅固、運志一字石塔奉造立所也、仍而現世安穩後生善處、乃至法界平等利益、于時康正二天丙子歲三月三日、大願主玄立敬白、淨善禪尼・妙泉禪尼・正玉上座・淨幸禪尼・妙秀禪尼・妙宗禪尼・道祐禪尼・正音禪門・源秀禪尼・繁禪尼・妙珍禪尼・妙祐禪尼・道永禪門、
右□歲定大工高定順公上座・祐□禪尼・道椿・妙德禪尼・妙永禪尼・常永・理祐禪尼・道圓・妙泉・道貞・妙金・□秀・道清・妙圓・祐珍・了圓禪門・正源・道金・道了禪門・妙□・宗祐・道順・道金・妙光・道□・妙□・妙秀・道金・妙忍・玄泉・掌祐・宗妙・祐金・妙通・道□・正□・

妙通・道□・了觀・祥如・道金・妙泉・淨智・道久禪門・妙本・玄秀禪尼・性法・妙永・淨珠・宗
珠禪尼・善通・了心・正永禪門・道泉・永珠禪門・妙忍禪尼・妙德・道善禪門・道香禪門・性林・
道光禪門・道永禪門・妙玄・妙元禪尼・妙□・道清・宗金・善□・道珠・妙泉・道筌禪門・妙□禪
尼・道宗・道戒禪門・淨心・妙金・善修・淨通・妙通・祐泉・妙金・妙秀・道金・淨祐・□□・明
珠・妙珠・妙祐・妙金・淨金・妙香・淨珠・妙林・妙泉、

壬 石合氏傳・豐饒直弘連署書狀案

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

(包紙ワハ書)
「内裏様造營段錢文章 直弘氏傳」
(端裏書)
「康正二年七月廿三日」

造内裏段錢ヲ因
田帳ニ任セ八月
廿日以前ニ調進
セシム

爲造 内裏御用脚、重而國中平均段錢壹段別五十文通事、來八月廿日以前、可有調進候、既被指約月
候上者、少無油斷、田數与云、分錢と云、任圖田帳之旨、則可被遂勘定狀、如件、

丙子 康正二年七月廿三日

(豐饒) 直弘 在判
(石合) 氏 傳同

永富三郎殿

大津留備後守殿

直入郷

易之、若四郎混配分可有申子細歟、不可承引也、

直入郷本職ハ志賀氏房拜領ス

(志賀)

何も全奉公、無他妨可知行也、

大野莊泊寺

一所 大野庄泊寺之事、是又爲代々當家計、所成敗也、可存知者也、

緒方莊宇多枝名

一所 緒方庄宇多枝名内并崎、其外散在地白谷云、

安岐郷諸田村

一所 (國東郷) 安岐郷内諸田村之事、

爲代々志賀家配分、所知行也、雖然、近年俣見石見守莅彼地、競望云、仍致長々在符數申

聞、達 上聞、所令拜願也、仍彼地等之事、信州一期之後、子共中雖被申與、忽惣領有緩怠

之子細者、可改替也、

一 千代若丸并弟丸事、其身器用不器用不云、成水魚思、可致憐愍也、

今度就藝州發向、大方所申置也、巨細之旨、重而可書遺候、

康正三年丁丑二月廿五日

(志賀) 源親明 (花押)

志賀龜鶴丸殿

○紙繼目裏ニ志賀親明ノ花押アリ。

五九 折立六地藏幢銘

○大分県金石年表
竹田市大字平田字折立

謹發無二願、奉彫造六道能化地藏□□大士□□二[龕]、不[二]閻魔法[王]九星□□□□□□、右志趣者、

直入郷

二五九

六地藏幢ヲ造立ス

爲天長地久國家安全万民快樂世、然則結三〇〇〇齊會雖爲積羽〇〇〇修造之願成就集報
 一針一草之功、奉〇〇〇以伸供〇〇〇仰逆修善根功德主、各〇身躬〇善力弥增壽〇〇延〇報
 無盡、〇晨朝〇〇〇三〇〇〇〇方有緣〇無緣群類現當悉地能引道〇故〇〇人身見性成佛速到般若
 之岸者耳、〇〇〇三載丁丑十一月十二日信心願主各敬白、〇〇妙善道〇明慶寶〇龍珠〇〇〇
(康正ナラシ)
 〇〇〇妙用〇〇通〇〇〇〇妙泉道〇道本道〇道〇道俊道〇妙久妙〇道養禪門道妙〇俊〇〇道〇道
 金道滿道〇、願主道妙慶好〇〇、大工太郎四郎、

○様式ニヨリ室町時代ノ内康正三年丁丑ト推定ス。

五〇 小高野藥師堂五輪塔銘

○安井哲郎「明治地区塔碑調査記」
 竹田市大字植木字小高野藥師堂

正金禪門ノタメ
 五輪塔ヲ造立ス

(水輪)
 「歸真正金禪門

(梵字キリク)

長祿〇〇歳
 一

六一 久住神社銅鉢銘

○大分県金石年表
 直入郡久住町大字久住久住神社

桐迫直家銅鉢ヲ

(外縁)
 「奉施入久住大明神宮」

寄進ス

〔底部〕
〔文〕正元年丙戌十月吉日大願主桐迫直家敬白

○七鉢アリ。スベテ同文ナリ。

三 志賀親家申狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

〔万壽寺〕
まんしゆ寺より申され候條々、拜見

〔直入郷〕
一、なをりのかう兩しよくの事、
のとうこうにしゆつしおうあ
まつもとかつ

せんおんしやうとして給
就中まつもとふ丸の事、同七年とら
年よりゑいわ四ねん

つちのへとし
五年の間ハ、けたいなくりや
としてめしつかる候了、

雖然、かうりやくくわん年ひつし
のとし、きむれの城をめされ候以後、けんたんしよくおハ、

右つ
さうろふ日向守氏房わたくし
あつけおき候、それより兩やく人

〔志永〕
一、おうゑい六年
大内義弘
とき、まんしゆ寺よりりんかんそと申さう、

きやう都ひきやくとしてのほりて候、則御使をとつけ候てくたり候、そのきよかんニいつれニて

も候へ、庄主をのそみ候へく、寺家に被仰付可給由、上る候ける間、まつもと名をのそミ申候程

ニ、そのまゝに庄主を給候、そのしふん直入郷内寺家三ヶ所之事、一ゑん御めんと申うけ候之

間、
申候たんハ、すてに當郷御代くわんしよくの事、三十ヶ年ニおよひさをいなく候、い

直入郷

直入郷代官職・
檢断職ハ志安年
中松本合戦ノ恩
賞
松本夫丸

康暦元年騎牟礼
城ヲ召サル

志永六年大内義
弘ノ件ニツキ万
壽寺りん監主京
都飛脚ニ立ツ
万壽寺ニ松本名
ヲ賜フ

代官職ハ三十ヶ

年相違ナシ

直入郷

つれのさい所ハめしはなされ候とゆう共、當郷りやうしよくの事、一所けんめいの地にて候よし、あわの守なけき申候といゑとも、上聞ニたつせす候、つかる田原筑前守むほんにつゐて、彼

内者山下又九郎(安房)ミしろ(三)のすわうと申物、あそ(三)野あくたう仁等をあいかたらい候て、

し(とカ)□ち名之内しやはたの城をとり、けんきやう仕候處ニ、いくほとなくちくせん(没)の守ほつらく(落)

候、さ候聞、寺りやうさか田のむら地下人等、城しゆに同意仕候、以外之子細ニ候、彼地下仁

等、何もめしとりまいらせへきよし、被仰出候といゑとも、あわの守申候段ハ、まつもと名(松)の

事、りんかんそニ寺家せいはいの事おほせつけられ候うゑわ、かれらニ被仰付候する事、かんよ

うたるへく候よしを、申あけられ候ほとに、そのとききこしめしわけられ候て、せんくのこと

く、上意をうけ候あひた、さか田の地下仁のこらすからめとり、ちうしんを申候之聞、いづれお

もさたをいたすへきよし、被仰出候之聞、まんしゆ寺より一同ニなけき申候といゑとも、御せう

ゐんなく候ニよて、おのこてをうしなる、度々あわの守を一ゑニたのむよし申候之聞、そのとき

申こいゆるしおかれ候、いまにかれらかしそんある事に候、

一、ゑいきやう十二年(永)羽州上様御代より、又兩しよくあいともニ、せんき(先規)のことく成敗仕候、その

とき、松本庄主けんようつうくわん時代より、りやうしよくふんとして、二人つゝめしつかる候

ところに、嘉吉二年(杢綱)、親綱・羽州さま御兩殿、小國よりくたミ山の城ニ御うち出候、

當國の事いづれもてき地の事にて候、ことに入田・一万田御てきの事ニ候之聞、いつかたより

も、人そくまいらす候ほとに、まつもと名のふ丸を、羽州さま(親綱)へ民部大輔か所よりまいらせ候、

さか田地下人ヲ
搦メ取ル

安房守ヲ頼ミ許
サル

朽綱山野城ニ打
出ヅ

松本名ヨリ夫丸

さか田の村・竹田

応安二年直入郷
代官職・検断職
ヲ預ケラル

それよりゆのいんた、かい河の御陣、くすつ(玖珠角牟礼)のむれの城らつきよ以後までも、めしつかい候しよ

う、つうくわん庄主之時、れん(羽州様)高田上さまへわひ事申候間、民部大夫か所え返給候間、いつ

れともめしつかふへきよし民部大夫申候處ニ、庄主しきりニわひ事申候間、一人の事おハ返て候、

自然重陣時者、二人ともニめしつかふへきよし、さいさん申さため候了、同さか田の村・たけ田(竹)

三分二の事、これまたせんくのごとく、せつくニしたかい候て、いまにめしつかる候了、

一、かい物の事、りやうやくふんとして、前々よりあきないにつけ、かわせ候へとも、御兩殿御買

物候之聞、これさゑきよ(去年)ねんより、一度のふんハ申つけす候、

一、まつもと・さかた・たけ田三ヶ所ニ、代くわんをさためおき候よし申され候、これ又くほう事

候とき、さいそくのために、内者ニ申付候、寺家りやうをまん所(政所)りやうふんとして、おんふに不

仕候、直入郷内いづれもせんくニあいかわり候て、不申付候、雖然、上意をうけ候するま、

可致成敗候、以此旨御取合、預御披露候ハ、可目出候、恐惶謹言、

三月廿七日 親家(志賀)(花押)

本庄伊賀守殿(繁栄)

久保大炊助殿(親干)

文明七年きのとの申上候、
日つし

○応永六年(一三九九)ヨリ三十年前ハ応安二年(一三六九)ナリ。志賀氏房コノ頃直入郷代官職・検断職
ヲ預ケラル。

直入郷

直入郷

三 竹田柚須某邸寶篋印塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字竹田柚須某邸内

記室禪師ノタメ
宝篋印塔ヲ造立
ス

陽岳寅公記室禪師、文明十春龍集戊戌二月中旬、
(改)

六 志賀滿延直入郷三宅名段錢注文

○志賀文書
熊本県史料中世二

(志賀親卷
花押)

直入郷三宅名ノ
段錢

大峯

用作

しはくり

西ノ迫

大まこも

野中

小坂

円福寺免

(直入郷)
三宅名之段錢之事

一所 大峯六段小

三百十七文

一所 用作三反

百五十文

一所 しはくり四段大

二百卅四文

一所 西之迫壹町貳反

六百文

一所 大まこも六段小

三百十七文

一所 野中 麥畠一反

廿五文

一所 小坂 四段

二百文

一所 円福寺免 壹段半

七十五文

以上三町八段小

合納分壹貫九百十六文

文明十三年^辛九月十八日

^丑

志賀大和守滿延(花押)

○集計ハ一貫九百十八文トナル。一段宛五十文ナリ。

六五 志賀滿延・上松泰世連署段錢注文

○志賀文書
熊本県史料中世二

五十文段錢ヲ注
ス

一所 いの壹段大、八十四文、

一所 さまのわき壹段、五十文、

□□ 小みなミ貳段、百文、

一所 一い木貳段半、百廿五文、

一所 石原貳段半、百廿五文、

一所 松木壹段大、八十四文、

一所 くさふか三段小、百六十七文、

一所 なもと壹段半、七十四文、

一所 仲その壹段、五十文、

文明十五年^ミつのと八月十二日

志賀大和守
滿延(花押)

直入郷

直入郷

上松土佐守
泰世(花押)

二六六

○当郷関係カ未詳。シバラクココニ収メ検討ヲ俟ツ。段当五十文ナリ。

六 田口地藏堂跡五輪塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字中宇田口地藏堂跡

先考某ノタメ五
輪塔ヲ造立ス

(水輪墨書) 奉 [] 爲先考瑞雲祥 [] [] [] 也、于時 [文] 明十七年 [乙] [巳] 四月 [] 孝子敬白、 []

六七 會々稻荷峠寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字会々字平稻荷峠

宝篋印塔ヲ造立
ス

「(梵字ウーシ)」

「石山虎和尚

(梵字タラク)

長享二(戊申) 天二月念

「(梵字キリーク)」

「(梵字アク)」

○「」内ハ『大分県金石年表』ニヨル。

六 井手の平寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字上坂田字井手の平

〔基礎部〕
向上菴

文芳藝公

長享三_{己酉}年八月廿四日

六 大神惟弘書下案〔折紙〕

○田尻文書
大分県史料一三

〔大神惟弘〕
〔花押〕

今度之番、於其塚、一途致忠節候者、田尻之事、爲給分不可有相違候狀、如件、

明應二年

十二月廿三日

〔折返奥ウハ書〕

「田尻藏人介」

其塚ニ於テ一途
忠節ヲ致サバ田
尻ヲ給分トシテ
与フ

七 大神惟弘知行宛行狀

○田尻文書
大分県史料一三

今度依忠節に、^{〔肥後国阿蘇郡〕}産山之事、是を遣候畢、彌被抽忠勤事、可悦入候者也、爲後日之狀、如件、

直入郷

忠節ニヨリ産山

直入郷

二六八

ヲ恩給ス

卯月廿五日

(天神) 惟弘(花押)

田尻藏人介

寄合中之内

七 柏原西福寺六地藏幢銘

○大分県金石年表二
直入郡荻町大字柏原字西福寺長山源雄旧蔵

逆修ノタメ六地藏幢ヲ造立ス

逆修淨永禪門・妙永禪尼・□□□□□□者、爲天長地久□□圓滿・現世安穩・後世善

處□□明應四年乙卯二月□□

○現在所在不明ナリ。

三 平田吉野某宅裏寶篋印塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字平田、下平田吉野某宅裏

妙永禪尼ノタメ宝篋印塔ヲ造立ス

(基礎部墨書) 一妙永禪尼

于時明應二年

乙卯 七月□□

孝子敬白、

家中名ヲ還付ス

(直入郷)

家中名之内、仲津野事還附候、可有知行之由、被仰出候、恐々謹言、

「明應二年乙卯」

九月十日

(杵總)

繁 貞 (花押)

(本庄)

繁 榮 (花押)

(市河)

親 清 (花押)

志賀藏人佐殿 (親每)

旨 大友親豐義知行宛行狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

直入郷兩職ノ以前被伏セラルレシニ百貫分ヲ恩付ス

直入郷兩職之事、以前被伏貳百貫分、恩附候、今度、云忠賞、云先例、已後不可有相違之儀候、恐

々謹言、

(年未詳)

十一月卅日

(大友義色)

親 豐 (花押)

志賀藏人佐殿 (親每)

○大友親豐ハ明応五年五月廿七日毒殺サル。

三 大友氏加判衆連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

直入郷

五 大友親治(之)知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

御所辻合戦ノ忠
ニヨリ直入郷内
ノ地ヲ預ケ
殖木名 配田原
名 平田名
志土智名 柏

(明治五年乙)
去七月十三 於御所之辻合戦、父參河守秀房戦 忠貞無比類候條、爲其賞、直入郷内高山勘解由允先
給殖木名陸拾貫、同郷配田原名内拾伍貫、平田名内伍貫、柏原名内伍貫、志土智名内市河伊賀守跡
拾貳貫、同郷荆津左衛門尉先給森枝拾伍貫 [] 跡貳拾貫分之事、預 []

六 大友氏加判衆等連署奉書

○大友家文書錄
大分県史料三一

志土智名以下ノ
地ヲ小田原太郎
ニ打渡サシム

[]之内浮免用地參段荆津左衛門尉 (之) 一貫、市河伊賀守跡志土智名之内十貳貫、植田 (之) 衛門次郎
跡下飛彈名之内貳拾貫 坪付別紙事、任御判之旨、可被打渡小田原太郎也、依仰執達如件、

明應五年十月廿九日

菅原春千代丸 在判

(大津留繁綱)
常陸介 全
(水富繁直)
上總介 全
○中間破損闕一
二行脱アルカ

政所殿

○大津留繁綱・水富繁直兩人ハ大友氏加判衆ナルモ、菅原春千代丸ニツキテハ連署ノ理由未詳。

直入郷寺社別給
准田錢ヲ政所方
ニ渡付セシム

七 大友氏加判衆連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

直入郷之内寺社別給准田錢之事、任先之旨、可被渡付政所方之由、被仰出候、可被得其心候、恐々
謹言、

(年末評)
正月十九日

□田掃部助殿
□部少輔殿

(切封)
「(墨引)」

(朽網) 親 滿 (花押)
(大津留) 繁 綱 (花押)
(永富) 繁 直 (花押)
(寒田) 親 景 (花押)

六 大友親治書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏ウハ書)
「老衆々中」

(墨引)

親 治

又毎々かやうの儀につゐて、直納と申事、不可然候、如此申出候上ハ、任前々旨、役人より外
ニ、とかくの儀曲事たるへく候、

直 入 郷

世帯不弁
諸莊郷点役ヲ平
均ニ破ル

准田段錢

点役免許ノ交名
ヲ注進スヘシ

万壽寺・勝光寺
領ハ免許ス

世帯不辨之儀、如何被申談候哉、はや二ヶ月及び、飢にのそみ候事、前代未聞、不及申候、これハ我々か恥辱と可申候哉、各いるかせと申へく候哉、失面目たる子細候、さ候間、諸郷庄點役事、國中平均ニやふり候よし、及度々雖申候、于今無其實候、曲事候、一向年寄中いるかせに候間、世帯以下の事、このまゝ捨置れ候はんするも、なに〜と被申合候はんするも、爲父子、兎角申かたかく候、われらニかきり候ハす、國のせんたうを持候ものハ、前代より准田段錢ニてこそ、國の補ひをも仕けに候へ、近年ハ、諸役人、けつけかんちやうなと、申計も候ハす候へハ、役人のふとくしんをも、諸給人のあうりやうをも、不及分別候、たま〜いま程、志賀内者、在符のよし申候へハ、かたく被申聞候は、直入郷諸給人、點役免許のよし申候はんする仁の、交名をしるし候て注進候は、そのうへニて、しか〜と申付へく候間、一たひ分別をもて申さためて以後ハ、たれ〜とかくわひ事候とも、取上候て承ましく候、老中の事ハ不及申候、きんしゆさい〜の者として、とかくわれ〜か耳に入候ハ、所せん、取上候はんする其身ニ、まつ〜ふちんをさせ候へく候、直入ニかきらす、諸郷庄此むね同前たるへく候、雖然万壽寺々領、勝光寺領事ハ、免許たるへく候、此外ようつ給とやらんを立候仁などハ、分別入へく候哉、可被得其心候、恐々謹言、

(年未詳)

三月十五日

(大友) 親 治 (花押)

老衆々中

克 大友親治知行預ヶ狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

(包紙ウハ書)
「小田原藤次郎殿

親 治」

直入郷内五郡長
門守跡等ヲ知行
セシム

(通)
入郷内 五郡長門守

并宇田 (継力在) (枝名)
内山手・中津牟禮・小牟禮 (之事カ)

預置候、可有知行 (候、恐)
く謹言、

(明応九年)
二月三日

(大友)
親 治 (花押)

小田原藤次郎殿

(奥切封)
「(墨引)」

谷 大友親治書狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

五郡長門守跡ヲ
小田原藤次郎ニ
与フ

(五)
郡長門守跡之事、 (小田原) (肝煎カ)
藤次郎ニ 候、如何

重而可致合中候、恐く謹言、 (力ノ誤カ)

(明応九年)
三月三日

(大友)
親 治 (花押)

(奥捻封ウハ書)
「(墨引) 坂折新左衛門尉殿

親 治」

直入郷

二 大友氏加判衆連署奉書

○志賀四郎文書
大分県史料一三

緒方莊宇田枝名
内ノ地ヲ小田原
藤次郎ニ打渡サ
シム

〔宇之〕〔羅方生〕
田枝名内、山

〔手・中津免〕
禮之事、任

御判之旨、可

〔打〕
渡小田原藤次郎之由、

〔弥力〕
沙

〔本庄樂阿力〕
〔依仰執力〕
達如件、

〔部少輔力〕
兵

〔寒田親景力〕

政所殿

○前二号文書ト関連アルニヨリ掲グ。

三 賀來社遷宮等次第記

○祚原八幡宮文書
大分県史料九

此ノ舊記ヲ以御還宮 申之、

八幡大菩薩豊後州賀來庄由原村御影向之事、天長七年庚戌七月初七日也、
〔マ、〕
一本社承和二年 戌 始構社、

○中略

大友親治代守護役

一假殿文龜元年辛酉十一月廿八日子刻遷宮、自寛正四年到文龜元年三拾九年也、自天長七年庚戌七月七

日到今茲文龜元年辛酉、六百七拾貳歲矣、

備劾太守親治之御代、

一賀來庄由原宮造、守護殿之御役也、

略○中

一明應九年庚申 立柱、

一文龜元年辛酉十一月廿一日上棟、同廿八日子刻御遷宮、

一御瑜(寶)殿上棟、御祝儀御馬一疋、大刀一腰、

一御琴(拜力)殿祝儀同前、

一御弊(幣)頂(職)裁御名代一人社參、

略○中

一御寶御詠編、寺家之事、

一萬壽寺七尺間二枚、附鑑四ヶ、

一金剛(寶)瑜戒寺六尺五寸間一枚附鑑二ヶ、

一眞光寺一間附鑑二ヶ、

一勝壽寺并社寄合二間附鑑四ヶ

御寶縁并懸緒御詠寺家

直入郷

万壽寺
金剛宝戒寺
眞光寺
勝壽寺

直入郷

万寿寺 金剛宝
戒寺
瑞光寺 大智寺
同慈寺

心源寺 大智寺
同慈寺 瑞光寺

荏隈郷役
笠和郷役
荏隈郷
佐賀郷
下郡役
三重郷 佐賀郷

同鈞緒附金物之事

- 一 萬壽寺二間、一金剛(寶)戒寺一間、
 - 一 瑞光寺一間、一大智寺 一間、
 - 一 同慈寺(丸)一間、
 - 一 心源寺三ヶ、一大智寺三ヶ、
 - 一 同慈寺三ヶ、一瑞光寺三ヶ、
- 中略

一 御遷宮御還宮之時、御輿新造調候、雖然寛正四年癸未八月廿二日御還宮之時者、古御輿ヲ御請、用途三百疋大工給之、

- 一 荒薦百五拾枚 荏隈郷役、
- 一 地布三拾四端、此内一端御輿疊縁用、
- 一 荒薦百五拾枚 笠和郷役、
- 一 御棧敷三間荏隈郷 同疊子、
- 一 御侍國司屋六間 佐賀郷同疊子、
- 一 御厩三間 下郡役、
- 一 警固流鏑馬之次第、
- 一番 三重郷、二番佐賀郷、

阿南郷 大佐井
直入郷 国東郷

佐賀郷 大佐井

井田郷 野津院

毛井村

三番 阿南郷、四番大佐井、

五番 直入郷、六番國東郷、

一 埴之事

一 佐賀郷、 一大佐井、

一 井田郷、 一野津院、

一 遣井村、

一 永亨拾貳年庚申十一月八日、

一 御遷宮之時國方御供米註文、

合壹石貳斗五舛者半分

一 參斗 在國司方、

一 參斗 在廳次郎四郎、

一 參斗 稅所方、

一 參斗 目代方、

宮師宥修 在判

宮師坊納置御炊殿檢校所ニ下行、出納・陣道・鑰取、若有米之餘者、宮師出納給之也、

文龜元年辛酉十二月十三日

愿記旃

社奉行

直入郷

實相寺 珪室等玉(花押)
宮師房 增 榮(花押)

八三 高伏大勝庵六地藏幢銘

○白井昭一調査録
竹田市大字高伏字大勝庵

六地藏幢ヲ造立
ス

「(梵字バイ)」

「(梵字ユ)

永正四丁天二月十四日

道□

「 道永道□道秀妙念道圓道□

(梵字キリク)

□□永□道□道向

道□妙性道珍妙□□□□
(久遠) (遺心)

「(梵字バク)

奉造立六□□一字□□□□
(地蔵) (各々敬白)

○「」内ハ「大分県金石年表」ニヨリ注ス。

八四 會々田部修邸内六地藏幢銘

○大分県金石年表
竹田市大字會々田部修邸内

永正六念己巳二月十二日、本願道宣敬白、

道宣六地藏幢ヲ
建ツ

八五 森八幡社銅鉢（三箇）銘

○大分県金石年表二
竹田市大字穴井迫森八幡社

松本名鎮守森八幡宮ニ銅鉢ヲ獻

工藤兼吉

十郎三郎秀次

十郎三郎秀次

新父道雄一跡ヲ安堵ス

〔第一〕奉欽再興御鉢之支、豊劔南郡松本名之鎮守森八幡宮御寶前、願主乙未

永正七天庚午三月吉日、願主藤原朝臣工藤兼吉、同女大施主甲午

〔第二〕奉欽再興御鉢之支、豊州直入郡松本名鎮守森八幡宮御寶前、

永正七天庚午三月吉日、願主十郎三郎秀次敬白、詛師右田安藝、筆者寶泉

〔第三〕欽奉再興鉢之支、豊州南郡直入之松本名之御鎮守森八幡宮御寶前、

永正七年庚午三月吉日、願主詛師十郎三郎秀次敬白、

八六 大友親治一跡安堵狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

親父藏人入道道雄（親母）一跡之事、任相續之旨、不可有領掌相違候、恐々謹言、

十一月十日（年未詳） 親治（大友）（花押）

志賀太郎殿（親益）

〔奥切封〕
〔墨引〕

○八八号「大友義長一跡安堵狀」ニハ「親父親每」トアリ、法号ヲ用ヒズ、志賀親益ヲ「十郎」ト記ス。「大友直入郷」

直入郷

二八〇

志賀系図「(補遺一)ニハ、「親益太郎 又十郎」トアリ、幼名ヲ太郎・十郎ト称セシナラン。

七 朽網秀有・原尻秀利連署書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

直入郷木原名

(直入郷)

木原名之内、永迫東拾貫分、田數九段

□

、屋敷三段小、六段分錢四百卅二文

□

所如件、

永正拾年癸酉十一月九日

原尻右衛門

秀利

朽網

秀有

□

□

八 大友義長一跡安堵狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀親每一跡ノ
子親益ニ安堵ス

親父親每一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)

二月廿三日

(大友)

義長(花押)

志賀十郎殿
(親益)

九 大友親安義知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

朽網親滿成敗ノ

(朽網親滿力)

今度隠謀人成敗之刻、對國家忠儀感悦候、仍緒方庄内千田百貫分、大野庄内

板井迫縫殿助

參拾五貫

忠ヲ賞シ恩賞ヲ
預ク

文、直北名之内小田原鹽徳丸跡 貳拾貫分、同平井與十郎跡 肆拾五貫分之内貳拾貫分之事、預進之候、可
有知行候、恐々謹言、

(永正十二年乙)
十月十六日

志賀左近大夫殿
(親每)

(大友義繼)
親 安 (花押)

九 大友親安義知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

隠謀人成敗ノ忠
ニヨリ律原名五
十貫分ヲ預ク

今度隠謀人成敗之刻、父子忠儀感悦候、仍直入郷律原名之内小田原治部少輔跡之内 五拾貫分之事、預進之
候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十二年乙)
十月十六日

志賀十郎殿
(親茲)

(切封)
「(墨引)」

(大友義繼)
親 安 (花押)

九 某書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(田原)
一親述兄弟同心之儀候ハ、翌日御現形之儀可被申候、一存候、自然御延引之儀共御座候てハ、世上之儀如
何ニ存候、且者御參前

直入郷

朽網親満一味

豊府へハ旧冬着

両志賀・入田・
田北ハ親治一味

直入郷内市用某
跡十貫分ヲ預ク

一如此者被申定候へ共、御大篇之儀候□□、萬一御相違之儀もあるへく候哉、其時□□御上意之儀も如何ニ□□候間、(無私曲カ)之通、以罰文申上□□、可有御披露候哉、

一親満爲一味方、境目□□退方御著到前、貳百餘人某共□□承候、此外肥後・日向境ニ被退候方□□ハ、無隠場候様、其間得候、國中時儀、定而彼方可有御披露候之間、不能巨細候、

一ほくせいと□□様、(コウカ)豊符へハ、舊冬廿四日ニ御著符候、今月十一日までハ、(カ)善惡之儀無御座候由、其間得候、

一今度張行故、両志賀・入田・大神・豊(饒)にやう・寒田・伊濟渡(マ)佐守・田北勘解由・得永五郎太郎方、木付民部方、此衆ハ親治殿しかと一味被申候と、其間得候、

九三 大友親安義鑑知行預ケ狀

○金沢康就藏若林文書
大分市都町

直入郷内市用宮内少輔跡北蘭拾貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)
十二月廿一日

(大友義鑑)
親安(花押)

若林右衛門尉殿(仲盛)

○四二号文書ニ市用名九町九段大アリ。一一三号ニ当所十貫文ヲ下サレシ事見ユ。

九三 會々上鹿口六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字會々上鹿口

「(梵字ウーン)」

道圓 道周 道清

道□ 妙珎 道珊

□□ 道仲 妙珎

(梵字タラーク) □□ 道□ 道祐 各々壽位

道春 道□ 道□

道□ 道□ 妙秀

道□ 妙金

「(梵字キリーク) 于時永正十四年_丁十一月六日

大願主太郎右衛門敬白、

各々同心衆救人木

「(梵字アク)」

太郎右衛門六地
蔵幢ヲ造立ス

直入郷

六四 大友義鑾知行預ケ狀寫

○西文書
大分県史料二六

玖珠郡・日田郡
及ビ直入郡・大
分郡ノ地ヲ預ク

玖珠郡之内三千貫分、日田郡之内千九百三十貫分、直入郡之内^(三)百貳拾三貫分^{坪付在}之事、大分郡之内牧百三町分之事、預置、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)
十二月一日

大友
義鑾(花押影)

西大膳大夫殿

○玖珠郡・日田郡・直入郡内ノ過大ノ貫高給付ハ異状ナリ。シカモ大分郡牧ハ、「豊後国因田帳案」ニハ「牧村二十町」トアリ、百三町ヲ給付スルコトハ不可能ナリ。且ツ西大膳大夫ナル人物、コノ前後ニ全ク史料ナク、其ノ子孫等ニツキテモ所見ナシ。尚本書ハ写ニシテ、文言不自然ノ所アルノミナラス、「義鑾」ノ署名ハ大永七年(一五二七)頃ヨリ用ヒ、永正十四年(一五一七)頃ハ「親安」ニシテ(花押)モ異ル。以下三通偽文書ノ疑濃厚ナルモ、シバラク掲ゲ後考ヲ俟ツ。

六五 大友氏加判衆連署奉書寫

○西文書
大分県史料二六

玖珠郡之内三千貫分、日田郡之内千九百三十貫分、直入郡之内三百貳拾貫分^{坪付在}之事、到西大膳大輔御還附訖、任 御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年十二月朔日

丹^(入田親廉)後守(花押影)
伊賀守(花押影)

玖珠郡・日田郡・直
入諸郡内ノ所領
ヲ還付シ打渡サ
シム

左衛門大夫 (花押影)
大和守 (田北親貞) (花押影)
前伊賀守 (花押影)

政所殿

檢使中

六 山下長就打渡狀寫

○西文書
大分県史料二六

玖珠・日田・直入諸郡ノ地ヲ打渡ス

於玖珠郡之内三千貫分之事、任御判遵行之旨、野上三百六拾町六段、平川貳百町分之事、日田郡之内千九百三拾貫分之事、久來里百三十八町、五島井手口八拾二町分之事、直入郡三百貳拾貫分之事、朽綱六拾八町、萬々金貳百貳拾町、預所内百五拾町分之事、直入郡三百貳拾貫分之事、植木三拾町分之事、坪付在、到西大膳大夫、貳百五拾貫五千分渡進之由、知行肝要候、恐々謹言、

永正十四年十二月三日

(山下) 長就 (花押影)

西大膳大夫殿

七 大友義長書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

息親守ニ一跡相

一跡之事、至息兵部少輔御相續之通、承候、令存知候、雖然、次郎若輩之儀候間、國家用所之時

直入郷

統セシムルモ若
輩ニ付心ヲ添ヘ
シム

者、諸篇老牀可被添御心事、肝要候、併憑存候、恐々謹言、

(大友) 義 長 (花押)

(年未詳)
三月九日

志賀安房守殿
(親益)

○大友義長卒去ハ永正十五(一五一八)年八月十一日ナリ。

六 會々圓福寺六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字會々字下木円福寺

六地藏幢ヲ造立
ス

(幢身部)
「(梵字バイ) 于時永正十五年_戊 卯月二日 施主 敬白」

「(梵字ユ)」

「 道盛・妙盛・道筌禪門」

昌玉禪尼

善祐・宗好・道金

(梵字キリーク) 妙得禪尼・妙金・道乘禪門

忠翁禪門・妙泉・妙順

善西

道林禪門

「(梵字バク)」

」

○竿石ノミヲ存ス。

九 兵麓寺寺屋敷五輪塔銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町大字有氏岳麓寺寺屋敷

華山淨春ノタメ
五輪塔ヲ建ツ

華山淨春禪定門

永正十六己卯三月一日

100 緒方町尾登釋迦堂鰐口銘

○大分県金石年表
大野郡緒方町大字上畑字尾登釈迦堂

鰐口ヲ奉納ス

^(表面)「欽奉懸題」^(裏面)「^(表而)夏、於豐州直入郷日□田名内平船化寺地藏井御寶前、右志越^(趣之)現世安穩後生善所、天長

地久諸願成就、歸命滿足爲子孫繁昌也、

永正十七天庚辰三月吉日願主□藤大郎敬白、

^(裏面)「筆者松本蘇平寶泉入道七十三打之也、

101 志賀親守居屋敷預ケ狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

律原・志賀ノ屋

直入郷律原之内前原、并志賀^(大野庄)之内臺、爲居屋敷預申候、自然從^(大友親敷)屋形様、重而御扶持候時者、彼兩

直入郷

敷所ヲ預ク

直入郷

二八八

所可返給候、恐々謹言、

大永三年

九月五日

次郎九郎殿

(志賀) 親 守

一〇三 大友親敦義鎮書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

吉御心底ノ趣ノ
起請文ヲ進メタ
ルヲ賀ス
殘党動ク時ハ馳
向イ対治スベシ

爲前日同名大藏少輔使吉御心底之趣、以神名預入魂候、雖于今不始子細候、彌賴敷存候、爲此等儀

可申、曰杵仁五郎進之候、仍至境目、殘黨可相動様及風聞候、雖不可有差事候、自然時者、不移時

(年未詳)
十一月五日

(大友) 親 敦 (花押)

(親守)
志賀民部大輔殿

一〇三 久住神降松自然石墨書銘

○大分県金石年表八
直入郡久住町大字久住字カロヲト、神降松

奉造書八萬四千卷、

書八万四千卷ヲ
造リ奉ル

大永四年甲申七月廿五日、各志結衆等本願養乘敬白、

104 大友義鹽知行預ケ狀

○田北長三郎文書
増補訂正編年大友史料一五

直入郷緒方莊小
川名内ノ地ヲ預
ク

直入郷之内平淺見三貫文、同門田五貫分、紙漉五貫分、同米納五貫分之事、小川名之内拾五貫分爲
代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大永四年カ)
十二月十三日

田北大炊助殿

(大友)
義 鹽 (花押)

○小川名ハ緒方莊・入田莊何レニモアリ。田北学ハ編年ヲ(大永四年カ)トセリ(増補訂正編年大友史料「一
五」)。「義鹽」ト署名セル文書ニテ、大永四年ト確証サレタルモノナキモ、シバラク田北説ニ從ヒ、後ノ檢討ヲ
期ス。

105 柏原東福寺六地藏幢銘

○大分県金石年表二
直入郡荻町大字柏原、東福寺

本願利順・比丘
守源等六地藏幢
ヲ造立ス

願以此功德
□□□□一切 本願利順

皆大永七年丁亥文月吉日敬白、

我等與衆生
皆共成佛道 比丘守源

□□傳宗□宗壽□芳福□妙壽道永宗□道秀□□淨廣妙妙□□□道泉□□□妙□源□□貞□傳□□

直入郷

妙珍妙賀□庵妙祐□□□□□□善□□千鶴淨金

「妙清妙□妙富曇龍道□□□□□□妙鏡妙□□□妙道泉□□妙林□□□□祐□善□□妙□妙源千代
□□□妙□五月女」

○文字配列ハ長山源雄「六地藏石灯籠に就て」ニ拠ル。但シ「」内ノ結衆交名ヲ記サズ。

107 大友義鑿名字狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

名字ヲ与フ

御名字事承候、以別紙進之候、恐々謹言、

(大) 永七年
□□月廿六日
(十) 志賀九郎殿

(鑿員)

(大友) 義
(鑿) 鑑
(判) 在

○「」内ハ『文書錄』網文及ビ『増補訂正編年大友史料』一五ニヨリ傍注ス。系図ニ見ヘズ。

107 大友義鑿一字書出

○大友家文書錄
大分県史料三二

加冠 名字事、

鑿字ヲ与ヘ鑿員
ト名乗ラシム

(鑿) 源鑑員

(大) 永七年十一月廿六日

一〇六 大友氏加判衆連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

長田名代官職ヲ
沙汰セシム

直入郷之内、長田名御代官職之事、任先例可有取沙汰之由、所被仰出也、仍執達如件、

大永八年十月廿三日

(白根長景)
民部少輔 (花押)

(田北親貞)

大和守 (花押)

(田口親忠)

伊賀守 (花押)

(津久見常清)

備中守 (花押)

(入田親廉)

丹後守 (花押)

志賀民部大輔殿
(親守)

一〇七 志賀親守打渡狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏ウハ書)
石合三河守殿

民部太輔親守

直入郷木原名肥
田名坂田ノ内等
ノ地ヲ打チ渡ス

直入郷木原名之内長迫五貫分、同郷肥田名之内古殿七貫分、同坂田之内上下梶取給三貫分之事、任

御判・御奉書之旨、打渡申處如件、

大永八年
十二月六日

(志賀)
民部太輔親守

石合三河守殿

直入郷

直入郷

二九二

○志賀親守ハ当郷政所ナラン。

二〇 志賀親守書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

書狀ヲ謝シ坂折
名二十貫分ヲ給
ハルヲ賀ス

預御懇礼之、^(マ)快然候、連々拙者以雖可申入之、不知案内之故、無沙汰候、仍至坂折名二拾貫御給由、承候、尤目出候、就夫渡狀之儀、則明其意候、然者弓壹張・中紙三束、送給候、祝著之至候、必以使者、可申述候、恐々謹言、

^(年未詳)
五月一日

^(志賀)
親守(花押)

○宛所ヲ欠ク。

二一 大友義鑾知行預ケ狀寫

○柳河藩政史料
伝習館高校藏

^(包紙ウハ書也)
戸次伯耆守殿

義鑾

直入郷肥田名之内、伍拾貫分^{坪付有}之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

^(享祿元年也)
十一月廿三日

^(大友)
義鑾(花押)

戸次伯耆守殿

○花押類型ハ、大永七年ノ享祿元年頃ノモノ。

肥田名五十貫分
ヲ預ク

京都御要脚國中
平均間別錢
間別五文通錢ハ
百ニ永樂廿指

奉行人被官等ハ
起請文ヲ以テ申
スベシ

加判衆ニ扶持方
恩給ヲ披露セラ

二二 大友氏加判衆連署奉書寫

○大久保文書
大分県史料三五

爲京都御要腰、國中平均間別錢催促之段、被 仰出、就者直入郡事、一間別五文、通錢者百ニ事、社家者、何茂宮中斗可閣之、社僧・神人、其外寺領・社領、又者權門勢家不撰早屋、可有其催促處、以最負用捨之儀、不可有見隱・聞隱、殊有難澁輩者、以交名注進之時、重而可加下知、仍奉行人者可爲自堪忍、同役人并被官以下之仁等、寄事左右、非法之狼藉、堅可停止之、所詮不可有此文言之條、到主從下臈迄、飜寶印、各以告文可被言上、可有上覽之由仰出也、不可有緩儀之旨、依仰執達如件、

享祿二年八月廿三日

(田口親忠) 伊賀守 (花押影)
(津久見常清) 備中守 (花押影)
(入田親應) 丹後守 (花押影)

○宛書ヲ欠ク。

二三 若林仲盛書狀案

○合次康就藏若林文書
大分市都町

畏言上致候、抑 義長(大友)様肥・筑御退治時(初、拙)者御供申候、爲無足辛勞之(證)、(請上)意候、自其所々御直入郷

直入郷

二九四

レンコトヲ請フ
永正十三年直入郷内十貫分ヲ下直入ヲ公文所ニ召上ゲラル石垣御公領一貫分ヲ渡サル
扶持方披露ヲ憑ム

大友氏加判衆

逆修ノタメ六地

在陳悉罷立候、^(然者)永正十三年十二月廿一日直入郷之内ニ、^(市用)宮内少輔跡十貫分^(被カ)下候、餘無能^(カ)言申上候處、直入をハ御公文所ニ召^(上カ)候、石垣御公領浮免所壹貫分被渡候、^(方)御給恩之内、矢所と申^(まカ)うと一ヶ^(所也)畠八段と被申候、先以拘置うへ、此^(御判)由、拾貫分以御闕所、可申上之由、^(カ)被申候、連々侘言申上^(候カ)へとも、于今^(不知)行候、今度御扶持被下候者、可目出候、^(候テ)取合。御披露奉憑候、恐惶謹言、

若林右衛門尉
仲盛

〔三年庚子〕
〔十一月八日〕
〔田北〕殿
〔親具〕殿
〔津カ(常清)〕久見殿
〔入田〕殿
〔親忠〕殿
〔親應〕殿

○〔 〕内ハ、『増補訂正編年大友史料』一五所収ニヨリ注ス。

二四 白丹古澤家六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
直入郡久住町大字白丹中原地区古沢家

現世安穩、後生善處、以道受樂、

藏贖ヲ建ツ

現存

寶山淨海神儀

妙永禪尼壽位

享祿ノ稔辛知十二月八日施主敬白、

二五 大友氏加判衆連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

朔日梳飯ハ諸給
人在陣中ニ付御
前計リ三獻着ヲ
進上セシム
誘ハ御台所衆ニ
仰付ク

就朔日御梳飯之儀、示預候之次第、遂披露候處、親守(志賀)其外諸給人在陣之條、例年之様仁者、難被及
覺悟候、御賀例之間、

御前計三獻之御看取調、可有進上候、誘之事者、御臺所衆江、被仰付之由候、可被其意事肝要候、
巨細猶彼使者可被達候、恐々謹言、
(得脱力)

天文元年
十二月十九日

志賀(親守)民部大輔殿

親(田口) 忠(花押)
長(山下) 就(花押)
親(入田) 廉(花押)

二六 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三二

直入郷内十六貫

直入郷之内拾六貫分坪付在別紙之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

直入郷

直入郷

分ヲ預ク

十二月廿三日

志賀兵庫頭殿
(親定力)

義鑑在判
(大友)

二九六

二七 大友義鑑安堵狀

○大友家文書録
大分県史料三二二

白丹名ヲ還付ス

直入郡之内白仁名之事、令還附候、可有知行(候、恐カ)恐謹言、

(天文三年カ)
五月十三日

義鑑在判
(大友)

志賀九郎殿
(鑑員)

二八 民部□某打渡狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

直入郷坂折名内
二十□ヲ打渡
ス

入郷坂折名之内、貳拾□
(直カ)

御判・御奉書之旨、
(任カ)

□文五年五月一日
(天)

民部□件、
(如)
□
(花押カ)

小田原又二郎殿

花顏英公禪定門
ノタメ五輪塔ヲ
建ツ

二九 田口五輪塔銘

○大分県金石年表二
竹田市大字中野田口

奏彫刻石塔一字、爲花顏英公禪定門、
天文五年丙申十月十六日

三〇 大友義鑑名字狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

申請ニヨリ名字
ヲ与フ

御名字之事承候、以別紙認進之候、恐々謹言、

(天文五年)
六月十三日

志賀太郎殿
(親益)

(大友)
義鑑 (花押)

三一 志賀親益一字書出

○志賀文書
熊本県史料中世二

源親益ト名乗ラ
シム

加冠 名字事

源親益

天文五年六月十三日

直入郷

○永正十五年（一五一八）八月以前ニ、親益ハ息兵部少輔（親守）ニ一跡ヲ相統セリ（九七号）。然ル二十七年後ノ天文五年（一五三五）ニ至リ、親益ガ加冠元服シテ義鑑ニ名字ヲ請ヒ親益ト称スルハ如何ナル事情カ。前号・本号文書ハ検討ヲ要ス。「志賀文書」中ニハ、往々ニシテカ、ル不合理ノ文書アリ。

三三 志賀道擇親益知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

添心ヲ謝シ知行
ヲ預ク
菅田名・越中園
内新開並ニ杉園

就内々題目、初中後被添心候、剝抛一身、被顯心底之趣、永々難有忘却候、乃菅田名・越中園内新開并杉園、相加三貫分、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

卯月廿八日

（志賀親益）
道擇（花押）

朝倉筑後入道殿

三三 大友義鑑知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

筑後国十町分ヲ
預ク

筑後國之内拾町分坪付在別紙事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

八月廿九日

（大友）
義鑑（花押）

志賀民部（親守）太輔殿

筑後國竹野郡東郷十町分ヲ打渡サシム

二四 大友氏加判衆連署奉書

○志賀文書
熊本県史料中世二

筑後國竹野郡東郷小田之内、津久見左馬助先給拾町分坪付在別紙事、被宛行志賀民部親守太輔訖、任御判之旨、至彼代官、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文六年二月十三日

(入田親廉)

丹後守

(花押)

(山下長就)

和泉守

(花押)

(田北親昌)

大和守

(花押)

(種繁)

三原和泉守殿

(水原)

豐饒美作入道殿

二五 大友義鑑知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

井田郷及小川名五十貫分ノ代所トシテ直入郷律原名志賀宮内大輔跡ヲ預ク

(大野郡)井田郷之内四拾貳貫分、小川名之内八貫分爲代所、直入郷律原名之内、志賀宮内大輔跡五拾貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

十二月十三日

(大友)義鑑 (花押)

(賴守)志賀民部太輔殿

直入郷

二九九

三三 植木鬼田板碑銘

○添田やゑ子「鬼田の義盛様」
竹田市大字植木字鬼田

淨見禪門ノタメ
板碑ヲ造立ス

淨見禪門

天文十年辛丑十一月二十八日

三七 小仲尾六地藏幢銘

○大分県金石年表二
竹田市大字平田字小仲尾

六地藏幢ヲ造立
ス

「盛信 淨秀

道了 道朴 道永

西道 道富

逆修善根衆

道惠 道貞

道安 道祐

道壽 道順

「天文十一季春日」
(季)

高野山与阿十穀
ノ肥後勸進ヲ助
成セシム

三六 大友義鑑書狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

高野山西生院與阿十穀、爲分國中一人一錢勸進、下著候、然者肥後國中衆分領之儀、平均馳走候
様、御入魂肝要候、恐々謹言、

三月五日

(大友)
義鑑判

(親守)
志賀安房守殿

右本書高野山西生院有之、

○大友義鑑ノ肥後国守護職ニ補任セラル、ハ、天文十二(一五四三)年五月七日ナリ。本文書ハ天文十三年三
月五日乃至ソレ以後ト推定ス。

三九 大友義鑑知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

肥後國中五十町
分ヲ預ク

於肥後國中五拾町分坪付在別紙在事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天文十三年)
十二月十三日

(大友)
義鑑(花押)

(親守)
志賀安房守殿

一三〇 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

肥後國內五十町
分ヲ預ク

於肥於後國中五拾町分^{坪付在}別紙事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天文十三年)
十二月十三日

(大友)
義鑑在判

志賀兵庫頭殿

一三一 植木千把板碑銘

○大分県金石年表二
竹田市大字植木字千把

板碑ヲ建ツ

善根功德主宗學常觀信士、妙金公信女、
皆天文十四稔乙巳彌生吉日

一三二 折立板碑銘

○大分県金石年表八
竹田市大字中字折立、三光

版元道照ノタメ
板碑ヲ造立ス

(墨書)
「欽奉造立石基一基、右意趣者版元道照禪門也、
皆天文十四年乙巳」

「孝子敬」

〇下
欠

一三三 上畑六地藏幢銘

○大分県金石年表二
竹田市大字上畑

神畑村

大日本國鎮西 [] 神畑村

(以下磨滅)

皆天文十五年丙午[]初秋十四日

一三四 大友義鑑書狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

志土知十二貫分
堺ヲ注進セシム

(直入)知

志土知拾貳貫分堺之事、志賀安房守下役之者 []、

(親)守

專道以下召出、堅固可被付注事、肝要候、聊

不可有 [] 之儀候、恐々謹言、

(緩力)

(年末詳)

五月廿五日

(大友)

義鑑在判

埴田越前守殿

小田原三河守殿

一三五 大友義鑑書狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

(直入郷)

志土知名役所臺所上葺之儀、申付候、然者料 [] 事、

(是之方)

以催促急度馳走肝要候、聊不可有緩之儀 []、

志土知名役所台
所上葺ヲ命ズ

直入郷

直入郷

謹言、

(天文十六年)

閏七月廿四日

壇田越前守殿

小田原三河守殿

(大友) 義鑑在判

三三 會々圓福寺六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字会々字下木円福寺

三宅名内円福寺
永繁逆修ノタメ
六地藏幢ヲ造立
ス

「

豊後劬直入郷三宅名之内圓福寺

住持比丘權大僧都永繁伏惟、究竟

無餘之世尊猶現雙林入滅相、天上快

樂終尔五衰悲、況於身哉、

爰爲逆修善根 奉建立六道能化地

藏菩薩尊石容、加祕密勤行則事理

之供養以調目設方今般若之鈴高

振六趣郡類定驚無明長眠、亘破有爲

之孤夢丹祈所及白善莫空矣、依所修

功德三明之月光萬法照一心、實相之風芳」

(梵字ウーン)

「色身居阿字、重乞大施主現世百

年等域久行業於不退之門當來本

覺之眞宮終究果低於頓證道末第

皆伴松栢之榮葭果悉結芙^(カ)苺之緣

矣、

(梵字タラーク)

權大僧都法印永秀大和尚位

權大僧都圓尊々位

逆修權大僧都永繁

權少僧都乘仙

昔天文十八年^{己酉}彌生十一日施主^{敬白}

「(梵字キリーク)

金剛佛子有密

「(梵字アク)

○県指定有形文化財。

二七 田口五輪塔銘

○大分県金石年表二
竹田市大字中宇田口

(水輪)
「月□□□座元禪師

直入郷

皆天文十八年己酉卯月廿七日」

三六 大友義鎮起請文

○志賀文書
熊本県史料中世二

二階崩変ニ心底
ヲ顯ハスヲ賞シ
自ラモ起請文ヲ
送り等閑ナキヲ
誓フ

今度慮外之儀、無是非候、然者、別而可被顯心底之由候、乍勿論順儀之思案祝著候、彌忠儀憑存候、對其方、永々不可有等閑之段、以 寶印裏申候、若此旨僞候者、

「梵天帝釋、四大天王、惣而日本國中大小神祇、別而由原八幡大菩薩、松坂・若宮兩八幡大菩薩、祇園牛頭天王、關六所權現、天滿大自在天神御罰可罷蒙者也、仍起請文如件、

天文十九年二月廿一日

(大友) 義 鎮 (花押)

(親度) 志賀民部太輔殿

(親守) 志賀安房守殿

三九 志賀親守一跡安堵狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

朝倉玄蕃允ノ相
続ヲ安堵ス

親父一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違儀候、恐々謹言、

天文十九年六月一日

(志賀) 親 守 (花押)

朝倉玄幡允殿

入田退治ノ馳走
及ビ菊池現形ノ
在陣ヲ賞シ入田
拾二名内三十貫
分ヲ預ク

入田親美退治及
ビ菊池義武現形
出陣ノ軍勞ヲ賞
シ九重名内ノ地
ヲ預ク

150 大友義鎮恩賞預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

就今度入田信濃守惡行顯然、加退治候之刻、以無二心底、從取前預馳走候之故、遂誅伐候、本望
候、然處到肥後國、義武現形之條、打續在陳軍勞、御忠貞誠感悅無極候、爲其賞、入田拾貳名之
内、三拾貫分^(親美)坪付別
在紙 事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

六月廿八日
^(天文十九年)

義鎮(花押)
^(大友)

志賀安房守殿
^(親守)

151 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

就今度入田信濃守惡行顯然、加退治候之刻、以無二心底、從取前預馳走候之故、遂誅伐候、本望
候、然處至肥後國、義武現形之條、打續在陣軍勞、御忠貞誠感悅無極候、爲其賞、入田跡九重名之
内、三拾貫分^(親美)坪付在
別紙 事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

六月廿八日
^(天文十九年)

義鎮在判
^(大友)

志賀常陸介殿
^(鎮隆)

直入郷

一四三 大友義鎮知行預ケ狀寫

○岡部忠右衛門文書
萩藩閥閥録二

三重郷井田郷直
入郷内ノ地ヲ預
ク

(大野郡) 三重郷之内宇對瀨七貫分、井田郷之内尾窪七貫分、肩白三貫分、直入郷之内古殿四貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文十九年) 十二月十三日

(大友) 義鎮判

(鎮種) 岡部大藏少輔殿

「岡部大藏少輔殿

義鎮」

一四四 大友氏加判衆連署奉書寫

○岡部忠右衛門文書
萩藩閥閥録二

三重郷井田郷直
入郷ノ地ヲ打渡
サシム

(鎮種) 三重郷之内宇對瀨七貫分、井田郷長峯名之内尾窪・肩白分、直入郷之内古殿四貫分事、被充行岡部大藏少輔訖、任御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文十九年十二月十三日

(吉岡長地) 越前守判

(白井鑑權) 安房守判

(小原鑑元) 遠江守判

(田北鑑生) 大和守判

（雄城治景）
若狹守判

三重郷兩政所殿

井田郷政所殿

直入郷政所殿

〔包紙ウハ書カ〕
直入郷政所殿

井田郷政所殿

三重郷兩政所殿

越前守長増
〔吉岡〕

一四 志賀親守書狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

坂折名二十貫ヲ
給ハルヲ謝シ弓
中紙ヲ送ル

預御懇札候、快然候、連々拙者雖可申入候、不知案内之故、無沙汰候、仍至坂折名二十拾貫、御給之
由承候、尤目出候、就夫渡狀之儀、則得其意候、然者弓壹張・中紙三束送給候、祝著之至候、必以
使者可申述候、恐々謹言、

〔天文二十年頃カ〕
五月一日

〔志賀カ〕
親守〔花押〕

小田原又二郎殿
御報

直入郷

一 望 直入郷葎原土貢帳寫

○豊州雜誌所收豊後文章
大分県立図書館蔵

(直入郷) 葎原土貢帳

(葎原) 清水絳殿助

一所五貫分

淺井原

正月見參料足百文、大根貳束、三月用銅十文、

五月五日用銅十文、薯壹束、竹ノ子壹束、ひ

るの根三舛、葛壹升、

夏納所五百五拾文、麥四斗、から麻四束、

七月木三荷、^(マ) 菘白根、夕顔はせ壹枚、

八月一日小延壹枚、同十五日菘^(マ)三升、ゆて豆

壹束、

九月九日小豆壹升、薯かこ三舛、

秋納所壹貫二百五拾文、年貢粃貳石七斗、大豆

四斗、荏壹斗、酒手豆四升、

十二月納物疊四疊、木三駄、炭籠二、薯壹

束、薄壹荷、加用十三日

一所貳貫五百分

門淺井原

正月見參料足五拾文、大根半束、葛五合、

ひるのね五合、

三月三日用銅五文、

五月五日用銅五文、竹子半束、薯半束、

夏納所貳百七拾四文、麥貳斗、から麻二束、

七月薪三束、菘白根、夕顔、はせ壹枚、

八月一日小延壹枚、同十五日菘^(珠芽)壹升五合、

九月九日小豆五合、薯かこ壹升、

秋納所六百貳拾四文、年貢粃壹石三斗五升、

大^(マ) 貳斗、荏五升、酒手豆貳升、

十二月納物疊貳疊、薪三束、炭籠一、薯半

束、薄壹束、加用六日、

一所三貫分 給分

(マ) 滯土原

正月見參料足八拾文、大根壹束、ひるのね二

升、葛壹升、

三月三日用銅拾文、薯壹束、竹ノ子壹束、

夏納所薪貳荷、四百五十文薯壹束、薄菰壹枚、麥四斗、から麻

四束、

七月薪二荷、薄菰壹枚、菖白ね、夕顔、

八月一日小延壹枚、同十五日菖貳升、

九月九日小豆壹升、薯かこ貳升、

秋納所百五拾文、粃貳石、大豆四斗、荳一

斗、酒手豆四升、

十二月納物疊四壹、木貳駄、薯一束、炭籠

一、加用十日、薄壹荷、

一所五貫分

(白丸)
旧井

正月見參新足百文、大根貳束、

三月三日用銅十文、

五月五日用銅十文、薯壹束、竹ノ子壹束、

ひるのね三升、葛壹升、

夏納所四百五拾文、麥四斗から麻四束、

七月木三荷、菖白根、夕顔、はせ壹枚、

直入郷

八月一日小延壹枚、十五日薯三升、ゆて豆一

束、九月九日小豆壹升、薯かこ三升、

秋納所壹貫四百五拾文、大豆四斗、荳壹升、

酒手豆四斗、

十二月納物疊四帖、木三駄、炭籠貳、薯壹

束、薄壹荷、加用十三日、

一壹貫五百分

小畑

正月見參料足三拾貳文、大根壹束、ひるのね

一升、

三月三日用銅拾文、

五月五日用銅拾文、薯半束、麥貳升、

七月木片荷、薄菰壹枚、菖白根、夕顔、

から麻_二、
朱

夏納所貳百文、

八月一日小延壹枚、同十五日菖壹升、豆壹束、

九月九日小豆五合、薯かこ壹升、

秋納所三百七拾四文、大豆貳斗、酒手豆貳斗、

荏五升、

十二月納物疊貳疊、木壹駄、薯壹束、薄壹

束、加用六日、

一所三貫分

谷 尻

正月見參新足八拾文、大根壹束、葛壹升、

ひるのね壹升、

三月三日用銅拾文、

五月五日用銅十文、薯壹束、竹ノ子壹束、

夏納所四百五拾文、麥四斗、から麻四束、

七月木三駄、はせ壹枚、蒔白根、夕顔、

八月一日小延壹枚、同十五日蒔貳升、豆壹束、

九月九日小豆壹升、蒔貳升、

秋納所七百元、大豆四斗、荏壹升、酒手豆四

升、

十二月納疊四疊、炭籠一、木貳駄、薯壹束、

薄壹荷、加用十日、

一所三貫文

芝 原

正月見參新足八十文、大根壹束、葛壹升、

ひるのね貳升、

三月三日用銅十文、

五月五日用銅十文、薯壹束、竹子壹束、

夏納所四百文、麥四斗、から麻四束、

七月木貳駄、はせ壹枚、蒔白根、夕顔、

八月一日小延貳枚、同十五日蒔貳升、豆壹束、

九月九日小豆壹升、いもかこ貳升、

秋納所七百元此内貳百文祭に引取、
(十月納物脱)大豆四斗、

荏壹升、酒手豆四升、炭籠一、

木壹駄、薯壹束、薄壹荷、加用十日、

一所八郎かふり東給分壹貫五百文分、

正月御見參新足三拾貳文、大根壹束、ひるの

ね一

三月三日用銅拾文、

五月四日用銅拾文、薯半束、

夏納所貳百文、 麥貳斗、

七月木片荷、 から麻貳束、

八月一日小延壹枚、 同十五日、 薯壹束、 豆

一束、

九月九日小豆五合、 薯かこ壹升、

秋納所三百七拾四文、 大豆貳斗、 荏五升、

酒手豆貳升、

十二月納物疊貳疊、 木壹駄、 加用六日、 い

も壹束、 薄壹束、

一所壹貫五百文

上旧井(白)

正月御見參新足三拾二文、 葛五合、 ひるのね

壹升、 大根壹束、

三月三日用銅十文、

五月五日用銅拾文、

夏納所貳百五拾文、 薯半束、 から麻貳束、

麥貳斗、

七月木壹荷、 はせ壹枚、

直入郷

八月一日小延壹枚、 同十五日菴壹升、

九月九日小豆五合、 いもかこ壹升、

秋納所三百七拾四文、 大豆貳斗、 荏五升、

酒手豆貳升、

十二月納物疊貳疊、 木壹駄、 薯壹束、 薄壹

束、 加用六日、

(以下別文書カ)

一所五百文

惠良

一所百五拾文

西ノ迫

一所四百分

岩戸

一所貳百分

上岩戸

一所六百四拾壹文分

ゑの木園

一所三百廿分

細工園

一所四百分

名本地

一所貳百文

西福寺(カ)

一所貳百文

寺家しはる地

新足拾貳貫四百七拾七文

夫錢八貫八百八拾文

准田此外

浮免寺庵神領名本給加テ 三貫拾壹文

天文廿年霜月五日認之、

清水縫殿助

就 基 (花押影)

○田北学ハ前半ト後半文書ハ、別文書トシ、兩者「清水文書」トス。清水氏ハ朽網家ノ重臣ト注ス。後藤碩田ハ「此文章ハ。直入郡直入郡の葎原村平吾カ家藏也」ト注ス。一八二号参照。

○本文中ニ「七月木三荷」「七月木片荷」等トアル「片荷」ハ、一對ヲナス荷ヲ「一荷」ト云フニ対シ、其ノ半分ヲ「片荷」ト云フモノ、如シ。編者ノ出身地ニテ(玖珠郡)常用サレシ方言中ニアリ。

一四六 大友義鎮書狀寫

○岡部忠右衛門文書
萩藩閣閣録二

井田・三重・直
入郷ヲ檢斷不入
トス

不退堪忍辛勞之條、其方所之領地万雜點役之事、爲加恩免許候、然者可爲檢斷不入之條、每事可止
催促之段、井田・三重・直入郷至役所、可被申理候、恐々謹言、

(年未詳)
六月廿八日

(大友)
義 鎮判

岡部大藏少輔殿

一四七 大友義鎮一跡安堵狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀親守一跡ヲ
親度ニ安堵ス

(志賀)
親父安房守親守一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天文廿一・二年頃)
十月廿八日

(大友)
義 鎮 (花押)

(親度)
志賀民部太輔殿

一四八 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書録
大分県史料三二

肥後国三十町分

於今度肥後国三十町分、雖被成 御判形、御闕所依相迫、不知行之條、爲其首尾、入田郷之内下田

直入郷

不知行ニ付入田郷以下ノ地ヲ宛行フ

井・小野拾二貫・廻淵三貫分・栗生野三貫分・篠田六貫分、肥後國玉名郡之内、山北廿一町分之事、被宛行鑑綱訖、早速可有知行之由、依仰執如件、

天文廿二年十一月廿八日

(吉岡長増) 越前守在判

(臼杵鑑統) 安房守在判

(雄城治景) 若狹守在判

(田北鑑生) 大和守在判

(志賀親守) 前安房守在判

加判衆志賀親守

志賀常陸介殿
(鑑隆・鑑綱)

一四 植木辻迫板碑銘

○安井哲郎「明治地区塔碑調査記」
竹田市大字植木字辻迫

宗学常觀妙金公
信女板碑ヲ建ツ

[善根功德主] [宗學常觀信男]
妙金公信女

皆天文廿四年乙卯彌生吉日

一五 大友義鎮知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

隱謀人成敗ノ刻

今度(小原鑑元等)隱謀人成敗之刻、別而被顯心底候、感悅候、仍於國中三拾貫分坪付在事、預進之候、可有知行

ノ忠ヲ賞シ三十貫分ヲ預ク

候、恐々謹言、

(弘治二年カ)
六月廿三日

(親度)
志賀民部太輔殿

(大友)
義鎮(花押)

二五 大友義鎮知行預ケ狀

○田北文書
熊本県史料中世四

(端裏切封)
「(墨引)」

小原鑑元成敗ノ忠ヲ賞シ直入郷長迫五貫分ヲ預ク

今度不儀之仁成敗之刻、勘解由左衛門尉以一所被碎手、被疵之條、忠貞感悅候、仍爲其賞、直入郷

之内、賀來紀伊介跡長迫五貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(弘治二年)
十一月十九日

(大友)
義鎮(花押)

田北忠次郎殿

○弘治二年五月ノ小原鑑元ノ謀反ニ関ス。与同者本庄新左衛門尉・中村新兵衛尉長直・佐伯惟教・賀來紀伊介等アリ。

二五 中寶篋印塔銘

○大分県金石年表八
竹田市大字中宇中

明通妙鏡ノタメ

奉彫刻石塔一字、爲明通妙鏡也、

直入郷

宝篋印塔ヲ建ツ

直入郷

弘治三年丁巳二月廿七日

三一八

玉名郡前原龜甲
下築地菊池郡近
見守富阿多香内
ノ地ヲ預ク

大友氏ニ抗スル
秋月文種等惡党
退治ノ功ヲ賞シ
豊筑百五十町分
ヲ預ク

一五三 大友義鎮知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

肥後國玉名郡之内前原九町・同郡之内龜甲貳町・同郡之内下築地伍町、菊池郡之内近見三町、守富

・阿多香内拾壹町分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(弘治三年)
三月廿五日

(大友)
義鎮 (花押)

志賀(親度)民部太輔殿

一五四 大友義鎮知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

今度秋月文種逆心故、豊前・筑前・肥前亂忿之條、彼惡黨退治之儀申付候處、別而依被勵粉骨、右
三ヶ國無程屬案中候、忠貞無比類候、仍爲其賞、於豊筑百五十拾町分坪付在別紙之事、預進之候、可有知
行候、恐々謹言、

(弘治三年)
十二月十三日

(大友)
義鎮 (花押)

志賀(親度)民部太輔殿

一五 志賀親度知行坪付

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀民部(親度)太輔坪付

筑前國上座郡内
石成

筑前國上座郡之内
一所 三拾町

石成

久重村

同國同郡之内
一所 拾貳町

久重村

立野村

同國同郡之内
一所 三町

立野村

三奈木

同國同郡之内
一所 四拾町

三奈木

玉虫

同國同郡之内
一所 拾貳町

玉虫右同所

しのた村

同國同郡之内
一所 八町

しのた村右同所

くわうたい村

同國同郡之内
一所 五町五段

くわうたい村右同所

豊前國京都郡内
稲光

豊前國京都郡之内
一所 四拾町

山田安藝守跡
稲光

以上百五十町

大友氏加判衆裏
ヲ封ズ

〔以下裏花押〕
〔白杆鑑速〕

〔吉岡長増〕
〔花押〕

〔吉弘鑑運〕
〔花押〕

〔田北鑑生〕
〔花押〕

〔花押〕

直入郷

直入郷

○前号文書ノ坪付ナルベシ。

(志賀親守)
(花押)

一五六 折立三光板碑銘

○大分県金石年表八
竹田市大字中字折立、三光

(墨書)
「造」立石塔一基
弘治丁巳
妙
禪尼道
(三年)

一五七 折立平板碑銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字平田字折立、平

藤原□□□前太守秀□

逆修ノタメ板碑
ヲ建ツ

(逆) 預修善根主
功德七分全得

樹□秀信□
妙永信女
皆永祿三白庚
申菊月吉日 謹志之、

○傍注「ハ」内ハ、「大分県金石年表(二)」(史蹟名勝天然記念物調査報告書)七)ニヨリ注ス。但シ同年表ニハ、「藤原□□□」以下ノ行ナシ。

一五八 大友宗麟義安塔狀

○大友家文書錄
大友県史料三二

直入郷内植木三十貫分ヲ給ス

直入郷之内、植木三十貫分之事、以分別申付候上者、聊不可有相違之條、無氣仕知行肝要候、恐々

謹言、

(年未詳)
十二月廿三日

(大友義麟)
宗麟 在判

首藤甚介入道殿

一五九 白丹丸山寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町大字白丹字丸山

生月衆公尼ノタメ宝篋印塔ヲ建

生月衆公禪定尼

永祿十丁卯九月五日

一六〇 折立三光六地藏幢銘

○大分県金石年表八
竹田市大字中字折立、三光

三十三年忌ニ六地藏幢ヲ建ツ

「爲寶□□公禪定門三十三年也、逆修善根主春芳妙長信女、七分全得爲妙聖禪定尼^(尼)三十三年也、爲靜川道閑禪定門三十三年也、

直入郷

直入郷

三三三

皆永祿十一白戊辰九月吉日考子木志之、^(マ)

二六一 植木鬼田板碑銘

○大分県金石年表
竹田市大字植木字鬼田

玉伝妙林ノ三周
忌ニ板碑ヲ建ツ

爲玉傳妙林禪尼大祥忌也、
皆永祿十二天己巳十月廿八日志之、

二六三 大友氏加判衆連署書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

龍造寺隆信誅伐
ノタメ使者ヲ遣
スニヨリ相談馳
走セシム

龍造寺山城守事、先年依佗言深重、被成御赦免候之處、每々一雅意之企、殊今度松浦表錯乱以來、^(隆信)
逆心顯之條、御誅伐之儀、至所々堅被加御下知候、然者爲御檢使成大寺・森越前入道被差遣候之
條、各被申談、別而馳走可爲御祝著之段、以御書并御條々被仰出候、被得其意、聊不可油斷之儀
候、委細右兩人被仰含候、恐々謹言、^(宗智)

三月廿七日
^(元龜元年カ)

親賢(花押)^(田原)

鑑康(花押)^(朽網)

鑑速(花押)^(日杵)

親度(花押)^(志賀)

加判衆志賀親度

麥生(鑑光)民部太輔殿

(花押)
惟(花押)教(花押)

一六三 佛原萬慶庵跡寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町大字仏原万慶庵跡

花心用幻童女ノ
タメ造立ス

欽奉刻彫石塔一尊□爲花心用幻童女也、
(宇)干時元龜二年辛未七月日

一六四 下折立上屋敷板碑銘

○大分県金石年表八
竹田市大字平田字下折立上屋敷

(墨書)
□刻石 □一本生事 □者 □得 □

三閭魔王者轉轉 □五 □

右志念者、 □禪忌之辰 □

右僧功因源 □ □ □

元龜二年辛未 □ □ 月四日施者 □ 立畢、 □

直入郷

一六五 白丹多寶院寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町大字白丹多寶院

寶岩琢公

元龜三年壬申正月十八日九十二歳、

一六六 城原八幡社銅鉢銘

○大日本史料一〇ノ一二
竹田市大字城原

藤原綱俊銅鉢三
ヲ寄進ス

〔寄〕
奉奇進御鉢三ノ内、

大願主荒卷前伊與守藤原綱俊

元龜三年 壬申二月初卯

一六七 挾田万里板碑銘

○大分県金石年表六
竹田市大字挾田字万里

〔墨書〕
「出旨元龜三年壬申菊月吉日、施主敬白、」

月心宗泉ノタメ
塔ヲ建ツ

月心宗泉禪定門

元龜四年关酉二月十四日

一六 挾田大塚某邸内寶篋印塔銘

○大分県金石年表八
竹田市大字挾田字運田大塚某邸内

一九 田口五輪塔銘

○大分県金石年表二
竹田市大字中字田口

花岳秀芳ノタメ
五輪塔ヲ建ツ

(水輪)
一前住花岳秀芳座元禪師

皆元龜四年关酉十一月八日志之、

二〇 大友義統書狀

○田北文書
熊本県史料中世四

土圍廻屏役ヲ直
入郷内領地分ニ
課ス

土圍廻屏之儀、至諸郷庄申付候、仍直入郷之内、其方領地分之事、諸点役免許之段、雖存知候、此
度之事、馳走肝要候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

(天正元年)
十二月二日

(大友)
義統(花押)

田北大炊助殿

直入郷

直入郷

三二六

○「大友家文書録」ニモ収録ス。

一七二 久住神社志賀道雲鑑一門奉納懸佛銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町久住神社

○スベテ墨書。十面
アリ。便宜表示ス。

金、御尙代拜進、願主癸巳四十三、奉爲武運長久、子孫繁昌也、仍如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、志賀常陸入道源朝臣道雲、(鑑隆)

銀、御尙代拜進、願主癸巳四十三、奉爲武運長久、子孫繁昌也、仍如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、志賀常陸入道源朝臣道雲、

同上

志賀道雲寄進

願尙代拜進、願主甲午四拾二歳、右意趣者、一家長久、子孫繁昌、息災安穩、壽命長遠、立願成就之處、如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、氏女、

志賀氏女

願尙代拜進、願主戊午十八歳、右意趣者、一家長久、子孫繁昌、息災延命、立願成就之處、如件、

志賀道雲女

天正三年乙亥十二月廿八日、道雲息女、

同上

御尙代拜進、願主甲子十二歳、右意趣者、一家長久、子孫繁昌、息災延命、立願成就之處、
如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、道雲息女、

同上

御尙代拜進、願主丁卯九歳、右意趣者、一家長久、息災延命、立願成就之處、如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、道雲息女、

志賀鎮隆女

御尙代拜進、願主癸酉三歳、右意趣者、一家長久、息災延命、子孫繁昌之處、如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、(志賀)鎮隆息女、

道雲女

御尙代拜進、願主甲戌二歳、右意趣者、一家長久、息災延命、宿願成就之處、如件、

天正三年乙亥十二月廿八日、道雲息女、

氏女

天正三年乙亥十二月廿八日、氏女、

御尙代一面奇進(寄)□□下藤大炊介、奉爲末代也、

直入郷

天正三年乙亥、願主敬白、

一七三 三宅部動寺寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字三宅字部動寺

(塔身)

「(梵字ウーン)」

「(梵字タラク)」

梅岳香公禪定尼
ノタメ造立ス

「爲梅岳香公禪定尼

(梵字キリーク)

□天正四年丙子卯月吉日

「(梵字アク)」

一七三 挾田羽惠寶篋印塔銘

○大分県金石年表六
竹田市大字挾田字羽惠

(墨書)

妙覺菩提ノタメ
宝篋印塔ヲ建ツ

「欽奉刻彫石塔一字之事、爲□月妙覺大姉菩提也、

于時天正二年霜月

」

直入郷松本名等ノ地ヲ預ク

一吉 大友義統知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

□ 勞之條、(直入郷)松本名内、野賀□ □ 之口九貫分之事、預置候、□ □ 所次第、必可

加扶助候、爲□

(年未詳)

□ 日

(カ)

□ 田原左京亮殿

(大友)
義 統在判

一壹 挾田万里板碑銘

○大分県金石年表六
竹田市大字挾田字万里

道讚菩提ノタメ板碑ヲ建ツ

欽奉造立石塔一字之□(欠損)

□ 爲道讚禪定門并□也、

天正五年丁丑五月七日

一亥 大友氏加判衆連署奉書(折紙)

○志賀文書
熊本県史料中世二

日向出勢相談ノタメ眞光寺寿元ヲ派遣ス

就日州表行之儀、爲可被仰談、眞光寺壽元法印被雇進之候、此節別而御入魂、可爲御祝着之段、以ケ條直被仰遣候之趣、委細右寺可有演說候、恐々謹言、

直入郷

直入郷

(天正六年)
二月十二日

三三〇

阿蘇殿御宿所

(志賀親守) 道輝 (花押)
(朽網鑑基) 宗歴 (花押)
(田北) 鎮周 (花押)
(吉岡) 鑑興 (花押)
(田原親賢) 紹忍 (花押)
(佐伯惟教) 宗天 (花押)

一七 源大義統安堵狀

○大友家文書録
大分県史料三三三

坊領字頭職ヲ安堵ス
直入郷八百分

當坊々領并學頭職、種田莊秋岡名之内三町、直入郷之内圓福寺八百分、(三重郷) 宇目村之内眞光寺三貫分、肥後國飽田郡之内天福寺貳町五段分之事、老師豪意法師任讓之旨、領掌不可有相違之狀、如件、

天正六年三月五日

(大友) 源義統 在判

(靈山寺) 實相坊豪照

○直入郷圓福寺ハ、大字会々字下木ノ寺院(九八・一三六号)ナラン。

志賀道輝・朽網
宗歷其他南郡衆
ノ出陣ヲ告ゲ相
良義陽ノ合力ヲ
依頼ス

一克 大友義統書狀

○相良家文書二
大日本古文書

志賀道輝(親守)・朽網宗歷(繼康)・同南部衆(郡九)之事、於于今者、至其塚可爲着陣候、最前以來如申談候、別而以御入魂、三ヶ國屬案中候様、一行之儀頼存候、度々如申候、此節之事、吉凶共義陽御覺悟之前候、猶實相坊江申含候、恐々謹言、

(天正六年)
十一月一日

相良殿
(賜義)

(大友)
義 統(花押)

一克 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

国東郷二十貫上
表
直入郷内居屋敷
万雑点役ヲ免ズ

去年以來就弓箭、至高知尾表、長々在陣、軍勞感悅候、今度重々可差遣之段申候處、無口能所勤祝着候、仍國東郷之内二十貫分之儀、有子細、近年上表、得其意候、然者諸事難成之由尤候、先以直入郷内居屋敷卅二貫分之事、萬雜点役令免許候、殊可爲檢斷不入候、雖然用所之砌者、直可申付之閒、馳走肝要候、爲存知候、恐々謹言、

(天正七年)
正月廿八日

小田原左京亮殿
(鎮郷)

(大友)
義 統在判

直入郷

一六〇 長慶院大塚直邸内板碑銘

○大分県金石年表八
竹田市大字植木字長慶院大塚直邸内

妙春禪定尼ノタ
メ板碑ヲ建ツ

□□□法□法興法□今□無法時法□□□□

□爲歸元妙春禪定尼也、乃至法界平等利益、

皆天正七年己卯七月

一六一 大友義統感狀(紙切)

○志賀四郎文書
大分県史料一三

大肥庄秋月行ノ
軍勞ヲ賞ス

前十七、於大肥庄(日田郡)秋月行候之處、其方事、碎手分捕高名、被疵之由候、忠儀之次第感入候、彌可被

抽粉骨事肝要候、必取鎮、追而一段可賀之候、恐々謹言、

八月廿六日
(天正七年九)

義統(大友)
(花押)

志賀八郎殿

一六二 清水全甲就道證狀

○頃田叢史所収清水文書
増補訂正編年大友史料二四

若輩内記ニ対ス

追而申候、内記事依若輩、每物被加御奉公、不可有緩候、親共おち共助言、其方一人へ頼候條、

ル助言援助ヲ依
頼ス
老年及び在陣ノ
タメ借物ニ付証
状ヲ記ス
一貫五百分渡ス
下津留町堀一所
ヲ加フ

栗木・佐船田分
ヲ預ケ親父分地
ヲ安堵ス

心そへに可被引助事、肝要ニ候、

態令應候、我等事、年と申在陣(九)と申、企一書候、然者其方若輩之砌、少之我物共候つるを、借用

仕、於津原(借)小百姓兩所、請上意置候、此内壹貫五百分、從此十ヶ年以前、且者少分之返行卜存、

且又志之分ニ渡置候、彼在所ニ、於下津留當時作被仕候町堀一所相加、永々可進置候、至内記茂、

此首尾申渡候、爲向後候條、此一筆質可召置候、恐々謹言、

天正七年十月八日

(清水)
大學助殿

(清水就進)
全 甲 (花押)

一八三 紹策給地預ケ狀

○碩田叢史所収清水文書
増補訂正編年大友史料二四

栗木三反・先給佐船田分壹反、預進之候、親父甲斐入道爲分地、(直入郷)葎原之内壹貫五百分、下津留之内
町堀一ツ、連續之儀、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)
十月十二日

紹 策 (花押)

清水大學助殿

○一四五号及び前号参照。紹策ハ朽網鑑康(宗歴)ノ子鎮則ノ法号ナラント(『増補訂正編年大友史料』二四、
一六三頁参照)。

一八四 大友圓齋鎮書狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

(包紙ウハ書)
一佐田彈正志殿

(大友)
圓齋

来翰ニ答ヘ再出
馬シ義統ト議シ
出陣スルコトヲ
伝フ
南郡衆馳走

就國東表之儀、先日者、早々敷示給候、被添心候次第、案中候、先書如申候、爰許出勢之儀、愚老
以出府、義統申談候之條、來十日・十一日之閒、可爲著陳候、連々承候首尾、此節候條、別而可被
勵忠儀事、肝要候、年寄中・南郡衆馳走、不可有餘儀之由候條、被得其意、無油斷、心懸專一候、
仍爲音信、猪肢二送給候、懇志之趣、祝著候、則賞翫此事候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
壬三月五日

(大友義顯)
圓齋(朱印)

(鎮綱)
佐田彈正忠殿

○次号參熊。田原親貫討伐ニ係ル。

一八五 大友義統書狀(紙切)

○志賀四郎文書
大分県史料一三

(親貫)
爲田原右馬頭退治令發足、所々加下知半候、(南郡衆)方角衆之事、此節別而可被勵馳走之由候、感悅候、
(志賀)鎮隆爲名代、道雲出張之條、(宗鉄)每事可申談候、仍油二筒送給候、祝著候、猶浦上左京入道可申候、
恐々謹言、

田原親貫退治ノ
爲ニ発足スルヲ
報ジ協力ヲ依頼
ス

(天正八年)
五月十六日

(鎮隆)
志賀兵庫頭殿

(大友)
統 (花押)

一六 大友圓齋義鎮書狀

○志賀正道文書
大分県史料九

小国表在陣辛勞
ヲ謝シ義統ヨリ
入魂儀ニツキ答
件
田原親貫退治ノ
油二筒送ルヲ謝
ス

蒲池鎮並・赤星道半、申旨依有之、(志賀鎮隆)道雲事、(肥後)小國表江、可爲在陣之由承候、炎天時分、別而辛勞察
存候、先日從義統預入魂候條、尤可然候由、令申候キ、右兩人被申談、每事堅固之御才覺、不及申
(大友)
(田原親貫之亂)
候、浦部表之儀、急度可一着之閒、(南郡衆)方角衆之事茂、馳而其堺江、可被差寄候歟、於委細者、義統可
加下知之條、不及口能候、仍油二筒送給候、遠方迄之音信、每々懇之儀、祝着候、猶重々可申候、

恐々謹言、

(天正八年)

六月四日

(鎮隆・道雲)
志賀常陸入道殿

(大友義鎮) (ローマ字)
圓齋 (朱印)

一六七 岳麓寺西蓮寺跡田北紹鐵鑑富寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町大字有氏字岳麓寺西蓮寺跡

田北紹鉄ノタメ

奉造立石塔一基之衷、

直入郷

直入郷

息女宝篋印塔ヲ
建ツ

爲捐館前和泉太守(北)

牛翁紹鐵庵主覺靈也、(田北)

于時天正八年庚辰(守)

爽則念三日孝女欽記之、(美)
(七)

○「」内ハ古庄賢士『直入金石文集』其二ニヨル。

一六 大友義統袖判大野莊下村菅田名坪付

○志賀文書
熊本県史料中世二

(大友義統)
(花押)

(大野莊)
下村菅田名坪付

志賀親度ニ大野
莊下村菅田名内
坪付ヲ与フ

一所 上畠屋敷

一所 十時

一所 樋口

一所 大坪

一所 御園

一所 越中園

一所 景木

已上

天正八年十二月三日

志賀民部大輔殿(親孝)

一八九 大友義統知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

大野庄四ヶ村代
所トシテ下村菅
田名所々ヲ預ク

爲大野庄四ヶ村役職代所、下村菅田名之内染屋分・豊尾分・花木分・佐伯通分・小横枕分・柳迫分・茜分・染原分・上座分・炎尾分・久珠地淵協分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正八年)
十二月十三日

(大友)
義統(花押)

志賀民部大輔殿(親孝)

一九〇 一五八一年(天正九年)日本年報

○イエズス会の通信
大分県史料一五

志賀親孝等キリ
スト教徒ヲ迫害
スルモ効ナシ

○上
略

(大友親盛と)
同年齡で彼に劣らず身分の高い他の少年も同一の希望を懐いている。此の人は豊後全國の大神中頭立つた人の嗣子であり、老中(豊後の執政で、主の顧問である者をこのようにいう)の上席の人が其の祖父である。同人は當國に在る我等の敵中の頭で、最大の迫害者であり、ゼザベル以上に我等と

直入郷

三三七

闘い、一切の手段を盡して我が聖教を亡ぼそうと努め、大いに神佛の教えを重んずる者であるがデウスはよく之を罰する方法を知り、彼の子等を歸依せしめて非常に苦しめ、或はこのようにして彼を救おうと計り給うたのである。彼の二子の中一人が三年前に説教を聴き、デウスの事を善く悟り、洗禮を受けてキリスト教徒となつたばかりでなく、豊後に於て我等と最も親しく、又最も善い教徒の一人となつた。此の人はフランシスコ王の今の夫人の女で、王の義理の娘に當る人と結婚して居り、一族を悉く教徒としようと望んで居るが、父母が我が教えに大いに反對で、彼と不和である爲め、新しき植物で最も栽培し易いものとして彼の兄弟の嗣子である甥の心を動かそうとした。

(志賀親次)

此の少年は動かされて説教を聴くことを切望したが、其の祖父が我が教えに對し甚しい憎惡を懐いて居る爲め、説教を聴く機會が得られず、其の信賴する家臣二人を府内に遣わし、善く説教を聞いて、其の聴いた所を忠實に語らせることとし、此のようにしてパードレ等が説く所を知ろうと決心した。彼等は命令の通り實行したが、我等の主は其の語つた所を聞いた彼を動かし給ひ、我が教えを喜びキリスト教徒となる決心をするようになり、此の事に付いて右の家臣等と相談した處、彼等は其の父並に祖父が之を喜ばず、其の結果として危害と不快を生ずるであろうと言つた。彼は非常な熱心に動かされて、刀の鞘より小柄を抜取り、軽く腕の皮を切つて十字を付け、彼が教徒となつたことを明に認めさせる爲め、十字架を腕に刻つたが此の印は永く残り決して其の體を離れることはないと言つた。是は少年としては確かに甚だ大膽な事であるが、之に依り日本人の智慧と心の善良なることを知ることが出来る。彼は屢々パードレと往復したが、最近の書翰に依つて、フランシ

親次ノ受洗ニツ
キバリニヤノ
大友義鎮ノ意見
ニ從ヒ延期セシ
ム

スコ王の子を訪問するを口實として、臼杵に來る許可を父から得たということを知つた。同所で説教を聞いて洗禮を受ける考えである。臼杵では彼の來るのを待つて居るが、パードレ・フランシスコ・カプラルは彼の事に付豊後に於て種々紛擾の起るのを疑わず、洗禮を急ぐべきかどうか未だ決定していない。但しフランシスコ王は若き王並に老人を宥めて、(大友親盛と志賀親次)兩少年の希望を達せしむることを引受けている。ピジタドールはパードレ・フランシスコ・カプラルに書翰を贈つて、此の事に關してはフランシスコ王の意見通りにし、彼の言に従つて直に洗禮を授け、又は之を延期することを命じた。彼等の如き身分で多數の人の上に立つた者は基督教會に大切であるので、主が此の少年等の歸依を實現せしめ給はんことを祈る。

略○下

一九二 白丹潤島寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
直入郡久住町大字白丹字潤島

圓松□公禪定門

天正十年壬午四月廿五日

直入郷

三三九

一九三 白丹佐藤垣雄邸内寶篋印塔銘

○大分県金石年表八
直入郡久住町大字白丹稲葉地区佐藤垣雄邸内

桂屋□□禪定尼

天正二十年八月九日

一九三 一五八二年(天正一〇年)日本年報

一五八二年一〇月三十一日(天正一〇年一〇月二十五日)日付、口ノ津よりパードレ・

ルイス・フロイスのイエズス會總長宛

○イエズス會の通信
大分県史料一五

志賀親次教徒ニ
ナラント希望ス
親孝子親次ニ家
ヲ讓ル

當豊後國に在る國守の一人は、武勇と富貴との點に付いて國中第二位であつたが、異教徒でデウス(志賀親孝)の事を喜ばなかつた。彼に太郎(志賀親次)という十七八歳の一子があり、彼は既に此の人に其の家を讓つていた。此の少年はどのような方法に依り、又何處であつたかは知らぬが、二三年前デウスの御許に在るパードレ・ガスパル・ピレラ時代の宗論を、日本の文字で書いた書物を所持していた。此の書中にはパードレが諸宗派の肝要な問題を一々駁論しているのであるが、少年は此の書を常に懐に藏し、彼の考えを改めしめようとしてデウスの教えに付何か言う人があれば、直に其の書中に掲げてあり、彼が既に暗誦していた道理を述べたので、今日まで何人もキリスト教徒とならうとする彼の

希望を放棄せしめることが出来なかつた。其の父は之に満足しなかつたが、他にすることができず黙認していた。フランシスコ王は數日前彼の信仰が堅きことを知つて曰杵から遠い彼の居所に珠數を送つた。彼は大いに喜んで之を受納して頸に懸け心中では教徒であると言つた。彼の父は此の事に反對し、少くとも自分の前に於ては珠數を懸けず、家に残し置くよう命じたが、彼はデウスの教えの外に救の道のないことを知つたから、決して止めないと言つた。彼は曰杵に於て復活祭を行うことを聞いて、行くことを望んだが、其の父に妨げられて行くことが出来なかつた。そこで家臣の一人を派遣して、之を觀て語ることが命じた。此の人は特に此の爲めに來たが、始めて此のような祭を觀たので非常に驚き友人が太郎殿に何と尋ねた時、日本には此のような行事がないから、教徒の信仰と崇敬を判らせることは不可能である。それで何も言わぬと答えた。彼は今豊後に在る最も富み且有力の人で、彼の許には戰士が三千人いる。之に關して我等が大いに期待し得る事は、此の少年が國王の婿の一人で、豊後に在るキリスト教徒中最も善良な者の兄弟の子であつて、其の甥に當る故其の勸に依つて希望を續けることである。彼は密に書翰を少年の許に送り、今は差支があつて洗禮を受けられなくとも、絶えず洗禮を受けることを望んで居れば、我等の主は之が爲め好い機會を與え給うであろうと激勵している。右はビジタドルと一緒に豊後から當下の地方に來て以來七ヶ月の間に同國に付いて集め得た所である。

一四 下早水觀音堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表二
竹田市大字中下早水觀音堂
(マ)

(基礎部)
「捐館越山宗□公庵主、

越山宗□菩提ノ
タメ宝篋印塔ヲ
建ツ

宣天正十年壬午十一月日志之、敬白、」

一五 一五八三年(天正一)日本年報

一五八四年一月二日(天正一二年一)パードレ・ルイス・

フロイスよりイエズス會總長宛

○イエズス會の通信
大分県史料一五

豊後に付いて

○上略

教徒イサベル

豊後の世子の妃に仕えていたイサベルという教徒の少女は、宮廷から遠くキリスト教徒が一人も
いない大身の家^(志賀親孝)に追放された。併し彼女は幼少の時、洗禮を授けられたので、祈禱其の他教徒とし

ての行を中止しなかつた。彼の大身は豊後全國では第二の人で、十二三歳の一子^(親必)があつたが、彼女
が屢々跪き、十字を切り、祈禱をするのを見て驚き、何故に絶えず此のような如き行をなすかと頻
りに尋ねた。其の熱心な質問に對して、少女がデウスの事及びキリスト教の教えの事を少し語つた

志賀親次イサベ
ルニ種々質問シ
キリスト教徒ニ
ナラントス

父母祖父何レモ
反キリスト教徒

親次叔父ニキリ
スト教ニツキ学
ブ

處、彼は之に動かされてキリスト教徒とならうことを欲し、自ら語つた所に依れば、以後偶像拜み、又父母に教えられた偶像崇拜の他の行を全く止めた。又右の希望が益々強くなり、彼の婦人に就いて祈禱を悉く學び、暗記する爲め之を書付け、密に我等の主基督及び聖母の像、祈禱に用うるロザリヨ及び、常に携帯する聖ロザリヨ、其の他教徒たちが信心の爲めに携える品々を集め、其の室に於ては絶えず祈を行ひ、我等の主が洗禮を受けられるよう導き給わんことを願つた。此頃父は彼の妻として異教徒である國王の姪を迎えさせた。此の夫人の乳母はキリスト教徒であつたが、夫の信心を知り彼の善い希望を堅固にしようとして出来るだけ努力し、知れる限りのデウスの事を彼に教えた。之に依つて一層信心を加え又決心を固め、今日まで約六年の間同じ熱心を續けている。

(主領親守)

然るに父母及び、とりわけ祖父は最も頑固な偶像崇拜者であり、同國の大部分を統治して居り(豐後の世子は彼を最も尊敬し、其の父に對するよりも彼に服従している)毎日彼の心を轉じ其の目的を棄てさせようと努力したが、嘗て成功しなかつた。彼に一人の叔父がある。彼は父の兄弟で豊後にある教徒の中で最も善い人物であるが、彼は屢々書翰を此の人に贈つた。其の書翰はデウスの教えに付いては殆ど何も知らぬ異教徒のものとは思われず、修道士の書翰の如きものであるが、彼は其の叔父とは比較することの出来ない程高い身分であつたに拘らず、洗禮を受けて教徒として自由に生活する爲め、其の家臣のようにしようといふ願ひ、若し承諾を得たならば、直に所領及び家を棄てて彼の保護の下に己を置くであらうと言つたが、叔父はパードレ等の意見に従ひ、其の目的は必ず達する故、辛抱して我等の主が他の方法を定め給うまで待つことを彼に勧めた。此の叔父は或時其

親次信仰ノ念厚シ

志賀親孝親次ヲ
伴イ白杵ニ宗麟
夫人ヲ訪フ

の兄弟を訪問したが、彼の両親は其の教徒である爲め、其の子に勧めて受洗の望を一層固くするようになることをおそれ、其の子と語ることが好まなかつた。少年はデウスの事に付いて叔父と語る機会を逸することを欲せず、夜中に家の人が皆眠つた後彼と語る爲めに赴いた。叔父は同所より一レグワの所に居り、途中甚だ難儀な河が二つあつたが、之を越えて夜の残りの間デウスの事及び良心の事に付いて語つた。叔父は之に關して相當に教えを受けていたので、彼を助けようと欲し聖徒及び殉教者の生涯について多く語つた。之に依つて彼の熱心は日々加わり、夜の大部分を之に費した後、夜明諸人の起出る前に家に歸つた。此の事は叔父の同所滞在中繼續し、一夜も休むことが出来なかつた。叔父が歸つて數日を経て、父は國の重立つた大身等と同じく宮廷に赴く必要が起り、此の際其の子を同伴して祖母である老妃宗麟夫人の長女は親孝の妻を訪問することとした。此の好機會は彼に取つては非常なる喜びであり、他の武士等と共に約二百の家臣を連れて白杵の聖堂に行つた。彼は甚だ思慮深く、表面は聖堂を見物する爲めのようにして、心中燃えていた思を隠した。パードレ及びイルマン等は彼の身分に相當した款待をしたが、彼は家臣の前では多く感謝を表せず、家に歸つて一書を叔父に贈り、是非洗禮を受けようと欲する事、之が爲め生ずべき如何なる艱難も意とせぬ覺悟である事、又聖堂を出て家に着くまで、パードレ等の慈愛に感謝し續け、涙を抑えることが出来なかつた事を、聖堂に行つてパードレ達に傳え、授洗を請わんことを願ひ、父及び祖父母の妨害を受けたい爲め、何時でも密に聖堂に赴くであろう。洗禮を受けた後は親戚一同の怒りは少しも意とせず、之の爲め生命を棄てる覺悟があると述べた。聖堂では先づ順序を追つてデウスの事を聽こう

親次深夜白杵ノ
聖堂ニ行ク

四時ニナリ漸ク
家ニ帰ル

親次ノ聖堂訪問
ヲ妨グ

と希望し、何人に對しても先ず之を教えた後でなければ、洗禮を授けない習慣であることを告げた。同夜非常に雪が降つたが、彼は人々が皆床に就いた後、其の決心を知らせた家臣一人を同伴して、暗中に白杵の聖堂に來り、夜の十時に着き、夜半後の四時までデウスの事を聴き、少しも眠ることなく之について語つた。彼は一イルマンがデウスについて語つた事を聴いて喜び、終夜倦まなかつたのを見、パードレ・イルマン等は驚いた。パードレ等が殊に驚いたのは、彼に見せる爲めに日本人等が甚だ喜ぶ繪畫を多く陳列し、又折々クラボを弾いて、嚴しい寒気を凌がせようとしたが一回も繪を見る爲めに起ち、又クラボを聴こうと顔を動かすこともせずデウスの事、靈魂の本質榮光の事等に付いて聴き、又質問し他を忘れた事で、それでデウスの御恵を受けて、此のように熱したことが認められた。四時となつて彼に勧めて家に歸らせることは困難で、若しパードレ等が切に勧めて歸らせなかつたらば、夜明までも留つたであろう。彼は再び來て、足らぬ所を聴き、同時に洗禮を受ける決心を以つて去つたが、日中は小姓等が嚴しく番をした爲め來ることが出來ず、彼は出來るだけ度々書翰を聖堂に贈つて自ら慰めた。翌夜再び我等のカザに來て、長く延期した希望を達しようとして期待していた處、どのような路に依つてか知ることを得ないが、老妃が此事を知つて非常に急いで彼の父に書翰を贈り、其子が夜中密に聖堂に行き洗禮を受けようとしていると知らせ、彼を逃さぬよう注意を促した。直に多數の番人を附したので、同夜は來ることが出來なかつた。パードレ等は此問題に付、直に洗禮を授けるが善いか、又は相當なる理由がある故洗禮を延期すべきか協議し、フランシスコ王は思慮深く、萬一面倒が起つても處理することができる人なので、此事を彼

に語つた處、此青年の洗禮を受けることは非常に望む所であるが、今は絶対に必要である譯でない故、暫く之を延期すべきものと思つたと答えた。其理由は戦亂の際であり、其父は甚だ有力な大身である故、若し洗禮を行う時は父並に王妃其他デウスの教えに反對する親戚の側から、青年に對して、事を起すことがあるうし、近く其父より承け繼ぐ筈の甚だ大きい家から追われる危険がある故、暫らく猶豫すれば、其家に於て權力を得、多數の家臣の主人となることも遠くない。従つて容易にキリスト教徒となつて、何人の妨害も受けず、又二萬餘の人達を教徒とするのも自由であると言つた。國王の意見が右の通りであつた故、パードレ等も暫く延期することを可と認めた。彼が城下に滞在していた間、彼に對する警戒が厳しかつた爲め、晝夜共家を出ることが叶わなかつた。そして絶えず番人を附けたのみならず、速に國に歸らせた。洗禮が出来なかつたので、パードレ達は其前に祈る爲め聖母の像を彼に贈つた處、彼は非常に喜んで之を携帶し、領地から屢々書翰を贈り、此のようにして益々信心を加えた。當八四年内には其父が彼に家並に國の政治を譲るであらうということであるが、此のようになれば、豊後國の爲め我等の主デウスが新に開き給う門の一つとなり、歸依する者が多く又基督教會の庇護者となることは疑ない。

父親孝跡相続ヲ
安堵ス

一六 大友義統一跡安堵狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

親父民部太輔親孝一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正十一・二年頃)
九月六日

(大友)
義統(花押)

志賀太郎殿

○義統花押ハ天正十一年正月、十二年三月頃マデノモノナリ。

一七 大友府蘭義鎮書狀(紙切)

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀親次ノ続目
判形ヲ進ズ

(志賀親次) 就太郎續目之儀、道輝・親孝同前承候之條、至義統令入魂、(大友) 判形調進之候、爲御存知候、猶重々可

申候、恐々謹観、

九月十一日

(大友義鎮)
府蘭(花押)

志賀民部太輔殿

志賀安房入道殿

○「一五八二年(天正一〇年)日本年報」(一九〇号)ニハ、十七・八才ノ親次ニ家ヲ讓ツテキタ、トアル。
府蘭(花押)ハ天正十年六月、同十四年二月頃マデノモノナリ。義統・府蘭兩人ノ安堵狀アルハ、当時ノ大友氏内部ノ政治情勢ニヨルモノナラン。

直入郷

一六 大友宗麟義一跡安堵狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

父親度一跡相統
ヲ安堵ス

親父民部太輔親度一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

九月廿一日

宗麟(大友)
麟(花押)

志賀太郎殿(親次)

○宗麟花押ハ8型(永祿七ノ元龜三年頃)ノモノ。シカルニ『一五八一年(天正九年)日本年報』(一九三号)ニヨレバ、親次ヲ十七・八才トシ、翌々『一五八三年日本年報』(一九五号)ニハ十二・三才トス。コレニヨレバ元龜三年(一五七二)ハ二才ノ八才トナリ、一跡安堵ハ不合理ナリ。本文書ハ前号・前々号トモ矛盾シ、検討ヲ要ス。

一九 大友義統書狀寫

○大恩寺文書
大分県史料二六

塩法師母祈禱ニ
ツキ大恩寺・円
福寺兩法印ノ精
誠ヲ謝ス

就今度鹽法師母祈禱之儀、大恩寺・円福寺兩法印別而被勵精誠候事、祝着深重候、從道輝能々相心(志賀)得可被申候、爲御存知候、猶石垣大藏少輔可申候、恐々謹言、

十月廿三日
(天正十一・二年頃)

義統(大友)
統(花押影)

志賀伊勢入道殿

妙雲大姉菩提ノ
タメ板碑ヲ建ツ

奉欽造立石塔一字、

逝光 □白妙雲大姉薰靈、

皆天正十二年甲申卯月吉日

三宅伊東某邸内板碑銘

○大分県金石年表五
竹田市大字三宅字家古屋伊東某邸内

大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

志賀鎮隆同心ヲ
以テ筑後表在陣
ノ軍勞ヲ賞ス

今度至筑後表、志賀(鎮隆)兵庫頭以同心、從取前途在陳、於所々軍勞之由、感入候、彌可被勵馳走事、肝
要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十二年)
十月三日

(大友)
義統在判

志賀紀伊介殿

村挾五輪塔銘

○大分県金石年表八
竹田市大字中字村挾

妙珎禪定尼菩提

(地輪聖書)
一冀奉造立石塔 □(ア、イ)伸共養今安穩

直入郷

ノタメ塔ヲ建ツ

歸真妙珙禪定尼
依此善因、速
出離
至九品之蓮臺
菩提平等

利益、

正脱カ
岬天十三年乙酉二月

二〇三 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

蘇家之仕合、誠絶言語候、每
無油斷趣、乍案中祝着候、

異変アラバ注進
スベシ

于今以在城、別而粉骨高名之段、今
下城所注進當來候、此時者肝要候、雖

兵庫頭在城之由、至其堺直左右候、
候、自然替儀於有之者、重々承可得其意、

津守・田代薩州
同意

一津守・田代至薩州、同意候哉、無實所様子、
是非候、
不及

高知尾心元無シ

一高知尾之儀、無替儀之由候之閒、肝要存候之處、親。久無滯山、南郡表候様、越山之由候、無心
之

元候、併兩人無恙候事、先以專一候、別而可加力覺悟、無餘儀候、方角江滯留候者、可被添心
事、不及申候、

薩軍衆合志ニ居
陣シ阿蘇家内略

一薩州衆合志領所々江令居陣、阿蘇家内略之由候哉、銘々預入魂候、今度折々懇切之儀、喜悅不斜
肥後

候、

小國兩人ノ人質

一小國兩人之事、今日迄者無別儀候、雖然質人等、不差置候閒、重々以使節可申内意候、從道雲茂
志賀縣録

志賀道雪モ親類
一人差出スベシ

親類一人被差出、專要之由可被申達候、委細浦上長門入道可申候、恐々謹言、
(宗鉄)
(天正十三年)廿
閏八月○三日
(大友)
義 統朱印

志賀武藏入道殿
(道善、鑑隆)

二四 岳麓寺高畑朽網鑑康墓碑銘

○古庄賢士「直入金石文集」二
直入郡久住町大字有氏字岳麓寺、高畑

朽網鑑康ヲ供養
ス

朽網三河守入道藤原鑑康公

球民院殿宗曆大居士
(マ、)

天正十四丙戌十二月二十二日

○日名子太郎「大分県金石年表」ニナシ。朽網鑑康ノ法名ハ「宗歴」ナリ。後ノ供養碑ナラン。

二五 豊臣秀吉朱印狀寫

○志賀文書
熊本県史料中世二

千石秀久ノ輕拳
ヲセメ志賀親次
馬ヲ告グ

今度千石權兵衛尉依不屈働、不慮無是非次第、然處、其城堅固相踏候旨、忠儀神妙候、先勢追々差
(秀久) (候脱カ)
遣候、頓而被出 御馬、嶋津事可被刎首候段、可移時日候條、彌丈夫覺悟專一候也、
(不脱カ)
(天正十五年)
(豊臣秀吉)
御朱判

正月三日

志賀太郎とのへ
(親次)

直入郷

首可被刎事、

程有聞敷、

110K 豊臣秀吉朱印狀寫

○志賀文書
熊本県史料中世二

岡城堅固相抱ノ
忠節ヲ賀シ羽柴
八郎以下ヲ先勢
トシテ差遣スラ
告グ

恩賞ヲ約シ堅固
ニ相踏ベキヲ申
付ケ兵糧・玉葉
ヲ送ル

態染筆候、其城堅固相抱候段、尤以神妙思食候、今月廿日・廿五日羽柴八郎初、爲先勢追々被差遣

御人數候、(岡城)殿下二月末・三月始、至豊前表、可被成御動座事、八幡大菩薩非偽候、今廿日・卅日

之□、丈夫ニ可相抱候、此刻無二之覺悟、誠忠儀不淺候、彼逆徒等可被刎首事、案之内候、各可被

成御褒美候間、家中之者とも申間、成勇、彌堅固可相踏候、兵糧・玉葉之事、被仰付候間、定可差

籠候、猶追々可申聞候也、

(天正十五年)
正月十七日 (豊臣秀吉) 御朱印

(親次)
志賀太郎とのへ

110J 豊臣秀吉朱印狀寫

○志賀文書
熊本県史料中世二

駄原畑篠原目合
戦ノ功ヲ賞ス
宇喜多秀家出陣

舊冬十二月、(柏原郷)於駄原畑・篠原目、(同上)兩度遂一戦、討捕首之注文并書狀披見候、碎手無比類働、別而感

悦之至候、爲御先勢、去月廿五日、(宇喜多秀家)羽柴備前少將打立候、(秀長)羽柴中納言其外追々被差遣候、殿下來月

朔日被出御馬之條、彼逆徒可被刎首事、不可有程候、成其意、卒爾之行等無用候、猶黑田勘解由可(孝高)申候也、

(天正十五年) 二月八日 御朱印

志賀太郎とのへ

三〇六 羽柴秀長書狀

○志賀文書 熊本県史料中世二

(端裏切封) 一 (墨引) 一

猶以早速可及行之條、其時可申候、猶藤堂申聞候、以上、

周防永興寺ニテ

書狀披見ス

無類ノ粉骨ヲ賞ス

数日中ニ豊前小倉ニ着陣スベシ

書狀今日廿六日ニ周防於永興寺披見候、誠今度者、以覺悟無比類粉骨、對(豐臣秀吉)殿下様忠儀不淺候、五・三日中ニ、豊前(高虎)到小倉、可爲著陣候之聞、其内堅固行專用候、關白殿忠節之通、以彌言上仕

可候、猶休庵江申遣候、謹言、

(天正十五年) 二月廿六日

志賀太郎殿

(包紙ウハ書) 一 志賀太郎殿

秀長 (花押)

秀長

二〇九 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二七

(別記録)

(天正十五年)

薩軍岡城ヲ攻ム
志賀親次応戦ス

鬼城ヲ守ル

薩兵城ヲ攻ム

志賀親次陥ル、
城壘十五カ所

二月二十八日、薩兵岡城ヲ窺ヒ、其追手暗燈岩屋ニ至ル、志賀親次、右田氏中務・阿南氏下總ニ、弓鐵炮ヲ附テ、コレニ對セシム、□□□□□□橋ヲ□シ、且水深クシテ涉リ□□ニ由ナシ、故ニ薩兵爰ヲ去ル、廿九日、其薩兵一千餘、彼川上小渡牟禮ニ至ツテ、鬼城ニ對ス、鬼城ハ岡ノ子城ナリ、親次自ラ上角□ニ陣シ、中尾右近、大森彈正忠、右田中務、□□美濃守、丹肥前、志賀掃部等、□□□□一千餘兵ヲシテ、鬼城ヲ守ラシム、薩兵川ヲ涉リテ城下ニ進ム、城兵急ニ撃ツテ、大イニ走ラシム、別ニ薩兵河邊ニ備フル□□アリ、志賀掃部・右田佐渡、コレヲ撃破ル、□□□□親次得ル所ノ甲首三百七拾餘級、□□岡ノ雜兵六十餘人、城ヲ出テ敗兵ヲ木野ニ撃ント欲ス、伊集院氏肥後ヨリ來ツテ木野ノ兵ニ會ス、而シテ岡ノ兵ヲ圍ム、岡ノ兵衆寡敵シ難キヲ以テノ故ニ、□□□□□□出テ歸ル、凡親次去年十月□□□□今年二月ニ至ルマデ、拔屠所ノ城壘十五所、所謂、緒方普方クズキ・寺本湯要害・白谷壘・鳥岳・朽網城・柵牟禮・馱原・篠原目・高城・宮迫・鎧嶽・小牧・水五合・鳥屋・神角也、

三〇 豐臣秀吉朱印狀(紙折)

○志賀文書
熊本県史料中世二

薩摩国和泉城ニ
テ木下半介宛ノ
書狀披見ス
直ニ日向表ニ進
攻スベシ

對木下半介書狀通、於薩州和泉城、聞召候、此表遠路候之條、直ニ日向面へ可罷越候、當口被任御
存分候條、頓日州口可被作入相候條、被成御對面、此中忠儀等事、可被成御褒美候也、

(天正十五年)
卯月廿九日 (豐臣秀吉)
(朱印)

志賀太郎とのへ
(親次)

(包紙ウハ書)
「しか太郎とのへ」

三一 豊後國志

岡
城

(直入郡藩封項)
岡城 文治元年、緒方惟榮始設壘爲堡而不居、說具于下、大友能直第八子能郷領大野志賀居焉、遂爲氏、嫡孫貞
嗣朝、建武中、修舊堡廣大之、稱岡城、世居焉、天正中、豐薩之戰、志賀親次年十八、武略無雙、攻守皆有
功、大友義統國除之日、親次棄城而去、文祿二年、中川修理大夫秀成從播之三木、移封于此、後世襲之、野史稱
源廷尉義經將到鎮西、囑事於緒方惟榮、故惟榮城于岡以待焉、廷尉之船、到于大物浦、爲風波所窘、而不果、遂
下東奧、按設壘即此時也、又云、惟榮因獲罪、配于上州沼田、恐非、盛衰記曰、伊豫守義經詣、法皇御所、謁大
藏卿泰經曰、吾儕小人、惟慙無友于子之美、將避害於海西、願假朝旨、以諭豐人惟妙惟榮等、泰經以聞、遂議諸
大臣、以賜書、船遇颶風不果、蓋據之、爲此說、東鑑曰、文治元年、豊後國人白杵惟隆、緒方惟榮兄弟、去年合
戰之間、破却宇佐寶殿、掠奪神寶、依之雖下配流、逢非常赦、由是則其罪非許義經之事可知也、且逢赦罪亦刑
已、

直入郷

直入郷

騎牟礼城

(古蹟項) 在三宅郷瀬口村、仁平中、源公子爲朝城于此云、天正中、志賀親次爲支堡、備於薩兵自朽網襲來也、

篠原目堡

在柏原郷中角村、岡城支堡、志賀親次使阿南惟秀成之、天正中、薩軍屠豐時、其將白坂石見守伐之、惟秀親薩兵之衆、既知不可敵、僞請降、且言我所以叛者、有宿恨之狀、石見守信之、乃入保焉、使惟秀守城門、惟秀竊報此狀於岡以應焉、親次使後藤美作守爲先鋒挑戰而走、中尾伊豆守爲後軍繼之、大森彈正忠設覆於二處、惟秀啓之、既戰乘勝而追、覆起、三師相夾擊之、蹙其軍、獲其將石見守、及首級三百、以復其堡、文祿之後、

馱原寨

在柏原郷戸上村、

南山城

在朽網郷白丹村、志賀武藏守義天、康應中、城于此、九世孫常陸介鎮隆嗣立、天正十四年、島津忠久使新納、梅北二將、率兵自西肥來攻之、鎮隆大戰、兵雖精無衆、不克、遁於屋形木山而自殺、父道運入道鑑隆、及弟義親能戰、薩兵殆窘、既而軍中有閔、遽火起、寇乘之、城拔、道運走于繩張寨保之、義親逃于常樂寺自殺、南山城於是廢、

繩張寨

在南山城西半里稻葉村、志賀氏築于此、備於西肥、南山城既敗、道運入道逃於此保之、志賀重實、渡邊友綱、吉野義友、皆從之、竟謀其不可克、皆自殺、吉野重昌後至、諫道運曰、願宜避難以待興復之時、

遂潛逃于日田郡津江、寨遂廢、

三三 豊臣秀吉朱印條々

○大友家文書錄
大分県史料三三

條々

一大隅・日向兩國之儀、有人質、不殘請取可申候、自然不渡城於有之ハ、(嶋津) 義久・嶋津兵庫頭・嶋津(家久) 中務兩(三)人(百姓)に相届、右之不渡城を可取卷候、渡す城をは(城)主を懇にいたし、其在所に足弱等かた付候時、(地)以下迄も政道堅申付、猥成儀有之者、可爲一(錢斬之事)、

日向國ヲ大友宗麟ニ与フ

城ニ一郡付ケ伊東ニ取ラスベシ

長曾我部信親戦死ノ賞トシテ大隅國ヲ父元親ニ下サル

志賀太郎ニハ日向ニテ一城ヲ与フ

〔日向國之義〕

大友休庵(義總)へ出し候間、休庵被居候(て罷)□□候ハん城を相拵、在付候様に可申付候、立候□

て不叶城をハ、日向之内に三ツも四ツも可然候哉、其内之城を一ツ大隅之方へつけ、城に一郡相(郡)

添、伊東民部大輔に是を取せ、休庵爲與力、合宿させ可申事、

一去年、千石權兵衛置目を破、不届働をいたし、越度を取候刻、長曾我部息彌三郎(信親)を討死させ、忠

節者之事候間、爲褒美大隅國(マ)一を長曾我部宮内少輔に、爲加増被下候條、長曾我部居候而能城

に置、普請等申付、國之内に置候ハて不叶城を三ツも□□□、普請何茂申付、長曾我部に可相渡

事、

〔伊集院右衛門大〕

夫、主之義久儀を、大切に意得、

〔於ても義理頼母〕

敷者候、取そたてへく候間、

〔郡國之〕

□□□儀者、有次第、長曾我部に一職可申付候事、

〔其〕

□□方此方へ越候へと申候ハ、右之一書懇に可申付と思食、被召寄候へとも、道之用心無心元思

食、又ハ此方へ越候日數可行候、下々の者も相草臥候へハ、如何候間無用之事、

一毛利右馬頭・小早川左衛門佐・吉川治部少輔(元清)兩三人者、人數二三千にて、此方へ可被越候、惣人

數ハ造作候間、無用にて候事、並黒田勘解由者馬乘四五騎して、右馬頭可爲同道事、

□□大友休庵召寄、右之内々之儀、可申渡候、休庵被居□□、休庵次第可然候事、

〔於豊後大友家〕

□□臣之者共、且々覺悟を替候へ共、

〔ナシ〕

義□不働者に候條、兩人に日向國にて、爲褒美一城□□とらせ、其際にて知行出候儀者、休庵

直入郷

も可然可致談合候、知行に大小も可有候か、夫ハ休庵次第能様可仕事、

豊後國にて、去年以來表裏を仕候者之儀ハ、城を請取、可致破却、其中にも城を置候ハて不叶城

ハ、大友左兵衛身に成候者に相持せ、可然候哉、夫ハ左兵衛督と致談合、可爲分別次第之事、

日向國者、大友休庵爲隠居出し候間、日州にて取^(候)知行之役者、休庵覺悟次第たるへき事、

大友左兵衛督に一職に出候間、諸事^(置目左兵衛のため、可然)様にいたし候て、可然候^(事)、

箇國にハ、城を拵、城主それ^(阿波守)尾藤左衛門・黒田勘解由、右之者共とし

て、日向・大隅・豊後城普請可申付候、并不入城ハわらせ可然事、

豊前國之儀、是も不入城者わり、豊後と豊前之間に城一ツ、馬かた^(ケ)たと右堺目之城と遠候ハ、

其間に一城豊前之内に可置、城普請可有候、國々之者共、忠不忠を相糺、知行可遣候間、其分心

得、諸事^(無)油斷申付、細々に少之儀も、以一書御本陣へ、毎日成共、不及思案事於有之者、可申

上候、請御返事^(覺)悟可然候事、

儀者、不請御意儀、分別違候へとも、^(ゆるし候義者、其方)爲には外聞可爲迷惑候間、

然候、右高城之様成儀に、不請^(御意候はゞ)重而ハ成敗可申付候、

之條々、猶兩人可申候、

天正十五年五月十三日

御朱印

豊後國ニテ表裏ヲ爲セル者ノ城ハ破却スベシ
日向國ハ大友休庵隠居料ニ就キ知行高ハ休庵覺悟次第

豊前國內ノ不用ナル城ハ破却シ豊後ト豊前ノ間ニ一城置クベシ

宁多

豊臣秀吉

羽柴中納言殿 (秀長)

○「大友興廢記」ニ、若干送り仮名等ヲ付シタル全文ヲ収載ス。「文書録」所収ノ欠字ヲ「興廢記」ト校合シテ傍注ス。尚「興廢記」ニハ、末尾ニ以下ノ文章ヲ付シタリ。
(大友興廢記二十一)
「右如斯といへ共、病のきざす所は、釋尊も又のがれぬ宿病頻りにして、天正十五年五月廿三日に大友休庵俄に御遠行に付て、右之御配當も、重て興替被成たる様に見ゆ。○下」

三三 大友義統書狀(折紙)

○五条家文書
熊本県史料中世二

薩軍内応ノ南郡
衆討伐ヲ告ゲ五
条領内隠住ノ志
賀道雲ヲ討チ死
証ヲ出サシム

以先書如申候、南郡之者共覺外之振舞、前代未聞之條、誅伐之儀、加下知候之處、令露顯逐電候、雖然以才覺過半任存分、令満足候、然處志賀武藏入道事、鎮定領内江隱住無其紛候、連年之忠意可爲此節哉之條、別而被顯貞心、早々討果、死證可送給事可爲祝着候、道雲事不儀深重之企、不穩便候條、縱難澁候共、強而可申理覺悟候、以其上者達 上聞、可散鬱憤地盤不淺候、當時鎮定在山不被任所存候事、義統非疎意候之條、今以不可有等閑候之處、彼惡人被拘留候事、無心元存候、統康(五條)依好續者、難默止心底可有之候哉、當方之事、既(豐臣秀吉)關白様以御引立、作外聞候、其上國中靜謐之掟、兼々被成 御下知候條、諸侍忠否之厚薄奉公之淺深、穿鑿半候、云捨云恰、鎮定懇忠永々令首尾候之様、御覺悟可爲祝着候、方角之儀候間、坂本備中入道可令入魂之條、先閣筆候、恐々謹言、
(道烈)
(天正十五年)

十二月三日

義統(花押)

直入郷

直入郷

(鎮定)
五條殿

三六〇

二四 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

○志賀文書
熊本県史料中世二

日向巢鷹ヲ進上
セルヲ賞ス

去年日向巢鷹令馳走、可致進上爲届、豊後迄上著旨、達上聞候、當年茂母鷹羽うら相見由候、其方相越名次申談、巢鷹見立進上仕候也、喜悅可思召候、猶本田若狹守可申候也、

(年未詳)
卯月五日
(豊臣秀吉)
(朱印)

志賀小左衛門尉とのへ
(親善)

(包紙ウハ書)
「志賀小左衛門尉とのへ」

○志賀親次、コノ頃「親善」ト改ム。

二五 志賀親善書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

阿蘇南郷高森ニ
オイテ父子共ニ
敵ヲ討チトルヲ
賞ス

(肥後)
於南郷高森、御父子共敵被討捕候、連々御心懸令顯然、一入親善外聞候之條、一稜

感候之様、御取合雖申度候、當時闕地不及是非候、然者、至此方從御領地御調候

事、倅家我等裁判可申聞者、御志、可進置候、向後代替之時者、如前之條、不及口能候、恐々謹言、

三月十九日

(志賀) 親善 (花押)

坂折上總介殿御宿所

三六 大友吉統知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀親善ノ忠節
比類ナシ
久住名・入田郷
等ノ地ヲ預ケ

先書如申候、今度親善無比類懇忠、彌感悅無極候、一稜雖可顯其志候、闕地依無之、先以久住名之
(志賀) 入田郷
内五拾貫分、坂田之内廿七貫分、入田之内廿五貫分之事、預進之候、可有知行候、爲御存知候、恐
く謹言、

(天正十六・七年カ)
七月一日

(大友義統) 吉統 (花押)

(親善・親次)
志賀虎左衛門尉殿

三七 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

○上
略

天正十九年壬正月廿九日

豊後直入郡曰杵庄 (なまきり) 九人

田北平介殿 同御供之御人數

直入郡ノ衆伊勢
神宮ニ社參ス

直入郷

直入郷

古庄助丞殿 ふるじやう 波多助衛門殿 はた 橋本助宗殿 はし

同御中聞しゆ四人一人口丸

略○下

○「白杵庄」トアルハ、人名ヨリ見テ誤リナルベシ。

二八 豊後國檢地目錄案

○西塞多神社文書
大分県史料二五

○天正十九年^{辛卯}八月吉日。「緒方莊史料」二七二号ニ収ム。本文省略。「一分米高貳万四千十四石八斗九舛直入郡」アリ。

二九 大友能乘知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三四

直入郷九重ヲ預ク

豊後國直入郷九重之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)

十二月三日

按能乘^カ

能重在判
(大友)

上田尻殿 上包ニ上田尻井殿 (マ)

三〇 高麗陣著到交名

○大友家文書錄
大分県史料三四

高麗陳著到（親家）文祿元壬辰年三月十二日豐後
御出陣也

門司勘解由允

田原與兵衛尉

佐伯權正（惟定）

志賀湖左衛門尉（親善）

大神兵部少輔

吉弘加兵衛尉（統幸）

臼杵神右衛門尉

齋藤三左衛門尉

田北平介

田北平介

豐饒彈正忠

寒田雪之介

一萬田民部少輔

志賀三郎右衛門尉

志賀三郎右衛門尉

木村三郎右衛門尉付

石合右京進

石合右京進

平井兵部少輔（統亮）

城後覺内

城後覺内

臼杵舍人允（統亮）

富來右馬助

林與左衛門尉

治部少輔

谷川權之進

助

高畑吉左衛門尉

富來權太

富來權太

直入郷

直入郷

□ □

□ □

□ □

□ □

□ □

□ □

略○下

平林甚左衛門尉

法花津民部少輔

橋津掃部助

利光(統美)宮内少輔

清田味(統貞)左衛門尉

深栖七(統美)右衛門尉

三三 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書錄
大分県史料三四

○上
下略

蜂須賀殿

志賀湖左衛門尉

志賀市左衛門尉

臼杵 悪六者

寒田彦右衛門尉者

原彌右衛門尉代

直入衆

佐伯(惟定)權正者

吉岡甚橘者

上野(富勝)與作代

半入名代

志賀親善以下直
入衆蜂須賀氏ニ
預ケラル
志賀市左衛門尉

首藤久介代

幸江主膳代

茂左衛門尉代

田原備後守代

者

勘介

〇

敷戸竹介

〇介

右田清右衛門尉

志賀左近允

志賀左近允

右合人数三百三人 此内かこ九人
人夫廿五人

○文禄二年五月カ。

三三 豊臣秀吉被下田原紹忍知行方目録

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室蔵

知行方目録之事

田原紹忍ニ直入
郷内二千九百余
石ヲ給ス
松本名

豊後國直入郡松本名内

一百五十七石七斗九升

行年
いきとし村

一百四十石五斗壹升

同
(馬背野)
ませの村

一四拾貳石五斗貳升

同
(渡瀬)
わたせ村

一四十貳石貳斗

(仁田川)
にたかハ村

一貳拾九石四斗七升

(下津江)
しもつへ村

直入郷

直入郷

一拾四石四斗五升

一五十五石六斗五升

一四十貳石八斗九升

一貳百五十八石九斗三升

一百貳十九石壹斗貳升

一四十五石三斗壹升

一拾壹石五斗

一拾貳石八升

一五拾八石三斗七升

合千四十石七斗九升

一百五十貳石八斗三升

一七十五石貳斗七升

一貳百卅貳石八斗三升

一三百四十四石壹斗一升

一三百貳十八石四斗九升

一百六十貳石壹斗八升

一貳百拾八石七升

がうど村

あますけ村
(甘菅)

大どむら

原村

えら村
(恵良)

うるしさこ村
(漆迫)

志もつか村

あさみむら
(鯖菜村)

山の口村

柏原名河宇田

かわうだ村

しぎた村
(鴨田)

とふふく寺村
(東福)

西ふく寺村

いさむら
(入佐村)

おほいま村
(天金)

立花木村

柏原名

一貳百卅八石三斗八升

ふちめむら

一百貳拾石四斗五升

(田代)
たしろ村

合千八百七十貳石六斗一升

都合貳千九百拾三石四斗介扶助之訖、

文祿貳年後九月十三日

(豊臣秀吉)
(朱印)

(紹忍)
田原近江入道とのへ

(包紙)
「秀吉公の田原近江入道江被下候御末印

(朱書)
「八」

三三 豊臣秀吉朱印狀 (紙折)

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室蔵

中川秀成ニ豊後
移封ヲ命ズ

其方事、來春豊後へ被遣候、然者、家來者悉召連可罷越候、自然逐電之族於在之者、追先々可加成
敗候也、

(文祿二年)
十一月十九日

(豊臣秀吉)
(朱印)

(秀成)
中川小兵衛とのへ

三四 豊臣秀吉朱印状(折紙)

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室蔵

秀吉豊後国六万
六千石ヲ中川秀
成ニ宛行フ
軍役五万石

豊後國直入郡貳万九千參拾八石、同大野郡内參万六千九百六拾貳石、都合六万六千石事、令扶助
早、全可領知、此内壹万六千石無役、以五万石軍役可相數候也、

文祿貳
十一月十九日
(豊臣秀吉)
(朱印)

中川小兵衛とのへ
(秀成)

三五 大友氏段錢・准田錢催促奉書々札禮案

○当家筆法之抄条々
増補訂正編年大友史料三一

○「緒方莊史料」二七七号ニ収ム。本文省略。

三六 豊臣秀吉朱印状(紙折)

○志賀文書
熊本県史料中世二

豊後国大井莊千
石ヲ与フ

豊後國以日田郡太井庄内千石、令扶助早、可全領知候也、

文祿五年

三月十一日

(豊臣秀吉)
(花押)

志賀小左衛門殿
(親善)

三七 中川家墓地五輪塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字会々々中川家墓地

慶長五庚子歲

陽光院英岩宗勝居士

十月朔日

三八 中川家墓地寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字会々々中川家墓地

「奉造立石塔婆一字、

孝主

爲心翁宗圓禪定門

敬白、

于時慶長五庚子年十月四日

「中川平右衛門

○慶長五年中川秀成、白杵太田一吉ヲ攻ム。家老中川平右衛門佐賀関ノ戦ニ戦死ス。

直入郷

中川平右衛門ノ
タメ孝子宝篋印
塔ヲ建ツ

三九 中川秀成知行方目録

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室蔵

○慶長六年四月十六日。全文ヲ「緒方莊史料」二七八号ニ收ム。コヽニハ直入郡關係部分ノミヲ抄出ス。

(表紙)

「豊後國之内

豊後国知行目録

御知行目録

中川修理亮
(秀成)

御知行方目録

直入郡朽網郷

豊後國直入郡
朽網郷

木原郷

一五千四百八拾三石貳斗三升
一五百貳拾四石四斗九升

同
和泉郷

三宅郷

一千五百貳拾四石壹斗四升
一九百七拾壹石四斗六升

同
木原郷
三宅之郷

一六百六拾五石四斗五升

同
直入郡
長田之郷

一百四拾七石六斗

同
逸物郷

志士知郷

一參百六拾三石五斗三升

同
(志士知)
しとち郷

一千八百九拾七石壹斗八升

同
ゑなな郷

一貳百六拾九石貳斗

同
(添毛津郡)
すいかつる郷

白丹郷

一千百四拾石九斗壹升

一五百五拾壹石貳升

一千四百六拾四石四斗五升

一五百五拾六石五斗四升

一參百貳拾四石貳升

一七百六拾石六斗

一千拾七石壹斗五升

一四百五拾石七斗三升

一貳百拾四石貳斗八升

一千參拾六石九斗五升

一七百參拾九石四斗六升

一五百參拾九石六斗四升

一千六拾參石壹斗五升

一參百四拾五石貳斗四升

一參百七拾八石八斗貳升

一四百六拾八石三斗貳升

一九百參拾四石八斗三升

直入郷

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

直入郡

(白丹) しろにの郷

(備疑) ねき野郷

中尾郷

松本之郷

岩瀬村

はに田之郷

飛田之郷

竹田町

拜田原郷

吉田之郷

矢藏之郷

大田之郷

門田の郷

(田井) たいの郷

折原之郷

野方郷

九重郷

直入郷

柏原郷 一千八百七拾貳石六斗壹升

松本郷 一千四拾石七斗九升

律原郷 一千八百五拾石壹斗六升

今市村 一參百八拾壹石五斗三升

○以下大野・大分郡關係略。

同 柏原郷

同 松本郷

同 律原郷

直入田北之内 今市村

三三〇 福島正則知行宛行狀(折紙)

○志賀文書 熊本県史料中世二

千石余ヲ宛行フ

相渡知行方之事、都合千石餘遣之早、全可令領知者也、仍如件、

慶長六年

十一月七日

志賀小左衛門殿 (親善)

(福島正則) 左衛門大夫 (花押)

三三一 福島正則宛知行方目錄

○志賀文書 熊本県史料中世二

安芸備後両国ニ於テ千四石ヲ宛行フ 奴可郡塩原村

安藝・備後之内を以遣知行方目錄之事、

一、高四百貳拾壹石七斗貳升

ぬか郡

しほはら村

物成百六拾八石六斗八升七合

豊田郡

一、高四百五拾八石五斗八升

とよた郡
上北かた村之内

物成貳百八拾四石七斗七升八合

ぬか郡

一、高百貳拾參石五斗四升

こくし村

物成五拾五石五斗九升一合

高合千四石

物成合五百九石五升六合

慶長六年

十一月七日

志賀(親善)小左衛門尉殿

(福島正則)
左衛門大夫(花押)

三三 小早川秀詮宛知行方目録

○志賀文書
熊本県史料中世二

知行方目録

美作・備前両国
ニ九百五十石ヲ
宛行フ

一、貳百四拾三石六斗貳升

美作久米北条郡
福田村之内

一、四百貳拾石

同郡
山手村之内

一、百四拾石

備前赤坂郡
東中村之内

一、百四拾六石三斗八升

同和氣郡
三石村之内

直入郷

直入郷

合九百五拾石

右、令扶助訖、全可領知者也、

慶長七年

九月三日

(小阜川)
秀詮 (藍印)

志賀 (親善)
小左衛尉とのへ

付録

一 大友志賀系圖(抄)

○熊本市志賀連文書
東京大学史料編纂所謄写本

能直

親秀 字利根次郎 大炊助 豐後守 藤原朝臣 從五位下
母畠山四郎入道女 風早禪尼深妙

能秀 訖磨別當 肥後守 母親秀同、
訖磨 坂井迫 平井 扇等ノ祖

時直 帶刀左衛門尉 母親秀同 久保 德永祖

有直 四郎 母白拍子 筑後元吉祖

親直 五郎 左近將監

時景 一萬田太郎 兵衛尉 后景直 大和守 爲豐前國城
井大和壹岐前司景房養子 住于豐後大野郡鳥屋城、

禪能 山僧少輔

秀直 鷹尾七郎 遁世入道號三寶房

能郷 字二王丸 大友志賀 豐前八郎 法名信寂
志賀大祖 母親秀同、

貞應二年十一月二日從大父能直朝臣、賜分所領、豐後國筑岡城居之、是以初
而志賀家造立矣、其分知證書曰、(大野莊一四号・二〇号文書略、但抄文、)

朝直 又次郎 早世
母親秀同、

付録

直入郷

能職(憑)九郎入道 豐前司 筑井左衛門養子

泰廣童名十郎 田原中務少輔 左近藏人 田原生石 田原吉弘 田原富永祖 泰廣於京都誕生、及十八歲賴泰治世之時下向于豊後、

善刑部太夫妻

名越越後守室

將軍御所 玖珠女房 山上中將貞親室

賴泰 童名藥師丸 大炊助 式部大輔 丹後守 出羽守 兵庫頭 親時 左近將監 藏人 因幡守 從五位(下)

重秀 戶次二郎 左衛門尉

能泰 野津原三郎 藏人修理亮

直重 挾間大炊 四郎

賴宗 野津五郎

親重 大炊六郎 木付祖

親泰 田北兵衛

良慶 權僧都

親盛 九郎

貞親 從四位上 新藏人 左近將監 刑部少輔 出羽守

秀直 入田兵庫助

貞宗 近江守 法名具簡

師親 近江藏人

女 嶋津上總介貞久室

女

季貞 千熊丸 出羽次郎 宗雄 愛壽丸 孫次郎 宗房 千壽丸 孫三郎

泰朝

女 (後脫) 嵯峨法皇后 (齋宮母)

女 伯殿并中將二人母

女 持明院別當室

女 北條相模守 直照室

泰能 太郎 入田之室 (祖)

泰朝 大友志賀 豐前八郎太郎 太郎藏人 法名阿法 (中略) 文永十一年蒙古國夷賊襲日本時、九州之諸將發向、泰朝數戰功勳、同十二年蒙古用心番相勳矣、弘安四年蒙古又襲來時馳向于筑前國有戰功、兩度爲勳功賞賜筑前國三奈木莊 將軍家下文曰 (大野莊三三号文書略)、

禪季 (千壽丸 豐前次郎) 朝鄉 虎王丸 志賀次郎 (豊後国大野莊志賀村南方 青觀 地頭 此時志賀兩家二分ル) 法名圓淨

朝秀

南志賀氏

宣元 又鶴丸 左衛門太郎 (南志賀) 重利 良鶴丸 左馬頭 元徳二年豊後國南山城住 義天 武藏守 親方 山城守 親賀 八郎 武藏守 養子 實一萬田宣顯之子也、

親泰 山城守 親正 兵庫頭 親有 六郎 丹後守 伯耆守 親定 千壽丸 常陸守 兵庫頭 鑑隆 武藏守 道運 (雲) 鎮隆 常陸介 親政 何右衛門 兵庫頭 伊豆守 鎮安 安兵衛 大庄屋

親成

親本 伊豆守

義親 能登守 道雲 (運)

義昌 右馬頭

女

義氏 千代若丸 右近大夫將監 義忠

義村 親久 略 下

付 録

三七七

北志賀氏



忠能 藏人太郎 法名正玄 后貞朝
 元弘建武役屬官軍有戰功、後醍醐天皇賜恩賞之地于筑前豐後兩州、其 綸旨曰(大野莊一一二号略)、

貞泰 童名袈裟鶴丸 豐前藏人次郎 入道寂性
 與兄同有軍功、賜 綸旨(大野莊一一三号略)

熊毗眇房丸

女 口

德毗眇房丸

能長 藏人太郎 入道正玄 后賴房 從後醍醐天皇賜 綸旨、
 發向鎌倉有軍功、 綸旨曰(大野莊一一八・一一九号略)、

氏房 童名普賢丸 又一法師丸
 彌太郎 日向守 貞和四年正月十一日得父能長讓繼家督、(下略)

觀音御前

地藏御前

吉祥御前

藥師御前

玄觀尼

玄妙尼

女子

親理 鶴壽丸 藏人太郎

賴資 次郎 新藏人 大友氏繼賜領券書 曰(大野莊一八三号略)

親明 千徳丸 民部大輔 (中略) (二三二号略)

永得三年十月十六日得父氏房讓狀相傳所領、大友式部丞氏泰賜加恩地券書、曰(大野莊一六〇号略)、

某

女子

某

女子

氏繁 四郎

女子

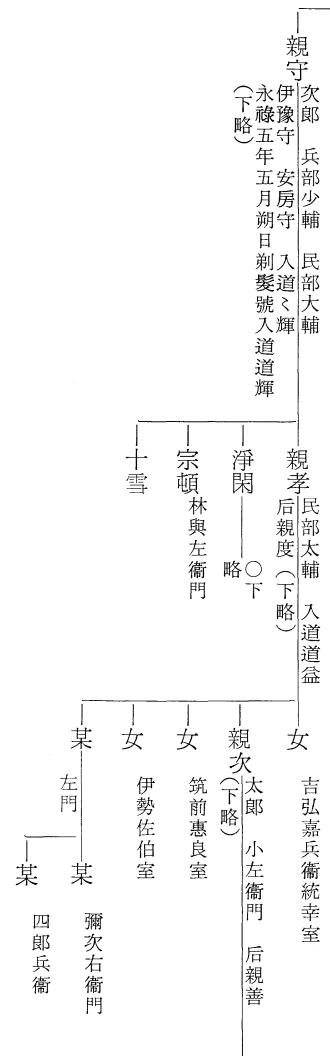
親次（親善）

親賀 童名龜齋丸 民部大輔
 母田原左近大夫直平入道正仙女
 親昌 八郎太郎 親家 童名松一丸 親泰 八郎太郎 常陸介 滿延 八郎 大和守
 山城守 太野莊二
 抄文略 (一九九号) (大野莊二) (三六号略)
 新藏人 明應五年十一月三日 文曆十三年
 於緒方庄小河名之内 九月十八日
 小原神五郎跡百貫分 墨跡存在、
 賜加恩地也、

親每 藏人佐 入道々雄
 大友親豐公及親治公賜感狀敷通、 親益 太郎 又十郎 安房守 入道々擇
 天文五年六月十三日大友義鑑公加元服、賜名字稱源親益矣、
 (二四六・二五五号略)

親滿 朝倉土佐守 親氏 玄蕃頭 親治 筑後守
 親則 但馬守

義氏 土佐守 道曉 五右衛門 氏繁 讚市郎 又助 ○下
 式部 后孝宣 (割書略) 浪人之後與兵衛 略



付 録

—女子長 佐方與左衛門室

—女子 フク 黒川五郎兵衛室

—女子 サコ 紀州ニテ早世

—親勝 少兵衛 致仕號意樂

—女子 幼少之時從母而肥後國
菊池郡深川村落居、
母大友宗麟公女也、(下略)

—女子(下略)

—女 市 佐方長左衛門室

—親清 半右衛門
(下略)

—某 彌兵衛 如清—

—玄呂(下略)

—親利 性四郎 犯助 未省
牢人而住采地玉名郡下米野村、親尹

○大友本宗ヲ除キ、志賀氏及ビ關係部分ノミヲ抄出シ、割書事蹟ハ率ネ省略ス。系図中ニ引写セル文書ハ、本史料中ノ文書番号ヲ記入シ、内容ヲ省略セリ。本系図中、初代能郷ガ岡城ヲ築キテ居ルトスルハ、直入郷ノ支配ハ南北朝末期以後ニツキ信抛ノ限りニ非ズ。又志賀惣領家ノ南北朝ノ室町期ノ系譜モ、文書ト合致セザル所アリ。尚南志賀氏ニ就キテモ、「大友志賀系図」(碩田叢史本)ニ拠レバ、

—親定 常陸介 兵庫守、後武藏守
入道々々種 入道々々易 鑑隆 常陸介 鎮隆 兵庫頭

トアリ、本系図ト異ル所アリ。特ニ鑑隆ト鎮隆トノ受領及ビ官途ノ錯乱アリ、人名比定ニ混乱ヲ来ス懼レアリ。検討ヲ要ス。尚文中「大野莊」トアルハ、本『史料集成』七(上)所収ヲ指ス。

二 竹田市(除入田)・直入郡荻町・久住町大字・小字一覽表

竹田市
○竹田市大字ニハ、
コード番号ヲ付ス。

大字	小字
竹田町	上町、田町、府内町、新町、下町、本町、古町、
竹田町	下原、滑瀬、提燈谷、渡内、芝原、上角、立小野、魚住、鬼ヶ城、茶屋辻、山手、屏風ヶ淵、 八幡山、西裏丁、裏丁、向丁、殿町、山川、奥ノ谷、稻荷谷、久戸、杣谷、鷹匠町、愛宕谷、 岡、天神山、
竹田町	○現竹田市大字片ヶ瀬ハ、慶長六(一六〇一)年「中川秀成知行方目録案」(「緒方荘史料」二七八号)に抛レバ四百七十七石余ヲ有スル大野郡ノ一村ナリ。從ツテ中世ハ緒方荘内ト推定ス。明治初年ニハ片ヶ瀬村・上片ヶ瀬村ノ二村アリ、同八(一八七五)年三月合併シテ片ヶ瀬村トナリ、同二十二(一八八九)年小宛・寺原・草深野・辻ノ四村ト合併シ小富士村トナル。昭和三十(一九五五)年一月小富士村等三村ハ緒方町ニ合併、同七月大字片ヶ瀬ノミ分離シテ竹田市ニ合併、其ノ一大字トシテ今日ニ至ル。
片ヶ瀬	
挾田	河内谷、十川、谷、内ノ代、荷畑、中林、濁淵、運田、笹無田、上ヶ尾、中國、大石、遠見塚、 万里、竜王、二又、羽恵、中ノ迫、三本松、柴栗、桜ノ木、日久、

<p>会 10 々 さい</p>	<p>植 09 木 き</p>	<p>平 08 田 た</p>	<p>枝 07 木 き</p>	<p>中 06 第 6</p>	<p>三 05 宅 け</p>
<p>千引、平、七里、下木、鹿口、上鹿口、</p>	<p>狐平、三宅山、 楠野、細工作、萩迫、植木、政所、栗元、法師山、八ノ久保、枝、鬼田、高尾、赤坂、地神、 馬場、長慶、千把、横入、平、辻迫、長田、袖ノ木、鍵小野、桑ノ迫、橋宇津、北中野、古殿、 田平、竹ノ宇士、井無田、田島、山田、入草、鞭捨、大地、日山、赤岩、小高野、新山、相生、</p>	<p>有添田、中原、下原、宮ノ尾、宮ノ迫、下村、南光寺、中土甲、横舞、辻、東ノ平、大高野、 尾迫、打越、成迫、銚畑、島廻、高挾、高平、十一、西下ノ原、羽広、市原、古園、左右水、 小仲尾、法木、尾崎、石原田、大原、山中、室、牛旁迫、主ノ田、横畑、桑原、馬渡、尾坪、 柿木、柳ケ平、東下ノ原、折立、指藤、尾園、河井迫、平、南中野、坂鶴、谷、大鳥川、桑鶴、 内ヶ倉</p>	<p>石原、 三宅山、楠山、山ノ神、太田、立石、笹川、山ノ田、真米、向田、枝、休場、白剝、戸無、内園、</p>	<p>白土川、尾首、田口、中、村抜、高尾嶽、若林、上早水、折立、小賀、</p>	<p>真菰、小津留、合副原、井堀、真菰浦、カウヤ、中園、向堀田、家古屋、野中、部動寺、小坂、 古殿、カイノ木、辻、不納戸、東ノ平、梅木、竹ノ脇、小峰、西平、津留平、田ノ平、尾平、</p>

<p>飛田川 11</p>	<p>拜田原 12</p>	<p>岩瀬 19</p>	<p>菅生 31</p>	<p>小塚 32</p>	<p>今 33</p>	<p>市用 34</p>	<p>下志知 35</p>
<p>荻原、一木、塩付、下津留、古屋、山王、坂折、下村、荒牧、阿弥陀、久原、山手、向山手、 田原、瓜尾、橋本、瀬口、岩木、荒平、新し、騎群、大芝原、三砂、</p>	<p>崩岩、鳥越、山下、拜田原、上高、上津留、阿弥陀ヶ岩、弥次郎、釜土、六反、稲荷山、桜瀬、 荒牧界、八所、深瀬、水戸、森瀬、</p>	<p>セツキ、ツル、イワセ、ツツイノウソ、ワタ、ヲタ、ダイ、フルカワ、ユリノヲ、ミ子ヲ、ナガハタ、 ヒキサバ、ジヤウカハ、</p>	<p>下ノ谷、柳迫、神田、甘櫨、上菅生、仲津留、三園、藤原、下石木、市河内、塚原、木ノ上、 天神原、広原、</p>	<p>仲原、山ノ口、塩井、市ノ坪、塚山、宮ノ元、大原、浦谷、向原、平井、萩原、萱下シ、田代、 通道、夫婦石、石船、神ノ木、向小塚、近戸、向原、山台、池部、朝鍋、</p>	<p>西原、北、南、谷、 向原、表、宮ノ元、宮ノ前、本村、小原、土地元南、大原、水ノ元、鳥穴、タラノ木、宮ヶ瀬、</p>	<p>代、市用津留、平園、小園、西ノ前、萩原、百合尾、楮木、小屋迫、尻ナシ、大畑、</p>	<p>下志知、柳内、相原、内ヶ迫、堂ノ上、天神久保、中尾、平原、原園、松ノ木、甲塚、石田、 栗川、馬場ノ尾、座子ヶ平、中ノ尾、</p>

川床 36	菟蓐、山田、米納戸、紙漣、立石、木ノ平、鴨獅子、仲村、田仲、井手添、水尻、仏蔵、奥畑、高畑、
志士知 37	高平、藤原、弓木、中箕、迫、大口、桐山、柿木、下ノ原、井塚、代、草ヶ代、中園、徳尾、新米山、大別当、西谷、畑、批把首、村崎、馬ノ戸、柿ヶ畑、真竹川、
炭竈 38	森園、平原、大畑、金市、坂小野津留、飛渡、姥ヶ迫、赤畑、炭竈津留、嶽、井ノ久保、瀬戸口、日野内、表小迫、妙見、
上坂田 39	井手平、行長、七崩、座主、上坂田津留、辻、神明、白岩、下河原、黒岩、落水、
古園 40	池田、大矢、外ノ城、吉ノ迫、園、古園津留、太田、法地防、田原、劍木、百田、大長迫、
刈小野 41	中高橋、潜石、刈小野津留、堀ノ内、小林、折戸、赤谷、奥赤谷、長畑、茶屋場、阿鹿野向、中宇土、畑ノ口、大井館平、小室、瀬越、河内、小敷、車迫、阿鹿野、庵木、竹ノ下、
上畑 42	桑迫、迫ノ久保、元米山、岩下、炭ヶ代、ケズノ木、十川、田口、原口、六本松、井ノ上、南平、
久保 43	池、柳原、笹原目、米山、石ヶ久保、栗戸、久保、仲村、仲山、西園、内河野、三本松、板井尾、芹川、

<p>城原 46</p>	<p>高伏 45</p>	<p>米納 44</p>
<p>代ノ原、西平、水落、合谷、丸畑、原、原ノ谷、鳥越、柳井迫、沢水口、向田、和泉、前、 中山、上原、穴畑、穴井瀬、舟川、筋ヶ谷、後久保、谷迫、山園、山神、石原嶽、宇土山、下原、 柿木向、無田迫、柿木、神出、久保、高畦、堂平、尾崎前、木原、大梁山、上ヶ尾、長畑、 代ノ原、西平、水落、合谷、丸畑、原、原ノ谷、鳥越、柳井迫、沢水口、向田、和泉、前、</p>	<p>山ノ口、正次道上、赤岩、 荒木、大久保、夕尺、堀河山、大塚、小次郎、相原、近戸、東道上、城山、北山寺、桐木迫、 寺田、東、石原、潰久保、辻浦、三枚、代ノ平、奈良田、亀ノ甲、下高伏、井ノ久保、戸ノ口、 二ツ石、道ヶ尾、猪ノ迫、隠、榎、小伏、塔ノ平、大勝庵、城ヶ尾、沢田、仏ノ下、藪、寄進、 高伏、堀河、奥畑、神園、平原、延命寺、的場、長拜、葛ヶ迫、白土甲、近地、島廻、椽阪、 尾迫ノ浦、竹ノ尾、森田、池ノ久保、塚ノ元、梶ヶ迫、下森屋、森屋、鳴、日向瀬、引地、仲島、 やまのくも、しょうじのみちのうえ、あかいわ、</p>	<p>宮田、論地、大伏、水元、大又井、右戸口、竜泉、鬼森、天神元、橋迫、迫頭、淵端、拜瀬、 飛渡、表、中塚、松原、向原、津留、米納、久保頭、白滝、地藏野、西久保、桑元、六本松、 六麦、神町、長蔵、尾迫、舞渡、長蔵原、丸、神原、油瀬、柚木、地藏原、下川、宮園、竹下、 染原、紙漣原、南園、紙漣、仲迫、妙見、木下、長尾、久須尾、瀬戸口、向久保、狐塚、七崩、 大平、萩野、沢水平、出口、穴井迫、仏平、藏迫、弁ヶ迫、簾、向野、下萩尾、上萩尾、高尾立、 郷家挾間、堀田、迫田、後田、大水尾、水尾、後迫、後久保、馬場尾、南良林、御料田、向山、 前田、雉ヶ平、西川、高塚、谷島、耳井迫、太平、堺川、藪田、先藪田、銭亀、橋元、久保尻、 猫迫、神野田、尾崎、御料水、長迫、仲土手、下浦、坪井、宮迫、宮久保、</p>

小川 49	福原 48	下坂田 47	城原 46
<p>下堀、梅木、小川、浦、下次郎、山ノ上、熊地、坪川、刈ヶ追、主田、岩ノ上、桑迫、白岩、</p> <p>堀下、太田、迫、井ノ平、長田尾、栃原、平山、小河、八舛水、小迫、小長田尾、鳥、向原、</p> <p>鈴口、上畑、瀬、塔ノ元、長福、平、北尾鶴、大畑、桜、水春、井ノ向、桃木、水溜、笹ヶ坪、</p>	<p>鉢山、池田、石切、中畑、大笠、唐猫、笈ノ尻、浦山、余、戸ノ上、片平、栢ノ木、</p> <p>笹川、古園、鶯ノ巢、鶴ノ前、尾辻、大仲尾、俵ヶ志、中辻、尾久保、川鶴、前久保、後平、</p> <p>神田、尾首、日向園、小平、刈又、合志、馬ノ浜、堀切、戸ノ山、漆嶋、神田山、惣ノ口、薙野、</p> <p>下淵、吉原、宮原、宇土、鳴迫、井ノ元、福原、荒田、臼杵、中角、大ノ田、車、年出鼻、堰上、</p>	<p>岩詰、仏田、法光寺、湯屋追、上久保、浦谷、大久保、刈屋、</p> <p>迫田、桑迫、山下、横畑、一町田、瓜尾、深迫、石ヶ追、宮前、御宮田、司部、横平、谷河、</p> <p>弁在天、小畑、東平、瓶田、中村、下平瀬、上平瀬、迫平、迫野久保、下迫、岩下、岩瀬田、</p> <p>六白、喜田園、高地、下坂田、辻、亀甲、落水、上ノ原、深宇土、神ノ木、獅子出、荒府、嶋先、</p> <p>松尾、代、観音、今山、後、前ツル、下園、下ツル、舟津路、赤熊、宮畑、二渡、太田ツル、</p>	<p>八十谷、年出、尾平、萩尾、岩下、大園、前谷、法泉庵、前畑、堀木、北ツル、小ツル、南ヶ迫、</p> <p>轟木町、神ノ木、中尾、印重寺、鍛冶屋、柳ノ下、新開、天神久保、内園、御堂ノ浦、鍛冶屋ツル、</p> <p>小田ノ口、高尾、鍛ノ柄、大迫、野田、七ツ町、本田、大畑、松原尻、磯、轟木平、井手ヶタ、</p>

○現竹田市内ニオケル旧直入郷ト入田郷トノ地域的区分及ビ境界ハ未詳ノ所多ク、今後ノ厳密ナル検討ヲ要ス。今本書所収ノ直入郷・入田郷両史料中ヨリ、ソレゾレ両者ノ地名(名)ヲ抽出シテ凡ソノ地域ヲ画定シ、コレニ『豊後国志』所収ノ両郷地名ヲ重ネ合ハセ、史料中ニ所見無キ村(大字)ノ帰属ハ『国志』ヲ参考シテ推定シ、尔後ノ検討ニ俟ツコトトセリ。

直入郡荻町

○(一)内ハ
現行政区名。

馬場	内釜、千把久保、谷尻、八重牧、萩迫、狐塚、桜山、新田、茶屋ヶ原、岩戸、右京、百刈、白井迫、深久保、鉾原、中原、赤迫、花執、四ツ迫、浦久保、向原、井ノ頭、馬場、寺ノ前、葎原、小迫
桑木	豊後原、吐合、山崎、上井ノ尻、二風墓、山ノ神谷、矢所、下井ノ尻、上ノ原、粒瀬、茶屋ノ元、中道、蜘蛛手、右又、上後迫、一本松、桑木、馬場ノ尾、下園、上岩戸、日向、下後迫、小百刈、下原
木下	大東原、北原、切渡、引地原、塔ノ元、割向、百木、豊前原、山ノ上、若林、滝水、白迫、玉迫、西原、木下、竜ヶ鼻、南ヶ迫、高原、女畠、鬼高城、百木迫、平原、岩下、田尾
政所	雲雀出、東原、前原、南原、政所、住持原、越遠、大平、宮田、馬渡、後迫、小新藤、中獄、城ヶ岳、土戸、井上、杉園、前久保、長迫、山久保、山室、丑川

藤渡	新藤	南河内	恵良原	馬背野	柏原
萩岳、火渡、大久保、筒井迫、藤渡、弁当城、堂面、田代、中島、小畑、德行、向原、南古賀、 上向原、天神原、弓取草、塔ノ元、萩迫、城ケ原、押替、	前河内、新藤、下原、平戸、新戸、石割畑、蔦迫、辻、下畑、中冷、白水、長畑、浄土、中園、 宮園、鳥居原、寺原、宝辻、立石、	古川、穴井津留、仲村、長畑、平原、田入田、北畑、仁田川、大崎、妙見、石仏、野鹿、河内、 犬鳴、鳥越、岩下、瀬目、倉ケ塔、竹ノ平、西岡、常丸、寺田、	高城、遠矢、南郷、下畑、掛戸、筒井平、トチ原、北畑、合川、上行年、上ノ久保、鳥越、馬場、 久保、前原、下行年、石畑、小下原、高木、前谷、赤迫久保、(高城)、 中原、横迫、(桜町)、 石拔、向田、風呂ノ前、笹方、下ノ原、川久保、浦、一本木、瀬目戸、中尾、原石拔、山立、 立石、西原、五反畑、ヒラギ、塔ノ木、恵良、花ノ木、塚ノ前、原、瀬河内、尾崎、尾崎谷、 太田、芋戸、(恵良原)、	遠矢、峠、高尾、尾ノ上、伊良ケ迫、名本畑、馬背野、田久保、山中、切通、高鼻、原、脇戸、 仏戸、下津江、市木、中畑、川床、尾迫、下ノ畑、前久保、井戸、坪池、綿打、下ノ原、	広戸、下津留、裏谷、陽目谷、陽目、八ヶ竹、納津瀬、白水、辻、竹小野、尾久保、宇土谷、

久住

(境川) (加生嶋) 境川、獺ノ尾、横畑、小長迫、割向、馬見塚、白尾、大久保、横大道、徳尾、
 松手、トヲナ畑
 (青柳)、水脇、畠、脇豆、下吐合、中吐合、宮尻、東、東平、宮脇、脇、中尾、中園、上吐合、

直入郡久住町(除大字有氏)

○(内) 自治会名

柏原

倉小野、(陽目)、
 入野、関屋、甲賀山、仏面、(仏面)、
 上叶野、叶野、天神鶴、米納迫、古閑、鶴ヶ迫、百木迫、横谷、(叶野)、
 乗越、通り山、中山、上岩戸、近戸、陣屋ヶ辻、高練木、川宇田、三割、中尾立、岩戸口、(高練木)、
 橘木、池原、柏原、市俵野、枳ノ木、毛内迫、高平、新藤、井尻、水口、(柏原)、
 入佐、栃木、瓜作、(瓜作)、
 鳩ノ原、井堀、宮平、前久保、倉戸、(宮平)、
 津留、松尾、戸下、下原、田代、(田代)、
 西福寺、古屋園、年ノ神、中畑、中吉野、道尻、吉野、舞次、(西福寺)、
 駄原目、仁田尾、一の迫、郷ノ尾、北、日向石、紺屋久保、網掛、(嶋田)、
 中岩戸、北原、天神原、(北原)、
 八屋、大平、五郎松、竹ノ迫、池戸、(大平)、

田ノ尻、西園、

(青柳)、(加生島)、南、真海、小松、横道、宮ノ台、馬場原、星塚、加生島、七里川、湯河内、

(山中)、三郎次、太田、東谷、真無、古野谷、寺ヶ久保、山中本村、瀬、神付、向ノ原、神ノ木、

長小野、戸早瀬原、酒塩、フウノ木、一本木、麦立原、

(室)、柿ヶ久保、萩ノ口、カロヲト、皆木宇土、桐道前、上鶴、室、石ヶ坪、

(建宮)、(平木)、宮田、高野瀬、葉山、田口、高鼻、下鶴、

(牧ノ元)、(平木)、峯ノ元、仲村、宮ノ下、馬場崎、宮野尾、狩迫、金撰、三反田、米ノ山、

宮尾原、藤原、大崩、平木、牛床、一本松、

(赤川)、蟻通、ナルコ山、久住山、岩屋、腐湯、鍋弦山、筒井宇土、岩井川、瀬ノ本、板木、

両谷、スノ木、赤川、鶴ヶ笹、仁田ノ原、水落、

(牧の元)、弓折裏、弓折前、柳ヶ久保、尾谷、小田原、西大崩、沖ノ尾、畑ノ原、小谷、

(神馬)、篠原、青坂、鬼迫、矢仁屋、上宮田、神馬、津高野、射取迫、西山田、白尾迫、土鍋、

(阿蔵野)、三妙迫、神馬向、神馬山、広井田、塔ノ尾、木筋山、下地、阿蔵野、

(道園)、上才尾、鳶ノ巢、立迫、道園、

(下町)、(本町)、(田向町)、桜馬場、本町、南梅木、

(新町)、中ノ坪、法師田、無田口、新町、松葉、

(杉小野)、飛森、久保、杉小野、袖冠、下ノ川、北ノ迫、

(新町)、梅ノ木、ドケ迫、花小野、

久住

<p>白 丹</p>	<p>栢 木</p>	<p>久 住</p>
<p>(巢原) 丸田、桑鶴、巢原、無田ノ口、南、大山中、相ヶ鶴、 (白丹町) 山中、町出、白丹町、姥ヶ迫、小園久保、片地、</p>	<p>(山路) 水毛、立平、山口、朴木、 (四ツ口) 竹ノ上、高尾、 (栢木) 川地、扇、小迫、西原、辻、柳地、新貝、 (古市) 中園、古市、久保、 (千人塚) (冷川) 千人塚、高畦、西法寺、尾崎、日向、 (馬場) 東平、中代、西田、浦窪、前田、 (八山) 池、米尾、東向、 (古屋敷) 松屋、小高畑、笹尾、 (峯越) 仲尾、天神、山下、谷、峯越、 (小倉) 前、中、後、 (柚木) 柚木、鳥越、長小野、高畑、神殿、 (峯越) 仲尾、天神、山下、谷、峯越、 (塔立) 合敷、南、東塔立、 (老野) 東、渡瀬、老野、頭、西、原、浦、平、</p>	<p>(今村) 山田、女作、小麦迫、大長迫、原、今村、岩下、今村前、鶴、西ノ久保、加良登谷、</p>

白
舟

添ヶ津留	
(添ヶ津留、添ヶ津留、鎌倉、外見受、大平、 (米賀)、米賀、太田、矢形木、鴨獅子、 (添ヶ津留、添ヶ津留、鎌倉、外見受、大平、	(宮原)、神馬谷、宮原、原、篠原、太田、桑迫、 (丸山)、田ノ平、板熊、丸山、柱松、長迫、 (陽谷)、下泉、添ヶ迫、數子尾、泉、新谷、一谷、長畑、 (寺原)、寺原、長原、尾無、仁田原、鉢久保、高岩、狐穴、 (仲原)、鶴笹、朽木、倉木、 (中通)、(杉ノ原)、(瀬戸)、毛勝水、用作、仲原、杉ノ原、瀬戸、潤島、竜王、池田、 (西小路)、(東小路)、天神藪、麻柄、西小路、東小路、福川、 (尾登)、米賀、笹尾、大知庵、南山、塩井、 (鷹巢)、谷尻、北畑、桐尾野、 (荻の迫)、荻ノ久保、荻ノ迫、馬場、野稻原、柿場、城高、柳ヶ原、板木、 (後山)、狸八、椿山、境目、北向、後山、 (梅ノ木)、今村、梅ノ木、 (稻葉)、西稻葉、東稻葉、下向、 (南稻葉)、西畑、芋迫、中迫、

入
田
郷
史
料

一 豊後國正税帳

○正倉院文書
大日本古文書

○天平九年。直入郡關係分ヲ「直入郷史料」一号ニ収ム。本文省略。

二 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧楽遺文下

○「直入郷史料」二号ニ同郡分ヲ抄出。本文省略。

三 太政官符

○類聚三代格
新訂増補国史大系二五

○天長三年十一月三日。「直入郷史料」四号ニ収ム。本文省略。

四 續日本後記

(承和十年九月)

健男霜凝日子並
日咩神ヲ從五位
下ニ敍ス

○甲辰、^{十九}略中 豊後國无位健男霜凝日子并日咩神、无位早吸比咩神、日向國无位高智保皇神、无位都濃皇神、並奉授從五位下、

入 田 郷

五 三代實錄

建雄霜起神ヲ正五位下ニ敍ス

○九月甲子朔、二日乙丑、(元慶七年)授豐後國從五位上建雄霜起神、早吸咩神、宇奈支比咩神並正五位下、

○建雄霜起神ノ從五位上ニ敍セラレタル記録ナン。

六 延喜式

建男霜凝日子社
式内社ニ列ス

〔豐後國六座(卷十神祇)大一座 小五座

直入郡一座 小

建男霜凝日子神社タケウノシモノ

○下略。豐後國六座ハ、「直入郷史料」五号ニ収ム。

七 豐後國志

入田郷神原山ニアリ

〔健男霜凝日子神社(直入郡神祇) 此、入田郷神原山中、事具于神原山下、延喜神祇式曰、直入郡一座健男霜凝日子神社即

每祠宇修復、收其棟上記、歴載皆存之、且白雉朽材、今尙藏之、續日本後紀曰、承和十年、豐後國無位健男霜凝神、授從五位下、三代實錄曰、元慶七年、授從五位下建雄霜起神正五位下、其後神階國史無見、

ハ 倭名類聚抄

○高山寺本
諸本集成倭名類聚抄

三宅郷

直入郡 (朽網ノ誤)
松納 三宅 直入

○「風土記」ニハ当郡ハ四郷トス。柏原郷ヲ逸ス。入田郷ノ四至ハ尚検討ヲ要スルモ、三宅郷ト関係アラン。

九 清涼寺縁起

○統群書類従
二七宗教部

入田三十五丁
領家清涼寺

○「直入郷史料」七号ニ収ム。本文省略。入唐僧齋然寛和二年（九八六）丙戌八月廿五日帰朝シ梅檀瑞像等ヲ将来ス。ソノ往復ノ際豊後直入郷ニ逗留スルコトニ係ル。森猛「豊後直入郷と領家清涼寺」（別府大学『史学論集』一八）参照。直入郷ノ清涼寺領化ノ過程ヲ推定セル興味アル論考デアルガ、弘安八年（一一八五）「豊後国岡田帳案」ニ拠レバ、（直入郡）二百七拾丁内 莊百町・入田三拾五丁 領家清涼寺」ト見へ、入田郷ガ清涼寺領トモ考ヘラル、記述アリ。今後ノ検討ヲ要ス。

一〇 元亨釋書

○新訂増補図史大系
三一

○東大寺齋然法師伝。「直入郷史料」八号ニ収ム。本文省略。

入田郷

二 平家物語

○日本古典文学全集
平家物語二、巻第八

緒環

○首略

緒方惟栄の出自

彼維義はおそろしき者の末なりけり。たとへば豊後國の片山里に昔をんなありけり。或人のひとり娘、夫もなかりけるがもとへ、母にも知らせず、男よなくかよふ程に、とし月もかさなる程に、身もただならずなりぬ。母是をあやしむで、「汝がもとへかよふ者は何者ぞ」と問へば、「くるをば見れども、歸るをば知らず」とぞいひける。「さらば男の歸らむとき、しるしを付けて、ゆかむ方をつないで見よ」とをしへければ、娘、母のをしへにしたがって、朝歸する男の水色の狩衣を着たりけるに、狩衣の頸かみに針をさし、しづの緒環といふものをつけて、へてゆくかたをつないでゆけば、豊後國にとつても日向さかひ、優婆岳といふ嵩の大きな岩屋のうちへぞつなぎいれたる。をんな岩屋のくちにたたずんで聞けば、おほきなる聲してによびけり。「わらはこそ是まで尋ね参りたれ。見参せむ」といひければ、「我は是人のすがたにはあらず。汝すがたを見ては肝たましひも身にそふまじきなり。とうく歸れ。汝がはらめる子は男子なるべし。弓矢打物とつて九州二島にならぶ者もあるまじきぞ」とぞいひける。女重ねて申しけるは、「たとひいかなるすがたにてもあれ、此日來のよしみ何とてか忘るべき。互にすがたをも見もし見えむ」といはれて、「さら

優波(姥)岳

ば」とて、岩屋の内より臥ただけは五六尺、跡枕あとまくらへは十四五丈もあるらむとおぼゆる大蛇たいじやにて、動どう揺まよしてこそはひ出でたれ。狩衣かりぎぬのくびかみにさすと思ひつる針はりは、すなはち大蛇たいじやののぶえにこそさいたりけれ。女むすめ是こゝを見て、肝きまたましひも身にそはず。ひきぐしたりける所ところ從しよ十餘人じゆじゆじん倒たふれふためき、をめきさけむでにげさりぬ。女むすめ歸かへつて程ほどなく産うまれたれば、男子なんしにてぞありける。母方ははかたの祖父おぢ太大夫だいたいふそだてて見みむとてそだてたれば、いまだ十歳じゆさいにもみたざるに、せいおほきにかほながく、たけたかかりけり。七歳しちさいにて元服げんぷくせさせ、母方ははかたの祖父おぢを太大夫だいたいふといふ間、是こゝをば大太だいたとこそつけたりけれ。夏なつも冬ふゆも手足てあしにおほきなるあかがりひまなくわれければ、あかがり大太だいたとぞいはれける。件くだんの大蛇たいじやは日向國ひやうごくにあがめられ給たまへる高知尾たかちおの明神みんじんの神體しんたいなり。此緒方このせうかたの三郎さんらうは、あかがり大太だいたには五代ごだいの孫そんなり。かかるおそろしき者の末すえなりければ、國司くにしの仰おほせを院宣いんせんと號なづして、九州二島きゆうしゅうじまにめぐらしぶみをしければ、しかるべき兵つはものども維義こゝろよしに隨したがひつく。

二 參考源平盛衰記

○改定史籍集覽
編外四

抑彼惟義おさへト云ハ、大蛇たいじやノ末すえナリケレハ、長門本ながとほん云、國土くにちヲモ討取うラントオホケナキ心こゝろアリ。九國くこくニ、身健みんけんニ心モ剛こゝろニシテ、九國くこくヲモ打隨うヘ、西國せいこくノ大將軍だいしやうじんセント、思おもフ程ほどノオホケナキ者ものナリケルニ、一院いついんノ御定ごぢやうトテ、國司くにしヨリカハル仰おほヲ蒙まかケル上うへハ、身みノ面目めんもくト思おもテ出立いでだてケリ。大蛇たいじやノ末すえト云事ことハ、以下、長門本註しよ于こゝ、昔日こゝろ日向國ひやうごく鹽田しんたト云所ところニ、大太夫だいたふト云德人とくじんアリ。一人ノ娘むすめアリ。其名なヲ花御本はなごほんト云。ミメコツ

カラ尋常也。長門本云、豊後國知田村ト云所ニ、赤雁太夫ト云者ノ娘アリ。柏原御許トソ云ケル。國中云々。南都本云、昔豊後國伊智田村ト云、片山里ニ大太夫ト云者、一人ノ娘アリ。柏原ノオウトトソ云中云々。國中ニ同程ナル者ノ、聳ニナラント云ヲハ、德ニ誇リ用ス。我ヨリ上様ナル人ハ云事ナシ。

秘藏シケリト覺テ、後園ニ屋ヲ造テ、此娘ヲ住シメケル程ニ、男ト云者ヲハ尊モ卑モ通ハサス。以下、長門本南都本註于下、歳去歳來レ共、慰方ナク、春過夏闌テモ、友ナキ宿ヲ守ル秋ノ夜長シ。夜長シテ終夜ヲ明シ兼タル曉ニ、尾上ノ鹿ノ妻呼音痛マシク、壁ニスタク蟋蟀何歎ラント、最心細キ折節ニ、何ク

ヨリ來ル共覺ス。立烏帽子ニ水色ノ狩衣著タル男ノ、廿四五ナルカ、田舎ノ者トモ覺ス。タヲヤカ

ナル貌ニテ、花御本カ傍ニ指寄テ、南都本長門本云、常ニハサヒシサノミ思テ明シ暮ス程ニ、或年ノ九月半又ニ、尋常ナル男ノ狩衣キタルカ、此女房ノ傍ニ指寄テ云々。但南都本九月半作秋、狩衣作淨衣、下儼之。様々物語シテ慰語ヒケレ共、女摩事ナシ。男夜々通

ヒツツ、細々ト恨口説ケレハ、花御本南都本長門本、作娘。下儼之。流石岩木ナラ子ハ、終ニハ靡キケリ。其後ハ

雨降風冷シケレ共、夜カレモセス通ケリ。父母ニツツミテ深ク是ヲ隠シケレ共、月比日比、以上四字、南都本長門

本無。夜々ノ事ナレハ、附仕ケル女童是ヲ見咎テ、父母ニ角トソ語ケル。急キ娘ヲ呼、委ク是ヲ

問ケレ共、耻カシキ道ナレハ、顔打赤メテ兎角紛ヲカシケリ。母様々ニオトシスカシテ問ケレハ、

親ノ命モ背カタフシテ、有ノ儘ニソ語ケル。以下、南都本長門本無。母此事ヲ聞、水色ノ狩衣ニ立烏帽子ハ覺

東ナシ。太宰府ノ近クハ、京家ノ人トモ思ヘキニ、此邊ニハ有ヘキ事ニ非ス。ヨシ／＼縦上臈ナリ

共、契ハ人ニ依ヘカラス。縦下臈ナリトモ娘カ見スル面道ナリ。况狩衣ニ立烏帽子、定テ只人ニア

ラシ。今ハ聳トモ用ヘシ。以上、南都本長門本無。如何シテ彼人ノ行末ヲ知ヘキト、様々計ヒケルニ、母カ云

其人タニ來リテ曉還ルナルニ、シルシヲサシテ、其行末ヲ尋ヘシトテ、苧玉卷ト針トヲ與テ、懇ニ

娘ニ教テ、後園ノ家ニ歸ス。其夜又彼男來レリ。曉方ニ歸ケルニ、教ノ如ク女針ヲツケマキ小手卷ノ端ニ貫テ、男ノ狩衣ノ頸カミニ指テケリ。夜明テ後ニ角ト告タレハ、長門本云、父子三人家人云々。南都本云、父子三人男女家人云々。親ノ鹽田大夫、子息家人四五十人引具シテ、糸ノシルシヲ尋行、誠ニ賤カ芋玉卷、百尋千尋ニ引ハヘテ、長門本云、糸ノ行末ヲ尋ケル程、當國ノ内ニ深山アリ。姫嶽云々。尾越谷越行程ニ、南都本云、豊後國ヲモ指テ、日向ト豊後トノ境ナル姫嶽ト云山ニ、大ナル窟ノ中ヘソ引入タル。彼穴ノ口ニテ立聞ケレハ、大ニ南都本云、シハカレ痛吟音アリ。南都本云、傍ニハ女ノ聲シテ。オサナクオトナシキ啼アヘリ。親カ教ニ依テ云々。是ヲ聞人、身ノ毛豎テ怖シ。父カ教ニ依テ、娘穴口ニテ糸ヲ引ヘテ云ケルハ、長門本云、ワラハコソ參タレ。何事ヲイタハリ給ゾ。見奉ラント云ケレハ、穴ノ内抑此穴ノ底ニハ、如何ナル者ノ侍ソ。南都本云、我愛ニ來レリ。窟ノ口ヘ出給ヘ見參セント云ケレハ、ニヨル故ニ、今此創ヲ被ル運命既極レリ。一ツトシテ恨ナラス。有シ形云々。又何事ヲ痛テ吟ソト問ハ、穴ノ中ニ答ケルハ、汝花御本カ許ヘ、夜々通ツル者ナリ。然ヘキ契モ縁モ盡果、此曉願ノ下ニ針ヲ立ラレタリ。大事ノ創ニテ痛吟、我本身ハ長門本云、此山ヲ領スル云々。大蛇ナリ。有シ形ナラハ出テ見モシ、見エ奉度コソアレ共、日比ノ變化既ニ盡ヌ。長門本云、汝ニ見エハ氣モ魂モ有ヘカラス。是マテ云々。南都本云、對面スルニ及ハス。疾々歸ラレヨト云ケレハ、女ノ云々。本ノ貌ハ畏恐給ヘキナレハ、匍出テモ見エ奉ラス。ヨニ遣モ惜ク戀シクコソ覺ユレ。是迄尋來給ヘル事コソ、忘カタシト云ケレハ、女ノ云、縦何ナル貌ニテマシマストモ、日比ノ情爭カ忘ルヘキナレハ、長門本云、當時ノ貌ノカヘスシユヘキナラハ初ヨリコソ見ユヘケレ。汝ヲ不便ト思テ、見エ給ヘト云ケレトモ、見ユヘケレトモ、見エヌナリ云々。此下異。別註于下。只出給ヘ。最後ノ有様ヲモ見、又見エモシ奉ラン。

ツユ恐シト思ハスト云ケレハ、此下、南都本註于下。大蛇ハ穴ノ中ヨリ匍出タリ。長ハ知ス臥長ハ五尺許ナリ。眼ハ銅ノ鈴ヲ張ルカ如ク、口ハ紅ヲ含ルニ似タリ。頭ニ角ヲ戴耳ヲ低タリ。頭ハ髮生ナトシテ。獅

子ノ頭ニ異ナラス。サレ共形ニハ似ス。オメノトシテ涙ヲ浮ヘテ、頭ハカリヲ指出シタリ。女衣ヲ脱テ蛇ノ頭ニ打懸テ、自ラ頤ノ下ノ針ヲ拔、大蛇悦テ申ケルハ、汝カ腹ノ内ニ一人ノ男子宿セリ。已ニ五月ニ成。モシ十月ニシテ顯レタラハ、日本國ノ大將トモ成ヘカリツレトモ、五月ニシテ顯レヌ。九國ニハ双者アルマシ。弓矢ヲ取テ人ニ勝レ、謀賢クシテ心剛ナルヘシ。斯ル怖シキ者ノ種子ナレハトテ、穴賢捨給ナ。我子孫ノ末マテモ守護スヘシ。必繁昌スヘシ。是ヲ最後ノ詞ニテ、大蛇穴ニ引入テ死ニケリ。彼大蛇ト云ハ、即嫗嶽ノ明神ノ垂跡也。鹽田大太夫妻眷屬オチ恐テ歸ニケリ。長門本云、但汝カ胎内ニ一人ノ男子ヲ宿セリ。相構テ安穩ニソタツヘシ。九國ニ島ヲ領スル程ノ者ニモ成ヘシ。草ノカケニテモ守ランスル也ト云テ、其後ハ音モセサリケレハ、父大夫ヲ始トシテ恐テ歸ケリ云々。南都本云、今此姿ヲ見エナハ、日比ノ情長ク盡ナン。只歸給ヘト云ケレ共、女強ニ泣口説ケレハ、サホトノ志ナラハ見參スヘシ。驚事有ヘカラストテ窟ノ内、動搖シテ匍出タリ。臥長ニ丈許ノ大蛇ノ、喉フヘニ針ヲ刺テ出來レリ。女イカテ是程ノ疵ヲ痛給ソト云ケレハ、大蛇ノ頸ニハ、鐵ノ類五分入ヌレハ、命ヲ失フ急所アリ。今針ヲ立ラル、所ハ、彼急所也。汝知スヤ。我ハ是嫗嶽明神ノ化身也。年ヲ經テ通ヒツレ共、一ツノ思出ナキコソ悲ケレ。汝カ孕メル所ノ子ハ、男子ニテ有ヘン。弓矢取テ人ニ勝レタル者ナルヘシ。是ヲカタミニ見ルヘシ。子々孫々迄モ守ト成ヘシ。今ハ疾歸給ヘトテ、窟ノ内ニ入ニケリ。カ、ル有様ナレトモ、前世宿縁ニテ名殘惜ク覺テ、泣々本國ニ歸ケリ云々。日數積テ月滿ヌ。花御本男子ヲ生。成長スルニ隨テ、容顏モユ、シク心様モ猛カリケリ。長門本云、九國ニ聞ユル程ノ大力、何事ニツケテモ人ニ、勝レタル者ニテソ有ケル。元服セサセテ云々。容顏云々。南都本無。而云、力人ニ勝レ、八九歳ニモ成ケレハ、二三十人シテ持アツカフ物ヲ、只一人シテ搔懷、走りナトシケリ云々。母方ノ祖父カ片名ヲ取テ、是ヲ大太童ト呼。跣脚ニテ野山ヲ走行ケレハ、長門本無。足ニハ輝常ニワレケレハ、異名ニハ輝童トモ云ケリ。今ノ伊能ハ大太ヨリ五代孫云々。此童ハ烏帽子著テ、鞍大彌太、南都本無彌字。而云、弓矢取テ無双ノ者ナレハ、九國ト云。大彌太カ子ニ大彌次。其子ニ大六。其子ニ大七。其子ニ尾形三郎惟義ナレハ。大太ヨリ五代ノ孫ナリ。心モ猛ク畏シキ者ニテソアリケル。以下、長門本、南都本無。此惟義ニハ兄弟三人有ケルカ、次郎ハ死ス。太郎名生三郎尾形ト云。二人カ

大太童
戰童

戰大彌太

大弥次 大六
大七 尾形惟義

中ニ、此三郎ハ蛇ノ子ノ末ヲ繼ヘキ驗ニヤアリケン。後ニ身ニ蛇ノ尾ノ形ト鱗ノ有ケレハ、尾形三郎ト云。

一三 大神系圖（抄）

○筑後太田吉藏々々本
東京大学史料編纂所影写本

○「緒方莊史料」一八号ニ、緒方惟榮關係部分ヲ抄出。本文省略。詳細ハ、同史料付録一参照。

一四 豊後國志

穴森社

穴森明神

〔直入郡山出頃〕
「神原山」 在入田郷、嫗嶽北山足、紫翠蒼蔚、中有居民、曰井手上村、自是登百餘步、巨巖窟中有祠、白雉二之、里人以稱上宮、以本祠稱下宮、又下隔一溪、曰波來合村、有叢祠名穴森、昔者林樹鬱蒼、白日如晦、旁有池、碧浪常湛、不測淺深、有巨蛇、潛此潭、民敬畏崇之、稱池明神、每歲有九次之祭、祭若不愜神意、俄然風雨隕晦、必有祟、其他民害常多、岡之先侯山城守久清嘗聞之曰、夫民神之主、民和神依之、豈有害之理乎、乃命其臣大河原某興功、使土師、藤北、次倉、九重野諸村丁、盡伐林木、竭池水、驅妖神、興作三日、山林鳴動、暴風大雨、迅雷飛電、日夜昏黑、百獸喧呌、吏民懼而廢功、其乃瞋目按劍曰、若不從命者斬之、是乎二旬而功成、民始安、至今受其賜、蓋是公之力也、池水既涸、旁有洞穴、濶二丈、高八尺、不知其深、是其礫窟也、元祿中、因幡守久通嗣位之後、適有村民三人、擧炬入穴、既入三十餘步、有物塞路、燭之怪石、色黃大如斗、乃石擊之、裂爲兩斷、相鼻以出、觀之則獸頭骨、不知其經幾百年、形小於牛、大於犬、宛然蛇頭骨也、遂告官、寶永二年、官命於其側、鑿石崖以收之、修舊祠、改號爲穴森神、使大神之族掌祭、是世所稱巨蛇化人來、通於大神氏女華本者、以生子、名較大童、緒方黨所祖也、平家物語及盛衰記以爲嫗嶽明神、誤矣、夫嫗嶽者、白雉天子所創、延喜祀典所載、其神乃以豐玉姬命、配祀彥五瀨命、稱爲健雄霜凝日子神、豈以淫神之事、瀆明神之德哉、
〔同神祠項〕
然當時人、惟榮等誤以爲嫗嶽神孫、況於後人乎、不可不辨正也、當參考于大野人物條、

「穴森明神祠」 在入田郷波來合村、舊祠在池側、稱池明神、寶永中、改穴森明神、緒方黨所祖、事具于神原山下、

入田郷

二五 豊後田代注進狀案

○東京大學史料編纂所蔵
大分県史料三六(一七一—二)

○弘安八年九月日。首尾
省略、直入郡ノミ抄出。

一直入郡百七十町

本郷百町、入田郷三十町、合直入、

百三十町

領家清涼寺

地頭兵庫助殿
(大友頼泰)

朽網郷四十町

田北、朽網
畑與云云、

地頭朽網兵衛尉泰親法名善心

直入郡百七十町
本郷百町
入田三十町

朽網郷四十町
田北

二六 入田氏系圖(抄)

○入田文書
宮崎県史料編中世一

○前後ヲ略シ、必要
部分ノミヲ掲ゲ。

四代(大友) 五代
親時 貞親

入田氏元祖

泰親

號入田、次郎、因幡守、兵庫頭、左馬守、後改秀直、
初稱松屋次郎、領知於豊後國南郡、而城于入田、依是改號於入田、尔來世住居此城、
(旨次太郎時親女)

○母同前、

○法號喜山歡公大居士、

六代 貞宗
略 ○下

泰親入田ニ城キ
住居シ入田ト称
ス

直入郷入田半分
等ヲ養子出羽千
熊丸ニ譲ル

関東公事異国警
固役ハ嫡家大友
貞宗ノ命ニ従フ
ベシ

入田郷半分・球
珠郡大隈上下村
ヲ出羽宗雄ニ譲
与ス

一七 大友貞親讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

ゆつりわたす^(讓渡)

せんくま丸かところ、^(出羽季貞)

ふんこのくになをりかうのうち、^(直入郷)にうたはんふむ、^(大隈村)大くまのむら^(玖珠郡)付くほたの事、^(養子)やうしとしてゆつ

りあたふるところ也、^(公事以下)關東御くうしいけ、^(貞宗)いこくけいこの事、嫡家大友まこ大郎さたむねかめいに

したかいて、^(勤世)きんしすへきしやう、如件、

延慶三年六月五日

貞親^(大友) (花押)

○別ニ案アリ(一二号)、藤原宗能・賀来生阿・植田有快三名連署シ裏ヲ封ズ。

一八 出羽季貞讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓渡

重代相傳所領事、

在豊後國入田郷半分并球珠郡内大隈上下村、

右當村者、^(大友貞親)自故出羽守殿相傳知行之地也、而所勞危急之閒、相副彼手繼、^(出羽宗雄)所讓與子息慶壽丸也、永

入田郷

代不可有相違、於關東公役者、守先例、無懈怠可令勤仕之狀、如件、

文保元年四月廿三日

季貞(出羽)
(花押)

一九 高師直施行狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

〔端裏書〕
一 執事方施行案

大友出羽藏人入道正全(泰能力)申、入田兵庫助入道士寂(泰親)・同出羽次郎跡豐後國入田郷(直入郡)・同國球珠郡内青野・

大友正全ノ訴フ
ル入田郷等ニツ
キ入田士寂跡カ
否カノ真偽ヲ糺
明シ正全ニ渡付
セシム

山田・檀村并大隈村等地頭職事、爲士寂跡否、令糺明眞僞、無相違者、任正全所給御下文、沙汰付

之、載起請之詞、可被注進之狀、依仰執達如件、

建武四年八月七日

高師直(高師直)
武藏權守在判

嶋津(貞久、道鑑)
上總入道殿

二〇 戸次頼時軍勢催促狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

入田新藏人已下凶徒等、打出入田郷、已及合戰之由、今日未時、垣田左衛門入道馳申之聞、爲誅伐
所令發向也、不廻時剋馳向、屬此手、可被抽軍忠也、仍執達如件、

建武四年十一月十二日

戸次頼時(戸次頼時)
源(花押)

入田新藏人以下
凶徒誅伐ノタメ
発向セシム

(由原宮)
太宮司殿

三 大友貞親讓狀案并藤原宗能等三名連署裏封

○志賀文書
熊本県史料中世二

大友貞親養子千
熊丸ニ入田半分
等ヲ讓ル

ゆつりわたす

(大友季貞)
せんくま丸かところ

ふんこのくになをりかうのうち、(入田半分)にうたはんふむ、(大隈村)大くまのむら(養子)付くほたの事、やうしとしてゆつ

りあたふるところ也、關東御くうしいけいこくけいこの事、嫡家大友まご大郎さたむねかめいにし(貞宗)

たかいて、きんしすへきしやう如件、

延慶三年六月五日

(大友)
貞 親在判

(養書)
「於此正文者、京都隨身之閒、爲後證遂校正、所加判也、

曆應三年五月十六日

(藤原)
宗 能 (花押)

(賀來)
沙彌生阿 (花押)

(植巴)
僧有快 (花押)

このゆつりしやう、後日にふしんあらし候ために、しひつにてうらかきをくわふる所也、

正文ヲ京都ニ隨
身ノ為案文ニ裏
書ヲ加フ

三 大友氏泰注進狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

〔(端裏書)大友式部丞注進狀案、泰顯・宗雄本領事〕

一、(入母)因幡左衛門藏人泰顯申本知行地事、

如被仰下者、泰顯知行分可注申之云々、如下給泰顯代師豐申狀者、亡父兵庫助入道士寂跡事、被

召惣領雜掌可有尋御沙汰云々、此條士寂跡所領者、豊後國入田郷半分・肥後國隈牟田庄地頭方半

分・筑前國香椎社領隅郷等也、而彼所々、出羽左近藏人入道正全拜領也、隨而、建武三年於豊後

國球珠城士寂他界訖矣、

一、出羽彌次郎宗雄申本知行地事、

豊後國入田郷半分・同國球珠郡大隈村者、宗雄親父出羽次郎季貞相傳之處、先年他界訖、彼跡同

正全宛給之歟矣、

入田泰顯本知行地

入田士寂所領入田郷半分等出羽正全拜領

出羽宗雄本知行地入田半分・大隈村

入田郷半分等ヲ子息千寿丸ニ讓ル

讓與

三 出羽宗雄讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

重代相傳所領豊後國入田郷半分并球珠郡大隈村等事、

女子及び末子出
来ノ時及び母堂
一期分ハ千壽計
ラヒ分給スベシ

本領ヲ千壽丸
ニ譲ル

女子ハ一期知行

入田郷半分球珠

右、所領等者、帶貞親(大友)・季貞讓(出羽)、宗雄當知行無相違地也、而於今者、相副彼手繼狀(千壽丸)以御下知等、子息千壽丸仁限永代所讓與也、或女子或末子等出來之時者、爲千壽丸之計、可分給之、將又、母堂一期分同前、仍爲後證、讓狀如件、

曆應五年三月十一日

宗雄(出羽)
(花押)

二四 出羽むねを讓狀寫

○肥後森本氏所藏文書
熊本県史料中世四

むねをとろく／＼ほんりやうの事、せんしゆニこと／＼くゆつりあたへ候ぬ、
一、女しあくり・あひしつ・かうしゆ、この三人に、かたのことくなくうの御はからひととして、おほしめしあたへ候へく候、

一、かやうにハ申上候とても、せんしゆにそむかせ給事候ハ、いつれ／＼もせんしゆかはからひとあるへく候也、みなく女しハ、いちこの程ニにてあるへく候、
かうゑいにねん九月十五日
(出羽宗雄)
むねを在判

二五 出羽宗雄讓狀

○大友家文書録
大分県史料三一

讓與

入田郷

郡大隈村等ヲ子
千壽丸ニ讓ル

女子・後家分ハ
千壽扶持スベシ

子息千壽丸ニ所
領ヲ讓ル

正文京都隨身ノ
為案文ヲ校正シ
加判ス

重代相傳所領豐後國入田郷半分、球珠郡大隈村等事、

右所領者、相副貞親(大友)・季具(貞)讓狀并將軍家御下文以下御下知等、所讓與子息千壽丸也(出羽宗房)、永代更不可有

相違、然女子等後家一期分、爲千壽丸之計、可分與之、仍爲後證讓狀如件、

康永二年九月十八日

宗(大友)・雄(出羽)在判

三 出羽宗雄讓狀并大神惟□等連署裏封

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓與

重代相傳所領豐後國入田郷半分并球珠郡大隈村等事、

右、所領等者、帶貞親(大友)・季貞讓(出羽)、宗雄當知行無相違地也、而於今者、相副彼手繼狀(下胞)以御下知等、子

息千壽丸仁(出羽宗房)、限永代所讓與也、或女子或末子等出來之時者、爲千壽丸之計、可分給之、將又母堂一

期分同前、仍爲後證、讓狀如件、

曆應五年三月十一日

宗(出羽)・雄(花押)

於此正文者、上洛之閒、爲後證、遂正校、所加判也、

康永二年十月十日

大神惟□

大神惟□

二七 尼玄珠請文案

○志賀文書
熊本県史料中世二

夫宗雄死去子息
千壽幼少ニ付後
家玄珠安堵施行
状ヲ請ク

豊後國入田郷安堵御施行事、以代官親尙令言上候、此事亡夫宗雄今者死去、子息千壽丸未幼少之
(直入郡)
上、依申置旨候、後家玄珠執申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、
(出羽)

康永三年九月廿日

尼玄珠

進上 御奉行所

二八 尼玄珠讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

入田郷安堵アラ
バ半名ヲ氏房ニ
進ズ
当志賀殿ノ援助
為ニ対スル報恩ノ

ほんりやうふんこのくに入たのかうの事、御けうそのまゝあんとあらハ、いつれにてもはんミやう
(入田)
おハ、一ほうしとのにまいらす也、そのゆへハ、ことにも、しやうにもをかれまいらせて、た
(志賀氏房)
よりなかりしところに、たうしかとの、このさたをもひきたて、やから一ミやうをも、まつあん
(当志賀殿)
とするあいた、この御をんほうしかたく候て、一ほうしとのにまいらせて候也、せんしゆいさ
(恩報)
か、このきをそむくへからず、よてしやうくたんのことし、
(法師殿)

ちやうハ三年正月十三日

けんしゆ (花押)

入田郷

二 尼玄珠定文

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀氏ノ引立ニ
ヨリ安堵サル、
ニヨリ一名ヲ進
ズ

ほんりやうふんこのくに(直入郡)入たさたの事、御心に入させ給候て、御け(う)□そのまゝあんと候は、いつ
れ(にても)□□はんみやうをハ一ほうしとのにまいらせ候なり、いまやから一みやうをも、(併)しかしなか
ら、しかとの、御(引立)ひきたておもて、あんと候あいた、かやうにはからい申候、せんしゆまろもこの
むねをそんして、さためおくところをそむくへからず、よてしやうくたんのことし、(出羽宗房)

ちやうわ三年正月十三日

けんしゆ(玄珠)(花押)

三 尼玄珠定文

○志賀文書
熊本県史料中世二

千寿成人ノ後モ
志賀殿ノ扶持ヲ
蒙ルベシ

せんしゆか事、ほんりやうみなあんと候とも、せい人のほとハ、しかにおかせ給候て、よろつ御ふ
ちあるへく候、いつかたよりとかく人申候とも、御もちいあるましく候、せんしゆもふかくこのや
うをちかへ申へからず、とのはらともく、御めいをそむくまじきよし、申ふくめて候、又さたの
事も御心に入候て、せんしゆを人たて、給候へく候、のちのために、かやうにさため申候なり、(出羽宗房)

ちやうわ三年正月十三日

けんしゆ(玄珠)(花押)

(裏書)
「大友出羽彌次郎宗雄後家尼玄珠 共四通」

三 志賀頼房請文案

○志賀文書
熊本県史料中世二

出羽季貞跡ヲ降
參半分ノ法ニ任
セ出羽宗房ニ預
ケラル
泰顯等違乱ノ時
ハ野津殿ニ一味
同心シテ退治ス
ベシ
千寿丸幼少ノ間
ハ頼房扶持ス

入田半分ヲ土佐
守泰顯掠領ス
世上ノ動乱ニ付
閑ク

出羽次郎跡事、任降參半分之法、以別儀野津殿方仁依有御口入、無相違入田郷内矢倉・太田兩名并(季貞)玖珠郡内大隈半村、京都御沙汰落居之程、自野津殿御方、預給出羽千手丸候訖、就其如令申先進狀、泰顯已下輩、云野津殿御知行分、云千手丸知行分、令致違亂狼籍之時者、相互成一味同心之思、加退治、可令全所務候、一向御恩存候之上者、聊不可背御命候、而如此乍申入候、若及異儀者、如元一圓可奉被知行候、千手丸幼少之閒、頼房所加扶持候也、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、(志賀)
貞和四年十月十四日
源頼房

三 出羽宗房目安狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏書)
□□□方上殿
(目安脫カ)
出羽孫三郎頼宗申、豊後國入田郷半分并球珠郡大隈上下村事、(右西)
□□所者、就故羽州延慶御讓、祖父孫二郎□□・亡父彌二郎宗雄相傳之條、無御不審、爰□田半分(天野郡)
土左守顯泰。掠領。閒、去々年擬令入部之處、世上動亂之閒、暫可閑、其閒先預給當國三重郷内上(達)
村内并豊前國朽網孫二郎跡等之由、承之閒、無力閑之早、而彼兩所共相□之上、相傳所帶、經不知

入田郷

入 田 郷

四一二

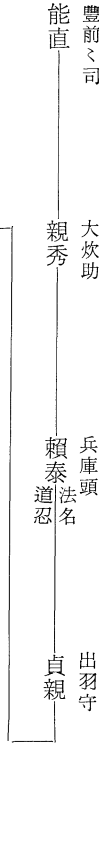
去渡シノ口入ヲ
乞フ
大隈村ニ對スル
帆足通種ノ押妨
ヲ退ケ口入ヲ請
フ

行年序之條、爭無御哀憐哉、然者可去渡之由、欲預御口入、次大隈上下村者、迄于去年十月生賴宗房。知行無異論之處、帆足安藝權。守通種自菊池方稱預給、所令押妨也、且被退通種、且菊池肥武光後守方仁有御口入、爲全所務、目安如件、

正平十一年七月 日

三 大友出羽氏略系圖

○志賀文書
熊本県史料中世二



當訴人出羽宗房

三 平出羽宗房讓狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

讓與

所勞火急ニヨリ
相伝所領ヲ養子
黒法師丸ニ讓ル

重代相傳所領豊後國入田郷半分并球珠郡大隈村以下地頭職事、

後日実子出来セ
バ別ノ計アルベ
シ

書状ニ答ヘ肥後
ニ城ヲ構フルヲ
賞ス
入田御帰リノ由
菊池没落ノ通路
ヲ塞クベシ

入田・小川退治
ノ忠ヲ賞ス

右所領等者、宗房(出羽)所勞火急之閒、爲志賀黒法師丸於養子、相副代々證文等、限永代、所讓渡也、無

他妨可令知行也、將又於宗房兄弟女子等分者、爲黒法師丸計、少分可分讓之、但得所勞減、後日實
子出来之時者、不可依此讓狀、其時者、可有別計也、仍爲後證、讓狀如件、

正平十三年十月十三日

平宗房(出羽)
(花押)

三 九州探題斯波氏經書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

今月八日御狀、同十九日到來、委細披見候畢、兼又、於肥後被構所々要害候之條、返々目出候、御
忠節第一候、將又、入田御歸之由承候、悅入候、(菊池)武光可没落之由其間候、相構塞通路、可被致忠節
候、自是可送候之由、令用意候、兩方指合可致退治候、今度事、可爲先途候、能々可有籌策候、其
邊事、一向憑申候、(大野郡)大野居住候當方人々被談合、可有御方便候也、恐々謹言、

康安二
十一月廿日

斯波
氏 經 花押

阿蘇大宮司殿
(惟村)

三 征西將軍宮懷良親王令旨案

○征西大將軍宮譜
大宰府太宰府天滿宮史料一二

豐後入田(直入郡)・小川退治事、所々城追落之次第、高名之至、殊所感恩食也、彌可被抽忠節候也、令旨如

入田郷

入田郷

四一四

此、悉之以狀、

正平十八年九月九日

大藏卿判

阿蘇大宮司館

(宇治惟澄)

入田・小川、豊後の何郡なるやいまた考へず、此前氏經(斯波)より惟む(村)らへの狀、入田え歸り(とカ)□あれハ、
 入田・小川の者共、其頃ハ宮方(にか)□して、阿蘇の所領などになりてありしを、惟村引ゐて將軍方に誘
 入れたるなるへし、それ故惟澄ミつから發向して、所ミの城とも追落したりと見えたり、惟村か
 所ミ構要害といへるも、入田・小川のあたりに城郭を構へたるなるへし、大藏卿ハ、次の(十カ)□九年十
 月の令旨の上包ニ、資世とあれとも、世系さたかならず、

○「入田・小川」トアル小川ハ、入田郷内カ、或ハ緒方莊内「小河名八十町」(同莊二四八号)ヲ指スカ未
 詳。緒方莊ノ場合ハ、必ズ「小河名」ト記ス。今シバラク入田郷内ノ小川(竹田市大字九重野)ト解シ、後考
 ヲ期ス。

三七 阿蘇山衆徒領年貢注文

○西巖殿寺文書
大日本古文書

久住野用作分
年貢ヲ注ス

久住野用作分

一、大豆六石

一、モミ六石

一、大豆三石三斗

正平廿年十月 日

○久住野ハ、入田郷九重野カ、又直入郷久住名内ノ地ヲ指スカ未詳。今後ノ検討ヲ要ス。

三 入田氏系圖(抄)

○入田文書
宮崎県史史料編中世一

入田氏綱足利義詮ヨリ安堵御教書ヲ賜ハルト云フ

入田氏元祖
泰親

二代
氏綱

治部太夫 因幡守 豊後守

○下略

○將軍義詮公、下賜所領安堵之御教書、貞治三年甲辰五月十三日御判有之、
(正平十九年)
○明德二年辛未二月五日卒去、法名傑山英公、

三 征西將軍宮懷良親王令旨寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

豊後國入田庄并小川事、如本令知行、可運凶徒對治之計策者、依

(懷良親王)
仰執達如件、

文中四年六月十三日

(胤房)
左少將 (花押)

阿蘇大宮司殿 (惟武) 上包
阿蘇大宮司殿

左少將 胤房

入田郷

入田庄・小川ヲ
阿蘇惟武ニ安堵
ス

四〇 征西將軍宮良成親王令旨

○大友松野文書
大分県史料二五

「大友孫三郎殿

宮内少輔正乘」

入田莊・小川ヲ
阿蘇惟武ニ打渡
サシム

豊後國入田庄并小川事、任 令旨之趣、可被打渡惟武(阿蘇)雜掌之由、依 征西大將軍宮御氣色、執達如
件、

天授元年十月三日

宮内少輔(正乘)
(花押)

大友孫三郎殿(氏繼)

四一 健男霜凝日子神社鰭口銘

○木崎愛吉『大日本金石史』二
竹田市大字神原健男霜凝日子神社旧藏

(表面)
「維時永和四戊午年正月吉辰

病氣平癒ノタメ
寄進ス

當病平癒

三田井小太郎

本願成就

入田郷神原村

願主神孫日向國臼杵郡三田井小太郎十三歳敬白、」

(裏面)
「豊後國直入郡神原村健男霜凝日子神社、奉寄進梵鰭二口鑄工橘維翰造焉、」

○後藤碩田『大化帳』『大分県金石年表』ハ、表・裏ヲ逆トス。「」内ハ『大分県金石年表』。

三田井小太郎寄
進ノ鰐口ハ岡城
官庫ニ収メ模鑄
品ヲ以テ之ニ代
ユ

願主祠官平盛吉
覺氏藤原吉光

預修ノタメ六地
藏幢ヲ造立ス

德俊等宝篋印塔
ヲ造立ス

〔參考〕○竹田市大字神原阿南明藏鰐口銘〔大分県史美術篇〕所
收ハ、本鰐口ノ模鑄品ノ銘文ナリ。参考ノタメ掲グ。

〔永和戊午三田井小太郎所報賽梵鰐、銘工橋維翰所造、而銅色古雅最奇品也、既歷戰爭之世、不致
亡失、依然尙存、蓋距今四百二十有四年矣、意者神所擬擁護歟、是以崇敬之至、請藩謹藏岡城官
庫、別命工模倣其製功成繫于祠宇、以換其舊云、
〔要〕

〔奉寄附豐後國、

直入郡神原井手上村嫗嶽健男霜凝日子神社梵鰐一口、維時享和元年辛酉三月十一日祠官相馬大和
平盛吉敬白、覺氏近江大掾藤原吉光、

四三 九重野二俣六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字九重野字二俣

〔マ、〕
嵒時長祿二年庚辰三月廿二日大比丘衆祐慶等 諸大檀那敬白、

預修冥符十殿慈大功玄壽



四三 平道寶篋印塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字岩本字平道

本願惠俊沙門施主等敬白、

嵒文明十七曆乙巳九月廿四日誌之、

入田郷

四 田井小野六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字岩本、田井小野

六地藏幢ヲ造立
ス

〔欽彫〕刻雲根奉造

建六道能化大薩埵

尊容一字、

奉勸請安座地藏

王薩埵六鉢

二聖

□□□□□□□□

大日本國豐後劔内

入田郷吉田名田井小

野□□三寶弟子ホ、

〔藤原朝臣孫次郎

一奉三度結講□十七

人等奉結緣、各々志

六地藏薩埵□□

妙玄

道祐

妙林

〔淨宗〕

妙金

〔逆修〕
道昌 壽位

妙金

道□

妙清

道秀

□□道房

道愔道爲

妙周妙□

道心道參

□□□或

□時現世尊□□□千

尊或□持錫杖□□^(國)

持經文、或寶珠持、或

持如意、或珠敵持、或

持簠給□□一鉢□

〔身過去定光佛也、

今我調刻石龜从

□□善^(利)現世安

穩後生善處壽

筭如金剛山□□

福壽海無量、現在

未來之群^(衆)同^(各)々

覺^(給)□□成佛道、

〔逆修〕
妙泉 壽位

道意

妙泉妙永

妙順妙金

道念道海

妙玄妙椿

妙椿眞女

道緣眞男

道圓禪門

道清禪門

□明應□^(七年)□^(戊午)三月十八日願^(主)敬白、

○以下二十名ノ禪門・禪尼・真男・真女ノ交名アルモ、磨滅多シ。省略ス。「」内ハ『大分県金石年表』ニヨリ注ス。

四五 某書狀案

○永弘文書
大分県史料六

田原親述同心セ
バ翌日現形スベ
シ

朽網親満一味

豊府へハ旧冬着

両志賀・入田・
大神・豊饒・寒
田等ハ大友親治
一味

一親述兄弟同心之儀候ハ、翌日御現形之儀可被申候、専一存候、自然御延引之儀共御座候てハ、世上之儀如

何ニ存候、且者御參前□

一如此者、被申定候へ共、御大篇之儀候□、万一御相違之儀もあるへく候哉、其時□御上意之

儀も如何ニ□候間、^(無取由カ)之通、以罰文申上□、可有御披露候哉、

一親満爲一味方、境目□退方御著到前、貳百餘人某共□^(カ)承候、此外肥後・日向境ニ被退候方□ハ、

無隠場候様、其間得候、國中時儀、定而彼方可有御披露候之閒、不能巨細候、

一ほくせいと□^(こうカ)様、^(府)豊符へハ、舊冬廿四日ニ御著符候、今月十一日までハ、善惡之儀無御座候由、

其間得候、

一今度張行故、兩志賀・入田・大神・豊にやう・寒田・伊濟渡マ佐守・田北勘解由・得永五郎太郎

方・木付民部方、此衆ハ親治大友殿しかと一味被申候と其間得候、

四 神原井手の上六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字神原字井手の上

入田郷神原居住
大神惟□六地藏
幢ヲ造立ス

「南閻浮提金樹世界大日本國西海路豊後

入田郷神原居住三寶弟子亦大本願主太神朝

臣彈正忠惟□□□□佛□□就于各々故

同意□□丹誠志□彫刻六道大導師

尊容一字、謹奉安座六地藏大薩埵□

冥官二聖四方佛明々曆々

現世得安穩來世成正覺、我此土安□

天人常充滿、□林所□種種寶□□、

寶樹多華□以生諸避樂 諸天擊天鼓、

常作聚妓樂雨曼陀羅華 散佛及大衆(衆)

「佛侶云、

現在未來天人衆 吾今慇懃付屬汝

以大神通方便力 諸罪惡邀勿隨在

依此偈□憑慈善功解脫苦輪

同登佛果故也、

于時永正十七天庚辰八月十九日大願主惟貞敬白、

明寶珠□妙清
道□

善□ 道隣 道泉

盛祐

道正妙永 壽慶

道金 道清

道□ 道□ 妙盛

道觀 道□

□金 道珎

□傳□□ □□

淨祐 妙□

□□

道觀

道永 道□ 道□

道□

入田郷

〇 九重野高源寺寶篋印塔銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字九重野宇高源寺

「(梵字ウーン)」

「(梵字タラク)」

〔〕 禪定尼之石塔

一基

〔〕 寶篋印塔ヲ造立
ス

(梵字キリク)

孝子

〔大〕 永三 天癸 七月廿四日敬白
五

「(梵字ア)」

〇 神原畑六地藏幢銘

○大分県金石年表二
竹田市大字神原字畑

「清高善男□□善女壽位南閻浮提□□□□

□□州大日本國□□豐後國入田郷神原畑

村居〔在〕三寶弟子ホ大神氏□□奉欽□□□

入田郷

入田郷神原畑村
居住大神氏□□六
地藏幢ヲ造立
ス

入田郷

□ 六道正路大導師六地藏大□□□□□□□□

(以下缺損)

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

于時大永三天关未十月十日□□□□□□□□

「永□□女□□□□□□□□善□□妙金善女」

五〇 大友義鑒知行預ケ狀

○田北長三郎文書
増補訂正編年大友史料一五

直入郷内ノ地ヲ
小川名ノ代所ト
シテ預ク

直入郷之内平淺見三貫文、同門田五貫分、紙渡カミヌキ五貫分、同米納五貫分之事、小川名之内拾五貫分爲

代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大永四年カ)
十二月十三日

田北大炊助殿

(大友)
義鑒(花押)

○小川名ハ緒方莊・入田郷何レニモアリ。今兩莊ニ掲ゲ、後考ニ俟ツ。尚、田北学ハコレヲ「大永四年カ」トセリ(「増補訂正編年大友史料」一五)。「義鑒」ト署名セル文書ニテ、大永四年マデ溯ルコトノ確証ナシ。シバラク田北ニ從イ、後ノ検討ヲ期ス。

入田郷太田名居
住某妙香禪定尼
スノ一周忌ニ造立

五 迫ノ久保六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字太田字政所、迫ノ久保

南園浮提大日本國西海道豐之後州入田郷太

田名内居任、三寶戒弟子家門□當今月今

日伏願歸眞花山妙香禪定尼小祥忌之辰、欽

奉建立六道能化地藏大薩埵尊像冥官亦

(梵字バイ) 如是依□□□□出眞海□□□□□岸者也、

□□□□□茲有源□朝臣□逆修善

根□□□□大禪定門壽位男子二人 女子二人龔奉

□□□□□、願以此功德現世安穩

得聞法既聞法□□□□

□□□□□

大永六年丙戌二月□□日 願主謹立

(梵字サ)

○「」内ハ『大分県金石年表』ニヨル。

入田郷

三 大友氏加判衆連署奉書寫

○大久保文書
大分県史料三五

京都要脚トシテ
國中平均間別錢
催促ノ段仰セ出
サル
直入郡ハ一間別
五文
最負用捨見隠聞
隠アルベカラズ
告文ヲモツテ言
上スベシ

妙秀妙金六地藏
幢ヲ造立ス

爲京都御要脚、國中平均間別錢催促之段、被仰出、就者直入郡事、一間別五文、通錢者百ニ家者何茂宮中斗可闕之、社僧・神人其外寺領・社領又者權門勢家不撰早屋、可有其催促處、以最負用捨之儀、不可有見隠・聞隠、殊有難澁輩者、以交名注進之時、重而可加下知、仍奉行人者可爲自堪忍、同役人并被官以下之仁等、寄事左右、非法之狼藉、堅可停止之、所詮不可有此文言之條、到主從下臈迄、翻寶印、各以告文可被言上、可有上覽之由仰出也、不可有緩儀之旨、依仰執達如件、

享祿二年八月廿三日

○宛書ヲ欠ク。

伊賀守 (花押影)

(田口觀忠)

(津久見常清)

備中守 (花押影)

(入田親兼)

丹後守 (花押影)

三 神原吐合六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
竹田市大字神原字吐合

妙秀

(梵字バイ、不詳坐像)

于時享祿二天己小春念日丑

「(梵字不明、不詳坐像)

妙金」

「梵字キリーク」

「梵字バク」

四 神原野口地藏堂跡六地藏幢銘

○大分県金石年表二
竹田市大字神原、野口地藏堂跡

入田郷鞍木□□
道性妙林ノ逆修
ノタメ六地藏幢
ヲ造立ス

南閻浮提大日本國西海路豊後 入田郷鞍

木□□居住三寶弟子等、欽奉建立六道能化地

藏大薩埵尊□安座、右志之趣者、道性善男・妙林

善女爲逆修善根者也、伏願依此功力、現世安穩

後生善處、以道□安樂□得聞法、既聞法己離諸

障礙者也、佛□三□最□入諸定入諸地結□

離□無佛世界□□、今世後世能□道□、本願

大神朝臣惟光・惟次□□衆妙壽

享祿五年壬辰四月十三日大願主敬白、作者□

□□

淨金・□□・□□・道智・□□・道淨・道泉・妙仙・□□・□□

泉・妙□・道觀・道□・□□

入 田 郷

本願大神惟光・
惟次

五 入田親廉書狀(紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

〔包紙ウハ書〕

福嶋みさき大夫殿

御報

〔端裏切封〕
〔墨引〕

入田

親廉

祈禱御被ノ大麻
ヲ送ラレシヲ謝
ス

爲祈禱御被、大麻送給候、崇敬之至候、依遠國之儀、不能委細候事候、恐々謹言、

(年未詳)
卯月廿八日

(入田)
親廉(花押)

福嶋御崎大夫殿

御報

五 大友氏家臣等連署願文

○大友家文書録
大分県史料三二

敬白、至御分國中 諸鎮守奉願願、千疋之御犬追物張行事、

右意趣者、大内家御當方倍以御無二之儀、筑前國御分領之事、如前々爲可被屬御案中、陶安房守、

杉伯耆守・杉美作入道至秋月表下着之條、從爰元も田北親員・山下長就・白杵鑑續至彼境御發足、

寔千秋萬歲候、然者御對談時宜、聊無相違、早速御成就之儀、奉仰各丹精願書如件、

大友大内和談成
就ヲ立願シ分國
中諸社ニ於テ千
疋犬追物ヲ張行
ス
秋月表ニテ對談

(隆房)

天文七年三月十八日

入田弥十郎

田北兵部少輔鑑
員

入田郷

橋爪次郎左衛門尉	田北兵部少輔	野上九郎	林新左衛門尉	上野掃部助	津久見左衛門尉	齊藤三郎左衛門尉	田口中務少輔	臼杵神五郎	齊藤新五郎	入田彌十郎	山下新次郎	本庄八郎	津久見左馬助	臼杵四郎左衛門尉	清田兵庫頭
鑑	鑑	鑑	鑑	鑑	鑑	鑑	鑑	鑑	鑑	意 <small>(マ)</small>	鑑	鑑	鑑	鑑	鑑
景同	員同	忠同	實同	忠同	種同	盛同	加同	林同	□ <small>(次力)</small>	同	就同	兼同	清同	景同	緒判在

入田郷

石合土佐守長楚
入田右衛門大夫
鑑慶

田北勘解由左衛
門尉鑑生

入田掃部頭親誠

石合土佐守	長楚同
入田右衛門大夫	鑑慶同
吉弘太郎	鑑直同
宗像民部少輔	鑑久同
雄城宮内少輔	鑑延同
大津留左衛門尉	長清同
雄城右衛門尉	惟辰同
吉弘六郎	鑑久同
田北勘解由左衛門尉	鑑生同
小佐井左京亮	鑑永同
賀來左京亮	鑑(重)同
一万田彈正忠	鑑相同
戸次左衛門大夫	鑑連同
入田掃部頭	親誠同

入田親誠同陣ノ
肥後発向ノ軍勞
ヲ賞ス

五 大友義鑑感狀(紙切)

○田尻文書
大分県史料一三

就今度肥州發向、以入田掃部頭同陣、長々軍勞感悅候、彌可被勵忠儀事、肝要候、必取靜、一段可

賀申候、恐々謹言、

(年末詳)
二月十三日

(大友)
鑑(花押)

田尻右衛門尉殿

五 大友家文書録

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三四

天文十九年庚戌年

五郎

義鑑三男塩市丸
ヲ立テントス

義鑑子息三人アリ、三男鹽市丸ヲ甚愛ス、或時嫡男(常清カ)○義鎮爲湯(親忠カ)國別苻濱脇ト云所エ赴ク、
(マ、)其留主ニ義鑑家老ノ齋藤幡(長吏)守・小佐井大和守・津久見美作守・田口藏人佐ヲ招キテ曰、義鎮ヲ

齋藤長実・小佐
井大和守ヲ殺ス

廢シテ鹽市丸ヲ家督トスヘキ由ト云々、四人ノ者不肯シテ退ク、義鑑怒之テ、齋藤・小佐井ヲ誅
ス、津久見・田口謀叛シテ、館ノ裏ノ門ヨリ欠入、至二階間鹽市丸ヲ津久見害ス、室家ヲハ田口

義鑑逝去ス

害シ、息女二人其外侍女數輩切殺シ、桐ノ間へ切テ出ツ、義鑑抜打刀立向フ、津久見打合セテ
義鑑ヲ。疵ツク、近習ノ輩津久見・田口ヲ討留畢、義鑑ハ被深手、明後日天文十九年庚戌二月日逝去

入田郷

入田郷

入田親誠、義鑑
室家ニ頼マル
戸次鑑連・齊藤
鎮実ヲシテ入田
ヲ討タシム

義鑑、嫡子義鎮
ヲ廢シ聡明子ヲ
立テントス

入田親誠、義鑑
北方ニ頼マレ義
鎮ヲ廢セントス

也、謂之二階崩。義鎮於濱脇聞之テ、急キ立石ニ至ル、入田丹後守。初ヨリ室家ニ頼マレテ鹽市丸ヲ馳走セシ間、此時謀趣露顯ス、義鎮立石ニ於テ戸次伯耆守鑑連・齋藤。鎮實ニ仰テ入田ヲ誅セシム、入田符内(府)ヲ出奔シテ肥後國へ到テ、舅阿蘇惟豐ヲ頼ム、惟豐其慕逆(マ)ヲ惡テ、入田ヲ討テ、首ヲ義鎮ニ献ス、於是、國中靜謐ス、義鎮ハ二月廿日ニ館へ入テ續家督、

五九 兩豐記

○大分県郷土史料集成
戦記篇二

大友義鑑横死之事

大友左馬頭義鑑は、其初、伏見殿貞常親王の息女を娶りて女子壹人、男子壹人を産む。嫡女は土佐國一條房基の簾中にして、兼定公の母公なり。男子は左衛門督義鎮なり。童名五郎といふ。斯て、其後北の方死去ありければ、義鑑後妻を迎へて一子を産む。童名八郎といふ。性質賢才なればとて、聡明子と號す。されば母愛せらるれば子懐かるゝ習ひにて、義鑑、後妻の色にふかく迷ひ、正しかりし國政も、いつしか錯亂して、諸臣恨を含む者多く、既に家督をさへ義鎮を指置て、末子の聡明子に譲らんと思はれる故、義鎮は次第に疎まれ、對面だに閑遠に成行ぬ。北の方いかにもして、聡明子に世を繼せん事を思ひ、義鎮を失はん謀に心をくだき居られける。義鎮は若年の比、豪強を好み、柔和の志なかりければ、父義鎮(鑑カ)より傳ツケおかれし入田丹後守親真(誠)、諫言度々に及びければ、忠言耳に逆ふ習ひにて、終には義鎮の氣にさかひ、不遇の恨をいだきける。北の方、是幸と思

齋藤・小佐井・
津久見・田口ニ
申シ渡ス

小佐井・齋藤両
人ヲ殺ス

ひ、入田に金銀などあたへ、時を窺ひけるに、ある時、丹後守を聞近く召れ、義鎮を殺さん事をぞ頼まれける。入田も義鎮の行跡を疎み果たる時節なれば、此旨領掌して、其後は義鑑への奉公平生に十倍して、勤勞をいたしけり。義鑑も、今は心を打解て入田に向ひ、思ふ子細あれば、聰明子に家督を譲るべしと宣へば、尤と同意して、日夜謀を廻らしける。かくて天文十九年の秋、義鎮には湯治の爲にとて、別府へ遣し、執事齋藤播摩守、小佐井大和守、津久見美作守、田口玄蕃允を召て、八郎を嫡子に立べきよしを申渡さる。各承て、義鎮性質賢く御座候。元より御嫡子の御事なれば、何の子細もましまさぬに、末子の八郎殿に御代を譲り給ふべき内々傳へ承て候へば、入田丹後守様々の僻事を申上るに依て、御心迷はせ給ひ候よし風聞にて候。夫は物躰なき思し召、是亂逆の端にて御座候と、一同に申けり。義鑑以の外に氣色を損じ、其儘座を立、奥に入給ひける。其後、又件の四人を呼出しけるに、美作守、玄蕃允は當番にて屋形に有。播摩守、大和守は私宅へ歸りけるを召寄て、近習の侍に竈門新助、小田隼人と云者に申付、登城の道にて誅せしむ。兩人城門の内にて居たり。小佐井、齋藤門へ入所を、仰ぞと言葉をかけ、一刀にと切懸る。心得たりと抜合するに、竈門飛蒐て、小佐井が弓手の肩先より乳の下まで切付る。深手なれば、其儘倒れつけり。隼人も齋藤を一刀にと打けるが、齋藤物馴たる老武者なれば、小し後へしざりけるに、鬢先少し切れたり。抜合て横手切に拂ひければ、隼人が乳の下をしたゝかに切付る。痛手なれば、其儘倒れぬ。齋藤は捨置て、私宅を指て歸りける。竈門新助は小佐井が首を取んとする間に、齋藤が引取を見て追かけて奔出れば、早半町餘も隔りぬ。折節、登城の士二三人向ひ來る中に、深江九郎助と云者見へ

津久見・田口両
人八郎母子ヲ害
シ義鑑ヲ傷ク

義鎮、齋藤・戸
次兩人ニ命ジ入
田丹後守ヲ討タ
シム

阿蘇惟豊入田ヲ
討テ首ヲ獻ズ

ければ、新助高聲に言葉をかけ、上意にて討べき者ぞ遁し給ふなと云ければ、心得たりとて三人とも切掛る。齋藤は聞ゆる大力の者なれども、老人と云、手は負たり、多勢に取籠られ、終に深江が手に討れけり。門外の騒動、かくと有ければ、津久見、田口是を聞、扱は我身も遁れはあらじとて、案内は知たり、津久見は内所より直に簾中に走り入、八郎殿と同母義を害し、向てかゝる者ども、女童まで散々に切拂ひ、其身も腹切て死たりけり。田口は遠侍より切て入、直に義鑑の寝所、二階の間に走り入、義鑑を只一太刀に弑し、近習の者餘多手を負せ、其身も終に城後左近にぞ討れける。是を大友二階崩とぞ申ける。天文十九年九月二日の事なる。又、津久見、田口が手の者共、主を討せて歸らじと、抜連て切て入、渡り合を幸と、死物狂に切廻る。當番の侍并に城近き者ども馳走り、一人も残らず討留ける。嫡子左衛門督義鎮は、別府にて此事を聞き、急ぎ府内に版城して、戸次伯耆守鑑連、後、任丹後守。齋藤右衛門尉鎮實、後、任兵部少輔。を頼給ふ。戸次、齋藤餘多の勢を卒し、時日移さず、入田丹後守が一類を悉く誅伐す。丹後守は漸身づから逃出て、肥後國へ打越、阿蘇惟豊を頼ける。丹後守は惟豊が婿なり。惟豊對面して云けるは、我は大友重代の恩を荷ふ、況や汝は大友執權の臣として不義を企、主君をも不慮の害に遇せ、剩、命惜とて是迄遁れ來る。無道者、得こそ助くまじと飛かゝり、丹後守を大袈裟に討落して、其首を豊府に遣しければ、惟豊が忠義を感じられ、即首は獄門の木にぞかけられける。此後は豊府も次第に靜謐して、義鎮の代とそ成にける。

○略く同様ノ記述「豊筑乱記」・「大友記」等ニモ見ユ。何レモ省略。

10 大友義鎮起請文

○志賀文書
熊本県史料中世二

二階崩レノ変ニ
ツキ順儀ノ思案
ヲ賀シ是ヨリモ
起請文ヲ与フ

今度慮外之儀、無是非候、然者、別而可被顯心底之由候、乍勿論、順儀之思案祝着候、彌忠儀憑存候、對其方、永々不可有等閑之段、以寶印裏申候、若此旨偽候者、

(以下牛王裏)

梵天帝釋・四天王、惣而日本國中大小神祇、別而由原八幡大菩薩、松坂・若宮兩八幡大菩薩、祇蘭・牛頭天王・關六所權現・天滿大自在天神御討、可罷蒙者也、仍起請文如件、

天文十九年二月廿一日

(大友)
義 鎮 (花押)

(親度)
志賀民部太輔殿

(親守)
志賀安房守殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三二) ニモ収録セラル。

11 大友義鎮書狀寫

○到津文書
大分県史料二四

大友義鑑遭難

入田親誠父子悪行

(大友義鑑)
到明寺殿御事、誠絶言語候、義鎮心底御推察前候、御同前之由兩度示給候、案中候、今度之根元

(親誠父子)
者、入田親子悪行故候之條、向人數候之處、去朔日敗北候、則時不討留候、無念候、雖然、落所之

儀方々堅相閑目候之條、必可任所存候、縦聊雖遲滯候、彼惡人等討捕、可奉休尊靈之御憤事、指掌

入田郷

肥後筑後衆入部
ヲ企ツ

大内氏侵入ノ節
菊池義武大内ニ
通ズ

義鎮ニ好誼ヲ通
ゼシヲ謝ス

骨肉一致ノ覚悟
ノ所覚外ノ一通
義武ト戦フハ本
意外ナルモ已ム
ナシ

入田平定ノ後安
堵ノコト申シ談
ズベシ

候、其堺往友之事候者、定而可被御心懸候之由存候處、只今示給候如文牒者、肥後・筑後國人等、

少く依有由旨、以渡海可有入部之由候、驚入候、此時者、相似入田同意候歟、外聞實儀、太不可然

候、彼者共成敗之事者、國中僅取亂候、於于今者、聊無異儀申付候、肥筑衆内々雖申旨候、更難有

實所候、其故者、先年大内當方干戈之刻、防長藝石諸勢、至豊前・筑前、令充滿候之砌、肥筑國人

等依所行、(菊池)義武既爲大内一味現形之條、一旦分國中雖及忿劇候、以爰元堅固之地盤、翌年屬案利

事、淵底御存知之前候、其折節義武事、忘親兄之禮儀無道之企、果而彼弓矢可失利支、可爲必定之

由、普及其沙汰候、如此候之條、義武事、種々雖申來族候、終無御同心、近年者別而御懇切之儀、

不及申候、剩吉弘但馬守被召寄、御堪忍料等之儀、被仰談、過半可然様相調候之刻、不慮之儀出來

候之條、此方覺悟之次第、方々(大友)調儀之趣爲可申、急度但馬守歸國之段申候間、爲不存隔心、首尾先

以用一行候ツ、然者義鎮代始之事候之條、一段可被添御心事、可爲骨肉一致覺候處、結句覺外之御

一通、殊至寄々衆廻文之儀、至爰許到來、加披見候、御惡心顯然、無是非次第候、義鎮與其方可及

儀兵事、雖本意外候、於無云甲斐御覺悟者、不及力候、(申)若又從此方申旨於御分別者、此節彌以無事

之堅慮、預入魂候者、自他益安全之基候、此儀於御納得者、入田落所一途相閉目、分國中靜謐之

儀、加下知、以其上御進退之事、永々安居候様、可申談候、每事無腹藏、重々示給、可得其意候、

恐々謹言、

天十九

三月九日

(菊池義武)
左兵衛佐殿

(大友)
義 鎮

進之候、

〔奥書〕
〔大友〕
「豊後はゆミノくん」

○菊池義武ハ義宗・義国・重治ト称ス。「田原滝蔵文書」ニ案文アルモ、破損・誤写・誤脱アリ。〔 〕内ハ同文書。

三 大友義鎮感狀(紙折)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

〔端裏切封〕
〔墨引〕

就今度入田丹後守親子成敗之儀、在陣辛勞感悦候、彌可被勵忠貞事肝要候、必追而可賀申候、恐々

謹言、

(天文十九年)
三月十九日

若林彈正忠殿

(大友)
義 鎮(花押)

三 大友義鎮感狀(紙切)

○幸野徳人文書
豊後国莊園公領史料集成四

就今度入田丹後守親子成敗之儀、爲無足在陣、辛勞感悦候、彌可被勵忠貞事、肝要候、必追而一段

可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年カ)
三月十九日

(大友)
義 鎮(花押)

入田郷

四三七

入田親誠・義実
父子成敗ノ軍勞
ヲ賞ス

入田父子成敗ノ
軍忠ヲ賞ス

幸野千法師殿

六 大友義鎮感狀

大友家文書錄
大分県史料三四

入田親子成敗ノ
忠貞ヲ賞ス

就今度入田丹後守親子成敗之儀、在陣辛勞感候、彌可被勵忠貞事、肝要候、可賀申候、恐々
謹言、

(天文十九年)
三月十九日

(大友)
義鎮

詫广兵部少輔殿

五 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三二

入田親誠父子反
ス
戸次鑑連・齋藤
鎮実等之ヲ討ツ

(天文十九年) 誠或、
三月、入田丹後守親誠。其□某共謀叛、據州榑牟禮城、(直入郡入田郷)義鎮命戸次左衛門大夫鑑連・齋藤兵部少輔
鎮實及詫摩兵部少輔鑑秀・厚大藏丞鎮忠等、原ノ誤討之、親誠父子不及戰、逃赴肥後國阿蘇山、以阿
蘇惟豐爲其外戚也、惟豐大怒其謀逆而逃來、殺之、送首于府内、梟之、是後其族入田信濃守者伏誅、
志賀親守・志賀常陸介鑑綱等有軍功、此說未詳其日○信濃守按親
上野神兵衛尉惟次。繼嗣事、作書、命之其子齊藤鎮實・上野宮千代・久保市松、
〔三月入田丹後守親誠謀叛、據州榑牟禮城、義鎮命諸兵攻之、親誠及其子某不及戰而自殺、
〔附箋〕
信濃

○入田親誠（作眞或実）ノ子義実ハ死セルニハ非ズ（付録「一、入田氏系図」参照）。

六 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

入田退治ノ馳走
及ビ菊池現形ノ
在陣ヲ賞シ入田
拾二名内三十貫
分ヲ預ケ

就今度入田信濃守悪行顯然、加退治候之刻、以無二心底、從取前預馳走候之故、遂誅伐候、本望

候、然處、到肥後國義武現形之條、打續在陳軍勞、御忠貞誠感悅無極候、爲其賞、入田拾貳名之内

三拾貫分^{（在紙）}事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

六月廿八日

（大友）
義鎮 在判

志賀安房守殿

七 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

入田退治及ビ菊
池現形在陣ノ軍
勞ヲ賞シ九重名
内三十貫分ヲ預
ケ

就今度入田信濃守悪行顯然、加退治候之刻、以無二心底、從取前預馳走候之故、遂誅伐候、本望

候、然處至肥後國、義武現形之條、打續在陣軍勞、御忠貞誠感悅無極候、爲其賞、入田跡九重名之

内三拾貫分^{（在紙）}事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

六月廿八日

（大友）
義鎮 在判

志賀常陸介殿

入田郷

六 大友義鎮知行預ケ狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

小河名之内、入田信濃守跡三拾貫分事、以代所承候之條、預置候、可有知行候、恐々謹言、

小河名内入田信
濃守跡三十貫分
ヲ預ケ

(年未詳)
八月廿三日

(大友)
義鎮(花押影)

田北中務少輔殿

○「小河名」ハ入田郷・緒方莊何レニモアリ。

六九 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書錄
大分県史料三二

於今度肥後國三十町分、雖被成 御判形、御關所依相迫、不知行之條、爲其首尾、入田郷之内下田
井・小野拾二貫、廻瀨三貫分、栗生野三貫分、篠田六貫分、肥後國玉名郡之内、山北廿一町分之
事、被宛行鑑綱訖、早速可有知行之由、依仰執達如件、

天文廿二年十一月廿八日

(吉岡長増)
越前守 在判

(日軒鑑桃)
安房守 在判

(雄城治景)
若狹守 在判

(田北鑑生)
大和守 在判

肥後國三十町分
不知行ニ付入田
郷以下ノ地ヲ宛
行フ

(志賀親守)
前安房守 在判

志賀常陸介殿

源大義鎮寄進狀

○大恩寺文書
大分県史料二六

入田次倉名内賀
來太郎跡十五貫
分ヲ寄附ス

(入田郷)
入田次倉名之内、賀來太郎跡拾五貫分之事、寄附候、然者万雜諸點役亦、可免許候、彌每事寺務不可有油斷之狀、仍如件、

弘治二年八月三日

(大友)
源義鎮 (花押)

○大恩寺宛ナルベシ。

七 大友義鎮知行預ケ狀

○成實堂文庫藏田村文書
武家文書の研究と目録上

(包紙ワハ書)
一田村孫次郎殿

義鎮

(端裏切封)
一(墨引)

入田郷大塚名内
ノ地等ヲ預ケ

入田郷大塚名之内、木付三郎左衛門尉上表之地拾貫分、河原拾貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(弘治二年)
十一月十九日

(大友)
義鎮 (花押)

入田郷

入田郷

田村孫次郎殿

四四二

三 九重野田原六地藏幢銘

○大分県金石年表二
竹田市大字九重野字田原

〔源朝臣淨秀禪定門・源朝臣□□禪定門〕

〔淨秀祐了禪定門奉建立□□□□正□□逆修



干時永祿四年辛酉拾月廿日



」

逆修ノタメ六地藏幢ヲ建ツ

三 大友宗麟義鎮安堵狀

○成實堂文庫藏田村文書
武家文書の研究と目録上

(包紙ウハ書)
一田村三郎殿

宗麟

(端裏切封)
一(墨引)」

入田郷大塚名内ノ地ヲ安堵ス

伯父新入道宗你知行、入田郷大塚名之内拾貫、同河原拾貫分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、爲御存知候、恐々謹言、

(年末詳)
八月十七日

(大友義鎮)
宗麟 (花押)

(宗初)
田村三郎殿

大友宗麟入田義
実ニ知行ヲ預ク

池邊三郎兵衛領
地ノ入田郷田井
以下年貢不納ニ
ツキ堀兵庫入道
ヲ檢使トシテ催
促セシム

四 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○入田文書
宮崎県史料編中世一

〔包紙ウハ書〕
「入田丹後入道麟

宗麟」

〔端裏切封〕
「(墨引)」

筑前國鞍手郡之内若宮庄三百五拾町分之事、預進之候、有知行、笠木城被取誘、無緩勤番肝要候、

爲御存知候、恐々謹言、

(年未詳)
七月十六日

(大友義鎮)
宗麟 (花押)

入田丹後入道殿
(義美・宗和)

五 大友宗麟義鎮書狀

○堀文書
大分県史料一三

池邊三郎兵衛入道領地、入田郷□田井・小野・岩本之事、一兩年□等令不納、不任所存之由候
之條、至志賀親孝申遣候、然者其方事、爲檢使罷越、堅被相閑目、猶以一雅意無止事候者、親孝江
能々被申理、宗元任存分候之様、被申付肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

五月三日

(大友)
宗麟 (朱印)

堀兵庫入道殿

入田郷

○宗麟朱印ハ印文「非」ニシテ、天正三年（一五七五）ヨリ、同六年頃ノモノナリ。

三 大友義統書狀寫(紙切)

○大恩寺文書
大分県史料二六

塩法師母祈禱ニ
ツキ大恩寺円福
寺ノ精誠ヲ賀セ
シム

就今度鹽法師母祈禱之儀、(大野莊寄實村(直入郡)大恩寺・圓福寺兩法印、別而被勵精誠候事、祝着深重候、(志賀親守)從道輝能々相
心得可被申候、爲御存知候、猶石垣大藏少輔可申候、恐々謹言、

(天正十一年)
十月廿三日

(大友)
義 統 (花押影)

志賀伊勢入道殿

七 上井覺兼日記

○島津鑑康藏
大日本古記録

豊後南郡衆五六
人阿蘇伝ニ島津
軍ニ通ズ

一、十六日、出仕如常、(天正十三年九月)○中 (大野、直入郡)豊州南郡よりも五六人、阿蘇傳ニ被申上衆有之、(義統)○中
一、十四日、(同年十月)略 新納武州より昨日書狀到來候、豊後南郡入田方窄々候て、五六ヶ年已前、又大友

入田義実大友義
統ニ反逆シ緩木
城ニ籠ル

殿被召直候、併領知等如本に無之候故、此度此方へ申入、可散意霧企候處、豊後より被取懸候
故、ゆる木と云城取構、入田方一類六千程楯籠之由、(肥後阿蘇郡)坂梨より註進仕由也、一定此儀にて候ハ、
御發足も可有候、先々諸方へ續之義可被觸之旨候て、廻文被認候也、(門川、日知屋、塩七)○下
一、廿日、(同年十一月)略 先日御談合を以、高知尾へ、佐土原・三城・宮崎之衆被指遣候、其内田中筑前守罷

入田義実豊後手切ヲ致スニツキ
宇目・佐伯両口ヨリ攻撃センコトヲ請フ

豊薩ノ和破レ鉢楯ニ及バントス

入田義実ノ去就及ビ懇望ノ意中ヲ問フ
密々ノ才覚

歸候、入田方此方へ一致ニ可申入之由、必定候、就夫、來廿四日豊州へ手切可仕候、然者(宇目)梅(海部郡)
口・佐伯口へ同日同時ニ御行奉頼之由也、即承候て、堺目之儀候開、諸篇可申付存、如宮崎罷歸候、○下略

○廿一日条ニ手切ヲ卅日ニ改メ、十二月六日条ニハ、日向勢ノ来援ナク、入田義実手切日取ヲ延期スルコト見ユ。

六 新納忠元書狀

○入田系図所収文書
日向古文書集成

未申馴候而、令啓入候之事、雖楚忽之至候、風便難過故候、仍薩豐之閒、自京都之以御媒介、一和被成候處、去年以來筑後表へ長陣、剩御舟爲始義統御廻文、在々所々滿々候、然時者、不羣是非儀候條、畢竟可爲鉢楯候、就夫御進退之儀承及候、御本意事此時節候歟、以御納得於御返事者、御懇望之所可示給候、以其證跡令披露、何様一稜可致馳走候、後々以可御心安候、乍不申能々密々之御才覺肝要候、猶巨細中途可被申達候之閒、先令省略候、心事恐々謹言、

(朱書)
「天正十三乙酉」
十月五日

(新納)
忠元判

入田殿

御宿所

(包紙)
「入田殿

參御宿所

新納武藏守」

入田郷

七九 新納忠元起請文

○入田文書
宮崎県史史料編中世一

起請文

新納忠元入田宗
和ニ起請文ヲ出
ス
申談儀改変ナシ
忠貞ヲ抽レバ知
行ヲ安堵ス

近隣ノ衆ヲ催ス
コト

一、度々申談儀、倍於向後無愀變、可致入魂事、
一、到被抽忠貞者、知行等之儀、年寄衆江申達、御案堵不可有疑事、并於貴所許容人茂同可申調事、

一、近隣之人衆可被相催才覺、是又一稜之可爲御眞實事、

右條々、若於令違犯者、

(以下牛玉)

上者梵天・帝尺・四大天王、惣而日本國中六十餘州之大小之神祇、殊者當國鎮守阿蘇大明神、薩州新田八幡大菩薩、開聞正一位霧島大權現、豊州之惣廟由原八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰・冥罰可罷蒙身上者也、仍起請文如件、

天正拾三年霜月朔日

(入田義実・宗和)
玉林老

新納武藏守
忠元 (花押)

○入田文書ハ、宮崎市入田一穂所藏。

三田井家老臣連署起請文

○入田文書
宮崎県史史料編中世一

三田井家豊後入
田宗和ト盟約ス
島津家ヲ憑ム

世上転変ストモ
相違ナシ

從前代入田、三田井家之事、深甚被相談、御重縁等被仰結、于今、無變化候事、千秋萬歲候、彼首尾於永々、聊不可有別心候、仍今度諸境之弓箭、無是非次第候、忤家爲連續、到嶋津家申合候處、別而御懇之御入魂候、每札申通旨共候、御丁寧恐悅候、且隣山、且先例之覺、當方上下至其元、盡未來際無他心、可得貴意候、假世上如何躰ニ轉變候共、申談旨毛頭不可有相違、爲證文翻寶印之裏、申入候、御同胸所仰候、右之旨一言半句茂於有僞者、

上者梵天・帝尺・四大天王、下者堅牢地神、惣日本國中六十餘州大小神祇、伊豆・箱根大權現、松尾・平野・賀茂御社、春日大明神、八幡大菩薩、兵法九萬八千之軍神、阿蘇十二宮大明神、當所八十九社之明神、天滿大自在天神御罰、各於身上可罷蒙者也、仍起請文如件、

天正十三年乙酉

十一月八日

入田殿參人々御中
(義実・宗和)

甲斐左衛門入道
宗 攝 (花押)
興呂木新左衛門尉
武 富 (花押)
馬原右近太夫
重 昌 (花押)

○『日向古文書集成』(入田系図所収文書)ト校合。「」内ハ同書。以下同ジ。

入田郷

二 島津家久書狀

○入田系図所収文書
日向古文書集成

佐土原ノ島津家
久義実ヲ味方ニ
招キ同心衆ヲ募
ラシム

雖未申馴候、令啓候、仍於高知尾入魂之由、度々承及候、肝要之儀候、如御存知實之住宅候之間、彌於無二心者、至薩州可致取次事、不可有疎略候、扱者隨所之人數へ被廻計策、同心之方多々出來候之様、分別專一候、殊至高以神文被仰合之段、是又頼母敷存候、尙期後喜候、恐々謹言、

〔朱書〕
〔天正十三年〕
十二月九日

〔島津〕
家久〔花押〕

入田殿
御宿所

三 上井覺兼日記

○島津鑑康藏
大日本古記録

志賀道輝勘氣ニ
テ入田義実ニ一
味セント言フ

〔天正十四年二月〕○中〔日向國西臼杵郡三田井親茂〕
一、五日、略 從高知尾、甲斐長門入道宗攝處より使書遣候、即使僧へ見參申候、山臥也、書面者、○中 次ニ豊後之志賀道輝、頃勘氣にて、迎住城遠方へ隠住候、然者入田方同前にて、無異儀略

由共也、○下

入田義実ノ使堀
某來ル
志賀親孝義統ノ

一、十六日、略 ○中 入田宗和よる使者、堀名字之方被來候、其案内者ニ、高知尾役人衆より、田那邊主水正被指添候、趣者、志賀道益と申ハ、道輝之息にて候、彼人頃義統被召仕候一之對を盜取、

召仕一之対ヲ盜
ミ勘氣ヲ蒙ル
菅迫ニ籠居シ入
田ト一味

豊後国衆ハ区々
ニシテ正鉢ナシ
豊後國中繪図写
ヲ持參

覚兼志賀道益ニ
書狀ニ遣ス

入田義実・志賀
道択起請文ヲ以
テ盟約違背ナキ
ヲ誓フ

三田井親武ノ使
者志賀道択・入
田義実ノ書ヲ持
来ル

三田井親武志賀

格護被申候、就夫慮外之由候て勘氣候閒、菅迫と云處ニ籠居之躰候、然者入田方と一味之由候、當春中御行於有之者、豊後之事可屬御案内事、程有閒敷由也、不限右之仁、國衆儀(符)區々罷成、

無正鉢之由也、即使者ニ見參申、御酒寄合候、閑談共也、豊國中繪圖寫被持來、爰彼之爲鉢な

と、委口能也、拙者書狀道益へ遣候て可然之由、兩使被申候條、即認遣候也、其趣、雖未申馴

候、令啓候、仍去年已來、入田宗和、到當邦被仰合子細候、然處、頃御一致之段承蒙、肝心令

存候、各如御存知、豐薩和平之事、京都御媒介故候、然ニ舊冬以降、從大友殿對當家違目歴然

候、殊更、於懸表度々執懸被成候、此上者返答之防戰、不可有異議候、其節御入魂所仰候由申候

也、○中入田方使堀方へ、織筋一遣候、○下

一、(三月)廿日、○中次二一昨日、從高知尾書狀到來候、入田方・志賀道擇兩所之書狀被持せ候、各此方

へ無別儀由也、道擇ハ神載にて、高知尾役人衆迄、彌別義有閒敷旨之書狀也、此由態可申候へ

共、能仕合之由申候て、(島津家久)中書へ申上候也、

一、廿七日、○中高知尾より飛脚使僧來候、志賀道擇へ、先日入田傳ニ書狀遣候、其返書、入田よ

り高知尾迄被遣候を、持來候也、趣者、未通之處、書狀進之候、祝着候、彌入田方へ相談以、御

當家へ別儀有閒敷由也、入田殿よりも書狀到來候趣、志賀殿へ之書狀、即相届候、其返札被持せ

之由也、并當邦へ別儀於彌有閒敷由也、道擇へハ、此方之返札にて候閒、不及申候、入田殿へハ

返書申候、(或)有方之返札愷請取候、又ハ向後可申承事、愷易有ましき由共申候也、

一、(四月)十一日、○中鎌雲州より使預候趣、從高知尾書狀、此方江被遣候飛脚足痛候儘、急用にて歟候

入田郷

入田ヲ赴援セン
トシ上井覺兼ニ
番衆派遣ヲ請フ

三田井親武重ネ
テ番衆派遣ヲ請
フ

宗麟下向
当方ヨリモ京都
ニ使ヲ上ス

加勢延引ヲ詔フ

はん、持せ預由也、雲州への書狀も、爲披見とてもたせ也、(親益)志賀・入田御當方へ被申入候事、無
紛之故、一國衆同志を以、近々可抽談合相語候、然者、兩所より見次頼之由候、先以高知尾(まか)にて
番衆指遣候ハ、(御イ)別而之加勢たるへき由也、即返書可申候へ共、(島津家久)中書へ卒度得御意、返事可仕
候、然者、飛脚其方へ被留候て可然之由、雲州へ申候也、

一、廿二日、(〇中)佐土原より、高知尾よりの書狀御持せ被成候(てカ)はん持來候、即披見候、先日迄註進、
去十八日、(親益)志賀・入田へ、(義実)豊衆同意以可取懸儀之候、然者高知尾衆ハ、彼方へ即刻可馳續候、高
知尾へ、此方より番衆可指籠之由也、

八三 島津家久書狀

〇入田文書
宮崎県史料編中世一

(包紙ウハ書)
一入田殿
御宿所

家久

(端裏切封)
一墨引

(尚々)宗麟下向之由其聞候、定羽柴殿可有入魂之聞、此以前よりハ可事強候之處、志賀方如此
之心底不淺、御頼母敷候、自前も於京都使者、被差登候之處、羽柴殿被仰遣之儀共候キ、就夫
談合最中候、(ナレ)委細者彼使者へ令口入候之聞、不能細筆候、乍重言加勢之儀度々延引候、依爲不
憚儀如此候、さ候てハ、當國之鎮主(マ)鷓戸・霧嶋大權現御照覽、聊如在之儀無之候、爲御存知

来翰ニ答フ

志賀一党ノ一味
ヲ計ラレタシ

定日ハ高知尾マ
デ注進ス

候、

遠方之儀候之處ニ、使者被差越候、得其意、則於鹿兒嶋申遣候之閒、延引之様ニ候、雖然、一着之

事、爲可承合如此候、誠堺目以御辛勞之故、爰迄被相支儀、無比類存候、殊到志賀方別而入魂之儀

候哉、肝心之至候、然者、其表可被顯手立之段、相聞專一候、雖不及申候、被廻計策、道驛事者勿

論、志賀一黨之事、此節可被遂一味之様、可被相調候、扱者向後彼人數之儀、不可有疎略、萬一於

及遲々者、每事徒事候、爲御存知候、付而者、其表爲加勢、近日三城表まで可指寄敷之由存候、每

度如此之儀、不首尾之様候、于今雖失面目候、不憚子細候之閒、不及是非候、定日之儀ハ、必高知

尾まで可致注進候、可被得其意候、此上替篇目候者、是又可申遣之候、恐々謹言、

(天正十四年)
六月十六日

(島津)
家久(花押)

入田殿

○〔 〕内ハ『日向古文書集成』所収「入田系図所収文書」トノ校異。

八四 大友宗滴義 鎖書狀

○入田文書
宮崎県史史料編中世一

(包紙ウハ書)

入田殿

御宿所

(端裏切封)

「(墨引)」

休庵
宗滴

入田郷

入田郷

上洛豊臣秀吉ノ御意ヲ得下着セシニ対スル祝儀ヲ附ス
薩軍阿蘇目ニ取出ルノ風聞

宗和ヨリノ通報ナキハ心元ナシ覺悟ノ程承リ度使者久保麟種

使者久保麟種ニ対スル口上及ビ書状ノ要求ヲ諒承シ申拵中ナルヲ報ズ

今度令上洛、關白様種々得御意、輒下着候之處、爲祝儀前日者、早々示給候、被添御心候次第、喜

悅候、其以後依繁多無音相過候、聊非疎意候、仍頃如風聞者、薩州衆阿蘇堺目江可取出催之由、從

方々雖申來候、京都御下知之姿、能々令存知候之條、更不及仰天候、然處於其方角茂、無實所巷

說有之之由、其聞候、至宗和者、舊冬以來度々申通候之條、玆子細候者、可預入魂存候之處、無其

儀候事、無心元候、縱如何昧之讒說雖申狂候、被對義統、爲宗和不可有別議候歟、御覺悟之趣無腹

藏承、爲可得其意、久保麟種進之候、委細猶、相含口上候、恐々謹言、

(天正十四年) 七月五日

(大友義鎮) 宗 滴 (花押)

入田殿 御宿所

八五 大友宗滴義鎮書狀

○入田文書 宮崎料史史果編中世一

(包紙ウハ書)

宗 和

申給へ

(端裏切封) 「(墨引)」

休庵 宗 滴

就其堺之儀、今度以久保右近入道申旨候之處、宗和御存分之趣、無腹藏示給候、乍案中祝著候、麟

種口上、殊一書之次第、銘々令承知、爰元申拵半候、様昧聞合、麟種重々可差進之候條、其聞之

儀、如何昧申妨子細雖有之、不被入其案、堺目無事之御覺悟、累年、可爲貞心之首尾候、此方聊非

敬案ニ入ラズ貞心ヲ尽スベシ

油斷之段、委細麟種可申候、恐々謹言、

(大友義鎮)

七月廿日

(入田義実) 宗和

申給へ

○入田宗和、陽ニ大友宗麟ニ貞心ヲ示シ、所領給与ノ要求ヲナセルモノナリ。

(大友義鎮) 宗滴 (花押)

六 大友宗滴義鎮書狀

○入田文書 宮崎県史史料編中世一

(包紙ウハ書)

宗和

申給へ

(端裏切封)

一 (墨引) 一

(入田)

宗滴

宗麟重ネテ麟種ヲ使トシ一所申調フルヲ告グ

今度以久保右近入道申旨候之處、宗和御存分之趣、無腹藏預入魂候、連々之首尾、乍案中祝著候、然者重々爲可申談、麟種進之候、方々無實所砌候之條、此節別而可被顯貞心事肝要候、仍一所申調候、様躰委細麟種江相合候之條、不能書載候、恐々謹言、

(大友義鎮)

七月廿五日

宗和

申給へ

(大友義鎮) 宗滴 (花押)

○宗麟、義統ト談合ノ上、所領給与ヲ入田宗和ニ伝ヘシモノナラン。七四号文書ガ此ノ知行預ケ状カト推定スルモ、年代異リ、日付モ七月十六日トアルハ不審。検討ヲ要ス。

入田郷

六七 豊臣秀吉朱印狀

○大友家文書録
大分県史料三三

島津軍豊後乱入ノ由

宗麟曰杵籠城

阿波・淡路ノ援軍

兵糧鉄砲菓ヲ送ル

越度ナキ様覚悟スベシ

來春出勢ヲ待つベシ

豊前表江(大友)義統被相働付而、島津令調議、入田・志賀兩□引付、其國へ令亂入由、千石權兵衛尉(秀八)かた

より注進候、無心元思召候處、從義統眞光寺被差上、其國之様子無別條由、先以満足思召候、其方

うすきへ入城之由、可然□、併内輪之者、不屈覺悟持も可有之かと、無心元思□□ニ付而、阿波・

淡路兩國之人教、都合壹萬四五千申□□候、島津於令敗北者、無是非候、自然滞留内候者、追□□

數遣不遁様懸留、被出御馬、可被刎首儀、案之内候、其城堅固可有覺悟候、自然兵糧有閒敷と。思

食候而、五□石被遣候、其城へも可相籠由申遣候、鐵砲之。藥三百斤、鉛三百斤進之候、何之道ニも

來春二月比、殿下可被進御馬之條、諸事無越度候。様、覺悟可然候、今度其國へ島津令亂入候も、義

統を初、別之國へ被相働候ニ依而、其國之者構謀叛、敵を引入候敷、先書ニ千石權兵衛・長宗我部

彌三郎被遣候も、其國之儀、無御心元ニ依而、爲同心之。處、若者故他國へ可手懸ため

に、境目まで相働候、依而敵取出候と被思食候、是以後者籠城之躰にて、來春可被出御馬を被相

待、可然候、當年者無餘日候、早來春と申候も、五十日之閒にて候條、少茂みしかき働有之而、越

度候者、其子々孫々まで不相届と可被思召候、可被得其意候也、

(天正十四年)
十一月廿日
體(マ) 菴(大友義鎮)

(豊臣)
秀吉 御判
／諱ハナシ、判計也、

六 島津義久書狀

○入田文書
宮崎県史料編中世一

〔包紙ウハ書〕
入田丹後入道殿

〔端裏切封〕
〔墨引〕

義久

豊後進攻兩口ノ
利運ニ対スル祝
意ノ使者・鉄砲
ヲ謝シ一着近キ
ヲ告グ

誠到此境遂發足候之處、兩口之諸城等、任利運候、爲如斯之祝意、使書并鐵放到來、懇志之段歡悅候、然者、從前以御入魂之首尾、〔附〕荷内表迄、輒屬所勤、〔仙石秀久〕剩千斛、〔元親〕長曾我部敗北之儀、自他國之覺、大慶不過之候、彌對殘黨〔ナシ〕へ、被廻計略候之者、一着不可有程候哉、猶巨細之旨、年寄可達之候、恐々謹言、

〔天正十四年〕
拾二月廿日

〔島津〕
久〔花押〕

入田丹後入道殿

○『日向古文書集成』〔入田系函所収文書〕ト校合。〔 〕内ハ同書。

六九 豊後國志

高城

〔直入郡古蹟〕
高城

在入田郷高城山、佐田常任據之、與薩兵戰而死、薩兵入保之、明年、志賀親次擊之復城、文祿之後竟廢、

津賀牟礼城

津賀牟禮城

在入田郷矢原村、入田丹後守親眞城于此居焉、天文十九年、二月、大友義鑑見弑之後、世子義鎮使日田、玖珠武士討之、親眞拒之、戰敗走于小松尾寨、其後義鎮爲支城成之、天正十四年、薩軍攻之、

入田郷

入田郷

城陷、乃入而保焉、十五年、志賀親次擊之、大敗、復其城、文祿二年、國除之日竟廢、

小松尾寨

小松尾寨 在入田郷下松尾山、入田氏支寨、津賀牟禮城既陷、逃此自殺、林中有二墓、一親眞、一息女云、

菅迫寨

菅迫寨 在入田郷山田村南山上、岡城之支、志賀氏築之、菅朝倉一玄在畷原寨、天正十四年、十二月、島津之將坂無益耳、乃乘夜自燒屏障、破其要害、竊逃于菅迫、薩兵見火起急攻之、闕無人、因移軍、入而保于此、一玄其夜告急于岡乞援、且聚菅迫之衆待之、親次使志賀掃部介、大森彈正忠、後藤遠江守救之、一玄執鋒先登、三將自三路攻入、薩軍大敗、遂斬其將豐前守、復其寨、

下原堡

下原堡 在入田郷高源寺村、高城支堡、文祿之後亦廢、

由留木山

由留木山 在入田郷西南嶺嶽西、山足相接、此山高岑峻嶮、杉松鬱茂、中有祠、稱緩木明神、其上宮在此山上、事詳神祠下、其前爲高城、其傍名下原山、二山並有廢寨、

大友吉統知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

軍功ニヨリ久住名・坂田・入田郷内ノ地ヲ預ク

先書如申候、今度親善無比類懇忠、彌感悅無極候、一稜雖可顯其志候、關地依無之、先以久住名之内五拾貫分、坂田之内廿七貫分、入田之内廿五分、^(實脱力)預進之候、可有知行候、爲御存知候、恐々

謹言、

(天正十六年九月)
七月一日

志賀虎左衛門尉殿

(大友義統)
吉統 在判

父祐清拘分入田郷以下ノ地ヲ安堵ス

九一 大友吉統安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

父右馬助入道祐清抱分、長利内記跡入田郷之内六貫分、草地之内五貫分、津守之内浮免十貫分、其外浮免所之坪付、別紙在之事、任相續之旨、領掌相違有へからす候、謹言、

(天正十九年)
六月十六日

(大友)
吉統 在判

安倍久三とのへ

九二 詫摩氏略記

○大友家文書錄
大分県史料三四

志義田城
入田郷二百町

詫摩氏熊本城ニ
籠ル

義長□豊後國志義田之城主、被^(カ)迫^(筑前)郡之内那珂^(博多土井ノ町)右千町之内^(筑前)穂波之郡□

志義田城付、豊後入田之郷ニテ二百町被^(カ)下^(都合千、五百町)候、義鑑公御代ニ甲斐宗運坂成以下御味方仕、肥

後國ニ御手遣有テ、義鎮□御代詫摩肥後熊本ニ還住、志義田城ハ□□輔ニ被^(カ)下^(也)、其以後木山

・赤星・球磨邊豊後ニ叛キ、屬^(セ)薩州ニ、詫摩壹人御味方故、凶賊熊本城ヲ取圍攻申候、關白秀吉

公御下向迄八ヶ年籠城、此閒城主□伊賀守病死、男兵部、弟右近雖爲幼少、堅固城持堅ル、佐々

陸奥守・仙□□之前凶賊募テ熊本城ヲ攻落、城主兵部兄弟、阿蘇神主凶徒申請、十三歳之時

阿蘇起居ス、弟詫摩右近成長之以後、義統公近習ニ□奉□麗ニテ戦死ス、大力之由申傳候、小

入田郷

入田郷

四五八

入田郷ハ中川領
入田怒テ薩州ニ
仕フ

笠原宗紐・林宗鈍右兩人覺語□候、兄兵部(カ)ハ阿蘇山ニテ病死ス、妻女ハ神主扶助ス、空送星霜(カ)、然所ニ豊後國爲關國、義統公中國御渡海被成、諸□宰浪仕、入田治部□入田郷ハ中川瀬兵衛從(カ)、關白秀吉賜ル故ニ、治部入道怒阿蘇山ニ來テ、孫詫摩長松ヲ伴ヒ□薩州、請義久ノ扶助、男子ニ、兄日州耳川ニテ伯父吉弘宗誨、同□戰死、弟入田右近朽網依無子養□成ル、朽網道通是也、故ニ入田怒孫□ヲ長松爲養子、令義久ニ相見、加藤清正於熊本之城、男子出產、命□神主ニ兵部妻入田治部娘□吉弘鑑直孫筋目能、殊ニ熊本城主ノ依爲妻、忠廣ノ局被成也、薩州ヨリ詫摩長松成長後加兵衛義久ニ被申請、詫摩郡之内本城村ニテ千三百石給、號詫广加賀、忠廣之代ニ、家康公、秀忠公ハ駿府江戸ニテ御、目見仕、以御下知千貳百石合□ニテ加恩、貳千五百石持申候、詫□賀妻ハ坂成娘、甲斐宗運孫也、

六三 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書錄
大分県史料三四

直入衆ハ蜂須賀
氏ニ領ケラル

○文祿二年五月カ。「直入郷史料」二二二号ニ、直入郡關係部分ヲ抄出。本文省略。「直入衆」ハ蜂須賀氏ニ預ケラル。

六四 中川秀成知行方目錄

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室藏

○慶長六年四月十六日。全文ヲ「緒方莊史料」二七八号、直入郡關係ヲ「直入郷史料」二二九号ニ抄出。本文省略。

付録

一、入田氏系圖

○入田文書
宮崎県史史料編中世一

入田氏系圖

○大友初代能直ヨリ三代頼泰マデヲ略シ、四代親時モ名ノミヲ掲グ。

四代親時

五代貞親

新藏人 左近太夫將監 刑部少輔 從四位 出羽守

○母戸次太郎時親女也、

○法號玉山正温大居士、號萬壽寺殿、

入田氏元祖
泰親

號入田、次郎 因幡守 兵庫頭 左馬頭 後改

秀直、

付録

○初稱松屋次郎、領知於豐後國南郡而城于入田、依是改號於入田、尔來世住居此城、

○母同前、

○法號喜山歡公大居士、

六代

貞宗

○下略

孫太郎 左近太夫將監 近江守 從五位下

○母同、

○兄貞親依無子、以貞宗爲嗣、

師親

因幡藏人 母志多里殿、

女子

嶋津上總介貞久入道道鑑簾中、宗久・師久・

氏久御母也、

二代氏綱

治部太夫 因幡守 豐後守

○將軍義詮公下賜所領安堵之御教書、貞治三年甲

四五九

辰五月十三日御判有之、

○明德二年辛未二月五日卒去、法名傑山英公、

親久

掃部頭

親武

越後守 號次倉、

女子

川尻肥後守入道室、

三代

氏朝

治部太輔 大膳太夫 豐前守 母者草野筑後

守女、

○奉拜謁 將軍義滿公、下賜御劍及御教書、

○應永十八年辛卯五月十八日逝去、法名恕山忠公、

眞朝

兵部少輔、號岩津、法名月新、

親朝

藏人 式部少輔

四代

親忠

次郎 兵庫助 治部太輔 因幡守

○母大友刑部太輔氏時女也、

○長祿二年戊寅四月四日卒去、法名實山眞公、

眞綱

三郎 左衛門尉 母山鹿右京進女、

五代

氏繁

又二郎 大膳太夫、 早世、

○寶德二年庚午十一月朔日卒、法名照岳光公、

六代

氏頼

彈正大弼 法名日參、

七代

氏廣

修理亮 丹後守

○依戶次某之讒、氏廣蒙大友家勘氣、退去於入田

城、進退惟谷僅得免、因是戶次氏領焉、時豐州立石城主大友家之臣企叛逆、於茲欲誅伐大友某謀軍事、氏廣密聞之、深謀遠慮率三百餘兵攻立石城、逐亡逐北則陷矣、大友家感其軍功、安堵本領入田城、開喜悅眉者也、

○法名良山賢公、

八代
親廣

兵庫頭 出羽守

○法名光山惠公、

九代
親門

大膳太夫 相模守 兵庫頭

戶次氏運可攻亡親門策、以故合戰及累年、時親門欲繞攻於戶次之城進發、戶次某叩刀防戰、親門被傷、一族家臣戰死者多、丁此時、親實時年十六直進急擊抽戰功於其中、

○法諱文山永公、

付 錄

一僧

法乘院

○天文十九年大友義鎮征入田親實之時、法乘院以長刀討捕首數級、且與飯屋內膳正合鑼、則討內膳正、法乘院亦當鑼死、詳在親實譜中、

十代
親實

兵庫頭 掃部頭

○大友義鎮自幼有暴虎馮河之志、故應父義鑑之命以親實爲諫言之臣、雖然、義鎮嘗不容非逆耳而已、挾思、時戶次某及津久見某・田口某・齊藤某・小佐井某素爲佞臣、此故依讒親實之事蒙可誅戮之命、天文十九年圍攻於我入田城甚急也、誠家之存亡此秋也、以故出張于古野尻砦在入田城近邊奮戰、時敵依支後城難出兵、僅親實・義實父子一族入田右衛門太夫親宗、其子左馬助親增、同中務少輔・同法乘院・同彈正・同周防守・家臣

次倉某・森某・工藤某・吉良某・阿南某・舞野

一樂入道・管尾彥六・風閒某・奈良木某・馬場

某・江原左京雖為大友臣親實依有厚恩
屬我手有名譽雄士也從兵五十騎

一心ツレ勳力自北自南劍頭散火馬蹄踴衆不避矢石、

約必死、縱橫突戰、既至夜不止、於是義實時年十八

數度與敵會戰討取首數級、法乘院與敵飯屋內膳

豐州有合法乘院以長刀、內膳以鎗、即入田左馬介

名士也討取內膳、法乘院當鎗死、行年十七・管尾彥六・舞野一樂以強弩射取敵數多

一樂者箭當額、雖然相戰中不拔其箭云々、江原左京以鎗勵戰功、粉骨

幾多哉、法乘院・同中務・同彈正・同周防・管

尾彥六双枕闔死、其外死者夥、於是大友家遣使

价於親實曰、親實自殺可蒙赦免、以故親實自盡、

弟右衛門大夫刎首家臣甲斐彌次郎殉死自夫調和謀敵退散

全城者也、

○法名天德陽公大禪定門、號天德寺殿、

親宗

右衛門太夫 入道常雄、

○天文十九年大友家欲攻亡親實之入田城之時、

右衛門太夫有軍功、時親實自殺、依是親宗刎

首詳在親實之譜

女子

毛利了心入道室、

親助

中務少輔

○大友義鎮攻親實之時、抽軍功打死詳記親實譜中

親增

左馬助 入道增二、

○天文三年甲午誕生、

○爲庶流別立家、

○天文十九年大友家征入田城、左馬助時年十七以強

弩射取敵數多、抽戰功矣詳記親實譜

○天正十四年薩州太守 義久公・義弘公征伐大

友家之時、相隨義實入道宗和於所々有軍勢
在義實、
譜中

○天正十五年 殿下秀吉公下向、宗和一族來

復于薩州、増二相隨宗和、到御國賜采地一千
五十石於義實入道、故分半地於一族家臣、然
増二依爲一族之拔群、讓與二百餘石者也、

○慶長四年伊集院源次郎忠眞、構日州庄内諸城
企叛逆、依是

太守家久公出陣、増二扈從、時爲要害繩瀬平
地立番所有名士勤番、然増二亦奉應 嚴命、
及翌年三月落城時勤番彼地、在陣中以次男孫
右衛門尉氏康、達事於伊勢兵部少輔貞昌、貞
昌贈書於増二、左記之、

正文有之

○以下二次ノ五文書写ヲ掲グルモ省略。

(イ) (慶長四年カ) 六月三日伊勢貞昌書狀 (入田左
馬入道宛)

(ロ) 「慶長四年」十一月廿二日島津忠長書狀写 (入

田増二齋宛)

(ハ) 「慶長四年」十二月十七日伊勢貞昌書狀写 (入田
左馬入道宛)

(ニ) 「慶長五年」二月六日島津忠長書狀写 (入田左馬
入道宛)

(ホ) 霜月十七日新納為舟・相良長泰連署書狀 (入田左
馬入道宛)

○尚増二ノ事績、卒年法名等アルモ省略ス。

氏輝

筑後守 入運如心、

○爲庶流別立家、

○大友臣戸次源珊與入田義實會戰入田城下平
(ヒカ)

簡原之時、筑後守與入田市正・同孫右衛門
尉分備於二列胥戰則敗走 詳在家督、
義實之譜

○天正十四年薩州征豊後國之時隨宗和有戰功、

○天正十五年宗和到薩州之時筑後守同來、丁
此時賜采地千餘石於宗和、由是與半地於
一族、如心亦分與其内矣、

○慶長五年築高岡城、相隨家嫡氏隆而同移居

此地、

○慶長十五年十月死、年七十五、法名大雄、

—氏春

右近將曹 略○下

—親正

東市正

○戶次源珊寄來入田平ヶ原之時東市正與同孫右衛門尉・同筑後守分備挑戰則得勝利、詳在義實譜、

○天正十四年薩州征豐州之時、入田宗和屬薩州手、故親正亦爲從軍於處々有功勞、

○天正十五年相隨宗和、父增二共來于御國、

○文祿元年壬辰春 太守公航于朝鮮國、市正致供奉、七年在陣於諸所有粉骨矣、

○慶長三年高麗御歸陣之時、十一月十八日朝鮮人相催番船、支海口及船軍、掃部頭氏隆同船而射敵數多、則當箭死、詳記氏隆譜、

○法名傑心淨英居士、

—氏康

佐吉 孫右衛門尉 入道道意、

○永祿十二年己巳誕生、

○爲庶流別立家、

○戶次源珊攻來于入田平ヶ原之時、氏泰與同市正

・同筑後守分備會戰甚苦、氏泰爲前鋒斬獲戶次伊豫守之首抽軍功、詳記義實之譜中、

○天正十四年薩州 太守公進發豐州、屬御方於所々有功、時於朽網之城 義弘公賜名於佐吉、

○天正十五年隨宗和來御國、時采地一千餘石賜宗和、於是分與半地於一族并氏泰、

○文祿元年 太守公渡海于朝鮮、氏泰供奉七年在陣有功勞、

○慶長三年十一月朝鮮人整戰艦支日本勢歸朝、於是氏泰勵軍功、家督氏隆譜中詳記焉、

○伊集院源二郎忠貞籠城日州莊內、太守公御出馬、

氏泰供奉、時慶長四年六月廿三日島津中書忠豐
爲將攻山田城、入田右近在同所戰、右近以弓氏泰
以鐵炮相戰、
右近當鐵炮死、故氏泰射取右近之敵、其外討首
數級、

○莊內東霧嶋・志和池・森田御在陣中、於所所有
功勞、

○築日州高岡城移諸士之時、隨家督氏隆移居于茲
矣、

○寬永十一年二月氏泰有由言上於誓狀、其寫左記
之、

○入田氏泰起請文写以下略ス。

—親元

六郎 勝左衛門尉

○天正三年乙亥誕生、

○別立家、

○天正十四年丙戌薩州 太守公發向于豐之後州、

翌十五年歸陣、親元時年
十三父增二共隨宗和到御國、

付 録

○太守義弘公再渡于朝鮮、親元從軍三年在陣於所
々有功矣、

○伊集院源次郎忠貞籠城日州莊內、太守家久公御
進發、勝左衛門尉隨臣到翌年三月在陣有戰勞、

○家督氏隆移居于日州高岡城之時、親元亦同移居
矣、

○法號高山清心居士、

—女子

掃部頭氏隆室、

十一代

義實

十郎 左馬頭 丹後守 入道宗和、

○天文二年癸巳誕生于豐後南郡入田神原城、

○奉拜謁于

將軍義昭公、賜御諱字號義實、且補左馬頭、

○奉拜謁于

右大臣信長公任丹後守、

四六五

○大友宗麟義鎮賜於筑前國鞆手郡若宮莊三百五十町、其書左記之、

有正文

○コノ所ニ七四号文書「大友宗麟知行預ケ状写」アリ。本文省略ス。

○大友臣戸次某及津久見氏・田口氏・齊藤氏・小

佐井氏寄來入田古野尻攻戰之時、義實時年十八討捕首數有軍功、詳在父親實譜、

○大友家臣戸次攝津守統貞入道源珊告讒、依之欲

責亡義實故、楯籠于入田城、自天正十二年到同十四年大友家數度圍繞、時薩州之

太守義久公・義弘公從天正中年征肥後國且經(マ)歷

于筑前・筑後・肥前、因是悉歸心於薩摩、故乘

其勢企豐州進發之事、惟時天正十三年、依太守

公命薩州雄士新納武州忠元達書及誓紙於義實而

曰、大友家者爲鳴津氏之寇敵、故欲加征伐、然

義實頃コト與大友家及銚盾、若屬薩摩爲大望使至

再三天正十三年ヨリ到翌年忠元遣仙鏡坊於入田城、又中馬源丞及肥後三船兵勘之丞爲使价、數度來于入田雖然、非武門之素意敢不肯之、復鳴津中書家久數々贈書、時佐多越後守忠増・八木嘉竹

入道爲

義久公之价來于入田城サヤヤ、囁義實、且入番奉行

四人兵器數種被贈焉、依其志懇而響應兩价於入

田城、當此時戸次源珊爲大將寄來于入田城、

不如恨讒臣屯勢於城下平ヶ原欲決勝於一戰佐多氏、

八木氏城ヨ一リ族家臣勵志競進急擊、源珊之族戶

次伊豫守爲將立劍前サキ備相懸、入田市正・同筑後

入道如心・同孫右衛門尉分二手挑戰、時孫右衛

門尉指揮汗馬而爲前鋒、苦戰斬大將伊豫守之首

得大捷孫右衛門尉帶三尺六寸太刀、其外斬獲者不記其數、此故

敵退散、因是孫右衛門尉備伊豫守首於兩价前、

揚褒譽之名、

○丁此之時也、謀豐州征伐之事、故入田氏遣家臣

阿南勘解由・吉良甲斐肥後八代御陣義久公、達御陣也

其謀於新納忠元、於是兩使奉拜謁

義弘公、時豐州菅迫城主志賀道易・同幡摩守亦

屬薩摩、入田氏・志賀氏一心於諸所其功莫大、

不違牧學矣、

○新納武藏守忠元之書并誓狀左方記之、

○コノ所ニ七八号新納忠元書狀写アリ。本文省略。

○コノ所ニ「入田文書」新納忠元起請文「天正拾三年霜月朔日、玉林老宛、七九号」アリ。本文省略。

○高知尾任甲斐長門入道宗接・興呂木新左衛門尉

武富・馬原右近太夫重昌三輩贈誓狀於宗和、寫

左記之、

正文有之、

○コノ所ニ八〇号三田井家老臣起請文写（天正十三年乙酉十一月八日、入田殿宛）アリ。本文省略。

○日州佐土原城主嶋津中書家久贈書於義實、左記

之、

○コノ所ニ八一号島津家久書狀写（「天正十三年」十一月九日、入田殿宛）アリ。本文省略。

○嶋津家久再贈書左記之、

○コノ所ニ八三号島津家久書狀（天正十四年カ）六月十六日、入田殿宛）アリ。本文省略。

○天正十四年十月 義弘公相催豐州進發肥後表發

向、諸將嶋津左衛門督歲久父子・同右馬頭征久

・同圖書頭忠長・北郷讚岐守忠虎・新納武藏守

忠元・川上上野介・椋山兵部太輔・伊集院右衛

門大夫忠棟・同肥前守・町田出羽守・肝付彈正

忠・鎌田某・敷根某・平田某・白濱某・大寺某

率多勢入豐後南郡、十月廿二日攻拔高城、入田

宗和・志賀道益率一千餘從兵迎來中途、爲指南、

其夜入于入田城談軍事 時宗和初拜謁義弘公献上太刀馬并櫓肴數種、義弘公ヨリ賜御太刀、

馬代衣服 於是松尾・烏嶽之兩城放火去、片加

世城・一萬田・鎧嶽・栢瀬城亦悉陷矣、朽網之

城同入手裏、故留滯此城拔取滑・龍田之兩城、

同廿四日欲責亡戸次某津箇牟禮城、入田宗和・

志賀道益運籌胥戰、入田増二・同市正・同孫右衛門道如心其外從、因是戸次氏不怵乞降、以故義弘公臣、勵軍功。

入源珊之城耳語軍事、岡之城主志賀某依不屬御方屯、勢雖攻岡之城、曾不降、然不屑之攻拔諸城悉屬 旗下、

○義久公赴日向封疆曰杵院三城、鳴津中書家久爲

大將、進發日州口越梓山、諸將山田越前守有信

・吉利下總守・伊集院下野守・同美作守・上井

伊勢守・土持左馬權頭・本田下野守其外率大軍

打入豐州三重、放火於諸村陷緒方城、構陣柵于

盤東寺、而遣使於南郡決評儀警衛於三重年滿、

義弘公警固鎧嶽鷲臺、時 殿下秀吉公曰、可分

九州諸家、雖然義久公不容焉、是故中國毛利氏

及黑田官兵衛尉・仙石權兵衛尉・長曾我部彌三

郎下向于豐前、與大友氏構陣於府内上原地、同

十二月十二日仙石氏・長曾我部氏・十河隼人・

尾藤甚右衛門尉等率大軍、到年滿侵中書家久之

陣、雖然、京勢不利悉敗北纔保危命、其外致死
者許多也、家久乘此費奮猛威、大友氏懼嶋津勇
氣退去居城府内、又退高崎城逃于豐前龍王、以
故家久入府内城輝軍威、入田義實爲指南勵戰功、
依有大捷賞其軍忠、

義久公賜御感牘、左方記之、

有正文

○コノ所ニ八八号ノ島津義久書状写（天正十四年カ）
拾二月廿日、入田丹後入道殿宛）アリ。本文省略。

○義弘公十二月廿二日入志賀道益之管迫城、時白

仁志賀道運亦屈旗下、其外諸城悉陷矣、十二月

廿四日換陣於柄網、皆以得大利、依是義弘公武

威振九州、

○義弘公・中書家久及諸將皆越年于豐州、而到翌

天正十五年三月拔諸城悉安堵九州、先是爲大友

之援兵仙石・長曾我部雖下向敗亡、大友氏逃去

妙見・龍王、是故大友氏愁訴

秀吉公曰、爲嶋津氏被大破無可起家之由、再可加援助、依是欲征嶋津氏、

大閤秀吉公相催日本猛勢渡航于九州着關之戶、

嚮日高野木食興山上人一色某下向而寬和平、然

不叶太守公心、故歸陣于薩州可固要害、時京勢

寄來于豐州、中書家久同三月十五日去府内日州

口凱旋、義弘公并諸將肥後口歸、豐肥之士變心

依塞通路漸脫去鱗涎、時下向秀吉公者西目筋、

羽柴美濃守秀長秀吉公ノ御令弟、東目筋、因之入田宗和

及同入道增二・同市正・同孫右衛門尉・同入道

舟慶、同如心、其外從臣退去於入田城豐後國南郡入田十二鄉采地

八萬石餘領、相隨于義弘公、一族家臣等來御國移

居薩州廳府、而賜日州諸縣郡高原後川内采地

三十餘町文祿四年京竿之時爲一千五十餘石、知焉移彼地、先是爲引取妻子入田左

馬入道・同孫右衛門尉父子豐後ヨリ欲通日州筋之時、

高知尾物頭甲斐氏某通路欲討左馬介之父子、依茲廻

簿入夜去彼地肥後口ヨリ到于薩州、此時菅迫志賀道易・同幡摩守來復于薩州者也云々、

○豐州御發向已前新納忠元贈誓狀於宗和曰、此度

屬御手至一族家臣等可被加扶助、後僅賜後川内

一鄉、雖然、依難捨一族家臣、分與半地矣、

○宗和拜領後川内之時初拜謁

賢太守義久公、奉獻上太刀并樽肴數種、爾時、

宗和獻太刀并二種一荷遂拜謁者也、

○慶長六年辛丑正月九日卒于日州高原後川内入

來、法諱玉林宗和大居士、

—女子

大友義鎮室、

—鎮氏

長門守 治部少輔 入道舟慶、

○別立家、

○戶次源珊寄來入田城、曾戰于平箇原之時、舟慶

抽軍功矣、

○天正十四年薩州 太守公征大友氏、舟慶隨宗和

於所、有功、

○天正十五年 太守公賜采地一千餘石於義實、故

舟慶得其內者也、

○家督氏隆移日州高岡城、舟慶同移居矣、已後亦移于魔府、然舟慶子作右衛門尉移居坊津、

十二代
氏隆

鶴一丸 十郎 掃部頭

○天正二年甲戌誕生于豐後南郡入田神原城、母者肥後國阿蘇大宮司女也、

○奉拜調 義久公獻御太刀并二種一荷、加首服賜名於十郎、

○得父義實讓家督、於茲拜調

義弘公奉獻御太刀并二種一荷、改名於掃部頭、而後時々獻御太刀奉拜謁者也、

○文祿元年壬辰

義弘公・久保公渡海于朝鮮國、文祿四年三箇國被正經界之時承 臺命、義弘公同年四月歸朝、

翌年再渡海之時、掃部頭致供奉、三年在陣於處々有軍勞、

○慶長三年戊戌十月朔日大明・朝鮮猛勢寄來于四川御陣、此時氏隆有軍功矣、

○同年十一月朝鮮御歸陣之時、朝鮮人催戰艦數百艘支歸路、依是敵大船射弓鐵炮、柁山權左衛門尉・同太郎三郎・喜入攝津守・町田氏其外諸士雖勵軍功、味方小舟故至危尤死亡者夥、且以壺火燒船、依是捨武器漸保微命而到南海嶋、入田掃部頭・同市正同船而與番船胥戰、氏隆登矢倉以鐵炮射敵數多、市正曰、掃部頭爲我家嫡、然戰死則家斷絕、我可代掃部頭押除氏隆與番船戰、時市正當箭死箭當咽 死云々、依是又掃部頭登矢倉胥戰、番船將熊手欲破、氏隆之船之時以鐵炮射敵五人、時以壺火燒氏隆舟、以故漸至夜登南海嶋逢柁山某・喜入某、五百人兵遁難到彼嶋、

○柁山某・喜入氏・町田氏及五百人在南海嶋之事則達于
義弘公・忠恒公尊聽、依茲伊勢兵部少輔貞昌赴

彼嶋有馬次右衛門尉・鮫、入田孫右衛門尉欲聞氏隆・親正之事訴焉、故孫右衛門尉徵

太守公御前拜載御盃給船一艘爲迎船之列、十一月十八日夜暗赴彼嶋而達椀山某・喜入某、掃部頭及五百人乘小船七艘還時船中飢寒甚、故與孫右衛門尉之羽織於椀山某而凌寒氣云々、因是

太守公御悅不斜皆遂拜謁、同十二月掃部頭・孫右衛門尉致供奉歸朝直上洛矣、

○慶長四年氏隆賜御暇伏見下向、不日依 太守公嚴命復上洛、

○氏隆於高麗有功勞、爲其忠賞賜於采地三十八石、入田市正・同孫右衛門尉・同勝左衛門尉亦拜領采地廿七石宛者也、

○慶長初承 義弘公貴命賜野尻地頭職、雖然有故訴焉辭之、

○同五年七月石田治部少輔三成企謀叛、時(慶長)江戶內大臣家康公發向東國、三成窺其釁ヒ欲奪家

康公伏見城、而御城番與松平主殿頭・同五郎左衛門尉・鳥井彥右衛門尉・內藤彌次右衛門尉及鉾盾、義弘公有故屬三成之手、同八月朔日欲燒於伏見城射火箭、城兵登屋頭以采幣下知欲解屋、義弘公臣山田彌九郎以鐵炮射落之、時氏隆相續欲射焉之時、入來院又六重時雖止之、則以鐵炮射落屋上之兵着赤衣以采幣、爲下知之土也、

義弘公召氏隆於御前給御盃、有褒美者也、

○同年九月十五日石田三成催西國諸勢與家康公戰濃州關箇原、

義弘公出軍氏隆供奉、西國諸將失軍利 義弘公亦不利歸國、氏隆者被疵於伊吹山奉後于義弘公徐下國矣、

○關箇原御歸陣已後固於三州處々要害、時伊東氏家臣稻津某企叛逆拔日州宮崎城、乘此勢冒諸家、於茲欲固日州關外之地、築高岡城移諸士七百餘、比志嶋紀伊守國貞爲地頭、丁此時氏隆被

撰于物頭役移居高岡城二之丸、

○移高岡城之時、伊集院助右衛門尉・伊地知佐渡

守・平田大休坊・入田掃部頭補物頭役而四輩移

此地、後伊集院氏被補隅州財部地頭・伊地知氏任日州倉岡地頭・

田氏還于廳府、掃部頭亦雖訴之、太守家久公

曰、高岡城爲封疆地、故可能守之處也、然掃部

頭者軍場有功士何不移哉、依是奉應貴命住高岡

補組頭役、

○我家累代文書・系譜等宗和退去豐州之時、籠置

豐後梅之郷八幡宮社內入田家氏神也、然依亂戰紛失、

今不知所在、而後移薩州之時文書・記錄等雖持

來、正保四年丁亥十一月氏隆逢回祿失焉、今僅

在、依是親門上世家傳之次第不詳故難記焉、

○掃部頭氏隆欲訴豐州以來由緒、依若年不知其

詳、依是入田左馬入道代氏隆、言上其次第、左

方記之、

寫有之、

乍恐言上、

先年以來之儀雖不入子細候、于今御失念之事茂

可有御座候間申上候、宗和事對大友義統毛頭緩

疎無之候處、讒人以所行可被召失之儀、証明白

候之故、俄ニ籠城仕候、薩州追茂其聞得候哉、

拙齊老以書信御口能之條、御座候、然者先年之

爲御返答豐州江可被召向ニ相定幸之刻候條、宗

和事御當家於被准御幕下者、一稜可被遂報恩之

由被 仰越候、雖然、君臣勤數代之儀可致忘失

事口惜存候而、最前之兩通追ハ不能報書候、然

處ニ前中書公被成下御書、御入魂之旨數ヶ條蒙

仰候、其上高知尾江以御才覺入番、奉行四人入

田江被差籠候、且右之上意不淺、且爲恨讒言掠

可奉守御當家由、家臣之者其地盤相定御加勢案

內者仕候處ニ、依御高運豐州無程雖被屬御安利

候、大閣殿下依御下知被退豐州、其以後御國迄

遂參上、倍忠貞無別意候間、親類之者共一兩人

戰死之御奉公仕候儀、淵底御存知之前ニ候、豐州以來之儀、掃部助事ハ其節若輩ニ而不存候、愚拙不期明日候間、以書物申上候、右之趣可然様ニ御披露所仰候、以上、

入田左馬入道(増)

卯月十日

相良日向守様

○慶安二年己丑十二月十六日卒、享年七十六、法號天叟勝雲庵主、

○室入田左馬入道増二之女也、法名昌山妙久大姉、

親岑

治部少輔

○天正十四年丙戌誕生、母同氏隆、

○寛文八年戊申正月十一日死、年八十三、法名

義山宗光居士、

女子

衰田八郎右衛門尉室、

親董

勝助 治右衛門尉

○元和二年丙辰生、

○親董無子故跡斷絶矣、

元祿十一年戊寅十月死、享年八十四、

十三代

親宣

刑部少輔 與三右衛門尉

○文祿三年甲午誕生、母入田左馬入道増二之女也、

○奉拜謁 太守義弘公献上御太刀并二種一荷元服、賜名於刑部少輔也、

○得父氏隆讓家督補與頭役、時拜謁 太守家久公

奉献上御太刀并二種一荷、改與三右衛門尉、

○元和元年五月豐臣秀頼籠城攝州大坂、 大守

家久公出陣、親宣備騎馬列供奉矣、時父氏隆者

先是讓家督於親宣、雖隱居、

家久公賜御馬川原一匹致供奉時、於中途聞落城之事歸船中、

○寛永年中

將軍秀忠公御參内之時、

黃門家久供奉、親宣被撰騎馬列扈從者也、

○慶安二年己丑十二月十一日死去、年五十六、

法號雪山宗白居士、

○室土持彈正忠隅州栗野地頭後爲日州大崎地頭女、慶安二年己丑

八月十二日卒、法名月窓妙江大姉、

— 氏重

助右衛門尉 母同、

— 親仲

喜左衛門尉 母同、

○法名勝樂源宗居士、

— 女子

大坪平右衛門尉貞良妻、母同、法名月照妙心

大姉、

十四代
親賢

○以下近
世系省略

鶴一丸 左馬助 新左衛門尉

○元和元年乙卯三月三日誕生、母土持氏女、

○奉拜謁 太守家久公、獻上御太刀、元服者也、

○奉拜謁于 家久公、獻御太刀、賜名於左馬助、

○得親宣之讓家督矣、

○奉拜謁 家久公、改名於新左衛門尉、

○貞享五年戊辰二月三日卒去、年七十四、法名潔

心源清居士、

○室土橋監物忠香穆佐之土之娘、元祿十年癸丑七月十

四日死去、年六十九、法名洞庵壽仙大姉、

— 親良

○以下近
世系省略

十郎右衛門尉 次右衛門尉 新五兵衛尉

○元和四年戊午生、母同前、

○下
略

二 竹田市大字(玉来・門田・太田・田井・倉木・神原・中角・次倉・九重野)・小字一覽表

大字	21 入田	22 門田	23 太田	24 田井
小字	石原、河宇田、小城、立神、折橋、清水道、津留、大仲寺、西川、山ノ神、神宮寺、菅田、栗ノ木平、梅群、山口、矢原、瀬溝、十角、広田、桑畑、恵平、小富士平、長井野、大原、六戸、広瀬、谷川、板良、西原、向原、小富士、由宇土、黒檜、小高野、灰迫、鶴毛尾、妙ヶ瀬、横手、大平、網ヶ窪、魚住、尾戸群、西ヶ迫、長宇土、板川、	泉水、篠尾、古城、小園、上ノ辻、山田、井の向、平畑、下見ヶ瀬、扇山、山ノ口、尾平、柿瀬、横山、戸ノ上、長小野、高城、横井、伊東原、塩井、川津留、鳥野、山瀬、平原、飛瀬、岩下、上津留、日出戸、長畑、大津留、下津留、杉宇土、中ノ谷、	岩本、姿、倉本、柳原、桑ノ迫、牧、田尾、浦野、山内、鏡園、上長田、長田、田平、雲手、迫ノ窪、寺、寄木、城ヶ尾、原、成石、千寿寺、江内戸、高畑、折立、平、内窪、井手ノ平、浦田、南迫、小津留、浦窪、藤原、栗ノ木、長迫、古井手、	金剛寺、井ノ久保、成石、下り尾、木落、真土平、木ノ元、原、小沢水、仏迫、師半寺、桑ノ迫、本田、赤田無、宮園、宮ノ原、

倉 25
木

山下、明見、宮ノ原、杵ノ原、藤屋、洗原、鏡山、小平田、瀬口、松道、政所、森前、谷門、向津留、下ノ原、御園、小野、不焼寺、蛇岳、小川内、横山、倉木祖母山、

神 26
原

木ノ元、中園、柳久保、枋長迫、舟畑、大平、谷、川平、立平、二ツ石、立本、垣外、三口、中原、二本木、尾久保、上中原、鳥居原、米納、吐合、上大平、井手洗、福原、経墓、振顔野、森脇、田代、国形、田下、白泉、大障寺、黒土甲、向原、山ノ神、井手ノ上、高岩、上川平、家の元、年ノ神、榎原、広木、馬場、畑、芝原、祖母山、

中 27
角

中角、上ノ原、柚木、井ノ元、立平、笠松、向原、小迫、舞渡、小園、園頭、日平、大久保、美女岳、長畑、無田、田久保、名子園、五反田、山下、辻原、下ノ原、上川、下ノ谷、

次 28
倉

吉ノ鶴、田ノ廻、長鹿倉、山中、堀川、井伏、石原、落水、中ノ迫、政所、蔵内、神田、山ノ口、なかしめ、みなまき、ひわき、なかひえ、おびら、とのした、おつるみず、なかのき、まどろ、(マ)蔵内、山ノ口、中ノ木、南迫、日向、中ヒエ、尾平、戸ノ下、桑ノ木、竹ノ久保、村久保、余り仏、国重、田久保、後迫、宮戸、上瀬谷、医王寺、折原、尾畑、ハシロノ、枋原、笹原、小ソノ、納野、大戸、瀬ノ口、長迫、万田迫、渡内、伊藤原、大伊藤原、宝迫、井ノ平、高須、桑鶴、中ノウト、妙見、下戸、打越、枋倉、畑、吉原、瀬谷、

29

九重野

堂ノ前、安養寺、下芝尾、堂ケソノ、中芝尾、上芝尾、スゲノ元、上長迫、天神ツル、紺屋奥、鹿風、紺屋、中神、浦久保、舟川、奥山、柿木ツル、高源寺、尾、中鶴、木落シ、山ノ神、上川、前久保、久小野、ツル、畑中、田吹、上小ノ、口ノ田、田原、菅ケ谷、中ノ畑、岩下、滝部、

<p>向山田 18 むこうやまだ</p>	<p>渡瀬 17 わたせ</p>	<p>穴井迫 16 あないざと</p>	<p>岩本 15 いわもと</p>	<p>吉田 14 よした</p>	<p>玉来 13 たまき</p>	
<p>シモノ切、 ヤキ山、イシ原、ツチトリ、ヒフリ、ヲハタ、ヒムキ、ヨウガ、ハチクボ、カミノ切、ミサコ、</p>	<p>ツルサキ、アザミ、ミダシハシ、タイガ平、渡瀬、タカ原、十ヶ谷、丸山、クラヲ、コウソ、 北向、ヲカハタ、山口、中ハタ、サクハラ原、山中、コジヤウ、</p>	<p>ウリヲノ、ムロオノ、カメワカ、 ヲヲシバヲ、トリゴエ、クワツル、ウト、マツモト、庄屋、ナカシマ、穴井迫、ライクチ、ウシライ、</p>	<p>中畑、高鼻、栃戸上、茂左田、岩本、 千原、両台小野、西平、神明、大尾立、粟生宇土、粟生津留、下ノ瀬、池田、平道、吉原、河原立、</p>	<p>上中尾、下中尾、寺、横山、深瀬、一ヶ瀬、大島、下恵良、上恵良、 灰迫、段、小岩本、不動、大久保、上津留、大道尾、城ヶ下、祇園津留、八世、城ヶ尾、四ツ又、</p>	<p>阿蔵、尾戸牟礼、尾立、中阿蔵、馬背操、下津留、五反切、火振、玉来、上ノ迫、綿内、</p>	<p>戸ノ上、堂面、音無、二俣、元ゴエ、口屋ノ元、大久保、 小高井野、ウツヲ、代、井良迫、深内、エボシガタ、井干原、向田、松戸、河内、前河内、尾迫前、 板伏、上栃倉、尾迫、相ヶセ、西、カゴメ、カゴメウラ、カゴメヲク、南、百木、川へノ、上西、</p>

<p>20 君ヶ園 きみがさの</p>	<p>30 戸と 上うえ</p>
<p>鶴原、鑰畑、トチセ、君ヶ園、矢倉、大ツル、下矢倉、キリハタ、フウフ石、ハズヤスミ、フタマ タ、セハタ、バシヨウタキ、滝上、メボソ、ヒロクサ、キノサコ、ツカヲ、ウトキ、大畑、ヲヒラ、 サイガハタ、</p>	<p>上ノ畑、駄原、国方、畝割、田頭、桑木、小園、政所、奥畑、福良ヶ谷、掛橋、番城、小畑、 犬啼、</p>

○本史料ニヨリ抽出サレタル名ハ、「入田十二名」(六二号)トアリ、矢倉名(三〇号)・太田名(三〇・五〇号)・吉田名(四三号)・次倉名(六六号)・大塚名(六七・六九号)等ガアル。帰属ニ若干疑問アルモノニ小川名(四九号)・九重名(六三号)、其ノ他ノ地名ハ田井・小野(四三・七一号)・九重野(四五号)・神原(村)(四〇・四六・四八号)・鞍木□□(五三号)・下田井・廻渕・栗田(六五号)・岩本(七一号)・河原(六九号)等アリ。尚『国志』ニハ、拜田原・岩瀬ヲ入田郷ノ内トスルモ、拜田原名(直入郷三一・三七号)・岩瀬名(二三二号)トモニ明瞭ニ直入郷内トアレバ、採ラズ。

朽
網
鄉
史
料

一 豊後國正稅帳

○正倉院文書
大日本古文書

○天平九年。直入郡關係部分ヲ、「直入郷史料」一号ニ収ム。
本文省略。

二 豊後國風土記

○荒木田久老考訂本
寧樂遺文下

○直入郡關係ヲ、「直入郷史料」二号ニ収ム。本文省略。

三 太政官符

○類聚三代格
新訂増補国史大系二五

○天長三年十一月三日。「直入郷史料」四号ニ収ム。本文省略。

四 延喜式

○直入郡關係部分ヲ、「直入郷史料」五号ニ収ム。本文省略。

朽網郷

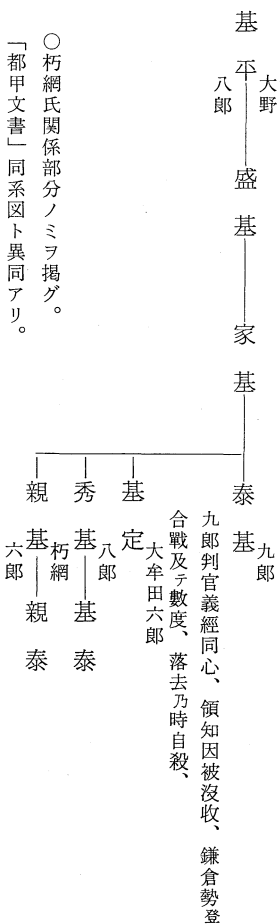
五 倭名類聚抄

○高山寺本
諸本集成倭名類聚抄

○直入郡・郷關係部分ヲ、「直入郷史料」六号ニ収ム。本文省略。

六 大神系圖(抄)

○筑後太田吉蔵々々本
東京大学史料編纂所影写本



○朽網氏關係部分ノミヲ掲グ。
「都甲文書」同系図ト異同アリ。

七 造宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史料篇四

○文治年中。直入郡關係部分ヲ、「直入郷史料」一〇号ニ抄出。本文省略。朽網郷ニ対スル假殿造立ニ関スル一国平均役ノ支配アリ。

朽網親基
親泰

八 大友寂秀親讓狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

大友親秀所領ヲ
三男觀音丸(親
泰)ニ讓ル

田北村地頭職

讓與 相傳所領田畠所職等事、

在

豐後國

田北村地頭職

日差庄地頭職、

肥後國 味木庄内、一樂・眞万・秋永名地頭職付稅所公文・國侍所司職、
津守木村等

豐福庄内、久具十郎・同三郎領付燒米小藤
次名地頭職、(留)

右件所領田畠所職等者、得親父故豐前々司能直朝臣之讓、無相違、所領掌也、仍分讓男女子息等之内、所讓與三男觀音丸也、無他妨、可領知、但於關東御公事并大番役者、隨所領之分限、守嫡子之支配、可令勤仕、惣兄弟互可相思也、若於背嫡子之命者、件所領等者、可令嫡子進退領掌、又無相違儀者、不可致妨之狀、如件、

嘉禎二年三月十七日

(大友親秀・寂秀)
沙彌 在判

右書、稱沙彌者、則親秀也、按親秀此時未剃髮、然委於泰直○家督○時、已得得法名、而授子弟此書者、書沙彌亦不可識焉、

九 大友田北氏系圖（抄）

○田北隆信藏本
增補訂正編年大友史料三二

大友能直 親 秀

賴 泰

田北大炊判官代、童名觀音丸、從親秀公親泰公讓請所領之事、豊後國田北村、同國日指庄地頭職、

親 泰

肥後國味木庄内一樂名、眞萬、秋永名地頭職、付稅所公文、國侍所司職、津留木村等、豊福庄内久

具十郎、同三郎領、付燒米ノ小藤次名地頭職、嘉禎二年三月七日ニ讓請云々、
（十七日）

從將軍家河内國東條中村安堵之御下文有、

義 村

義 村

式部少輔、又太郎、領地相續之讓狀、

鎌倉從經時將軍寬元三年三月廿七日御下文有之、

○コノ義村ハ相模国御家人ノ三浦義村ナリ。
田北氏ト縁類ノタメ混入セルモノナリ。

賴 元

賴 元

右京亮、從親秀公相傳之領地分、

河内國東條中村之領地分、從時宗公御下文有之、

○下
略

一〇 豊後國田代注進狀案

○東京大學史料編纂所本
大分県史料三六（一七一—一）

朽網郷四十町

○弘安八年九月日。「直入郷史料」一二号参照。本文省略。「朽網郷四十町」アリ。

二 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

○正慶元年正月十一日。「直入郷史料」一五号ニ取ム。本文省略。「朽網郷役」アリ。

三 田北氏所領文書目録

○田北一六文書
大分県史料三五

田北村・日差村
以下所領ノ目録
ヲ注ス

目録 豊後國田北村・同國日差村・肥後國味木庄内秋永名
河内國東條中村并西郷三郎二郎入道跡事

合

二通 關東御下文内 寛元四十一月廿八日 三 通内 親秀讓狀 嘉禎二三月
文永八年九月十六日 頼元 親泰 文永六年六月六日
永仁三年三月十八日

一通 一領 安堵繪旨建武元年四月三日

一通 大友兵庫入道施行寛元四年十一月廿九日

二通 河内國東條中村安堵御下文 嘉禎三年六月三日
寛元三年三月廿七日

一通 義村給御下文内 東條中村地頭職事 承久三年十一月十四日
新めん

一通 讓狀 仁治二年 丑十一月十八日 平氏女讓狀
辛

二通 田地坪付以下事 仁治二年十一月十八日

一通 大友兵庫守去狀 弘長二 三十

朽網郷

朽網郷

一通 三條殿 御教数 建武二十一二

二通 將軍家 御数書 建武三年二月八日
同年三月十三日

二通 一色右馬助入道御教書并事書建武三年七月十二日

一通 同右馬助入道一見狀 建武三十一年 廿二
同年同月同日

一卷 一色少輔太郎入道御教書以下、

一通 將軍家 外題安堵建武三年二月七日

以上三十二通

右、同文狀如件、

貞和二年正月十四日

二三 惠良惟澄一族等恩賞所望闕所地注文案

○阿蘇家文書下
大日本古文書

註進 官軍等。所望闕所地事、
恩賞

一族分

一、阿蘇大官司小次郎惟澄申、惟時跡本領并新恩地事、

一、惠良彌三郎惟賢申、
肥 豐後國朽網郷地頭職肥後國葦北庄地頭職事、

一、惠良彌次郎惟永申、
肥 豐後國伊田郷地頭職肥後國天草郡大屋野地頭職事、
朽網郷地頭職事、

豐後國朽網郷地頭職

豊後国柏原村地頭職

豊後国早田莊滿吉名地頭職

一、上嶋彦八郎惟賴申、本領肥後國六ヶ庄内石津村地頭職、上嶋郷地頭職并一族等跡事、

一、草野少輔注記澄筭申、筑後國草野次郎太郎永久跡事、
鹽見富高郷師匠愛淵跡事、

一、菊地九郎武久申、肥後國六ヶ庄内小山郷地頭職、同庄内下安永地頭職事、
養父小山越前權守武宗跡本領新恩地事、

一、伊津野右衛門次郎入道唯阿申、豊後國柏原村地頭職、日向國高知尾庄内上村地頭職事、
(直入郷)

一、白石左衛門次郎道秋申、養父豊後國堅田次郎入道跡事、

一、田尻孫六道綱申、本領豊後國早田庄内滿吉名地頭職事、
(種)

一、木山太郎左衛門入道幸蓮申、本領肥後國六ヶ庄内木山郷地頭職事、

一、子守八郎惟一申、肥後國六ヶ庄内青木綱地頭職、同庄内桑原郷地頭職事、
(マ)

一、竹崎孫九郎惟貞申、肥後國六ヶ庄内布加良郷地頭職事、

一、坂梨子兵庫助惟孝申、薩摩國泉庄地頭職半分事、但於此所者、於八幡宛給四人畢、而二人令成
當庄

御敵之上者半分可宛給惟孝之由申之、
間、可宛賜半分於惟孝之由申之、

他門分

一、佐伊津小次郎貞弘申、肥後國天草郡本砥嶋地頭職天草大夫三郎入道跡事、

一、河内次郎三郎政賴申、先日拜領日向國新名庄地頭職之跡事拜領令旨之由申云々跡事、
祖父

一、長崎三郎次郎義政申、本領日向國高知尾庄内長崎村地頭職事、
我佛

右注進如件、
長崎村内親父政道跡事、

一、岩戸小太郎政澄申、日向國高知尾庄立宿村政幸跡事、
舍兄

朽網郷

興國七年四月八日

進上御奉行所

一、立宿孫六政高申、御感令旨事、

正平二年九月廿日

宇治惟澄（裏花押）

一四 惠良惟澄注進關所中指合所領注文寫（紙切）

○阿蘇家文書下
大日本古文書

注進關所内指合所々事、

一 肥後國分

葦北庄

元弘恩賞宛賜賜人、其内于今相續軍忠輩等在、其外故武重令支配所、仍當時關所分、不可

及一兩村歟云々、

六ヶ庄本領長講堂御領、

於地頭職關所分者、先度爲所、宛賜宇土壹岐守高俊了、

赤見村 隈庄内歟、何庄内村哉、
非關所歟、

天草本砦嶋、

兼日申子細之仁、於御方致軍忠、不被尋究者、無左右難致關所、

豊後国早田莊滿
吉名地頭職

一 豊後國早田庄内滿吉名地頭職事、

件庄地頭職、自關東時菊池故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御相續、非闕所歟、

一 薩摩國和泉庄地頭職事、

當庄輩自取初於國致軍忠、無右左不可及沙汰之由、自宮御所被仰者也、
(懷良親王)

一日向國新名庄國中無此名字歟、若
爲新納院者非闕所

此外注進闕所地事、闕否雖不分明、先爲祈所可被宛行也、

豊後国朽網郷地
頭職
同国玖珠地頭職

一 豊後國朽網郷地頭職土貢千五百云々、
一同國珠玖地頭職(玖珠)
於御方、致軍忠之
輩等在者也

一日向高知尾庄内闕所、
高知尾一類籠小野城、可被尋究、

一 堅田次郎入道跡、可注申所領名字也、

一五 足利直冬知行宛行狀案

○詫摩文書
大分県史県二二

久多見二郎跡ヲ
宛行フ

豊後國久多見郷(直入郡朽網郷)
二郎跡事、所宛行也、但本主參御方者、可宛下替之地之狀、如件、

貞和六年正月廿八日

(足利直冬カ)
御判

詫磨別當殿
(宗直)

朽網郷

二六 平田 北泰直讓狀寫

○田北一六文書
大分県史料二五

(裏打紙端裏書)
「相傳所領てんはく所職等事 貳通」

讓與 相傳所領てんはく所職等事、

在 (河内) かはちの國東條中村 西方 地頭職、

ふんこの國田北村 女房并 地頭職、

同國ひさしの村 女房并 地頭職、

肥後國あまきの庄内しんまん・秋永・つかきのむらちとうしき、つけたり、さい所のくもん、く

にさふらひの所司以下所職、

同國とよふくの庄内くみの十郎三郎領つけたり

やいこめのことうしか名 地頭職、

をんしやうの地

肥後國きくちの西郷三郎次郎入道跡、

豊前國田有原村 ちとうしき、

右件の所領てんはく所職等者、親父大炊又太郎入道ミ賢、并ほんりやうしゆらか讓をえて、さうゐ
なくりやうしやうせしむる所也、仍嫡子孫太郎氏直ニなかくゆつりあたふる所也、かつハそへわた

所領田畠ヲ嫡子
孫太郎氏直ニ讓
ル

田北村

日差村

(豊福)

(焼米 小 藤次 (久具カ)

(一)

(津留木カ)

子息無ケレバ舎弟とよ松丸知行スベシ

大友氏時一見シ署判ヲ加フ

立花氏家臣田北清兵衛ニ預ク

山名以下ノ没落

す所の次第證文、代々關東御下文等ニまかせて、たのさまたけなくなりやうちすへし、御公事ニおいてハ、所領分限ニ隨てきんしせしむへき也、たゞしかくのことくゆつりあたふといへとも、若子息なくハ、舎弟とよ松丸、彼所々を知行せしむへき也、兼又女房れんミンをなし、兄弟等たかひニ見はなたす、あひおもふへき狀如件、

觀應三年九月廿日

(鑑判) 「此狀披見候畢、

(大友氏時) 刑部大輔(花押影)」

拾壹通

右ハ、立花左近將監公家頼田北清兵衛方へ預置申候、則彼仁^(來)之御書物裏書之事、

此本書、此方ニ預り置申候處如件、但各棟御親父三右衛門殿、我等親次郎兵衛事、一腹百姓之兄弟ニより

○『大友家文書録』ニモ収録サル。

二七 大友氏時施行狀

○大友家文書録
大分県史料三一

山名・吉良・石堂・和田・楠木以下凶徒等、去月廿日没落、同廿六日鎌倉殿御入洛事、御教書如
朽網郷

ト將軍入洛ヲ告
ムゲ忠節ヲ致サシ
ム

此、早任被仰下之旨、彌可被抽忠節也、仍執達如件、

文和二年八月十七日

(大友氏時)
刑部大輔 在判

田北彦太郎殿

一六 大友氏時書下

○大友家文書錄
大分県史料三一

田北道賢遺跡配
分領掌ノ次第ヲ
注シ申サレム

豊後國田北村以下道賢遺跡事、配分云云、領掌之次第可被注申也、仍執達如件、

文和四年六月廿九日

(大友氏時)
刑部大輔 在判

田北孫四郎殿

一九 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

田野・阿蘇野ハ
大友氏時領

○貞治三年二月 日。「直入郷史料」二五号ニ收ム。本文省略。氏時所領中ニ「同國直入郷付田野・阿」アリ。

二〇 足利義滿袖判下文

○大友文書
大分県史料二六

(新包紙ヲハ書)
「高氏義滿」

大友親世ニ豊後
國諸所地頭職ヲ
充行フ

朽網郷半分

別時衆板碑ヲ造
立ス

朽網城攻ノ忠節
ヲ賞ス

〔貼紙〕
「一」 大友式部丞親世へ之書出

〔足利義滿〕
〔花押〕

下 大友式部丞親世

可令早領知、豊後國佐賀郷 得宗領・同國大佐井郷 同領・同國內梨子村 同領・同國朝見郷内立石村

古庄信濃守・同國朽網郷半分 朽網次郎・同
與三左衛門入道跡・同國球珠郡内綾垣村 綾垣掃部亮
跡 等地頭職事、

右、爲勲功之賞、所宛行也者、早守先例可致沙汰之狀、如件、

永和元年九月二日

二 長湯筒井板碑銘

○大分県金石年表
直入郡直入町大字長湯字筒井

〔墨書〕

佛 右造立別時衆

心 去聖 往生極樂 法

天授二 丙辰七月十二日各敬白

三 九州探題今川了俊貞感狀

○都甲文書
大分県史料九

於豊後國朽網城責、致忠節云々、尤以神妙、彌可抽戰功之狀、如件、

朽網郷

朽網郷

四九二

永徳二年七月十日

(今川了俊・貞世)
沙彌(花押)

都甲新左衛門尉殿

三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

朽網郷半分ハ大友親世領

○永徳三年七月十八日。全文ヲ「直入郷史料」三六号ニ収ム。本文省略。親世所領中ニ、「同国朽網郷半分」アリ。

二 大友氏繼跡目安堵狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

親父大炊頭ノ戦死ヲ賞シ家督ヲ安堵ス

親父大炊頭戦死、無比類忠貞候、必於筑後國可顯志候、家督之儀、就太郎不可有相違候、彌可勵忠儀事肝要候、恐々謹言、

(年未詳)
八月十一日

(大友)
氏繼

大久保太郎殿

○「大久保文書」ノ大久保氏ハ朽網郷ノ士ナラン。ヤ、検討ヲ要スルモノアルモ、当郷ニ掲ゲ、後考ヲ俟ツ。下同。

筑後上妻郡内百町ヲ預ク

三三 大友氏繼知行預ケ狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

筑後國上妻郡之内百丁分坪付在之^{別帛}事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

九月三日

(大友) 氏 繼

大久保藏人佐殿

三六 大友持直書狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

田原ニツキ心ヲ添へ馳走ヲ依頼ス

田原の事、こゝろを添られ候のよし、聞及候、そのへんの事ハ、随分馳走たのミ入候、尙六郎口上申へく候、恐々謹言、

(年未詳) 二月十一日

(大友) 持 直

大窯とのへ^(カ)

まいる

三七 大友持直書狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

歳暮ノ河豚ノ贈物ヲ謝ス

年暮之爲嘉儀、^(河脱カ)豚給候、受納候、尙音信可有候、恐々謹言、

朽網郷

朽網郷

十二月十五日

大窪舍人佐殿

(大友) 持直判

三六 大友持直跡目安堵狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

舍兄親繼跡目ヲ
安堵ス

(大久保) 舍兄親繼家跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐く謹言、

(応永三十三年)
十二月一日

(大友) 持直(花押影)

大久保左衛門尉殿

三九 大友親重知行預ケ狀

○若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書) 朽網之御判 若林彈正忠殿

親重

朽網郷内朽網宮内少輔跡拾貫分事、(海郡) 爲姫嶽堪忍忠賞、預置候、可被知行候、恐く謹言、

朽網郷内十貫分
ヲ姫嶽堪忍ノ忠
賞トシテ預ケ

(永享八年九)
五月三日

(大友) 親重(花押)

若林彈正忠殿

○海部郡姫嶽合戦ニ関スル史料ハ、「白杵莊史料」(卷六)ニ收ム。

親尹遺跡ノ配分
所領ヲ安堵ス

三〇 大友親隆跡目安堵狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

親尹遺跡之事、配分云々、領地分之次第、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(室徳二年)
七月十一日

(大友)
親 隆 (花押影)

大久保三郎兵衛尉殿

三一 大友親繁感狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

筑後国出陣ノ軍
勞ヲ賞ス

就今度筑後國發向之儀、從窺前以出陣、所々手仕軍勞感悅候、彌可被勵忠儀事肝要候、何様追而可
賀申候、恐々謹言、

八月十日

(大友)
親 繁 (花押影)

大久保彈正忠殿

三二 大友親繁知行預ケ狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

筑後生葉郡内牧
三十町ヲ預ク

筑後國生葉郡之内、牧三十丁之事預置、可有知行候、恐々謹言、

朽網郷

朽網郷

四九六

八月廿八日

(大友) 親 繁判

大久保彈正忠殿

三 大友親繁書狀

○田北一六文書
大分県史料二五

筑後出陣ノ高名
ヲ賞ス

鷹ヲ預ク

朽網

又(朽網)くたミ方へ狀をつかわし候、ひんきの時御つけ給候、承候て申候、

一日文候て以面申承候、悦喜申候、こんとちく後ニ人々おゝくまかりたち候、中ニとりわけ御かう(高)
ミやう(名)のよし、さいせんニうけ給候、いよくたのもしく存候、以後ニをき候ても、たのミ存候、
次此たかの事(鷹)、こうへんのあさのにて、つかいつけて候ほとに、ふかのをゑす候て、しはらくそれ
ニ御おき候て、御つかい候て給候ハ、令悦喜候、たかことのほか心やすく候、むきのやう、委細
(朽網)くたミのさま可申候、恐々謹言、

十月廿五日

(大友) 親 繁 (花押)

(奥ウハ書)
一田北六郎殿

親 繁

三 志賀親家申狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

○(文明七年)三月廿七日。全文ヲ「直入郷史料」六二号ニ収ム。本文省略。

三 大友政親寄進狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

〔端裏書〕

源

奉寄進

奉寄進

賀來社 八幡宮社

田北村惣領分田
北親載跡ヲ寄進

豊後國 田北之村惣領分、駿河守親載跡之事、

〔田北〕

〔付社用事書并
坪付別紙有之、〕

右意趣者、爲天下泰平國家安全也、至盡未來際、於變〔吾子孫不可有轉變之儀條、仍狀、如件、

文明十八年丙三月六日

源朝臣 豊前守政親 (花押)

〔大友〕

三六 大友政親田北村新寄進條々事書

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

〔包紙ワハ書〕
一御神田

大守花押

政親公也

柞原社

田北村新寄進□々事、

」

朽網郷

(大友政親)
(花押)

田北村新寄進事
書条々々

田北之村內新寄進事書條々、

一 每年正月初卯新御供可奉備事、付初卯三ケ日內有者、次卯日可用、調備之趣可爲舊規儘事、

一 三殿御寶前新常燈明之事、

一 心經會再興執行之事、

一 大仁王經會再興執行之事、

一 造營料者、右之以殘可加修理事、

一 彼寄進之地內、至寺社者、土貢以下大小、任先例其所可爲受用、當社之事可用檀方者也、彼寺社

人足仕之事、當社造營時斗可雇之事、

一 新寄進地之內、住役百姓等定夫之事、

社內毎日無油斷可被掃除仕、至在陣之時、爲國役雇可申事、

右、守寄進狀事書之旨、當社中一味同心之儀、末代無懈怠、可被抽丹精者也、

文明十八年丙午三月六日

賀來社 造營奉行

香童子之中

權大宮司殿

宮師御房

右ノ殘ヲ以テ修
理スベシ
寺社人足仕ハ當
社造營ノ時ノミ
雇フベシ

毎日掃除

大宮司殿

○終リ五行欠部ハ、本文書写ニヨル。

三七 大友政親一字狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

一字ヲ与フ

一字之事、如別稱、專可令候、恐々謹言、

(年未詳)
二月八日

大久保次郎四郎殿

(大友)
政親 (花押)

三六 大友政親官途狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

上總丞ノ官途ヲ
与フ

(據)
上總丞望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
正月十一日

大久保彌三郎殿

(大友)
政親 (花押影)

三六 大友政親書狀

○入江文書
大分県史料一〇

使者ヲ進ジ書狀ヲ送ラントスルニ送書アリ病氣平癒ヲ喜ブ朽網ニテ書狀ヲ受ク用所ニヨリ帰府ス

御歸宅候者、やかて進人、可申承心中に候處、多事取乱申候、たゞいま人進し候するとて、書狀をしたため候處、御返事にまかり成候、無念に候、案中なから、やかて〜、(平癒カ)へいゆうのよし承給候、誠〜、我等一人ことのやうニ、悅着此事候、はしめさることニ候へ共、朽網所及ねんころに、しめしあつかり候、悦喜存候、一日申候用所共候あいた、今日歸府仕候、此あいたハ、(問)けしからざる曲天氣にて候間、ふようをはいたして候へ、何様進人、多事可申承候、恐々謹言、

(延徳二年)
閏八月十四日

(大友)
政親〔花押〕

一 (奥切封ッハ書)
〔墨引〕

(親宗カ)
田原殿へ

政親

(包紙ウハ書)
一 田原殿へ

政親

○閏八月ニヨリ、延徳二年ト推定ス。大友政親ハ嫡子材親(義右)ト不和トナリ、大友氏ノ家臣モ又二派ニ分レテ抗争シ、明應五年(一四九六)材親ハ毒殺サレ、政親モ殺サル、大事件トナル。田原親宗ハ政親方ニシテ、政親ハ朽網ニ在ルモノ、如シ。

四〇 大友材親義知行預ケ狀寫

○田北憲明文書
大分県史料一三

已上

田北村城後分等
ヲ預ク

(朽網郷)田北村之内城後分、三重郷之内拾八貫參百分坪付別事、預置、可有知行候、恐々謹言、
(候脱カ)

八月六日

(大友義右)材親(花押影)

田北將監殿

四一 大友義右一跡安堵狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

親高一跡ヲ安堵
ス

(大久保)親高一跡之事、可被申繼候、恐々謹言、

(明徳二年)二月十五日

(大友)義右(花押影)

大久保掃部介殿

四二 大友義右官途狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

左近藏人ノ官途

左近藏人望之由、可存知候、恐々謹言、

朽網郷

ヲ与フ

朽網郷

九月三日

大久保次郎四郎殿

義(大友)右(花押影)

五〇二

城後居屋敷五貫
三分ヲ甥松鶴
丸ニ譲ル

〔包紙ウハ書
「松蘚丸讓狀」〕

三 田北繁能讓狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

城後居屋敷五貫三分之事、おいにて候松蘚丸ニ申付候、同親治様の御判あいそへ渡候、以時分、(大友)
親元様の御領目之御判、以朽網方可申下候、我々御陣ニ罷立候間、兼日申與候、すちめまきれな
く候間、心をそへられ候へく候、万賀、恐く謹言、

文龜元年辛酉閏六月吉日

田北監將
繁能(花押)

田北松蘚丸殿

四 大友親治書狀案

○若林文書
大分県史料三五

〔端裏書〕
「若林越後守殿」

親治

〔端裏付箋〕
「此御書」

一尺屋若林忠左衛門方にて紛失候哉、
忠左衛門方ニ見不申候、

正徳二年壬辰八月廿九日

大友義長ノ豊前
出陣ニツキ奔走
ヲ懸ム

朽網大和守所まで書狀披見候、今度御高名、案中なから彌憑敷候、然者豊前敵爲退治、^(マ)來廿六五^(大)
郎出張、重々辛勞なから奔走憑入候、次ひらまさき給候、^(カ)悦喜候、事々、恐々謹言、

卯月廿三日

^(大友)親 治 御判

○宛所ヲ欠ク。

望 大友親治書狀寫

○田北一六文書
大分県史料二五

尙々本一揆之外の百性等、^(マ、)以次可爲一揆之由、申掠候條、無其謂候、何も任前々之旨、

可有成敗之由、可被申候、

田北親幸愁訴ノ
儀ニツキ書狀ニ
答フ

就田北六郎方愁訴之儀、書狀委細承候、無餘儀存候、雖然田北御神領之事者、開陣之時、尋老中返^(親幸)
^(山香郷)事可申候、又日差村本一揆之外者、可有成敗事肝要候、今程取靜候間、一段不申合候、聊非等閑之
儀候、可被得其心候、恐々謹言、

十二月五日

^(大友)親 治 (花押影)

小佐井大和守殿

寒田兵部少輔殿

四 大友親治寄進狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

大友政親代ニ田
北村ニ賀來社ヲ
勸請スルモ祭礼
ノ法ナキニヨリ
神領ヲ寄進ス

前豐前守政親代(大友)、於田北村、雖令勸請 賀來社八幡大井、依無祭禮之法、田北御神領除本帳之内
坪付在 夏、令寄附訖、不增豐年、不減凶年之祭祠、不可有關如狀、如件、
別紙之

永正五年十二月廿三日

源備前守親治(異筆)
〔大友十八世〕
(花押)

實相寺等玉禪師

四 大友氏社奉行等連署定書

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

神領土貢一石ヲ
宛テ祭ヲ執行セ
シム

十箇度祭祇

文明十八曆丙午於田北村御神領、故大守政親雖奉勸請 由原八幡大菩薩、更無祭祀(之注)焉、於茲府君

親治任御下知之旨、由原當社以一鉢也、然者、御神領内帳迦七斗六升蒔參箇所在之(マ)彼土貢可爲壹石升五、不

綺風旱水損、請取定米年中十(箇)度、可執行祭祠云々、夫拾箇度者、則

正月三ヶ日并七日(追筆)「十」五日、三月三日

五月五日 八月十五日

九月九日 十二月(追筆)「月」四日是也、

税所寶積寺

右、可爲税所寶積寺、若有怠慢之儀者、可改易者乎、仍爲未代夏書如件、

永正五年戊辰十二月廿四日

社奉行實相寺

等 玉 (花押)

大神 (親照)

左衛門大夫 (花押)

本庄 (右述)

伊賀前司 (花押)

坂折 (秀家)

□衛門尉 (花押)

一萬田 (常泰)

治部大輔 (花押)

朽網 (親藩)

兵庫頭 (花押)

四 大友親治書狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

出府シ風流ヲ馳
走セシム

來十四日風流候、急度以出府、可有馳走候、恐々謹言、

七月廿八日

(大友) 親 治 (花押影)

大久保藏人佐殿

四 大友義長書狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

橋本某ヲ派遣ス
ルニヨリ帰陣休
息セシム

長々在陳、辛勞無極感悅候、就此度橋本九郎左衛門差遣候、早々被致歸陣、可有休足候、恐々謹言、

朽網郷

朽網郷

(永正六年)
八月十二日

大久藏人佐殿

(大友)
義長(花押影)

五〇六

五〇 朽網親滿書狀(紙切)

○大久保文書
大分県史料三五

如法寺帶刀ヲ遣
ハシ申合セ題目
ヲ談合セシム

(端裏切封)
一(墨引)一

(如法寺帶刀) によろほうしたちわきこへ候間、其方のことく進之候、一日申あわせ候たいもくの事、しかくた(談)
(合肝要) んかうかんように候、しきいそきたく候、申までなく候や、いまほとさか(境目)いめの事、さしのへ候て
ハ、しかるへからず候、をのく申たんし、さうく(格護)かくこ、しかるへく候、くわしくかのもの可

申候、恐々謹言、

(永正十三年乙)
正月廿日

大窪新藏人殿

(朽網)
親滿(花押)

五二 朽網親滿知行預ケ狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

狭間ノ内陳某跡
原ヲ預ク

(阿摩在力) 挾間之内、陳大藏少輔あと原事、あつけをき候、ちきやう有へく候、事々、恐々謹言、
(年未詳) 六月廿四日
(朽網) ちか満(花押影)

大窪掃部助とのへ

五 大友親安義鑑感狀

○大友家文書録
大分県史料三二

頸一ヲ送ル戦功
ヲ賞ス

重々頸一到來、被添心候趣、案中令悦喜

(候、彌戦功カ)

□□□頼存候、恐々謹言、

(大友義鑑)
親安 在判

(永正三年)
九月二日

神 門殿

五 朽網親満知行預ケ狀(紙切)

○大久保文書
大分県史料三五

今度慮外ノ儀ニ
ツキ忠泰ノ忠節
ヲ賞シ新地トシ
テ中城塩松丸跡
ヲ預ク

就今度慮外儀、至豊前國被退候所、親父忠泰一段添心忠節條、令悦喜候、仍枝(カ)富并爲新地中城鹽松

丸跡事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正三年カ)
九月廿四日

(朽網)
親満 (花押)

大窪宮法師丸殿

(裏切封)

「(墨引)」

○以下朽網親満ノ反ニ関スル史料ヲ合叙ス。

朽網郷

四 大友親安鑑知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

朽網親滿成敗ノ
忠ヲ賞シ直入部
律原名ヲ預ケ

今度(朽網親滿)隱謀人成敗之刻、父子忠儀感悅候、直入郷律原名之内小田原治部少輔跡之内、五拾貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)
十月十六日

(大友)
親安(花押)

志賀十郎殿

(奥切封)
「(墨引)」

五 大友親安鑑知行預ケ狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

隱謀人成敗ノ忠
ヲ賞シ知行ヲ預
ケ緒方莊千田
大野莊 直北名

今度(朽網親滿)隱謀人成敗之刻、對國家忠儀感悅候、仍緒方庄内千田百貫分、大野庄内(大野郡)殿助跡 參拾五貫分、直北名之内小田原鹽德丸跡 貳拾貫分、同跡平井與十郎 肆拾五貫分之内貳拾貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)
十月十六日

(大友親鑑)
親安(花押)

志賀左近大夫殿

隱謀人成敗ノ忠ヲ賞ス

大友親安義鑑感狀

○首藤文書
大分県史料一三

今度、隱謀人成敗刻、對國家忠儀無相違候、感悅候、必辛勞之段、追而可賀申候、不可有忘却候、恐々謹言、

(永正十三年)
十一月六日

首藤清右衛門尉殿

(大友義鑑)
親安(花押)

大友氏加判衆連署書狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

進退ニ關スル風説ヲ否定シ神奉公ヲ專一ナラシム

就御進退、風説候歟、此方各曾不存子細候、如御意、御神奉公專一迄候、爰元執合事、不可有如在候、恐々謹言、

(永正十三年カ)
十一月十八日

(豊饒) 親 富(花押)
(日杵) 長 景(花押)
(木上) 長 秀(花押)
(大神) 親 照(花押)

由原宮師御房

朽網郷

五 某書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏捺封ウハ書〕
〔墨引〕

中善采口

朽網親満現形ニ
付神領ニ制札ヲ
立ツ
番長大夫ヨリ申
ス

〔親滿〕
至豊州朽網就現形之儀、宇佐宮御神領制札之事、從番長大夫方被申候、雖然政之事、諸篇不能分別
候之條、無其儀候、爾 御神領之事者、可成其違儀事、以外無勿躰子細〔候力〕聞、堅被申付、可被成申
停止事、尤以肝要存候、万一〔專力〕之仁者、則可被〔專力〕一候、恐々謹言、

〔永正十三年〕
十一月廿口日

森藤右衛門殿

如法寺

五

大友親安 鑑知行預ケ狀

〔義〕

○野上文書
大分県史料一三

朽網親満同意ノ
隠謀人成敗ノ忠
ヲ賞シ知行ヲ預
ク
山田郷粟野村

〔親滿〕
就今度朽網兵庫同意之隠謀人成敗、忠儀之條、玖珠郡山田之郷粟野村之内、尾本田地四段・畠地三
段、同村之内、京都原田地貳段・畠地貳段事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、

〔永正十三年〕
十二月二日

〔大友義鑑〕
親安〔花押〕

三 田北親員書狀

○田口文書
増補訂正編年大友史料一四

義長 書音御請文、則遂披露候、

森父子ニ仰談ジ
武略ヲ励マシム

同時□被添御意候者、可爲祝著之由被存候、森父子被仰談、彌別而御武略此時候、近日茂於當侍、
野心同意者多々成敗候、委曲猶伊勢守所及申遣候間、閣筆候、恐々謹言、

(永正十三年)
十二月十五日

(田北)
親員(花押)

田口殿

御報

三 大友親安義鑑知行預ケ狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

爲今度忠儀、大野庄壇田雅樂助跡之内五貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)
十二月廿五日

(大友義鑑)
親安(花押影)

田北平左衛門尉殿

忠儀ニヨリ大野
庄内五貫分ヲ預
ケ

六 大友親安鑑(カ)書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

〔網文〕

〔永正十五年
戊寅正月、
十四年〕誤

朽網氏殘黨欲舉兵、

〔内、親安、作書命之〕

至堺目殘黨等可現形之由、預註進候、

〔誠令悅喜候、礮雖不可有指儀候、自身以

退治候、一段可被添心事祝着候、併憑

朽網氏殘黨現形
ノ注進ヲ賞シ軍
忠ヲ励マシム

六五 某書狀案

○永弘文書
大分県史料五

態令啓候、抑先度

〔神事御執行候之閒、昨日

〕奉納候、

一古庄右馬助方之事、一段帳行被仰

〔去八月廿六日より

〕父子共府中ニ召籠候、色々以儀舊冬十一日

此境被越候て、吉弘親就新兵衛方・小田原兵部方・倉成縫殿亮方同道候て、朽網方宿所道陽寺江被

越、國中之儀、以隱密蜜相談候、御人躰之儀、可有如何通、彼方被申候候之處、此閒申定分ニ候由、

親滿被申候、其儀相定候了、同心難申通古も候吉も候、しさいニ被申候、

〔豊前伊津郡カ〕

一就此之儀、一万田六郎方、十二月廿日日田方へ被越候、同廿三日、日田境伊らわら申在所へ、。宿

を被替候、同廿九日頃、彼四人方へ被遣飛脚、早々伊ら原のことく、御越候へ、相談可申子細被

親滿日田境いら
わらニ移ル

朽網郷

朽網郷

五一四

四人いら原ニ行
キ帰宅ス

申候、就此之儀、彼四人今月三日早朝、伊ら原様ニ被越候て、去九日歸宅候、

親満

○永正十四年正月頃カ。

六 市河親泰・得永房清連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔包紙ツハ書〕

得永新左衛門尉
市河新五郎

永弘式部丞殿

親泰

御返報

〔縮裏切封〕
〔墨引〕

書札ニ答フ
大聖院宗心

就其方時儀、預御禮候、委細令拜見候、抑一書次第具申聞候之處、宗心以來筋目無相違、被副御

心候、誠祝著之由被申候、諸篇御調法被頼存候、

一御立願之通承候、得其心候、

一吉弘新兵衛尉方(親就)・古庄右馬助方(倉重)・小田原兵部少輔方・倉成縫殿亮方、心底之趣、懇不預候、尤可

然候、彌御故實專一候、

一隱密之通承候、心得申候、

吉弘・古庄・小
田原・倉成心底
ヲ表白ス

親滿始中終其方
ニ尋申ス

一親滿對其方、始中終被尋申候之處、最初以來時儀、依被仰分候、分別之通承候、肝要候、
一御參籠之儀承候、ちと思案子細候之閒、彼使者申聞候、以其上御分別專一候、返々御氣仕御辛勞
之通、於已後茂、不可有忘脚候由候、旨趣猶重藤源二郎申合候之閒、定而可申達候、諸事期後喜
候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月二日

(得永)
房 清 (花押)
(重阿)
親 泰 (花押)

永弘(氏輔)式部丞殿
御返報

六七 田原政定書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔包紙折封ウハ書〕

田原新九郎

永弘式部丞殿
御宿所

政 定

玖珠衆帆足某ノ
所ヨリ退去ス

〔又卜之事承候、得其心候、必猶々〇眞實と〇可承候、〇
(玖珠郡カ)
至此堺就出張之儀、御懇預御狀候、祝著候、其堺之時儀、彌被添御意、方々趣可承候、仍玖珠衆一
昨日、帆足五郎左衛門尉所より罷退候由、注進候、彼是五六人、一昨日同心に退候由申來候、如法
寺なども、退候之由申候、猶々も退衆可有可多々由申候、先以可然候、仍五郎左衛門尉書狀之案、爲
御披見進之候、万期後喜候、恐々謹言、

朽網郷

朽網郷

(永正十四年)

二月六日

永弘氏輔

永弘式部丞殿

(氏輔) 御報

○永弘氏輔・田原政定等朽網氏ニ通ズ。

五一六

(田原) 政定 (花押)

六 招然書狀 (紙切)

○永弘文書
大分県史料六

(端裏切封)
「(墨引)」

親満ハ永代赦免
セストノ上意

多年ノ芳志ヲ謝
ス

足弱ヲ堺目マデ
召越シ度シ

今度弓矢如此被成候、乍案中候哉、^{(朽網)進}親満身退不便無申計候哉、拙者事在城以來、每々請 上意候子

細候へ共、此砌まて在城候處、^(進)彼身退永代御赦免有聞敷由候條、 上意与申、順次之儀候閉、歸參

仕候、以先目出度候、多年御芳志之辻、^(マ)向後不可有忘脚候、縦閉之儀候共、細々得御意、可申承事、

可爲本望候、仍足弱事、以先、堺目まて召越度候、爰元未不如意候閉、迎馬不遣候儘、被仰付送給

候者、可畏入候、定留守より可令申候、可得御意候、恐惶謹言、

(永正十四年カ)
二月六日

招然 (花押)

番長大夫殿

御宿所

六 大友親安鑑感狀

○中村文書
大分県史料九

(包紙ウハ書)
一 中村兵部少輔殿

(端裏切封)
一 (墨引) 一

親安

小原右並一所ノ
馳走ヲ賞シ戦功
ヲ憑ム

爲殘黨對治、小原四郎左衛門尉(玖珠郡派遣)差遣候、
從最前一所馳走、誠感悅候、雖無申及候、此度戦功憑入
候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月七日

(大友義鑑)
親安 (花押)

中村兵部少輔殿

七 大友親安鑑感狀

○能一文書
増補訂正編年大友史料一四

小原右並一所ノ
馳走ヲ賞シ戦功
ヲ憑ム

爲殘黨退治、小原四郎左衛門尉(位並)指遣候、
從最前一所馳走、誠感悅候、雖無申及候、此度戦功頼入
候、必追而一段、可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月七日

(大友義鑑)
親安 (花押)

能一七郎殿

朽網郷

七 大友親安義鑑感狀

○大友家文書録
大分県史料三二

爲殘黨對治、小原四郎(右並)左衛門尉差遣

馳走、誠感悅候、雖無申及候(左)

小原右並一所ノ
馳走ヲ賞ス

○中間破損
脱行数不詳

野上左馬助(長資)殿

○次号文書ヲ野上左馬助(長資)宛トスレバ、本文書ノ宛所ハ別文書ノモノカ。検討ヲ要ス。

(大友義鑑)
親安

七 大友親安義鑑感狀

○大友家文書録
大分県史料三二

就殘黨現形、爲郡内覺悟、小原四郎(右並)左衛門(右並)候處、毎事被添心、被申合候由、右並(注)孫太郎(進候カ)在
憑敷存候、殊連々入魂之儘、息孫太郎被顯心底候、忠儀無比類候、孫太郎在

候、恐く謹言、

小原右並ト合力
シ粉骨セシヲ賞
ス

○『増補訂正編年大友史料』一四二ハ、日付ヲ二月七日、差出者ヲ大友親安、宛所ヲ「野上左馬助カ」トセ
リ。「息孫太郎」ヨリ、野上長資ナルコト、次号文書ニヨリ明カナリ。

三 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三二

殘党玖珠郡現形ニ付小原右並ヲシテ討タシム高勝寺ノ戰

〔大友義鑑〕殘黨出於州玖珠郡、於是親安遣小原〔四郎左衛門〕明尉右並討之、野上長資・中村兵部少輔〔鑑忠〕

○二十一日戰於松〔大友義鑑〕軍事時、長資遣其男孫太郎於府内、以彰義志、〔大友義鑑〕夜戰一於高勝寺、中嶋清通被負

創

於木村退之中村

四 大友親安鑑感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

○首
欠

軍忠ヲ賞ス

覺悟憑入候、猶軍忠追而、恐々謹言、

(永正十四年カ)
二月十九日

後藤新兵衛尉殿

(大友義鑑)
親安

朽網郷

殘党退治ノ軍勞ヲ賞ス

高勝寺合戦ニ被官ノ負傷セシ辛勞ヲ賞ス

玖珠郡松木殘党退治ノタメ親類等ヲ着到セシム

三 大友親安義鑑(カ)感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

殘黨就追討、至其國、長野左衛門大夫□□□□□□□□□□辛勞之由候、悅□□

欠○下

三 大友親安義鑑感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

去十六夜、於高勝寺、被官者共被疵、□□□□□□□□□□

(玖珠郡) (二月九) 日
(永正十四年) (長資)

野上左馬助殿

(大友義鑑) 親安 在判

七 野上長資書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

去廿六、於玖珠郡松木殘黨□□□□□□□□□□部少輔(カ) 此外無足親類共雖多々候、先以無餘□□

□□□□衆、以着到申上候、彼者共御扶持候様、□□□□□□□□頼候、

(二月) (永正十四年)

(野上) 長資 在判

小原殿(右逆)
參

○日付ヲ欠ク。『増補訂正編年大友史料』一四ニヨリ補フ。

六 玖珠郡野上一族着到交名

○大友家文書錄
大分県史料三二

野上清四郎是ハ去年三段御扶持ニ成候、

野上藤太郎

野上又三郎

野上九郎右(衛門尉)

野上十郎兵衛尉

野上對嶋守(不連)

野上清兵衛尉

野上太郎ふかい

(野上清太郎)

ふかい
野上(野上中務少輔カ)

七 田原政定書狀

○永弘文書
大分県史料五

豊ノ立柄ニツキ
書狀ニ預ルニ答
フ

前日者預御狀、祝著之至候、殊以豊之立柄、具蒙仰候、得其心候、彌憑存外無他候、於政聊非油斷(京カマ)之儀候、とても右者、可申承事候條、無御客心、每々御指南可得事、満足候、從(京カマ)都述所も申談、可得御意之通、度々申下候、(甲カ)猶森藤右衛門尉可(甲カ)述候間、令省略候、恐々(謙)言、

(永正十四年カ)
廿一日

(田原)政定(花押)

朽網郷

朽網郷

五三二

〔永弘〕
式部丞殿 御宿所

八〇 市河親泰書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏切封〕
〔墨引〕

尙々其方時儀、具蒙仰度候、兼又其方へ進候切夫丸、切そへ候て、此度不進候、不可無沙汰候、

来翰ニ答へ其方時宜ヲ問フ

態令啓候、抑先度ハ預御懇札候、誠畏入存候、其以後ハ無音罷過候、背本意候、何事共御座候哉、蒙仰度候、殊其方時宜具存知仕度之由候て、本付小次郎方被進候、方々時宜御こゝろそへられ候て、彼方委可被仰遣候、委皆貴殿被頼存之由、被申候、巨細於彼方、被申入候間、不能重言候、恐々謹言、

〔年未詳〕
二月廿三日

〔市河〕
親泰〔花押〕

永弘殿 御宿所

八一 大友親安 義感狀

○中村文書
大分県史料二五

〔包紙ワハ書〕
〔中村兵部少輔殿

親安〕

玖珠郡松木ノ戦
ニ被官負傷ヲ被
ル忠ヲ賞ス

玖珠郡松木合戦
ニ被官ノ疵ヲ被
ル軍忠ヲ賞ス

道場寺ニ下ル
田原政定猪足

(端裏切封)
「(墨引)」

去廿六、於玖珠郡松木遂合戦、勝利之次第、各被碎手故候、殊内者一人、被疵之由候、忠節之至
候、必取静一段可嘉申候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月廿八日

(大友義鑑)
親 安 (花押)

中村兵部少輔殿

三 大友親安 義感狀

○首藤文書
大分県史料一三

去廿六、於玖珠郡松木合戦、勝利之次第、併碎手被疵候故候、軍忠無比類候、必取静一段可賀申
候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月廿八日

(大友義鑑)
親 安 (花押)

首藤清右衛門尉

三 永弘氏 輔書狀

○永弘文書
大分県史料五

道場寺まで御下候處、政定其面ニ發足候間、利行掃部助方ニ再三被申候通、承及候、内々御心得可
入子細候、何様此方時宜、重々可申入候、可得御意候、恐々謹言、

朽網郷

朽網郷

(永正十四年)

二月廿八日

(永弘) 氏 輔 (花押)

吉弘新兵衛尉殿 御宿所

四 市河親泰書狀

○永弘文書
大分県史料五

五二四

山口ニ注進

小田原方ノ事

幸便立候間、一筆令啓候、抑木付小二郎方進候處ニ、御懇ニ蒙仰、誠畏入存候、色々御狀辻不副仕候、則山口へ注進申候間、定而直ニ可被申入候、彌々御心を被副候する事、□ニ頼被存候、万一本意の□ □かき候ても、かろくある□ □我等共ニ申ふくめられ候、□ □ひ□ニ、重而可蒙仰候、

一小田原方の被申事、早々聞召つかれうけ可給候、此方へ心を副られ候する方ニ、八幡天神御罰候へ、何事にも餘儀有間敷候、古左馬助方・吉弘新兵衛尉方同前候、能く□ □とやうにも、□ □可其心得候、何事も申までもなく候、

萬令略候、恐々謹言、

(永正十四年)

二月廿八日

(市河) 親 泰 (花押)

永弘殿 御宿所

玖珠郡松木ニオケル軍忠ヲ賞ス

玖珠郡松木ニオケル軍忠ヲ賞ス

全 大友親安義鑑感狀

○能一文書
増補訂正編年大友史料一四

去廿六、於玖珠郡松木殘黨懸合、遂合戰被疵、同郎等一人手負、分捕高名無比類候、此時敗北之凶徒、永代對治覺悟憑入候、猶軍忠追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月廿九日

(大友義鑑)
親安(花押)

能一七郎殿

六 大友親安義鑑感狀

○碩田叢史野上文書
増補訂正編年大友史料一四

去廿六、於松木表合戰被碎手、敵六人打捕候、誠忠儀無比類候、彌敗北之者、可被遂退治覺悟憑入候、必追而可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月廿九日

(大友義鑑)
親安(花押)

野上對馬守殿
(新左衛門尉)

六七 大友親安義鑑感狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

宇佐郡大副村ニ
於テ殘党ヲ討捕
ヘタル忠ヲ賞ス

今度至塚目現形之殘黨、遂退治候刻、敗北之凶徒、於大副村數十人被討捕、頸注文到來候、喜悅之
至候、彌被添御心、國中隠住之牢人、堅固可預成敗之事、憑存候、委細猶年寄共可申候、恐々謹
言、

言、

(豊前豊後境)
二月廿九日

(大友義鑑)
親安(花押)

佐田大膳亮殿

六八 大友親安義鑑感狀寫

○後藤弥兵衛文書
増補訂正編年大友史料一四

玖珠郡松木ニ於
ケル殘党退治ノ
軍忠ヲ賞ス

去廿六、於玖珠郡松木、殘黨掛合、遂合戦分捕、同郎等一人手負候、誠高名無比類候、此時敗北之
凶徒、永代對治覺悟憑入候、猶軍忠追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十四年)
二月廿九日

(大友義鑑)
親安在判

後藤新兵衛尉殿

八九 某條々書出案

○永弘文書
大分県史料六

田原親述同心ノ儀

一親述兄弟同心之儀候ハ、翌日御現形之儀、可被申候、專一存候、自然御延引之儀共御座候てハ、世上之儀如何ニ存候、且者御參前

一如此者、被申定候へ共、御大篇之儀候、万一御相違之儀もあるへく候哉、其時御上意之儀も如何ニ候間、無私曲力之通、以罰文申上、可有御披露候哉、

朽網一味方肥後日向ニ退去ス

一親滿爲一味方、境目退方御著到前、貳百餘人某共承候、此外肥後・日向境ニ被退候方ハ、無隱場候様、其間得候、國中時儀、定而彼方可有御披露候之閒、不能巨細候、

豊府へ著府

一ほくせいと様、府豊符へハ、舊冬廿四日ニ御著符候、今月十一日までハ、善惡之儀無御座候由、其間得候、

大友親治一味ノ衆交名

一今度張行故、兩志賀・入田・大神・豊饒にやう・寒田・伊濟渡イ、イ佐守・田北勘解由・得永五郎太郎方・木付民部方、此衆ハ親治大友殿しかと一味被申候と、其間得候、

九〇 大友氏加判衆連署書狀案

○永弘文書
大分県史料五

端裏書
一 到來候社家中へ被遣連署書狀案

玖珠郡敗北ノ凶徒ヲ宮中ニ隠置ク風聞ニ就キ詰問シ返答ヲ求ム

殘党蜂起ニ付其境防戦ヲ賞シ太刀馬ヲ贈ル

態用一行候、仍當國逆叛族、去年以來成敗候之處、多分如貴國落集候、然□前日至防州御留守衆被進、定惠院旨趣被申事、萬一彼惡黨聊尔動□候者、國中衆彼後詰之儀、可被成□之段、對院主御入魂候、以其辻今度□珠郡敗北凶徒、佐田方少々預□候、誠御兩家無二御契約、歷然候之處、彼落人於宮中并近邊隱□之由、普其聞候、事實候者、以外□、併社家中堅固御覺悟此時候、依御返事可得其意候、恐々謹言、

(永正十四年)
三月二日

宇佐宮
社家御中

(本庄) 右 述
(白杵) 長 景
(豊藤) 親 富
(木上) 長 秀
(大神) 親 照

九二 大友親安 義鑑書狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

去春殘黨蜂起處、其塚無御油斷防戦之趣、無比類次第候、定左京兆可成御感候、於于今者、近國靜謐、任所存候、仍爲賀禮、太刀一腰・馬一疋・鴉毛駿、進之候、猶富來四郎左衛門尉申含候、恐々謹言、

(永正十四年)
四月十八日

(桑葉)
佐田大膳亮殿

(大友義繼)
親安(花押)

三 永弘氏輔書狀案

○永弘文書
大分県史料五

(端裏書)
「山口への案文」

朽網親満子細ヲ
申ス
田原親述
田原政定ニ申合
セ定ムベシ
彦山□□ニテ逗
留

態令啓候、抑從朽網方、以吉弘新兵衛^(尉)被申子細、誠雖斟酌存候、先度注進申候之處、御懇蒙仰候之聞、則彼方へ申候、仍親述^(田原)下向候ハ、一段申合、可請上意之通、被申候處、彼方無下向候、然ニ政定^(田原)之事、去二月廿二着陣候、親満^(朽網)一身方有而相請、政定江可相定候之處、廿六落陣候、此之時者中々不被申入之事候、可然之通、以便此方可被申遣候、彼方々ハ、彦山^(マ)□□^(マ)恩にて逗留候、新兵衛方就此之儀、近日此方へ可被越之通、被申越候、時儀定而彼方より被申事候ハ、可承次候哉、此御返事ニ蒙仰候て、可得其意候、恐々謹言、

(永正十四年)
四月廿八日

(永弘)
氏 輔

(親泰)
市河新五郎殿
(房清)
得永新左衛門尉殿
御宿所

九三 市河親泰書狀

○永弘文書
大分県史料五

書札ニ答ヘ申入
題目ニ協力ヲ求ム

兩度預御狀候、寔畏入候、殊前日木付彌次郎方便ニ預御札候、則令拜見候、雖早晚候御同前之至、可目出候、將又申入候題目、被添御心、可得御意事奉憑候、殊吉弘新兵衛方預音問候、返狀共及進上候、可預御届候、委雖可申入候、重々可申候條、閣筆候、委曲須藤右衛門殿申候間、定可達候哉、恐々謹言、

五月十二日

(市河) 親泰(花押)

永弘殿
御返報

九四 大友親安鑑書狀

○田北一六文書
大分県史料二五

殘党退治ニ馳走
セルヲ賞シ益々
堅固ノ馳走ヲ依
頼ス

去春、殘黨現形之刻、預馳走候故、輒加退治候、外聞實儀、本意此事候、此等之段、早々可申候之處、依繁多延引候、彌其堺堅固之儀、憑入候、猶眞玉忠兵衛尉可達候、恐々謹言、

(永正十四年)
五月廿六日

(大友親安) 親安(花押)

田北六郎殿

殘党退治ノ賞ト
シテ玖珠郡古後
郷内ノ地ヲ預ク

爲去春殘黨現形刻忠賞、玖珠郡古後郷之内如法寺飛驒守跡之内、新給貳町分事、預置候、可有知行

候、恐々謹言、
(永正十四年)
七月五日

野上次郎太郎殿

(奥切封)
「(墨引)」

(大友義鑑)
親安(花押)

五五 大友親安鑑知行預ケ狀

○野上文書
大分県史料一三

五六 大友氏加判衆連署奉書

○野上文書
大分県史料一三

古郷郷内二町分
ヲ野上次郎太郎
ニ打渡サシム

郡内古後郷之内如法寺飛驒守跡内、新給貳町分事、被宛行野上次郎太郎訖、任御判之旨、可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年七月五日

(小原右並) 左衛門尉(花押)
(木上長秀) 大炊助(花押)
(白杵長景) 民部少輔(花押)
(豊饒親富) 彈正忠(花押)

玖珠郡關所奉行

(大神親照)
左衛門大夫
(本庄右達)
前伊賀守(花押)

六 大友氏加判衆連署奉書

○岐部文書
大分県史料一三

玖珠郡内綾垣長門守跡四町二段ヲ岐部某ニ打渡サシム

(欽珠郡)
當郡内綾垣長門守跡本給四町貳段事、被宛行岐部五郎左衛門尉訖、任御判旨、可被打渡候由、依仰執達如件、

永正十四年七月五日

(小原右並)
左衛門尉
(白杵長景)
民部少輔(花押)
(木上長秀)
大炊助(花押)
(豊饒親富)
彈正忠
(大神親照)
左衛門大夫
(本庄右達)
前伊賀守

○宛所ヲ欠ク。

殘党退治ノ忠賞
トシテ知行ヲ預

申出ノ條數ヲ披
露シ諒承セルヲ
伝フ
朽網親満田原政
定書狀兩通ヲ返
却ス

九 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

(為去春殘党)

現形刻之忠賞跡

之

預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年九
七月五日)

(大友義鑑)
親安 在判

森新左衛門尉殿

九 市河親泰・得永房清連署書狀

○永弘文書
大分県史料五

(端裏切封)
「(墨引)」

就其方時宜、預御札候、委細令披見候、仍承候御條數之次第、則遂披露候之處、每々御懇被御心添候、祝著之通被申候、兩人より巨細可申達之由候、於以後茂、境目時儀、諸篇蒙仰候者、可畏入候、兼亦親満(朽網)・政定書狀兩通、返進申候、委曲猶重藤源二郎申含候之聞、不能巨細候、恐々謹言、

(永正十四年)
九月十五日

(得永) 房 清 (花押)
(市河) 親 泰 (花押)

永弘式部丞殿(氏輔)
御返報

朽網 郷

100 大友親安義鑑知行預ケ狀

○兒玉鑑採集文書
增補訂正編年大友史料一四

御側箇

野上市左衛門所持

殘党退治ノ忠賞
トシテ山田村内
ノ地ヲ預ク

去春殘黨現形、爲忠義賞、(玖珠郡)當郡山田村之内、垣井川壹段半・辻尾尻壹段之事、預置候、可有知行

候、恐々謹言、

(永正十四年)
十月一日

(大友義鑑)
親安書判

野上中務少輔殿

101 田原政定書狀

○永弘文書
大分県史料五

音問ヲ謝シ調法
ヲ依頼ス

御(預カ)音問候、誠(預カ)改子細候、御懇志難申盡候、旨趣何茂承、得其意之様候、彌被副御心、方々時儀、以御調法承候者、可爲快然候、每事令頼存候、殊姫三及承儀候哉、未無其到來候、心事期來喜候、恐々謹言、

(年末詳)
十月七日

(田原)
政定(花押)

永弘式部丞殿(氏輔)
御報

108 山下長就打渡狀寫

○西文書
大分県史料二六

玖珠・日田・直入諸郡ノ地ヲ打
手渡ス
朽網六十八町

於玖珠郡之内三千貫分之事、任御判遵行之旨、野上三百六拾町六段、平川貳百町、魚返二百六拾貳町六段、山下三拾町分之事、日田郡之内千九百三拾貫分之事、久來里百三十八町、五島井手口八拾二町分之事、直入郡三百貳拾貫分之事、朽網六拾八町、方々金貳百貳拾町、預所内百五拾町、植木三拾町、(俵付在、別紙) 到西大膳大夫、(候力) 五千分渡進之由、知行肝要候、恐々謹言、

永正十四年十二月三日

(山下) 長就 (花押影)

西大膳大夫殿

○玖珠・日田・直入郡ノ打渡貫高過大ナルハ、疑フベシ。本文書検討ヲ要ス。

105 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三二

朽網親滿成敗ノ
忠賞トシテ狭間
村北方三十貫分
ヲ預ク

拾九貫三百文并狭間村北(阿南庄) (方カ) 參拾貫分之事、預置候、可有知行候、

(永正十四年)
十二月七日

(大友義鑑)
親安 在判

(親堂)
平井和泉守殿

○網文ニヨリ、朽網親滿成敗ニ関スル恩賞預ケ狀ナルコト明白ナリ。

隱謀人成敗ノ忠
賞トシテ朽網播
磨守跡ヲ預ク

隱謀人成敗ノ忠
賞トシテ高田莊
内ノ地ヲ預ク

緒方莊原尻名田

106 大友親安鑑知行預ケ狀
○久保文書
大分県史料一三

隱謀人成敗之刻、忠儀感悅候、仍緒方庄朽網(播)幡磨守跡四貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)
十二月十五日

(大友義鑑)
親安(花押)

久保土佐守殿

(奥切封)
「(墨引)」

107 大友親安鑑知行預ケ狀
○大友家文書録
増補訂正編年大友史料一四

隱謀人成敗刻、忠儀感悅候、仍高田庄内藤嶋名之五貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)
十二月廿日

(大友義鑑)
親安在判

後藤新兵衛尉殿

108 木上長秀打渡狀
○久保文書
大分県史料一三

緒方庄原尻名内、朽網(マ)幡磨守跡四貫分事、任 御判御奉書旨、打渡申所、依仰如件、

朽網郷

朽網郷

五三八

朽網播磨守跡四
貫分ヲ打渡サシム

永正十^(四カ)年十二月廿三日

久保土佐守殿

大炊助^(木上長秀)
(花押)

二〇 大友親安^{義鑑}知行預ケ狀

○野間音一文書
増補訂正編年大友史料一四

隠謀人成敗ノ忠
賞トシテ田原別
府・笠和郷内ノ
地ヲ預ク

隱謀人成敗^(別符)之剋、忠儀感悅候、仍國東郡田原庄内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫五百分、笠和郷内新
原左京亮跡之内伍貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
^(永正十四年)
十二月廿三日

親安^(大友義鑑)
(花押)

本田李助とのへ

○福川一徳「野間文書」抄(『白杵史談』七四)ニヨリ校合。校異「〔 〕」内ニ注ス。

二一 朽網郷九重山宣快書狀

○西巖殿寺文書
大日本古文書

宣快紛失シタル
御筆ノ法華經ヲ
阿蘇社ニ還ス

御筆法花經一部、自内裏相添御狀、有御寄附云々、依亂劇粉^(紛)失候處、今年愚僧求出之、奉寄進者
也、此旨衆中江御披露所仰候、仍狀如件、

永正十五年^丁

十一月吉日

阿蘇山
兩年行事御坊まいる

豐州朽網九重山
宣快^(花押)

高崎城攻口ニ於ケル軍忠ヲ賞ス

二二 大友親敦義鑑感狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

於今度(大分郡)高崎城攻口、被疵辛勞之段、無比類候、彌々忠節頼存候、必追而一段賀可申候、恐々謹言、

十二月廿九日
(永正十五年乙)

「義鑑之事」
親敦(大友義鑑)
(花押影)

右田左京亮殿

○大友親安ノ親敦ト改ムルハ、永正十五年八月頃ナリ。朽網親満高崎山ニ籠ルコトニ係ル。下同。

二三 大友親敦義鑑感狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

於今度(大分郡)高崎攻口、毎日防戦、辛勞肝心候、彌戰功頼入候、必軍忠追而一段可賀候、恐々謹言、

正月十九日
(永正十六年乙)

親敦(大友義鑑)
(花押)

首藤清右衛門尉殿

二三 大友親敦義鑑感狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

殘党退治ニ大内

新年賀祥不可有休期候、仍就殘黨成敗、左京兆以御合力辻、其境無異儀候、本望候、彌可預入魂

朽網郷

氏ノ合力ニヨリ
其境異儀ナキヲ
謝シ太刀ヲ贈ル

候、次太刀一腰遣之候、猶中道坊可達候、恐々謹言、

(永正十六年カ)
正月廿日

(泰泉)
佐田因幡守殿

(大友義鑑)
親 敦 (花押)

二四 大友親敦 義感狀 (紙切)

○中村文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)
一十六
鑑 隆

中村兵部少輔殿

(端裏切封)
「(墨引)」

(大友)
親 敦 「

高崎城攻口ニ於
ケル中間負傷ノ
忠ヲ賞ス

(大分郡)
今度高崎城於攻口、中閒一人被疵、忠儀無比類候、必追而一段賀可申候、恐々謹言、

(永正十六年カ)
正月廿五日

中村兵部少輔殿

(大友義鑑)
親 敦 (花押)

二五 大友親敦 義感狀寫

○河野正二文書
大分県文化財調査報告書三七

高崎城攻ニ於ケ
ル被官ノ疵ヲ被
ルヲ賞ス

(大分郡) (口脱カ)
去廿六於高崎攻、御被官數人被疵條、忠儀肝心候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年カ)
正月廿七日

渡邊紀伊守殿

(大友義鑑)
親 敦 (花押影)

高崎城攻口ニ於ケル被官負傷ノ忠ヲ賞ス

二六 大友親敦義鑑感狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

去廿六(大分郡)於高崎城攻口、被官被疵之條、忠儀感悅候、必追而可賀申候、恐々謹言、

(永正十六年九)
正月廿八日

(大友義鑑)
親敦(花押影)

右田三川守殿(マ)

二七 大友親敦義鑑書狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

高崎城攻メノ合カヲ賞スル為田北親員ヲ遣ハス

就今度高崎之儀、爲御合力、神代武綱同前之御馳走、祝著候、此等之趣爲可申、田北勘解由允進之(鑑員)候、恐々謹言、

(永正十六年九)
二月六日

(大友義鑑)
親敦(花押)

佐田因幡守殿(泰景)

二八 大友親敦義鑑感狀

○碩田義史野上文書
増補訂正編年大友史料一五

高崎城攻口ニ於

今度於高崎攻口、每日手仕辛勞之至候、殊無足軍忠、感心候、必追而一段賀可申候、恐々謹言、

ケル軍忠ヲ賞ス

朽網郷

(永正十六年カ)
二月七日

野上對馬守殿

(大友義鑑)
親 敦 (花押)

高崎籠城ノ朽網
親満以下凶徒成
敗ノ粉骨ヲ賞ス

(包紙ウハ書)
「若林大炊助殿

(端裏切封)
「(墨引)」

親 敦」

(大分郡)
就今度高崎城楯籠朽網以下凶徒成敗、遂在陣、日々防戰被疵之條、粉骨無比類候、何様追而賀可申候、恐々謹言、

(永正十六年)
二月廿八日

(大友義鑑)
親 敦 (花押)

若林大炊助殿

三〇 大友親敦義鑑感狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

(包紙ウハ書)
「薬師寺中務少輔殿

(端裏切封)
「(墨引)」

親 敦」

高崎城籠城ノ朽

(大分郡)
就今度高崎城楯籠朽網以下之凶徒成敗、遂在陣、日々防戰、軍勞感悅候、何様追而可賀申候、恐々

網親滿等成敗ノ
軍勞ヲ賞ス

謹言、

(永正十六年カ)

二月廿八日

藥師寺中務少輔殿

(墨書)

(手仕)

「二月廿九日うとのてかいニ、めてのひさをいさせ候、」

(大友義鑑)
親 敦 (花押)

三 朽網親滿卷數返事 (紙切)

○永弘文書
大分県史料五

(端裏切封)
「(墨引)」

筑前出張ノ刻祈
禱卷數ヲ送ラレ
タルヲ謝ス

先日筑前出張之刻、御卷數送給候、誠祝著至候、彌御困祈憑□、其以後早々可令申候處、依旁取
亂罷過候、聊非疎事候、餘無音之條、先用一行候、必進使者可申入候、猶重々可申承候間、省畧
候、恐々謹言、

(異筆)
「永正十六」
八月六日

番長大夫殿 御宿所

(朽網)
親 滿 (花押)

○本文書ノ付年号ヲ正シトスレバ、朽網親滿ハ滅ボサレタルニ非ズ。筑前方面ニ遁走セルモノ、如シ。親滿ノ
戦死ヲ永正十三年又ハ十四年トスル通説ハ検討ヲ要ス。

三三 大友親敦義鑑知行預ヶ狀

○田部修菟集文書
大分県史料一三

(端裏切封)
一(墨引)一

朽網兵庫頭企逆心以來、雖忠儀顯然候、依無闕所、不顯其志候、然者後藤右京亮先給分、丹生庄之

朽網親満成敗ノ
忠賞トシテ丹生
大野両庄内ノ地
ヲ預ク

内貳拾貫・大野庄之内五貫分之事、預遣之候、可有知行候、恐々謹言、

(大野郡)
(永正十六年九)
十一月廿二日

(大友義鑑)
親敦(花押)

齋藤兵部少輔殿

三三 大藏忠祐等三名連署打渡狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

坪付

於郷内一所壹段半 小城原ノ内 さらか地
大石田一反

一所一反つきもと同所 (カ)
一所貳反同所すくろく田

一所貳反かと田、一所貳ほりの田、一所五段 (反脱)
小城原内 野中田、一所一段たけの下浮免、二反竹下

一所畠地上野手、任

御判之旨、所打渡申如件、

朽網郷(カ)小城
原

浮免

享祿二年

二月十一日

大藏大膳亮

忠

祐(花押影)

大藏宮内丞

誠

只(花押影)

勢家内藏助

滿

正(花押影)

大窪新十郎殿(鑑忠)

二四 大友氏加判衆連署奉書寫

○大久保文書
大分県史料三五

京都要脚トシテ
國中平均間別錢
催促仰セ出サル
直入郡ハ一間別
五文
見隠・間隠ヲ禁
ジ難澁輩ハ交名
ヲ注進スベシ
告文ヲモツテ言
上スベシ

爲京都御要脚、國中平均間別錢催促之段、被 仰出、就者直入郡事、一間別五文、通錢者百ニ事、社
家者何茂宮中斗可闔之、社僧・神人其外寺領・社領、又者權門勢家不撰早屋、可有其催促處、以鼻
負用捨之儀、不可有見隠・間隠、殊有難澁輩者、以交名注進之時、重而可加下知、仍奉行入者可爲
自堪忍、同役人并被官以下之仁等、寄事左右、非法之狼藉、堅可停止之、所詮不可有此文言之條、
到主從下臈迄、飜寶印各以告文可被言上、可有上覽之由仰出也、不可有緩儀之旨、依仰執達如件、

享祿二年八月廿三日

(田口親忠)
伊賀守 (花押影)

(津久見常清)
備中守 (花押影)

(入田親應)
丹後守 (花押影)

三五 隆重書狀(紙切)

○奥嶽文書
大分県史料一三

尙この御書(カ)たうらい候ハ、時をうつさず、ミな／＼御まいりあるへく候、

御しよを御つかわし候之(朽網)間、進之候、くたミより御てつかいあるへきよし、そのきこゑ候、このと

きさう(無足不滯)、むそくふかいこと／＼御さんふ候て、御ちうせつ候ハ、そのちうニしたかつ

て、すなわち御かうり(合カ)よくあるへきよし、我らまで仰いたされ候、いこニおき候てハ、我ら(カ)兩よ

うにたち可申候、このきさミ、御ちうせつあるへく候、尙々此狀つき候ハ、時をうつさず、ミ

なく御まいりあるへく候、そのとき(意)以面、上のたん可申候、恐々謹言、

(年末書)
二月廿一日

隆重(花押)

「(奥切封)
墨引」

○宛書ヲ欠ク。工藤氏宛ナラン。

三六 入田親廉奉書寫

○大久保文書
大分県史料三五

浮土寺造營及成就、來ル廿三日、移徙可有御披露候、其邊之事者、各申合、急度以出府、可有馳走段、依仰執達候、恐々謹言、

浄土寺造營成就
ニツキ移徙ニ馳
走セシム

朽網ヨリ手仕ア
ルヘキ風聞アリ
参府忠節ヲ尽ス
ベシ
状到着セバ即時
参上スベシ

三月二日

大久保藏人佐殿

(入田) 親 廉

二七 大友義鹽書狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

筑後國牟人現形
ニ付退治ノタメ
出陣セシム

筑後國牟人現形之條、爲退治、來ル二日諸勢差遣候、去々年在陳雖御辛勞之儀候、重々以出張、彼

惡黨等悉被討果肝要候、此節別而可預馳走事、頼存候、恐々謹言、

(天文元年カ)
三月十五日

(大友) 義 鹽 (花押影)

大久保藏人佐殿

二六 城後親興書狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

親 興 (花押)

又御公事

□

□之事、節々致祇候する事、連々上意之辻候、我等か事ハ、毎事□申候、か様之折節虎口被

出、相當□遂奉公事、本意此時候處、公用何茂御同前とハ乍申、今度不被立候者、且不用□も相似

虎口ヲ出デ、相
当ノ奉公ヲ遂グ
ル事ハ本意

朽網郷

在府ガ肝要

候、且連々之愚意も相違候敷、面々御暇之儀者、某支度□聞若輩□之條、□申候、一又者肥筑之儀^(マ)まで之時者、府内など可御□安、□申事に候、□目ニ敵□候ハ、諸口いつれへも可爲現形候敷、□^(御在力)府肝要候、面々致出張候て、我らか^(カ)在府者、似合聞敷候、

『之儀はかりかたく候、自然、御弓箭ニ付ての御用等にて候ハ、いつれを宮仕候ても、御同前たるへく候敷、是ハ上儀大かうの斟酌の申事に候、只出陣之覺悟まで候、猶重々可申候、萬賀、恐々謹言、

壬^(正)□月十九日
(天文三年カ)

(城後田北)
 親興(花押)

(奥切封ウハ書)

(墨引)

(異筆)
 「壬正月十九日」

城後次郎殿

親興

○『田北小志』ニヨレバ、親興ハ城後田北氏ナリ。正月ニ潤月アルハ天文三年ナリ。

二九 城後親興書狀

○田北憲明文書
 大分県史料一三

又よめこさまへも、御祝儀同前被申候へく候、心得候て可被申候、

孫誕生之由候、千秋萬歳目出度候、明日進入御祝儀重疊候、可申承候、仍□祗候每事忝上意候

哉、満足此事候、彌く無油斷奉公、專一候、萬賀、重く可申承候、恐く謹言、

二月十三日

親(城後)興(花押)

城後次郎殿

(與書ウハ書)
城後次郎殿

親興

三〇 城後親興書狀(紙切)

○田北憲明文書
大分県史料一三

陣中ヨリ留守居
中ノ注意ヲ送ル

朽網鑑康モ同便

候ハ、の事にて候、そこつなる申事のように候へ共、前日從親廉(入田)至藤井方、御内く共候由承候而
申候、又近日ハ我く在陣故、祇候油斷之様ニ候哉、是又涯分心懸、以辛勞節く在府專一候、長く在
宅不可然候、兼者親廉様江、捧一通度候候へ共、急度の便候間、乍存(候、御意カ)之(カ)時、色く此趣可
被申候、重而自是可令申候、事次御三人我ら出陣之刻、就御暇之儀、被副御心之□以後無沙汰罷過
候、是又心得候て、可被申候、鑑鑑安(符)(朽網)以別紙可申候へ共、大水出候する間、同便たるへく候條、無
其儀、後一通可有御披見候、仍勝利重く可令申候、萬賀、恐く謹言、

二月廿六日

親(城後)興(花押)

城後次郎殿

二三 大友義鑑感狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

筑後合戦ノ粉骨
ヲ賞ス

今度筑後國星野伯耆守・黒木筑前守・三池玄蕃丞・蒲池民部丞慮外之企、就退治之合戦、御粉骨之條令感入候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

四月朔日

大久保藏人佐殿

(大友) 義 鑑 (花押影)

二三 大友氏加判衆連署書狀寫

○田北憲明文書
大分県史料一三

親父戦死ニ就キ
其ノ忠ヲ賞ス

於下筑後御親父戦死之由、注進到來候、不及是非候、兩三人勝氣、可有御推量候、併御本意之儀久候條、御高名無比類候、猶重々可申述之條、省略候、恐々謹言、

(天文三年カ)
六月廿四日

(山下) 長 就 (花押影)
(高岡) 長 増 (花押影)
(田北) 親 員 (花押影)

田北次郎殿

御宿所

〔異筆〕

〔上封如此〕

〔奥文ハ書〕

一田北次郎殿

御宿所

長就

二三 大友義鑑書狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

風流ノ儀ニ付キ
出頭奔走セシム

來十二日 風流之儀申付候、急度以出頭、馳走肝要候、不可有油斷候、恐々謹言、

七月五日

〔大友〕
義鑑〔花押〕

田北左近將監殿

三四 大友氏加判衆連署書狀〔紙切〕

○田北憲明文書
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕

城後次郎殿

御報

連署

長増

〔端裏切封〕
〔墨引〕

上筑後方面ノ戦

就西牟田退治、早速示預候、祝著候、此表之事、三池郡迄令發向、至高良山直陣候、然者前廿三、

朽網郷

況ヲ報ジ出陣ヲ促ス

至上筑後敵現形候之處、草野高連衆懸合、百餘討留候、於所々御勝利珍重候、仍可有出陣之由承

候、先以御祇候肝要候、猶重々可申承候條、省略候、恐々謹言、
(天文三年九)
七月廿九日

(言岡)
長 増 (花押)

(山下)
長 就 (花押)

(田北)
親 員 (花押)

城後次郎殿
御報

一三 大友義鑑知行預ケ狀

○岩屋文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

父次郎四郎戦死ノ功ヲ賞ス

親父次郎四郎戦死、忠儀寔無比類候、爲其賞、筑後國之内五町分別 坪付在 番事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十月六日

(大友)
義 鑑 (花押)

(異筆)
「岩屋」鹽熊殿

○宛所ノ姓ヲ擦消シ、上ニ「岩屋」ノ二字ヲ加筆セリ。

筑後国退治ニ於
ケル息宮内少輔
ノ忠貞ヲ賞ス

朽網鎮乗入魂ヲ
賀シ添心ヲ依頼
ス

三一 大友義鑑感狀

○大塚重長文書
増補訂正編年大友史料一六

就今度筑後國退治、息宮内少輔忠貞無比類候、必於筑後國可顯志候、被得其意、彌忠儀連續肝要候、恐々謹言、

(天文三年)
十月十二日

大塚舍人入道殿

(大友)
義鑑(花押)

三二 大友義鑑書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

至朽網式部少輔入魂之趣、乍案中祝著候、彌可被添心事、憑存候、猶親就可申候、恐々謹言、

(年未詳)
九月十三日

五條殿

(大友)
義鑑(花押)

○『熊本県史料』中世四ニハ、親就ヲ(山下)ト傍注セリ。「五條文書」一五〇号ニヨレバ、親就ハ朽網彈正少輔ナリ。若シ(山下)ヲ正シトセバ「親就」ハ「長就」ノ誤リカ。検討ヲ要ス。『史料纂集』所収『五條家文書』モ亦同ジ。

一三 大友義鑑書狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

肴ヲ送ラレタル
ヲ謝ス

肴送給候、令悦喜候、猶塩手兵部丞可申候、恐々謹言、

(年未詳)
十二月卅日

(大友)
義鑑(花押)

城後三河守殿

(乳紙切封ハ書)

(墨引)

城後三河守殿

義鑑

一三 大友氏加判衆連署書狀寫

○田北憲明文書
大分県史料一三

親三河守ノ戦死
ヲ賞シテ田北次
郎ヲ留置カシム

田北次郎可致出張之由、言上仕候哉、彼親三河守戦死以來之儀、被成御分別候、留置候之段、被仰下候、乍案中、忝上意不及申上候、至忠貞之筋目者、彌御憐愍可目出候之由、可預御披露候、

恐々謹言、

(年未詳)
八月廿二日

(山下) 長 就判
(吉岡) 長 増判
(田北) 親 員判

入田丹後守殿(親廉)

一四〇 馬本言・馬道相傳歷名(紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

馬本言・馬道ノ
相伝

馬本言

「、」永仁七年卯月三日相傳之、(朱)

左衛門尉行忠 在判

「、」康永元年七月日相傳之、(朱)

沙彌如傳 在判(朱)

「、」天授六年七月十八日

沙彌師儉 在判(朱)

馬道

大□□被仰下馬道之事、

文明十二年庚子年八月日

彈正忠清原著高 在判(朱)

長享九年二月十二日相傳之、

伊賀守清原右秀 在判(朱)

文龜二年八月廿五日相傳之、

朽網郷

天文十四年八月吉日相傳之、

(朱) 左京進清原治秀 在判

(朱) 左近大夫清鑑秀
(原脱カ)

同前相傳之、

(朱) 大炊助宇佐鑑實 在判

田北系圖

正本 一卷

副本 一卷 あり、

一四二 田北鑑富知行預ケ狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

用作さぬき蘭并
吉原名子分一所
ヲ預ク

就至親候者佗言之儀、去年以來雖在府候、當時無關所之由、被申候歟、就夫、面々外聞如何之由、
内々被申候間、先以此方用作之内、さぬき蘭并吉原名子分一所之事、預ケ進之候、後日爲存知候、
恐々謹言、

天文十八年
卯月廿三日

(田北) 鑑富 (花押)

加賀守殿

一四二 日向塚寶泉寺墓碑銘

○大分県年石年表
直入郡直入町大字長湯字日向塚寶泉寺

道金禪門ノタメ
墓碑ヲ建ツ

歸眞道金禪門靈位

(マ)
干叱天文廿三白甲八月七日

一四三 一五五五年九月二〇日(弘治元年九月五日)イルマン・ドワルテ・ダ・シルバの書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

朽網ノアントニ
オ

(一五五四・天文二十三年)
同年アントニオというキリスト教徒が、(朽網)クタミという九又は十レグワほどはなれた町に出かけ生

活しようとしたが、同處には悪魔が七日前から待ちかまえて、少しも飲食することができない人がいた。アントニオは此人をみて同情し、自分の罪を悟つて我らの主キリストに許しを乞うて罪を許された盜賊の事を思い出し、水を入れた陶器をとつて、其上に十字の印を結んで、此人に對し、罪を悔いて彼を造つた者を信するならば彼を治そうといつたが、その人はこれを信するといつたので、其水を飲ませたところ、直ちに米を食べ當地に來てキリスト教徒になることを決心した。因つて彼は前に崇敬していたものを、皆捨てて祈禱を學んだが、數日のうちに死亡した。アントニオは又同町において大きな家族をもつ一老人を歸依せしめた。彼はキリスト教徒となつて名をルカスと

ルカス

朽網郷

五五七

朽網ノ布教

ケイミドノ

改め、教徒となつたのち、多くの人を教化した。又其妻其他の人々をキリスト教徒にしようとして、一五五五年同町に出かけることをパードレに願ひ出たので、パードレはイルマン・ジョアン・フェルナンデス、パウロ及び前に同町に出かけたアントニオと共に、四旬節の頃同所に出かけ、或者は説教し、或者は祈禱を教え、パードレは洗禮を授けて大變多忙であつたが、二六〇人が教徒となり、ルカスの家族だけでも洗禮をうけたものが六〇人もあり、中でも彼の妻や子息二人は大變立派な教徒であつた。同地方一帯を領有し、豊後の國では最も有力な高官二人の中、ケイミドノはデウスの教えを聞いて大變喜び、デウスの事について質問し、夕方になつても食事をするのを忘れるほどであつた。彼は聞いた事に満足し、まだ自分は教徒とはなつていないけれども、自分としては大いに希望したいとの意向を表明し、教徒となる前に王の意向を聞く必要があるといつており、又領内において教徒となろうとする者に對しては保護を加え、領内の者がすべて教徒となることを希望しているといつた。彼は又、その奴婢にもデウスの教えを信ずるよう勤め、其後洗禮をうけたものは甚だ多く、皆立派な教徒となつた。同地からは時々書翰が到來するが、教徒らはみな健康であり、又信仰も堅く、全體では三百人にも達しており、パードレはこの地で多くの收穫のあることを期待している。

○上
下略

一四 一五五五年九月二三日(弘治元年九月八日) パードレ・バルテザル・ガゴの書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

朽網ノ教徒ノ状
況

昨年豊後の市から九レグワある山中(朽網カ)の身分の高い人が、キリスト教徒となつた。自分たちはこの人の要請に應じ同地に赴いたが、百人を超えた家族の他にも教徒となつた人たちがあり、總勢で約三百人にも上つた。このキリスト教徒は同地にある教徒一同にとり、丁度父のような人であり、大變立派なキリスト教徒である。この人は主君は豊後の王の司令官であるが、デウスの事をくわしく聞き大いに悟る處あり、偶像や悪魔は皆わるいものであることを知り、これをすてるであろうといつた。その後我々は、はつきりした事を説き聞かせたので、領主はキリスト教徒とならざるをえない。だからすぐ教徒とならうと希望しているが、大守はこれを何と評するであらうかと言ひ、先ず數人の臣下にキリスト教徒になる事をすすめ、彼らの名前を書き、又領内の政治について相談している重臣二人を教徒とした。そして我々が毎年その領地に出かけて行き、全部の人をキリスト教徒になるよう希望した。自分たちはこの地に十日間も滞在したが、今再びこの地に出かけようと考えている。

この土地にも又悪魔の煩いがあり、一人の婦人は悪魔にとりつかれ、人々がみているところで苦しめられていた。しかしデウスは新に歸依した人たちに御恵を與え、悪魔が悲しむのをみていよいよ

よ意を強うなざつた。

一聖 大友義鎮感狀寫(紙切)

○田北憲明文書
大分県史料一三

秋月要害ノ軍功
ヲ賞ス

前七至秋月要害取懸、即時被打崩、合戦御粉骨之次第、感悦無極候、先々軍勞之段、爲可申染筆候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

七月十一日

(大友)
義 鎮

田北左近將監殿

一興 大友義鎮感狀(紙切)

○田北憲明文書
大分県史料一三

炎天ノ時分永々
在陣ノ勞ヲ賞ス

炎天時分、長々在陣辛勞之儀、察存候、雖無申迄候、此節別而、可被勵忠儀事肝要候、必取靜可顯其志候、恐々謹言、

七月十六日

(大友)
義 鎮 (花押)

田北三河守殿

一七 田北鑑生墓碑銘

○増補訂正編年大友史料二一
直入郡直入町眞寶院

田北鑑生ノタメ
墓碑ヲ建ツ

田北前大和守源鑑生公
眞寶院殿徳翁宗福大居士

永祿四辛
西十一月九日

一四 一五六二年一二月一〇日(永祿五年十
一月十四日)パードレ・バルテザル・ガゴの書翰

○イエズス會の通信
大分県史料一五

朽網ノルカス大
會堂ヲ建ツ

○上
略

朽網ノ領主モ入
信ヲ希望ス

豊後より九レグワの朽網にルカスという名の他のキリスト教徒がおり、しかも自費で甚だ大きな大會堂を建築し、死者を葬るため木をもつて一つの土地を圍い、中央に石の十字架を建て、自分が死ねばその十字架の下に埋葬するよう命じた。此地の領主は戰場に兵士千五百人を出すことができ、彼はルカスがキリスト教徒となつたので之を寵し、家臣等が教徒となることを喜ぶので、我々は時々その會堂に行つた。領主は重立つた家臣と共にデウスの事を聽いて喜び、自分も教徒になりたいと云つたが、世人の大いに尊敬する偶像がこれを妨げた。此領主はルカスの家に我々を訪問し、午後説教を聽いて日本の宗旨は皆悪魔と貧慾と欺瞞なることを明らかに認め、家臣に對し若

朽網郷

しキリスト教徒になりたい者があれば、大いに彼は喜ぶものだといった。自分の宗旨の虚偽に對して、我が教の眞なることを悟つた者は、皆領主の面前でキリスト教徒となつたが、領主はイルマン・ジョアン・フェルナンデスが彼等に説いた事を聞いて大いに喜び、自ら彼等の爲にキリスト教徒名を書き、一度奉じた教を棄てることがないようにと勧めた。このように當國の領主等は我等と親しく、家臣にキリスト教徒たる事を禁ずる者は稀である。眞理を悟るまで聽聞しない者は他の方法で捕えられる。即ち病に罹れば、外科又は内科の知識のある我がイルマン（ダルメイダ）の救を求め、この様な方法で我等の友となるに至る。愛する兄弟らよ、此のように何事も日本のために有用である。

一覽 大友氏加判衆連署書狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

一 (包紙ウハ書)

戸次伯耆守

吉弘左近大夫

臼杵越中守

吉岡越前入道

田原常陸介殿

田北彌十郎殿

宗歡

〔志實〕 兵庫助殿

〔田北〕 勘解由入道殿

三城ヲ破却セルヲ賞ス
堀目ノ静謐

表陣之事、長野助太郎遂參陳、三ヶ城令破却之通、注進到來之條、先以肝要被思召之由候、然者堀目静謐之儀、至鑑基〔余多〕・親賢〔田原〕・親續〔久保〕・宗虎〔未付〕、被 仰遣候之閒、彼衆中入魂次第、被寄陳專要之段、以

御書、被 仰出候、爲御存知候、恐々謹言、

九月十九日

〔土高〕 宗 歡 (花押)

〔日杵〕 鑑 速 (花押)

〔吉弘〕 鑑 理 (花押)

〔戸次〕 鑑 連 (花押)

田北勘解由入道殿

志賀 兵庫助殿

田北彌十郎殿

田原常陸介殿

○戸次鑑連ノ加判衆タリシハ、永祿十年頃マデ。同年十一月十四日ノ加判衆速署奉書ニハ「他行」トアリ、以後加判衆ニ名ナシ。

一五〇 一五六九年一〇月二日(永祿十二年九月三日)パードレ・ベルシヨール・デ・

フィゲレイドの書翰

○イエズス會の通信
大分県史料一五

○上
下略

毛利氏トノ戦起ル

朽網殿ノ家中ノ家人等入信

この頃山口の諸國を領する謀叛人が豊後の王に對し戰爭を起したため、收獲を擧げる機會は止んだ。特にパードレが朽網の會堂を巡視した時、キリスト教徒等は例の如く大きな愛を以て歓迎したが、領内は戰爭に忙しく、兵士は領外に在つたため、聽聞して受洗しようとする多數の人の希望を充足させることができなかつた。但し此際昨年歸依した朽網殿の家中の一武士の家人十二人、又は十五人を教徒とした。

一五二 佐藤家六地藏幢銘

○大分県金石年表二
旧竹田町佐藤家

□□□□□^(禪)定尼^也、□□□□□禪定尼^{灵位}□□□□□^也逆修、爲秀榮信男^也、大願主豊後國

追善逆修ノタメ
六地藏幢ヲ建ツ
大願主松山寺開
山秀遍

于時永祿十三年(庚)戊午九月十七日敬白、

○『大日本史料』一〇ノ五ニモ収録ス。

釜土尾一反ヲ加
ヘ預ク

仏神三寶信心
兩殿上意ヲ請フ

宿老中等ニ申通
ズ
國家ニ對シ別儀
ナシ
領内ニ哀憐ノ心
懸
瑞初寺

一五三 朽網鑑康知行預ケ狀(紙切)

○大久保文書
大分県史料三五

遊(マ)高用之内、釜土尾壹段、冷河之内屋方迫・葎迫兩所相加、預置之旨、可有知行候、恐々謹言、

九月五日

大窪藏人佐殿

(朽網)
鑑 康(花押)

一五三 朽網宗歷鑑條々事書

○碩田叢史大窪文書
增補訂正編年大友文科二二三

條々

一 貴佛神三寶、於被專信心者、家門彌可爲繁榮、其心懸不可有緩事、

一 至(宗麟、義統) 御兩殿様、雖無異儀候、節々御音信被申上、内外被請 上意肝要候、彼條相構、不可有油斷

事、

一 宿老中其外御近邊無餘儀旁へ、折々可被申通事、

一 南郡衆中、縱雖狐疑之子細候、且御國家御爲、且方角衆範ニ候之條、聊無別儀、可被申談事、

一 領内之仁不謂仁不肖、哀憐之心懸第一候、以咎責身族者、爲見所不及業之條、不能口能事、

一 瑞初寺繁貞爲菩提所、(朽網) 親滿造立之寺家候之條、別而可有崇敬候、至後代茂、無智若輩之平僧以

朽網郷

毎月ノ式日

六カ敷訴訟

十月祭礼緩ナク
取行フベシ

出湯ノ法式修理
掃除

宰府ヨリ使僧神
馬社納
連歌

下、在寺不可有之事、

一 每月式日定置上者、指用所雖無之、年寄中、同聞次之衆、無怠慢堪忍候之様被申附、公儀・内儀之取沙汰、不可有油斷事、

一事六ヶ敷子細申來者候者、慥被聞置、又一方之申表有糺決、可被糺輕重事、

一 十月祭禮之儀、於當家有子細儀候條、無緩可被取行候、即世下信心茂相衰時節候之閒、旁々心懸(候ハズ)にて、ハ、不可有正駄事、

一出湯之儀在所之飭候閒、法式修理掃除以下、無緩可被申付事、

一 雖爲不肖、於侍者、以小者以下、聊之儀茂、被申渡不可有之事、

一 親類年寄中、用所之儀候者、表之番衆可差遣候、其外近邊之衆ハ、中間房沙汰人之儀者不及口能候、於侍茂、從臺所人夫差遣、召寄者茂候、近年召出候者歟、又不慮免格護、可爲召仕(マ)仕類候、能々可有分別事、

能々可有分別事、

一 雜務以下、雖爲少所、閑年寄中、聞次或ハ女衆、或小者已下之取沙汰、雖不及申候、堅可有停止事、

一 每年從宰府使僧候、神馬同社納之儀、無緩可被申付事、

一 二八月廿五之連歌、無怠慢様可被申付事、

一 正月四、五寺參堂之時、同十月祭例ニ召列候者、當時如何體ニ雖奉公立柄候、非筋目之仁者、不可召出事、

一 寺家之衆、正月六被罷出候、其内一人茂出世之方候ハ、縁之禮候、平僧計之時者、無異儀候、

殊取肴にて見參之衆者、從前之相定候、小庵雖格護候、或出世、或於智走者、上四ヶ寺之衆可爲同前事、

各種ノ番

一番衆之儀、細々通中侍遠侍之仁、不昆之様、可有裁判事、

一飯番・納殿番・茶湯番、不違摸、可被申付事、

年始盃

一年始盃之事、越年番之衆ハ、藝成之儘令見參、其後以支度盡ニ盃たつさせ候、細々通外様衆盃不同所事、

女中方へ召寄スル者

一女中方へ可召寄者、年寄歟、又一圓若輩之仁歟、以分別二三人閒出入可然候、若キ忤者なと睨可有停止事、

小野狩ノ宿所

一小野狩之儀、先代者宿所等之儀、輕々と被申付候、宗歴若輩之折節迄茂、右之分候之處、近年調事等茂、大ニ罷成、差當仁造作候之閒、自今以後者、如前々候而可然候、似合之領地茂候者、宿可申付仁へ、其年々付遣、馳走候之様にと、宗歴雖心懸候、可然在所依無之、無其儀候、左様之以分別、摸候之條、無懈怠可申付事、

牧ノ再興

一牧之事、從往古、當所名物之様申候之條、何とそ再興肝要候、縱如先代雖不事成候、駒取立儀無怠慢之様、可被申付事、

召使ハ公役免許

一宗歴可召仕者共、諸公彼可有免許事、(役カ)

十二月火用心

一十二月火用心觸候事、忤家ニ有付たる儀候閒、毎年無怠慢可被申付、

已上

朽網郷

朽網郷

天正五年十二月十二日

(朽網鎮則)
左近大夫殿

(朽網鑑康)
宗 歴

五六八

一五 朽網宗歴鑑書狀寫(紙切)

○大久保文書
大分県史料三五

出陣忠節ヲ励マ
シム
指南役

來十二出陣之事、田原方ニ申候付、各同心ヲ以、忠義可被勵事、肝要候、殊ニ陣中之義者、其許之
可被任指南段、依申出、其心得有へく候、猶馳走頼入候、恐く謹言、

十一月六日

(朽網鑑康)
宗 歴 (花押影)

大窪藏人佐殿

一五 大友宗麟義感狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

日向出陣ノ軍勞
ヲ賞ス

就今度日向發向之儀、從取前以出陣、所く手仕軍勞感悅候、彌可勵忠儀事肝要候、何様追而一段可
賀申候、恐く謹言、

(天正六年)
十一月十日

(大友義鎮)
宗 麟 (花押影)

朽網三河守

於陣中
大窪藏人殿

一五 大友宗麟義合戰手負・戰死注文一見狀寫(紙切)

○大久保文書
大分県史料三五

(大友義鎮)
宗麟(花押影)

耳川合戰ノ手負
戰死注文ヲ一見
ス

天正六年十一月十二日、日向美々川敵陣於切岸、大窪藏人佐義純被官、或被疵、或并戰死(脱アルベシ)到加披(着脱カ)見(畢カ)已下、

俣野采女允 手火矢疵

新右衛門 手火矢疵

孫四郎 手火矢疵

鎌五郎 矢疵

戰死
又太郎

一七 大友義統書狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

半雪所迄預書狀候、令披見候、自是茂度々染筆候ツ、定而可爲參著候、自然各于今肥州江於在陣者、前後之儀、能々被相閉目、御歸陣肝要候、昨日如到來者、阿蘇堺迄被打入由候條、書面不詳候、猶彼使江申含候、恐々謹言、

朽網郷

肥州在陣ノ軍勢
ニ對シテ歸陣ヲ
促ス

朽網郷

(天正六年九)
十一月廿六日

(大友)
義統(花押)

五七〇

一万田式部大輔入道殿

志賀安房入道殿

朽網左近大夫入道殿

志賀兵庫頭殿

戸次右近大夫殿

戸次太郎入道殿

朽網三河入道殿

志賀民部太輔入道殿

一五 大友義統感狀案

○田北小志所取田北憲明文書
大分県史料一三

日州高城表ニ於
ケル軍忠ヲ賞ス

今度於日州高城表、田北相模守鎮周戰死之砌、父三郎兵衛切腹之事、忠義無比類候、方々取鎮、必可賀之候條、彌々貞心連續肝要候、恐々謹言、

天正六年十一月二十七日

(大友)
義統

田北甚九郎殿
(統表)

一五 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

日向出兵ニ田北
鎮周戦死ノ刻討
死セル忠節ヲ賞
ス

□□□□表、田北相模守鎮周戦死之砌、
□□□□條、彌貞心連續肝要候、恐く謹言、
□□□□尉討死之由、忠儀無比類候、方々取鎮、

(天正七年)
正月廿七日

(大友)
義 統 在判

田北甚九郎殿
(統実)

一六 田北宗鐵・宗謙連署書狀(紙切)

○荒卷文書
大分県史料一〇

(附箋)
「田北大和入道宗鐵」

方分ニ任ゼラル
ルヲ賀ス

豊前目ノ調略ヲ
仰出サル

猶く御方分之儀、以御書被仰出候、珍重、くく、御祝儀重而可令申候矣、
就御行之儀、以御條く言上之趣、具令披露候、銘く 上意之旨、用口上候條、不能書載候、然者豊
前目之事、每事無御油斷、御調略專要之由、能く可令申之段、被仰出候、不被差置御辛勞、乍惶奉
察候、猶重く可得貴意候、恐惶謹言、

(年未詳)
卯月廿六日

(田北)
宗 鐵 (花花)

宗 謙 (花押)

朽 網 郷

朽網郷

(田原親宏)

宗龜公

參

貴返人々

御中

五七二

一六二 大友義統感狀

○甲斐文書
大分県史料一三

朽網三河入道共
ニ在陣セシ貞心
ヲ賞ス

今度朽網三河入道以在陣、別而貞心依深疊(マ)、其方事勵馳走之由、其聞候、感入候、彌可抽粉骨事、

可爲悦喜候、恐々謹言、

九月廿四日

義(大友) 統(花押)

甲斐備後守殿

一六三 大友義統感狀寫

○大久保文書
大分県史料三五

朽網宗歴ニ從ヒ
在陣セシ粉骨ヲ
賞ス

今度朽網三河入道以在陣、別而貞心依深重、其方事抽馳走之由、其聞候、感入候、彌可勵粉骨事、

可爲悦喜候、恐々謹言、

九月廿四日

義(大友) 統(花押影)

大窪藏人佐殿

一六三 大友圓齋義鎮書狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

「佐田彈正忠殿

圓齋」

田原宗龜反逆ノ
報ヲ謝シ宗麟ノ
出陣ヲ告グ
年寄中南郡衆馳
走ス

就國東表之儀、先日者早々敷示給候、被添心候次第、案中候、先書如申候、爰許出勢之儀、愚老以
出府、義統申談候之條、來十日・十一日之閒可爲著陣候、連々承候首尾此節候條、別而可被勵忠儀
事、肝要候、年寄中・南郡衆馳走不可有餘儀之由候條、被得其意、無油斷心懸專一候、仍爲音信猪
肢三、送給候、懇志之趣祝著候、則賞翫此事候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
壬三月五日

(大友義鎮)(ローマ字)
圓齋(朱印)

佐田彈正忠殿

一六四 大友圓齋義鎮・同義統連署書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

大友家文書録ノ
綱文

〔綱文〕
「義統、聞田北紹鐵密叛、應秋月種實、欲誅之、而與宗滴共諭玖珠郡士帆足右衛門大夫・野上大和

入道・岐部中務入道・小田民部少輔・松木左衛門尉・平井河内守・太田右京亮・惠良近江守・孫

三郎・魚返伊豆入道・古後主允(丸)・森左馬助等、紹鐵若拒誅、則汝等早勤兵、勿怠、且賞田北八

朽網郷

郎不黨紹鐵、共授書、

(紹鉄・鑑當・鑑重)

田北紹鉄成敗ニ
忠儀ヲ励マシム

口能ノ者ハ不忠

田北大和入道事、累年不儀深重之企、誠絶言語候。條、誅伐之加下知候、且爲國家靜謐、且各爲

身候之條、紹鐵事萬一於相支者、即剋被懸付、可被勵忠儀忠儀事頼存候、雖無申迄候、不謂親子

兄弟、以順路之覺悟、此節可被抽御粉骨事、肝要候、自然衆中之内、口能之儀共候者、對休庵、

義統、可爲不忠深重候、恐々謹言、

(天正八年)

閏三月廿一日

(大友) 義統 在判
(大友義雄) 圓齋 朱印

帆足右衛門大夫殿

岐部中務入道殿

小田式部少輔殿

松木相右衛門尉殿
イ左衛門尉

平井河内入道殿

太田右京亮殿

惠良近江守殿

魚返伊豆入道殿

惠良孫三郎殿

古後主計允殿

(森左) 馬 助殿
 (野上大和) 入道殿
 (致珠カ) 郡衆中

○以下、田北紹鉄ノ反乱ニ関スル史料ヲ合載ス。

二五 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

田北紹鉄一雅意
ノ企ニツキ誅伐
ニ忠節ヲ致サシ
ム

讒言ニヨリ宗麟
義統ヨリ切腹ヲ
命ゼラルベキ風
説アルヲ告ゲ一
跡相統ヲ宿老ニ
入魂セラレンコ

(紹鉄事多年カ)

(順路寛倍カ)

(大正八年)

(閏三月廿七日)

田北八郎殿

二六 田北紹鉄鑑重書狀

○大分大学図書館文書
大分県史料二六

(敗)

(其カ)

(儀)

(大友)

義 統 在 判

(田北) 紹鉄事、奉對 御兩殿様、毛頭不存私曲候處、讒者之妨候敷、御憤候敷、可被腹切之由被 仰出之
 通、從方々到來候、不及是非候、然者鎮周於日州御用立候砌、置書仕一跡之事、御三位様請 上意
 如此候、偕者親類與力家中之者、以 御分別被召置、我等一人腹被切、悴家至統員於連續節者、可
 (田北) (其カ) (儀) (大友)

朽網郷

トヲ請フ

目出度候、此由御國衆御宿老中江入魂被申、可被其節事、肝要候、恐々謹言、

(天正八年)

閏三月廿七日

(カ)

(田北鑑) 紹鐵(花押)

城後左近將監殿

須郷立介入道殿

備後入道殿

塩手兵部少輔殿

石合右京亮殿

其外親類寄揆各中

(包紙ウハ書) 城後左近將監殿

石合右京亮殿

其外各々中

紹鐵

一六七 大友義統書狀

○佐田文書 熊本県史料中世二

宮成公基益永統
世等謀反人ニ与
同拳兵ニ付成敗
セシム
田北紹鉄熊牟礼

先書如申候、宮成右衛門尉・益永民部少輔・時枝備後守・橋津佐渡入道申組、爲手切所々狼藉之振
舞、不及是非候、當郡衆中、可被勵忠儀時節、不可過之候之條、各被申談、右之惡黨可被討果事、
專一候、殊田北大和入道成敗之儀、申付候處、不能一戰、如熊牟禮逃登候之聞、即時取懸、可討捕

城二籠ル

事、指掌候、自然落行候者、可被抽忠貞事、簡要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天正八年) 卯月二日

(大友) 義 統 (花押)

佐田彈正忠殿

一六 大友圓齋義書狀(紙切)

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

紹鉄成敗後ハ南
郡衆ヲ安岐城ニ
差向ク

軍用金三貫文ヲ
送ル

田北紹鉄熊牟礼
山ニ籠城ス
南郡衆挾間村ヲ
打立差寄ス
当城用所ヲ守ラ
シム

猶(田北鑑富・鑑重)紹鉄討果候者、以其競南郡衆之事、自彼表直ニ安岐表へ、可差寄之由、兼而議定候條、此節者、不可有緩候、此間諸軍其表へ遅陳之儀も、彼者さハリ故、不成立候、其子細者、親家として(田原)も、存知有ましく候、紹鉄一人討果候者、諸方之覺、悉可相替候間、爰元才覺、聊非油斷候、濃々之儀、(柴田礼能)治右入まで、追而書ニ申候、可被得其意候矣、

一昨日朔書狀、昨日午刻着府候、則返事雖可申候、用物從曰杵依召越、令遅々候、其元入用儀候哉、任承銀子參貫目、調進之候、寔輒事ニ候、不限彼儀、何篇用所等、不被心置承、可得其意候、然者田北紹鉄成敗入組之趣、此四五日前、帶刀宮内丞へ申含差返候之處、此書面ニ無其沙汰候、如何ニ候哉、然者紹鉄事、熊牟禮と申山ほとりへ、俄取あかり、かゝミ居候て、言語道斷淺間敷候、平生之口ニはたと替たる由、只今も到來候、南郡衆之事、一昨日ニ挾間村ヲ打立、昨日重々差寄候由候間、今明日中可落去候歟、宇佐郡其外惡心之族、紹鉄誅伐付而、色立候哉、案中候、紹鉄可討果事者、指掌候之條、吉左右不圖可申遣候、其間之儀事、當城用所第一候之條、夜白不可有油

朽網郷

斷之儀候、猶本彈正・立川主水申含候、恐々謹言、

(天正八年)

卯月三日

田原新九郎殿

(親家)

(大友義鎮) (ローマ字)
圓齋 (朱印)

二六 白杵清昌書狀

○城内文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)

白杵主水入道

辻閒彈正忠殿

清昌

尙々、此度別而心懸不及申候、

田北紹鉄通用ノ

飛脚ヲ捕ヘシム

(田北鑑吉)

(脚)

急度申候、然者、至紹鉄通用之飛却、爲可被召捕之、至新介入道被

仰付旨候、以談合馳走肝要

候、其方事、去年以來不覺悟之條、可被仰閉目 御内意之處、深重詫言聞、被成御分別之由ニ候、

改先非、此度忠儀專一ニ候、万一於有緩之儀者、向後御取合不及候、爲御存知候、猶新介入道へ申

先非ヲ改メ忠儀
ヲ励マシム

含候、恐々謹言、

(天正八年)

卯月六日

辻閒彈正忠殿

(白杵入道)
清昌 (花押)

170 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二五

大友義統熊牟礼
ヲ攻ムルニヨリ
田北紹鐵逃去ス
日田郡井手口松
原村ニテ討果ス

四月十三日城陥
ル
田北統員ヲシテ
鎮周跡ヲ嗣ガシ

(天正八年四月)

義統遣諸兵、

大攻田北紹鐵

熊牟禮城、

阿曾野合戰、

紹鐵戰敗

而逃去、

欲赴秋月、

路經日田郡五馬莊

井手口松原村、

郡士等、

遮擊之、

財津左京亮、

其嫡子善内兵衛尉、

財津久右衛門尉、

力戰、

善内兵

衛尉戰死、

久右衛門尉、

自斬紹鐵、

得其首、

被刀創

創十一所、

堤鎮方亦有戰功、

其族堤源介、

堤

四郎右衛門尉、

被官池邊新九郎、

各被創、

獲首級、

族堤藤内兵衛尉、

被官上野平右衛門尉、

池邊式

部丞、

五本木彌兵衛尉、

中間彦三郎、

堤源介被官長嶋助太郎、

各被疵、

族堤新右衛門尉、

堤勘介、

堤

甚左衛門尉小者新九郎戰沒、

其餘養父右馬允負創、

得首級、

寶珠山源五兵衛尉斬紹鐵被官田北安

藝入道、

寶珠山與力二串新三郎被官、

或被創、

或戰死、

紹鐵族十法寺紹座主以下、

從兵數十輩、

悉

死而城陷、

實是月十三日也、

先是、

義統募故田北相摸守鎮周男

忠死、

使其族田北彌十郎統員、

以

爲田北家之宗、

且使田北神九郎鎮忠、

與田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

從

統員、

與田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

從

統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

田北加賀入道、

同下熊牟禮城、

從統員、

與

171 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(網文)
(天正八年四月)

頃聞、因紹鐵誅伐事、志賀常陸入道道雲(俗名)

紹鐵族田北忠次郎

玖珠郡士魚返伊豆入道等、告無二於義統、義統與

朽網郷

五七九

志賀道雲血判ノ
起請文ヲ以テ忠
誠ヲ誓フニ答フ

田北弥十郎ヲシ
テ鎮周跡ヲ嗣ガ
シム
統員ニ貞心ヲ励
マシム

〔大友義鎮〕
圓齋共、勞諸士軍功、特感財津久右衛門尉、授領地及太刀・刀・甲冑・馬、各有書、

就田北大和入道成敗之儀、道雲〔五賀鑑隆〕不被殘胸臆、飜寶印神名、殊血判之趣、令披見、乍案中祝著候、

如承候、不謂親子兄弟、以順路之覺悟可被勵忠貞事、誠御賴敷存候、如此被顯心底候上者、爲義

統、諸神八幡大神茂照覽、不可有別儀候、彌每事可預馳走事、肝要候、恐々謹言、

〔天正八年〕
卯月十一日

〔大友〕
義 統 在判

志賀常陸入道殿

一七三 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

〔田北〕
紹鐵事多年一雅意之企、彌無止事之條、〔イ諒討〕成敗之段申付候、併相摸守忠節之閒、一筋目之事、彌十郎〔統員〕
連續候、然者其方事、以順儀之覺悟、田北加賀入道〔城後田北氏〕以同心〔イ同前心〕、下城尤肝要候、倍至統員、可勵貞心
事、可令悅喜候、恐々謹言、

〔天正八年〕
卯月十三日

〔大友〕
義 統 在判

田北神九郎殿

一七三 田北紹鐵鑑重墓碑銘

○増補訂正編年大友史料二四
日田郡大山村

田北前 爲佛果

菩提也、

(梵字)

紹鐵禪定門

豈天正八季

大和守 四月十三日

一七四 田北紹鐵鑑重位牌銘

○大分市大字迫田北子郎家記録
増補訂正編年大友史料二四

菩提寺宝積寺ノ
位牌

田北大和守源鑑重入道清台院殿牛翁紹鐵大居士、

天正八辰四月十三日松原ニテ切腹、

日田郡大山ノ庄萬々金村之内、松原ト申小村ニ墓所アリ。則星ヶ淵ト云上南之峰上ニ在リ、菩提寺寶積寺ニ御位牌アリ。城山者寶積寺之上ニ在リ。

一七五 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二二

田北紹鉄成敗ヲ
告ゲ郡衆ノ心懸
ヲ賞ス

田北紹鉄ヲ五馬
莊ニ討留ムル忠
節ヲ賀シ恩賞ヲ
約ス

田北大和入道多年一雅意深重之條、誅伐之加(下知力)候之處、落失之間、行方堅申付候之條、於日(田郡)
(紹鉄・鑑重) (致珠郡力)
□□□□□□□□□□候、祝著候、今度當郡衆心懸之次第、令承
□□□□□□□□□□、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、
(宗鉄)
(知感入候力)
(手口) 討果候、散累年之鬱憤候之事、本望候、

(卯月カ)

五日

(魚返伊豆)
□□□□入道殿

(大友) 義 統 在判

○宛所ハ綱文ニヨリ注ス。田北学ハ日付ヲ(卯月廿三日カ)ト推定セリ。欠字傍注ハ田北注ニ拠ル。

一七六 大友圓齋義鎮感狀

○財津家文書
増補訂正編年大友史料二四

今度田北大和入道成敗之儀、雖申付候、於阿曾野表(朽網郷)討漏、當郡五馬庄迄落行候處、最前懸合、紹鉄
(日田郡)
討留、分捕高名之次第、寔無比類候、殊別而依碎手、十一箇所被刀疵鑑疵、親子兄弟同前抽忠儀、
(餘ノ誤カ)
粉骨之趣感悅無極候、何様忠賞不可有詮議之條、如此之刻者、彌馳走之心懸肝要候、恐々謹言、
(天正八年)

卯月廿三日

(永尚、改統次)
財津久右衛門殿

(大友義統) 圓齋(ローマ字)
(朱印)

親子三人ノ日田
郡五馬莊井手口
松原ニオケル田
北紹鉄誅伐以下
ノ忠節ヲ賞ス

田北紹鉄以下悪
党誅伐ニオケル
親類与力被官ノ
忠節ヲ賞シ志ヲ
顯ハスコトヲ伝

一七 大友圓齋義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

於今度(日田郡)當郡五馬庄井手口松原村、田北大和入道討果之刻、其方三男久右衛門尉討捕紹鐵、高名次
第、就中數箇所被疵之由、旁以感入候、殊先(財津永秋)善内兵衛尉、去年於把木表在陣中、度々被疵粉骨候
處、此節戰死之段、寔不便至極候、其方事茂被疵、親子三人碎手抽忠儀候之次第、無比類候、何様
可賀之之趣、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

財津左京亮殿

(大友義鎮)
圓齋

一八 大友圓齋義鎮感狀

○財津家文書
增補訂正編年大友史料二四

今度田北大和入道成敗之儀、雖申付候、於阿曾野表(直入郡朽網郷)討漏、當郡五馬庄井手口松原迄落行候之處、郡
衆中被申合、即時懸付、爲始紹鐵、數十人之惡黨討果候之刻、其方親類與力被官或分捕高名、被疵
粉骨、或戰死著到、銘々令被見、軍忠狀并賀書等調進之候、從取前加下知候、首尾無油斷以心懸、
被勵忠儀候之次第、感悅無極候、必一積可顯其志之趣、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)
圓齋(朱印)

朽網郷

朽網郷

五八四

堤安藝守殿
(鎮方)

一七五 大友圓齋義鎮感狀

○高瀬文書
瀬野精一郎氏筆写文書

田北紹鉄成敗ノ
刻ノ忠節ヲ賞シ
志ヲ顯ハスコト
ヲ伝フ

田北紹鉄誅伐ノ
忠節ヲ賞ス

今度田北大和入道成敗之儀、雖申付候、於阿曾野表討漏、當郡五馬庄井手口松原迄落行候之處、郡

衆中被申合、即時懸付、爲如紹鐵、數十人之惡黨討果候之刻、其方被官或分捕高名、被疵粉骨、或

戰死之着到、銘々令披見、軍忠狀以袖判申候、從最前加下知候之首尾、無油斷相心懸、被勵忠儀候

次第、感悅無極候、如(必カ)一精可賀之之趣、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

卯月廿三日
(天正八年)

圓齋(朱印)
(大友義鎮)

高瀬兵庫助殿

一七六 大友圓齋義鎮感狀

○財津家文書
増補訂正編年大友史料二四

今度田北大和入道、當郡五馬庄迄落行候之處、最前懸合、紹鐵被官一人討留、分捕高名、殊被疵粉

骨之次第、一段可賀之候、恐々謹言、

卯月廿三日
(天正八年)

圓齋(朱印)
(大友義鎮)

養父右馬允殿

一六二 大友圓齋義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

田北紹鉄誅伐ノ
著到ニ一見ヲ加
ヘ忠節ヲ賞ス

今度田北大和入道、當郡五馬庄迄落行候之處、最前懸合、紹鐵被官田北安藝入道討取、分捕高名粉骨之儀候、殊與力二串新三郎并被官二人被疵、同壹人戰死之由著到、銘々加披見、旁以感入候、何様追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)
圓齋

寶珠山源五兵衛尉殿

一六三 大友圓齋義鎮感狀

○宝珠山文書
増補訂正編年大友史料二四

田北紹鉄成敗ノ
軍忠ヲ賞ス

田北大和入道事、當郡五馬庄迄落行候之處、最前懸合遂一戰、被疵、粉骨之由感入候、必迫而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)(ローマ字)
圓齋(朱印)

寶珠山紀兵衛尉殿

朽網郷

一八三 大友圓齋義鎮感狀

○石松勝文書
增補訂正編年大友史料二四

田北紹鉄成敗ノ
軍忠ヲ賞ス

田北大和入道事、當郡五馬庄追落行候之處、最前懸合、其方手之者兩人被疵、一人戰死、着到加披見候、粉骨之次第神妙候、如此之刻者、彌申進、馳走肝要候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)(ローマ字)
圓齋(朱印)

財津英勝

一八四 大友圓齋義鎮感狀

○奥田清三文書
增補訂正編年大友史料二四

田北紹鉄成敗ノ
軍忠ヲ賞ス

今度、田北大和入道、當郡五馬庄追落行候之處、最前懸合、紹鐵被官田北大膳入道討留、分捕高名、殊被疵粉骨之次第、旁以感入候、何様追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)(ローマ字)
圓齋(朱印)

坂本大學助殿

一八五 大友圓齋義合戰頸・手負・戰死注文一見狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(大友田斎・義鎮)
朱印

田北紹鉄誅伐ニ
オケル軍忠着到
ニ一見ヲ加フ

(天正八年)

〔卯月十三日、至當郡五馬莊井手

〔口迄、田北大和入道落行候力

〕之處、堤安藝守鎮方懸合、

〔親類与力被官

(等威力)

〕分捕高名、或被疵、并戰死人數著列

(到銘々加披力)

〕見訖、

頸一

堤源

介討之、同被疵、

頸一

堤新四郎討之、

頸一

池邊新九郎討之、同被疵、

被疵衆

堤藤内兵衛尉

上野平右衛門尉

池邊式部丞

五本木彌兵衛尉

彦三郎

堤源介被官
長嶋助太郎

戰死

堤新右衛門尉

堤勘介

堤甚左衛門尉小者
新九郎

已上、

朽網郷

○『増補訂正編年大友史料』二四ト校合、欠字ヲ傍注ス。

一八六 大友義統感狀

○財津家文書
増補訂正編年大友史料二五

(包紙ウハ書)
「財津久右衛門殿

義統」

田北紹鉄誅伐ニ
オケル忠節ヲ賞
シ豊筑ノ間ノ地
及ビ太刀等ヲ与
フ

今度田北大和入道依不儀顯然、誅伐之儀加下知候之處、無程落失候刻、於當郡井手口松原村討果候
砌、紹鐵事其方分捕高名、殊十一ヶ所被刀疵之由、忠儀無比類、誠感悅無極候、爲其賞於豊筑間三拾
町分坪付有之支、預遣候、可有知行候、仍太刀一振・刀一腰・腹卷一領糸毛・甲一匁・月毛馬一疋、
遣之候、顯志斗候、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(大正八年)
卯月廿六日

(大友)
義統(花押)

(永尚、改統次)
財津久右衛門尉殿

一八七 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

田北紹鉄誅伐ニ
オケル堤鎮方親
類以下ノ忠節ヲ
賞ス

先書如申候、今度田北大和入道於當郡井手口松原村誅伐之刻、鎮方親類寄揆被官、或分捕高名、或
被疵、或戰死、忠儀無比類候、連々無油斷心懸之故、紹鐵不拔足候之事、自侘之覺悟祝著不斜候、
此節抽粉骨人江、銘々遣狀候、爲後日候之條、別而可被感事肝要候、委細猶稱名寺可有演說候、

恐く謹言、

(天正八年)

卯月廿六日

堤安藝守殿

(大友)

義 統 在判

一八 大友義統感狀

○石松勝文書
増補訂正編年大友史料二四

田北紹鉄成敗ノ
軍忠ヲ賞ス

今度、田北大和入道(紹鉄・鑑重)於當村井手口松原村誅伐之刻、其方被官三人遂粉骨、或被疵、或戰死之由候、

忠意之次第感入候、必可賀之々趣、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)

卯月廿六日

(大友)

義 統 (花押)

財津英勝

○宛名法名ノ場合ハ、殿ヲ付セズト(田北学注)。

一八 大友義統感狀

○奥田清三文書
増補訂正編年大友史料二四

田北紹鉄成敗ノ
忠ヲ賞シ刀一腰
ヲ与フ

今度田北大和入道事、(紹鉄・鑑重)於當郡井手口松原村討果候刻、田北大膳入道事、其方分捕高名之由、忠儀粉

骨之次第、感悅候、仍一腰遣之候、誠顯志計候、必追而可賀之候、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)

卯月廿六日

(大友)

義 統 (花押)

朽網郷

坂本大學助殿

一九〇 大友義統書狀

○田北小志所収田北憲明文書
大分県史料一二

田北紹鉄ヲ成敗
セシモ子鎮周ノ
忠ニヨリ弥十郎
ヲシテ嗣ガシメ
親類家中ヲシテ
貞心ヲ勵マシム

田北紹鉄成敗ノ
刻ノ順路覚悟ヲ
賞シ所領ヲ安堵
ス

紹鉄事、多年一我意之企不及是非候之條、加成敗候、然者鎮周忠義無比類之條、一筋目連續之儀、
至彌十郎申與候上者、親類家中之人等、以順路之覺悟、統員彌十郎江可勵貞心事、專一之段、寄、
可被申聞候、將又鎮周娘兄弟之事、別而可被添心事、可爲祝著候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
五月二十七日

(大友)
義統印

田北左近將監殿

一九一 大友義統安堵狀寫

○田北文書
大分県史料一三

今度田北大和入道成敗之刻、其方事順路之覺悟、乍案中感心候、於自今以後者、直奉公專一候、然
者、領地分之事、如前々、不可有相違候、可被得其意候、恐々謹言、

(天正八年)
六月一日

(大友)
義統(花押影)

田北忠次郎殿

一五二 田北紹鐵鑑重重供養寶篋印塔銘

○增補訂正編年大友史料二四
直入郡久住町字岳麓寺西蓮寺址

田北紹鉄女供養
ノ宝篋印塔ヲ建

捐館 前和(州)太守牛翁紹鐵庵主 覺靈

奉造立石塔一基之事、爲捐館前和(州)太守牛翁紹鐵庵主覺靈也、

于時天正八年庚辰(七月)及(廿)則念三日、孝女欽記之、

○田北紹鉄ノ女、朽網鎮則ノ妻トナル(二〇二号)。紹鉄敗死後百箇目忌ニ密カニ造立セルモノト云フ。極小ノ塔ニシテ、明治廿四年ニ土中ヨリ掘出セルモノナリト云フ。

一五三 大友義統書狀(紙切)

○五条文書
熊本県史料中世四

(紙折封ウハ書)
一五 條 殿

義 統

(端裏切封)
「墨引」

西目ノ惡党出撃
ノ風聞
南郡衆中ヲ召出
シ出勢
城後三河守ヲ遣
ス

先書如申候、至其堺、西目之惡黨可被出風聞之由候、誠無心元存候、就夫加勢之儀、度々以口能承候、尤無餘儀候、右爲相談、南郡衆中五三日中召寄、以熟談之上、即出勢之覺悟候之條、其内之儀、彌堅固之御才覺專一候、旁爲可申、城後三河守差遣候之條、委細彼者可相達候、恐々謹言、

正月十二日

(大友)
義 統(花押)

朽網郷

五條殿

一四 大友義統書狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

不日出陣ニツキ
油断ナク支度ヲ
ナサシム

當春出勢之儀、堺目内略調次第、不日可差立覺悟候、聊無油斷、出陣之支度專一候、誠累年之在陣、軍勞雖無盡期候、爲國家候條、此節之事、別而馳走、可爲悅喜候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十一年)
閏正月九日

(大友)
義統(花押)

城後三河守殿

(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

城後三河守殿

義統

○閏正月ヨリ見ルニ、本文書ハ天正十一年ノモノト推定ス。

一五 大友府蘭義鎮知行預ケ狀

○財津文書
大日本史料二一ノ七

(包紙ウハ書)
一財津久右衛門尉殿

(端裏切封)
一(墨引)

府蘭

田北紹鉄成敗以

於近年所々軍勞、殊先年田北紹鉄討捕、高名忠儀之次第、于今雖無忘却候、闕地等依無之、不成其

下ノ軍勞ヲ賞シ
五馬莊内一丁分
ヲ預ク

感候、必以時分義統申談、一積可加扶持候、仍道列(財津)・龍閑任申旨、雖少所候、先以五馬庄之内、中
畑壹町分之事、預遣之候、可有知行候、恐々謹言、

卯月十六日

(大友義鎮)
府 蘭 (花押)

財津(永尚、改統次)
久右衛門尉殿

(別筆)
「天正拾二年 甲」

一九六 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

筑後猫尾里城攻
メノ粉骨ヲ賞ス

前廿、至黒木兵庫頭要害猫尾取懸(美久)、里城被打崩之刻、別而被勵粉骨之由候、軍勞之段感悦候、彌可
被抽馳走事、可爲祝著候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

七月廿四日
(天正十一年)

(大友)
義 統 在 判

朽網式部少輔殿
(鎮綱)

一九七 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

前廿、至黒木兵庫頭要害猫尾取懸(美久)、里城被打崩之刻、鎮康別而依勵馳走、被官之者軍勞深重之段、
以軍忠狀承候之條、加袖判進之候、今度粉骨之次第、追而一段可賀申候、恐々謹言、

朽網郷

筑後猫尾里城攻
メノ軍忠ヲ賞ス

朽網郷

(天正十二年)

八月五日

(大友)

義 統 在 判

五九四

朽網式部少輔殿

一六 一五八四年九月三日(天正十二年)付ルイス・フロイス書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

略○上

朽網氏説教ヲ聴ク

洗礼ハ他日トス

右のイルマン(シヨアン)は同所から朽網殿といつて、身分は歐州の侯爵のような人の處へ行つた。彼は國王のすすめによつて、又多年の希望によつて、カテキズモの説教を聞き、前述した通りその兄弟が既に教徒になつていたため、一層熱心になつたが、悪魔がこの際に坊主及び彼の親族らが騒擾を起すようにしたため、朽網殿は他日更に好機會のくるまで、洗礼をうけぬこととなつた。

一六 城後拝領分間別錢注文

○豊後竹田北文書
大日本史料一一ノ一二

天正十二年甲申城後拜領分間別錢一閒一分通

十四閒

城後三河守

五閒

同右近太夫

三閒

同新助

城後三河守

工藤氏

四閒 同雅樂助

貳閒 同六良

二閒 工藤主計允

四閒 同久助

三閒 同新次郎

普門庵

三閒 普門庵

二閒 孫太良

奈須氏

四閒 奈須隼人助(姓)

四閒 同内記允

二閒 工藤小十郎

二閒 九良右衛門

森田氏

三閒 森田藤七

二閒 新十良

二閒 仁三郎

四閒 森田大膳

五閒 清右衛門

二閒 九良右衛門

朽網郷

くり
〔度々可令統周拜領〕
きやくてんハ統周拜領了、

朽網郷

三閒

藤七

四閒

忠次郎

三閒

藤五郎

五閒

首藤舍人

四閒

忠左衛門尉

三閒

彌三郎

四閒

新九郎

二閒

忠太郎

四閒

源四郎

三閒

新次郎

二閒

助四郎

三閒

太郎左衛門

三閒

源十良

三閒

彌四良

二閒

買領庵

買領庵

首藤氏

○（ハ）内ハ『大分県史料』一三所収トノ校異。

島津軍侵入時ノ
忠節ヲ賞シ玳珠
郡内副地村役職
及ビ五ヶ所ヲ預

三〇〇 田北統周知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

其方事、連々以貞心之覺悟、夜白被抽辛勞候、然者御弓箭成立付而、(朽網郷)松牟禮下城之砌、無別儀同
心、感入候之條、爲其賞、玳珠郡之内副地村役職并五ヶ所坪付、以別紙預進之候、彌無緩奉公專一
候、爲存知候、恐々謹言、

天正十四年丙子(ヲ)

十月廿八日

野上久内允殿

(田北) 統 周 在 判

三〇一 朽網鑑康宗墓碑銘

○増補訂正編年大友史料二七
直入郡久住町大字都野

天正十四年丙戌十二月廿二日

救民院殿高峯宗曆(歴)大居士尊儀

救民領主救民參河守藤原鑑康公

朽網宗歴(鑑康)
ヲ葬ル

朽網郷

1111 朽網鎮則滅亡次第

○頃田叢史清水文書
増補訂正編年大友史料二七

大友能直生ル

府内上ノ原ニ屋
形

中原親能嫡子秀
重供奉下向

一朽網參河守鎮則公之先祖を精尋に、大織冠鎌足卿ニ十二代武藏・下總兩國之大將鎮守府之將軍古庄武藏守藤原秀郷ニ六代之末孫西院次官親能、源頼朝公天下之武將に玉成ふ。親能近習に召仕ける。頼朝公御寵愛之上臈親能妻女に玉はり、彼上臈懷妊なり。御種子者頼朝公(誕)。誕生まし、其名を一法師と御名乗、頼朝公の近習に被召仕けり。御生他に勝、御年貳拾壹にて、豊後・豊前兩國を玉はり、檢柄(非連)使從五位上源能直と御名乗、豊後府内上ノ原に屋形を建、屋形とぞ申ける。軍用ニは高崎に城墩を構へ、九ヶ國の探題大守となり玉ふ。鎌倉より御供の侍には、後見西院次官親能嫡子秀重、其外數多の侍供奉し、御下向まし、九州二嶋の侍門前に市をなし、御威勢由々敷御座ます。秀重ハ養父方之御兄弟七人之家老隨一、豊後にて玖珠・日田貳郡、朽網其外領地を宛行れ、朽網山上に屋形を建、軍用ニは黒岳之麓山之城に城を構まし、けり。大友之家相續二十代義鎮入道宗麟公御嫡義統公御代になり、宗麟公田原近江守入道紹忍を御隱居家老に召くし、曰杵丹鳴(生脱)へ御引取心儘に御座ます。南蠻國より法師渡り、切支丹之邪宗を田原紹忍に進め、宗麟公も歸依し玉ひ、佛神を捨玉ひ世は逆になりけり。田原紹忍倭人惡逆を以、普代相傳之武士は御前あしく申成、我氣に入者は筋なき者をも取上げ、我儘のありさまを普代の侍代(此カ)を恨、其頃島津方大友方にも隨身せず、大閤天下ニも出勤せず。折節朽網鎮則・志賀重隆(鎮隆)・清水大學之助

朽網鎮則・志賀
重隆謀叛

朽網鎮則筑後ニ
テ討死ス

鎮則妻ハ田北紹
鉄ノ女

を先とし、直入・大野侍、御政道を疎、謀叛之企、三重之郷阿澤紹和を馬工勞ニ拵、嶋津方ニ密に内通之使者を立にける。薩摩元より所望にて、(天正十四年也)天正十六戊子年極月ニ、島津式部太輔・新納武藏守・伊集院山城守、三人之大將にて、豊後に攻入、散々討したがへ、朽網ニ而年をこへ、明れば早々豊後を討したがへける。義統公大勢を以薩摩勢に向玉へ共、究竟一之朽網・志賀、直入・大野之武士心替り寄騎せず。折柄大閤之御上使仙石權兵衛・長曾我部土佐守も、(元親)戸次川原にて討死、一戦に及はせ玉へ共討負け、豊前龍王に引、秀吉公ニ御注進被成。大閤御立腹まし、中國九州勢にて、薩摩御退治御出陣軍略極候處、島津人質を出、降參し、軍にハ及ざりけり。朽網鎮則・志賀重隆謀叛之逆心不遁、白丹南ヶ城山之城に討手向責落、惡逆之侍身の置所なく、旁々落行、重隆は小國ニ而討れ給ふ。朽網鎮則ハ筑後浦部のとこうにて討死し玉ふ。清水大學之助は郎等甚五郎・亦左衛門貳拾五人、志和之瀬まで落けるに、折柄川水高、渡不成討死す。鎧・長刀、高良山に納め、今にあり。謀叛之侍旁々ニ而討れけり。

一朽網鎮則之御臺所、田北紹鐵(鑑專)之息女也。御嫁入山ノ上の屋形に被成し時、家老清水縫助宅に而支度を改め、式部刑部卿を召列、上臈數多御供にて御婚姻の御祝儀も、今ハ引かへて祖母・乳母・工藤義介・山中采女を御供にて落玉ふ社あはれ也。阿曾野峠大崩ニ行玉ふ。俄に御産の氣そ見へ給ふ。御供の人々介抱し、若君御産被成けり。いかの初聲なき玉ふ。祖母・乳母申やう、流石名ある武士の子か、胎内にも物わ知、かゝるうきめにあい、落人と成る事も若君世にたて申爲そかし。御聲と、め玉へと申せは、泣聲はなかりけり。夫より口小野と申所まで漸々いたわり落玉

(直入郡)

ふ。柴の庵を構へ、産後をいたわり奉る。大友方討手に向ふ由、朽網の者共告來り、阿曾野にも勢を廻し、跡も先も敵の中、落へき方もなければ、兩人之郎等御臺所に申様、跡先敵の中、生捕られてハ骸の恥、御自害ましませとそ申ける。御臺所の仰には、兎にも角にもはからへと、西に向て南無西方彌陀如來、老少不定とは申ながら、産の忌もあかん若者を、ころさん事の淺ましきよと、泣玉へハ、四人の人々聲をあけてそ泣にける。時刻移り敵近付候也、御最期と申、御臺所、若君かいしやくし、四人一所に御供し、三津川を渡らんと、一所にてこそ死けるは、惡逆のむくい憐れとそ聞へける。

○伝說的ノ所アリ、明瞭ニ誤リト思ハル、所アルモ、参考ノタメ掲グ。

二〇三 豊後國志

松牟礼城

松牟禮城

在朽網郷橘木村北、屹立高峻、群山圍繞、飛流映帶、田北氏世保焉、以為戒備、天正之役、城主田北統員從大友義統、在豊前龍王城、其母及家宰守之、薩將新納久將、察其險要不可拔、遂不攻而去、

山野城

山野城

在朽網郷市村、朽網氏城以世居焉、天文十三年、大友義鑑信讒、誘召朽網親滿殺之、其弟能登守親定憤其冤殺、遂叛而據之、義鑑乃命討之、親定不克、走上嵯峨而自殺、其臣古莊氏就于豊府、極訴親滿無罪之狀、義鑑甚悔恨焉、因使入田親眞次子繼其後、是為三河守鑑康、鑑康修復舊城廣大之、所謂南郡七家、入田兩志賀、田北一萬田等資之、樓櫓塹濠甚美之、天正十四年、島津之兵伐之、城地險、薩兵殆苦、其將新納等相謀講和、朽網鎮則亦思勢不可校而許焉、遂授城、既而薩軍聞豊臣氏之大師至、驚悸棄城亡去、故鎮則歸城居焉、是歲之夏、大友義統悉誅往日服薩者、使志賀親次討之、鎮則辭曰、其急也不救之、其服則討、今國中皆寇也、遂戰死、城亦廢、

二〇四 大友義統知行宛行坪付

○志賀四郎文書
大分県史料一三

〔端裏ウハ書〕
「志賀湖左衛門尉殿」

(大友義統)
(花押)

坪付

志賀親善ニ大野
莊一千貫朽網郷
四十貫分ノ知行
ヲ与フ

大野庄之内
一所千貫 四ヶ村

一所四拾貫 下田北
(朽網郷)

已上

天正十五年八月十三日

志賀湖左衛門尉殿
(親善)

二〇五 若林氏所領覺寫

○若林文書
大分県史料三五

豊後之内

臼杵庄・野津院
佐賀郷・高田庄

一 臼杵庄之内二ヶ所 一 野津院之内六ヶ所
(五カ)

一 佐賀郷之内三ヶ所 一 高田庄之内三ヶ所

朽網郷

朽網郷

大分郡・井田郷
朽網郷

一大分郡之内一ヶ所 一井田郷之内一ヶ所

一朽網郷之内一ヶ所

合十六ヶ所、内十五ヶ所御書出有之、壹ヶ所ハ手前書付計、

○以下豊前・両筑・肥後分略。天正十五年頃力。

源北統生寄進狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

〔端裏書〕

一田地寄附狀 田北村鹽手之内五斗時、天正十七年

正月廿八日

到 八幡宮、田北村下分之内、鹽平田・中嶋田、合五斗時奉寄進候、彌武運長久之御祈念所仰候、

恐惶敬白、

源統生(田北) (花押)

天正拾七年正月廿八日

由原 宮師御坊

大友吉統書狀寫

○田北一六文書
大分県史料二五

其方領地百姓、連々一雅意、殊唐入儀申付候處、田地可差返之由申候哉、不及、雖爲直

人、諸濟物於不納□族者、一途可加下知候、被得其□要候、恐々謹言、

正月卅日

吉統(大友)

田北氏領内百姓
一雅意ノ上唐入
申付ニ対シ田地
ヲ返却スト云フ

田北村ノ地ヲ由
原八幡宮ニ寄進
ス

田北治部少輔殿(鎮辰丸)

三〇八 大友吉統安堵狀

○田北一六文書
大分県史料二五

父鎮辰跡目ヲ安堵シ諸点役免除
檢断不入トス

親父治部少輔鎮辰跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、然者領地分諸點役令免許、殊可爲檢断不入候、併此方於用所者、每事所勤專一候、恐々謹言、

(田北)
天正二十年
二月十六日

(大友)
吉統(花押)

田北六郎殿(統辰)

三〇九 高麗陣著到人交名

○大友家文書録
大分県史料三四

○文祿元年壬辰年三月。「直入郷史料」二二〇号ニ一部ヲ抄出。本文省略。

三一一 中川秀成知行方目録

○中川家文書
神戸大学文学部日本史研究室蔵

○慶長六年四月十六日。全文ヲ「緒方莊史料」二七八号、直入郡關係ヲ「直入郷史料」二二九号ニ抄出ス。本文省略。

朽網郷

付録

一 大友田北氏系圖

○田北隆信藏本
増補訂正編年大友史料三二

○首尾略。各人名末尾ニ
田北学私注アルモ略ス。

(大友)
親 秀

賴 泰 兵庫頭、常樂寺殿、法名道忍、正安二庚子
九月廿七日逝去、七十九歳、

○下略

重 秀 戸次二郎、左衛門尉、末流清田、松岡、白杵、寒田、利根、
大神、利光、奴留湯、竹中、津守、内梨、略之、

能 泰 野津原三郎

有 重 狭間大炊四郎

田北親泰

野津五郎、末流吉岡、御久里、波津久、戸上、佐土原、笠良木、椎原、荒瀬、小河内、久土知、岩屋、

親 泰

田北大炊判官代、童名觀音丸、從親秀公、親泰公讓請所領之事、豐後國田北村、同國日指庄地頭職、肥後國味木庄内一樂名・眞萬・秋永名地頭職、付稅所公文、國侍所司職、津留木村等、豐福庄内久具十郎・同三郎領、付燒米ノ小藤次名地頭職、嘉禎二年三月七日(十七日)讓請云々、從將軍家河内國東條中村安堵之御下文有、

略 ○下

賴 宗

義 村

式部少輔、又太郎、領地相續之讓狀、
○田北学ハ姻族タル三浦義村ノ
鎌倉從經時將軍寬元三年三月廿七日御下文有之、
事績ノ混入ナラント云フ。

賴元

賴 元

右京亮、從親秀公相傳之領地分、
河内國東條中村之領地分、從時宗公御下文有之、

時 泰

加賀守
治部大輔

親 輔

時 實

藏人
貞實 彦二郎
左京進
泰實
親則 泰光

付 録

六〇五

女子 佐伯刑部大輔妻

時定 六郎
筑後水木渡
ニテ討死

時行 但馬守
石合次郎

親則 内藏助
右京進

時久 子孫アリ

親久 七郎三郎

時則

親厚

親廣

大炊判官代、又太郎、法名道賢、相傳之所領分相續任先例讓請、正慶二年癸酉三月ニ令上洛、尊氏將軍隨上意、依軍忠御諭旨頂戴、爲忠賞肥後國菊池郡之内西郷、豊前國田有原村加増之領地、從氏時公相續之御判有之、

親直

親直

左近將監、孫太郎、正慶二年於筑後國大友幕下侍依逆意之儀、從氏時公上意トシテ筑後ニ發向ス、
(三ノ誤カ)
國侍絲田左京大夫ヲ頭領トシテ、黒木・三池・草野・星野等與力シテ、筑後國堀口之城ニ楯籠、同年八月、堀口之城押寄、絲田左京大夫誅代而、筑後國侍降參、
(伐カ)

親宗 主稅助

俊廣 右馬頭

志賀俊實養子ト成
能廣 志賀玄蕃頭
能忠 同七郎兵衛尉

朽網郷

六〇八

親定

須江七郎(郷)

女子 二人

親宗

頼忠

鹽手八郎

長政

六郎、早逝

義重

早逝

親員

中興(天文) 駿河守、大永三年筑後・筑前・肥前三ヶ國之士卒、數代大友家隨身之旗下ニテ有ト雖、逆意ヲ企、

豐後ノ下知ヲ背ニ依テ、彼逆徒等退治ノ大將トシテ先陣ヲ蒙リ、筑後國へ發向ス、山下和泉守・吉弘遠江守、兩人後陣ノ大將ニテ、三人筑後國へ發向シテ逆徒ヲ退治而、國家靜謐ノ仕置ヲ爲シ、豐後國へ歸陣ス、

鑑敦

左京進、大永三年ノ秋、筑前・筑後・肥前ノ逆徒等、豐後ノ下知ヲ背、陶・秋月等ニ同心シテ逆意(天文)

ヲ企、剩筑後ノ代官トシテ在國シタリシ野上・城後兩人ヲ討取ノ聞、彼逆徒退治ノ大將トシテ、吉弘左近大輔ト兩人筑後國へ發向シテ、三ヶ國ノ謀反人ヲ退治シ、兩人共ニ三ヶ國靜謐ノ仕置ノタメ筑後國へ在住シテ、彼國ニテ鑑敦病死ス、

親員

鑑生

鑑生

初名親成、勘解由左衛門尉、大和守、大友義鎮代天文十九年二月ヨリ永祿四年迄大友家老中職、永祿四年十一月九日死ス、墓ハ直入郡竹田村字眞實院ノ田北家墓地ニ在リ、鑑生ノ墓碑銘ニ、田北前大和守源鑑生公、眞實院殿徳翁宗福大居士、永祿四辛酉十一月九日、

鑑

六郎

辰

鎮

敦 生年二歳ノ時實父鑑辰死去ニ依テ、民部少輔鑑益ノ養子トナル、

六郎、織部、治部少輔、後改名鎮辰、

鑑重

鑑重

初名鑑富、勘解由左衛門尉、大和守、入道紹鐵、天正八年四月熊牟禮之亂之主人公、軍敗レテ筑後ニ退避ノ途中、天正八年四月十三日、日田郡五馬庄井手口松原村ニテ切腹ス、墓ハ日田郡大山村松原星ヶ淵ノ上ノ崖上ニ在リ、諸所ニ牌在リ、菩提寺寶積寺、位牌ニ、田北大和守源鑑重入道清台院殿牛翁紹鐵大居士、天正八辰四月十三日松原ニテ切腹、

女子

志賀三河守妻

女子

奈多和泉守妻、鎮基母

鑑益

民部少輔、法名立峯院殿覺勝源智大居士、

筑前國立花山ノ城督トシテ在城ス、元龜元年庚午八月十五日病死ス、墓ハ大分郡西庄内村宇橋爪所
在佛眼山覺勝寺ニ在リ、此ノ寺ハ此一派ノ田北氏ノ菩提寺也、田北鑑敦子孫ガ鑑益ノ跡ヲ相續ス、

親行

彌太郎、早逝、

付録

六〇九

鎮周

鎮周

彌十郎、平助、相模守、大友義統時代ノ大友家老中職、兄大和守鑑重ノ順猶子ト成ル、天正六年十一月十二日、日向國美々川ニ於ケル大友對島津ノ大會戰ニ於テ、大友軍先陣ノ大將トシテ戰死ス、行年三十六歳、墓ハ直入郡下竹田村字鹽手小字眞實院ニ在リ、墓碑銘ニ、田北相模守鎮周、眞實院殿梅林宗曆神儀大禪定門、天正六戊寅十一月十二日、日州於高城戰死、三十六歳、日向耳津川大會戰ノ前夜、鎮周、重代相傳ノ小鳥ノ鞍ヲ破リ薪トナシテ酒ヲ暖メ、一族最後ノ別宴ヲ張リ、決死ノ覺悟ヲ示シテ明日戰ニ臨ミ遂ニ戰死ス、小鳥ノ鞍トハ、黒漆ノ地ニ金粉ニテ小鳥ヲ蒔繪ニシタル作ノ鞍也、田北一族ノ守護神ハ、直入郡田北村字中村ニ鎮座ノ黒鳥八所大明神也、是ニ依テ烏ヲ田北家ノ替紋ト致ス也、

伊東出雲守妻

女子

統員

統員

彌十郎、平助、宮内少輔、吉弘左近大輔三男、吉弘加兵衛統幸之弟也、田北鎮周ノ娘ノ賀養子ト成ル、大友氏豊後國除ノ後舊姓ニ復シ、吉弘掃部介ト號シ、柳川ニ居住ス、

志賀親次妻

女子

田北統辰妻

女子

吉弘掃部妻

女子

鎮 敦 六郎、織部、治部少輔、後改名鎮辰、生年二歳ノ時實父鑑辰死去ニ依テ、民部少輔鑑益ノ養子トナル、

女子 大津留河内守妻

統 辰 六郎、後改名喜介、號織部正、又號作左衛門尉、大友義統公御浪人之時、不仕二君之志ヲ上聞ニ達

シテ、大分郡橋爪村ニ居住シ而病死ス、阿南庄大庄屋ノ元祖也、慶長七年八月廿日死ス、法名天應直心居士、
○田北学ハ「後改名喜介」以下ハ
父鎮敦ノ譜ニ係ルモノト注ス。

統 直 六郎、入道宗哲、
寛永十四年十二月死去、
親 成 三右衛門、寛永廿一年甲申正月逝、
法名法林宗喜居士、

女子 ○下 略

○紙數ノ都合上、一部ヲ圧縮シ、一部ヲ省略セリ。田北学注記モ除外ス。他本ト合致セザル所多シ。検討ヲ要スルモノアルモ、参考ノタメ掲グ。

二 直入郡直入町・久住町(有)・大分郡庄内町(野阿蘇)大字・小字一覽表

直入町

大字	小	字
<p>上田北 かみたぎた</p>	<p>原口、川平、向野、金追、石伐追、大久保、水ヶケ追、大田、池田、浦原、尾瀬戸、井手野、笹原、萩迫、萩迫、(名古屋)、扇久保、内ヶ畑、鳥岳、津留、中園、下園、冬木原、山神、鷹巢、下台、大谷、太郎野、(神の原)、神ノ原、なみだ原、(城後)、立石、狸穴、萩原、高岩、下竹、二又、田平、田原、(草深)、草深、竹本、(梶屋)、梶屋、水口、馬伐、柚本、(橘木)、城後、城山、内城山、(釘小野)、向殿、日向石、釘小野、高野岳、平原、宇曾、風呂ノ元、(二又)、板井ヶ平、大崩、滝口、七曲、立平、浦野、栗木山、岳ノ上、合谷、石ノ原、中村、下原、辻樋ノ口、向津留、台、</p>	<p>牛谷、水口、(藤目)、早田、真法院、柳久保、藤目、牧、坪井、綿落、松山、今先、論地、落水、とびの巢、富津原、狐塚、濁淵、瀬戸、石ヶ淵、宇戸、船川、口ヶ迫、神浦、六升時、浦山、池田、飛竜野、上野、広戸、庄司、(しもま)、やまのくち、ほんだじり、ゆうじやく、まがひら、(しおで)、しおで、梅木田、高塚、柚ノ木、岩野、小津留、(飛竜野)、(芹川)、向園、平原、栗木原、立箱、平園、(仲村)、馬場、泉、東原、長迫、山田、西原、川屋、山須、(山浦)、谷、南、下村、浦久保、(仲村)、馬場、泉、東原、長迫、山田、西原、川屋、山須、(山浦)、谷、南、下村、浦久保、</p>
<p>下田北 しもたぎた</p>		

<p>下田北</p>	<p>長湯</p>
<p>オケ久保、(須郷)、城越、下ノ平、岡倉、近戸、天神平、小北、隠畑、宮迫、無田、上ノ原、西迫、革園、寺山、井ノ久保、寺床、一ツ柳、伊野、平、(平沢水)、重ケ塚、山平、宇曹倉、小迫、芦瀬、長草、</p>	<p>(上野)、(四ツ口)、高津倉、赤道、榎ケ迫、三宅山、風穴畑、上野岳、ウソノヲ、石倉、貸原、八ノ久保、松ノ元、米ノ山、堤畑、倉迫、申越、四ツ口、追分、馬見塚、井津留羽、丸山、田ノ平、木原、切ノ木、仲井、加佐、今水、ソノ、西ケ迫、入草、(日向塚)、桃ノ木、五升斗、郷仕、栗ケ戸、嫁倉、道添、浦場、日向塚、横枕、(長野)、上水出、下水出、長畑、下台、上台、神田、久保、津留、山群、(筒井)、井ノ瀬、筒井、前、辻ノ山、ダラヲ、戸川瀬、笹尾、石原、筒井原、(新田)、代、山田、喜三郎、桑畑、榎田、老田、門、長迫、洞源原、峰刺、垣外、(下河原原)、西古殿、古殿、尾迫、浦谷、堀口、仲河原、上河原、原、弘田、松ケ平、笹川、(柚柑子)、新田、米田、笠土、村、山口、半田、池ノ元、河内、東河内山、西河内山、西三尾、中三尾、東三尾、小野、きじ小野、大利ごうち、谷、田ノ上、船木、後谷、山小屋、原前、用藏、(社家)、(下迫)、日向、社家、ツル田、山下、田頭、外園、中迫、上迫、水口、御室、下迫、日向向、上日向、大平、(仲村)、柳手、古屋敷、下きじ小野、出切、上鶴、桑鶴、向、東向、仲村、栗木、九ツ畑、重佐岳、仲河内、え帽子岳、三尾、戸ノ下、大崩、(久保)、上高、下野、久保山、下高、久保河内、向田、久保中、岡元、小鶴、川原甲、川原乙、(幸迫)、幸迫、迫の代、南ヶ代、地中、井ノ尻、籠原、かぎ小野、(湯原)、梅ノ木、桑津留ヶ代、越田尾、山脇、葛路谷、戸ノ上、中尾、老野、湯原、</p>

長湯

(冬田)、屋敷、宇曾、馬門、冬田、御沓、馬見塚、向ノ原、牧、牧ノ原、池床、御沓向、崎山、クヌギ山(沢水)、六拾駄、小屋場、北山、大久保、松原、ヘボノ木、鼻操石、前山中、後谷、内畑、扇畑、荒追、山中、沢水口、(山中)、南、鳥岳、古園、辻、下沢水、水気、高畑、用追、口ノ久保、小久保、大平、妙ヶ谷、金行恵、栗林、松川、宇曾河内、杖木原、前山中、

久住町(有氏)

自治会名。

有氏

(向原)、(六反原)、榎木田、小坪、酒井寺、久保、池畑、大久保、堀田、小無田、フヨギ、(石原)、菅田、市ノ原、山水、石原、前久保、上石原、大西、広内、九重山、鉢ノ久保、清水山(板切)、荻ノ久保、中清水、茶屋ノ辻、鳥越、ハゲノ元、名子迫、瀬戸口、上板切、下板切、(小柳)、小柳、天神田、長田、(岳麓寺)、前津留、門前、岳麓寺、大船山、西蓮寺、(塔ノ原)、久保、大原、塔ノ原、小城原(七里田)、上七里田、上屋敷、尾崎、七里田、(湯ノ上)、小城、湯ノ上、中城、(有氏)、五反田、有氏前、高合利、有氏、名代、久地良、二反窪、

大分郡庄内町(阿蘇野)

○昭和二十九年十一月一日直入郡阿蘇野村ハ、大分郡阿南・東庄内・西庄内・南庄内四村ト統合、翌年三十年四月一日大分郡庄内町トナル。(一)内ハ行政区。

阿蘇野

(日ヶ暮)、無多、竹の下の、久ノ園、岩下、油畑、宇津木原、尾久保、常盤嶽、日ヶ暮、(永十)、十合野、養光寺、申米、中臣松、左間戸、加土、堂面、永畑、(伊小野)、伊小野、河内、赤藪、牧、瀬ノ口、向山、桐ノ木ヶ塔、流れ、中渡、四郎治、樋ノ口、(高津原)、所小野、米山、野戸、宇土、上向田、向田、久保、高津原、ウト又タ、平連、黒嶽、西大原、大原、辰山、西岩下、浦野、

阿蘇野

(栢ノ木)、向山、米山、野々戸、丸塚、上栢ノ木、下栢ノ木、○『庄内町誌』二八、向山・米山・野々戸ハ見エズ、米山・野々戸ハ(高津原)ニ入ル。
 (中村)、古宮、上野、葛小野、西、東上、東下、実盛、下野、松ノ木峠、河原畑、○町誌
 (原中)、鬼石、上原中、原中、榎山、(井手下)、上原、原、松ノ元、中園、田代田、下田代田
 合原、上園、井手下、宮ノ下、雀木、(上重)、平原、戸中、中尾、政所、窪ヶ追、上重、仁瀬
 入佐、椎原、下岩下、堂尻、東長田、北長田、代ノ下、高畦、竹ノ下、松尾、日平、大野原、田代、
 大野尻、四郡界、大瀬ヶ追、大河南

○直入町・久住町ハ『大分百科辞典』ニヨリ、庄内町大字阿蘇野小字表ハ、『庄内町誌』ト『大分百科辞典』ノ
 両書ヲ参照ス。両者ニ若干異同アリ。

補遺

緒方 荘 史料

一 大行事八幡社銅經筒銘

○大分県の文化財
大野郡緒方町大字大化大行事八幡社

△ 僧友千経筒ヲ埋

〔大治〕丙午閏十月〕

〔修カ〕
〔循行僧友千〕

○「閏十月」ニヨリ大治ト推定ス。総高二七センチ。天蓋付き。大分県有形文化財。

二 戸次頼時讓狀案

○立花文書
宮崎県史料編中世一

讓與 嫡男〔直カ〕福壽丸

相傳所領田畠所職等事、

在

戸次頼時相伝所
領所職等ヲ嫡男
福壽丸〔直カ〕ニ
讓ル

緒方莊小河名

伊勢國塔世御厨内半分南方地頭職

豐後國戸次庄地頭職

緒方庄内小河名地頭職

安岐郷内守江村地頭職

大野庄下村半分地頭職

同村内藤北名半分地頭職

俣見波多方内十郎八郎名等地頭職

八坂庄内生和名地頭職

阿南庄内光一松名地頭職

三重郷・井田郷・内梨畑

國東郷内小原・富來村□□半分

眞玉村半分等地頭職

肥前國財部四郎重幸跡

日向國宮崎庄

朝見郷并立石村辨濟使職等

大神之庄内近部・藤原

右所領所職等者、或重代相傳之所領、或元弘・建武勲功地、且由緒相承、當知行無相違所々也、而令發向軍陣之間、相副次第證文等、所讓與于福壽丸、無他妨可令領知之、但此内福壽丸母堂源氏女并庶子分者、書與各別之讓狀者也、不可致違亂煩、將又福壽丸若無男子者、次男万壽丸可令知行、是又無男子者、守次第可相續、子細同前、凡至于重秀跡惣領職者、賴時嫡家惣領代々御公事等者、所令支配庶子等也、任先例可致沙汰、且爲後鑑、置文一通書置之處也、於違背輩者、爲不孝之仁、不可令知行賴時之跡、仍讓狀如件、

觀應貳年二月十日

前丹後守賴時在判

補遺

六一七

惣領代々公事ハ庶子ニ支配スベシ

直入郷史料

一 植木六柱神社寶塔銘

○大分県金石年表
竹田市大字植木六柱神社

宝塔ヲ建立ス

直入郡

社 建石

塔銘并序、

大日本國豊後州

者築 西

在郡日直入在

大權現誠哉悲濟

廣 弘誓無邊中

衆意念力

其所願 而又神

之所依者 人

之所事者是

咸得和光同塵神

之神通悟入一乘

圓教之妙理儼工

磨石爲塔以建祠

廟之庭前仍請梅

作銘、

居 意得宿緣

多 前

神使權現□□馬

福哉如□才□先□

□□高□遍□□□

諸人樂業善利無邊

□□□□□建□普

貞和□三稔歲次丁亥

□□□□□□□□

首夏初五日

□□□□□日永傳

大神基貞

大神基貞

□□神□盛億千

□□□□□安全

□□□□茂英哲錦延

○便宜二段ニ収ム。塔身ノミヲ存ス。

二 羽田家鰐口銘

○大分県教育庁文化課調査記録
大野郡緒方町大字上畑羽田力藏

願主弥藤太郎鰐
口ヲ胎化寺地藏
菩薩ニ献ス

^(表面)「欽奉懸鰐口夏、於豊州直入郷日平庄名内平、

胎化寺地藏扶御宝前、

右志赴、^(趣)現世安穩後生善所、

天長地久諸願成就、

皆令満足、爲子孫繁昌也、」

補遺

直入郷

六二〇

〔裏面〕
「永正十七天庚辰三月吉日、願主^三彌藤太郎敬白、

筆者松本蘚平

筆者松本蘚平

宝泉入道打ッ

寶泉入道 七十三打之也、」

○大分県指定有形文化財。

入田郷史料

一 野仲道棟軍忠狀

○野中文書
大分県史料八

〔端裏書〕
〔野仲三郎大郎道棟〕

目安

玖珠城攻メノ軍
忠ヲ上申ス

豊前國御家人野仲三郎太郎道棟申軍忠事、

○中
略

大友貞順・入田
兵庫助入道楯籠
ル

一、同十月十二日之夜、被攻落當城之賊徒等之間、道棟又最前攻入城中、終軍功之條、同所合戰之傍輩皆以見知畢、大友近江次郎（貞順）・同兵庫助入道以下凶徒等、楯籠當城之間、可追討彼等之旨、忝被下將軍家御教書之間、發向當城、同十月十二日迄沒落之期、不相漏數箇度之合戰、道春被疵之條、證人等分明之上者、預于御注進。爲浴恩賞、目安言上、如件、

建武三年十一月 日

〔証判〕
〔承了、（今川助時）（花押）〕
〔附箋〕
〔仁木義長卜認〕

補
遺

二 志賀頼房軍忠狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

○前欠、
首略。

志賀頼房軍忠ヲ
上申ス
大友貞順・入田
泰親等玖珠城ニ
立籠リ府中ニ打
入ラントス

一、將軍家御座大宰府之時、三月十一日凶徒近江次郎貞順・因幡兵庫助入道士寂已下、楯籠豐後國(足利尊氏)筑前國御笠郡玖珠城、擬打入府中之刻、守護代(大分郡)以下當家一族御扶持人等、大略馳參宰府、國中無人之時、頼房(種田寂園方)于時(大分郡)同十一日、馳越高園府、依揚御旗、地頭御家人等有御方志之輩、屬頼房之間、令警固府中、着到已下就令注進于宰府、預御教書畢、府中于今無爲之條、奉爲惣領、爲當國、頼房忠功爲拔群哉、隨而發向玖珠城、屬一色(賴行)右馬助入道殿、可追討凶徒之由、三月廿日賜御教書、馳向彼之城、八ヶ月間抽晝夜攻戰、責落賊徒早、至功之篇、委所帶一色(一色範氏、道敏)禪門一見狀也、以前條々軍忠如此、早且賜御一見狀、備末代武略之支證、且預御注進、浴勲功之賞、欲開弓箭眉目矣、仍目安如件、

建武四年三月 日

〔(証判)承候早、沙彌(花押)〕

入田泰頭・同貞
親ノ蜂起ニ付府
中ニ着到シ入田
ノ軍陣ニ馳向フ

入田泰頭・同貞
親ノ蜂起ニ付府
中ニ着到シ入田
ノ軍陣ニ馳向フ

三 大神都甲惟世着到狀

○都甲文書
大分県史料九

豊後國御家人都甲庄一方地頭惟世申、依入田左衛門藏人・同新藏人已下凶徒等蜂起、就被成御奉書候、今月十一日馳參府中、罷付着到、就同十二日重御奉書、馳向入田軍陳候畢、早申賜御判、欲備後日龜鏡候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年十一月廿六日

(都甲)
大神惟世

(証判)
「承了、沙彌幸乾(花押)」

四 工藤致郷着到狀案

○工藤文書
南北朝遺文九州編一〇九八号

豊後國山香庄内廣瀬村地頭工藤九郎□□申、依入田左衛門藏人・同新藏人已下凶徒等蜂起、就被成御奉書候之間、則馳參府中被□著到、就同十二日重御奉書、馳向入田軍□□、早下賜御拜欲備後日龜鏡候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年十二月五日

承候了、(戸次頼時)
(花押影)

朽網郷史料

一 大友氏時書下

○大友家文書録
大分県史料三一

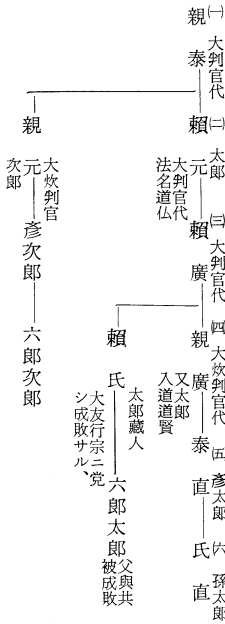
田北彦次郎入道子息六郎次郎、同太郎藏人子息六郎太郎等、令與兵部大輔行宗之由、有其聞、所詮於分領者、押置之、至其身者、隨見會可被退治也、仍執達如件、

正平十一年正月十四日

(大友氏時)
刑部大輔 在判

田北彦次郎殿
(泰直)

○網文ニ抛レバ彦次郎入道ハ名欠、親泰孫・判官次郎親元子、田北太郎藏人頼氏ハ親泰曾孫・判官代頼廣子トアリ。大友義一藏「大友田北系図」ヲ示セ、バ、左ノ通り。



「付録一大友田北氏系図」(田北隆信藏)ト合致セズ。大友義一本ノ方ガ善本ナリ。

大友行宗与同ノ
田北彦次郎入道
子息等ノ所領ヲ
没收シ其身ヲ退
治セシム

大友田北系図

二 大鳥居氏所領注文

○太宰府天滿宮文書
大宰府太宰府天滿宮史料一三

〔端裏書〕
「所領注文」

不知行当知行ノ
所領ヲ注ス

不知行分

大鳥居所々知行分此内不知行、

下妻郡

一所水田庄内本村廿六町六段三丈

○中

略

當知行

一得飯庄四十町此内甘木村共ニ知行分十九町

○中

略

豊後國

一朽網神役廿餘貫、神馬二疋也、但近年信善代時より三貫文、神馬一疋、

以上

○文安五年十一月ノ条ニ收ム。

三 大友政親書狀

○土居寛申蒐集文書
大分県史料一〇

政親・義右父子

進狀候處、度々ねんころろニしめし給候、本望于此事候、我等か心底之趣者、度々前書に申候、仍今

補遺

疎隔ス

朽網郷ニ居住ノ
時ヨリ起請文ヲ
交スモ悉ク相違

大聖院宗心ノ隠
謀ガ原因

両者ノ無事取成
ヲ依頼ス

当方ヨリ相違セ
シ事無キモ府内
ヨリハ斯ク申ス

讒人ノ隠謀ヲ年
老共了簡セザル
ハ讒人同意ナリ

度たきの河内より下候事、和興ニおき候てハ、彼在所ニと^(還)うりういたし、たかひのさうせつしんニ
なく候間、林新左衛門尉重治、但馬つかいとして申候、其以後江越前守・永留上總介以、かさね
〜申きかせ、又そののち^(状)しやうをもて、我等か心底志賀藏人佐・入田・一万田所ニ具に申候、こ
れまてくたり候、しかれば朽網ニ居て候時より、神名をもてたかひに申ことに、五郎ハ^(金)ほういんを
ひるかへし、さま〜申さため候へく候つも、こと〜くあいちかへ、いまに見^(参)さんいたさす候事
をこそ、所存の外ニ存候處、けつく日田之事、我等同意と申なし、如此候、又はう〜の人しゆ府
内ニはせあつめ候、此時ハ我等か身上さたまり候へく候、いまにおき候てハ、たとへこ〜もとにさ
しかけす候共、^(善)センあくともに我等か事、^(生)しやうかひにあいさため候、御存しのことく、以前より
數度如申候、^(悉)しつかいこ〜もとのやう、^(大聖院宗心)大しやういんの儀もて候へく候、彼方ニたいし、^(九)いこんよ
きなくとりおき候、しかれば我等も五郎ニたいし以前より^(等)かんなく候、五郎も又同前のうへ
ハ、此時我等に御一味候て、國家の事^(無事)ふしに御とりなされ候する事、^(悉)しつかい共たのミ存候、我等
か事いまかやうニ候事、おの〜のいけんニより万事さしすて、いまにおき候て如此候事、^(讒)さん人
のあんニ入、^(悔)犬くいをし候事、無念中〜無申斗候、今日までも我等一事、以前より申たる儀ハ^(相)あ
いちかゑす候處、府内歳よりとも、我等かち^(進)かゆることく、^(毎)まい〜申候事、無念に候、無是非
候、かのさん人さま〜かすをまわす事をハ、歳より共れうけんにおよハす候て、我等か所をしき
りニ申候、これハ^(讒)さん人同意候て、我等にし^(生)やうかひさせへき心底よきなく存候、かた〜無念
申事候ハす候事に候、たのミ申候より外候ハす候、恐く謹言、

四月卅日

(大友) 政親

四 大友政親滅亡等次第

○永弘文書
大分県史料四

大友政親・義右
父子不快

政親長門舟木地
藏院ニテ生害

朽網繁貞討死ス

明應五年たつ(政親)ひのへ(義右)大友豊前守殿様御しそく(義右) 〇(不快) おやこの御中、御ふくわいなり、

〇中略。義右死去、政親長門舟
木地藏院ニテ生害ノ事ニ係ル。

一七月十三日、市川(親清)・田北此(朽網)一もん、(繁貞)くた見三河守(生害)しやうかいさせられ候間、兩方五百人ほとうた

れ候、(朽網)くたみもうちし(討死)に候、

〇中略

五 大友親治書狀

○田北隆信文書
増補訂正編年大友史料一三

大友政親ニ対ス
ル讒者対治ノ功
ヲ賞シ協力ヲ依
頼ス

今度政親(大友) 〇怠候讒者者、對治仕候、然者、於方角、被添心候由承候、祝着候、於以後憑存候、
如何様、懸御目可申承候、恐々謹言、

(明應五年カ)
七月廿七日

(大友) 親治(花押)

(親寺) 田北六郎殿

補遺

六 大友親治感狀寫

○田北一六文書
大分県史料二五

野上清三討捕頸
到來ヲ賀シ手負
注文ヲ一見シ辛
勞ヲ賞ス

昨日十六、手仕粉骨之故、野上清三討捕頸到來、忠節無比類候、殊被被疵候由承候、心地好候、次一所中手負之面々、以注文承候、感悅候、自是直以賀狀可申候、先以能々、可被申聞事、肝要候、旁々辛勞之段、以賀使可申候、恐々謹言、

(明應七年乙)
十一月十七日

(大友)
親治(花押影)

(親幸)
田北六郎殿

○野上氏ハ大聖院宗心ニ党シ、大友親治・子親匡(義長)ニ抗スト云フ。

七 永弘氏輔書狀

○永弘文書
大分県史料五

永弘宅ニ集リ密
談ス

田原親述兄弟同
心セバ境目陣取

(永正十三年十二月)
□同十一日早朝愚宿ニ御越數日、彼□被仰候、御人躰様御事、一定(マ、)武も□にて可有御座由、此之儀ハ何も、親述下向までハ、政定には隱蜜候、

一親述兄弟御人躰之儀、同心候ハ、至于境目、御陳取御現刑之儀、可申之由各々儀定候、其までハしかと可爲隱蜜之由、此衆御禁刀由候、如此御秘蜜之儀、我等申事御斟酌千万候、内々可入御覺語御事候之間、申入候、然ニ彼方にて申事も如何ニ存候へ共、年來宮中ニ御逗留御納□申通候

朽網親滿豊前ニ
至ル
大聖院宗心上意
ヲ仰出ス

吉弘親就ノ書狀
ヲ披露ス
朽網親滿

永弘氏輔調法ニ
ヨリ同志ヲ募ル

間、(金打カ)禁丁させ申候、此條々申候、

一氏輔如此子細存知申之儀者、親滿當國御越刻、何と御存知候哉、自最前至今子細、具我等可存知

之通、(密)蜜々以被申候間、斟酌千万候つれ共、如御存知、宗心様連々、御上意之通、忝被仰出候、

此時節可致忠節と存候て、始中終之儀申候、就此之儀、(密)隱蜜之儀をも申遣候、

八 直行書狀寫 (紙切)

○永弘文書
大分県史料五

(異筆)「御懇札之趣、委細拜見仕候、仍從吉弘新兵衛尉方、被對氏輔、被遣候書狀、并拙者

及一通、何も遂披露候之處、祝著之由被申候、尤此度親就江雖可遣御書候、未親滿江不被仰通候之

間、先以斟酌之由候、聊非御等閑之儀候、必追而一段可被仰出候、將又古庄右馬助方同前候、悉皆

貴所依御調法、時分相調候、誠喜悅之由被申候、彌被副御心、得御意候者、可畏入候、巨細猶申度

候へ共、從親泰・房清可被申入候間、不能一二候、恐々謹言、

(市河)
(得永)
二月三日
(永正十四年)

直行 (花押影)

永弘式部丞殿
(氏輔)
御返報

九 救民記

○豊州雜誌本(唐橋世濟謄写本)
大分県郷土史料集成戦記篇二

倒竹山城始築

菅公日向法華嶽
薬師参詣ノ途次
当郷ニ到リ宿泊
ス
天満宮ヲ遊息ノ
跡ニ建ツ

朽網ノ山城ハ倒竹ノ城ト云、根淵ガ城ト云。初齋院親能ノ築キ營マレシナリ。倒様竹ト稱スル、里人ノ言ニ傳フ。昔菅公、太宰府ニ在セシ時、政暇ニ因テ、日向國法華嶽ノ薬師佛ニ詣玉ハントテ、此地ニ到ラセ玉ヒ、穿給フ竹木ヲ地ニ挿入玉フ。其枝即根ヲ生ジ、枝ヲ發シ、地中ニ蔓リテ數多ノ竹竿ヲ生ズ。其竹皆節倒ニ向ヒ、枝倒ニ向ヒ枝葉垂テ青ミタル故ニ、此地ヲ倒様竹ト云。此時菅相公ノ遊息シ玉ヒシ跡ナリトテ、祠ヲ立テ、天満宮ヲ崇シ所諸處ニ有リ。城池ハ親能ノ後、破壊ニモ及ントス。三河守鑑康再築シテ、其構ヲ廣大ニナシ、南三ノ七士ヨリ人夫ヲ出シ、上ノ堀ヲ一万田堀ト云、次ノ二溝ハ兩志賀堀ト云、下ノ二壘ハ入田堀、田北堀ト云。國中ノ諸士ヨリ造ラシム。釣瓶カ戸ハ、岩屋勘解由左衛門奉行セリ。其時、上ノ岩ニ上リ諸築ノ事指揮セルニ、何トシタリケン、岩角七八間許、自カラ裂ケ崩レテ下ナル川ノ淵ニ落ケル。其高サ下ニ至、百間許モ有ケルニ、勘解由過リテ岩ト共ニ落ケル。何ノ事モナク無難ニテ、少ノ傷ツキ病ル事ナシ。里人皆言フ。此地菅神擁護ノ事有テ然ルト云ヘリ。

一、山ノ城拵給ハ、宰院次官親能公也。本名ハサカサマガタケノ城ト、又、ネブチガ城トモ申也。

一、山ノ城拵給ハ、宰院次官親能公也。本名ハサカサマガタケノ城ト、又、ネブチガ城トモ申也。

一、山ノ城拵給ハ、宰院次官親能公也。本名ハサカサマガタケノ城ト、又、ネブチガ城トモ申也。

一、山ノ城拵給ハ、宰院次官親能公也。本名ハサカサマガタケノ城ト、又、ネブチガ城トモ申也。

菅公日向法華岳
薬師如来參詣ノ
時当郷ニ来往シ
宿泊ス

御竹城ノ故事

供田シトギ田

十六宮ニテ十六
貫ヲ神納ス

天神宮十六祠

天神免・御供田
シトギ田

此サカサマガダケノ城ト申因縁ハ、辱モ菅丞相筑前ノ國太宰府ニ御流罪之時、宰府ヨリ日向國法華嶽ノ薬師如来ニ詣玉フテ、此時所々ニ御宿召サレケル。其時黑尊山ノ麓ヲ御通、此所御宿召サレケル竹ノ杖ヲ御突ナサレケル。此杖サカサマニ指給ヒ、我願成就セバ、再竹ニナルベシト被仰付ケルニ、不思議哉、根葉ヲ生ジ、則其所ニ餘多竹有り。皆サカサマニフシ有ケリ。此所ヲサカサマ竹ノ城ト名付給。此城主ハ供田シトギ田抔ト申。田地等ヲ寄附シ玉フ。其時ハ一宮ヨリ鳥目一貫文宛揚ゲ、十六宮ニテ十六貫ノ鳥目ヲ、小久保河原、五反田御宮兩所へ集、太宰府へ神納申ケル。救民類轉ノ後モ、竹下紀伊守、大久保壹岐守兩人ニテ集、宰府へ納申ナリ。其後、何ノ沙汰モナシ。去ハ天神宮此所ヲ通り玉フ時、白猪何某ト申人御供ニテ參ケル。大久保河原ニテ直ニ御意ナシケルハ、ナンヂハ此所居住致可然。苗字ヲ改、唯今ヨリ大久保ヲ名乗申セ。定紋ハ梅ノ花ヲ付ベシト被仰付。則、此所ニ住所仕ケリ。大窪家定紋梅ノ花ナリ。十六宮共ニ因縁記銘々アリ。

救民十六所叢祠

菅神遊歴ノ地ニシテ、其憩息ノ跡ニ祠ヲ造テ、祭ル所凡十六祠アリ。救民ノ領主ヨリ世々祭田ヲ置キ、天神免ト云。又、御供田又ハシトギ田ト稱シ、一祠ヨリ錢一貫文ヲ出ス。都テ賽神錢十六貫ヲ、小久保河原ノ兩祠へ集テ、太宰府へ獻呈スル事古例タリ。救民氏滅亡ノ後モ、竹下紀伊守、大久保壹岐守二人、此事ヲ修メシ。慶長ノ末ヨリ此事絶ス。

○菅公来往ノ事、天満社ニ關スル項ニ限り、他ハ省略。

二 豊後國直入郡内上田北郷檢地帳寫

○田北フサ子文書
大分県地方史四九

(表紙)

文祿貳年 城後村

中ノ村

豊後直入郡内上田北郷檢地帳

山口玄番頭内
(宗永)
(マ)

九月吉日 柴原勝右衛門組

早見

山口宗永上田北郷ヲ檢地ス

○本文省略。

解 説

一 所在と環境

この第七卷(下)には、(上)の大野郡の残り緒方荘と、それに接する直入郡諸郷、即ち直入郷・入田郷・朽網郷の三郷、計一荘三郷の史料を集録した。

大野・直入両郡地域の地域的特性については、既刊(上)において略述したので重複を避けるが、本巻はその西端肥後・日向境の山岳と草原地帯にあたる。北の久住火山群の山麓から、南方阿蘇外輪山に連なる草原は広大であり、南部日向境の祖母山(一五五七米)の東北麓には、姥岳大明神の応化した蛇神の潜窟を本殿とする穴森社が鎮座する。ここに源流を発する神原川は、流下して緒方川となり、大野川流域最大の緒方盆地を潤おし、久住山麓から発する本流と合流して別府湾に注ぐ。

姥岳大明神の神裔で豊後大神氏の祖とされる大神惟基は、誰も御し得ない菊池隆家の「人喰馬」を難なく御して隆家の聳になったと伝える(緒方荘付録一号)。恐らくこれは、豊後大神氏が当地の「騎獵之兒」の伝統をうけ(二号)、荒馬制御に対する特殊の技能を有し、当地域騎馬兵の統卒者であることを暗示するものであろう。天平九年(七三六)の「豊後国正税帳」には、直入郡に官牧のあることが見える(直入郷一号)。

惟基五代の孫緒方惟栄が、源平合戦に異状な活躍を示すのも、緒方荘を根拠とする経済力と、大野・直入地方の騎馬兵団の長としての祖先以来の伝統を継承したものと考えられる⁽¹⁾。平家追い落としに大宰府に発向した惟栄の軍は、平家軍の「三千余騎」に対し「数万騎」(「三万余騎」とも)とある。「数千騎」で迎えた山鹿秀遠の山鹿城に入った平家が、惟栄軍「十万余騎」の来襲の風説に脅えて柳ヶ浦に落ちのびたとあるのは^(緒方荘一五号)、文学的誇張があるにしても、長駆大宰府を強襲して平家を追い落した軍事力は、大騎馬兵団の機動力を考慮せずに理解することは不可能であろう。緒方荘の緒方惟栄が、豊後大神氏のみならず、豊後武士団の頭領となって平家追却の中核となりえたのは、⁽²⁾こうした大騎馬兵団を卒いたからであり、そうした意味から惟栄こそ、平安末期における当地方の地域性を最も典型的に象徴するカリスマ的存在であったといえよう。⁽³⁾

注

- (1) 筆者は従来、緒方惟栄の軍事力として、大神一族の繁栄、日田氏との姻族関係、国衙及び国衙領支配と水上・海上支配権等に着眼したが、騎馬集団の統率者としての面を看過していた。現在この方面を新に考察中である。
- (2) 「大神系図」(付録一)によると、緒方惟栄には兄臼杵惟隆がいるにも拘らず、弟の惟栄が惣領としての活躍をしているのは、彼が大野・直入両郡の中枢部に居り、騎馬集団を指揮したからであろう。
- (3) 豊後一宮由原宮の放生会等の祭礼の流鏑馬役の奉仕にも、三重郷・直入郷等の国衙領が割り当てられる慣例であるのも(直入郷三八・八二号)、当地方の地域性を代表する。

二 律令体制から荘園公領体制へ

(一) 大野郡緒方荘

『倭名類聚抄』大野郡四郷の田口・大野・緒方・三重のうち、緒方郷から宇佐宮領緒方荘が成立した。

「八幡宇佐宮御神領大鏡」によると^(五)、千四百十戸の神封のうち、神託により八百十戸を辞退した残り比咩神分六百戸（別に加封四十戸）が、豊前（上毛・下毛・宇佐郡）、豊後（国東・大野郡）、日向（児湯・白杵郡）の三国七郡に分布していた。これを「三国七郡御封」と称した。この「三国七郡御封」が、十一世紀半ば頃以後、宇佐宮の直接支配となり荘園化したのである。これが「十郷三箇荘」と呼ばれるもので、同宮の根本所領の中核を為した。その「十郷三箇荘」の一荘として、大野郡緒方郷の封戸五十戸から成立したのが緒方荘である。

当荘の初見は、安元二年（一一七六）二月の「宇佐宮符」で、宇佐宮六ヶ年一度御行幸会の綾御船水手二人の参勤を、緒方荘司に命じたものである^(六)。「大鏡」には、当荘の田数は二百四十町で、うち御封田は百二十町、佃は十八町九反、余田が百十町（治田と号す）^(一)で、それぞれ貢租が異なる。御封田は封戸の口分田の系統を引く基本的な荘田で、佃は直営田で反別三十五束の獲稻を、余田百十町は治田（一色田）で町別三石の地子を、それぞれ弁ずることになっている^(五)。これらの荘田の所在地は明瞭ではないが、中核をなす御封田は、緒方盆地の条里遺構部分であろうと推定する。平安末期の当郷の荘司は、豊後大神氏の頭領である緒方惟栄であった^(二〇)。

緒方荘の面積については、「建久凶田帳案」では三百余町^(三八)、「弘安凶田帳案」では二百八十町とあり^(四〇)、

若干田数が異なるが徐々に開発の進んでいることを思わせる。当地に元宮八幡宮以下一宮・二宮・三宮の八幡宮や、大行事八幡等、八幡宮の末社が多く奉齋されているのは、宇佐宮領化とその統治を受けた名残である。それと同時に、ここを本領とした在地領主緒方惟栄の遺跡・伝承地もすこぶる多い。

後の文書であるが、天正五年（一五七七）の「問別調注文」によると^(二四)、総田数は三百町となり、名田は原尻名・廣貞名・草深野名・軸丸名・耳志野名・日小田名・河宇多名・知田名・久土知名・野中名・徳丸名・庄内村・打越名・正用村・馬背戸名・小河名・宇田枝名の十七名（うち村二）に分かれていた。

注

(1) 余田は「治田」又は「別作」と説明されており、本田に対する新開田で、一色田であった。

(2) 拙著『源平の雄緒方三郎惟栄』（山口書店刊、一九五〇年三月）参照。

(二) 直入郡直入郷

「豊後国風土記」には直入郡は「郷肆所」とあるが^(一)、^(二)、具体的には柏原郷・球葦郷（のち朽網郷）の二郷を記すのみである。次の高山寺本『倭名抄』では「松納 三宅 直入」三郷が記されているが^(六)、「松納」は「朽網」の誤写と思われる、従って新たに三宅・直入の二郷が検出されたことになる。以上柏原郷・球葦郷に三宅郷・直入郷を加えた四郷が、令制本来の「郷肆所」の内容をなすものと思われる。

弘安八年（一二八五）の「豊後国凶田帳案」には、

直入郡二百七拾町 地頭大友兵庫入道殿、領家太宰府御神領、

二百七拾丁内 莊百町、入田三拾五丁、領家清涼寺

朽網郷四拾丁 地頭朽網兵衛允泰親法名善心

とあり(号三)、郷は朽網郷のみで、記述全体が極めて不完全である。まず面積関係から見れば、郡面積が二百七十町で、そのうち荘百町、入田三十五町、朽網郷四十町とすれば、集計は百七十五町となり、百町内外の誤差が生ずる。荘園領主関係から見ても、郡全体を太宰府御神領とすれば、他の領家清涼寺の存在と競合し、明らかに矛盾する。(2)

ところが平林本系統の「豊後國田帳注進狀案」では(号三)、

一直入郡百七十町 本郷百町、入田郷三十町、合直入、

百三十町 領家清涼寺 地頭兵庫助殿(大友頼泰)

朽網郷四十町(網) 田北朽網 地頭朽網兵衛尉泰親法名善心
畑興云云、

と見え、郡面積関係ではこの方が合理的である。建久八年(一一九七)のものかと推定される「豊後國田帳案」に、「直入郡田代百六十余丁」とある事実がこれを裏付ける。

内容的にみた場合、「本郷百町・入田郷三十町・合直入」とあるのは、直入本郷が百町、入田郷が三十町で、両者合せて直入郷で、百三十町全体の領家が清涼寺であるという意味であろう。直入本郷と入田郷との関係は、本郷部分が直入郷の中心部を占める郷個有の耕地部分であり、入田郷は直入郷内の周辺部が後れて開発された別名の関係になるものと思われる。(4)

直入郷の領有関係では、清涼寺が領家職を帯していたことになる。「清涼寺縁起」によると(号七)、入唐僧齋然が寛和二年(九八六)梅檀瑞像を将来し帰朝した際、豊後国直入郷に逗留した。この時、何所の人とも知れない老僧が

「鉢をひらき給へり」、つまり托鉢をした、とある。地下人が見られない人として不思議に思い、在所あけたまの上来を日供養した。これが「請要米」といわれて後まで続き、当郷が清涼寺領となつたきっかけである、と記されている。 「請要米」とは「請用米しやうようまい」で、人に食事を供養する為の米の謂である。当郷の同寺領化の時期が伝承の通りであるか否かは明かでないが、十三世紀後半「注進狀」の作成された頃、清涼寺領となつていたことは疑いない。⁽⁵⁾ 「太宰府御神領」との関係については後述する(朽網郷)^(項参照)。

さて右の「圖田帳注進狀案」には、三宅郷・柏原郷の二郷の見えないのが不審であるが、南北朝末期康暦二年(二三八〇)の「直入郷給人注文」によれば^(三五)、三宅名・柏原名のみならず、もともと朽網郷の内であつたと思われる久住名・白丹名も、直入郷の構成単位となつており、応永廿一年(一四一四)の「直入郷段錢結解土代」では^(四二)、直入郷は二十八名(うち村こに及び、その面積は二百四十二町余の田数に達している。これをみると、直入郷には三宅郷・柏原郷・朽網郷の一部が吸収されている事は明かであり^(表参)、おそらくこれは「図田帳」段階以来の形態であろう。

ではこうした形態への変化の時期が問題となるが、史料の欠如によって明確な面期を示すことはできない。ただし文治年間とされる「宇佐宮假殿地判指圖」によると^(緒方注三五号)、造宇佐宮役を勤仕する直入郡諸郷中には、直入郷と朽網郷の二郷が見えるのみで、三宅・柏原両郷が見えないことは注意を要する。一國平均役をこの両郷が免除されたことは先ず考えられない以上、これは直入郷の内として勤仕しているものと考えざるをえない。とすれば、この両郷併合の形態は鎌倉時代初期には成立していたことになり、一般論的に考えて、十一世紀中葉以降の別名制の成立と、その結果形成される中世的郡郷制と揆を一にするものと考えたい。おそらく、平安末期までには形成され

第一表 直入郷の名及田数表

史料 番号	直入郷名	面 積	史料 番号	直入郷名	面 積	史料 番号	直入郷名	面 積
三五	三宅名 <small>(植カ)</small> 上木名	一五、 丁反	同	埴田名	一四、 丁反 二四〇歩	同	松本名	一八、 丁反
同	下飛田名 <small>(肥カ)</small>	八、 六、	同	家中名	七、 三、 二四〇	同	田北名	七、 二四〇
同	市用名	三、	同	飛田名	<small>(上、下肥田名 下同一カ)</small>	同	葎原名	
同	柏原名	九、 九、 二四〇	同	田原名	一、 一、	同	坂折名	
同	平田名	一、 二、 七、 二八〇	四一	長田名		同	下志士智	
同	狹田名	一、 二、 一〇	四二	上肥田名	一五、	同	坂田村	三、
同	木原名	一、 七、 四、	同	志士智名	九、 八、 二四〇	同	直毛名	
同	泉名	一、 一、 二、 二四〇	同	久住名	一七、 五、 一八〇	五八	中津留村	
同	拜田原名	六、 四、 六〇	同	岩瀬名	一二、			
同			同	白仁名	一八、 七、			

○面積は他文書により記入したものである。

ていたものであろう。直入郷は郡衙所在の可能性もあり、国衙や郷司の力によって山中の生産性の低い柏原・三宅両郷等が統合支配されるに至ったのではなからうか。その推進勢力は、知行国主藤原頼輔や彼と連携する緒方惟栄の次子直入惟友等ではなかったかと推定するが(緒方狂付録、大神系図参照)、今は可能性を示唆するに止めざるをえない。

清涼寺の直入郷に対する支配権は、下地支配を含む一円支配権ではなかったらしい。「柞原八幡宮文書」による

と、正慶元年（一三三三）以降当郷が他の国衙領とともに、同宮祭礼等に「国衙郷々役」を勤仕しており（一五号）、この伝統は戦国期まで継続している（八二号）。清涼寺の支配は上分米の收納権であって、下地支配にまでは及んでいなかったものと思われる。以上によってみると、当郷は国半不輸領であったことになる。

南北朝期になると、大友氏時・同親世の所領中に当郷が見えるが、前者では、

同國直入郷付、田野・阿蘇野

と見え、玖珠郡の飯田郷に属すると考えられる田野と、朽網郷の北西部に当る阿蘇野とが、直入郷の付つけたりとなつて（四九号）。朽網郷内である久住名・白丹名等が直入郷に吸収され、ここを通して阿蘇野や玖珠郡飯田郷田野の草原地帯にまで拡大されたものであろう。直入郷が守護領となつていたことに原因するであろうことは、次節で述べ

る。しかし室町時代に、当郷内に府内万寿寺の寺領が設定されることになる。応永六年（一三九九）万寿寺僧が、大内義弘の乱に際し、京都飛脚の大役を果した功績により、所望により幕府の上意として郷内松本名を下されたとある（六二号）。詳細な事情は判明しないが、当郷が半不輸の国衙領で守護大友氏の直轄領となつていことと（後述）、関係があろう。

注

- (1) 『元和古活字那波道圖本』では「三宅 直入 三宅」とあり、三宅は重出であり、この本は採らないことにする。
- (2) 太宰府御神領は朽網郷であることは後述する。
- (3) 「豊後国凶田帳注進状案」には、「平林氏古書中所出凶田帳」とあり、平林本系統であることが判明する。これにも諸本があり、内閣文庫本（天分史料三五）・財団法人無窮会凶書本（二五）・東大史料編纂所本（一六）・同所本（二六）・同所

本(一七)・同所本(二七)の六本があるが、直入郡の記載のあるものと、これを欠くものとの二群に分れる。ここには直入郡の記載のある史料編纂所本(一六)を採用した。

(4) 本郷と別名の関係は、「図田帳注進状案」速見郡山香郷条に、

山香郷

二百町^(惣)宇佐彌勤寺領

郷分 百町

地頭^(大友頼泰)兵庫助殿

立石村四十四町

豊前九郎入道明真跡、^略○下

下倉成名十六町

御家人綾部小次郎通明跡、^略○下

日差村三十町

地頭大炊判官代太郎頼元法名道佛、^略○下

廣瀬村六町六段太

遠江国御家人内田宮藤三致清跡、^(工)○下

一王名三町三反小

兵庫助殿

とある郷分(他本では本郷とあり)と、他の五所との関係に類比されよう。

(5) 森猛「豊後国直入郷と領家清涼寺」(『史学論叢』一八、別府大学史学研究会、昭和六十三年五月)。なお「竹田市史」上(竹田市史刊行会、昭和五十八年三月刊)第十章清涼寺と直入郷に詳論されている。

(三) 同入田郷の分立

文中四年(一三七五)及び天授元年(一三七五)の「征西將軍宮懷良親王令旨寫」には、「豊後國入田庄并小川事」とあって荘号を称しているが(三九・号)、他の古文書や金石文等に荘を用いる例はなく、すべて郷を称している。つまり荘号を称するのは南軍の一次的・例外的呼称とすべきで、入田郷と呼ぶのが正しかろう。

「圖田帳注進状案」に(二二・号)、直入郷百町に入田三十町を「合直入」とあり、中世的所領單位である直入郷に属し、その別名として成立したものであろうことは、前項に指摘した。『豊後國志』に「蓋直入後改曰入田」と述

(1) 『久住町誌』も「直入郷はのちの入田村一帯」と同調しており、(2) 『竹田市史』(卷上)は諸説を挙げ検討しているが、研究の余地を残して明確な結論に達していない。(3)

「圖田帳注進狀」の記載のごとく、直入郷(百町)と入田郷(三十町)の關係が、本郷と別名の關係とすれば、両者が地域的に全く同一であるとは倒底考えられない。今念のため、金石文・古文書等から検出される入田郷に属する名及び其の他の地名を表示すれば、次の通りである。

第二表 入田郷關係の名及び其他の地名

史料 番号	年 次	入 田 郷 地 名	史 料 名
三一	貞和四年	入田郷内矢倉・太田兩名	志賀頼房請文案
四四	明応七年	入田郷吉田名田井小野□□	田井小野六地藏幢銘
四六	永正十七年	入田郷九重□□ _(野)	九重野滝部六地藏幢銘
四七	永正十七年	入田郷神原	神原井手の上六地藏幢銘
四九	大永三年	入田郷神原	神原畑六地藏幢銘
五一	大永六年	入田郷太田名	迫ノ久保六地藏幢銘
五四	享祿五年	入田郷鞍木□□	神原野口地藏堂跡六地藏幢銘
六六	(天文十九年)	入田拾貳名	大友義鎮知行預ケ狀
六九		入田郷之内下井田・小野・廻淵・栗生野・篠田	大友氏加判衆連署奉書
七〇	弘治二年	入田次倉名	源大義鎮寄進狀

七一	(弘治二年)	入田郷大塚名	大友義鎮知行預ケ狀
七三		入田郷大塚名・同河原	大友宗麟 <small>義鎮</small> 安堵狀
七五		入田郷□田井・小野・岩本	大友宗麟 <small>義鎮</small> 書狀
七七	天正十三年	<small>(緩木)</small> ゆる木と云城取構、入田方一類 六千程楯籠	上井覺兼日記

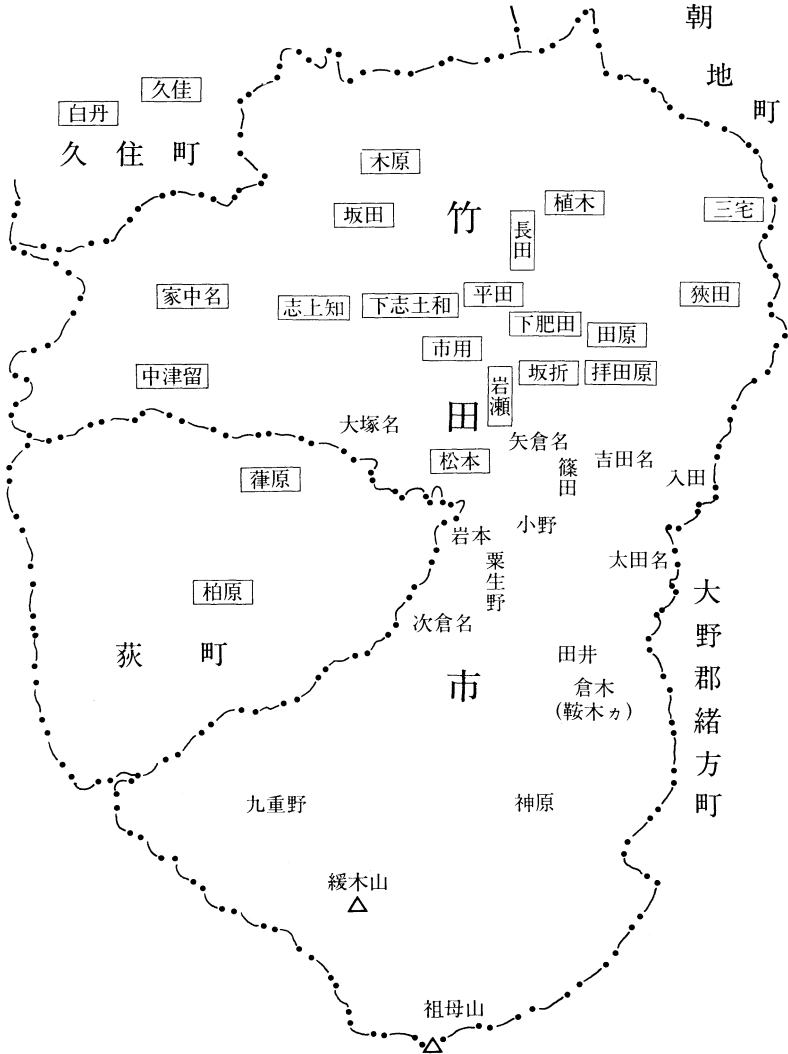
右表に示された明瞭に入田郷内と判明する矢倉名・太田名・吉田名(田井・小野)・神原・鞍木(倉木か)・下田井・廻淵・篠田・次倉名・大塚名(大字戸上の内)・岩本・ゆる木(緩木)等の地名のうち、若干の比定地未詳分を除けば、殆んどすべて現竹田市の南半部の山岳地帯に集中する(照參)。この中には既掲の直入郷の名と重複するものは全く存在せず、両者の同一説は完全に否定される。⁽⁴⁾直入郷の名数二十七(うち村二)に対し、「入田十二名」とある名数の単純比例からみても、本郷百町と入田三十町の面積関係の信実性が裏付けられよう。

ただし文治年中の「宇佐宮仮殿地判指図」には(緒方荘)、直入郷は見えるが、入田郷が見えないのはどう解釈すればよいのであろうか。これについては、同郷の分立が文治から弘安八年(一二八五)までの間という成立時期に関するかと考えたが、本郷・別名構成では同一類型に属する速見郡山香郷の場合をみても(既述)、山香郷の単一勤仕となっており、必ずしも成立時期とは関係無さそうに思われる。やはり柏原郷・三宅郷の統合過程に並行して行われた別名的開発と推定する以外はない、と考える。

そうした場合、別名を開いた開発主体の存在を考えなければならぬが、遺憾ながらこれに関する史料は皆無である。弘安八年(一二八五)の「圖田帳注進狀」の段階では、地頭職は大友三代頼泰で、頼泰はのち子親時に譲り、

直入郷・入田郷の名及び地名比定図

(内は直入郷)



解説

親時はこれを中分して子貞親と泰親とに半分宛譲与したらしい。泰親がここを名字の地として土着し、はじめて入田と称するようになることは次節に改めて述べる。

「注進状案」の記述からすれば、当郷も清涼寺領と解され、やはり国半不輸領であったものと思われる。

注
(1) 『豊後国志』直入郡、村里の条では、小高野等八十一村を、旧入田郷に属す、としているが、誤りであることは後述する。

(2) 久住町誌編集委員会編『久住町誌』（久住町発行、昭和五十九年三月刊）二九頁。

(3) 竹田市史刊行会編『竹田市史』上、中世史第一章第四節守護領直入郷（竹田市史刊行会刊、昭和五十八年三月三十日）。

(4) 第二表入田郷関係の名その他の地名を地図上に記入し、第一表直入郷関係の名（村）を追加記入した場合、両者は判然たる区別があつて重複しない。地名比定については『角川地名大辞典、大分県』を参考にしたが、地名の明瞭に残存するもの以外については、史料上の地名及び大字・小字表を用いて考証した。入田郷粟生野は粟生野の誤か。

家中名は「家中名之内、仲津野」とあり、竹田市大字久保字久保に比定（七三三号）。「仲津野」は「中角」とも書き、岡城の支城篠原目（笹原目）も同大字の内（『角川地名大辞典大分県』）。

田原名は、竹田市大字飛田川の字田原に比定。飛田組の内という。

長田名は、大字植木の中の字長田に比定する。

松本名は八五号に「松本名之鎮守森八幡宮」とあり、『豊後国志』に「八幡祠在直入郷」とあり、竹田市大字穴井迫字マツモトに比定する。『角川地名大辞典、大分県』は、竹田市大字君ヶ園に比定するも、前者が正しからん。本巻において大字穴井迫を入田郷かと推定したが（『入田郷史料』付録二、四七七頁）、以上の結果からすれば直入郷に入るべきであることが判明した。ここに訂正して置く。

葎原名は、「直入郷葎原土貢帳寫」（一四三三号）に、谷尻・白井・上白井等の地名が見え、荻町大字馬場に葎原・谷尻・白井の小字があり、ここに比定する。『角川地名大辞典、大分県』は荻町大字政所に比定するが、裏付史料は全くなく、前者を採る。但し両者はそれほど隔つてはいない。

中津留村は竹田市大字菅生字仲津留かと推定するが、裏付史料がない。

以上の外、埴田名・直毛名・田北名・泉名の四名については、史料なく比定地未詳である。此等を除き比定地判明のものは、竹田市の中部以北と西部の荻町、及び北部の久住町等が直入郷で、竹田市南部の入田郷域とは截然たる区別がある(図参照)。

(四) 同朽網郷

『豊後國風土記』では「球罩郷」と書き、郡の北にあると記されている。郷名の起こりは、景行天皇行幸の時、蛇おかみ雷のいる泉水で御供を炊おごうとした事から、泉おかのいずみとして使用を禁じたことに発し、訛おって球罩郷となった、と説明している。「倭名類聚抄」⁽¹⁾「高山高山」⁽¹⁾には「松納」とあるが、これは「朽網」の誤写であろう。例外的に「久多見郷」と記されている場合もあるが⁽²⁾、^(号一四)、おそらくこれは単なる音の借用に過ぎないものと思われる。

当郡には、景行天皇の九州巡幸の時の伝承が極めて多い。柏原郷には禰ね疑野・蹶けい石野等があり、当郷内の宮處野みやこのは、天皇が土蜘蛛を征伐された時、この野に行宮を起こされたのでこの名がある、という。

弘安八年(一二八五)の「田代注進狀案」には、

朽網郷四十町田北、朽網、地頭朽網兵衛尉泰親法名善心、

とあり、面積は四十町の小郷である。郷の北東部に当る田北(田北村ともある)を、「朽網畑」と呼ぶというのである。

郷の西北部に当る阿蘇野地域(現大分郡庄内町)は、南北朝期には直入郷つきたりの付として同郷の支配に属した(述既)。直入郷が守護直領として、大友守護家の知行に属した結果であろうことは後に述べる。

当郷には、莊園・公領の区別の記載がないのは、「圖田帳注進狀」の不備によるものと思われるが、郡末に記し領家のないところをみると、一応国衙領とすべきであろう。直入郡二百七十町全体を「太宰府御神領」とする「圖田帳案」の記載は、面積関係の不整合がある上に、既述の清涼寺領とも競合重複するので採り得ないことは前に指摘した(直入郷条)。ところが当郷史料編集終了後、左の「太宰府天満宮文書」のあることに気付いた(補遺一号)。それは文安五年(一四四八)ごろの「大鳥居氏所領注文」で、豊後国朽網郷が「神役廿餘貫、神馬二疋也、但近年信善代より三貫文、神馬一疋」の通り、大宰府神社領として神役を勤仕している、という内容である。これは、当郷が同神社領たることを裏付ける決定的史料となるものである。

江戸時代の伝承を集録した「救民記」によると(補遺四号)、次の通り記されている。

救民の山野城(現久住町都野地区)は朽網氏の築くところで、これを「サカサマガタケノ城」(倒竹城)とか、「ネブチガ城」(根鞭城)というのは、菅原道眞公が太宰府から日向国法華嶽(諸縣郡内、現国富町深年)に参詣の時、宿所に竹の枝を倒に指したのが根づいたものである。道眞の息所に天満宮を建てて崇めたのが救民十六所叢祠で、城主朽網氏が供田として「シトギ田」を寄進した。これを「天神免」ともいう。右の各祠から賽神銭一貫文宛を出し、すべて十六貫文を小久保・河原の両祠に集めて太宰府に献上するのが古例で、朽網氏滅亡後も竹下・大久保両氏がこれを実施したが、慶長末から断絶した(取意要約)。

菅神来往の伝説は、当郷が太宰府神社領となり、同社神官等が所務のため来郷したこと等の伝説化したものと思われ、その宿所は莊家や郷政所等の痕跡であろう。十六の天神末社單位に賽神銭を一貫文宛、計十六貫文を小久保・河原の両祠に集め、大宰府に献上したが慶長末年以後絶えたというのも、莊園制の収納機構の名残りを止め、

荘園制崩壊とともに廢絶したことを示しており、まことに興味が深い。

試みにかつて太宰府神社の末社の分布を調査したが、直入郡内でも現直入町方面が最も濃厚であるという結果を得た。⁽⁴⁾中には江戸時代の勧請もあるかと考えるが、大宰府神社領時代の末社の伝統を継承するものであることは否定できない。

以上の通り、当郷が大宰府神社領であることは疑いないが、直入郷等と同じく一宮由原八幡宮の祭例等に国衙役を勤仕している事実に徴して、やはり国半不輸領と解すべきであろう。⁽⁵⁾

注

- (1) 『元和古活字那波道圓本』では「三宅 直入 三宅」とあり、三宅が重出するのみでなく、尚二郷不足する故、採らな
いことは既述。
- (2) 『日本書紀』景行天皇十二年冬十月条に「求多見邑」とあり。これも音の借用か。
- (3) 三河国鳳来寺・越後国米山薬師と共に、日本の三薬師として知られる。
- (4) 直入町・大分郡庄内町大字阿蘇野・久住町を合した旧朽網郷に四十八社、残り直入郷に二十八社である。『くじゆう総
合調査報告書』一七〇〜一頁（大分大学教育学部、昭和四十三年三月発行）参照。
- (5) 拙稿「豊後国衙領と大友氏」（『増訂豊後大友氏の研究』（第一法規出版、昭和五十七年十二月））では朽網郷は公領かと
したが、今ここに改めて国半不輸領と訂正する。

三 地頭領主制の展開

(一) 緒方荘と大友氏及び国人衆

平安末期の当荘々司は緒方惟榮であったが、文治二年（一一八六）十一月九日宇佐宮焼打の咎により没官遠流され

た(三〇・三一)。(三三三号)。その跡職の給主は未詳であるが、或は鎮西奉行に補任された天野遠景ではなかったかと推定する(三六号)。天野遠景の解任後は、その跡職に補任される中原親能を経て、大友能直に相伝したのではなかるうか。弘安の「豊後國圖田帳案」で、当莊二百八十町の地頭職が大友兵庫入道(頼泰)の所領となっている事実から逆推すれば、如上の相伝関係を自ら想定せざるをえない。

南北朝期貞治三年(一三六四)の大友氏時、永徳三年(一三八三)の同親世の「所領所職等注進狀案(四九号)」でも、当莊は何れも一貫して守護領として、大友惣領家に相伝されている。これは惣地頭職であるが、南朝絶対優勢期には、智田名・貞次名・小川名等が征西將軍から阿蘇惟武等に宛行われたこともあるが(四六号)、大友氏の支配権は動かなかった様である。

天正五年(一五七七)の「当莊間別調注文」によれば(四四号)、当莊の名は、原尻名・廣貞名・草深野村・軸丸名・耳志野名・日小田名・河宇多名・知(智)田名・久土知名・野中名・徳丸名・庄内村・打越名・正用名・馬背戸名・小河名・宇田枝名・上自在名の十八名(うち村二)から成る。大友氏は室町時代から戦国期にかけて、奥嶽・三代・植田・久保・右田・志賀・衛藤・合沢・工藤・首藤等の国人衆に預けて知行させている。このうち有力在地領主を政所に任じ、下地遵行等の任務を遂行させている。頭初からであるか否かは未詳であるが、後には「両政所」とあり、二人制となっている。文明年間は齋藤繁利がそれらしく(八九号)、のちには久保・原尻・入田氏等のうち二人が任命されていたらしい(二一三・二四四号)。

天正十四・五年(一五八六・七)の薩軍豊後侵入時には、南郡(大野・直入両郡)衆は大友氏に叛いて敵軍に内応した(二一〇号)、当莊の場合一部は投降したものの(二六四号)、他は必ずしもそうではなかったらしい。

(二) 直入郷と両志賀氏

鎌倉時代初頭郷司であったと考えられる直入惟友が没官配流された跡職が、のちに大友氏の所領として相伝されたいこと、弘安八年(一二八五)段階に地頭職が大友頼泰領となっていること等(九・一)、緒方荘の場合と同様である。しかも南北朝貞和三年(一三六四)の大友氏時、永徳三年(一三八三)の大友親世両者の「所領所職等注進狀案」でも守護領となっていること等、緒方荘の場合と全く揆を一にする(二五・一三六号)。

ただ氏時時代に、「同國直入郷付田野阿蘇野」とあって、直入郷を越えて玖珠郡飯田郷田野及び直入郡朽網郷の西北部阿蘇野地区(現大分郡庄内町)にまで拡大されていることは(述既)、前者と異り注意を要する。南北朝以後の直入郷は守護大友氏の直轄領であり、拡張された旧朽網郷に属する白丹名・久住名を通して、さらに北方に越境拡大されたものであろう。阿蘇野はこの久住地域の東北境の山岳地帯、阿蘇野に接して玖珠郡飯田郷に属する無人の草原地帯である田野(餅的の伝説地)がある。守護から守護大名、さらに戦国大名へと上昇する大友氏の地域権力集中過程の一現象であらう。

大友氏(親世か)は応安二年(一三六九)、庶家である隣庄大野荘志賀村の志賀氏房に、当郷代官職・検断職を、松本合戦の恩賞として預けた(六二号)。鎌倉朝の分割相続と下地中分等によって経済的困窮に陥った志賀氏は、当郷に移り騎牟礼城に本拠を移した(六二号)。その後康暦元年(一三七九)同城を召し上げられる等、やや動揺が続いたが、「一所けんめい」の地として永享十二年(一四四〇)大友親綱の頃から両職ともに安堵され、のち竹田の岡城を拠点として在地領主制の基礎を確立していった(同上)。

大友氏は二百四十余町以上の当郷を、四十六人以上の国人衆に分給して知行させたが(述既)、志賀氏(親守)が下地

打渡しを行っているのを見ると、政所の機能も果したらしい(一八〇号)。それと共に、志賀氏も大友氏から葎原名五十貫文(九〇号)、郷内十六貫文(五号)等を預けられ、天文十九年(一五五〇)二階崩れの変の功で入田十二名内三十貫文(一三三号)、弘治二年(一五五六)小原鑑元退治の功による国中三十貫文(九三三号)、翌年秋月文種反乱鎮定による豊筑百五十貫文と、飛躍的に給地は拡大した。大友宗麟時代には「当国第二位」の大領主といわれ(一九〇号)、天文十九年(一五五〇)壬五月から、志賀親守(道輝)は大友氏加判衆に名を列ね、子親孝へと継承されている。

志賀氏の庶家近地禪季の系統も、五代義天が元徳二年(一三三〇)に直入郷白丹名の南山城に移居したという(付録)。白丹名も直入郷内で大友氏の直轄領であり、対菊池戦に備えるため、大友惣領家が配置したものであるという(二)。南山城築城の時期は、元徳説よりも康応年中(一三八九〇)説が正しいらしい(三)。白丹志賀氏は南山城を中心として領主的発展を遂げ、岡城の志賀惣領家を北志賀氏というに對し、これは南志賀氏と呼ばれる様になり、この両志賀氏は南郡の二大領主となって発展した。

ところが、天正十四・五年(一五八六・七)の島津軍侵攻の際には、北志賀氏の親守(道輝)・子親孝(道益)及び南志賀氏の鑑隆(道雲)・鎮隆ともに薩軍に内応したが(二一〇号)、北志賀氏の親孝の子親善(次)は独り岡城を死守したのみならず、しばしば城外に出撃して敵軍を悩まし、豊臣秀吉から激賞された(二〇七・二〇九号)。大友氏滅亡後、親善は安芸福島正則に仕え(二二七号)、転じて備前小早川秀秋に臣事し(二二二号)、更に子孫が肥後細川氏に仕え明治に至った。著名な「志賀文書」は、この親善家に伝わったものである。

注

(1) 「北里文書」天文十九年閏五月十六日大友氏加判衆連署奉書(増補訂正編年大友史料)一九、八一号。

(2) 竹田市史刊行会編『竹田市史』上、四九頁(同会刊、昭和五十八年三月)。

(3) 同右。

(三) 入田郷と大友出羽氏及び入田氏

弘安八年(一二八五)段階では、直入本郷と入田郷の地頭は大友頼泰で、守護領であることは前に指摘した。頼泰は当郷地頭職を四代親時に譲り、親時は長子貞親(五代)と次郎泰親(後改秀直)に半分宛を譲与したらしい⁽¹⁾。

貞親は子がなく、末弟季貞を養子として、延慶四年(一三一〇)入田郷半分と、玖珠郡帆足郷大隈村(付くほたの村)とを譲与した⁽¹⁷⁾。惣領は弟貞宗(六代)で、異国警固役等は嫡家貞宗の命に従うべしと定めている。貞親は出羽守であったので、養子季貞から出羽氏を称することになる⁽¹⁹⁾。季貞は文保元年(一三一七)所労危急のため、子慶寿丸(宗雄)に譲り⁽¹⁸⁾、宗雄は暦心五年(一三四二)と康永二年(一三四三)、再度にわたって子息千寿丸(宗房)に譲与している⁽²³⁾。宗雄は幼少の千寿丸を残して死去したので、後家尼玄珠が志賀氏房の援助を得て安堵御教書下付に努力した⁽²⁷⁾。玄珠は志賀氏房の引立に報いるため、安堵の上は一名を氏房に進じ、千寿成人の後も志賀殿の扶持を蒙るべし、と定文を記している⁽²⁹⁾。後の「志賀頼房請文案」に、出羽季貞跡を降参半分の法に依り返付を請う京都沙汰に就き、入田氏二代泰頭が掠領する事等があった場合、頼房が一味同心退治を加えるところを見ると⁽³¹⁾、同族入田氏の違乱を受けたらしい⁽²⁾。出羽宗房は正平十三年(一三五八)、所労火急のため、志賀黒法師丸を養子として所領を譲与したが⁽³⁴⁾、以後出羽氏の記録が全く見えなくなるのは、同氏が志賀氏に吸収されるに至ったことを思わせる。

貞親の弟泰親(後改秀直)に対する讓状は伝わらないが、年末詳大友氏泰注進状案によると⁽²⁰⁾、入田士寂(泰親)

跡所領は、入田郷半分・肥後国隈牟田荘地頭方半分・筑前国香椎社領隅郷等とあり、泰親(土寂)⁽³⁾が入田郷半分地頭職を譲得していた事は疑いない。彼はこれから入田氏を称するようになる。ところが入田土寂は建武三年(一三三六)甥大友貞順らと共に、玖珠城に籠って足利方及び大友惣領家に抗戦し(補遺一・二号)、同年玖珠城において戦死した(二〇号)。大友家の惣領職を弟貞宗に与えられたことに對する不満からであろう。以上の結果入田土寂(泰親)の所領は没官せられ、大友出羽藏人入道正全(泰能)⁽⁴⁾に給付せられた(二〇号)。この時出羽季貞跡入田郷半分等も、同じく出羽正全(泰能)に給せられたのは如何なる理由か判明しないが、その返付をめぐって入田泰頭の競逐望乱が続くことになる。出羽氏は志賀頼房の援助によって安堵されるらしいが、入田氏の場合は結末は未詳である。南軍優勢時代に、入田・小川が征西府から討伐の対象となり、阿蘇大官司(惟武)に宛行われているのを見ると、足利方から安堵されたのではなからうか。ただし、入田氏もこれからしばらく歴史の前面から消え、その動静を伺いえない様になる。

入田氏が再び歴史上に現われるのは、大友義鑑の世大永から天文初年にかけてである。天文七年(一五三八)の「大友氏家臣等連署願文」の交名中に、入田弥十郎・入田右衛門大夫親廉・入田掃部頭親誠(親実)の三名の名が見える(五六号)。入田氏が当郷を保持し、領主制を拡大しつつあることが判る。大永八年(一五二八)ごろから入田親廉は大友氏加判衆に名を列ね、二階崩れの変まで続くようである(五八七号)。彼が加判衆に列し、子親誠が義鎮の傳役を命ぜられた事等、大友氏重臣に上昇したことを物語るが、親誠が義鎮の廢嫡隱謀に加担して滅ぼされ、所領は没収された(六七七号等)。

親誠の子義実はず々の身となったが、大友義統に召し返されたものの、所領が元の如くならなかったのを意恨に思い、天正十三年(一五八五)祖母山の支峰緩木岳に城を構へ、南の日向高千穂の三田井氏を介して島津軍に内通した。

両志賀氏その他南郡衆をも誘引し、天正十四年（一五六六）十月島津軍を豊後に引き入れたのも彼であった（七七号）^{（七七号）}。豊臣秀吉の出陣によって島津氏も降参したが、義実は薩州に走り、のち日向国諸県郡に采地を与えられて居住した^{（付録）}。

入田氏の居城は、同郷矢原村^{（大字入田 字矢原）}の津賀牟礼城で、『豊後國志』では親実の築城とするが^{（八九号）}、「入田系図」では初代泰親とし^{（付録）}、合致しない。今後の検討が必要である。

注

- （1）泰親に対する讓状はないが、彼が入田郷半地頭職を有したことは後述する。
- （2）出羽季貞跡に対する降参半分の法とは、季貞は文保元年（一一三一七）に所労危急で子慶寿丸（宗雄）に所領を讓っている、彼の降参とは考へられない。とすれば、その子孫の誰かが一時的に南軍に従ったのであろうか。
- （3）入田土寂を初代泰親に比定するのは、『南北朝遺文』九州編一、九〇五号による。
- （4）大友出羽藏人入道正全の系譜関係、及び何故彼に入田氏及び出羽氏の所領が給付せられたか、何れも史料を欠き未詳。
- （5）「大鳥井文書」天正十八年正月十九日大友氏加判衆連署書狀（『増補訂正編年大友史料』一八、四〇六号）。

（四） 朽網郷と朽網氏・田北氏

「大神系図」によれば、大野家基の末子親基を朽網六郎と称し、子親泰と続いている^{（一六号）}。平安末期の朽網郷々司は、この大神系朽網氏であったものと思われる。ところが「救民記」によれば、中原親能が大友能直に供奉して下向し、朽網郷倒竹山に築城して居り^{（山野城）}、朽網氏を称した、とある^{（補遺九）}。大神系朽網氏の跡を、親能の系統が嗣いだとする事に対する裏付史料は不十分であるが、後の情況判断からはその可能性が強い^{（二）}。

嘉禎二年（一一三六）大友寂秀^{（二代親秀）}は、二男観音丸に朽網郷田北村・速見郡山香郷地頭職以下を讓っている。こ

れらは親父故能直からの相伝の所領とある(号八)。ところが弘安八年(二二八五)の「田代注進状」では、「朽網郷四十町田北、朽網、地頭朽網兵衛尉泰親法名善心」と見え、朽網泰親の地頭職が確認されるだけである。「田北、朽網」とあるのは、「朽網郷内の田北を朽網畑と云う」という意味であろうが、田北氏の地頭職が見えないのはどうしてであろうか。

「大友田北氏系図」(付録)では何等の記述がないが、大友義一蔵本の「田北氏系図」によると、三代頼廣の条に、「永仁元癸巳年二月十五日、殺害叔母夫三浦四郎、觸鎌倉將軍惟泰親王之怒、同年十一月十六日被召上⁽³⁾所領、正安二庚子年六月廿四日他界、彼跡大友頼泰入道道忍管理之」とある。頼廣の没官は永仁元年(一二九四)十一月のことであるから、「田代注進状案」の場合は他の理由による没官、ないしは脱落と考える以外はない。⁽⁴⁾しかし貞和二年(二三四六)の「田北氏所領文書目録」によれば、嘉禎讓与以来、建武三年(二三三〇)に至る讓状・下文・御教書を記しており、すでに還付されているらしい(号一)。観心三年(二三五二)平田^北泰直の讓状によると、父大炊又太郎入道⁽⁵⁾賢(親廣)の讓りを得たもので、これを嫡子孫太郎氏直に譲るとある(号一五)。道賢(親廣)は頼廣の子であるから、道賢の時に旧領を安堵された可能性も考へられる。

田北親廣(道賢)は正慶二年(一三三三)三月、尊氏の軍勢催促に従って上洛し、軍功により肥後国菊池郡西郷・豊前国田有原村を恩給された、という(付録)。

朽網郷の総地頭ともいえる朽網氏の動向は、「弘安注進状」に朽網泰親(善心)が確認される以外、未詳の所が多い。建武三年(二三三六)の京都唐橋烏丸合戦の大友軍に朽網二郎の名が見えるので(志賀文書)、惣領名代大友貞載に従って出陣し、足利方として行動したことは疑いない。ところが正平二年(一三四七)になると、「恵良惟澄一族等恩

賞所望欠所地注文案」の中に朽網郷が見え、南軍に没収されたらしい(一二号)。降って貞和六年(一三五〇)には、九州に下向した足利直冬によって、久多見二郷跡である当郷が詫磨宗直に宛行われている(一四号)。さらに永和元年(一三七五)には、朽網郷半分(朽網次郎・同与三左衛門入道跡)等が、足利義満から大友親世に宛行れるという如く(一九号)、朽網氏の動向は極めて不安定である。今川了俊が永徳二年(一三八二)、都甲新左衛門尉に朽網城攻めの感状を与えているのは、朽網氏が南軍の攻撃を受け宮方に従ったためという(二二号)。永享八年(一四三六)には朽網宮内少輔跡拾貫文が、姫嶽堪忍の忠賞として、大友親重から若林氏に預けられているのを最後として(二八号)、しばらく歴史の表面から名を没することになる。

田北氏は、道賢(親廣)から譲渡された所領を、観応三年(一三五二)子泰直が嫡子氏直に譲渡した(一五号)。ところが正平十一年(一三五六)大友氏時は、田北彦太郎(泰直)に対し、庶家の六郎次郎、六郎太郎(頼氏子)等が大友氏宗に与同している事を理由に、その分領を押し置き、其の身を見合いに従い退治する様命じた(補遺一号)。こうした嫡庶の分裂敵対は室町期永享八年(一四三六)の姫嶽合戦でも見られ、親増は大友持直に党して籠城し、子宮徳丸(親忠)が寄手幕府軍に加担するという事態を招いた(六卷目六卷目)。文明十八年(一四八六)大友政親は、田北村惣領分田北親載跡を、賀來社(由原宮)に寄進した(三四号)。田北惣領分が大友氏から欠所されていたものと考えられるが、その背景は未詳である。親載の叔父である親嗣(親忠・宮徳丸弟)の時、庶家城後田北氏を立てるが、同氏の所領は大友材親(義右)によって安堵されている(三九号)。

明応年間に至って大友惣領家では十六代政親と嫡子材親(親豊・義右)との不和が生じ、家臣が両派に分れて抗争する一大危機に直面する。政親の従兄弟に当る大聖院宗心が大内義興に寄食し、大友家督乗取りを策した隠謀であ

るといふ。政親が朽網郷や阿南莊滝河内等に逃れたのは、朽網繁貞・市河親清・田北氏等が政親党であつたからである。(補遺四号)、当時朽網繁貞は市河親清・本庄繁榮らと共に、大友氏加判衆に任せられていた。(8)結果的には義右は毒殺せられ、政親は筑前立花氏を頼つて逃れる途中、大内氏の家臣に捕えられ、長門舟木地藏院で自殺させられた。この内紛で田北一門・朽網繁貞ら両方の武士五百人が討死したとある。(同上)。

この内乱を鎮定したのが政親の弟親治(大友十)で、田北親載の子六郎(親幸)は親治に従つて讒者退治に忠節をつくし、感状を与えられている。(同五六号)。

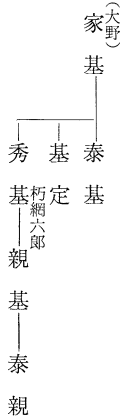
親統治下では、朽網繁貞の子と思われる親満が加判衆の一人として活躍するが(四六号)、彼もまた大聖院宗心に加担し、隠謀人として成敗を受ける。(五三〇号)。その発端は永正十三年(一五一六)半ばで、内紛は同十六年ごろまでの大友親敦(義鑑)の初政にまで及び、一味の蠢動の範圍は玖珠郡松木・大分郡高崎城から、豊前・筑前・肥後・日向の広範圍に亘つた。(9)ところが朽網氏旧臣古庄氏の愁訴によつて朽網氏を嗣いだ鑑康(宗歴、入田親廉三子市正)が、大友宗麟治下永祿十二年(一五六九)から加判衆に列し、天正十四年(一五八六)の島津軍侵入まで続くのも不思議である。この戦争で、鑑康は子鎮則とともに敵軍に降服し同氏は滅亡した。(10)

田北惣領家は、大友義鑑の初政大永八年(一五二八)から田北親員が加判衆となり、義鎮の初政から子鑑生が嗣いだ(増補訂正編年大友)。ところが鑑生の子鑑重(鑑富・紹鉄)は、天正八年(一五八〇)大友家に叛いて隣郷(大分郡阿南莊)熊牟礼城に籠り、敗れて遁走の途中、日田郡五馬莊井手口村で日田郡衆と戦つて自刃した。(一六三三号)。これより先、鑑重には子なく、弟鎮周を養子としたが、天正六年(一五七八)の日向高城合戦で戦死したので、大友一族吉弘統幸の弟統員を嗣として、家を継がせた。(付録)。統員は大友氏滅亡後、吉弘を称して筑後柳川の立花氏に仕えた。

顧れば、当郷ほど在地領主の発展過程に起伏があり、戦国大名として地域権力に上昇する大友氏の前進に、致命的ともいえる数々の打撃を与えた地域は、それほど多くはない。入田郷もその一つであり、大友庶家田原氏の蟠居する国東郡も同じで、すべて大友庶家がいわば藩屏として在地した本国^(H)辺境の要衝である。朽網郷はそうした意味で、謀叛人朽網・田北氏の跡を優免安堵したものらしいが、究極において辺境の成りとはなりえなかった。大友氏の封建制は血縁的封建制の段階に止まり、地域的封建制の域にまで成熟していなかったことを示す適例を、朽網郷に見うる様に考えるが、尚今後の精査が必要であろう。

注

(1) 「都甲文書」の「豊後大神氏系図」(『大分県史料』九)は次の通りで、若干異っている。



(2) 朽網氏が加判衆になり、朽網親満が「藤原姓」を自称したことが事実とすれば『増補訂正編年大友史料』一三、一三〇・一四〇・一四一号)、而して又、親満滅亡後旧臣古庄氏が義鑑に愁訴し、入田親廉次子市正を入れて跡を嗣がせ鑑康(宗歴)とした如き事実から推測すれば、可能性が高い。

(3) 『増補訂正編年大友史料』三三所収。

(4) 『直入町誌』は田北氏の所領を朽網氏が代官として支配し、田北氏の不知行が五十年以上に及んだため、権利を喪失したためか、と推定するが如何であろう。

(5) 田北隆信本「大友田北氏系図」では(付録一)、時泰—親廣とあって一致しない。

(6) 『直入町誌』一四三頁。

(7) 「城後田北氏系図」(『増補訂正編年大友史料』三二、二九号)。

四 参考文献

- (8) 「三代文書」めいおう二年三月廿二日大友氏加判衆連署奉書(同上二二、二八一号)、「志賀文書」明応二年乙卯九月十日大友氏加判衆連署奉書(同四五五号)。尚市河親清は、阿南荘方面の武士ならんという(『増補訂正編年大友史料』一二、二〇〇頁)。
- (9) 朽網親満は、最後は筑前方面に逃走したらしい(二〇号)。尚「朽網親満」(『戦国大名家臣団事典』西国編、二四七頁)参照。
- (10) 「朽網鑑康」「朽網鎮則」(『戦国大名家臣団事典』西国編、二四七、八頁)。
- (11) 但し、田原氏の場合は大友惣領家から分封されたものではないが、結果的にはそうした意味をもったと云ってもよからう。

(一) 郡市町村史誌

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| (1) 古沢丈平編 | 『大野郡々々史』 | 日豊時報社発行 | 大正十四年十月。 |
| (2) 牧口村編 | 『牧口村誌』 | 牧口村発行 | 大正十四年二月。 |
| (3) 緒方村編 | 『緒方村誌』 | 緒方村発行 | 昭和九年七月。 |
| (4) 波多野政男編 | 『續緒方町誌』 | 緒方町発行 | 昭和三十三年十月。 |
| (5) 清川村誌刊行会編 | 『清川村誌』 | 清川村長加藤久発行 | 昭和五十四年四月。 |
| (6) 直入郡教育會編 | 『直入郡志』 | 同会発行 | 大正十二年二月。 |
| (7) 北村清士編 | 『直入郡全史』 | 同人発行 | 昭和八年八月。 |
| (8) 大分県編 | 『豊後國直入郡村誌』 | | 昭和四十四年。 |
| (9) 工藤宗馬著 | 『城原村小誌』 | 工藤宗馬発行 | 昭和三年。 |

解説

- (10) 「下竹田今昔」刊行委員会編『下竹田今昔』 同委員会発行 昭和五十年八月。
 (11) 竹田市史刊行会編 『竹田市史』上・中・下 同刊行会発行 昭和五十八年三月～六十二年二月。
 (12) 荻町史編集委員会編 『荻町史』 荻町発行 平成三年五月。
 (13) 久住町誌編集委員会編 『久住町誌』 久住町発行 昭和五十九年三月。
 (14) 直入町誌刊行会編集委員会編『直入町誌』 直入町誌刊行会発行 昭和五十九年七月。
- (二) 莊園・公領

- (1) 渡辺澄夫「豊後国衙領と大友氏」(増訂豊後大友氏の研究)第一法規出版株式会社発行、昭和五十七年十一月。
 (2) 森 猛「清涼寺と直入郷」(『竹田市史』上、第十章) 竹田市史刊行会発行 昭和五十八年三月。
 (3) 森 猛「豊後国直入郷と領家清涼寺」(『史学論叢』一八) 別府大学史学研究会 昭和六十三年五月。
 (4) 橋本操六『竹田市史』上、「中世史」 竹田市史刊行会発行 昭和五十八年三月。
 (5) 芦刈政治「国領朽網郷」以下(『久住町誌』古代・中世) 久住町発行 昭和五十九年三月。
 (6) 橋本操六『直入町誌』「古代・中世」 直入町誌刊行会発行 昭和五十九年七月。
- (三) 神社・寺院・宗教

- (1) 『姥嶽大明神尊伝記、附穴森伝記』(木版) 未詳。
 (2) 蛭雪庵人寫 『直入郡』諸社由緒累蒐』 明治四十四年辛亥一月。
 (3) 佐藤満洋「豊後国朽網郷の切子丹資料」(『大分県地方史』二九・三〇) 大分県地方史研究会、昭和三十八年八月。
 (4) 田北暢舟「下田北のキリシタン墓」(『大分県地方史』七八) 大分県地方史研究会、昭和五十年九月。
- (四) 人物・系譜

- (1) 工藤實馬 『南志賀氏』 工藤実馬発行 大正十四年。
 (2) 田北 学「朽網親満之乱」(『大分県地方史』一七～二〇合併) 大分県地方史研究会、昭和三十四年正月。
 (3) 北村清士 『救民発敗記』 北村清発行 昭和三十六年六月。

- (4) 田北武春編『豊後国山香郷における大友田北氏史料考』大友田北氏史料刊行会発行、昭和四十三年三月。
 (5) 大分県教育庁管理部文化課編『大分県先哲叢書田能村竹田』一―四、大分県教育委員会発行、平成四年三月。
 (五) 文化財・美術・金石文

- (1) 緒方町教育委員会編 『緒方町の文化財』 同会発行 昭和五十四年三月。
 (2) 竹田市教育委員会編 『竹田の文化財』 同会発行 自昭和五十一年。
 (3) 萩町教育委員会編 『わが町の郷土文化』 同会発行 昭和五十四年。
 (4) 直入町教育委員会編 『ふるさとの文化財プロムナード』同会発行 平成四年三月。
 (5) 大分県教育庁管理部文化課編『大分県の文化財』 大分県教育委員会発行 平成三年三月。
 (6) 日名子太郎編『大分県金石年表』一―八(『史蹟名勝天然記念物調査報告書』六〇十三) 大分県史蹟名勝天然記念物調査会発行、昭和三年一月―同十一年三月。
 (7) 日名子太郎編 『大分県金石年表』 日名子泰蔵発行 昭和十五年七月。
 (8) 望月友善著 『大分の石造美術』 木耳社発行 昭和五十年九月。

(六) 民俗・郷土研究・其他

- (1) 柳田国男・鈴木清美編 『大分県直入郡昔話集』 三省堂発行 昭和四十八年。
 (2) 長山源雄 『豊後国直入地方の民間伝承』 昭和三十九年写。
 (3) 古庄賢士編 『郷土直入』一―五 古庄賢士発行 大正十年―十二年。
 (4) 直入古談会編 『直入古談』一―六 同会発行 昭和三十三年十二月―四十一年六月。
 (5) 竹田市史談会編 『竹田史談会報』一二―二八、同会発行 昭和三十九年―五十二年。
 (6) 大塚主著 『前岡城物語』 大分合同新聞文化センター発行、平成四年四月。
 (7) 「くじゅう」學術調査団編『くじゅう総合學術調査報告書』大分大学教育学部 昭和四十三年三月。
 (8) 大分大学教育学部編 『大野川 自然・社会・教育』大分大学教育学部 一九七七年三月。

あとがき

本史料集成の出版も、牛歩の歩みながら、七巻十冊を刊行しましたので、発足からすでに十年を経過したことになります。編者もいつの間にか八十才の坂を越へ、去る三月末日別府大学を退任いたしました。

しかしなお完結までには、八巻上（玖珠郡）と同下（日田郡・補遺）の二冊を残しています。日暮れて道遠しの感がないでもないですが、編者の実感としては、ようやく目前に曙光の気配を仰ぎ、完結の近いことに一息ついているというのが、いつわらざる気持です。

幸に今のところ健康にも恵まれていますし、息切れしないようじっくりと構へ、一日も早く完結を期する様微力を重ね、なおできうれば総括の小論をまとめ、総仕上げをしたいものと念じています。

購読者ならびに関係各位の御理解と、御支援を重ねて仰ぐ次第で御座います。

平成五年八月

編者

別府大学史料叢書第一期

豊後国荘園公領史料集成

渡辺澄夫編

- ◇一 (国埼郡一) 田染荘・田原別符
- ◇二 (国埼郡二) 来繩郷・小野荘・草地荘・都甲荘・真玉荘・白野荘・香々地荘
- ◇三 (国埼郡三) 国東郷・竹田津荘・伊美荘・岐部荘・姫島・武蔵郷
- ◇四上 (国埼郡四) 安岐郷・(速見郡一) 八坂荘・山香郷
- ◇四下 (速見郡二) 日出荘・大神藤原荘・朝見郷・石垣荘・竈門荘・由布院
- ◇五上 (大分郡一) 荏隈郷・勝津留・笠和郷・賀来荘・阿南荘
- ◇五下 (大分郡二) 植田荘・津守荘・判田郷・戸次荘・丹生津留畠地・高田荘
(海部郡一) 毛井村・大佐井郷・小佐井郷
- ◇六 (海部郡二) 佐賀郷・丹生荘・白杵荘・佐伯荘・柴山村
- ◇七上 (大野郡一) 大野荘・三重郷・野津院・井田郷
- ◇七下 (大野郡二) 緒方荘(直入郡一) 直入郷・入田郷・朽網郷
- ◆八上 (玖珠郡一) 長野荘・古後郷・山田郷・帆足郷・飯田郷 | 以下続刊 |
- ◆八下 (日田郡一) 日田荘・宇佐宮領常見名田五ヶ所・大肥荘・津江山・補遺

別府大学附属図書館発行

〒八七四一〇一 大分県別府市北石垣八二

電話〇九七七―六七―〇一〇一(代) 内線二三三

FAX〇九七七―六七―〇二一〇

残部僅少、現金書留か銀行振込にてお申し込みください。

A5判 上製 函入 各巻六五〇ページ前後 (付) 原色図版・大字小字表・地形図
頒価 第一巻一万二千元、二巻以下各一万八千元(税込 送料当方負担)

編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学教授を経て同大学名誉教授。現在別府大学客員教授、文学博士。

現住所―870大分市大石町四―三
主要編著書 大分県史料(共編)、大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎構造、大和国若槻庄史料一〜四(共編)、豊後国大野荘史料、増訂豊後大友氏の研究、豊後国田原別符史料、

豊後国 来繩郡・小野荘・草地荘・都甲地荘・真玉荘・白野荘・香々地荘 史料、

豊後国 東郷郡・竹田津荘・伊美地荘・岐部荘・姫島・武蔵郷 史料、

豊後国 安岐郡・八坂(上)郷 史料、

豊後国 日出荘・大神・藤原荘・朝見郷・石垣荘(同別符)・竈門荘・由布院 史料、

豊後国 佐賀郡・賀来荘・笠山郷 史料、

豊後国 和郷郡・津守荘(同別符)・戸次荘・丹生津留地・高田郷 史料、

毛井村・大佐井郷・小佐井郷 史料、

豊後国 佐賀郡・丹生荘・白杵郷 史料、

豊後国 大野荘・三重郷 史料、

野津院・井田郷 史料、

豊後国 緒方荘・直入郷・朽網郷 史料、

『別府大学史料叢書第一期』
豊後国

庄園公領史料集成七(下)

豊後国 緒方荘・直入郷史料
入田郷・朽網郷史料

平成五年十月十日発行

編者 渡辺澄夫

発行所 別府大学附属図書館
別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四一〇一

電話〇九七七(六七)〇一〇一(代表)

発行者 附属図書館長

倉田 紘文

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組
電話〇九七五(四三)一二一一